日野市議会会議録

平成７年第２回定例会

第10号～第16号

6月8日 開会

6月22日 閉会

日野市議会

日野市立図書館 ☎81-7354
1953371

平成７年　第２回定例会日程

６月　８　日	（木曜日）	会議録署名議員の指名、会期の決定、行政報告、諸般の報告、議案上程、請願上程
６月　９　日	（金曜日）	一般質問
６月１２日	（月曜日）	一般質問
６月１３日	（火曜日）	一般質問
６月１４日	（水曜日）	一般質問
６月１５日	（木曜日）	一般質問、議案上程、請願上程
６月２２日	（木曜日）	審査報告、議案上程

1953371

平成７年 第２回定例会 日野市議会会議録目次

○６月８日　　木曜日（第１日）

出席議員 …… 1
欠席議員 …… 1
出席説明員 …… 2
議事日程 …… 2
開会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 5
行政報告 …… 6
諸般の報告 …… 7

（議案上程）

議案第33号　日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について …… 7
議案第34号　平成６年度日野市一般会計補正予算（第４号）の専決処分の報告承認について …… 11
議案第35号　平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第３号）の専決処分の報告承認について …… 29
議案第36号　日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 31
議案第37号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 31
議案第38号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 33
議案第39号　市道路線の認定について …… 43

（報告）

報告第２号　平成６年度日野市立総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について …… 44
報告第３号　平成７年度日野市土地開発公社事業計画の報告に

ついて …… 48
報告第4号　平成7年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について …… 50
報告第5号　平成7年度株式会社日野市企業公社事業計画の報告について …… 52
報告第6号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 64
（請願上程）
請願　第7－6号　衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情 …… 66
請願　第7－7号　定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情 …… 66
請願　第7－8号　日野市消防団第7分団第1部器具置場、詰め所移転に関する請願 …… 66
散会 …… 67

○6月9日　金曜日（第2日）
出席議員 …… 69
欠席議員 …… 69
出席説明員 …… 70
議事日程 …… 70
開議 …… 71
（一般質問）
天野輝男議員
1．市立病院建て替えにつき問う …… 71
2．都道・国道で日野市の役割を果たせ …… 80
3．小・中学校の施設の改善・改築について問う …… 87
小島　久議員
1．日野市土地開発公社決算内容及び公有地利用計画について問う …… 91
板垣正男議員
1．青島知事の“公約を守る”は、民主政治の第一歩！

―― 都市博撤回、臨海開発徹底見直し、
二信組融資もってのほか ―― …… 108
2．市立総合病院建設の具体的日程と内容について …… 116
3．公共施設のタクシー乗り場など車寄せについて …… 124
4．日野台一丁目など耐震用防火貯水槽設置について …… 126
夏井明男議員
1．市長は、多摩平団地住民への公約を守って欲しい …… 128
2．生活環境の現状について …… 137
3．日野駅新改札口設置調査費の計上を …… 141
執印真智子議員
1．災害に強い市民
―― 日常的な助け合いの仕組みづくりを目指して ―― …… 148
散　　会 …… 169

○6月12日　　月曜日（第3日）
出　席　議　員 …… 171
欠　席　議　員 …… 171
出　席　説　明　員 …… 172
議　事　日　程 …… 172
開　　議 …… 173
（一般質問）
馬場繁夫議員
1．安心できる「長寿社会を築くため」に福祉行政を問う …… 173
2．安心できる「危機管理体制や震災対策促進」のため再び問う …… 189
一ノ瀬隆議員
1．市職員を大切に
―― 職員こそ市政推進の原動力だ ―― …… 197
奥住日出男議員
1．地域防災計画の見直しについて問う …… 216
2．市営の葬祭場建設について問う …… 226
中谷好幸議員

１．長びく不況から小規模事業者のくらしと営業を守れ …… 229
２．再度問う ――ミニバスなど市内の交通対策について …… 243
３．三沢・落川地域の浸水対策について …… 249
森田美津雄議員
１．教育と子どもの権利について問う …… 252
散　　会 …… 274

○６月13日　　火曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 275
欠　席　議　員 …… 275
出　席　説　明　員 …… 276
議　事　日　程 …… 276
開　　議 …… 277
（一般質問）
佐藤洋二議員
１．戦後50年　不戦の誓いも新たに …… 277
２．西平山土地区画整理について問う …… 290
江口和雄議員
１．下水処理場跡地など市有地の利用計画について問う …… 302
２．中央福祉センターなど既存施設のエレベーター設置について問う …… 311
渡邉馨鴻議員
１．区画整理地内の道路・下水道整備は、区画整理計画に先行して行うべきではないか …… 317
２．小中学校・幼稚園・保育園等の耐震調査の現状と今後の対策を問う …… 320
３．学校余裕教室開放二校の試行が始まったがその問題点と対策を問う …… 323
内田　勲議員
１．区画整理区域内に住宅を建てたい場合についての規則や手続きについて問う …… 328
鈴木美奈子議員
１．「いじめ」問題を克服し、子どもたちの人権と生命を守るために問う …… 353

2．女性の社会参加を、さらに進めるために、女性センターの活動強化と充実について …… 366
3．多摩平団地の建て替えについて …… 374
散　　会 …… 377

○6月14日　　水曜日（第5日）
出　席　議　員 …… 379
欠　席　議　員 …… 379
出　席　説　明　員 …… 380
議　事　日　程 …… 380
開　　議 …… 381
（一般質問）
沢田研二議員
1．スポーツ施設の一層の充実を …… 381
2．行政は市民の立場に立って、行政サービスを …… 391
吉冨正敏議員
1．21世紀への福祉ビジョンについて問う …… 404
2．多摩平地区のまちづくりについて問う …… 414
3．地域に根差した産業育成について問う …… 421
土方尚功議員
1．万願寺土地区画整理に関連して問う …… 425
橋本文子議員
1．高齢社会対策24時間ケアに向けて、緊急を要する痴呆性高齢者のケアについて問う …… 425
2．住環境重視のまちづくりをすすめよ（西平山について） …… 438
3．広報「ひの」に市民担当のスペースを提供して欲しい …… 447
竹ノ上武俊議員
1．新都知事のもと、都立美術館誘致・米軍横田基地撤去・圏央道反対など市民運動のあらたな展開を …… 447
2．七生養護学校などと地域交流について …… 460
3．倉沢周辺の自然保護について …… 464

散　　会 …… 471

○6月15日　　木曜日（第6日）

出　席　議　員 …… 473
欠　席　議　員 …… 473
出　席　説　明　員 …… 474
議　事　日　程 …… 474
開　　議 …… 477

（一般質問）

田原　茂議員

1．旭が丘地域に「交番・駐在所」の設置を！
——その後の取り組みを問う …… 477
2．「ボランティア元年」日野市としての取り組みを問う！ …… 484

米沢照男議員

1．市長の市民相談について …… 501
2．交通安全対策について …… 507
3．重度知的障害者の生活施設を日野市内に設置することについて …… 511

菅原直志議員

1．ごみとどう付き合うか？ …… 516
2．駅前で住民票がとれる！
そんな市民サービスを …… 527

佐瀬昭二郎議員

1．「子供たちのために、余裕ある教育活動の実現をめざして」 …… 534

小山　良悟議員

1．犬・猫糞公害防止条例の制定を求める …… 559
2．生コンプラント規模拡大に伴う公害対策について …… 565

（議案上程）

議案第41号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 569
議案第42号　平成7年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） …… 569

議案第43号　浅川右岸第六処理分区（７－２）工事請負契約の締結について …… 572
議案第44号　浅川左岸第四処理分区（７－１）工事請負契約の締結について …… 574
（請願上程）
請願第７－９号　大震災害発生時に直ちに緊急出動し得るよう、飛行基地及び部隊周辺地区にこれら部隊の基幹要員の待機宿舎又は借上宿舎を早期に設置することに関する請願 …… 576
散会 …… 577

○６月22日　木曜日（第７日）
出席議員 …… 579
欠席議員 …… 579
出席説明員 …… 580
議事日程 …… 580
開議 …… 585
（議案審査報告）　（総務委員会）
議案第１号　日野市環境基本条例について …… 585
議案第36号　日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 585
議案第37号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について …… 585
（厚生委員会）
議案第38号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について …… 586
議案第41号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について …… 587
議案第42号　平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号） …… 587
（建設委員会）

議案　第　39　号　市道路線の認定について …… 588
（取り下げ）　（総務委員会）
請　願　第６－９号　南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情 …… 589
（厚生委員会）
請　願　第６－７号　多摩平五丁目地区センター設立に関する請願 …… 590
（建設委員会）
請　願　第６－56号　日野市大坂上四丁目二十に計画されている分譲マンション「（仮称）クリオ日野弐番館」建築については、周辺居住者が同意するまで、建築を認めない行政指導を求める請願 …… 590
（請願審査報告）　（総務委員会）
請　願　第６－27号　消費税率の引き上げ反対を求める請願 …… 591
請　願　第６－42号　消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情 …… 591
請　願　第７－５号　日野市の震災対策に関する請願 …… 594
請　願　第７－６号　衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情 …… 594
請　願　第７－８号　日野市消防団第７分団第１部器具置場、詰め所移転に関する請願 …… 595
（厚生委員会）
請　願　第６－45号　安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情 …… 596
（継続審査）　（総務委員会）
請　願　第６－12号　真に国民のための公共事業推進を求める陳情 …… 597
請　願　第６－13号　真に国民のための公共事業を求める陳情 …… 597
請　願　第６－34号　日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情 …… 597
請　願　第６－51号　永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情 …… 597
請　願　第７－７号　定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情 …… 597
請　願　第７－９号　大震災害発生時に直ちに緊急出動し得るよう、

飛行基地及び部隊周辺地区にこれら部隊の基幹要員の待機宿舎又は借上宿舎を早期に設置することに関する請願 …… 597
（文教委員会）
請 願 第６－46号 学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願 … 597
（厚生委員会）
請 願 第６－22号 日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願 …… 598
請 願 第６－37号 犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情 …… 598
請 願 第６－44号 保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情 …… 598
請 願 第６－54号 診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の経営基盤安定化のための陳情 …… 598
請 願 第６－63号 日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願 …… 598
請 願 第７－１号 障害者小規模作業所に対する国庫補助制度の改善と充実を求めての意見書提出等に関する陳情 …… 598
請 願 第７－２号 お年寄りの入院時給食代の助成を求める請願 …… 598
請 願 第７－３号 トレーニング室設置に関する請願 …… 598
（建設委員会）
請 願 第６－15号 程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願 …… 598
請 願 第６－47号 豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願 …… 598
請 願 第６－57号 減歩の諸点について見直して下さいの陳情 …… 598
請 願 第６－58号 住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情 …… 598
請 願 第６－59号 ３・３・２道路幅を他地区並に28ｍとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情 …… 598
請 願 第６－61号 多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野

市「調整部会」に反映させるための請願 …… 599
請 願 第6－64号 清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願 …… 599
（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 599
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 599
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 600
（議案上程）
議員提出議案第3号 戦後五十年に際して平和を誓う日野市議会決議 …… 602
議員提出議案第4号 都市博中止を支持し、臨海開発の徹底的見直し、
2信組への融資とりやめを求める意見書 …… 602
議員提出議案第5号 オウム真理教の宗教法人解散を求める意見書 …… 602
議員提出議案第6号 日の出町谷戸沢処分場に関する意見書 …… 603
議員提出議案第7号 保健所・保健相談所の統廃合に反対し日野保健所
の存続を求める意見書 …… 603
議員提出議案第8号 安心して働ける看護婦制度の拡充を求める意見書 …… 604
閉 会 …… 604

6月8日　木曜日　（第1日）

平成7年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第10号）

6月8日　木曜日　（第1日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簇野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	企画財政部長	野中勝美君
総務部長	大崎茂男君	市民部長	田村丞子君
生活文化部長	小野宗市君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	福祉部長	藤本享一君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	加藤侃一郎君	管理課長	堀江勝利君
公園緑政課長	吉野恒夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	小俣雅義君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　田中住枝君

議事日程

平成7年6月8日（木）
午前10時開会

日程第1　会議録署名議員の指名
日程第2　会期の決定
日程第3　行政報告
日程第4　諸般の報告
（議案上程）
日程第5　議案　第33号　日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について

日程第　6	議 案　第 34 号	平成 6 年度日野市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告承認について
日程第　7	議 案　第 35 号	平成 6 年度日野市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告承認について
日程第　8	議 案　第 36 号	日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第　9	議 案　第 37 号	日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10	議 案　第 38 号	日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議 案　第 39 号	市道路線の認定について
（報　告）		
日程第 12	議 案　第 2 号	平成 6 年度日野市立総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第 13	議 案　第 3 号	平成 7 年度日野市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 14	議 案　第 4 号	平成 7 年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について
日程第 15	議 案　第 5 号	平成 7 年度株式会社日野市企業公社事業計画の報告について
日程第 16	議 案　第 6 号	議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について
（請願上程）		
日程第 17	請 願　第 7 － 6 号	衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情
日程第 18	請 願　第 7 － 7 号	定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情
日程第 19	請 願　第 7 － 8 号	日野市消防団第 7 分団第 1 部器具置場、詰め所移転に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第19まで

午後１時23分　開会

○議長（福島盛之助君）　これより平成７年第２回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において、

13番　宮　沢　清　子　君

14番　執　印　真智子　君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（天野輝男君）　議長の指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る６月５日、午後２時から議会運営委員会を開催いたしました。議案・請願の取り扱い、日程などの協議の結果、会期は本日より６月22日までの15日間と決定いたしました。

議案、日程の状況につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

なお、理事者側より追加議案の上程を予定しているとのことであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日から６月22日までの期日15日間と決定いたしました。

次に、日程第３に入る前に理事者から発言したい旨の申し出がありましたので、これを許します。助役。

○助役（前田雅夫君）　今年４月４日付の人事発令に伴う説明員の変更について御報告を申し上げます。

企画財政部長に野中勝美。総務部長に大崎茂男。病院事務長に高野英男。以上、よ

ろしくお願いをいたします。

なお、落合収入役及び桧山建設部長でございますが、入院加療中でございまして、欠席をいたします。必要に応じ、担当課長の出席をさせまして対応いたしますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　次に日程第３、市長から行政報告を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より1995年、平成７年第２回日野市議会定例会をお願いいたします。何とぞ御協力と御指導をよろしくお願いいたします。

市長の行政報告を申し上げます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より４件の報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます。

１、国土庁より「水の郷」の認定を受けたことについて。

政府国土庁より、本年３月22日付けで、本市を全国の中の「水の郷」として認定するとの認定証を受領しました。

これは、水環境の保全等の重要性について、広く国民にＰＲするとともに、水を守り水を活かす地域づくりの促進に資するため行われるとの主旨によるものであります。

今回は、水にかかわる優れた取り組みや特色を有する事例を対象として、全国で34地域の認定が行われ、都内では日野市のみとのことであります。

２、日野市医師会による訪問看護ステーション事業の発足について。

日野市医師会の自主事業として、「訪問看護ステーション」が、日野市休日準夜診療所の施設を拠点とし、５月１日より、業務を開始いたしました。

この「訪問看護ステーション」は、日野市保健福祉計画の中でも壮年高齢者保健施設として位置づけられ、老人保健法及び健康保険法にもとづき、自宅療養者を対象に、ホームドクターの指示によって看護婦が出向き、看護サービスを提供する国の制度によるものであります。

保健、医療をもって地域の在宅ケアを推進するしくみとして期待される事業であります。

３、株式会社日野市企業公社の発足について。

日野市企業公社は、1991年（平成３年）より市が施設業務を委託し、行政事務の能率向上を目的に発足させた任意団体でありましたが、法人化に向けて今年４月３日、株式会社の法人登記事務を実施し、正規に株式会社日野市企業公社として発足させたもの

であります。

今後、適切に業務委託をすすめ、所期の目的に機能させる所存であります。

４、ストックヤード予定の用地確保について。

平成６年第２回市議会本会議の行政報告で申し上げました、クリーンセンター隣接の国有地、京浜工事事務所所管管理地借用について協議しておりましたところ、このたび約2,500㎡の地積借用について了承が得られました。

今後、所定の手続きを経て、ごみ減量に関する資源物回収の一時保管場所として活用する考えであります。

以上、４項目につきまして御報告を申し上げ、議会の御理解、御指導をお願いする次第であります。以上です。

○議長（福島盛之助君）　収入役以下については、お手元に配付した報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより議案第33号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第33号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の改正により、日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成７年３月31日付けで専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（田村丞子君）　それでは、議案第33号、日野市市税条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正は、政党交付金の交付を受ける政党に対する法人格の付与に関する法律、地方税法の一部を改正する法律、租税特別措置法の一部を改正する法律が交付されました。それに伴いまして、改正をいたすものでございます。

改正内容につきましては、国で示します条例準則に従いまして整備をいたしております。専決処分は、３月31日にさせていただきました。

それでは、内容説明に入らせていただきますが、本日、資料といたしまして説明書をお配りしてございますので、それを御参照いただければと考えております。

固定資産の関係でございますが、固定資産税、都市計画税につきましては土地評価をした平成５年度以降の地価の下落に対応するため、現行の負担調整措置に加えまして、平成７年度、８年度の２年に限り、評価の上昇率に応じまして臨時的な課税標準の特例の措置を講ずる改正でございます。特別土地保有税につきましては、固定資産税の課税標準の特例措置が新設されましたので、それに伴う課税標準の算定方法の改正でございます。

それでは、新旧対照表によりまして御説明を申し上げます。16、17ページをお開きいただきたいと思います。30条でございますが、これは均等割の税率が規定されております。第２項の表の第１号中の、下欄にございますけれど法人等の区分に、次のページになります、18、19ページをお開きいただきたいと思います。政党交付金の交付を受ける政党に対する法人格に関する法律の施行によりまして、法人登記をして法人格を付与された政党は、法人均等割が課税されることになったという改正でございます。日野市には、現在課税の対象はございません。

次の20、21ページをお開きいただきたいと思います。付則第６条の２、次の22ページの上段にわたりますが、これは本条改正によりまして、新たに１条が加わった条文でございます。内容は、本年１月17日の阪神・淡路大震災によりまして、住宅や家財などの損害を受けた被災者の負担軽減を図るためのものでございます。本来は翌年の申告でございますが、平成６年において生じました損失の金額といたしまして、雑損控除の特例の適用が受けられるというものでございます。これは、平成６年分とするか７年分とするかは、納税義務者の選択でよいということでございます。ことし１件ございました。

22、23ページをお開きいただきたいと思います。付則第７条の第２項の改正でございます。これは配当控除が規定してあります。今回の改正で、租税特別措置法の改正に伴いまして、特定投資信託も配当控除の適用の対象とすることとされたものでござい

ます。

特定株式投資信託は、低迷している株式市場の活性化を図る観点から、新たな商品として導入されたものでございます。具体的には特定の銘柄、日経300指数を構成する銘柄のみに投資を設定し、それらの銘柄に連動する投資成果を目指し、受益証券を取引所で取引を行うので、株式の取引に起因したものであるために課税上の取り扱いにつきましても株式に準じた取り扱いとすることが適当とされたものでございます。その収益の配分について、配当所得と同様の扱いとして配当控除の適用対象とするものでございます。

次の、付則第11条の２でございます。読替規定でございます。これは、課税標準の臨時特例制度の新設に伴う読替項目の追加でございます。

次の24、25ページ、付則第12条でございますが、ここでは新たに１項を加える改正でございます。内容は、臨時特例によります負担調整率区分の矛盾をなくすための改正規定でございます。

次の付則第13条の４でございますが、これも新たに加える改正でございます。これは市街化区域農地にかかわる臨時特例による負担調整率区分の矛盾をなくすための改正規定でございます。

次の26、27ページでございます。付則第15条の２の改正でございますが、固定資産税の特例措置によりまして保有税の税額も変わるということでございます。

次の16条でございます。これは、軽自動車税の特例を定めた規定でございます。今回の改正によりまして、税率を軽減する特例措置を廃止することになりました。そのために条文を削除するものでございます。大変失礼いたしました。電気自動車の税率の軽減の特例措置を廃止するものでございます。電気自動車につきましては、公害対策の観点から昭和51年度に税率の軽減措置が講じられました。以来61年度まで延長措置を講じてまいりましたが、充電場所が少ない、走行距離が少ない、価格が通常のものよりも３倍になるという、普及率も低く、効果が認められないということで今回の特例措置を廃止するものでございます。で、日野市では電気自動車が２件ございます。次のページにも書いてございますが、4,000円が3,600円、いわゆる400円の特例の措置を廃止するものでございます。

次に28、29ページ、付則第17条の改正でございます。本条では、個人の土地の譲渡にかかわります長期譲渡所得の課税の特例を規定いたしております。今回の改正は、平成７年１月１日以後に行う土地の譲渡の分から適用し、そして譲渡益が4,000万円以下

の税率が６％から5.5％に引き下げられるものでございます。それがこの１項の改正でございます。

次に32、33ページ、付則第17条、これは次の上段にまたがりますが、第２項に新たな項を加え、改正前の第２項を第３項にし、第３項を第４項に順次繰り下げるものでございます。新たな第２項ですが、内容は第１項で税率が引き下げられたことによりまして２年に分割して土地の譲渡を行っても１回で譲渡した場合と同じ程度の税率を求めるという、いわゆる切り売り防止を第２項で規定しております。

なお、この措置の対象となる譲渡所得額からは、優良宅地の造成等のための譲渡と居住用財産を譲渡した場合の譲渡所得は除かれます。

次の34、35ページでございます。付則第17条の２の改正でございますが、ここでは優良住宅地の造成のために土地を譲渡した場合の課税の特例を規定しているものでございます。第１項、第２項とも付則第17条第１項の各号の規定にかかわらず、税率は100分の3.4に相当する額とする改正でございます。

次の36、37ページでございますが、付則第17条の３でございます。本条は、居住用財産を譲渡した場合の課税の特例を規定しているものですが、前条で説明したものと同様に、付則第17条の第１項の各号の規定にかかわらず、従来と同率の税率とするものでございます。

付則第17条の税率は4,000万円を基準としておりますが、この17条の３では6,000万円が基準となるということでございます。

次に38、39ページ。ここでは租税特別措置法の改正に伴いまして、条文の整理でございます。

次の40ページから47ページでございますが、21条から30条までは新条例の、臨時特例制度の新設によりまして、前文が入れかわった改正となっております。

それでは、９ページにお戻りいただきたいと思います。付則でございます。第１条で施行期日を定めております。平成７年４月１日施行。ただし書きで、30条の改正は平成７年１月１日から、付則第６条の２の改正は平成７年２月20日から適用するものでございます。

第２項でございますが、それぞれの施行期日をうたってございます。

次のページ、第２条でございます。ページは10ページから13ページにかかわりますが、第２条から第８条までは、各税目ごとの経過措置となっております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらさせていただきます。御承認のほど、よ

ろしくお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。小川友一君。

○7番（小川友一君）　今回、税制改正に伴って市条例の一部の改正がされたわけでありますけれども、いわゆる法改正に伴って市の条例を、内容に伴って条例を改正しなくてはいけない場面が多々あるわけでありますけれども、サイド的、いわゆる法改正に伴って速やかに法改正の行政対応をしていただきたい。内容については精査しているところでありますけれども、手続きの手法、改正の手法についてスピーディーに対応していただきたいということを意見として申し上げておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第33号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第34号、平成6年度日野市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第34号、平成6年度日野市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成6年度日野市の一般会計の補正予算第4号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成7年3月31日付けで専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億4,413万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44

4億8,069万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは、議案第34号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第４号）について御説明申し上げます。

まず、第１条でございます。ただいま市長から提案させていただきましたとおり、１億4,413万9,000円を歳入歳出の総額にそれぞれ追加をし、補正するものでございます。

次に第２条でございます。地方債の補正につきましては、３件の変更、１件の追加を行っております。専決処分日は、平成７年３月31日でございます。

今回の補正は、国の譲与税、交付金等の確定に伴うもの、国や都の支出金等の特定財源にかかわるものを中心に補正をさせていただきました。

恐れ入りますが、予算書の２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。第１表、歳入歳出予算補正のうちの歳入でございます。まず、第10款地方譲与税でございます。4,000万円余りの増となっております。次の15款利子割交付金につきましては、3,300万円余りの増となっております。

少し飛びまして、50款の国庫支出金。2,200万円余りの増となっております。それから、続きまして55款、都支出金でございますが、8,900万円余りの減となっております。

次の３ページ、65款の寄附金につきましては、6,400万円余りの増となっております。85款の市債につきましては、3,100万円余りの増となってございます。

恐れ入ります、次の４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。歳出につきましては、歳入の補正に伴って行っておりますので、基本的に歳出増の補正はないわけですけれども、総務費につきましては、財政調整基金及び寄附金をそれぞれの基金に積み立てるため、１億5,900万円余りの増額補正となっております。

民生費につきましても増額補正に700万円余りの増額補正になっておりますが、これにつきましては、事項別明細の方で御説明をさせていただきます。その他につきましては、事業の確定に伴う減でございます。

５ページをごらんいただきたいと思います。第２表、地方債の補正でございます。

今回の専決補正をさせていただきました地方債につきましては、すべて東京都の振興基金にかかわる補正のみでございます。金額等の確定に伴いまして限度額を補正させて

いただくものです。変更いたしましたものは、長沼橋架替事業にかかわるものでございます。これにつきましては、当初の事業費が5,570万でございましたが、これに充てる振興基金の財源として同額を計上してございましたが、年度末に、起債申請の時点で、長沼橋架替事業の負担金の確定が少しおくれておりまして、財源充当が過剰にならないようにということで、1,700万円まで限度額を減額補正させていただいておるものであります。

多摩都市モノレールにつきましては、これは端数を100万円単位に丸めるということで、東京都の指導に従ったものでございます。

日野緑地用地取得につきましては、これにつきましても都の振興基金で増額をさせていただいたものです。

追加につきましては、都市計画道路３・４・14号線の用地取得について東京都の振興基金を申請し、財源の確保をいたしたものでございます。

次に、９ページに移らせていただきます。歳入歳出予算事項別明細書でございます。総括表につきましては、冒頭で申し上げましたとおりでございますので、明細の方に移らせていただきます。

10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。歳入でございます。10款地方譲与税の関係でございます。地方譲与税につきましては３月の時点で、東京都の情報等によりまして減額が予定されるということで、6,600万円余りの減額補正をさせていただきましたが、その後確定をした結果、3,100万円余りの増ということになりました。自動車重量譲与税についても確定額に沿って増額補正したものでございます。

地方道路譲与税につきましては、若干の当初見込みを下回りました。129万4,000円の減でございます。いずれにつきましても、平成５年度の実績額とほぼ同額となったものでございます。

次に12ページ、13ページをお開き願いたいと思います。15款利子割交付金でございます。利子割交付金につきましては、３月の補正で２億4,400万円余りの増を見込み補正をさせていただきましたが、その後確定した数字で3,300万円余りの、さらに増となったものでございます。

恐れ入ります、次の14ページ、15ページに移らさせていただきます。自動車取得税交付金でございます。25款でございます。これにつきましては、やはり３月に2,000万円ほどの増が見込めるということで、東京都の方の情報に基づきまして増額補正をさせていただきました。その後確定いたしました結果、さらに1,700万円余りの増となった

ものでございます。

次の、30款地方交付税でございますが、この地方交付税は、特別交付税に当たるものでございます。昨年度とほぼ同額、2,801万円ということで確定いたしましたので、これに合わせて補正をさせていただいたものでございます。

恐れ入ります、次、16ページ、17ページに移らさせていただきます。50款の国庫支出金。これは対象事業費の増減による補正でございます。

次の18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。これらの事業につきましては、事業の確定に伴うもの等でございますが、19ページの中ほどより少し下、30節の生活保護費負担金でございます。これにつきましては、3月にいわゆる阪神・淡路大震災の影響ということで、国の交付額が減額をされるという、7年度に繰り延べになるという情報を得まして、6,600万円余りの減額補正をいたしました。その後、そのうち、ここに計上してございます5,284万4,000円については回復ができるということですので、増額補正をさせていただいたものです。

以下、事業の確定等に伴いまして、それぞれ数字が確定したものですので、少し飛ばさせていただきます。

22ページ、23ページをお開きいただきたいと思います。23ページの中ほど、これも事業の確定に伴って確定したものですが、小学校建設費補助金等につきまして、それぞれ大規模改造の工事に伴うもの、補助金の確定額に沿って補正したものでございます。

恐れ入ります、少し飛びまして26ページに移らさせていただきます。都支出金でございます。都支出金のうち都補助金、10項の都補助金。中ほどのものでございますが、総務費都補助金のうち、市町村調整交付金が7,900万円余りの減になっております。これにつきましては平成6年度当初、4年度交付額を基礎に当初予算を計上させていただきましたが、東京都の調整交付金の都予算が、東京都の財政状況を反映して、ここ2年ほど10億円ずつ原資が減額をされてきております。そうした影響もありまして交付額が減少しておりますので、それに伴って減額補正をいたしたものでございます。次の、15節の市町村振興交付金につきましては、1,960万円の増ということになっております。

それでは少し飛びまして、それぞれその他都補助金につきましては事業の確定に伴って、確定したものを補正をさせていただいておりますので省略をさせていただきます。

34ページに移らさせていただきます。60款の財産収入でございます。利子及び配当金73万1,000円。これ金額が少額でございますけれども、それぞれ記載の各基金につきました利子、これが予算計上額をやや上回って収入されることができました。当該年度

内にそれぞれの基金に積み増しをするという措置をいたしますために、少額ですけれども専決補正をさせていただきました。

次の36ページに移らさせていただきます。65款寄附金でございます。寄附金につきましては、住みよいまちづくり要綱に基づく公共公益施設費の寄附金を、6件分を計上させていただきました。これは歳出の方で、このままそれぞれの基金に積み立てをさせていただきます。

それから、繰入金につきましては、環境緑化基金繰入金、これを594万5,000円減額させていただいておりますが、これは緑化協会への補助金の財源としまして緑化基金を充てているものでございまして、3,000万円という財源を充てましたので差額について減額をさせていただいたものです。

次の38ページ、39ページをお開きいただきたいと思います。80款の諸収入。収益事業収入でございますが、これにつきましては額の確定に伴って135万円増の補正をさせていただくものです。

次の40、41ページ、市債でございますが、5ページの第2表で御説明をさせていただいたとおりでございます。

次に、42ページから歳出に入らせていただきます。10款総務費の総務管理費でございます。43ページの説明欄、基金の積み立てでございますが、公共施設建設基金、それから環境緑化基金につきましては、寄附金をそれぞれ積み立てるものでございます。1億円余りの財政調整基金につきましては、今回の専決補正の中で歳入歳出の差引譲与となった一般財源を積み立てるものでございます。

それでは、46ページに移らさせていただきます。15款民生費でございます。今回歳出につきましては今の基金の積み立て以外、特に歳出等はないわけでございますけれども、この46ページの民生費、社会福祉費の中の中ほど、25目老人福祉費の28節繰出金について増補正をさせていただいております。これは医療費の国庫負担金の一部が阪神・淡路大震災の影響によりまして、6年度すなわち平成7年度支払いとなるものが出てまいりまして、老人保健特別会計の財源が不足をするということになりましたので、これを補うために繰り出すものでございます。平成7年度に精算をするということで行っております。この後の議案第35号の老人保健特別会計の補正の関連でございます。

では少し飛びまして、52ページ以降でございますが、土木費の土木管理費、土木総務費につきましては起債のところで説明させていただきましたが、長沼橋架けかえに伴う負担金の負担額の確定に伴うものでございます。

その他、歳出の説明欄に財源補正とございまして、補正額がゼロとなっておりますものが幾つか出てまいりますが、これは、それぞれ財源の補正を行いましたものですから歳出等については変更を行っておりませんので、このように記載してございますので、よろしくお願いいたします。

それでは58ページ、最後でございますが、50款教育費、最後の幼稚園費の減でございますが、これも対象人員の減による減でございます。

以上、簡単ですが、御説明をさせていただきました。御承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　何点かにわたるんですけれども、質問に具体的に入る前に、1点は、収入役がいないんで担当課長が出てくるかどうか知りませんけれども、先ほどの行政報告の中にも収入役の報告がありまして、今、収入役は4月の末までの状況を報告がされております。ここで最終的な補正予算、専決がされたわけですけれども、果たして今の見通しで、どの程度繰越金が予想されているのか、そういったものがとらえられているかどうか、そこら辺だけをスタートに伺って次の質問に移りたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　収入役がおりませんので、私の方からかわりにお答えをさせていただきます。

今、御質問の決算の見込みの数字でございますが、現在作業中でございまして、数字は確定いたしておりません。ただ、一般財源につきましては概略、繰越額の見込みは8億円程度というふうに概数をつかんでおります。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　ありがとうございました。

それでは、具体的に、その8億円という見込みがあるというような中で質問に入っていきたいと思いますけれども、大きく分けますと、今回の場合には、ほとんど国や都の支出金なりそういったものが中心だという説明でありますけれども、地方債の補正に絡む部分と、それから寄附金に絡む部分、そして財源補正というようなことで一くくりにしている、そういった関連でございますので、まず数字の早い方からでいきますと、第2表は別として、当面ページを申し上げます。先ほどの、一般の寄附金から入っていきたいと思いますけれども、一般寄附金が6,452万5,000円。そして、この関係はすべて後ろの歳出の基金の積み立てという割り振りということで、これを明細にすれば6,16

8万7,000円と283万8,000円、こういった内訳になります。このことは歳出で明らかになるわけですが、実は、この問題につきましては３月の補正予算の審議のときに、私も質問を申し上げて、今まで緑化協会、要するにこの要綱に基づいて寄附をされた公共公益施設費の配分にバランスを欠いているじゃないかという視点で質問をいたしました。その結果、今回の、もう既に会議録ができておりますけれども、それを見ても明らかなように、その回答は、面的整備がもう既に日野の場合には終わりつつといいますか、少ない。そして、建物の関係に移っている。こういったことで、金額として割合がその前々年と比べてもまるっきり変化をしてしまったと。そういったことで環境緑化基金については、当初4,000万を見込んでいたところ、2,203万7,000円の減額をして、予算減額としては1,796万3,000円という数字に結果的にはなりました。公共建設基金については6,000万を見込んでおいたところ４億7,093万3,000円というような金額で、都合５億3,093万円という金額になりまして、全くそのバランスがおかしいんではないかという質問をいたしました。前段に申し上げたとおり、当時の企画財政部長は今申し上げたとおり、この内容はもう既にコピーしてここに持っていますけれども、そういった状況でありました。

しかし、今回補正で上がってきたものは、緑化が6,100万を超え、片や公共の部分が280万。全くの比較、その比率が前回言っていたことと全然違うと。そして、なおかつ３月の補正のときに、そういった見込みで減額を2,200万ほどしたにもかかわらず、今度6,000万もふえたと。一挙にふえたわけなんですね。こういう現象は、果たしてどこに、先ほど６件ということでありましたけれども、私はうがった見方をすれば、前のときに配分の違いか何かがあって今回調整したんじゃないかなと、そんな見方をするわけですが、ここについて詳しい説明をいただければと思います。

続きまして、環境緑化基金の繰入金で594万5,000円減額をいたしました。この案件につきましては、昨年の同時期、この６月、やはりいろいろありまして、寄附金の中に要するに緑化協会の不用部分というものを溶け込んでしまった。そして、それに伴って歳出の部分のやりとりがありまして、今回は繰入金をこういった減額にいたしました。先ほどの説明にもありましたとおり、補助財源としてこれはもう緑化基金の取り崩しということで、緑化協会へ出す金額は、もうすべてがここで手だてをしている。こういうことで今回3,000万、当初の予算でこういった金額がありますし、また、７年度もそういったいろいろな言っている予算を示されるわけですけれども、結果的には、見込んだ3,594万5,000円出すところを3,000万円で済んだと。つまり、余ったお金をここへ、

繰入金ですから戻入をしたと、戻し入れをしたということと同じ現象ですね。ここは減額をしたということですから。実際に、緑化協会にそのお金が一たん払われたかどうかはわかりませんけれども、これを見る限りではまだ払っていなくて3,000万円で済んだと、こういうことになろうかと思います。そして、これに比例をするものは一番後ろの、後ろといいますか、要するに財源補正の部分のところで、実は数字の上では動かないという形になっておりますけれども、この部分の明細の中に都の支出金57万9,000円、これは、まあ緑化のその資金にかかわることじゃありませんけれども、繰入金が減った部分を一般財源でここに充てている、こういうことになっています。つまり、支出の分の減がないわけですから、予算の上では緑化基金から取り崩したものをすべて補助金に出すと言いながら、ここでは一般会計を、今の場合には不用そのものがないわけですから、事業費の減をしていないわけですから、あくまで緑化協会には3,594万5,000円を、本来認められるべきでない一般財源でその594万5,000円を充当をしていると。こういうことがここに書いてあるんですね、これを見る限り。後ろに数字は書いていないですから結果的には、決算のときには一般会計で手だてをした594万5,000円が不用になりますということが明らかにこれなるわけですね。口頭で言っているから、各議員さんもすぐ理解のあれが難しいかとは思うんですが、現実こういうことなんですね。ここでたまたま繰入金の財源分の不足分を一般会計でも負担するあれができないから、ここで総額から減額をしますと。今回の総体の予算の中から、その594万5,000円が減額になると。この数字が実数の、生の数字で出てこなければいけない。この点については、前回相当やりとりをして、休憩もし、そのときの最後の部長の発言においても休憩後に、調査の結果、歳出の方にやはり――ここにある数字は前のときとは違いますけれども、そのものは計上されるのが本来でありまして欠落しておりました。おわび申し上げます。これをもってして、我々は初めてのケースだからというようなことの理解の中に最後認めをしたと。同じ間違いを今回しているんですよ。私が言わんとすることはね。果たして、これ、どうなのかということで、今、質問の段階ですから、一応お伺いをいたします。

それから、次に、地方債の関係でありますけれども、特に長沼橋の架けかえや、多摩都市モノレールについてはそれぞれの減額を、自主的には減額でありますから、まあ借金が要するに少なくなっていくんだなという理解をすればいいわけですね。ところが、地方債を増額補正をするということは、これからまた、その数字を借金で後世に残していくということでありますから、やはり慎重に扱うということも一つの視点を持ってい

なければ、これは振興基金の確定を見たからという説明もありました。しかし、この１点をそれぞれ見てみますと、まず、緑地用地の取得につきましては12月の補正のときに、地方債6,820万円で認めてほしいということで議会は認め、これについては国庫の支出金、それから都の支出金、それに市債をここでやると、こういうことでありまして、用地費についても１億604万9,000円、公有財産購入費という手だてをしたと。これらも認めたと。

そして、また、３月の補正のときに地方債の、ここで80万円減額をいたしました。この同じ項目ですね。緑地用地としての取得の中で80万円減額をしました。用地取得についても105万9,000円、歳出でも減額をいたしました。そして、財源の内訳としては、市債がそこで80万円減額をいたしました。一般財源で25万9,000円の手だてをいたしました。今回、地方債はそこで2,100万増加をし、歳入の部分で都の補助金が20万円減ったと。そして、そういったやりとりの中で、金額の上にも変わりないということですね、財源の補正だけということで表示していますから、我々は判断をする限り、最終的にはこの金額で、途中で減額のあった１億499万円でこの土地は取得をされると、こういうふうに見るわけですね。これ１点、こういうことで３月に減して専決で増した直接の要因というのは、果たして先ほどの部長の説明で事足りるかどうか、こういうことになろうかと思います。

それから、同じケースといいますか、地方債の補正ですから、地方債のこの6,000万についての追加分ということでありますけれども、これにつきましては３・４・14号線の用地取得、このものは当初から見込んでありました。そして12月の補正のときに２億6,615万4,000円の増をいたしまして、３億499万9,000円になりました。そして道路購入費としてずっと12月補正に一部し、３月補正には減額をし、３月の専決で、またここで地方債として財源だけを6,000万円、要するに市債を長期的にそういう形で手だてをするということで、一般財源が要するに6,000万円減額になり、市債が6,000万円ふえたと、こういう結果になってきているんですね。

ところが重要なことは、これがいつ、先ほどの説明の中には、いつごろ申請をしたり何かしたのかどうかわかりませんけれども、少なくともそういった動きの中で、もっと早い時期に専決で6,000万、市長が直接6,000万すぐ借金しちゃいますという形のことを決めつけたというふうに、これは判断せざるを得ないですね。よっぽどの事情がない限りはどうかなという気がするんですけれども、ここら辺の特殊の事情がありましたらお答えを願いたいと思います。

以上４点にあとはなりますが、それぞれお答えをいただければと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　まず、寄附金の件でございます。寄附金につきましては要綱に基づきます協定により、いわゆる公共施設費、それから公益施設費という形で寄附がされます。私どもの方としましてはそれぞれ、先ほど６件と申し上げましたが、それぞれの案件に公共施設費として納入されたものにつきましては緑化基金、公益施設費につきましては公共施設建設基金に積むという形で処理をいたしておりますので、それぞれ当該の金額を積み立てたものでございます。それぞれ施設費との関係につきましては、都市整備部長の方から御答弁をさせていただきます。

それから、緑化協会の補助金の財源に充てております緑化基金の取り扱いについて、ちょっと私の説明が不足をしておりました。昨年もちょうどこの議会で同様の問題がございまして、補助金として歳出をする額と、基金でその財源を賄うといいますか、充当する額をこれまで同額の処理をしてまいってきたところです。ところが年度末になりまして、実際に補助金として執行する額が確定するのが年度末になってしまいますので、予算との整合がなかなか取りにくく、どうしてもずれが生じてしまう。その処理のために昨年大変御迷惑をかけまして、いろいろ御審議をいただいたということがございました。その際に、議会の方からも御意見をいただきまして、私どもも実際に補助金として歳出する額を下回った額で財源を充てると、その他については一般財源を充てるという形をとっていきたいというふうに考えたものでございます。

したがいまして、平成７年度から当初予算でそのような措置をさせていただきまして、平成６年度についても3,000万限りの基金の充当をし、残りについては、一般財源を充当していきたいということを平成６年度から実施をさせていただくことにいたしました。その結果このような財源充当につきましては、措置をさせていただいたということですので、協会への補助金が3,000万円になって、それに合わせて財源を調整したということではございませんので、よろしく御理解をいただきたいと思います。ちょっと私の説明が不十分でしたので、申しわけございませんでした。

それから、地方債の補正の関係でございます。もちろん専決補正というものは、できるだけ避けていかなければならないことだというふうに私どもも考えております。

ここで長沼橋につきましては、先ほどもちょっと触れさせていただきましたように、減額をさせていただいたということですが、日野緑地及び３・４・14号線の用地取得につきましては増額をさせていただきました。これにつきましても十分な説明でなかった

ということで申しわけございませんが、まず、東京都の振興基金の事務処理につきましては、年度末のおそい時期に確定がされるということで、申請等についても最終的にそれぞれの事業を確定されるのが年度末にどうしても至ってしまいます。その中で、しかも私どもは、長沼橋の負担金が少し確定がおくれているというふうなことがありまして、この起債額を減額をいたしましたので、それらの財源につきまして東京都とも相談をさせていただいて、できるだけ振興基金を他の事業で適切な事業があれば借り入れをしたいということで処理をいたしました。その結果、先ほど御指摘がございましたとおり、政府関係の資金については、実際の事業費が確定した際に補助金等も確定し、それぞれ補正をさせていただいたのにもかかわらず、さらにここで日野緑地につきまして増額となりましたのは、それぞれ確定した数字に基づいて一たんは補正をさせていただきましたが、その分につきましては政府関係の資金にかかわる部分として整理をさせていただきました。その後の一般財源として財源を充てておりました部分に1,100万円の都の振興基金を充当させていただくということで、結果的にここで、日野緑地については増額をさせていただくという措置をとらせていただいたものでございます。

それから、3・4・14号線の用地取得につきましては、これは、この案件の該当のものにつきましては、事業費は12月の補正をさせていただいております。3件、410平方メートル程度の土地でございますが、この所要額、2億6,615万4,000円の事業費でございましたが、これについては当初起債等の見通しが立てられませんでしたので、計上させていただいておりませんでしたが、3・4・14号線につきましては、今後年次を追って事業を進めていかなければならないということで、財源の確保に努めていきたいということになりまして、東京都とも交渉を進めてまいりましたが、年度末のぎりぎりになってこれについても認められると、起債を6,000万認めていただけるということになりましたので、今後の財源確保ということもありまして、ここで基金の専決補正をさせていただきまして、追加をさせていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この一般寄附金のうち公共、それから公益施設費の件でございますけれども、確かに公共施設費、これは開発行為で、要するに面的な開発の場合に主に出てくるわけでございます。具体的には、公園相当分がこの中に出てくると。

その他、公益施設費。これは一般に中高層、それから集合住宅、こういう場合に出てくるということでございますので、前回、企画財政部長が御説明したとおり、最近は

この公益施設費、全体的に多くなってきているという状況でございます。

今回の全体の率からいきますと、公共施設費が7,965万余でございます。それから公益施設費でございますが、4億504万1,000円ですか、ということになっております。総体で、ここに書いてある、4億八千四百余万円ということになるというものでございます。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　それぞれ説明をいただきまして、ほとんど納得をできるような状態になりましたのでいいんですが、改めて今の、最後の公共公益の関係についても、たまたま実態が、我々にはわかんないわけですね。たまたま最後の、その3月の補正をしたとき以降に、そういう面的なものが出てきて6,000万という負担になったのか、これ参考に後で何件、たまたま6件のうちの1件だけなのか、果たして5件、あるいは6件、6件ということはないわけですね、5件、5対1なのか何かちょっとわかりませんから、もし差し支えなければ、そこら辺の数字を知らせてもらえればと思います。

それから、緑化協会の補助金の関係。結局、先ほど、最後はよろしくお願いしたいということであります。説明もありましたけれども年度途中で、7年度はそういうことですよと。これ現実には6年度の関係を実質的に始めたということになるんで、やっぱりそこら辺をはっきりしないと、今の時点ですと少なくとも結果は、我々はわかんないから、今までは特定の要するに繰入金からすべていくんだと、こういう理解をしているわけですよね。制度が変わったということになれば、やっぱりそこら辺を少し、もう少し親切に説明をしないと、我々はそういう今までどおりのことでこうチェックするわけですから。ですから、ぜひそういった点には気をつけていただきたいと思います。

それから、地方債の関係については、それぞれ長沼橋の減額になった部分が緑地の方に充てられたと、こういうことで今まで見込んでいなかった部分がふえたということです。それからまた、同じように追加も3・4・14号線、これを新規に認めていただいたと、こういうことで単純にいいんですが、我々からただ単にこれを見ると、一般財源で認めていたものをそういう形で、先ほど話がありました、8億円からことしも事業を、まあ未執行の部分もあるかもしれませんけれども、いろいろ節約したという部分は今まで3月補正で減額をほとんどしているわけですから、そういった中からすると、8億円も残るんだったら、何もここのところで無理して借金として残す必要はないんじゃないか、こういうことが言えると思うんですね。

いずれにしても、個々に説明を聞いてみれば一定の了解がついたところですから、私

はこれ以上質問するつもりはありませんけれども、ぜひ今後そういった制度的に変わったり、それから先ほど、きょう収入役がいないんであれなんですが、今までと市長の行政報告の中にも、私、今、果たしてどのくらい表上で未執行の部分があるかなと、ここを見れば一般会計でも11億から、これはあくまで出納閉鎖までいっていませんから、こういう数字でこのものはできない。しかし、収入役がいないからあれなんですけれど、こっちは財政の方かどうかわかりませんけれども、行政報告もここの部分が今までと違ってきて、会計の計算書まで――まあ、これいいことですけれども、今までだったら、各単年度の歳出歳入の表だけだと。今度こういう形で、よりよく全般にわたってきたと。こういった改良されたところも、一つはそれなりの努力がされているという成果が出てくるわけですから、変わったところは場合に特異として市長が行政報告の中に、特段にこういった部分が変わりましたと、そんなことがあったらあったで評価するところはしますから、ぜひ事前にお知らせをいただきたい。立ったついでですから、条例の、今回も専決処分なんかは、ああいう準則のものは、さほど質問なんかは実質的には出ないケースです。しかし、前にも例規集等が差しかえができたときに、どこが変わったんだというようなことを知らせてもらえれば、我々もどこが変わったんだろうなと全部めくる必要はないんだというようなことの話もしました。しかし、そういった点は改善もされてきておりません。ぜひそういったことを、いろいろの各ほかの議員さんも提言をされたりなんかして、いいんだというものが積極的に取り入れをしていただくようにお願いをついでにさせていただきまして、質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　関連質問なんですが、ほかにはいませんでしたか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、国の交付金だとか、あるいは都の交付金、それを受けて市が独自にいろいろな補助金をつけた事業がいろいろ行われているわけなんですが、きょうの、この報告の中には入っていないものとして都社協、日野で言えば日社協に当たるわけですが、そういったものも同じような交付金を受けて、それを日野市が受けて、平成７年度でいけば6,000万円を超えるような事業を行っております。また、平成６年度もそれ前後の事業も行われていると思うんですが、東京都の、もし数字がわかれば、この中での東京都の占める交付金というんでしょうか、補助金というんでしょうか、その辺がもしわかれば、大体のゾーンでも結構なんですが、何割ぐらいが東京都から交付されている金額であるとか、もしわかればお聞きしたいんですが。

○議長（福島盛之助君）　御答弁願います。助役。

○助役（前田雅夫君）　先ほどの、土方議員さんの質問の中にも若干含まれてはおりましたけれども、平成６年度の決算につきましては、今、精査をしております。今会期中には数字が固まりますので、できるだけ早い機会に提出をしたいというふうに考えております。お答えになったかどうかわかりませんけれども、そういうことで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　突然違う方向のことなものですから、数字については結構でございます。

実は、この日社協の取り組みについては、以前からも私も一般質問で取り上げたり、いろいろな形で日野の福祉については日社協を核にした取り組みをして、もっともっと強化をしていかなければならないというようなことを申し上げてきておりました。

また、私が議員になる前の約６年近く、私も日社協の理事をさせていただいたような経過もありますので、最近何名かの市民の方から、この改選時期を迎えて理事の選出、あるいは会長以下、いろいろな役職の変更があったと、あるいは行われつつあると、そんなような話がございました。以前ですと、核の日社協という組織があって、それを関係する人たちは大変熱心に取り組みをしていたんですが、なかなかその市民権を得ていないと。要するに日社協とは何ぞやということがほとんど、十分知らされていなかったというようなこともあったり、あるいはＰＲ不足があったりというようなことがあって、私が理事をしていたときにも盛んにその辺を問題提起をしていたんですが、最近、この数年ようやくいろいろな工夫を凝らして、その方向にきていたんではないのかなと、そんな受け止めをしておりました。その方法の一つとしてゴルフコンペなどもしながら、その資金をその福祉のために活用すると、こういったことも一つの方法だったわけなんですが、そういう動きがある中で、今回日社協の事務局長もかわった。その中で、会長以下ほとんどの役職者がみんなかわるというようなうわさも聞いておるんですが、こういった役職あるいは理事については、どんな手順でどういうふうに決めていくのか、その経過をちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　理事の任期が２年となっております。ちょうどここで改選期に当たりまして、改選がありました。

実は、この改選につきましては、選出の母体がそれぞれあるわけでございます。社

会福祉団体であるとか、または市議会の厚生委員長さんであるとか、また私も理事で福祉部長であるとか、その他学識経験者といいますか、知識経験者を３名とか、あとはそれぞれの福祉にかかわりのある団体から推薦を受けて、それを評議員会の中の、この理事を選ぶ選定委員会というようなものができておりまして、この中でその理事が選ばれていくという形になっております。

改選があった人数ですが、きのう理事会がございまして、その新しい理事会におきまして新しい会長、副会長、また専務理事等が決まったところでございます。今、伺ったばかりで、ちょっと資料を手元に持って来ていないんで、内容をちょっと自信を持ってお話をできませんけれども、きょう、早速、会長さんもあいさつに見えたところでございます。

また、新しいこのメンバー表につきましては、後ほど用意をさせていただきたいと思います。そういうことで改選が行われたということでございます。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　資料については、あるいは名前につきましては後でいただきたいと思いますが、今の説明ですと、評議員会があって、その評議員会の中から推薦委員会をつくって、そこで理事なり等の推薦をしていくというような御説明だったと思うんですが、その推薦委員会というのは評議員の中から推薦委員が何名か決まると。どういうことなんですか。形としてきちっとしたものがあって、そこでやられるんですか。その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　評議員は多数、三十何名とかとあるわけですが、その中から、たしか６～７名じゃないかと思うんですが、推薦委員会という者が選ばれてつくられます。そして、その委員会の中でそれぞれから選出を、母体から出てきた理事候補者といいますか、推薦者ですね。そういう者を、その人数が決まっておりますので、それに合わせるように順序を決めるといいましょうか、決められるというふうに伺っております。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　６名ないし７名ぐらいの推薦委員会でということなんですが、これは、推薦委員会はちゃんと開かれているんですか。それと同時に、これは事務局というか、それを中心となって進めていくところは福祉部局なんですか。それとも日社協の事務局なんですか。その辺もちょっと含めてお願いします。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　日社協の事務局が進めております。そして、私も理事の一員でございまして、私が知っている限りでは、推薦委員会が２回まで開かれたところまでは存じ上げています。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　推薦委員会の中で、当然推薦をするに当たっては、これまでの役を担っている方のプラス要因もマイナス要因も、それぞれ人間ですから、だれしも持っていると思うんですが、かえるにはかえるなりの理由といったものが当然あると思うんですが、その辺プライバシーにかかわることがありますので、余りシビアなことは難しいかと思うんですが、聞くところによると会長以下役職的なところは、もうほとんどかわったというふうなことで伺っているわけですね。この４月に、今まで病院事務長でありました須藤部長が事務局長として行かれたと。大変だろうなと思うんですが、そこへ持ってきて全部が関係者がかわったと、まあ事務局というのは別にいますけれども、そういうふうなことになりますと、そうでなくても今いろいろな意味で福祉のことが要求されている状況の中で、大変ではないかなということもあるんですが、この推薦委員会というのが本当に公の形で行われているものなのかどうか、ちょっと闇の中的なニュアンスの問題提起もあるものですから、そのあたりをもう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　要綱といいましょうか、何かそういうような内規といいますか決まりがあるようでございまして、そしてそれに基づきまして、その評議員会の中から推薦委員を選び出し、そしてその推薦委員会の中で選出母体から上がってきた方々を理事に決めていくというふうに伺っております。たまたま、そこの内規の中で、会長さんの場合には２期４年を限度とするとか、そういうようなことまでなんか決めてあるんだそうですが、それは推薦委員会の中で過去の経過や何かからそういうことが決められたとかというようなことも参考に伺ってはおります。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　私もちょっと勉強不足で、何期何年までということまで調べておりませんけれども、前の会長さんは10年も十何年もやっていたような記憶があるんで、２期４年ではないんじゃないか。もし、それがあったとしても再任とか、そういうのがあるんではないかなと思うんですね。

私が今、特にここで問題としているのは、最初、冒頭にも申し上げたように、今ようやく日社協が民間、あるいは民間企業も含めまして、ある程度そういうところとパイプができて、まさにこれから軌道に乗るのかな、認知されるのかなというような、そんな印象を受けて私どもいたんですね。次の人がいいとか悪いとかという話ではなくて、やはりこういう公な、しかも大事な機関ですから、そういうところにはそういう流れもきちっと酌み取って、まあ人を逐次こう入れかえていくということは、組織の活性化という意味でも非常に大事なことではあるんですけれどもね、どうもその辺が、何名かの市民の方から、一体どういうスタンスで、ああいうものが行われているんだ、というようなことを問題提起されております。そんなこともありますので、もし市長、その件で、一連の今のやりとりも含めて、御答弁いただければと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり、社会福祉協議会は、法律に基づいて全国の自治体に組織される、そういう地域福祉という言葉で総括をされる、そういう役割を持った機関であります。

日野市の場合、私も発足の当時から多少承知はしておるわけでありますが、行政側がきちんとした事務局職員を推薦をして、一定の行政との密接な関係を維持していくということに、多少私どもの不十分な点があったと思っております。いわゆる事務局長、あるいは職員をしばしば行政側の都合によって人をかえたという非難もあるようであります。そういうことを考えまして、本来の社会福祉協議会としての大切な活動分野に、積極的に取り組んでいただこうということを今願っておるところであります。

今回、先ほど部長が説明しておりますとおり、役員の改選がございました。役員の改選の機会でもございますので、そういうことを事務局長にも十分意を体してもらって、これからの活動に積極的な役割を果たしていこうと、こういう考えでございます。

役員の方の交代につきましては、今説明しておりますとおり、原則として２年の任期を２回ぐらいということで交代をしていただくということが、やっぱり適当だろうというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今、市長の説明の中で、事務局長が余りにも短いサイクルでかわり過ぎるということの問題提起も一方ではありました。それを受けて、今度は少し落ちつかそうというようなことだと思うんですが、それはそれで結構なんですが、今回の一連の人事の扱いにつ

いては、いわゆる基本的なたたき台というのは市長の方で草案、まあいろいろな情報を得た中で草案をつくって、それを事務局長が受けて交渉していくといいましょうか、評議員会等の中に提出をしていくということなのか、ちょっと推薦委員会のあり方が非常に、まあ日社協を心配して、あるいは日社協に対してぜひこうあってほしいというようなことを願う一般の市民の方含めて、あるいは日ごろいろいろな形でかかわりを持っている人たちから見て、疑問を感じている部分が相当あるというようなことの提起があったものですから、あえて、こういう場で関連として伺っていることなんですが、推薦委員会のその前の段階の、土台をつくる部分というのはどんな形でやられているんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　法人格の組織の場合に、理事会とその外郭組織として評議員会が羅列でつくられると。そして、双方が一定の権勢をしあう形で人事が、承認の手続きがとられるということでございまして、先ほどお答えをしておりますとおり、その選考委員会は、私もメンバーまではよく存じておりませんが、事務局長は行政との連絡の役割をきちんと果たす、そういう使命を託したいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　なかなか明確な答弁にはなっていないんですが、最後にしますけれども、今回の一連の人事、まだ要旨をもらわないと何とも言えないんですが、要は、せっかくある程度軌道の乗って走りつつあるような、そういう状況で、みんながこの勢いでやってくれれば、一つの理想的な形に近づくんではないかというようなことの期待がある中で、どんないかなる理由があったのか。１期２年、２回ぐらいが適当ではないかというだけで、そういう人事を振るうというのはどんなものかなと。もし、そういうことであるならば、ほかの協議会あたりでも、もう本当に長年長年やっておられる方もたくさんいるんですね。やっぱりこれは、長いことがいけないわけでは必ずしもないわけなんですが、その辺をもう少し実態を十分見極めながら、実質的な効果が上がるような方法をぜひ講じていただきたいということを要望しまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第34号、平成６年度日野市一般会計補正予算（第４号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第35号、平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第３号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第35号、平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第３号）の専決処分の報告承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成６年度日野市の老人保健特別会計の補正予算第３号で、地方自治法第179条第１項の規定に基づき、平成７年３月31日付けで専決処分したものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ１億2,533万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を65億1,779万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　それでは議案第35号、平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第３号）の専決処分について御説明を申し上げます。

今回の補正専決をお願いする内容は、国及び都の支出金の確定に伴う補正が主なものでございます。専決日は３月31日でございます。

事項別明細書によって御説明を申し上げます。６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。支払基金交付金でございます。これは医療費の支払いに伴います交付金でございますが、当初の予定よりも、予定といっては申しわけないんですが、この

冬はインフルエンザ等の病気が少なかったと、こういうことによりまして、この交付金もしたがいまして少なくなったというものでございます。

次の、下欄の方の国庫支出金でございますが、これは医療費の国庫負担金でございます。これは阪神・淡路大震災によります繰り延べで、4,734万6,000円強が繰り延べになると。さらに、今申し上げましたインフルエンザ等による医療費の少なくなった分と合わせまして、この6,255万7,000円の補正をお願いするものでございます。

8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。都の支出金でございますが、これは全く支払基金の交付金と同じ理由の、インフルエンザ等の減少によるものでございます。

繰入金でございます。下欄の方でございます。これは一般会計からの繰入金でございますが、国の負担金の不足分を、3月議会でも一部補正をさせていただきましたが、なお不足する分として、この2,430万7,000円を補正をさせていただくものでございます。

10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。10項の預金利子、5目の預金利子でございますけれども、これは一般会計からの繰入金を最小限度に抑えるために小さい歳入を、また科目存置まで今回全部係数整理をさせていただきました。精算が最小限度に抑えられるということで、科目存置の1,000円までをさせていただきましたので、ひとつよろしく御理解をいただきたいと思います。

それから、12、13ページの歳出でございます。医療諸費の医療給付費でございます。5目の医療給付費でございますが、これが、歳入の支払基金交付金のところで御説明申し上げましたインフルエンザ等による、医療費が少なかったことによるこの歳出の減額の補正でございます。

それから次の、10目の医療費支給費でございますが、ここは主に付添看護婦料等で、付き添いの看護婦料等を支払うところですが、これも少なかったということによります減少でございます。5目の医療給付費とも若干のかかわりがございます。

それから、15目の審査支払手数料でございますが、これも実績減、支払が少なかったことによる減でございます。

次のページの14ページ、15ページでございます。諸支出金でございますが、これも繰入金の減、最小限に抑えるための整理のもので、大変恐縮ですが、お願いをいたしました。予備費につきましても同じでございます。

説明は以上でございますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を

終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第35号、平成６年度日野市老人保健特別会計補正予算（第３号）の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり承認されました。

これより議案第36号、日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第37号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第36号、日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第37号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法等の改正により、日野市市税条例の一部を改正するものであります。

以上２議案の詳細につきましては、それぞれ担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　それでは議案第36号、日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本年３月に育児休業手当金の創設等を内容とする地方公務員共済組合法の改正が行われました。４月１日から施行されたものでございます。これに関連いたしまして、同法の附則第７条により、地方公務員の育児休業に関する法律が一部改正されまして、女子教育公務員等に対する育児休業給の規定が削除されましたことに伴いまして、本旨の条例中に規定してございます、当該法律の該当条文も同様に削除いたすために条例の改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表によって御説明申し上げますので、４ページ、５ページをお開き願いたいと思います。第１条は、本条例の目的を定めているものでございますが、同条中、育児休業給の支給を定めております育児休業法附則第５条第２項を削除するものでございます。これは、先ほど申し上げましたように、地方公務員共済組合法の改正によりまして、育児休業中の職員の経済的援助を行うため、新たに共済組合から育児休業手当金、概ね給料の25％相当が支給されることに伴いまして、育児休業法から育児休業給の支給にかかわる条文が削除されましたので、本条例中においても同法の該当条文を削除するものでございます。

次に、付則の第７項、８項でございますが、第７項は育児休業給を支給する職員を規定したものでありまして、また、第８項は育児休業給を共済組合の掛金相当額とすることを規定しておるものでございます。これら７項、８項も、先ほど申し上げました理由により、削除するものでございます。この削除によりまして、従前の第９項、第10項をそれぞれ繰り上げるものでございます。

なお、２ページに戻っていただきたいと思いますけれども、この条例の付則でございますけれども、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の日野市職員の育児休業等に関する条例の規定は、平成７年４月１日から適用するということでございます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　市民部長。

○市民部長（田村丞子君）　それでは議案第37号の、日野市市税条例の一部改正の条例について御説明を申し上げます。

今回の改正でございますが、地方税法の一部改正が３月27日に公布されました。そ

の内容でございますが、これは阪神・淡路大震災によりまして、被災者への税額負担軽減を図る特例措置を講ずるものでございます。これの条例改正は、国で示します条例の準則に従いまして整備をいたしたものでございます。

それでは6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。ここで70条と132条でございますが、これは準則に基づきます条文整理でございます。

次が読替規定、第10条でございますが、こちらは阪神・淡路大震災の負担軽減を図るために、震災によりまして滅失、損壊しました家屋の償却資産にかかわる固定資産税、都市計画税の課税の標準の特例に関する読替規定の改正でございます。

次に、付則第10条の2、条文が新たに1項加わるものでございます。この内容は、阪神・淡路大震災によります固定資産税の減額の適用を受けるための手続規定の改正を定めたものでございます。

3ページにお戻りいただきたいと思います。付則でございますが、施行期日は、この条例は、公布の日から施行する。そして2項、3項は固定資産税に関する経過措置でございます。

どうぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第36号、日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第37号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第38号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第38号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市立落川都営住宅地区センターの新設並びに日野市立上田地区センター

の廃止に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　議案第38号の日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

38号議案の２ページ、３ページ、４ページ、５ページにまたがっておりますが、４ページの新旧対照表の中の別表第１でございます。４ページの下段に記載の、日野市落川819番地所在の日野市立落川都営住宅地区センターを新設をいたしまして、平成７年９月１日の開館を予定するものでございます。当地区センターは、落川都営住宅に併設しておりまして、東京都から無償の使用許可による施設であります。施設の概要につきまして申し上げますと、鉄筋コンクリートづくり、平屋でありますが、一部、３分の１程度でありますが、３階の都営住宅がのっております。延べ床面積は208.87平方メートル、約63坪の床面積であります。和室が28畳のものと、それから集会室51平方メートル程度のもの、15坪程度であります――がございます。施設は公共下水道完備、冷暖房完備、また、身障者用トイレも備えた施設となっております。

次に、５ページの別表第１の中段に記載の、日野市大字上田474番地の１所在の日野市立上田地区センターを平成７年７月７日付けをもちまして廃止するものであります。これは土地所有者との間で土地賃貸借契約、30年間でありましたが、この満期になりました。それに伴いまして、地主さんの方からの返還請求によるものであります。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。小島　久君。

○６番（小島　久君）　ただいまの説明で、落川の地区センターが完了したというふうに解釈したんですけれども、都営住宅自体の進行率というんですかね、どの程度までいっているかということですね。それから、今の説明ですと、この地区センターそのものは、無償という御説明があったんですけれども、同じ東京都がつくる地区センターでも周辺住民の方が使う場合には有料というふうに伺っておるんですけれども、その点も含めて御回答願います。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　落川の都営住宅の全体の戸数は９棟でありまして、212戸ということになっております。これは１期、２期ということで建設が進みまして、

第１期の117戸につきましては、平成６年の４月１日の入居が開始されて……いや入居になっております。残る95戸、第２期の方でございます。この第２期の方にこの地区センターが併設されておるわけでございます。この95戸につきましては、本年の９月１日の入居予定と、こういうことになっております。これに決まりまして第２期の地区センター関係でございます。これだけの規模の場合には、こうした開放型の地区センターをというのが東京都の方の開発の関係の中の一つの基準になっておると、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　概ねわかったんですけれども、いわゆるその都営住宅併設の地区センターというのは、日野市で、今、何戸ぐらいできています。それで、お答えがなかったんですけれども、この落川の地区センターは無料で使用させる、これはわかったんですけれども、他にいっぱいありますね。都営住宅の併設の地区センターで、しかも周辺の住民が使用ができるという地区センターがございますよね。具体的に申し上げましょうか、わかんないようですから。わかるんでしょう。つまり、つまり私の聞きたいのは、同じ東京都がつくって、片や有料で、片や無料。これは、やっぱりおかしいんじゃないでしょうかね。その辺どうでしょうか。見解は。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　都営住宅の中に併設されます地区センターは、落川都営住宅が初めてであります。要するに行政財産を市が無償で使用許可を受けると、こういう関係があるわけですけれど、あと小さなといいますか、都の基準におきます、例えば栄町についてもそうでありますけれど、集会所ということで、これは東京都が要するに市の方に使用許可を与えないと、要するに東京都自体が管理をしながら貸し出すと、こういうことになっておるわけであります。したがいまして、先ほどお話しましたように、東京都の基準というものがあって、一定の規模の場合にはこうした地区センター、市に無償貸与と――貸与じゃなく使用許可でございますけれども、というようなことで設置されておると、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　補足しておきたいと思います。

都営住宅の団地におきましては、いわゆる都営住宅に居住する市民ということになるわけですけれど、いわゆる団地集会所ということで、団地の中の集会施設ということになりまして、日野市の地区センターではないわけであります。それが例外的に日野市に

貸し出される場合に、それを管理しておられる団地自治会が多少有料というようなことがあるのかなという、御質問についてはちょっとその程度しか認識がないわけでありまして、これまでも御説明しておりますが、今度、大坂上都営住宅の１期、２期の建て替えに当たりまして、いわゆる市民に――市民というよりも日野市がいただくスペースとして一つの地区センター、それから学童保育所、もう一つ……何でしたか、子供の遊び場ですね、そういう新しい多分協定の形になるかもしれませんが、都営住宅にも一定の地域に増戸に伴いまして、日野市に対します負担協力をしていただくと、こういう仕組みの一事例であります。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　余りしつこい質問はどうかと思いますけれども、ぜひひとつ地域住民も含めて、都営住宅も含めて開放するいわゆるその集会所ですね、これは、やはり都営住宅に入られている住民も、あるいは周辺の住民も同じ日野市民でございます。片や有料で、片や無料。しかも第１期につくって、第２期もこれから大規模の地区センターをつくろう、それらがすべて有料だということになりますと、やはり東京都がつくる地区センターと、日野市が独自で持っている地区センターでは格差があると。集会所等についても言えるわけでありますけれども、ぜひその辺の格差がないように、あるいは機会をとらえて、東京都にもそれらのことを申し入れていただきたい。このことを要望しておきます。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　もしかしたら関連という扱いになるかもしれませんが、ちょっと細かいことで大変恐縮なんですが、条例の扱いになっているかどうかわかりませんが、五十幾つある集会所、地区センター等々のかぎの管理に関することでございます。

これは、それぞれの地域、状況によって、いろいろな形でかぎ管理をお願いしていると思うんですが、預かる側はいずれにしても大変な、意外と大変な役割を担っているということだと思います。で、それぞれに、例えば１カ月前とか２月前とかなんかそういう貸出日の日程、ルールを決めて、それぞれお互いにうまく運営できるような形をとってはいると思うんですが、しかし、それが商売をやっていたり、商店をやっていたりしますとどうしても一方利用者はお客であるというようなことから、規定・ルールは、その地域なりのルールがあっても、なかなかこう、それをきちっと言いにくいと、こういうケースがあって、非常に御苦労されているというようなこともよく聞くわけなんですが、統一的な規定なりルールというものがあるのかどうかわかりませんが、その

辺がどうなっているのかということと、ちょっとまずお聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　ただいま57館の地区センターがございます。このかぎの管理というものにつきましては、その地域の自治会長さんであるとかという方にお願いしておるということでございます。したがいまして、そのかぎを管理なさっている方、非常な苦労はあろうかというふうに常々思っております。私どもの方としましては、一年に一度は必ず皆さんにお集まり願って、管理の方法だとかというようなことにつきましてお願いやら、苦情なりというようなものも吸い取っておるところでございます。

また、一方、地区センターにつきましては、条例上規定されております。したがって、一定の使用の方法であるとか、使用内容だとかというものについては当然制限もございます。また、使用日の何日前とかというような一つ一つの決まりもございます。そうした基本的な条例に載っております使用上の件でございます。こうしたものがその条例にのっとった中で、これを尊重して御使用願いたいと、こういうお願いはしておるところでございます。

また、こうした内容のもので使用についての申請があった、どうなのか、というような問い合わせもあるようでございます。一々そうした使用上のことについて疑義があるようなときには、皆さんかぎを管理している方は生活課の方に問い合わせて、連携を持ちながらかぎの管理をしておると、こういう状況であります。

○議長（福島盛之助君）　沢田研二君。

○11番（沢田研二君）　使用日が条例にまでなっているかどうかということは、ちょっとここでは多分おわかりにならないと思いますので、それはちょっと調べていただいて、できましたら、これは要望も含めてお願いしておきたいんですが、例えば広報みたいなものを使って地区センターのかぎ、あるいは貸し出しについては、これ一律であればそういうことも可能なんですが、ばらばらだとちょっと難しくなりますが、そういうようなことを広報を使って呼びかけをするとかなんかをしないと、預かっている人は年じゅう気苦労されているということにもなりかねませんので、一年に一回集まっていろいろ苦情を聞くということも必要なことなんですが、現実問題としてぜひそんなことを、実態を調べていただいて、広報で皆さんに同一条件で知っていただくということの希望をしておきます。以上で結構です。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　上田の地区センターについては、７月の７日に地主さんとの契約で廃止をいたしますという意味だと思うんですが、その後どういうふうになるのか、その辺の地域の方に対しての計画等教えていただきたいんですが。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この上田の地区センターは、日野市の地区センターとしては早いときにできた例なんですが、今回思いがけず、地主さんが土地を返せということであります。

本来、上田地域とは、今の青年研修所と言われておりますあの施設を、その用地を地元から無償で提供していただいて、建て替えるということを地元と協議をしておる経過中でございます。お寺の用地だということが近頃我々も教えていただいたわけでありますが、若干の謝礼をすべきではないかという形で求められておるということでありますので、なるべく早い時期に用地についての協定を定めまして、今の施設を建て替えるという方向で地区センターを提供していこうと、こう考えておることが今までの経過であります。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　今、おっしゃっていただいたんですが、もう少し詳しく教えていただきたい。特に、上田の地区センターを利用されている地域の方は、今市長、思いがけず地主さんから返していただきたいという話があったということですけれども、これ私の記憶では、もうかなり前にお話があったと思うんですね。それで、何回か議会の方でも、この辺についての心配はどうなのかという話がありましたし、請願でも、前になりますが、その後のことについてぜひ考えていただきたいと、こういうふうな場所をというふうな具体的な話までもあったところなんですが、今のお話を踏まえると、市長の答弁で、それにかわるようなことは考えていますよというお話なんですが、場所といい、今お寺の用地という話もちょっとあったりして、今おっしゃっているところは場所がどこなのか、もう少し明確に話をしていただきたいんですが、そこはいろいろ今までの経過で、補修・修繕等についてもなかなかうまくいかなかったという経緯を、記憶ですけれども、聞いているんですが、その辺、今、市長のお話を、もう少し具体的にお話していただきたいと思うんですけれども。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地元の代表の方というのが、私どもの交渉した方と現在と交代されておるようでありますので、新しい責任者の方が立ったということになると思

いますけれども、早速従来の経過をきちんとお話をして、そして必要最小限な、もし地代というものが必要であれば、地代というのは借地料ですが、そういう形で提供していただければ、現在の建物を建て替えるということで、地元に実現を図っていくと、これが今までの経過でございますので、別段変更ということではないわけであります。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　ちょっと私、混乱しているんですが、今一つ、確認ですけれども、今の住所、大字上田474番地の１にある建物については、もう一度その場所に建てることが可能だというお話なのか、これは私の記憶ですけれども、市民プールの細い出口がありますけれども、堀之内だと思うんですが、それを市役所方面の中に入った右側に建物がありますが、その建物のことをおっしゃっているのか、ちょっとその辺をもう少し明確にお話していただきたいんですが。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　少し説明が不十分だったと思います。要しますに、現在上田の地区センターと称しているのは、市民の方の土地を借りて小さな建物が建っておるということで、地区センターと同列の位置になったわけであります。今回30年間の借地契約が満期したということで、土地を明け渡して返してほしいということでございますので、その件につきましてはお返しをして、代替ということはあり得ないといいますか、できないわけであります。したがいまして、あの地域に多少広域の、今申し上げております、かつての名前が青年研修所と、農村青年の一つの研修所ということで、国の施策によってつくられた施設だというふうに承知をしております。その施設を建て替えようと、こういうことであります。おわかりになりませんか。ですから堀之内ということは……。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　私も上田の地区センターは、ちょっとこれ大事な話だと思うんですね、議会の方でも請願が採択されていますし、少し細かくなるかもしれませんけれども、要するに青年研修所というのは、確認の意味ですが、市民プールに出てくる、吹上の方から出てくるところの道路の途中にある建物だというふうに思うんですね。それでいいだろうと思うんですが。一つは上田の地区センターの距離的な問題も地区センターでは非常に大事な要素になってきますから、その辺については、今市長おっしゃっていますが、その辺は地域の方々に御了解を得られる地区センターの位置だということで御発言をされているのか、それともこれから上田の地区センターを利用されている方

に代替的な案として、これから具体的に提示をされるという段階なのか、その辺がもう少しはっきりさせていただきたいということが一つあります。

それから、今ここで市長がお述べになっていますから、かなり実現の可能性が高いんだろうということを前提にしてお聞きしているわけですが、その青年研修所というところがお寺の所有地にかかわるという話は、簡単にいかない要素が随分あるんではないかなというふうに素人ながら思うんですけれども、その辺は大体解決がついているというか、大枠はできているというか、そういうふうに受け取ってよろしいですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのとおりに考えております。地元の共有地だというふうに承知しておりましたが、実質上の、檀家が管理をしておられて、名義は延命寺というお寺だと思います。延命寺の土地だということでありますので、延命寺の御意向も十分聞いて、若干の借地料を払ってでも公共施設として使わせていただける、そういう仕組みにしたいと、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　ちょうど今の、夏井さんの質問の関連といいますか、ポイントがそこでしたので、もうちょっと突っ込んでいきたいと思います。

これについては７月７日、要するに６日までしか地区センターという名称その他も終わってしまうと、こういうことでありますけれども、今のやりとりも聞いていて、実は大分古い話だということで30年くらい前、これは古谷栄市長のときに、そういったやりとりをしてできたものですから確かに古いんですけれども、もっとさかのぼること、今広域的に云々という話もありました。しかし、宮を中心として桑田村のかつての流れからすれば、その上流を上田、下流を下田、万願寺、新井、石田。上は川辺堀之内、豊田と、こういう形になってくる中の、それだけの地域的な意識を持っている地域なんですね。

私は、今回この案件がでましたので、過去には、今夏井議員も言っていました、厚生委員会にかかって、ぜひ先々の関係が心配なんで、というようなことを話を受けて、委員会でもこれを採択をした背景がありますし、先ほどの結論的なものが、地域の人たちにも理解されていない中に進んじゃったんじゃないかなという、一つ懸念も持ちました。

地元へ行きまして、そこら辺の関係をちょっと調べてみたところ、確かに困ってしま

うと。そのことはもう前々からわかっているし、市でもそう言っていたわけですが、とにかくここで条例を削除してしまうということで、建物もそうだと。そんなことが直面してきちゃったんで、このやりとりの関係の中に、実は満期が確かにきて30年でお返しをすると、こういうことはあるんだけれども、本当に地域の人たちは宮の地区センターを、要するに上田の人が宮の地区センターですとか、市営住宅の方にも地区センターがありますけれども、それからその堀之内の研修所、こういったものに行ってやるような、今前段にあった、要するに地域的な意識の中にも、よそまで行って借りるという意識になるわけですね。今まであったわけですから、ぜひとも存続を――ここじゃないとしても上田地区センターとして存続をさせておいてほしいと、こういうことが地域の人の考え方なんですね。

今、さも市の方の説明を聞いていると地元も納得して、上田地区センターにつくるから、上田じゃなく堀之内へつくるからそっちへ行ってほしいと、そんな話なんか言っていないんじゃないですか。

これは委員会に付託をされますから、さわりだけの部分にしておきますけれども、今まで貸していた人が、ある程度の見通しの出るそういったことの、すぐにこれ取り壊しちゃったんじゃあ、みんな困ると。だとすれば１年やそこいらのことは、そのまま使っていてもらってもいいですよと、こういうことが出て自治会の代表の方が市の方へ行ったら、もうこれは条例で削除しちゃうんだから終わりなんですよと、そんなことできませんよと。申し入れがあったって、もうできませんよというのがほとんど、その職員の表現の仕方は違ったかもしれませんけれども、地主の方が、いいですよ、１年ぐらいのことで、そういった解決がうまくとれればという意識を込めて言ったんでしょうけれど、それをもって行ったところが門前払いといいますか、そういう形になっちゃったわけです。結果が。そう言っているんですよね。

現実に、だから今回の場合、最悪の場合、そこのところで市が何しようと、ほかにも今まで３坪程度に、地区センターにも認めているような物置みたいな、各自治会なり地区センターが持っているところもそうなんですが、市も認めて要するに地区センターに入れられないようなものをそういったところにも置いていると。側面してそこのところを取り壊しちゃってかえすんじゃね、入れ場にも困ってしまう。それが実態で、ほかのだれかに借りなきゃしようがない。それもあくまで暫定ということになるでしょう。それで基本的には、これからは市の方は借地では地区センターをつくっていかないというような話もありましたということも言っておりました。これは、そういうことがある

かもしれませんが、確かに好ましいことは市が土地を持って、あるいは公共的な先ほどの地価の件じゃありませんけれども、公的なところを持っている土地はいいでしょうけれど、今の市長の話からすればまるっきり違う、堀之内の青年研修所も若干の借地料を払ってでも、そこへつくっていきたいと。全然矛盾したことを言っているんですよね。果たしてどっちが、市長が言うことが正しいんだか、担当の方が正しいんだかわかりませんけれども、そういうふうに問題はすごくはらんでいるんですね。我々は条例の上で、これ簡単に削除しちゃうのは、ああ結構ですよ、ということならそうで、それはそれでしょうけれども、実態として地域の人たちが今まで使っていたその姿。現実に宮やほかのところにしても相当使用しているわけですよ、地区センターとして機能して。それをほかの地域の人が、丸々上田の地域の人たちがそっくりそっちへ借りに行ったって、もうほとんど定期的に決まったような行事や何だかんだって入っていて、借りられないというのが実情だろうと。使用の実態は、そういったことから照らし合わせたり、距離の問題、かつての時代背景といいますか、特にそれぞれが独立した地域として過去にあった、そういったものが脈々と続いている、まあ一面にとらえればいいし、一面にとらえれば行政からすりゃあ、堀之内へ行ってくれって言ったっていかない、立場からすると全く悪いという、これは視点のとらえ方ですから。これは、やっぱり上田の人は上田につくってほしいという、そういったことがあったからこそ先に請願をし、採択をしてもらっていい方向が見出せるだろうと、こう思っていたわけです。各議員とも、そういった関係では賛成をして、それを採択をしている。にもかかわらず、そっくりその地域の関係をなくしてしまおうとしているんですね。これは委員会でよく審議をいただいて、少なくともセンターがどうしてもだめだとすれば、名前だけでも残してほしい。消えちゃうと実態が過去にあっても、もう同じものがまたつくれるか、とこういうふうに言われたんじゃかなわないよ、とこういうことなんですね。これが地域の人たちの考え方で正しいと思うんですよ。新しくつくることは大いに結構。しかし、今まであったものを取り壊すというのは大変なことなんですね。もう少し血の通った行政を進めてほしいというような一端を申し上げて、厚生委員会でよりよい形が出るよう期待申し上げて質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第38号、日野市立地区センター条例の一部を

改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第39号、市道路線の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第39号、市道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、A19－10号線の路線について、道路用地の寄附受領により道路整備が完了したため、道路法第８条第２項の規定に基づき、市道路線の認定をするものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係課長から詳細説明を求めます。管理課長。

○管理課長（堀江勝利君）　それでは議案第39号、市道路線の認定につきまして御説明申し上げます。

本件につきましては、道路法第８条第２項の規定によりまして市道路線の認定をするものでございます。

路線の概要でございますが、路線名はA19－10号線でございます。日野市栄町三丁目３番25地先を起点といたしまして、同じく日野市栄町三丁目３番32地先を終点といたします延長69.25メートル、幅員5.01メートルの路線でございます。

路線の位置につきましては、次ページにございます略図に表示のとおりでございますが、都営栄町二丁目アパートから西へ約100メートルに位置するものでございます。

認定理由につきましては、道路用地の寄附受領よるものでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。小島　久君。

○６番（小島　久君）　小さな問題ですいません。私の記憶では、道路幅員というのは、いわゆる都市計画道路、一般市道、私道、こういうふうに分類されるわけでありますけれども、通常の幅員というのは５メートル道路とか６メートルとか、これは一般市道ですね、あるいは区画整理内の区画道路と称するものですね。都市計画道路等につ

いては12メートル、16メートル、18メートル。つまり、小数点をつける幅員というのはないように思うんですね。現実の路線は道路の誤差によって、これは５メートル１センチとか５メートル２センチ、あるいは４メートル99しかないかもしれません。そういうことがあるかもしれませんけれども、幅員の表示としては5.01という、端数をつける道路認定というのは、かつて私はないというふうに記憶しているんですが、市長、どうでしょうかね、これ。これは５メートルでいいんじゃないですか、これは。あるいは都市整備部長、どうですか、その辺。

○議長（福島盛之助君）　これに対して答弁願います。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　確かに道路の場合は、図上のものと現地と、これはもう必ず誤差はあるわけでございます。この数字を見る限り、何となくその許容範囲内なのかなというふうな感じはいたしますので、もし仮に許容範囲内であるとするならば、５メートルという表示の方法がよかろうというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　この件については、建設委員会で御審議をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第39号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時47分　休憩

午後４時25分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより報告第２号、平成６年度日野市立総合病院事業会計予算繰越計算書の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第２号、平成６年度日野市立総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について。

本報告は、平成６年度日野市立総合病院事業会計の日野市立総合病院建設基本計画策定業務に係る、建設改良費の繰越額を、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、報告するものであります。

詳細につきましては、病院事務長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　それでは報告第２号、平成６年度日野市立総合病院事業会計予算繰越計算書の報告について御説明を申し上げます。

平成６年度予算に計上いたしました日野市立総合病院建設基本計画策定業務につきましては、建設準備室におきまして、３月23日に請負業者と委託契約を締結いたしましたが、工期が150日間を要するため、業務完了予定日が平成７年10月26日になります。このため、平成６年度内での委託料の支払義務が生じないことになりますので、地方公営企業法第26条第１項及び日野市立総合病院事業会計事務規則第83条の規定により、平成７年度に予算の繰越をいたしたく手続きをとらせていただきました。

繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

予算計上額は3,000万円でございます。支払義務発生額がゼロということになります。翌年度繰越額につきましては2,266万円でございます。この財源の内訳といたしましては、一般会計からの出資金500万円。過年度分の損益勘定留保資金からが1,766万円ということになります。したがいまして、不用額は734万円ということでございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　若干質問いたします。

昨年のちょうど当初予算、６年度の３月定例会で基礎調査ということで500万円が計上されました。これも何にも使わずに、９月になってさらに2,500万円が補正を組まれたと。計300万円というのが、ここに書かれている予算計上額だと……3,000万、というふうになるわけですね。あのときに、大分古くない話ですからわかっていると思うんですが、2,500万円を計上されたときに委員会の中で、500万円を何に使ったんだと、結果的には何もやらなかったと。弱った考えをすると、当初から500万円では何もできない

はずだと。3,000万円が予算としては必要だったんじゃないかというようなやりとりがあったんですが、結果的に答弁の方で、なかなか我々が思うような答弁が返ってこなかったために凍結ということになったと。しかし、緊急的な課題であるし、ということで代表者会議まで開いて凍結解除して、2,500万円が執行可というふうになったわけですね。

明けて３月の23日ですか、基本計画の策定について業者と契約が結ばれたということですが、翌年度の繰越額が2,266万円ということは、当初から3,000万円は必要じゃなかったんだと。じゃあ、大騒ぎした2,500万円は何だったのかということになるわけです。そこで、不用額となった734万円。なぜ不用額になったのか、詳細に、御説明願います。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　ただいま御指摘のございましたとおり、当初予算に500万円、それから９月に2,500万円の補正をさせていただきまして、ところが実際には、執行が凍結されておりまして、９月の補正であれば何とか３月までには間に合うんじゃないかというような気持ちでおりましたが、実質的には、11月の末だったと思いますが、執行のお許しをいただきまして、それから作業にかかったわけでございます。

特に、今回の業者の選定につきましては、特殊といいますか、プロポーザル方式と申しまして、いわゆる業者の方から、指名した業者の中からそれぞれ技術提案をしてもらいまして、それを審査して業者を選定していこうというようなことで、そのような方式をとりました関係で、若干業者選定までに事務的な手続きがかかりました。また、技術提案されましてそれを、審査委員会を庁内に設けまして、それぞれその技術提案に対しまして評価をしました関係で、業者に技術提案を依頼してから約１カ月、業者の方でいろいろ企画を練りまして、そんなことで１カ月を要したというようなことで、結果的には契約するのが３月の末になってしまったというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　答えになっていないんですよ。私が聞いたのは、不用額となった734万円の内訳をお聞きしたいと。要は、3,000万円必要だった。ところが実際には翌年度の繰越額が2,266万円ですから、差し引き734万円が不用額であると、ですね。ですから、どうして不用額がこれだけ出るのか。大金です、これ。２割以上ですから。その辺のところを。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　この種の設計にかかる費用につきましては、非常に難しさがございます。したがいまして、予算的には若干多めに見たというようなこともございますけれども、実際に契約した段階では700万からの不用額が出たという結果でございます。したがいまして、その不用額の内容というのは、これはなかなか把握するのは難しいんでございますけれども、あくまでも業者の方が私どもの方の与えた規格に対して、これだけでできるというような結果でございますので、その辺の差については厳密な数字で挙げることはちょっと困難でございますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　確かに見積もりが甘かったのかどうかわかりませんけれども、少なくて済むということは、我々市民にとって大変ありがたいんですよ。ところが私はその3,000万円で基本計画を練るといったときに、１月17日に阪神・淡路大震災が発生した。あれを踏まえて、大変な今度は出費になるのかな、と。といいますのは、御案内のように、あの大地震で多くの病院が倒壊をしたと。今後、基本計画を練る上で相当な、綿密な計画を練って設計に持っていかないと、よっぽどの大きな地震が来たときに耐えられないんじゃないかという、こんな危惧の念を抱きまして、ひょっとしたらまた、この基本計画のお金も若干上積みされるのかなと当然そうは思っていたんですね。

ですから、この734万円という不用額に大変興味を持っていたんですよ。今の助役の御答弁だと、市の方で見積もった額よりもかなり安く上がったということなんで、それはそれで結構なんですが、果たして2,266万の中の基本計画がどんな形になっているのか、まだそれはわかりませんけれども、ことしの10月ですか、ならないとわからないんでしょうけれども、設計に行った段階でわかるんでしょうけれども、そういった話が実際にあるのかどうか、あったのかどうか、今あるのかどうか。ああいう阪神・淡路大震災を教訓として、今後の病院の基本計画なり、今後の基本設計にいく中で当然多くの財源が必要となるんじゃないかという、こんな心配をしていたものですから、これは取り越し苦労で終われば大変結構なんですけどね。そこまでやってもらえば。その辺のところが若干あったものですから、これが出たときに、あれっというような感じがしたもので、今質問しているんです。どうですか、その辺は。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　今回の基本計画の内容でございますけれども、直接、建物の

耐震性だとか、そういうものについては一切含んでございません。これらについては、平成７年度で予算をお願いいたしました基本設計あるいは実施設計、たしか債務負担行為で２億四千幾らかの債務負担を組ませていただきましたけれども、その設計の中で十分検討していきたいというふうに考えております。

今回の委託の内容でございますが、検討項目といたしましては、いわゆる基本理念、整備の方針、診療機能の設定とか病院施設整備の設定、あるいは基本システムの設定とかいわゆるソフト部分でございますので、これらの耐震性というような部分については一切触れませんので、これらについては今年度経過しております基本計画、実施設計の中で取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　終わりにしますけれども、確かに基本設計なり実施設計の段階で、そういった耐震性とかそういうものが網羅されるんでしょうけれども、基本計画の中で、どういうものが必要なんだということは当然入ってくるわけですよ。これからの時代を考え、あるいはああいった大きな災害を踏まえて、今後どんなふうにやっていったらいいんだろうかというものが当然基本計画の中に入ってくると思うんですね。そうですよね、基本計画ですから。じゃあ、こんなものにしていったらいいんだろうというような、今ソフトな面ということですけれども、大まかなものは入ってくると思うんですよ。それを踏まえて、では設計はどうするんだと、基本設計はどうするんだ、実施設計はどうするんだというふうになっていくわけですよ。ですから、全く無関係ではないと思うんですが、無関係であればそれはそれでいいんですけれども、ですから、この不用額の734万円というのは、あくまでも見積もりが若干オーバーにしておいたんで、これで済んだんですよと、2,266万円ですか、これで済んだんだよと、御心配なくというんであれば、それでいいです。

よろしいですか、そんな形で受けとめておいて。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　さようで結構でございます。

○議長（福島盛之助君）　なければ、これをもって報告第２号、平成６年度日野市立総合病院事業会計予算繰越計算書の報告の件を終わります。

これより報告第３号、平成７年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第３号、平成７年度日野市土地開発公社事業計画の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成７年度日野市土地開発公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　それでは報告第３号、平成７年度日野市土地開発公社事業計画の報告について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、１枚めくって２ページをお開きいただきたいと思います。まず、事業名でございますが、用地取得事業でございます。次に面積でございますが、面積は6,210平方メートル。金額といたしましては12億868万円でございます。用地取得の内容でございますが、都市計画道路３・４・14号線ほか市道、あるいは緑地等の用地買収費でございます。説明欄にございます補償金２億1,874万5,000円につきましては、都市計画道路３・４・14号線の用地買収に伴います家屋等の物件補償費でございます。下欄の、その他の事業といたしましての100万円でございますが、これは用地買収に伴います測量設計等の委託料でございます。合計いたしまして、6,210平方メートルの用地を取得するということで、金額につきましては12億968万円でございます。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　土地開発公社については、いろいろ区画整理等の事業の状況から大変、資産そのものを持ち込んじゃっているという姿があるわけですが、この事業計画については用地の取得事業が中心でありまして、今の説明のとおり、これにかかわる７年度における利息の増加といいますか、どの程度に見られていられるのか。そしてまた、逆に言えば私はバブルのはじける前の段階ですと、どんどん取得をしていっていい状況もあったかもしれませんが、大変厳しい財政の中では極力持っているものを処分していくと、こういったことが今、公社に課せられている大きな課題ではないかというふうにとらえます。そういった中から、こちらの事業計画には報告しなくていいものかなとは思いますけれども、様式に定められて、これでいいんだ、ということであれば結構ですが、果たして年間の処分ですね。我々が注目するのは、処分をして日野市が買うなり、東京都に買ってもらうなりそういった処分をし、利息分の増加を抑えていく

と、ここに行政の視点が必要だというふうに思っていますので、そこら辺にありましたら御報告をお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問のございました、この12億ほどの用地買収に伴います利息でございますが、現在利率は3.5％で借りております。したがいまして、これにつきましては4,200万ですか、の利子になろうかと思います。

それから、売却の方でございます。資金運営をしていく中で、できるだけ処分していくということが一番の企業努力かと思います。平成７年度におきましては、市の財政事情によりますけれども、現在４億2,400万の、一応７年度の当初予算での処分を見込んでおるところでございます。以上でございます。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　これをもって報告第３号、平成７年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第４号、平成７年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　報告第４号、平成７年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成７年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係課長から詳細説明を求めます。公園緑政課長。

○公園緑政課長（吉野恒夫君）　報告第４号、平成７年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告について御説明申し上げます。

２ページ目をお開きいただきたいと思います。この事業は、平成６年３月２日、日野市環境緑化協会の理事会において決定を見たものでございます。

設立以来７年目を迎え、さらに市民の協力をいただき、緑化推進事業の一層の充実を図っていくとともに、市の施策等の連携を図りながら住みよいまちづくりを目指して活動してまいります。

具体的な事業計画につきましては次の４項目、つまり、緑化推進に関する普及啓発事

業でございます。２番目といたしましては、緑化推進事業に関する事業活動でございます。３番目といたしましては、緑化推進に関する調査研究でございます。４番目といたしましては、菊花栽培、公園清掃等の受託事業でございます。これらの事業についての総事業費は7,785万5,000円でございます。前年対比で2.2%の増であります。

支出面での主な増につきましては、一般管理費とその他でございます。

収入源の主な増といたしましては、市からの補助金収入と公園清掃等の用務における受託事業費であります。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　課長なんで申しわけないんですけれども、総体の考え方の中でお答えができたらと思いますが、特に大きな柱として４項目あるうちの、緑化推進に関する調査研究。実は私も、かつて「緑化」から「緑花」へということで、緑の化けるから緑の花へというようなことで一般質問をやりました。そのときに申し上げましたワイルドフラワーというようなことで、昨年10万円ほどの予算をもって研究を始めたという実績があるわけですが、ことしは科目存置的にその研究が1,000円になってしまったと、こういう実態がございます。せっかく始めた研究が、これは科目存置的に浮いたんだなというふうに思いますから、たまたま私は、その他の項があればこんなところは削っちゃって、そこへ金額が入っていくと、こういうような項目だというふうに見ざるを得ないなというふうに感じていたんですが、特に昨年そこら辺の実績といいますか、研究を初めて、どうもうまくないや、ということであって研究を中止するものなのか、あるいは1,000円で十分事業ができるものなのか、そこら辺の本音だけを、この際ですから後の差し支えない程度で、お話をいただければと思います。

○議長（福島盛之助君）　公園緑政課長。

○公園緑政課長（吉野恒夫君）　緑化推進に関する調査研究でございますけれども、昨年度におきましては、ワイルドフラワーの適性に関する調査研究の今年度は継続をしていくと、そういうことでございますので、一応科目存置で1,000円で抑えております。それで、昨年実施したワイルドフラワーの経過観察をしていくと、そういうことでございます。以上です。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　これをもって報告第４号、平成７年度財団法人日野市環境緑化協会事業計画の報告の件を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより報告第５号、平成７年度株式会社日野市企業公社事業計画の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　報告第５号、平成７年度株式会社日野市企業公社事業計画の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成７年度株式会社日野市企業公社事業計画を報告するものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは報告第５号、平成７年度株式会社日野市企業公社事業計画の報告について御説明をさせていただきます。

２ページをごらんいただきたいと思います。日野市企業公社は、平成７年度の４月３日をもちまして株式会社となり、新たな発足をいたしました。新年度の事業につきましては、ほぼ旧企業公社の事業を引き継ぎまして行ってまいります。

では、順次事業を簡単に説明をさせていただきます。駐車場の管理運営事業、181万4,000円。これは駐車場10カ所、115台分でございます。駐車場につきましては、平成６年度までは８カ所でございましたが、高幡団地市営住宅、下田団地市営住宅を加えて10カ所となります。

次に、保養所利用推進事業でございますが、353万6,000円。これは、去る秋のバスツアー、このバスツアーは日野山荘、大成荘にそれぞれ１泊ずつして、２泊のツアーの形になります。それとスキーツアーを３月に行っております。平成７年度も同様の事業を実施してまいりたいと思っております。

次に、駐輪場の管理運営事業でございます。622万円。これは、日野駅西駐輪場の管理運営でございます。

食堂管理運営事業。これも平成６年度と同様な内容の事業を引き続き行います。

乗鞍高原日野山荘運営事業。これにつきましては１億739万3,000円。日野山荘の管理運営の経費でございます。

次に、八ヶ岳高原大成荘の管理運営事業でございます。１億6,558万2,000円でございます。

市民プール運営事業。1,895万9,000円でございます。これは、市民プール及び駒形の渡し舟の管理運営でございますが、平成７年度からは市民プールの運用につきまして、午前午後の入れ替え制の廃止とか昼休みの廃止という改正を行っておりますので、これに対応をしてまいります。

地区センターの運営事業でございます。地区センター59館の管理運営を行います。1,066万8,000円でございます。

中学校ナイター運営事業につきましては、224万7,000円でございますが、５校分、これは平成６年度までは１中、２中、４中及び七生中でございましたが、これに３中を加えまして５校となっております。

次に、上記のすべての事業の係ります本社部門運営経費、4,011万4,000円でございますが、この中には予備費の100万円相当額を含んでおります。

合計３億5,667万3,000円で事業を進めてまいります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　それでは、何点かにつきまして質問をさせていただきます。

まず１点は、今御説明がありました、事業内容の金額につきまして、ことしの３月の定例議会の中で資料をいただきました金額と何カ所かにつきましては金額が違うものがありますので、この事業内容の金額につきましては、先ほど説明された内容でよろしいのか、１点でございます。

それと平成６年度の事業の内容を見ますと、食材料収入ということで5,116万5,000円というのが計上されておるんですけれども、この辺はどういうふうないきさつで変化されているのか、ちょっとお伺いをいたします。

それから、この駐車場等の使用料については、どういう形で今回対応されているのかについてもあわせてお伺いいたします。

それから、本社があります、中央高速道路高架橋の下の本社につきましての日本道路公団からの占用許可の件につきまして、その後どういうような変化をしているのか、その辺についても具体的な御説明をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それぞれの事業の金額につきましては、ただいま御

説明をさせていただきました金額でよろしいかと思います。

それから、６年度の食材費でございますけれども、これは日野山荘及び大成荘につきましては、利用者の方から食費にかかります食材料費ということでちょうだいをしているわけでございますけれども、平成６年度のそれぞれの額は、日野山荘につきましては1,977万1,000円程度ということになっております。それから大成荘の事業につきましては、3,668万6,000円余りという数字になっておりまして、これらにつきましては、それぞれこの収入は食事の用意といいますか、食材費に充当をされております。

それから、駐車場経営に関しまして、ちょっと説明を漏らしてしまいましたが、新年度株式会社に変わったのを機会に、これまで市あるいは土地開発公社の土地を無料で借りてまいりましたけれども、株式会社化に伴い賃借料を払うということになっております。賃借料につきましては、それぞれの土地の固定資産税相当額プラス都市計画税相当額を支払っていくということで、賃借料を市側とそれぞれ土地開発公社に支払うという方法をもっておこないます。以上です。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問の４点目ですか、企業公社の本社事務所と道路公団との賃貸のことでございます。

本社がございます場所は市の建物でございますが、その建物の敷地は道路公団のものでございます。道路公団からは、現在の時点では、平成６年４月１日にその部分の占用許可を得ているところでございますが、その内容につきましてはシルバー人材センターあるいは文化財遺跡事務所、あるいは倉庫というようなことで2,186平方メートルの土地をお借りしているということでございます。このうち建物の414平方メートルあるうちの90平方メートルを企業公社が現在使っておるわけでございます。これにつきましては、市の行政財産のうち企業公社に使用許可をしておるわけでございますが、今まで任意団体であったものが株式会社という法人格になったということでございます。いろいろ御指摘を受けた中で道路公団にも協議を申し出ておりますが、道路公団といたしましては公共性というようなことで許可をしておるということでございますが、やはり株式会社というようなことが一部ございますと誤解を招く、あるいは解釈に疑義が生じることがあるということで、今後できるだけ整理していっていただければというようなことを聞いております。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

最初に質問させていただきました、それぞれの事業につきましての金額的なものにつきましては細かい部分がありますので、これは資料で結構ですから後ほど具体的に、各事業別に、人件費等のところの運営経費を事業別に事業とあわせて、内容を分けた形の中で資料として提出をお願いいたします。

それから、先ほどの駐車場の件で答弁いただきましたが、先ほどの答弁によりますと固定資産税、都市計画税の見合う金額を使用料としていただいているんだという趣旨の答弁をいただきましたが、それで間違いないのか。聞くところによりますと、その2分の1というふうに聞いておるんですけれど、先ほどの答弁で間違いないのか。まず、それは確認をさせていただきます。

それから、本社機構のあります高速道路の下の公団とのことに関しまして、先ほど部長から答弁いただきましたが、今後どういう対応をしていくのか。その辺の内容を具体的に教えていただきたい。それと同時に、当然この場所についても使用料という形の中で徴収をしているかと思うんですけれど、この辺について具体的にどういうふうになっているのか御説明をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　第1点目の、駐車場の使用料の関係でございます。

これにつきましては、先ほど企画財政部長がお答えいたしましたが、若干追加させていただきたいと思いますが、借りている土地は市の土地と、それから土地開発公社の土地がございます。したがいまして、市の土地につきましては、日野市の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例、これによりまして固定資産税、それから都市計画税の2分の1ということで減額でお借りしております。

それから、土地開発公社の土地につきましては、これにつきましては固定資産税、都市計画税、その合計額から引くことの、いわゆる土地の管理料、これは年2回の草刈りでございます。これにかかる経費を差し引いた残りを使用料として支払うということでございます。

ちなみに、市から借りている土地につきます年間の賃借料は、年間38万8,000円ということでございます。それから、土地開発公社の賃貸借料は、年間66万8,942円ということになっておりまして、したがいまして土地開発公社の土地については、若干高い賃貸料で借りているということでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　企業公社の本社事務所の件でございますけれども、先ほ

ど申し上げましたように、道路公団では、地方公共性ということでは理解していると。公団の方といたしましても、それぞれの立場といいますか、担当者あるいは職員によって、そのまま存続でいいだろうという解釈もございますし、あるいは株式ということがつくんでは適当ではないんではないか、というような議論が分かれておるところでございます。そういう議論が分かれている状況の中では、市の方でできるだけ整理していただければというような意見が来ておるところでございます。市といたしましては、これは企業公社と市、建物を許可しております市と今後協議して、できるだけ誤解のないといいますか、ように整備していきたいということで、当面どうするということは、まだ考えでございませんが、場所を移すとか、あるいは賃料をいただくとかのどちらかになろうかと思いますが、そんなような中でいきたいと思います。現在は、行政財産の使用許可ということで、無料で企業公社にお貸ししているということでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

ちょっと、よく内容が理解できないんですけれど、なぜ最初に公団の道路占用につきましての、使用料は取っていないんだということでございますが、株式会社になりましたので当然これは、使用料はしかるべく手続きをとりまして、当然使用料を取るのが当然だと思うんですけれど、この辺はちょっと、先ほどの答弁では、今後協議した中で対応していくんだと、非常に理解できない答弁をいただきましたが、少なくとも株式会社に移行するに当たりましては、当然その時点で十分その辺も協議した上で問題がない、合わせて対応をした上でスタートするのが当然のことでございますが、それもできていないで現在もきているんですけれど、ちょっと納得いきませんので、もう少しその辺、細かく教えていただきたいと思います。

特に、この中におきますと、条例を見ますと、この条例におきましても使用許可においての、本来であれば条例化をして、正式な形の中で使用料を取ることも大事ですし、また、この条例の第16条等から見ましても、株式会社に日野市の財産をお貸しするということが非常に難しい内容かと思うんですけれど、それの解釈は、今までもいろいろと論議をしてきましたので、あえてここでは余り言いませんが、株式会社に当然したからには、その辺がもう少ししっかりした形にしていただきたいと思うんですね。ですから今回の道路公団についても、やはり懸念をして承認をしないんだと、そういうような趣旨の方向性が具体化に明確に日野市の方に連絡があったと思うんですけれど、部長の先ほどの答弁と私が確認した範囲では、ちょっとニュアンスが違うんですね。承認はし

ないんだということの中で、市の方に回答はしているんだと。要するに株式会社になることによってもう趣旨が違い、これはもう占用許可をいただいた段階でのその条件の中に定則しているんです。ですから承認はしないんだというような形の中で話を伺っておるところでございますが、ちょっと市の認識が違うんじゃないかと思うんですけれど、その辺をもう少し、具体的に状況をお伺いいたします。

まず、それだけお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　社長の立場からお答えをさせていただきたいと思っておりますが、発足して間もないわけでございまして、私ども企業公社は、形態は確かに株式会社でございますけれども、実態は全く行政の一環とした実態でございます。特に採算性の取れる事業が非常に少のうございます。ほとんどが公共部門というようなことで、一般的なセクターと違いまして、利潤追求というのはほとんど考えられない状況でございます。そういう中では、これから努力いたしまして、採算性の合う事業も取り入れていく中では、そのような賃料も払えるんではないかというふうに思っておりますが、現状ではなかなかそこまでまだいっておりませんので、もうしばらくお時間をいただきたいというふうに思っております。

それから、道路公団から占用を受けております土地につきましては、たびたび議会でも御指摘を受けるわけでございます。実際の道路公団と交渉した中では、向こうの規定によりますと、公共性の高い事業については貸せるんだというような規定もございます。そういうようなことを受けまして、道路公団と協議した中で、そのような回答をしたわけでございます。したがいまして、道路公団の方でも、ただ株式会社という名前だけで誤解されているんじゃないかというふうな感じも受けるわけでございますので、もう少し株式会社の実態を十分理解してもらうように、私も向こうへ参りましていろいろ説明し、協議をしながら、ぜひ確実に借りられるような方向でやっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく御理解いただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　今、そういう答弁をいただくことは、非常に納得できないんですね。ですから株式会社をする前に、しっかり借りる側の公団とは詰めて、了解をとってスタートすべきなんですよ。（「そのとおり」「おかしいよ、それは」と呼ぶ者あり）今ごろこんな問題が出ることがおかしいんですよ。使用許可で、昨年の12月ですか、質問させていただいたときに、前田助役は、使用許可をとっているんだと。この

条例を準じて、この企業公社に貸しているんだ、という趣旨の答弁しているわけです。まだ任意団体の当時ですね。今回は株式会社になったわけです。そこの条例から照らし合わせても、確かに公共の仕事をするということは理解します。あくまでも株式会社。この株式会社は公益法人ではありません。商法法人の株式会社にこれを貸すということは、どう見ても、この条例から見ても無理がある。この辺を、だからどういうふうに、具体的に、条例から見たら解釈したらいいのか、その辺、もっと納得できるものをお伺いします。本来であれば、こういうことは事前にしっかりとクリアした上でスタートすればいいんですよ。ですから、無理やりに議会の中に上げる前にしっかりと、この辺問題ないようにしっかりとつくり上げて、その上で議会の納得を得た上でスタートさせれば、こんな問題は起こらないわけですよ。スタートしても、こういう問題が起きてきているわけですね。まして公団側は承認はしていないんだという、公団の助役が市の方にそういう意思を表明したんだということを言っておりますので、随分日野市の受けとめ方とは相違があるんですね。ですから、今さら行って理解を求めるなんていうのは、それはちょっと趣旨がおかしいですよ。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　高速道路下の占用につきましては、一たんは、公団ではよろしいでしょうという結論を出しているわけでございます。それからその後になりまして、やはり株式会社であれば、ちょっと疑義があるということで、いずれにしても結論が出ているわけではございません。だめだという結論が出ているわけではございませんので、もし、そういうようなことがあれば、こちらから出向いて積極的に借りられるようにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　ちょっと今の答弁は納得できない部分ですね。本当に理解できないですよ。なぜ株式会社をする中で、明確に承認をいただかなかったんですか。承認を。そしてスタートすれば全然問題ないんですよ。今ごろこんなばかな話ないですよ。

それと、現在の高速道路下の使用料について、使用料並びに、この条例からいって株式会社に貸すことは、条例からいって問題ないのか、この辺を明確に納得できる答弁をいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　行政財産の使用許可にかかわる規定でございますけれども、

行政財産は本来の目的に使うわけでございますが、それに特に支障がないというような場合は許可ができる、というような趣旨のものでございます。企業公社につきましては、株式会社ではございますけれども、市の100％出資の外郭団体ということでございまして、市の行政の肩がわりをしていただいているということで使用許可を与え、また無償としているという解釈でございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　そうしますと、今の答弁は具体的に、それは何条にその部分が当てはまるのか。ちょっとその辺について、具体的に条項を示して、お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　日野市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例でございます。これの第４条の１号でございます。「国又は地方公共団体の公用若しくは公共的団体の収益的な使用を除く公共の用に供するとき」。この場合には、「これを無償又は時価より低い価格で貸し付けることができる」という、この条項を適用いたしまして減額貸付ということでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　今の条項を見ますと、国でしょう。または地方公共団体、またはその他の公共団体。あくまでもこれは公共団体を指していうわけですよ。その公共団体が公用または公共の用に供する。これはあくまでも、公共団体が公共のための事業をする場合というふうに限られているわけですね。この場合、株式会社ですよ。そうなると、この法律を運用するということは、非常に無理があるんじゃないですかね。

○議長（福島盛之助君）　答弁願います。助役。

○助役（坂口泰雄君）　ただいまお答えいたしました条項を適用して、減額貸付ということでございます。そして、この株式会社日野市企業公社でございますが、100％日野市が出資でございまして、事業の内容もいわゆる市民の福祉のための事業でございます。採算性を追求する企業じゃございません。また、地方自治法の第244条の２の３項ですか、これによりまして、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、その管理を普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの、これについて委託することができる、ということでございます……失礼しました。これは地方自治法の第243条の３項で、この報告書を提案しているわけでございます。これにつきましては財政状況の公表等ということで、地方公

共団体の長は、第221条第３項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない、という規定でございます。したがいまして、公共的団体というふうに解釈できるというふうに考えております。この政令で定める法人でございますが、普通地方公共団体が出資している法人、それで政令で定めるもの。これにつきましては、施行令の152条で、普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲ということで、２分の１以上出資している法人、いわゆる株式会社日野市企業公社が該当するということでございますので、そういうことでひとつ、公共的団体ということで御理解いただきたいというふうに考えております。

（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　公共的団体というのは、ちょっと趣旨が違うんじゃないですかね。（「そんなことないよ」と呼ぶ者あり）公共的団体は。この商法法人は、公共的団体にどうして入るんですか。その定義はどういう形なんですかね。目的じゃなくて、法的に公共的団体に準ずるんだという根拠は、どうしてそういう根拠なんですか。

○議長（福島盛之助君）　答弁願います。

○22番（馬場繁夫君）　それについて、もう少しわかりやすく説明を求めます。（「ちょっと休憩しましょう」「いらない」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　答弁できませんか。（「答弁変えることないよ、同じこと繰り返せばいいんだよ」と呼ぶ者あり）総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　公共的団体は、いろいろな解説書を見ますと組合、組合といいますか農協とか、そういうようなところも含まれるわけでございます。あるいは自治会等も公共的団体というふうな中には入っておるわけでございますが、その中で株式会社というのは、おっしゃるとおり、商法法人でございまして、形式上は利益団体だと思いますが、ただいま助役の方からも御説明いたしましたように、地方自治法第221条ですか、に基づきまして２分の１以上公共団体が出資、自治体が出資しているということは、その運営が公共性を目的としているということでございます。そういうような中で形態は株式会社でありましても、実態が公共的ということで解釈をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　法人を区別しますと、公法人、そして私の法人、大きく二つ

に分かれてまいります。その法人の中にも、公益法人。この公益法人、社団法人、財団法人、これについては、今おっしゃったことが理解できるんです。それに対して出資をしていく。そうすると、そのとおりだと思うんですね。

ところが営利を目的とした商法法人、株式会社、これについては、その該当については非常に疑問を感じているんですね。あくまでもこれは、法律でいいます営利を目的とした株式会社の法人になってまいります。営利目的の法人です。ですから、これは公益法人とは区別されているわけですよ。ですから、先ほどの説明は理解できないと思います。あくまでそれは、公益目的を主体としました財団法人等を指して言われていると思うんです。ですから、これはもうしっかりとやっぱり、株式会社化するときにもっと明確に立て分けて、問題がないような整理をした上で株式会社にすれば差し支えないわけです。それができていないので。また、今に至っても明確な答弁がいただけないんですよ。

じゃあ、日野市の条例からいきますと、市の財産を株式会社にお貸しする、この辺についてはどうなんですか。これについても、条例の面からわかりやすく、条例でいっても問題ないんだということを答弁いただきたいんです。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　市の財産を株式会社に貸せるかどうかの一つの思う点は、普通財産とした場合は、御存じのように、市の隣にございますような三菱銀行にも貸してございます。あるいはほかの株式会社にも貸している例がございます。

一方、行政財産につきましては、これは、先ほど申し上げましたように、本来行政目的に使うものでありますけれども、その行政目的に反しないといいますか、支障を及ぼさない範囲あれば使用許可できるということでございます。これは公共性の高い電気事業、ガス事業等の株式会社の東京電力、あるいは東京ガス等にも行政財産をお貸ししているというような例もございますので、株式会社に貸せない、貸せるのことでいきますと、貸せるわけでございますが、御質問にありますような、公共的団体だから無料にするとか、そういうようなことにつきましては、私どもの方としては先ほど来、外郭団体、市の行政の肩がわりをしているということで、公共団体ということで解釈をしておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　今の答弁もよくわかりませんけれども、例えば第16条から見ますと、第16条の中で国でしょう、それから地方 公共団体又はその他公共団体におい

て公用または公共用に供するため使用するとき。それで先ほど話されました電気、ガス、水道、通信事業等公益事業に関する、そういうものについては、この条例から見まして使用許可をするんだということは明確にうたわれているわけです。ところが、電気、ガス、水道等の公益事業というのは、これは公共事業を目的として国の統治下における、そういうような法人をいっているわけですね。ここでは商法法人をいっているのではなくて、公共事業を目的とした国の統治権の中の電気とかガスとか、そういうような趣旨の公益事業について、これは使用することができるんだというふうにうたっているわけです。そうしますと、この中で株式会社については具体的にいわれていないんですね。であれば、株式会社にすることによってこの条例をまず改正して、条例を改正してその上で株式会社にすればいいわけですよ。そういう一つのプロセスを踏んでいくことによって、全然問題なく対応ができるんじゃないですか。それをしないで無理やりに、株式会社化にしたことによって、こういう問題が生じるわけですよ。ですからもっと、行政はそういうプロセスを踏んだ上で、しっかりやっていただきたいんですよ。本来であれば、この使用を許可することができるわけですよ。その上で、しっかりとした使用料も取るべきですね、使用料も。それで、原則的にはこれ１年間、１年間ということが条例の趣旨からいっているわけですよ。ですから、今後長く続きます株式会社の公社を条例の本来の趣旨からいっても、このままにしておいてよろしいんですかね。それは、ある一定の期間の事業をするときに、例えば１年で終わらない２年にまたがる場合があるでしょう、そういうときにおいては１年を経て、または次に１年間期間を延長することは可能であります。ですけど、こういう株式会社の本社機構で永続的に、今後日野市が存続する限り、今の中では継続していく株式会社を、このような使用許可という内容を拡大解釈をして、その上でやることはまた大きな問題になるんじゃないですかね。ですから、この辺もしっかり整合性のとれるようなことをしなきゃあ、これはどう見てもおかしいですよ。それについて、もう少ししっかりした、納得できる方向性を見出してくださいよ。

それと、使用料。料金について。今までも料金は取っていませんでした。少なくとも株式会社になれば、次の本社機構を移転する機関については、しっかりした使用料をこれは取るべきですね。そうしないと不公平になりますよ。御答弁お願いします。

○議長（福島盛之助君）　答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　条例あるいは法律の解釈の中でいろいろあるわけですが、公共団体は国、あるいは地方団体がまず第一でございます。そのほかにも公共的団体が

あるほかに、先ほど申し上げました、株式会社でも貸せるということはございます。それは一つの例でございますけれども、国の官庁、役所のビル等で中に食堂、あるいは売店等は会社に貸してございます。もちろん使用料は取っておると思います。ただ、私どもで使用料その辺は、先ほど申し上げましたように、株式会社ではございますけれども、行政をそっくりといいますか、ほとんど肩がわりをしていただいているということで、使用料の免除をしているということでございます。

よろしくお願いしたいと思います。

議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　今の答弁の中で、第16条の３項に、「職員及び公の施設を利用する者のため食堂、売店等を経営させるとき」、こういうときには貸せるんですよ。ですから、それについては、これは適合除外として対応できたんですね。それと同率に考えていただくと、趣旨がちょっと違うんではないかなという気がします。そして、先ほど言いました、この条例の趣旨から見ると継続的に、１年は原則的に、１年で更新をしていくということですから、この継続していく企業の事務的機能を使用料ということでやるということは、かなり無理があるんじゃないですか。ですからそれは、ある程度の期間のうちに他に移転するんだという、そういうふうな方向があって、その期間やむを得ず、ここの場所を使用してもらうんだということであれば、まだまだ理解の範疇に近くはなるでしょうけれども、その辺方向性もない。先ほどの助役の答弁では、今後道路公団へ行きまして、株式会社の趣旨を理解してもらうんだ、ということであればなおさら、この趣旨から見るといかがなものか。理解がちょっとできないんですね。

○議長（福島盛之助君）　答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　これまで、任意団体のときもそうでございますし、株式会社になりましても行政財産というのは、本来行政で使うものでございますから、そこの例外で使用させるということでございますので、１年間という範囲の中で許可を与えております。しかし、自治体といたしましては、それを更新するといいますか、再許可ということはあるわけでございます。

何度も繰り返すようでございますが、その中で無償としておりますのは公共性ということでございまして、地方自治法の第221条ですか、この議会に、この企業公社の事業計画を出す、決算を報告するということは、これは日野市の公共性があるということで出しておるわけでございますので、その点御理解をいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　馬場繁夫君。

○22番（馬場繁夫君）　前回の本会議の中での質問の中に、総務部長は、今の企業公社は公共的な団体ということで許可を受けていると。企業公社が土地の許可を受けているのではなく、日野市が一括で許可を受けているので問題がないんだというような趣旨の答弁をずうっとしてきているんです。また、法人化になっても公営的企業で、問題がないからという解釈の中で、道路公団の方とは折衝をしていなかった。そういうふうな認識で解釈してきたのでございます。ですから、もう前段のときから、そういう具体的に公団に出向いて相談をしてこないで、自分たちの都合いいというか、自分たちの解釈だけでスタートしてしまったと。ですから、後で色っぽくない問題になってくるわけです。で、何度も指摘してもいろいろなミスが重なって、調査していなかったり、いろいろなことがずうっと現在まで来ているんですね。現在すらその辺について、また質問しても納得できる状況じゃございません。ですから本来、一つの大きな事業、ましてや株式会社という、日野市が新たな出資をして会社をつくるということであれば、他の自治体が行っていない新しい業務ですから、それについては担当側はしっかりと問題がないように十分調査をし、また、いろいろな関連企業との中で話し合いを進めながら、その上で議会に上程をして、議会で承認を得て、そして具体的にスタートさせていくと、こういうしっかりとしたプロセスを踏めば、何ら問題はないわけですよ。それをやってきてないがゆえに、こういう問題が後まで尾を引いてしまったと。ですから今後、私は今納得していませんので、また十分、先ほどの質問の内容に理解できるように資料等をつくりまして、後ほどいただきたいと思います。納得できないんでは、何回でもこの問題を取り上げてまいりますので、しっかりとした形の納得できるような資料等を後ほど提供していただきたいと思いますので、そのことを議長にひとつお願いをしまして、時間になりますので、終わりにさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　取り下げるつもりでいたんですが、今、私は最後に馬場さんの方からありました資料請求をいただければ、疑問としているところも解決もあろうかと思います。ぜひ、今要望があったとおり、質問はそういうことでダブりますから、今の関係を議長を推して調整をいただければと思います。以上です。

○議長（福島盛之助君）　これをもって報告第５号、平成７年度株式会社日野市企業公社事業計画の報告の件を終わります。

これより報告第６号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役　登壇〕

○助役（前田雅夫君）　報告第６号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　報告第６号につきましては、議会の指定議決に基づき専決処分いたしました事項の報告でございます。今回は２件ございます。

恐れ入りますが、２ページをお開き願いたいと思います。

まず、第１点目は、日野大字川辺堀之内533番地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。事故名ですが、日野大字川辺堀之内533番地先路上の事故でございます。和解の相手方は、日野市大字万願寺330番地の１、渡辺一好様でございます。事故の発生状況でございますが、平成７年３月17日午前８時10分ごろ、相手方である渡辺さんが乗用車で市道幹線Ⅱ－41号線を日野市役所方面に走行し、日野市大字川辺堀之内533番地先に差し掛かった際、道路上に設置されておりました道路管理用の看板が強風にあおられまして飛び、走行中の自動車のフロントスポイラー及びバンパーカバーを破損したものでございます。損害賠償額は22万5,034円でございまして、和解が成立したものでございます。平成７年３月30日に専決処分させていただきました。

次に、２点目でございますが、恐れ入ります４ページ、５ページをお開きいただきたいと思います。

２点目は、日野市南平五丁目５番地の６の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定でございます。事故名は、日野市南平五丁目５番地の６の事故でございます。和解の相手方は、日野市南平五丁目７番地の３、谷井正剛様でございます。事故の発生状況は、平成７年３月12日午前９時50分ごろ、日野消防署職員が、日野市の所有の起震車による地震体験を行うため、日野市南平五丁目５番地の６の会場に入ろうと自治会役員の誘導で起震車を後進させた際、子供を発見しハンドルを切りすぎたため、谷井さんの入口の門柱及び万年塀に接触をし損傷を与えたものでございます。損害賠償額は19万550円で和解が成立いたしましたので、平成７年４月18日に専決処分

をさせていただいたものでございます。

また、当方の起震車も損傷をいたしまして、その修理に15万5,787円を要しております。

なお、これらの事故に係る費用につきましては、損害保険によって補てんされておるところでございます。

以上２件、よろしくお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○17番（奥住日出男君）　２件あったんですが、前段の方についてちょっとお聞きしたいんですが、これ人身事故だったら大変な事故なんですね。それで、どんな対策をしたのかお聞きしたいんですが、例えば市内の同様な看板をいろいろとチェックして、すべて異常なかったとか、何かそういった手を打ったかどうか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　この事件の説明が抽象的だったんですが、いま少し詳しく説明いたしますと、堀之内のゴルフの練習場の北側の市道でございます。

これはいわゆる冬季、積雪とか、あるいは凍結防止、この注意を促す立て看板を電柱に針金で固定をしておいたということです。この固定が、どういう原因かわかりませんけれども、外れまして路上に倒れていたと。そこに車が通ってバンパーとスポイラーを壊したということでございます。そういう事故でございますので、もう３月の半ばを過ぎておりますので、市内のこういう看板の撤去、それからこれに類するものにつきましては総点検をしたと。今後、こういうことがないように、十分注意をしたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって報告第６号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第７－６号、衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情、請願第７－７号、定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情、請願第７－８号、日野市消防団第７分団第１部器具置場、詰め所移転に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付いたしました印刷物のとおりです。請願第７－６号、

請願第７－７号、請願第７－８号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時50分　散会

6月9日　金曜日　（第2日）

平成7年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第11号）

6月9日　金曜日　（第2日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簱野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	企画財政部長	野中勝美君
総務部長	大崎茂男君	市民部長	田村丞子君
生活文化部長	小野宗市君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	福祉部長	藤本享一君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	加藤侃一郎君	企画財政部参事	平井忠君
管理課長	堀江勝利君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	小俣雅義君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成7年6月9日（金）
午前10時開議

日程第　1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時９分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問１の１、市立病院建て替えにつき問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（天野輝男君）　議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

日野市総合計画が作成されまして第３次基本計画が提示されて、議会サイドから市立病院の建て替えの設計費について、厚生委員会から附帯意見がつけられているところであります。この計画は４－３ブロックに市立病院を建てるということであります。今、社会教育センターを除いたところに計画するということであります。そういう中で、これらのところに病院をつくるという計画が、ようやく出てきたわけでありますが、これまで、私どもが日野市の中の病院計画、そして、この計画というものが、今日では今の市立病院の医療機関では手狭になってきてしまっておる。老朽化され、またはかつては今の市立病院は日野市の中で伝染病の隔離病院として確保されていたわけでありますが、多摩平の団地等ができまして、当然、病院が必要になってまいりまして、そのあたりから、多摩平団地の人たちの医療を、また日野市全体の中の医療を守るという中から、でき上がったものであります。そういう面で、大分時間が経過しておりますので、病院サイドからも、たくさんの要望が出てきていたわけであります。そして、現在の医療機関としては、機能を十分果たすことができないというのが事実であります。

そういう中で、市立病院の増築という問題は、昭和51年度ごろから出てきていたわけであります。そして、森田市長になりまして、ベッド数が10ベッドふえたというところでありました。そして、これらの市立病院の内部からも、前三田院長を初め各部門で検討していただいて、資料をまとめていただきました。そして、どうしても、この市立病院の建て替えができないならば、市立病院を閉めてほしいという強い要望があったわけです。私どもは厚生委員会のメンバーでこのことを審議しておりまして、そして、その意見を聞いて、私どもが市立病院等対策特別委員会というものを設置させていただいたわけであります。

当時、森田市長は日野市の中の病院構想というものを二眼レフ構想という形で、南部

の医療病院というものを考えておりました。現在も考えていらっしゃることでしょう。こういうビラが選挙のたびに出てまいりました。共産党のビラでにぎやかしていたわけであります。そういうことの質問が、市川資信議員、私の会派の議員が平成２年と平成３年にかけて、同じ質問をされているわけであります。高幡周辺の区画整理事業及び総合病院建設についてという形で、２回質問しているわけであります。そして、この二眼レフ構想の中では、まだその当時は市立病院一本という形ではなかった。南部の方の医療病院を早くつくろうという考え方が、市長の考え方ではなかったかなということを、私も議会に出てきておりまして、そのように感じていたわけであります。

そして、この南部の医療病院も高幡区画整理事業の中に用地を確保するという突発的な発想が出てきたわけであります。そして、ここに果たしてできるのかなということを、私どもは当時、まだ議会に出てきて二期目でありましたものですから、できるのかな、そう簡単に高幡区画整理事業計画を出して、そして公共用地、そして仮換地、こういうものがほぼ決定している中で、ここに病院をつくりたいという形の中の病院というものは、果たしてできるものなのかなということを、直接私も感じておったわけであります。そして、地権者も多分大変驚いたと思うんです。そういう構想がなかった。そこに、日野市の市民の要望とはいえ、この事業を進めるには、また新規に事業計画を変更して手続を踏まなきゃならない。そうしますと、やはり１年、２年、実際は延びてしまっておるんですね。

そういう中で、地権者も大変不安な気持ちでいたと思うんですね。そして、市川資信議員のやりとりをよく見ますと、地権者の皆さんはそれなりに努力して前向きに検討したようであります。しかしながら、最終的には、この土地が足りない部分は、地権者、また役員の８％、４％とか、そういう余計な負担がかかってくる。そして、自分たちが区画整理事業をするに当たって土地が減っておる中で、また協力しなきゃならない。そういうところに、大変不安な気持ちでいたんではないかなということを感じておるわけです。これらのことで、ここに市立病院をつくってもらっては困るというような要望書が東京都の方へ出されてしまいまして、ここのところができなくなってしまったわけです。

そして、その後は、今度は全農のグラウンドにつくりたいという市長の意思があるわけです。そして、あの周りの道路も大変よくなっているわけです。そしたら、この全農のグラウンドのところに、南部の医療病院をつくるに当たっては、これは多分市長としては、近くで森久保先生が開業しておるから森久保先生の方にお願いしたらいいだろ

う、このよう思ったんだろう。そして、市川資信議員に、森田市長の方から森久保先生の方に打診しておいてくださいという話を、私もそばにいて聞いておりました。果たして森久保先生がそれを認めるかなということを、私、そのときに感じております。

と申しますのは、病院となりますと人事の面が大変難しいんですね。医院というのは何人患者が来ても、そんなに拘束はされないんですよね。そのあたりが、まず１点あるということです。そして、実際、あそこの恐らく医院は４科目ぐらいやっていますよね。小児科とか整形、内科、もう一つ眼科だったかな、何かもう一つやっておりますので、あの患者数を見れば、十分利益が上がっちゃっているわけですね。そういう中で、あえて自分のところで病院にしてやるということになると、早く言えば建物をつくって、中の人事も全部認めてあげて用意してあげて、そういう形だったら、やらないとは言わなかった。いや、こういう形に全部用意しますよ。それだったらどうでしょうかというような話をすれば、あるいはその話には乗ったかもわからないと思うんです。しかしながら、そういうものは全くなかったわけですから、お断りして当然だと私は思います。

これらのことを踏まえながら、南部の病院、これもやがてはどうしても必要であると思います。しかしながら、現在、病院の中で特に市町村がやっていたり国が経営している病院なんていうのは、９割が皆赤字病院で、そして現在、日本政府ではゴールドシルバープランを実施するためには、大体この赤字病院を40万床削減しないと、予算がそっちへいかないんですね。そういう具体的なところまできておりますから、赤字病院というのは、なかなかこれからは経営していく、またこれらの病院を維持していくということは、大変難しい状況の中にあるわけです。

そして、私はそういう中でいろいろと調べておるわけであります。特に病院というものは、これからは総合的に考えていきませんと、病院だけを経営、任せるという形の中でありますと、多分行き詰まってしまうんじゃないかなということが考えられるわけです。そして、特に私どもは、市民の要望、そして、市民が一番お困りになったときに、どういう形で日野市として役割を果たしていくかということが、一番高い市民要望のことではないかなと思うわけです。そして、今後は民間の病院をあるいはつくる人も出てくるかもわかりません。と申しますのは、実際民間で経営している病院で黒字の病院はあるわけですから、そういう病院があるわけですから、ないとは言えないと思うんです。そういう中で、いいパートナーを得れば土地だけ、特にそんな高い土地なんかは必要ないわけですね、病院だったら調整区域で十分できるわけですから。そういう調

整区域を与えてその南部の病院を任せたら、多分つくる人も、これからは出てこないとは言えないと思うんです。出てくると、私は思うんです。そういう中で、私は南部の医療病院については、そのような形で民間で経営能力があるところを選ぶならば、これができるなということを感じておるわけです。

そして、市立病院――この市立病院は、現在、老朽化されてしまって電気の容量も低いということで、たくさん使うと落ちてしまうときがあるんですよ。そういう中で手狭であり老朽化しているものであり、また電気の容量も足りないということで、これはどうしても建て替えを進めなきゃいけないなということを感じておるわけです。

そして、これらの設計は出てきた限り、少なくとも実施計画を立てて、そして何年後にこの市立病院が具体的にできるのかということを、はっきりと明記していただかないことには、私どもは納得できない部分があるわけです。そういう面で、あえてこういうような問題を取り上げさせていただいておるわけです。

そして、日野市の中の医療というものに対しましては、大体１万いたら大体700床ですよね。だから、日野市の中のベッド数は1,120床ぐらいなきゃいけないんですね、本来ですと。そういう中で、この市立病院、七生病院とか多少ありますけれども、ベッド数については、ある程度厚生省の方では、新しい病院をつくらせないような方向に動いておるわけですね。それは、昨年度の医療費は、たしか23兆5,000億ぐらい。ことしは26兆円ぐらい伸びておるわけです。そして、厚生省の見解というのは、大体医療費の算定というのは大体２％から３％ぐらい見込んでいたわけです。それでは、とてもおぼつかない。ことしは大体８％ぐらい伸びているんですね。こういう中で、やはり赤字の分はだめですよというのが、国の指導であると私は思うのです。そして、この赤字の部分をどのように対応して、今後、病院経営をしていくかということが、これからの大きな課題ではないかなということを感じておるわけであります。

そういう中で、日野市の中において、確かに医療というものを充実させるということは、市民のだれもが願っていると思いますし、これらの問題を整備して、そして、より高度な医療を施すことができるということであるならば、市立病院の使命というものは、なお一層大きな期待が出てくるものと思うわけです。そして、私が一番いろんなことで心配をしておるということは、これは国基準の病院で、これは特例の病院です。これはお年寄りが大体７割入っているところの病院ですね。そして、100人の患者数、医者は３人です。看護婦が准看が17名、看護補助というのが13名、その他、薬剤師、放射線技師、栄養士を入れても、国基準の病院というのは約36名で動かしているわけ

です。

また、今、政府のゴールドシルバープランの中から出ておるところの老人保健施設、これは医者が１人ですね、だから給料が安いわけです。ただ、看護婦、准看というのは、看護婦が８名、看護補助というのが20名。で、理学療法士が１人、栄養士、相談員、指導員というのが２名、薬剤師、調理員、こういう者を入れても、事務員入れて34名、これに給食調理員を入れると若干ふえると思いますが、そのあたりで経営するならば、そこそこというか、経営ができるようにちゃんと厚生省では基準を定めてやっておるわけです。そういうところの病院というのは、黒字なわけです。

ところが、日野市の市立病院の職員構成は、５年度の資料を見たら、職員が229名いるわけです。それで、ベッド数が169床です。ここから割り出しますと、日野市の市立病院規模であるならば、看護婦は――こんなこと言うと怒られちゃうかもわからないけど――国基準でいけば、50名いれば賄うことができるわけですね。そういう形でやらなければ赤字になってしまうんです。そういうところに、私は、現在の市立病院にも皆さん一生懸命頑張ってやっていただいているのは、大変ありがたいわけです。ありがたいんだけれども、このあたりを、やはり少し内部的にも改めながら、また改める方法ができなければ、また現在、新しい病院をつくって運営するということになりますと、年間８億から９億の、総病院収入の38億ぐらいの中から、もう８億から９億の一般財源の補填がなければできないというような形の病院であるならば、果たして日野市で設計をつくって、この事業計画をつくって、そして国や東京都の方に申請を出した場合に、建て替えという問題があって出したとしても、あるいはこれらの問題に総工費の中から、この起債が受けられるかどうかということも、私は疑問ではないかなということを感じておるわけです。

そういう中で、これらの市立病院の建て替えというものを具体的にしていくためには、設計費は私どもは認めたわけです。そして、少なくとも設計をする以上、こういう形で病院をつくっていくという実施計画ですね、要するに資金計画をしっかりと明らかにしていただきたいというのが、今回の質問の第１点であります。どうぞこれらのところを、今後何年間でどれだけの資金を集めて、こういう形で具体的に市立病院の建て替えを進めていくというものを、現在わかっている範囲内で結構ですから教えていただけないでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　病院の建て替えにつきましては、いわゆる四丁目３ブロックを予定地といたしまして、具体的な今御質問いただきました病院の経営上の問題、もちろんそうですけれども、資金の上でどうか。それから、起債等の許可も受けられるかというふうな御心配をいただいておるところです。もちろん、病院の建て替えということになりますと、財政上の大きな負担が出てまいります。その中で、一部につきましては、病院建設基金の積み立てという形で準備をしてきているところでございますが、今御質問のありました問題も含めまして、経営上の改善、それから資金計画、それから病院の機能、そうしたものについてここで調査を進めております。これは基本計画の策定ということで進めておりまして、これまでもお話をさせていただいておりますとおり、平成７年３月23日に、その関係の調査の契約を結んでおりまして、10月末までに調査を完了するということで考えております。その中で、この病院の建て替えにおける理念とか整備の方針、その中に含みます医療の機能、それから、施設設備、さらに経営管理上の問題、それから、建て替えそのもののハードの敷地利用、そうしたものをすべて今回の調査の中で取りまとめをして、その調査の結果をもって御説明といいますか、明らかにしてまいりたいというふうに思っております。

もちろん、過去にこの関係の調査というのは一部いたしておりますけれども、ここで改めて基本的に調査をし直して、その時点で、今御質問の内容等についても御説明ができるようにしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、今の説明の中で、今年度３月、要するに市立病院の基本計画の中で調査を依頼して、10月にそれが大体まとまって構想の中で出てくるという、そういう形でよろしいんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　そのとおりでございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　その中には、資金計画も当然あるでしょうし、病院として、また経理運営上の問題についても具体的になってくるんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　そのとおりでございます。もちろん、特に起債申請等、これは資金の確保に非常に重要な問題でございます。これにつきましては、起債

は現在のところ、許可制度というふうになっておりまして、病院に関しましては経営上の改善といいますか、新たに建て替える病院において、経営状態がどのようになるかということを説明をしていかなければならないということになっておりますし、その説明が要る要らないにかかわらず、市政として当然に財源といいますか、その確保を図っていかなければならない問題ですので、当然のこととして、この調査の中で検討をするということになります。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　大体わかりました。

そして、そういう形の中で、起債を受けるためには、基本的な財産がなければ当然、それに基づいたところの起債を受けるわけですから、基本的な財産が一番必要になってくるわけですね。そして、現在の状況の中では、この市立病院の建て替え問題に200億かかるとするならば、日野市の一般財源の中から、どのくらいの金額を見積もって大体の考え方をまとめているのか、このあたりを参考までに聞いておきたいと思うんですが、このあたりはどの程度を考えておるんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　これから計画といいますか、具体的な施設、設備、そうしたものの大筋を検討し、さらに概算の経費を見積もってまいります。その後、基本設計、実施設計というふうになってまいりますけども、その中で詳細な経費が詰まってくるわけでございますけれども、現在のところ、どの程度それぞれの資金をということになりますと、総額の金額もまだこれから詰めてまいるということでございますので、数字的にちょっとお示しできるような状況ではございませんが、まず申し上げられますのは、建設のために準備をした基金が直接積み立てましたのが40億、それに利子もついておりますので44億弱だったと思いますけれども、ほぼそのぐらいの数字になっているかと思いますが、それがこれも基金でございまして、特定財源ですけども、もとは一般財源を充てたものでございます。もちろん、それに主として起債を、施設の性格からしても、起債は当然可能な限り、もちろん将来の償還も考慮してということになりますけども、可能な限り取っていく。その上で、さらに補助金等の金額も入ってくると思います。で、最終的に残った部分を、いわゆる一般財源で補填をするという形になると思いますので、それぞれそうした種類の経費があるということでございまして、今、それぞれ幾らとか何％というふうにはちょっと申し上げにくいんで、申しわけありませんが、この調査の中でそうしたものも明らかにしてまいりたいというふうに思って

おりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　あえてこういうふうなことを先にお聞きしましたのは、今、建設単価が大変下がっておりますので、そういう面で具体的な数値があるならば、これは早く契約すればそれだけ安く物ができるということを、私も確信しておりますので、このようなことをあえてお聞きいたしました。

そして、10月に出てくるということでありますから、そのプランをしっかり見させていただきながら、これらの問題を、また考えさせていただきたいなということを申し述べておきます。そういう面で、先ほど申し上げましたように、日野市の中の市立病院、こういう問題は、大変病院経営そのものに苦労して皆さんがやっておるということはわかっていながらも、やはり少し病院の中が膨張し過ぎておるなということを感じておるわけです。こういう面を、まず一番初めに改めるということが、日野市民にとっても一番いいことであると思います。これらのことを、もし手がかけられないのであるならば、また幾らどんなに財政を導入して病院をつくったとしても、これらの問題は、私は十分解決する問題ではない、このように思うのであります。

よく国鉄が民営化になったときに、私の友人がこのあたりは、組合が強かったんですね。あそこに駅長が行けば、必ず首つって死んじゃうかノイローゼになって長期に休むような形になってしまうという形の中で、私の友達も運輸省の方にいたものですから、これを見てきたというんですね。そうしたらもうやくざか暴力団の事務所のような雰囲気でいた、だしぬけに行ったもんですからね。そして、それが一番の、これはもう民営化しなきゃならんという形の中で、そのことが一番の大きな形の中で、民営化をよし踏み切ろうという決断を下したということを聞いておるわけですが、そういう中で、日野市の中においても、やはりある程度、この日野市の中の病院というものを具体的に、根本的に改めるというのであるならば、私はこの市立病院の運営委員会の中には、日野市の中には優良企業があるんです。この優良企業の中の役員の方に入っていただいて、運営委員会なら運営委員会をつくって、そして、どういう形で運営していったら、この市立病院がうまく運営できるかということを、もっと具体的に示していくということが、私は日野市の市民のためになることだろう、このように思うんです。

そういう中で、私は日野市の財政が豊かにあって幾らでも導入できるという時期であるならば、それなりの評価をしたいと思いますが、そういう状況にないわけです。まして、現在、市立病院の建て替え、あそこを壊してつくりかえるわけじゃないから、

要するに、事業認可を受けるための書類をそれぞれ出したときに、当然厳しい厚生省や東京都の保健医療課の方から、厳しい指導を受けることは明らかです。そういう指導を受けたときに、日野市の財政が十分、恐らく用意できないでしょう。今44億ぐらいで、５年もたったんじゃどうにもならんでしょうから。二、三年のうちに工事着手するということになると、まだまだ日野市の中の一般財源も導入しなければできない、起債を100億以上受けなければ、この病院というのはできないわけです。そういう起債も、もし受けることができなかったという形になった場合、設計士には設計代は、今は仮設計ですから大したことないですけど、本設計になれば１億や１億5,000万ぐらいかかっちゃうわけですよ。そういう形の中で、諸経費は払ってしまった、物はできなかったでは、これは済まされないわけです。

だから、少なくとも今から十分討議できる部分は討議して、そして、市立病院の建て替えとともに、そして、皆さんが意欲を持ってやっていただけるような形のものをつくり上げていく。それは、私は、民間の力も借りなければ、これらの問題は解決できないのではないかということを強く感じておるわけであります。一応、10月にこれらの問題が出てくるということでありますから、これらのことをまたよく見せていただきながら十分判断させていただきたい、このように思うわけです。

そういう中で、ぜひこの市立病院の建て替えは、日野市民にとりまして大変重要なことであります。そして、日野市民の生命と健康を管理するにふさわしい病院として建て替えていただきたいということを強く感じております。そういう面で、ぜひそういう市民の皆さんの声を裏切ることのないようにしていただきたい、このように思うところであります。

日野市は、東京都の中で陸の孤島と言われているようであります。そして、先日、都知事選挙が行われたわけであります。三多摩32市町村の首長が全部集まった中で、どっか一つだけ来なかった市町村があるというから、まさか日野市じゃないだろうなと思って聞いたら、日野市だけが来なかったんですよという話であります。これを聞いたとき、大変私はショックを受けました。やはりそういう首長会に出たときに、いろんな考え方も出てくると思うんですよね。そして、いろいろ出てくるその計画の中から、日野市にもふさわしいものがあるんじゃないか、このように思うわけです。そういう中で、縦のつながり、横のつながりも大事にしながら、日野市の将来の発展を考えていただきたいなということを、強く私は感じておるところです。

先ほど私が申し上げましたように、日本は医療費の削減と申しましょうか、10年先、

15年先のことを考えていくということが私たちの役割じゃないか、このように思うわけです。そして、新ゴールドプランになりましてから、今度は施設と訪問看護というのと二本立てになったわけです。そして、これらの施設だけでは、日本の国家予算がどれだけあっても足りないし、これらのものを補うものとして、在宅サービス事業というものが、訪問看護ですね、これが出てきているわけです。これらの事業も、やはり先ほど申しましたように、総合的に考えて、そして市立病院を核としたところのサービス事業を手がけていくならば、私は、ばかもうけはできないとしても、そこそこの事業は展開できるということを、いろいろ調べたりなんかしまして、だんだんわかってまいりました。ぜひそういう面で、市立病院を核としたところの、これがもし具体的になってきましたら、日野市の中のそういう、現在、第２万願寺区画整理事業の中で、多摩川苑福祉ゾーンができておりますが、これらのところを整備しながら、そして、確実にそういう事業が伸びていくためには、どういう作業を進めていったらいいのかということを、もっと真剣に考えていただきたいなということを、強く感じておるところであります。

そういう面で、これらの問題が10月に出てくるということでありますから、それらのものを十分に踏まえまして、もっと質問したいことがありましたんですが、そのときまでこれらの問題は預けておきまして、この市立病院に対するところの質問は終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって１の１、市立病院建て替えにつき問うの質問を終わります。

一般質問１の２、都道・国道で日野市の役割を果たせの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○16番（天野輝男君）　これらの質問、前ぶれがありまして、その前ぶれを入れたら、要するに字が多過ぎてだめだということで、全部削除いたしましたもので、こんな形で質問させていただくことになってしまいましたけれども、日野市の中で、特に都道・国道というものの役割は、大変大きな問題がある、このように思うわけであります。そして、特に都道でいいますと３・４・８号線、私どもの方にあるところの都道であります。この都道は、昭和61年度にこれらを調査費をつけていただいて、測量費がついて、この道路が認められるようになった。そして、一番困っておりますのは、中央線を陸橋で通り越すか下に潜るのかという形の中で、大変大きく変わってくると思うんです。東京都の工事の方は再三聞いておるわけですが、下に潜るという方法ですよね。しかし

ながら、下に潜るという方法の中でも、これは大変大きな問題があるんですね。説明の中で聞きますと、一番深いところは3メートル50潜るということです。そうしますと、3メートル50の勾配をつけていくには、相当先から道路を掘り下げていかなければ、そこに到達しない。そうしますと、グリーンゴルフ場の周辺あたりの両サイドの家の人たちは、駐車場にもう車が恐らく入らない家が何軒も出てくることが予測される。

そういう中で、私はこれらの問題を東京都と話し合ってくださいよということを、再三申し上げてきておるわけであります。そして、現在、工事の方法は、掘り割りをして下に下げてトンネルで潜るという方法だと思いますので、このあたりの話を煮詰めていただいておるのかどうか、これをまずお知らせいただきたいと思います。

そして、これも再三質問しておりますが、国道日野3・3・2号線ですね、一番向こうは。この3・3・2号線の川辺堀之内の計画というものは、ここは組合施行の区画整理事業が計画されておるようですが、まだこの計画を実施していないようですので、このあたりの国道部分を日野市と建設省と話し合いを煮詰めて、日野市で確保してあげるということが、森田市長さんが下水道を5年後に100%ということを言っておりますけれども、この地域は、まだ下水道の計画すら立てられていない。こういう地域ですから、本管だけでも入れば、この地域の皆さんも納得していただける部分が出てくると思いますので、このような部分は、組合施行しかできないということであるならば、これらの道路の確保もしなきゃならないのではないかということを感じております。

そして、もう1点は、神明から宮までの日野3・3・2号線の国道の用地も、これはやはり相武国道事務所の方で調査費をつけてもらって測量費もつけてもらって、そして、用地買収に入るというそのときになったときに、中東での戦争が始まってしまったために、その国家予算はいってしまったということを後で聞いたわけですが、それからもう三、四年たっておるわけですから、私は、少なくともこれらの用地を、要するに相武国道事務所の方でするということを言っていただいておるわけですから、これらの用地を一日も早く相武国道事務所の方で手がけていただけるように話を進めるべきである、私はこのように思うんです。

当然、今、多摩川に国道のバイパスの橋をかけるところの審査が行われたわけです。そして、平成9年度という目標を立ててきているわけですね。そういう中で、これらの橋ができるならば、少なくとも日野市の中の交通渋滞というのは緩和できるわけですから、ぜひこれらの点も相武国道事務所の方に要請をして話を進めていただきたい、こ

う思うんです。

この３点について、お答え願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず都道の３・４・８号線、ＪＲ中央線との立体の関係でございます。この工事は東京都が施行するということになっています。それで、東京都で現在、そこの立体にかかわる構造についてＪＲと協議中ということで、その協議の内容が、今一番ネックになっている部分が、今議員さんが言われたように路床、要するに線路と道路の構造物との、この間隔を幾らにとるか、ここら辺がまだ煮詰まっていない、今調整中ということでございます。ＪＲとしては、線路の保護という意味から、ある一定の高さをとれというふうに言われておりますので、これが高くなればなるほど地下へ潜る部分が多くなってくる、こういう現象が出てくるわけです。一方、道路側はできるだけ道路を前後の状況から判断いたしまして、上に上げたい、こういうふうなことで、今調整をしているということでございます。したがって、まだ高さが確定していませんので、前後の状況も正確な絵がかけない、こういうことになっていると思います。

ただ、基本的な車の出入り云々ということでございますけれども、16メートル道路のうち、完全に高さをクリアしなければいけない部分、これは車道部分だけでございますので、歩道は必ずしもある一定の高さを保つことができるわけです、人が通る高さがあればいいわけですから。そういうことで、そこら辺の技術的な面もこれからある程度詰まってきますれば、当然、その周辺の地主さんに東京都が説明会を行う、こういう段取りになっておりますので、ひとつその点は御理解しておいていただきたいと思います。

それから、通称八王子南バイパス、都市計画道路３・３・２号線の堀之内、万願寺から八王子に至る、この路線のことかと思います。この路線につきましては、全体で万願寺から約４キロぐらいあるわけでございますけれども、八王子まで。このうち八王子側からまいりますと、西平山の区画整理で一部用地が確保されます。さらに、その次が豊田で、南の区画整理事業の中で用地が確保される。それと、豊田から南に接しまして、東豊田の区画整理事業、これが今組合で計画をいたしておりまして、年内には認可になるのではないかというふうな予定で、現在進めておるところでございます。したがいまして、その部分が、全体が区画整理事業の中で用地を確保するというのが、

大体そのうちの３キロぐらいになるだろうと思います。したがって、残っているその１キロ部分についてが、まだ事業の予定のない地域ということになっているわけでございますけれども、この地区につきましては、現在まだ確定はしておりませんけれども、堀之内の区画整理、これも組合でございますけれども、そういう形で誘導を現在いたしておるところでございます。したがって、この組合がもし設立しますと、日野市内のほぼ全域が区画整理事業の中で用地は確保されてくる、こういうことになろうかと思います。

それから、３・３・４号線、これは神明につながる部分だろうと思いますけれども、この部分につきましては、先ほど議員さんの方からお話がございましたように、建設省が、今、新日野橋も着工いたします。それで、９年度に片側でございますけれども、開通する。この開通する場所でございますけれども、３・４・８号線、要するに新井橋、モノレール路線まで、これまで当面開通をする。それから、万願寺の区域の中、これは都市計画道路の高幡橋の通りですね。３・４・11号線、これまでは用地はもう既にあいておりますので、暫定的な道路で高幡橋の道路まで接続する、こういう計画になっておりますので、現時点では、この事業が主体という形になっております。

ただ、議員さんが今御指摘になったように、用地としては地主さんの方も売りたいという意向の方もいらっしゃるようでございますので、毎年相武国道には、この地域内の、要するに万願寺から神明までの区域を早く買収するようにお願いをいたしておるところでございますけれども、これからも精力的にその要請をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　どうもありがとうございました。

そうしますと、３・４・８号線のこの部分については大体わかりました。わかったんですが、道路部分を掘り下げるという形なもんですから、要するに、私が今申し上げておりますように、車道から歩道をまたいで駐車場に入るということが、恐らくできないのではないかということを言っているわけです。だから、歩道がたしか２メートル、３メートルないんじゃないか、３メートルあるのかな。だから、要するに、そこをずっと歩道を通って車道から歩道に乗り上げて駐車場に歩いていくということになると、相当隅切りをしないと入れないんじゃないかなということを思うんです。だから、そのあたりのことがあって、周辺の地権者の皆さんは一番心配しておるわけです。

そういう中で、私はこういう問題が絡んでいるから、少なくとも日野市の中を通る都

道ですから、そして、日野市の地域の犠牲になる皆さんのために、少なくともそういう車庫に車が入る、歩道を通って入ってくる。当然、人が歩道を歩くでしょうから、そうなりますと、歩道を車が入ってきて事故をした、そういう場合においては、やはり道路使用許可をとっているかとかとっていないとかいろんな問題が出てくると思いますから、そういう問題もすべてクリアしておいてあげなきゃいけないんじゃないかなということを感じておりますので、あのあたりをよく見ていただいて、今度、東京都とお話をするような機会がありましたら、こういう要望が出ているんだ。だから、ぜひこういう問題も考慮して考えてほしいということを東京都の方に伝えていただきたいということを要請しておきます。

そして、4キロにわたるところの越谷バイパス部分の、3キロについては大体組合と当市の施行の区画整理事業の中でできる。そして、1キロが問題なわけです。その1キロのことについて、私は質問しておるわけです。そして、この1キロの区画整理事業も組合施行で計画を立てておる。そして、あるときに話し合いをして、それから途切れておるということを、その地権者の人に聞いておるわけですね。そのあたり、もしこれらの計画を具体的に進めるためには、実際、今説明会等をしておるようですから、これらの問題を解決するということが、下水道の管をいけていただくためにおいても一番いい方法だと思いますから、これらの堀之内の組合施行の事業というものは、いつごろ着手する計画なのか、そして、今のところ少し日野市の中の財源が足りないから、もうちょっとあと一、二年延ばすとか、そういう形なのか。そのあたりいつごろ計画するつもりなのか、このあたりがわかれば教えていただきたいと思います。

そして、神明から宮、上田、要するに川崎街道までの国道のバイパスのこの件につきましては、毎年用地を買収してほしいという要請はしておる、こういう形であります。そして、心配してしまうのは、4年も多分あれから経過しているわけですね。4年も経過しておるということになりますと、もうしびれをきらしちゃって、いやもうこんなの売れなくてもいいやというのも、多分出てきてしまう可能性があると思うんですね。4年前と今じゃ地価も下がっておりますし、そういうことがあるでしょうから、やはりこういうものをよく調べておいて、そして、この道路用地を買っていただいて協力していただくということが、日野市のためにもなると思うんですよ。これにも、多分下水道管をいけるんですからね。

そういう面で、ぜひこういう問題ももう少し親身になって取り組んでいただきたいなということを思っておるんですが、とりあえずこの2点について。まあ歩道のことはい

いでしょう。要するに、堀之内の組合施行の区画整理事業はいつごろ実施するのかということと、そして、相武国道事務所の方で手がけているといっても、手がけるといっても買ってもらえないわけですから、もう４年前にそれをすると言っておるわけですから、やらない何か理由が多分あるかもわかりませんから。このあたりをよく聞いて、言ったことは実行してもらわないと困るわけですね。だから、実行してもらえるようなことは、どのような作業を進めれば実行してもらえるのか、このあたりを具体的にしていただきたいと思うんです。いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点の方、これは都に要望してくれということでございますけれども、これは明らかに今の時点で言えることは、道路の車道部分が下へ潜るわけでございますので、下へ潜っていくよということになりますと、車道から直接個々の宅地の駐車場に入る、これは技術的に不可能でございます。したがって、当然そこに側道がついてくる。側道から各宅地に出入りがされるような、そういう形の方法になってくる、これは今までの打ち合わせの上でも大体そういう方向の考えでございます。

それから、２点目の堀之内の組合の関係でございますけれども、これは、現在まだちょっとその数字がはっきりわかりませんけれども、今、仮同意の作業中でございます。したがって、地主さんの方で、まだその区画整理事業、それから、そういうものにすべて理解しているというふうにはまだいっていないわけでございますので、今、各地主さん、農地の方、それから宅地をお持ちの方たち、こういう方たちが分かれて、おのおのそういうお話し合いをし、また説得している段階でございますので、いつこういうふうな認可をとりますよという段階までまだいっておりませんので、その点は御理解をしていただきたい、こういうふうに思います。

それから、国道の買収がおくれているんではないか。これは御指摘のとおり、当初の計画から相当おくれてきております。これは、国の方へ私どもも再三お願いしているわけですけれども、基本的に予算がないということでございます。したがって、一番やはり道路として事業効率の上がるような方法で進めておる。それは、新日野橋をつくり、まず前後を日野と国立を結ぶ。それで、日野市内の都市計画道路３・４・８号線に接続をする、これが一番事業効率が大きいわけでございますので、そういう方法で進めていきたい。予算的にふえてまいりますれば、当然こちらの方にも回ってくるということでございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、都道の件で側道をつけるということですよね。側道をもしつけるという形になりますと、あの道路の幅員が10メートルぐらいですかね、（「16メートル」と呼ぶ者あり）16メートルですね。側道をつけるということになると、掘り割りで下げた場合には側道がつくものなのかどうか、そのあたりちょっと私も専門的な知識がないからわからないんですが、側道をつけて入るようになる。１車線とれますからね。そのあたりが問題だなということを思うわけです。だから、これも具体的になってこなきゃわからないけれども、そうすると、今言えることは、車道から入るんじゃないよ、歩道からも入れるわけじゃないよ。必ず側道をつくって側道の方から入るような形をとる、そういう形の理解でよろしいわけですか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　今、東京都で検討している内容は、一番のところがそこのところになるわけです。これと、要するにＪＲとの高さの関係でどうなるかというのが、一番ポイントになっているわけですね。それで、仮に側道をつくるということになりますと、今の16メートルそのものをそっくり下へ潜るよということになると、追加買収になってしまう。それで、できるだけ今の16メートルの中でそれができないかどうかという技術的な面も検討しているわけです。ということは、今の歩道を含めまして、一部分側道をつくる方法、これも一つの方法だと思います。それから、地下へ潜る部分、これは当然歩道も必要でございます。車道も今、１車線が３メートルでございますので、３メートルに地下へ潜る場合は、建築限界とかいろんな基準がございますので、こういうものをクリアした最小限度のものを下へ潜らす、車道として。それで、残った部分を有効に利用しながら、歩道も含めまして側道をつくっていくというふうな考え方でございます。まだ、そこの具体的な内容については、これから詰めていく。ただ、総体な16メートルの中で、できるだけそういう方法ができないかということも含めて検討している、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　それで、堀之内の組合施行の仮同意を今作業としては、大ざっぱな数字で結構ですが、農地の方はそんなに問題ないと思うんですね。宅地を持っている人たちが問題があるだろうと思うんですね。これは、全体で７割ぐらいいってるんですか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　ただいま資料を持ち合わせていないんですけれども、記憶だと、たしか６割ぐらいまで数字的にはいっているような記憶をいたしております。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そういう形の中で、ぜひこういう国道、都道にかかわる問題であるとしても、やはり日野市で役割を果たすことによって促進、少し時間を縮めて工事を進めるということができるわけですから、そういうところも十分配慮していただいて、今後の事業を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これをもってこの質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって１の２、都道・国道で日野市の役割を果たせの質問を終わります。

一般質問１の３、小・中学校の施設の改善・改築について問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○16番（天野輝男君）　日野市の中の小・中学校の校舎の雨漏りの問題が出てきましてから、もう15年もたつのではないか、このように思うんです。そして、時間を経過すれば経過するほど、また雨漏りの工事をした部分が、また雨漏りしてきてしまっておるというようなところがあるようであります。そして、これらの問題は、私は年に二つぐらいなどと言わないで、少なくとも校舎に子供たちの、今は空き教室がありますから、そういう面で、雨漏りのひどいところは教室として使わなければいいわけですけれども、やっぱりそれでは私は用が足りない、このように思うんです。そして、これらの雨漏りをしておるところの部分を、少なくとも一気に直さないと、だんだんだんだん広がってくると思うんですね。だから、そういうことができるのかできないのかということ、そして、私たちとしては、雨漏りの校舎については、一日も早く一気に直していただきたい、このように思うんです。

そして、これらの雨漏り校舎のことについて、どのようなお考えを持っておるのか。そして、今直ったようでありますが、体育館も何年か前には、体育館にトイレがなくて後からつけたものですから仮設トイレだったんだろうと思うんですね。そして、それがくみ取りのトイレであった。これを直してもらえないかということを３年ぐらい前に聞いたことがあったんですが、これは直ったということでありますが、体育館とかグラウンド等で簡易のくみ取り式のトイレを使っているところがあるということを聞いておるわけですが、実際、区画整理事業が進み、また下水道の普及も大分高まってきている中で、これらの下水道に接続できる部分は、すべて水洗に変えてあげることが必要で

はないかと思います。

それで、日野第一中学校で西日が当たって、ものすごく暑くて授業にならない教室があるわけですね。窓をあければいいじゃないかと言ったら、窓をあけても空気の通りが悪いんだそうですね。そういう教室があるんだそうです。これらのところを、何か西日が入って暑くて、ほかの教室の生徒よりも負担がかかっておるように聞いておりますので、そういうところが一中だけではなくて、ほかにも多分あるんじゃないかなと思うんですね。これらのことを学校側の方から要望があったりして、改善してほしいというものが、実際出てきておるかどうか、これは子供の意見でありますので、私も実際見ていないからわかりませんけれども、ただ暑くてどうにもならないということを言っておりますので、これらの問題を解決することができるかどうか、ちょっと簡単にお答え願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　１番の雨漏りの件でございます。雨漏りは、どうしても古くなりますとたくさん出てくるんですが、授業に差しさわりがあるというような内容であれば、緊急にこれを直さなきゃいけないということでございます。毎年そういういろいろなことを含めた改善について、各学校からの意見を伺いまして、改善の措置をしているところでありますが、現状で申しますと、これから雨漏りを改修しなきゃいけない学校が今のところ８校ございます。それから、どこが雨漏りしているかよくわからないけれども、漏るというところが７校ばかりございますけれども、これも学校と打ち合わせをしながら、緊急でどうしてももう授業に差しさわるとか、そういうものは優先的に直していくという計画でございます。

それから、２番目のトイレでございますけれども、トイレについては体育館の方の附属でトイレがついていないところがあるんですが、大規模改修のときにトイレをつけるような、そういう計画は今実施しておりますが、幾つかの学校でまだ簡易のトイレで、ただくみ取りじゃなくて水洗に全部してございます。そういう形になっておりますので、一つだけ一小のプールのところが、まだ直っておりませんが、これは下水道へつなげるという、さきお話がありましたが、そういうプールの改修をしなきゃいけませんので、それと一緒にやりたいということで、このところだけが御質問のところで問題になるところだと思いますので、早急にそれができるように対処してまいりたいと思います。

それから、一小、一中に西日が当たるところがあって空気の流通が悪いというような

ことですが、この辺についても、学校からいろいろ意見を伺っておりますので、再度その点について伺って、緊急で処置ができることがあればしていきたいと思います。いずれにしても、問題があるところは直ちに今すぐ直したいところでございますが、28校ございますので、その中で優先順位というか、緊急で困るというところを十分考えながら対処していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　わかりました。

校舎の雨漏りの改修、早急にやらなきゃならない学校が８校ある。そして、どこから雨漏りがしているかわからない学校が７校ある。15校もあるわけですよね。もう日野市の中の半分の学校が雨漏り校舎なわけですね。これは一気に直さないと、少し雨漏りしているところは、年々広がってくることはもう間違いわけですから、だから、こういう問題は、一般財源の中でも20億も30億もかかるわけじゃありませんから、日野市の一般財源の中から用意して、そして、当然これは校舎の改修工事なわけでありますから、これらのことは、先に東京都の方にどうしても困っておるからという形の、８校だけでも一気に予算をつけてもらえるような形の努力が必要なんじゃないかなということを考えているわけです。そして、一遍に８校も東京都の方に申請を出した場合には、これらの補助金なりそういうものが受けにくいのかどうか、このあたりちょっとお聞きしたいんです。いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　補助金につきましては、大規模の改造のときにつきますけれども、小さい改修については補助金がつきませんので、市の予算でやるということになる、そういうことでございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そのあたりについてはよくわからない。小規模であろうと大規模であろうと、改修工事にはかわりないわけだから。これは、大規模にしたいんだけれども、とりあえずこれだけの……。その大規模とか小規模というのは、予算で枠組みがあるのかどうか、それはどうなんですか。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　大規模でございますけれど、大規模の工事ということは、その体育館あるいは校舎を全面的に改修するのを大規模といいます。外壁から内部塗装から、そういうものを含めたもので申請をして、その中で雨漏りも一緒にやると

いうことにするところに補助金がつくということでございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　そうしますと、今の説明だと、大規模ということになると全面改修ですよね。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　そういうことでございます。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　全面改修できない部分があるわけですね。特に学校の校舎とかそういうところから漏れているのは、恐らく屋上の全面を直さなきゃ、これは雨漏りは直らないと思いますので。そういうものの、実際屋上を全部直すということになれば、これはどうなんですかね。このあたりをもっと、だからもしできないということであるならば、我々はやる方法はあるわけですよ。やる方法というのは、要するに請願をとって、そして、東京都なら東京都へもうぶつけちゃう、ＰＴＡごとに。そして、やってもらうというような形をとる以外は、これはできないわけですね。だから、あえて、日野市の側から要請なら要請をして、２校しか直すことができない日野市に予算が確保できないということであるならば、少しでも東京都の方にお願いに行って、こういう形で雨漏りして困っておるから、ぜひ少しでも補助金をつけてほしいというお願いをして、そして、これらの工事を進めていただきたいと私は思うんです。

だから、できないというのであるならば、そういう形で私はぶつけますよ。そして、できるかどうかわからないけれども、これはやってみたいと思うんですね。そんな８カ所も雨漏りがあって、そして、年２校ずつしか直すことができないといったら、また10年たったら、もう30校全部雨漏りになっちゃうんじゃないですか。そういうことを考えたときには、もっと責任を持ってこういう問題に、私は取り組んでいただきたいなということを感じておるわけです。ぜひこれらの雨漏りの問題、こういうような問題は、やはり責任を持って予算をつけて直すように努力していただきたいな、このように思います。

そういうことで、東京都でこの補助金がつかない場合には、少なくとも今８校が雨漏りしているわけです。それで、１校がどのぐらいかかるかわからないけど、二、三千万かかるでしょう。８校分ぐらいは、少なくともつけていただきたいな。三八、二十四、２億4,000万と思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　古い学校校舎に雨漏りの状況があるということは聞いておるわけでありますが、正確な調査の実情をもう一遍確認をいたしまして、軽易な財源で可能だということであれば、もちろんみずからの財政でいたしますし、それから、東京都等の支援が必要だということになれば、それなりの対応を進めていきたい、このように話を伺いながら考えるところであります。

○議長（福島盛之助君）　天野輝男君。

○16番（天野輝男君）　ぜひ８校――ひどい部分の８校だけは直していただきたい、このように要望しておきたいと思います、ぜひ。そしてまた、東京都の方に、恐らく東京都の方では、そういう学校の修繕費というものは予備費かなにか多分持っておりますよ。その予備費を一部もらってきて、そして、日野市の中で２億円ぐらい出してつくれば、こんなもの解決してしまうわけです。ぜひ解決していただきたい、このように思います。そして、この種の質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって１の３、小・中学校の施設の改善・改築について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時32分　休憩

午後１時４分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問２の１、日野市土地開発公社決算内容及び公有地利用計画について問うの通告質問者、小島久君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（小島　久君）　それでは、通告質問に従いまして質問をさせていただきます。

まず質問に入る前に、平成５年度の土地開発公社の決算書あるいは定款を含むところの規定集、御持参しているかどうか確認をしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　土地開発公社の定款並びに平成５年度の土地開発公社の決算書類は持参してございます。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　　ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。まず日野市の土地開発公社の設立の目的、これは定款の第3条の中に明確に記されております。内容をご披露いたしますが、まず「公社は公共用地または公用地の取得、造成、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする」このように記されております。昭和52年10月31日、この定款が制定されて以来、今日まで17年間、いわゆる市民生活向上のために事業を行ってきた、そういうことになるわけであります。公社の事業は、いろいろな重要案件を抱えているわけでございまして、すべてその事業執行は、理事会の議決を経て執行するという定款の内容になっております。また、理事の任命については、定款8条によりまして、市長が行うことと定められております。平成5年度の決算書の2ページには、理事会の開催状況が報告されております。その報告によりますと、理事会が5回、11議案の審議がされたと報告されております。平成5年4月13日の議題に、日野市土地開発公社理事長の選任が議題となっております。しかし、役員に関する事項の報告の中には、この理事長の選任がどうなったかどうか報告がなされておりません。常務理事の小林修さん以下含めて理事8名、こういうことになっておりますけれども、どのような理事長の選任の審議がなされ、なぜ役員に関する事項の中にそれらの記載がないんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　　小島　久君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　　土地開発公社の平成5年度の事業の中で、理事会が開催されております。御質問にありましたとおり、平成5年4月13日を1回といたしまして、平成6年3月15日を5回目といたします5回の理事会を開催してございます。

第1回目の理事会におきましては、公社の理事長あるいは常務理事の選任という議案が出ております。一方、同じ決算書の3ページには、常務理事等を含む役員の事項が記載してございます。これは、決算である平成6年3月31日というようなことで名簿が載っておるわけでございます。その中には、本来であれば、当然在職すべき理事長の名前が載ってございません。これにつきましては、平成6年3月31日現在では、理事長が空席だったということがわかるわけでございますが、この間の経緯について決算書に載っていないということにつきましては、資料あるいは説明に落ちる点があるかというふうに考えておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　　小島　久君。

○6番（小島　久君）　　ありがとうございました。

さらにこの件については、事項を指摘しておきたいと思います。やはり公社理事長の選任について議題として提案をし、この時点では、恐らくどなたかが理事長になっておったんだろうと推察をいたします。したがって、その間、何らかの事情で理事長の任務を退職というんですか罷免というんですか、そういう形で変更があったということになるんだろうと推察ができます。したがって、決算の内容としては、もう少しこの記載方法についてわかりやすく、例えば何月から何日までは理事長であったよと、そういうお名前を書いて報告すべきが至当だろう、このように考えますので、以後、決算につきましてはそのように対処していただきたい、このことを指摘して、次に入らせていただきます。

次の質問。この土地開発公社の定款によりますと、第８条に「理事及び幹事は日野市長が任命する」このような定款になっております。人員につきましては、同じく６条に「理事８名以上、10名以内」このように定款が定めております。理事の選任につきましては、今まですべて市の幹部と申しますか、部長以上の方々がそれぞれ理事に日野市長から任命され今日まできている、こういうことは理解できます。

そこで、これは市長にお伺いいたします。これからの公社運営については、ただ単に市役所の幹部だけで構成する理事だけではなく、多くの市民の多様な意見を、この土地開発公社の運営に反映させるために、議会側からも理事に何名か選出し、切磋琢磨した議論がなされるということが望ましい方法だろうと、私は思うわけでありますけれども、この点について市長の御意見を伺っておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　戦後というとちょっと大げさでありますが、人口急増期を迎えた都市圏の自治体で、学校づくりを初めとし、その他の公共施設を設けるに当たりまして、土地の先行取得という方式が国からも認められ、各自治体でそれぞれ開発公社というべきものを整備した時期がございます。法規があるわけでありますので、理事の選任等についての一定の指導項目があろうと思っておりますので、それらをよく精査いたしまして、（「今ごろ精査していてはだめ」と呼ぶ者あり）なるべく普遍的によく理解をできる人事配置をいたしまして御指摘にこたえていきたい、こう考えております。

一般には、いわゆる行政職員は、特に費用弁償的な経費を支出といいましょうか、あるいは支払いをしておりません。その他の方をお願いする場合には、当然若干、規定に基づくといいましょうか、費用弁償を伴うわけであります。我々もその他にも幾つかの行政系列の中で、第三セクターあるいは企業公社というふうな組織を持っているわ

けでありますが、大部分は、経費の節減が唯一の目的ではないと思いますけど、内部組織で構成をしているという実情がございまして、その他のことについて、もし弊害があるとすれば十分検討をし、また費用弁償の支出のできる根拠をつくって、予算もまた計上して対応しなきゃならない、このように伴う課題も整備していかなければならない、こんなふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

他の市の状況を見ますと、これら土地開発公社の理事関係につきましては、議会側からも小人数ではありますけれども、参画しているという市も見受けられますので、前向きに御検討をお願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。次の質問は、いわゆる土地開発公社の決算の仕方の件で伺いたいと思います。

大変他の議員の皆さんには恐縮ですけれども、開発公社決算書の８、９ページ、つまり土地開発公社事業会計の決算報告書がそこに記されております。まず収益的収入と支出、それが８、９ページが収入、支出につきましては10、11ページとなっております。また、引き続いて12、13ページには資本的収入と支出が書かれております。さらに14ページには、企業公社の損益計算書が記されております。また、引き続いて15ページから17ページにわたっては、収益的収入及び支出と、その明細書が記されております。御確認していただけるだろうと思います。その後ろに18、19ページにわたって、また資本的収入及び支出、つまり私が指摘をしたいのは、本来であれば、この土地開発公社の収益的収入及び支出の決算が出てきましたら、その収入支出の明細書を引き続いて決算報告書類にする方がより見やすいし、そのように変更するのが妥当であるというふうに、この決算書を見た中で感じたわけでありますけれども、その件について、平成６年度以降、これはもう決算済んでいますから、まだ６年度の決算書は提出されていないわけでありますから、そういうわかりやすい決算書にする意思があるかどうか伺っておきたい思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　ただいま決算の方法といいますか、書式についての御質問でございます。経理につきましては、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の２段階で経理を行っておるところでございます。これは、官庁会計とはもちろん違うわけですが、一般会計というか、そういうのとは異なるわけでございますが、一方に

市立病院等につきましても、公営企業会計で同じような資本的収入とかあるいは収益的収入、支出というようなものがございます。そして、この決算の仕方には、一つの様式、スタイルがあるわけでございますが、その中では、特に一般会計で申しますと款と項が議決項目、それから、目、節が説明というようなのと同じように、収益的収入及び支出の大項目、それから、明細というふうに分かれている中では、明細が後半に説明資料として続くわけでございますが、この組み方、編成の仕方については、今後検討して改善が図れるものならしていきたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

恐らくこれは定款の16条の中にある、いわゆる毎事業年度の財産目録であるとか、貸借対照表、損益計算書あるいは事業計画書、これらが公社の決算の目玉であるということは、私も承知をしております。しかし、やはりだれが見てもわかりやすい方向で処理をさすということも、事務分掌の一貫で大変重要なことだ、そのように感じましたので、ぜひひとつ前向きに改善方、御配慮をお願いしておきます。

次の質問に入らせていただきます。次は、損益勘定の留保資金についてお尋ねをいたします。平成５年度の土地開発公社の決算によりますと、資本的収入並びに支出の、いわゆる資本的収入部分51億4,024万2,676円、これが平成５年度の収入となっております。一方、資本的支出の方は74億7,380万4,946円、このように決算報告がなされております。つまり、その資本的収入と資本的支出の差、不足分、不足する額23億3,356万2,270円、これは当年度分と過年度分の損益勘定留保資金で補填した、このように決算報告がなされております。この過年度分あるいは当年度分を含めまして、ただ１行決算報告書の中には記されているわけでありますけれども、一体、平成５年度末でこの損益勘定の留保資金というのは幾らぐらいあったんでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　お答え申し上げます。

損益勘定留保資金の平成５年度末の残額といいますか、額は７億８万2,088円でございます。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　つまり、残額、今７億円余という御報告でございますけれども、つまり、この23億3,000余万円に、さらに７億ですから、30億3,000万ぐらいの額が

この決算をした段階では留保資金として存在した、このように理解してよろしいですね。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　前年度で申しますと、平成４年度の末ですと、やはり７億7,000万の残額でございました。しかし、当該年度等の留保資金が出てございますので、平成５年は23億ほど補填をいたしまして７億になったわけでございます。そのようなことで、当該年度分としての留保資金がふえておるということで30億ほどあったというふうに理解していただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ありがとうございました。

理解ができたわけでありますけれども、私のこれからの要望なんですけれども、このただ単に１行、これで決算書の内容は満たされているわけでありますけれども、私はやはり累計年度の損益勘定留保資金、いわゆる明細書が恐らく別の資料としてあると思いますので、この添付資料に添付していただければ、長い年度間のうちの留保資金がこれだけあって、まだあと残額が幾らだなと一目瞭然でわかるわけでありますので、この決算の仕方についても、ぜひ前向きに検討していただきたいということを要望しておきます。

次の質問に入らせていただきます。次の質問は、いわゆるこの決算の内容の22ページ以降、今日まで開発公社が土地を買収した、いわゆる公有地の明細書が日野市内全域にわたって記されております。この明細書によりますと、34、35ページに面積が11万2,508平米、用地費の原価の単価が241億5,581万826円、このように報告がなされております。単純に241億を11万2,000で除しますと、平米当たり21万4,000円強という単価になります。坪当たり単価は70万8,000円ぐらいになります。また、これには、当然諸経費、購入した際の支払い利息が加わってまいりますので、それらを含めますと277億8,300余万円、このように報告がなされております。これら、単価計算を除してみますと、諸経費、支払い利息を含めますと平均単価は平米当たり24万7,000円、土地坪単価で換算いたしますと81万5,000円。つまり、それだけの価格のものの総価格で277億余円の資産を土地開発公社が資産として所有しているという計算になるわけであります。

そこで伺いますけれども、この11万2,508平米の、いわゆるこの中には区画整理事業関連で買収した土地、あるいは単独の道路用地として買収した土地、あるいは公園、あるいは緑地、その他の公共用地として買収された土地、この表だけを見る限りでは11万2,508平米の内訳はわかりません。そこでお伺いいたしますけれども、これらの土地

の、いわゆる大まかに言って、今五つぐらい示したんですけれども、おおよその土地の区分の地積がわかりますれば御報告を願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問にありました平成５年度の土地開発公社の所有する土地でございます。全体で139件で、御質問にありましたように11万2,508.49平方メートルでございます。139件が取得順に記載してございますが、これを御質問のございました用途別といいますか、購入目的別で区分けいたしますと、区画整理事業に６万823.19平方メートル、割合としますと60.2、これは金額的割合でございます。それから、面積でもう一つは道路用地として6,924.76平方メートル。これは都市計画道路あるいは市道でございます。それから、公園用地として３件、3,915.51平方メートル。それから、緑地として５件、１万9879.64平方メートル、その他が25件ほどございまして、２万965.39平方メートル、このような内訳になっております。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　内訳はわかりました。つまり、11万2,508のうちの約半数にわたる６万800余平米の分は区画整理地内の買収地である、こういうお話でございます。

そこでお伺いいたしますけれども、この区画整理地内の今報告がありました６万800余平米のさらに内訳と申しますか、地区別で申しますと、万願寺の区画整理、それから高幡の区画整理、豊田南の区画整理、万願寺第２、あるいは西平山、東町、現在行っている、いわゆる市施行の区画整理は、その６カ所でございます。いずれもこの区画整理事業内の開発公社で買った土地は、すべて区画整理事業内の、いわゆる小宅地の減歩緩和用地に、これらのものがすべて利用されているのかどうか、あるいはそうでない部分もあるのかどうか、その辺を伺っておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、全体の中で区画整理の減歩充当用地と、それからその地域の中の公共施設として買ってあるもの、内容的にはこの二つに分かれます。まず豊田南でございますけれども、減歩充当用地として全体で公社として残っておるのが約6,300あるわけですけれども、このうち……。ちょっと前段で申し上げますけれども、この公社の今の数字、５年度の決算の数字で、今総務部長が申し上げましたけれども、区画整理事業として各事業ごとに、もう既に相当土地を買っているわけです。たまたま現時点で５年度決算で残っておるのが、先ほど総務部長が申し上げた数字になっているわけです。したがいまして、その数字の今残っているものが減歩充当用とか、

そういう分け方が区画整理の場合できませんので、区画整理全体の場合を、ちょっと先に説明申し上げたいと思います。

まず万願寺でございますけれども、公社で買収をお願いしたのが、全体で4,700平米ございます。それで、この中で市がもう既に事業で買い戻しをしているのが3,400平米ございます。それで、現在、土地開発公社の名義で残っているのが1,300余あるわけでございます。それで、このうち減歩充当用地として利用いたしましたのが3,296.91平米ということでございます。それ以外の部分につきましては、市並びに開発公社の名義の換地が出ておるということでございます。

次に高幡でございます。高幡につきましては、6,900平米ほどあるわけでございます。そのうち、市がもう既に買い戻しをしておるのが5,400平方メートルございます。まだ公社名義で残っているのが1,500平方メートルということでございます。ただ、公社のこの中に、高幡の場合は公社用地の中に入っている区画整理の用地というのは、区画整理の第1期の区域外の部分が一部入っておりますので、そこの部分が約798.7平米、その数字の中に入っておるということを御理解しておいていただきたいと思います。それで、この中で、減歩充当用地として使っておるのが450平米でございます。

それから、豊田南でございます。豊田南は買収が全体で3万354平米あるわけでございますけれども、このうち、減歩充当用地として利用したのが2万800平米でございます。その他は公共施設用地、学校とか図書館、それから駅前の再開発用地等の地域に換地をいたしております。

西平山でございます。西平山につきましては、3万3,530.83平米あるわけでございますけれども、これはまだ市の方で買い戻しはいたしておりません。この中の減歩充当用地として利用させていただこうというような、これまだ換地が決まっておりませんので、予定としては2万2,000平米を予定いたしておるわけでございます。

それから、東町につきましても約8,000平米、7,998.38平米ございますけれども、これもまだ換地の作業を今やっている最中でございますので、買い戻しはいたしておりません。したがいまして、すべて公社用地という形になっているわけでございますけれども、この中の1万2,000平米が減歩充当用地として利用させていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　細かい数字までありがとうございました。

つまり、今、各地区の土地の取得状況を伺ったのは、小宅地の減歩緩和の土地に充

当する土地が、いわゆる11万2,500平米のうちの半数の６万平米強のものは、区画整理会計の中に包含されてしまう。つまり、バブルではありませんけれども、土地開発公社が買ったときには、日野市何番地の何、何平米ということで土地そのものが存在するわけですね。ところが、これが今度は区画整理事業の中に入りますと、存在した土地が、いわゆる小宅地の減歩の緩和に張りつけちゃうわけですから、その土地がなくなってしまうわけですね。したがって、私は土地開発公社の資産が利息と諸経費を含めて277億の資産がありますよ、こういう報告になっているんですけれども、現実には、土地の面積の半分がなくなっちゃうわけですから、実質的な資産というのは、この半分の130億前後ぐらいの土地開発公社の資産しかない、こういうふうに解釈をしているんですけれども、そういう考えは間違っているでしょうか、ちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほど総務部長の方から御説明申し上げました11万2,000余の、この公社の用地でございます。これと、区画整理で今私の方の説明した数字とは、必ずしも一致しないわけです。と申しますのは、区画整理の方は、全体でもう相当の万願寺を入れまして、既に公社と市が買い戻した用地を含めますと、約９万6,000平米ほどあるわけです。このうち、もう既に市の一般の方で買い戻しをしたのが３万4,000余あるわけです。したがいまして、残っているのが６万2,000余ありますよ、こういうことでございますので、この12万の、先ほど区画整理の減歩充当等の説明を申し上げたのと、この12万2,000とは必ずしも連動しない。これ以外の土地が、私の区画整理の方の説明の中には入っております、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　都市整備部長ね、それは違うんですよ。先ほど総務部長がおっしゃった11万2,500平米の内訳を私が聞いたんですよ。現在の決算内容のところを見ますと、それのうちの６万平米が、まだ区画整理の減歩充当地ということで報告があったんですよ。ですから、そのほかに、さらに今、都市整備部長がおっしゃった先買いしている、もう土地がありますよ。もうつまり、なくなるであろうという土地は清算されていますよ、こういう解釈なんですよ。つまり277億の用地が半分しかないわけですから、総務部長どうですか、半分しかないわけでしょう、資産としては。なくなっちゃうわけでしょう、どうですか、その辺は。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　土地開発公社としては、御質問にありましたように277億持っておりまして、そのうち区画整理事業の土地が、現在はあるわけでございますが、これが土地区画整理事業の方で買い戻していただきます。そういう意味では、公社から資産はなくなるわけでございますけれども、今度は区画整理事業として、それを減歩緩和に使うということでありますと、それは土地としてはもちろん残りますが、財産の中からはなくなっていくというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　そこで、次の清算という問題になってくるわけですね。つまり、この清算を行う場合には、区画整理の換地処分がなされない限り清算事務に入れないわけです。しかも、清算金は10万円以上の清算金を払うところになりますと、月賦支払いということで、最高5年だと思います。つまり、先ほど私が単価で説明した坪当たり八十一万何千円かの資産を持っていた土地が、区画整理の減歩緩和に充当するがために、清算段階ではそれの半分以下の評価の価格で清算される、こういう仕組みになるだろうと思うわけです。つまり、資産としては、帳簿上の決算は277億という決算になっておりますけれども、実質的には135億内外の半分の資産しかない、このように言わざるを得ないわけであります。

そこで、その残された土地の、いわゆる先ほど説明をしていただきました区画整理事業以外の道路用地あるいは公園用地、緑地用地、これらはそれらの管理者ないし、この引き受け手というんですかね、いう主管課があるわけでございますけれども、その他の用地、いわゆる公共用地として存在している2万965平米という先ほど総務部長のお話でしたけれども、この土地の中に、次の質問に入らせていただきますけれども、日野駅の周辺の地域あるいは高幡の周辺の地域、この中にこの2万1,000平米弱の用地の中で幾つか利用ができる土地があると、私は判断をしておりますけれども、それらについての利用計画、そういうものをお持ちでしょうか。もしありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　日野駅周辺及び高幡駅周辺の、今御質問の土地利用の関係についてお答えをいたします。

御質問の土地開発公社が所有しております土地のうち、日野駅の周辺には大阪上一丁目30番地の15というところに、宅地として144平米ほど。それから、日野本町三丁目8番地の3、これも同じく地目は宅地ですが、153平方メートルの土地がございます。こ

れらの土地につきましては、これまで、他の公共事業を進めることに伴いまして土地を取得する必要があるというふうな場合、その相手方から代替地の提供等を求められることがございます。そうしたことで、一義的には、そうした代替地のための用地として確保してきた経過がございます。今後の利用計画でございますけれども、こうした用地買収等の中で、代替地等に提供するということがあれば、そうしたものに利用を考えていくということで、一定のストックをしておく必要は、現在の段階では必要かというふうにも考えております。

それから、高幡駅周辺につきましては、高幡447番地及び448番地、それから、そこにあります雑種地として319平方メートル、それから、三沢の431番地ほかの雑種地が1,109平方メートル等がございますが、これらにつきましては、いわゆる南部地域の医療機関といいますか、それらの対策のための用地ということで、集合換地用として取得をしているところでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

さらに続けて質問させていただきます。今のお答えで、日野駅周辺の大阪上一丁目30番地の15ですか、144平米ほどある、あるいは本町の三丁目に153平米ほどある、こういうふうに伺ったわけでありますけれども、つまり、これの公共用地の目的は、あくまでも日野市の他の事業の代替地として利用する計画である、こういうお答えであります。今日まで、恐らくこの用地を取得したのが昭和五十五、六年だろうと推察をいたします。したがって、15年ぐらいは恐らく所有しているのではないかというふうに推定されるわけでありますけれども、私は例えば、こういうあいている公社用地、例えば一丁目の土地については日野駅の西側の、これは商店街が並んでいる地域でもございます。一等地でもあるわけです。したがって、毎年、日野駅西口の商店街の皆さんが商店のイベントとしてつい２年ぐらい前から、国立あたりだとクリスマスツリーではありませんけど、木に豆電球をつけてぴかぴかしている。これも一つの商店街のイベントということで、他の周辺の市民の方がそれを見ながら帰りに買い物等をしていく。つまり、そういうようなことを大阪上西商店街の皆さんが、まだ規模は小さいんですけれども、既にイベント事業としてやり出した。したがって、これら今、あいている用地があるのであれば、個人に一時使用さすわけにはいきませんけれども、例えば商店街の団体であるとかという方々にお貸しをして、そして、商店街の活性化につながる、そういう施策もその用途のあれが決まるまでは温かい支援を差し伸べてもいいんではないか。

つまり、それが定款の中にも書いてあるんですね、土地一時使用という形で。広場とかあるいは市の資材置き場とか、あるいは公社の目的に反しない限りは一時使用させてもいいと。市長いかがですか、その辺。お答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ公社の所有地のことで心配をしていただいてありがたく思っております。今、私どもが一番心配をいたしておりますのは、評価の高い、バブルの時期に買った土地が、だんだん地価の低下によって不良財産となるということが、一番心配の種であります。幸いに、現実の事例として、買ったときよりも評価が下がっているというのはほとんどないというふうに見ておるものですから、一面には、周囲を開きながらなるべく早く公共目的と言える範囲で処分をしていきたい。具体的に用途が見通せるものはなるべく活用するわけでありますが、特に日野駅周辺の二つの物件、これは神明区画整理の保留地を取得したものでありまして、いい場所ですから、必ず将来の日野市の経済発展の手段あるいは市民サービスの手段として活用できる、このようには考えておりますが、具体的に、では何に使えるかというのはまだ明確になし得ておりません。そういう意味で、地元が何か短期のイベント行事に使いたいという希望があれば、それはお貸ししても差し支えないんではないか、こんなふうに思っております。自転車置き場に使いたいということを行政内部でよく言います。しかし、それは一たび自転車置き場に使いますと、なくする場合にまたかわりを必ずつくらなきゃならんということが伴いますので、駐輪用地にはちょっと決断できない、こういう状況は経験をしております。

日野駅前の二つの物件につきましては、なるべく処分を急ぎたいという意味と、市民的利用があればいつでも応じますということだけお答えしておきます。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

大変前向きなお答えをいただきまして、実はその辺がきょうのメインの質問になるわけでありますけれども、いいお答えをいただきました。早速、商店街の皆様にも、遠慮なくイベントを立てるようにその旨をお知らせしておきたい、このように思います。

さらにお伺いいたします。先ほど2カ所という土地の表示でございましたけれども、きのうの議会でも問題になっておりますけれども、いわゆる日野市の企業公社ですね、企業公社の土地、これは馬場繁夫議員から再三にわたって指摘されているところでありますけれども、現時点の執行者側のお答えによりますと、道路公団では株式会社日野市

企業公社100%出資の会社であっても、株式という名前がつく限りはいいとも悪いとも言えない。つまり中途半端な答えですね。だめとも言っていないし、いいとも言っていない。その土地問題はずっとまだ決着つかずにいくわけですよ。今、結論が出ないものが、先にいっても同じ答えだろうと思うんですね。

そこで、市長お伺いしたいんですが、つまりせっかくこの土地開発公社で、書面上ですと11万2,000からの土地があるわけですから、わずか100坪足らずの土地を利用しないということはないんじゃないでしょうかね。すっきりとした形で、しかも日野市の企業公社、市民生活に大変重要な事業を抱えているわけですから、このうちの土地の一部を企業公社の土地に利用させてあげても、ちっともおかしくはないと私は思うんですけれども、いかがですか、市長。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおりです。一番身近な日野市の市民サービス行政、それに続いて企業公社のような、日野市に全く直属をするサービス機関、なるべく日野市が設ける、あるいは日野市の所有する土地の上に建物を建てるということが、一番解決をするにふさわしい方法だということは、よく承知しております。そのこともいろいろ練ってはみておりますが、物を建てるには、やっぱり経費がかかります。したがって、将来どういう発想で十分市民サービスに耐えられる規模にするかということになりますと、面積としてはちょっと狭過ぎる。それから、当面、建物をつくったりするのにも相当の予算を必要とするわけでありますから、別の意味でいえば、まだ検討中というふうにお答えをしておくべきだろうと思っております。

だんだん行政の周辺に第三セクターといいましょうか、あるいは公共的な団体、社会福祉協議会でもそうでありますし、それから商工会館でもそうであります。いろんな意味で日野市の行政に系列をする公共的機関、これらを事務所を開くだけの将来の考え方は持っておくべきだ、こんなふうにも思っております。ちょっと拡大いたしますと、今、土地利用のことが地主でもいろいろ御苦労のある時期でありますので、むしろ代行して土地所有者の側の土地活用の手段として、この庁舎の周辺に建物をつくってもらって、それを借り上げるという手も一つの方法かなというような感じもいたしております。

できるだけ経営能力を巡らしまして、御指摘のようなことも十分、なるべく早い時期に結論をつけたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　この質問はやめておこうと思いましたんですが、市長ね、やっ

ぱり問題があるところは即座に解決しなきゃいけないんですよ。先送りしちゃいけないんです。今、企業公社の土地は大した土地じゃないんですよ、建物は。年間四百数十億からある予算の中から、市長がやるぞと言えばすぐできちゃうんですよ。

企業公社の社長さん、この件については市長に申し入れたことがございますか。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　特別市長に申し入れてはございませんけども、昨日も御質問ございましたけども、道路公団につきましては近々はっきりさせたいと思っておりますが、御承知のとおり日野市の企業公社はですね、（「いや、そういうことを聞いてんじゃないんだよ。申し入れたかということを、市長に」と呼ぶ者あり）

申し入れてございません。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

ぜひひとつ企業公社の社長の立場になって、市長に同等なんですから、会社としては。ぜひひとつ決着がつくようにお願いしておきます。

続いて、高幡地区の件の質問に入らせていただきます。先ほど、高幡の447、448、319平米ほど雑種地がある。あるいは三沢の1,109平米ほどある、その他の公共用地としてあるというお答えでございました。私がここに取り上げたいのは、いわゆる高幡の多摩動物園、旧七生支所の地点から高幡橋まで、いわゆる川崎街道が拡幅されます。既に第1期の用地買収が行われている。第1期は平ガラス店までと伺っております。聞くところによりますと、これら都市計画道路の用地の拡幅に伴って用地買収が100％、第1期については完了したというふうに聞いております。そのうちで、つまり高幡不動の前に第7分団第1部という消防の詰所がある。これだけが残され、他のものについては100％終わっている。さらに第2期の用地買収が平ガラス店から高幡橋まで、つい先日説明会がなされ、その買収の方向に進んでいる、このように伺っているわけであります。

市長は、今年度の当初予算のメインの中で、災害に強いまちづくりを目指すということで、消防車両の予算化あるいは自主防災組織をつくる手段として、各自治会に1世帯当たり50円値上げ、そして、自主防災組織の充実に向かって市民同士が意見交換なされることを目玉とする、そのようなことを言われておったわけであります。そういうようなことを一方に掲げ、一方は、今私が言いましたように、第1期のすべての民間の方々が用地買収、移転に応じているにもかかわらず、その指導監督の長たる市長、第7分団第1部の詰所が、依然としてその解決のめどさえ立っていない。このように聞き

及んでおりますけども、この処置についてどのように処理をするお考えなのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高幡の消防団、第７分団第１部の詰所が、今回の都道の拡幅によって地主は金剛寺でありますが、これまで地元部落が借りる形で、いわゆる消防団詰所ができておる、こういうことでありまして、その買収は金剛寺が土地代の受領をされるわけでありまして、何かどういう経過交渉があったか知りませんが、道路買収の地域の中に消防団用地も予定をされているというふうには聞きました。団の詰所というのは10坪ほどあれば足りるわけであります。それから、今日財政上にもかなり厳しいものがありますので市有地を充てよう、現在市が持っている土地を充てよう。その中に２カ所ほど候補地たり得るものが十分ありますので、それを充てるつもりであります。

今回、地元の請願になっておるようでありますので、議会の了解を得て、建物の予算措置もし、なるべく早く消防団の詰所、これを完成することは、全く手のうちの課題でありますから、安心していただいて十分だと思っております。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ただいまの答弁を了として、次の質問に入らせていただきます。ぜひひとつ一層の御努力を願い、市民生活の安定のために努力をしていただきたい。

次の質問に入らせていただきます。次の質問は、いわゆる土地開発公社の決算の公有地取得に対する利息の件、並びに借入金利について伺いたいと思います。まず、この決算によりますと、平成６年３月31日現在、累計の利息、先ほど申しましたけれども、36億1,500余万円、このように報告がなされております。これは累計利息ですね。平成５年度の支払利息は12億1,800余万円、このように報告がされております。しかも、この決算の、いわゆる長期借入金の明細書の欄を見させていただきますと、金利が平成５年度で３％ないし7.5％、このような利率になっております。最近の公定歩合、この引き下げによりましてあるいは銀行の預金金利、これも引き下がります、連動して。したがって、当然借入金利も低下してしかるべきだと思いますけれども、残念なことに、平成５年度の決算では、今私が申しましたような金利になっております。きのうの本会議で、平成７年度の公社の事業計画で3.5％で平成６年度はなりましたという報告を受けたわけでありますけれども、なぜ平成５年度の時点で、多少なりとも借入機関である銀行がそういうところに社会情勢の変化というようなことで、そういう交渉をした経緯もあるのかどうか、またあったかどうか。ないとすれば、なぜ言えなかったのかどう

か。銀行も普通貸し出す場合に、固定でやりましょうというような契約あるいは変動で契約をしよう。それぞれ契約した時点はその金利によって契約がなされるわけでありますけれども、金利が低下したときには黙っているんですね。上がったときは、もういち早く言ってくるんですよ。非常に矛盾したというふうに言わざるを得ないわけでありますけれども、そういうことを踏まえていかがでしょうか。お答えを願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　お答え申し上げます。

平成５年度の決算書は、御質問にありましたように７％台の高い率のものもあるわけでございます。これまで５年を借入期間といたしまして、固定金利できたわけでございますけれども、御質問にありましたように金利がかなり低下してきている、変動の幅が大きいということもございまして、借入先の金融機関とも交渉をいたしてきております。それで、平成４年６月には変動金利を採用いたしました。これは、平成４年からの借入でございます。それ以前のものにつきましては、借入期間がまだ残っておるというような中では、決算にもございますような高い金利のものがあったわけでございますが、さらに金利が下がるというようなことの中で、これをお返ししても借りかえるというような話もするというような銀行への交渉を行いまして、現在では、短期プライムレートによるもの、あるいは長期プライムレートによるものも変動金利を採用するようになったわけでございます。したがいまして、御質問にありましたように、当初は固定金利ということで、そのままにしておったんでございますけれども、金利の下げが、変動が激しいというようなことの中では、やはり努力をして現在に至っているということでございます。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　ありがとうございました。

ぜひひとつ市民の大切な税金を利用して事業を計画するわけでありますから、日本経済の動向を見ながら、できるだけ低金利の費用で運営をしていただきたい、このことをお願いしておきます。

さらに質問をさせていただきますけれども、長期借入金の明細書の38ページ、39ページをちょっとお開き願いたいと思うんですが、今、総務部長から長期借入金、長期といいますと３年以上を長期という解釈だろうと思うんですけれども、この表記の仕方で、例えば38ページのナンバーワン、ナンバーツー、これは62年が借り入れの年月日になっ

ております。償還年限を５年と定めております。62年が借り入れで償還年限が５年ということになりますと、63年、元年、２年、３年、４年、平成４年が返済の期日でありますけれども、期日は平成９年３月31日となっております。つまり、これは継続して第２期目に入っているというふうにうかがえるわけでありますけれども、それらに類似した報告が何カ所かに見受けられます。私は、やはり償還年限を５年という分を訂正をするか、あるいはこの償還年限５年だとすれば、備考欄に第２期に継続というふうに記すか、そういう決算の仕方がより正しい決算の内容だというふうに判断するわけでありますけれども、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　おっしゃるように、この期間につきましては、一括長期でやっておるわけでございませんので、更新等もあります。そのようなことにつきましては、備考欄に付記をしたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○６番（小島　久君）　それでは、最後の質問にしたいと思います。

平成７年度の当初予算、つまり土地開発公社によるところの債務負担行為というようなことで、別表で予算審議がなされました。可決をされております。つまり、日野市土地開発公社の先行取得として、平成７年から平成12年まで、５カ年間、限度額が公社が取得した用地の買収に必要とする額ということで、具体的な金額は明示されておりません。つまり、平成５年度末の決算、６年度まだ出ておりませんので、面積で先ほど来回答いただきましたように11万2,500平米、金額で、土地原価で24億6,000万強、平成６年度は私の調査によりますと、5,870平米ぐらいの土地取得があった。つまり13億6,000万ぐらい。平成７年度はきのうの事業計画の中で6,210平米、事業計画として買収したい、このような提案がございました。費用が12億強。合わせまして５年度末に６年度、７年度を加えますと、土地原価でもって267億円ぐらいの金額になるわけです。さらに、これに利息と諸経費を加えますと300億円に近い金が、いわゆる債務負担行為という額でいえば、そういうような形になってまいるわけであります。このことはどういうことを意味するかといいますと、平成７年度の一般会計が444億円です。それのうちの300億ですから、約70％に相当する金額が土地開発公社の資金として運用される、このようになるわけであります。しかも、300億円の資産を投入したとしても、先ほど言いました、それのうちの130億内外の金は、土地区画整理の小宅地の減歩緩和という費用に回されて、実質的な金銭としては、それのせいぜい２割か３割の費用しか一般会計

に戻れない。つまり、当初から、買ったときから、資産が減少しているというふうに言わざるを得ないわけであります。

したがって、私は、これからまだまだ日野市土地開発公社の資金が膨大に膨れ上がってくるということが予想されますので、ぜひひとつ歯止めが――いわゆる歯止めというのは、限度額が必要になってくるというふうに判断をしておりますけれども、この件について、これは市長にお答えをしていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘の点を真剣に考えております。つまり、日野市の将来像を描きながら、用地の確保ということが、かなり重要な課題であります。市内にあります国有地、かつての桑園跡地でありますとか淡水区試験場の跡地でありますとか、あるいは国鉄清算事業団の所有地でありますとか、日野市の公共事業のために既に買い取りを申し出ているものも相当あるわけでありまして、これを取得する際に、また開発公社に依存をする。つまり、外の資金に依存をするということが十分あり得ることでありますので、しかも、その金額は面積も大きいし金額も膨大だ、こういうことを考えます場合に、非常に厳しく将来の計画あるいは契約の仕方を考えなきゃならんということをつくづく感じております。御指摘のことを十分心しながら、余り大きな無理のないように日野市の公共事業の将来像を、しかも可能性豊かに考えていきたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君）　小島　久君。

○6番（小島　久君）　ありがとうございました。

ぜひひとつ市民の大切な財産でございますので、公社の土地の運用を有効に、しかも効率的に運用されることを要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって2の1、日野市土地開発公社決算内容及び公有地利用計画について問うの質問を終わります。

一般質問3の1、青島知事の“公約を守る”は、民主政治の第一歩！　――都市博撤回、臨海開発徹底見直し、二信組融資もってのほか――の通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員　登壇〕

○19番（板垣正男君）　去る4月9日執行されました東京都知事選挙におきまして、臨海開発は徹底的に見直しをする、都市博は撤回する、二つの信用組合に対する300億

円の融資はもってのほかだと公約を掲げました青島知事が誕生いたしました。以来、報道されておりますように、都議会を中心にいたしまして、とりあえず都市博の撤回問題をどう決断するかということで注目をされておりました。５月31日、青島知事は公約どおり都市博を中止すると発表したわけであります。当日は、東京中が沸き返りました。多くの都民が、この青島知事の発表を支持する気持ちを表明したわけであります。（「そうだ」と呼ぶ者あり）当日の夜のテレビ局の世論調査では、青島知事の都市博中止を支持する声は73％を超えたと報道したテレビ局もありました。以後、各種の世論調査を見ても70％台、高いので80％近い支持率を示すまでに至ったわけであります。

青島知事が都市博を中止した記者会見を行った直後、日本共産党東京都議会議員団は「青島知事の世界都市博中止決定を都民とともに歓迎する」と題しまして声明を発表いたしました。その内容は、

一、本日、青島知事は、都民の草の根からの運動がまきおこるなか、推進勢力の圧力をはねのけて、世界都市博中止の勇気ある決断をおこなった。これは、都民の世論と民主主義の願いにこたえたものである。わが党は、青島知事の決断を心より歓迎し、これを支持する立場から、予想される旧「オール与党」のさまざまな妨害を許さず、幅広い都民とともに公約実行をひきつづき積極的に支援するものである。

一、公約やぶりの政治への都民の不信と批判がたかまるなかで、知事が都市博中止の公約を守った意味は、非常に大きい。

有権者が求めているのは、最低限の民主的ルールが守られる政治、当たり前のことが当たり前にとおる政治である。みずから公約違反をくりかえしてきた旧「オール与党」勢力が、知事にまで公約やぶりを求め、「都市博開催決議」を口実に、ひきつづき知事選挙の結果と都民の世論に背を向け、妨害しつづけるならば、その勢力は必ずや都民のきびしい審判を受けることになるであろう。

一、都市博開催の目的は、知事も記者会見で指摘したように、都市博を「臨海副都心開発の起爆剤」にすることである。今回の中止決定は、臨海副都心開発の強行による５兆円もの大赤字をくいとめる条件をつくりだした。臨海部の貴重な都有地を大企業のオフィスに提供するという臨海副都心開発の根本を改めることが当然の次の課題となる。

わが党は、今回の都市博中止決定の実施に協力するとともに、ひきつづき都民不在のゼネコン政治から都民こそが主役の都政への転換をすすめるために奮闘するものである。

以　上

という内容で声明を発表いたしました。

日本共産党は、この東京都議会議員団の声明に表明されておりますような考えに基づいて、これまで都市博の中止を訴え、そして、青島知事の決断を歓迎し支持する立場を明らかにしたわけであります。

私は、この問題は、民主政治の第一歩であるとの位置づけを行い、今回あえて一般質問の表題に取り上げて、我が日野市政にもかかわる問題であるだけに、市長の見解などを伺ってまいりたい、このように考えて取り上げたわけでございます。

青島知事が都市博中止を発表する以前、なぜ公約を守る政治が今求められているかということと、都議会の多数で、議員も都民の代表として選ばれた者が多数で決議したこと。したがって、公約曲げてしまってもいいのではないかという意見との衝突がありました。しかし、これらの意見も都知事選挙の審判によって、青島知事を大多数の都民が支持したということによって、既に決着はついていると考えていたわけでありますけれど、あえて、都議会の中の論議などを踏まえ、青島知事が改めて都市博中止を表明したということではなかったかと思います。

知事選後のマスコミ各社の世論調査でも、あるいは都内各地で行われました自発的な都民投票などでも、都市博中止を支持する声は圧倒的でありました。青島知事は知事就任後、記者会見を行った中で、「お金が損するとか得するとかの問題など、後であがないがつく。青島が約束を守れる男なのかそうでないのか。都市博をやるかやらないかの問題ではなく、信義にかかわる問題だ」すなわち公約を守ることの重要性を強調したと思います。しかし、お金の損得の問題というのも大事な問題でありますが、巨額の都民の税金をつぎ込む中で、それ自体、大きな問題を抱えていることは言うまでもありません。都議会の論議の中で明らかになったことでありますけれど、都市博は中止した方が開催するより少ない支出で済むということも明らかになりました。都市博を起爆剤にして推進しようとした臨海副都心開発にストップをかけ、５兆円もの赤字を食いとめることができる道であったのであります。都市博中止の公約を守ることが、鈴木前都政が残した大きな負の遺産を最小限に抑え、都民の負担をより小さくすることができたのであります。公約を守ることの重みというのは、国政、地方政治を通じ、日本の政治が今問われている根本的な問題ではないかと思います。

旧鈴木都政のオール与党は、開催決議までして青島知事に公約の撤回を迫りました。これらの勢力は、国政でも公約を破るような消費税の税率アップ、米の輸入自由化、年金改悪など、次々と国民に反する政治が行われてまいってきたわけであります。政党や政治家が選挙で訴えたみずからの公約を守るというのは、その政党や政治家にとって

命だと言われているわけであります。

有権者は公約を誠実に実行する政治や約束を守る政党を、今求めているのではないでしょうか。政治は、守るべき最低限の民主的なルール、それを尊重する政治への改革を願っているものと思います。この願いは、「国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使」するという国民主権の原則から、当然のことであり、かつ、民主主義の大前提となるものであります。

ですから、私も公約を守る政治を行うのは、民主政治の第一歩だと、あえて申し上げたわけであります。

マスコミは、知事が都市博中止を決定する以前から、知事の公約を守る立場を支持する論評を行っておりました。例えば、毎日新聞、社説で「公約の原点に立ち戻って」と強調してございます。北海道新聞は、中止の決断は当然のことだと述べました。日経新聞は、「約束守ること政治家の要件」と言いましたし、朝日新聞も「抜本的見直し避けられない」、こういう論調を張ったわけであります。東京新聞に至っては、「『決断』すでに下されている」と述べたわけでございます。このようにいたしまして、今、公約を守るという政治が本当に切実に都民から、国民から求められているということではなかったかと思うわけでありますし、その公約を守る立場を青島知事が表明したものであります。

先月の25日、東京市長会が開かれました。新聞の伝えるところによりますと、青島新知事も出席いたしまして就任のあいさつを行い、出席をいたしました各市長も発言されたようであります。その際、都市博問題について、それぞれ発言の中にも含まれていたようでありますけれど、森田市長の発言が若干紹介されてございます。公約を守ってほしい、都民の意思を尊重してほしいという意味の発言をされたようであります。さすが市長、ちゃんとみずから実践されていることを、青島知事にも希望されたのではないかと私も受けとめたわけでありますが、今回の青島知事の都市博中止決断に関しまして、森田市長の感想を伺っておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　我が国の政治行政の体系は、文字どおり日本国憲法から由来するわけでありまして、日ごろ憲法を市政に生かそうという大きなスローガンを掲げて、日野市政をおあずかりさせていただいている立場からいたしまして、一番基本になる、民主主義を大切にしなきゃならないということを、つくづく思っておるわけであり

ます。私は、この年度の初めのころ「政治は最高の道徳であってほしい」という広報記事を見ていただいたことがあるわけでありますが、つまり、間接民主主義、今日のいわゆる代議制民主主義でありますが、憲法の前文に書かれておりますような、そもそも国政はというところから書かれている内容は、権威は国民に由来する。そして、権力は、その選ばれた方が信託された意味に沿って役目を果たす。これが、本来の民主主義の原理であるということだということを、つくづく日常の私どもの手近な規範にしている気持ちであります。

近ごろ――ここ一、二年の国政におきましては、公約がいとも簡単に、各政党の党利党略と言われる言い方があるわけでありますが、党議決定によって……（「人のことは言えないよ」と呼ぶ者あり）国民に一々問われることなしに大きく変更されるということに伴いまして、まさに国民は政治不信に陥るのは当然だと言わなければならないと思います。（「そうだ」「どっかの市長の公約も同じだ」「どこの市長だ」と呼ぶ者あり）その一番のあらわれ方が投票率の低下であります。今回の都知事選挙は50％を少々上回る投票率で行われたわけでありまして、我々も予想外に異色の政治家といいましょうか（「タレントだよ」と呼ぶ者あり）青島知事が当選されたわけであります。ですから、いわゆる主権者の判断ははっきり決まったわけでありますから、（「そうだ」と呼ぶ者あり）主権者が判断をしたその材料もまた候補者の方の……（「間接民主主義を否定している」と呼ぶ者あり）公約にあったということでありますので、何ら疑問なしに青島さんが公約をされた内容は、政策として当然、全都庁の職員が受け入れるべきだろうというふうに考えておりました。（「行政の失墜だ」と呼ぶ者あり）都議会からもかなり厳しい批判もあったわけでありますが、１カ月間の慎重な苦渋の選択だと言われておりますが、要するに中止という公約は守られた。このことの民主主義に対する国民に与えました影響は、極めて大きいものだというふうに思います。

つまり、記事によりましては、民主主義の蘇生の機会を持ったというぐらいに言われるわけでありますから、我々日本国憲法を信奉しておる者といたしまして、本当に日本の将来に一つの明るさが見出せたというぐらいに思っておるところであります。感想ということでございますので、（「市長の気持ちが伝わった」と呼ぶ者あり）その期待を、これからますます現実に日本の政治が方向づけられることを心より願っておるということが、心境と言えば心境であります。（「市長は公約をどうするんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長の公約を守る政治に対する期待のあらわれが、非常によ

く今の答弁の中に表明されたと思います。(「そのとおり」と呼ぶ者あり) 都市博覧会とか世界万博といったようなものが、これまで中止をされたという例があります。昨年、ハンガリーでは万国博覧会開催を推進しております党が選挙によって大敗を行い、ついに中止ということになった経過がございます。これは、万国博が十数年来の経過を経て開催される準備をされたにもかかわらず、国民の支持によって中止が決定いたしました。隣の国のオーストリアでも、同時に行おうとしておりました万国博も、国民投票にかけたところ、65%の国民が万博に反対するとなりまして、政府もついに「答えは明確に出た。万博は中止する」と発表したのであります。日本の外務大臣がハンガリーの万国博中止を聞きまして、ハンガリーの外務大臣に「あなた方の国の判断は適切であった」こう述べたそうであります。

私は、臨海部の開発の問題と、二つの信用組合融資の問題に移りまして、この問題でも市長に見解を伺いたいと思います。

その前にごく概略的に臨海部の問題についてもお話をいたすものであります。鈴木前知事が、都市博は臨海部開発の起爆剤にすると再三さまざまなところで発言してまいりました。したがって、都市博というのは臨海部副都心開発と一体となったものでありました。ところが、バブル経済の破綻とともに完全に臨海開発は破綻してしまったというのが、今日の実態であります。

今月2日の読売新聞の一面で、臨海副都心開発問題が伝えられております。東京都が第2次募集を断念した。3,500社の調査を行って進出を希望したのが、だった5社にとどまっているからであります。いかに現実的でない臨海部副都心開発であるかということが、こうした東京都の調査によっても明らかになっているわけであります。これまで12の企業のグループが進出を予定しておりますけれど、このうちたった6社だけが工事を行っているというのが実態であります。しかも、この臨海部の開発工事が今進められているもとで、これまで新たに海を埋め立てる場所であるとか、既にかなり整地を行っておりました。7万8,000本の樹木を切り倒してあります。都民が憩う公園もつぶされて、今工事が進められているのであります。

いろんなアンケートを都民に対して行ってまいりましたものを見ますと、この臨海部の開発は、緑地、住宅、スポーツ、文化施設などが最も多く都民の望む施設として集約されているものであります。一方で都民の憩う公園や緑を切り倒してビルをつくろうという無謀きわまりない計画であります。鈴木都政の16年間は、こうしたゼネコン型、大企業の進める大型開発に都民の血税をつぎ込んでまいりました。そのために、東京都

の土木費が大幅にふえて、予算に占める土木費の割合は18.9%から全国トップの28.1%までに達しております。反対に、福祉や教育費は27.3%あったものが、全国最低の20.8%まで落ち込んでしまっているわけであります。鈴木都政の16年間がどこに顔を向けた都政であったかということが、こうした予算の配分によってもはっきりとうかがえるわけであります。しかも、この臨海部の開発は、ひそかに一部見直しに着手していたという事実もございます。予定された進出の企業が極端に少ないため、それを都民の血税によって補うというものであります。恐らくこれらがさまざまに重なり合ってまいりますと、5兆円以上の赤字が見込まれてしまうということになっていくわけであります。ですから、臨海部の徹底見直しを考えた青島知事を都民が支持をしたということも、当然うなずけるわけであります。

さらに、二つの信用組合の融資の問題も、今棚上げになっているわけでありますけれど、しかし、政府は執拗に東京都に300億円の融資を迫るということなどが伝えられているわけであります。これは、今、国会での証人喚問が焦点になっておりまして、二つの信用組合に対する疑惑問題で、国会における解明が待たれているわけであります。山口敏雄前新進党幹事長代理、中西啓介同新進党前選対局長の証人喚問問題は、新進党以外いずれも証人喚問を要求しているにもかかわらず、(「新進党はけしからん」と呼ぶ者あり)新進党の反対によって、いまだに実現されておりません。論議が継続しているところであります。乱脈経営によります二つの信用組合の立て直しのために、とうとい都民の血税を使うなどというのは、まさにもってのほかと言わざるを得ないわけであります。

公約を守って、臨海部の副都心開発も徹底的に見直し、二つの信用組合に対する融資もきっぱりと中止する、このことを今都民が求めていることでもあり、市民が求めていることではないかと思います。青島知事にその決断を促す役割を森田市長も東京三多摩市長の一人といたしまして、今後機会あることをとらえ進言するお気持ちを持っていただきたいと思います。その点を二つ目の質問として伺いたいと思います。

○議長(福島盛之助君)　市長。

○市長(森田喜美男君)　新聞記事は、私もなるべく広く読む習慣を持っております。したがって、国政の動向、経済界のことも含めて、ある程度長期の見通しを持ちたいと、行政の立場からの必要をいつも感じておるわけであります。抽象的な言い方かもしれませんが、政治が何か余りにも経済成長を最高の目的としている。私は最高の目的は、経済成長は手段であって人類の福祉の高揚こそ目的であろう、このように日ごろ感じて

おるところであります。いろいろな政策手段が、また低迷した経済界に何かきっかけをつくるという考え方が、とかく政治の責任者に持たれがちであるかもしれませんが、もっと長期な展望で1世紀とか2世紀ぐらいの単位で、環境を一番優先をさせて、そしてその中にレールをしいていくということが大切な、また視点ではなかろうか、こんなふうに思うわけであります。

東京湾の方のことまで余りよく知っているわけではありませんが、従来型の、つまり博覧会をやってたくさん人が集まってもらい、またそれをきっかけに新しい経済開発を考えた。手法としては、既に経験済みでありますし、また割合短期にある程度の目的を達するということはあったかもしれませんが、政策としては一向に真意はないんではなかろうか、こんなふうに言えるのではないかと思います。

したがいまして、特に新しい知事には、きちんと公約を守っていただくという民主主義のルールを国民に示していただくとともに、また我が国の生きる方向というのは、国際的にも信用される、そして、日本人国民自身が信義を重んじまじめに働いて、そして何か経済成長で侵略をまたするかもしれないという心配など、もう全く根拠のないということで示すべきではないかというふうに言えるかと思っております。

したがいまして、御質問の中にありました二つの信用組合に対します、何か公費を使った救済策というものは、むしろ弱者救済ではなくて、何か強者にまた道をつくってあげるというようなことになってはいけないというふうに思うわけであります。

それから、副都心計画は何も急ぐことはないし、むしろ東京湾の湾岸に雄大な自然の姿が将来にわたって残される、そういう一つのスタートを切るとかレールをしくとか、そういう方向もあるだろうと思います。東京がなるべく一極集中にならないような施策の方が、国土全般を豊かにするという意味で、むしろとるべき政策ではないかというふうに日常感じておる次第であります。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長の明快な考えが示されたと思います。

仄聞するところでありますけれど、森田市長は選挙で掲げた公約をみずから机に入れて、再三再四引き出しからそれを取り出して、公約の実現のために毎日努力をされているということでございます。当然、当たり前といえば当たり前のことでありますけれど、みずからそれを実行するというところに、今日の革新市政の推進の大きな力になったのではないかと思います。青島知事にそうしたみずからの経験などもお話をされて、都政が公約どおり推進されるように期待してまいりたいと思います。

最後になりましたけれど、鈴木前知事が、重大な都民に対する挑戦とも受けとめる発言を行っておりますので、この問題について触れてみたいと思います。（「やめた人の悪口を言うなよ」と呼ぶ者あり）テレビ局のインタビューに答えまして、青島知事の都市博中止の発表のあった後、（「もうわかっているよ、みんな」と呼ぶ者あり）鈴木前知事は「都政という列車にサリンをまいたようなものだ」と言ったわけであります。つい最近まで東京都政を担当していた人物が、このような発言をするなどということは、私は予想もできませんでした。選挙という厳粛な審判の結果、青島知事が公約どおり都政を運営しようということに、事もあろうにサリンに例えるなどというのは、極めて不見識きわまりない発言だと厳しく指摘しておきまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　これをもって３の１、青島知事の“公約を守る”は、民主政治の第一歩！　――都市博撤回、臨海開発徹底見直し、二信組融資もってのほか――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時00分　休憩

午後３時30分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の２、市立総合病院建設の具体的日程と内容についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　市立総合病院の建て替え問題は、今当面する行政課題として最も大きな課題の一つだと考えております。今、市長を初め市の関係部局におきまして、具体的な検討が行われていることも、再三議会で説明されているとおりであります。

私は、昨年の第１回定例議会におきまして、市立病院問題を一般質問で取り上げました。この際、特に将来の市立病院のあるべき姿ということで、理念などを中心として質問を行ったものであります。その要旨は５点にまとめてございました。簡単にそのときの趣旨を振り返ってみますと、一つは、市民のための病院であるということを最後まで貫いてほしいということであります。特に社会的な弱者に対する医療をしっかり守るということではないかと思うわけでございます。例えば、障害者の歯科、さやか学級

等々があります。こうしたことを初めといたしまして、年配者あるいは子供などへの医療をしっかり守っていくということでございました。二つ目は、在宅ケアあるいは他の医療機関との連携等、在宅医療まで含めた市立総合病院の医療活動を広げていくことが求められているのではないかということも提案したわけでございます。三つ目は、ややもすると、高額医療機器の導入などに気持ちを奪われがちでありますけれど、親切な医療、患者やその家族の要求にこたえた医療を行うということも、あわせて重視することが必要だということも提起してまいりました。４点目は、民主的なリーダーシップを院長を初め、必要な部署の職員が十分に発揮するという問題を提案いたしました。そして、５点目に国の医療政策に追随するということだけではなくて、本当に市民の命と医療を守るという立場を貫くことも大切だということも申し上げたわけでございます。

その上に立ちまして、今回私は、検討が進んでいるであろうと思われる具体的な建設の日程、その内容等について質問を行ってまいりたいと思います。

初めに、既に市立病院の建設問題についての調査報告書がございますが、この報告書に基づいて検討が行われているものと思いますが、例えば新しい病院の総面積は、現在の総面積と比較して、どの程度まで大きくなるのかということが検討されているのかどうかということであります。もう一つは、建設工事の１期、２期ということで建設の工期を分けてありました。この主な理由というのは、ベッド数が確保されないということが主要な原因であったと受けとめておりました。しかし、今日、ベッド数の規制を取り払うということができましたから、300床の病院建設を一気に行えるという条件はあると思います。この１期、２期に分けた建設を予定されているのか、それとも１期の工事として300床規模の病院建設を計画されているのかという点であります。このことについての、まず第１点、質問を行ってまいりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　病院の建設につきましては、午前中にもお答えさせていただきましたけれども、現在、基本計画のための調査に入って間もないという状態でございます。したがいまして、新しくつくる病院の規模、その他につきましては、今回の調査の中で詰めてまいるということになります。しかし、従来の過去に行いました調査の中でも、一通りの検討はされておりまして、それの調査の結果からいたしますと、現在の病院の延べ床面積は6,640平方メートルでございますが、それの新たに予定しております土地で、当時の調査では約2.8倍程度の面積、１万8,800平方メートル、こ

れは当時の調査の結果ということになりますけれども、そうした面積が可能であるというふうな調査結果を得ているところでございます。

それから、１期、２期に分けてやるのかということにつきましても、もちろん従来の調査の中では、そうしたことを前提とした内容になっておるわけですけれども、現在予定をしております４－３ブロックの用地の利用関係、その他で１期、２期に分けなければならないという条件もありますし、いろいろな可能性の中で、それも含めていろんな選択肢が考えられるんではないかということで、今回の調査の中では進めてまいりたいというふうに思っておりますので、今、確実に１期、２期に分けるとか、そういう形ではまだ決まっておりませんといいますか、この調査の中で詰めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　現状での説明がございました。基本設計に引き続く実施設計へと移っていく段階で、大方、今私が質問した点に結論を出しておかなければならないと考えております。その前段の今の時期でありますから、さまざまな角度から検討を行って、後で手直しをするということのないような、事前の十分な調査検討が求められていると思います。

そこで、今説明のありましたように、現在の市立病院の敷地面積は6,640、計画によりますと１万8,800、2.8倍の広さになるということでございます。相当の面積増になるわけでありますから、新しい病院での診療科目やその他、市立病院のさまざまな医療活動等を行う必要な面積を確保できるということであれば、それはそれで申し分ないわけでございます。しかし、さまざまな市民の医療要求にこたえて、また新しい医療活動を展開するということなどを考えますと、この面積で十分かどうかということも、私はさらに精査する必要があるのではないかと考えております。市側の検討課題の中に含まれているかと思いますけれど、念のため伺っておきたいのでありますが、現在の多摩平支所あるいは消防署の多摩平出張所前のカーブした道路、あるいは公園に面した歩道の敷地も含めて、病院用地として検討されているかどうかということだけを、再度質問を行いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　先ほどもお答えしましたとおり、今回は、いろんな病院の建設に当たりまして課題になることを分析をし、先ほども申しましたとおり、手法等についても幾つかの選択肢の中で検討していきたいというふうに考えておりますの

で、今御提案の件につきましても、一つの検討課題というふうにはとらえております。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　現在の市立病院の正面には、立派な公園がございます。しかし、残念ながら、正面前には広い道路があって相当の交通量であります。市立病院が一体感として公園を利用できないという条件のもとにあるわけでございます。新病院をつくった際、道路があるなしにかかわらず、公園との一体感を持った市立病院の建設というものを考える必要があるんではないかと思います。せっかく目の前にある公園を患者のために、最大限いい環境に保つためにも、公園との一体感の持てる病院の建設計画が必要ではないか。ここで、私の考えとして提起をしておきたいと思います。

さらに質問を進めてまいりたいと思いますが、現在、11の診療科目において市立総合病院の医療活動が行われておりますけれど、私が昨年の第１回定例議会で提起をいたしました中に、いわゆる社会的な弱者に対する医療をしっかりと確保するということを提案いたしたものでありますが、それに関係して、例えば障害者の歯科、さやか学級等の存続は当然行われるものと考えておりますが、その点の確認をしておきたいと思います。

さらに、私は２点目の地域医療、在宅医療に市立病院の医療活動を呼ぶかどうかということで提起をいたしましたが、具体的には、往診、訪問看護等が市立病院を中心とした医師会などとの連携のもとで、今後ますます重要さを増してくる医療活動だと考えております。それだけに、市立病院がイニシアチブを発揮して、こうした地域医療や在宅医療を行うという方向を示すことが重要だと考えているわけであります。医療関係の雑誌にも紹介されておりますように、浦和市立病院に桜草病棟という試みが行われまして、地域医療で大きな特徴ある医療活動が行われているということが、紹介されております。内容まで詳しく御紹介できませんけれど、考え方はこの市立病院が医師会と協力し、市立病院に設置された30床の共同診療型病棟を通じて、在宅医療の推進に成果を上げているという内容であります。関係者の皆さんには、容易にこれらの資料が手に入るはずでありますから、十分検討を行うなりあるいは参考にされるということを望んでおきたいと思います。

さらに、読売新聞の「医療ルネサンス」で連載されておりますけれど、歯の訪問治療の問題であります。兵庫県の南光町の訪問治療を例にとりまして、在宅の歯科診療、治療を行っているという医療活動が紹介されております。日本歯科医師会と厚生省が、80歳になっても自分の歯を20本残そうという、8020運動を推進していることは御承知

のとおりであります。市立病院に来て歯の治療を行うということができる人は、当然行えるわけでありますけれど、寝たきりあるいは病気で動けないといった人たちへの歯科診療を、ぜひとも実現してほしい、このことも要望として申し上げておきたいと思います。

さらに、この連載の記事の中には、ＮＩＣＵ――新生児専用の集中治療室を設けている病院の例が紹介されておりますけれど、多産の傾向がある出産に対しての未熟児の出産の際の対応として、新生児専用の集中治療室を市立病院にも設けるということでございます。ぜひ検討の中に含めていただきたいと思います。

さらに出産直後の新米ママを支援する産褥入院というのがございまして、出産はしたものの、当分子供を育てることに不安を持つ母親に対する入院というものでございます。これも、現在静かなブームを呼んでいると紹介されているように、求めている若い母親が多くあるということが紹介されているわけであります。こうしたことなども、市立病院内に新たに診療科目として設けるということが必要ではないかと思います。

さらに、現在のさやか学級でありますが、現行より後退するということはないものと思いつつも、提起をしておきたいと思います。昨年の12月に文部省が、病気療養児の教育についてという通達を出しております。この通達によりますと、入院中の病気療養児の実態の把握を行いなさいという項目があります。各市町村の教育委員会が、病弱児あるいは入院中の児童・生徒の実態把握を速やかに行わなければならないことになっているわけでありますが、日野市の場合でいえば、市立病院に限らず他の病院等に入院しているケースも考えられるわけであります。これらの実態をよく把握した上で、一層の充実を望みたいわけでありますが、市立病院側は教育委員会のその調査に基づいた入院病気療養中の児童の実態を報告として受けておられるか、資料として教育委員会から示されているかどうか伺っておきたいと思います。

さらに、医療の面ではさまざま患者の要求に応じて対応する問題もあるわけでありますが、何といっても患者が医療、福祉あるいは保健などに関することなどで市立病院に相談する際、だれに相談をしたらいいのでありましょうか。医師も相談に乗るかもしれません。看護婦も、恐らく相談があれば相談に乗るでしょう。しかし、現在の市立病院にはケースワーカーはおられないはずでありますね。これらの患者の要望や相談に応ずるのが、ケースワーカーの重要な仕事ではないかと思います。現在の病院でも、今すぐケースワーカーを配置しなければならないということであると思いますけれど、新病院になればなるほど一層その役割は重要になってまいります。それは、市立総合病院

が包括的な医療、総合的な医療を目指すと、これまでたびたび議会その他で望まれている声を受けるならば、一層その役割は重要だと思います。

例えば、日野医師会との関係、市の保健センターとの関係なども必要になってくるでしょう。訪問看護ステーションが発足いたしました。これとの連携なども必要になってまいります。福祉部との連携も、当然必要でありましょう。こうして、市立病院を中心として、医師会、保健センター、訪問看護ステーション、福祉部等々との連携のもとで、市立総合病院の総合的な保健、医療、福祉の行政を展開することができる、そのかなめになる人であります。そのために、ケースワーカーを１人配置すればそれでいいということでは決してないと思います。300床からの病院ということになりますと、相当規模の病院になるはずでありますから、例えば、地域医療室とか医療相談室とか医療社会室とかといったような一定の部署を設けて、ケースワーカー１人、２人、あるいは何人かのチームを組んだそういう部門を確立する必要があると思います。地域医療を進める上で、私は欠くことのできない人的なあるいは組織的な保証ではないかと考えます。担当者においては、どのようにお考えになっておられるか伺いたいわけであります。

さらに質問を行いますと、これまで市立病院が行ってまいりました人工透析などは一層充実される方向に検討が進められているかどうかということであります。障害者の歯科診療というのは、口腔外科の充実ということにもなっていくと思います。こうしたことなど含めて、充実を図っていただきたいということであります。

さらに、患者の側から立ちますと、最初に市立病院に行きますと、いわゆる待ち時間の問題があります。これは、どこの病院でもこの問題はついて回っている問題でありますが、それだけに病院によっては、それぞれ工夫を行って患者の待ち時間を少しでも短縮するさまざまな工夫が行われております。例えば、特殊外来などの予約制の導入ということも、一つの方法かと思います。

さらに、私はこれまでも提起してまいりましたが、患者用の病院内の図書館の設置であります。そのスペースを確保しておくということも大切だと思います。会議室あるいは講座室といったように、医療活動に伴ってのさまざまな会議や打ち合わせを行うスペースは十分確保する必要があるんではないかと思います。また、市民、患者に対して医療サービス、医療情報を提供する、そういうスペースも必要ではないかと思います。市民が医療のことで、あるいは福祉や保健の関連などで、市立病院のそうしたところに行けば、即座に手に取るようにわかるということにする必要があると思います。

細かい点などを申し上げるならば、さらにまだまだあるわけでありますが、とりあえず今、私が提起したようなことなどは検討の中に含まれているのかいないのか、あるいはいるとしたら、どの程度の拡充の規模にしていこうとするのか、現在までの検討結果に基づいて、説明できる範囲で結構でありますから、説明していただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　今回の基本計画のための調査の中では、今いろいろな形での御提案といいますか、お話をいただきましたけれども、まず基本的には、現在病院が持っております機能、具体的にはさやか学級とか保育室、それから障害者歯科、こうしたものは、当然存続を前提とした形での検討を進めるということになろうかと思います。

それ以外の各種の機能につきましては、今回の調査の項目の中で、当然理念あるいは整備の方針、医療の機能の検討項目の中で保健、福祉、医療等の連携をした機能、そうしたものについても検討課題として項目として挙げているところでございます。それぞれの項目がどういうふうになるかというのは、これからまだ調査を始めたばかりの段階ということで、こうしたものが具体的にまだどうというふうになっておりませんので、個々について結論めいたことは一切まだ出ていない段階ですので、そうしたものも検討項目に入っているということで御了解いただきたいというふうに思っております。

それから、具体的には病院内の図書館というふうな話もございましたが、これらについても関係の機関と協議をして検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　次に、私は市民参加の問題で、最後に市長に伺っておきたいと思います。

市民参加要綱ができまして、その要綱に基づいて市民参加の新しい展開が行われてまいっております。市長も常々市民参加による市政の運営や施策の発展を強調されてまいっているわけでございます。私は、この市立総合病院の新しい建て替えの事業こそ、本格的な市民参加によって計画をつくり上げていく最初の機会ではないかと思います。恐らく、この病院の計画を行う担当者や関係職員の皆さんは、相当のエネルギーを費やしながら、今準備を進めておられることと思います。その苦労と努力は評価されてしかるべきものと思います。そして、この事業は大変なんだ、あるいは財政的に難しい、あるいは診療科目をどうするかという、こうした苦渋に満ちたということではなくて、市

民の健康、市民に希望を与える市立病院にするという希望を持った計画立案ととらえておられることと思います。そして、市民が参加することによって、一体となってより望ましい市立総合病院の新しい建設を練り上げていくということを、私は本質的に持っているのではないかと判断しております。

ぜひ計画の段階を含めた市民参加を本格的に進めて、ともに新しい病院をつくるという、そういう意気込みと、また実際の市民参加の場を保証するという考えを明らかにしていただいて、その方向に向かって検討の場を設けていただきたいと思います。市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　なるべく市民の御意向を集約するという手段として、原則的な市民参加の必要性を痛感をしておるということは御承知のとおりであります。かなり情報も集め得ておりますし、それからまた、いろいろなまた提言等もいただいておるわけであります。

市民参加の形式がなかなか難しいわけでありますから、これを余り難しく考えないで、何でもお伺いするという心構えで一段階は開放型でいくべきだろう、こんなふうに思っております。集約的な間接手段は議会という機関がございますし、もう一つは地域保健協議会がございますので、それらの手順を経て、なるべくいろんな要望にこたえ得る、しかもそれで何といいましょうか、複雑でない考え方で臨んでいきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長から考えを伺いました。市民参加をもっと広げたいという気持ちを持っておられるようですけれど、議会や地域保健協議会の協議を経てという考えも、また持っておられるようですね。これも当然なんですけれど、開放型にしたいという希望を持っておられるのであれば、もっとそこに市民が参加できるような場をつくって、広く意見や希望を取り入れていくということがあっても、私はいいのではないかと考えております。ぜひ今後の計画を進める上で参考にしていただきたい、あるいはそういう要望を最大限取り入れていただきたいと強く申し上げておきたいと思います。

市立総合病院の長い歴史の中で、新たな大きな転機をなす建て替え事業であります。これを、本当に市民とともどもつくり上げたという、そういう一つの新しいケースにしていただきたいと切に希望するものであります。そして、関係者のこれまでの努力が、一層市民の期待を担った市立総合病院という新しい病院に結実するようにお願いをいた

しまして、質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって３の２、市立総合病院建設の具体的日程と内容についての質問を終わります。

一般質問３の３、公共施設のタクシー乗り場など車寄せについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　現在、市立病院の前にはタクシー乗り場はございません。敷地内にも、タクシーが常駐するといいましょうか、患者を待つだけのスペースはないという実態でございます。患者が診療を終わってタクシーを使うということの必要な際には、電話を使って呼び出すということが行われているわけであります。市役所の正面には、バス、タクシー、車などがつけられます、いわゆる車寄せが設けてございます。しかし、市民会館の前には、こうしたスペースは確保されておりません。市内循環バス等々の停留所は近くにあるものの、夜間の走行、運行が行われていないということなどから、夜間の市民会館、使用を終わった後の交通の便が、これまでもたくさん議会内外で論議をされてきたところであります。

重立った公共施設、市の施設の前には、車いすタクシーというのもあります。この車いすタクシーが他の車などの障害にならずに安心してタクシーの乗り降りができる場が確保されるならば、利用する側も運転する側も、これにはこしたことはないわけであります。残念ながら、まだまだこうした点での利用者の利便あるいは交通安全等を考えた車寄せが不十分であります。市民の方からの要望あるいは市立病院を利用する人からの要求なども伺ってまいりました。また、タクシーを運転する人からも、車寄せがあれば一層便利になるということも、当然のことのように伺ってまいったわけであります。

既存の公共施設の車寄せ、あるいはこれからつくろうとする施設はもちろんでありますけれど、こうしたことに対する建設部の現状把握は、一体どのようにお考えになっておられるか伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。管理課長。

○管理課長（堀江勝利君）　現在、公道上にございます車いす等タクシー乗り場等の車寄せでございます。確かに市役所周辺のバス停、そのほか駅周辺ですか、日野駅周辺以外、公道上には設けてございません。これにつきましては、一般道路の車寄せにつきましては、現在利用されております道路幅員の中で新たに設置するということは、その道路機能が保たれるかどうかを判断いたしますと、難しいと考えております。

したがいまして、車寄せにかわる措置として、道路占用基準の中にタクシー乗り場の

標識設置や車両の停車帯の設置があるわけでございますが、現状の公道の幅員の中では非常に難しく、交通管理者との協議の中でも難しいというような回答をいただいているところでございます。以上です。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　現状の道路幅員の中に設けるというのは難しいということですね。幅員が狭いために、なかなかそういうゾーンは設けられないということだけの説明では、私の質問はちょっと困るんですね。大体それはわかっているんじゃないでしょうか。だから、ぜひそういうスペースを設けてほしい、こういうふうに私は質問しているつもりなんですよ。私の質問が悪かったから、そういう答弁になったのかもしれませんが、やっぱり一定のスペースを設ける、道路沿いだけではなくて、必要な市の施設内の敷地に設ける、あるいは一定の切り込みをするということではないんでしょうかね。これは個人の車などを利用される人も、たくさん現実にあるわけでありますから、特に障害者の車から乗り降りなどを確保するという点からも、大事なことではないかと思います。

道路幅の幅員の中に、こうしたゾーンを設けることは難しいことはわかりました。それでは、市の用地などを使った車寄せなども、今後も検討する必要があるんではないかと思いますし、特に新しくつくる場合は、余計そういうことは考えなくちゃいけないと思うんですね。市立病院を新しくつくる際に、そういうものを確保できないわけじゃないでしょう。当然、入れなくてはいけないわけですね。しかし、現在の市立病院も、前は都道でありますから、東京都との協議などで一定のスペースを設けるということも、私は不可能じゃないんじゃないかと思うんですね。だから、そういうことをもっとよく検討してみる必要があるのではないかと思います。

どうですか、きょうは部長はいないんですけれど、企画財政部長ですか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　市内の公共施設のタクシー乗り場といいますか、タクシー待ちをする車寄せというものは、市内の施設にはないということで、ただいま御質問の中にもございましたとおり、市役所の本庁舎についてはあるんですけれども、その他にはないということです。これは、これまで、この病院、それから公民館にしても支所にしてもそうですけれども、図書館の場合もそうです。建物の配置あるいは駐車場の位置関係、地形等の関係によって、車寄せが設置できなくてきております。そうしたことで、御不便をおかけしているわけですけれども、当然、交通アクセスの関係

で、タクシーあるいは車を利用しなければ、公共施設を訪れることができないという方もいらっしゃいますし、一般の方々もそうした利用がされるというふうに思われます。

もちろん、今後新たな各施設、当然新しい施設を建設する際には、こうしたことを考慮して検討するということにつきましては、申すまでもないというふうに思っております。当然、ただいま前段に質問ありました病院等についても、そうしたことは検討してまいるということになろうかと思います。ただ、既存の施設につきましては、それぞれ敷地あるいは建物、そうしたものの関係で、直ちにというわけにはなかなかいかない条件がございますので、可能性等については、今、建設部の方の道路関係のお話もございました。全く可能性がないということなのかどうなのか、もう少し検討といいますか勉強させていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　今後の研究を期待いたしまして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって３の３、公共施設のタクシー乗り場など車寄せについての質問を終わります。

一般質問３の４、日野台一丁目など耐震用防火貯水槽設置についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君）　震災問題について、我々はもちろんでありますけれど、全国的にも非常に関心が高いことは言うまでもございません。市長も、今年度の予算に新しく自治会補助金をふやしまして、自治会単位での震災対策の一助にということで金額をふやしたことにもあらわれていると思います。私は、今年度、市は耐震用の防火水槽を３基設置をする予算も議会を通過いたしまして、現在、工事が進められているのではないかと思います。さらに、この防火貯水槽の設置が市内各地域に配置されるという計画目標にはなっておりますけれど、なかなか条件がそろわないために、簡単に設置ができないんじゃないかという地域や町会もあるわけですね、自治会もあるわけですから、そこのところを今後どうするかということで、今回私が取り上げた質問であります。

容易に道路に面する、あるいは公園等のスペースがあるということであれば、これは問題なく工事が行われるし、設置した後の利用ということについてもできるわけでありますけれど、なかなかそういう条件がないところは、市側の計画等も必要でしょうけれど、住民が非常に関心を持っている。自治会で市側にいろいろと相談を持ちかけたり協議を持ちかけるというケースは、今後ふえてくると思うんですが、その際に、市は誠意をもって、その自治会や住民の要望にこたえるような対応を積極的に立てていく必要

があるんじゃないかと、私は考えております。

たまたま日野台一丁目という地域名を表題に上げまして、一つの例といたしましたけれど、これは日野台一丁目だけではなくて、市内各地まだまだたくさんそういう箇所はあるわけですね。今後の重要な課題の一つにもなってくると思いますだけに、市側の今後の計画などについて、どのようにお考えになっておられるか伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　防火貯水槽の御質問でございます。阪神・淡路大震災でも防火貯水槽の必要性がクローズアップされたわけでございます。水道水による消防水利の遮断というようなこともありまして、その必要性が高く問われているところでございますが、前にも御答弁申し上げておるかとも思いますけれども、防火貯水槽につきましては、一つの目安といたしまして、地域を250メートルメッシュで区分けいたしまして、そこに一つは必要だというようなことで、地図上からは501というような必要性が出てございます。もちろん、これには浅川とか多摩川とかあるいは山とかいうのがございますが、そういうような数になっております。現在では、設置率は61％というような状況の中では、今後、かなりの時間と財政的な投資をしていかなければならないと思っております。御質問にありましたように、防火貯水槽を設置するには、やはり土地が必要でございます。その土地が防火貯水槽だけの土地というわけには、なかなかまいらないわけでございます、面積が小さいわけでございますから。その防火貯水槽だけのために土地を取得ということが難しい中では、やはり公有地といいますか、市の土地、公共的な土地の地下を利用して設置していくということになろうかと思います。今年度予算で3基予定しておりますのも、すべて市の施設の中に地下につくるということで、現在、仕事を進めておるところでございます。

お話にございました地元住民の意向というようなこともあるわけでございます。今回の阪神・淡路震災の中でのもう一つのクローズアップは、自主防災ということがございました。そういう中では、やはり地域の人たちが何を懸念されてどうすればいいかというようなことを考えてきている段階かと思います。そういう中では、自分たちの地域に防火貯水槽が必要だというようなことが確認され、またこういうところにできるのではないかというようなことも出てこようかと思います。そういうようなお話も聞きまして、私どもも地元の自主防災の一つとしても活用していただく中で、その立地条件等を検討いたしまして促進に努めたい、このように思っております。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　前向きの答弁があったと思います。

自主防災組織の奨励等、市側も住民に対するさまざまな要望や期待を表明しているわけでありますが、それにこたえて自分たちの地域をみずから守るという自治会や地域住民の発意があった際、条件を整えていくという点で、市側の役割は決定的でありますから、それにこたえていくという構えをしっかりと持っていただきたいと思います。

最後になりますけれど、市長、このことで御見解はいかがでございましょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一般論で言いますならば、日野市は幸いに河川、湧水に恵まれております。メッシュという基本的な配置計画ももちろん大切でありますし、なるべく公共用地を活用するということが前提になるわけでありますけど、公道を使って、そのスペースを確保するということが、今回どこかで認めようかという動きがあるというふうにも聞いておりますので、そうなれば、かなり場所の確保には大きな可能性が生まれる、こう考えております。六十数%の到達などという言い方は、私は日野市ではもう八十数%、90%にも近いぐらいな成果だろうというふうにも思っております。これから十分検討していきたいということは、もう言うまでもございません。

日野台一丁目につきましては、開発公社がかなりの面積を持っておりますから、その一部をひとつ使うことができるというふうにお答えは用意しておったはずであります。

○議長（福島盛之助君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　日野台一丁目の防火水槽については、大変希望が出てまいりました。なお、この地域に限らず他の地域についても同じように対応を、今後も検討していただきたい、このように申し上げまして質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって3の4、日野台一丁目など耐震用貯水槽設置についての質問を終わります。

一般質問4の1、市長は、多摩平団地住民への公約を守って欲しいの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔23番議員　登壇〕

○23番（夏井明男君）　それでは、1問目についての多摩平団地住民への公約、これを守ってほしいという表題で、建て替えについての話を聞いてまいりたいと思います。

それにつきましても、先ほど、板垣議員の「青島知事の“公約を守る”……」というテーマについての一般質問は、非常に感銘深くお聞きをいたしました。「公約は民主政治の第一歩である」、すばらしい言葉であります。また、市長も「政治は最高の道徳」

というお話もありました。非常に、ここに立っていまして複雑な思いであります。

具体的に、私はこの質問をするにつきましては、市長も同じような考えがあるんだろうという土俵の上で質問させていただいています。きょうあすより、多摩平団地の建て替えがあって、これからどうなるんだろうかという多くのお年寄りの方がいます。市長のお話を、その方々が伺っているときの目は、まさにすがるような思いで聞いております。この問題が出てまいりますと、そのお年寄りの本当に心配している様子がひしひしと伝わってくる。余り自己主張がうまく表現できないような年代の方ですから、非常に物静かに遠慮した言葉で話をされるわけですが、その思いがもうひしひしと伝わってくる現状であります。市長も何回か多摩平のお年寄りと対話をされて、どういうふうにしたらいいんだろうかということをお考えになっていると思います。繰り返すようですが、ここでは公約ということで掲げさせていただいていますので、それに対しての市長のお話を再確認させていただき、それをどのように果たそうとされるのか、全市民に向かってお話をしていただきたいというふうに思います。

市長は1993年３月30日付で多摩平団地自治会の会長あてに回答書を寄せられております。これは、この年、市長選挙がある年でありました。市長も、この点については鮮明な御記憶があると思います。その中で、多摩平団地にお住まいの方の意見を集約をして、市長にお願いをしている項目が何点かあります。大きく分けて５点でありますが、重要なことですので、紹介を概略させていただきます。

第１点目は、公団は建て替え計画を実施するに当たって、市に対し承諾を求めてきております。その場合、公団に返答する前に市民の代表である自治会と十分話し合いをしていただけますでしょうか。こういう題であります。これに対して市長は、「市民との対話による市政運営は自治体の当然の基本であり、今後とも変わることはありません。事業については、市との協議が整わない前に市を飛び越えて直接に公団と自治会が交渉等を持たれる必要はないと思います。」とお話をされています。

２番目に、多摩平団地では、現在平均的な家賃ということで４万5,000円ぐらいです。それが武蔵野緑台団地では３ＤＫの最終家賃は15万1,000円になっています。しかも、建て替え年度が変わるたびに家賃は上がっていきます。こうした高家賃に対して、どのような施策を考えていただけますでしょうか。これに対して市長は、「家賃を含めすべての居住者が戻り入居できるように計画するのは当然です。この点でも、協議が整うことが前提です。日野市としての諸施策は、その後に貴会、いわゆる自治会等の要請により対応することとなるので安心をしてください。」こういうことであります。この多

摩平団地の自治会の中で、やはり入居資格について、第１種住宅、いわゆる公営住宅についての要望も出されております。

また、多摩平自治会の数名の人が、具体的に既にでき上がった板橋区のはすね団地を見学をしてきた。そこで見た光景は――いわゆるビル群になっていますから――そこで見た光景は緑のなくなった砂漠のような景色であった。多摩平団地が建て替えられると、現在の緑豊かな環境が壊されるのではないかと、住民は心配をしております。緑と住環境についてはどのようにお考えでしょうかという質問があります。これに対して市長の公約では、「緑の豊かさは生活の豊かさの重要なあかしと考え、その確保に努めていきます。『木を一本も切らずに』との言い方で公団に伝えています。」こういうふうな内容であります。そして、その前に実は前書きがありまして、これは市長の言葉ですが、「細目にお答えする前に、基本の考えを述べておきます。」とあります。「この建て替え事業によって、現在の居住者が困るようなことがあってはならず、公団には居住者対策を万全にするように求めているので、不安のあることは聞いていますが、安心して過ごされるようにと機会のあるごとに述べているとおりです。」というふうにあります。

この機会のあるごとに述べているとおりというのは、例えば、多摩平団地の自治会の総会また役員会等の方が、市長に直接お会いをして懇談をしたときの話、そういうことを意味しているわけですが、その言葉の中に具体的な紹介をさせていただきますと、市長は、「市としては、住民が困るような建て替えは許すわけにはいかない。住民の皆さんが、もう助けてもらわなくても結構と言うまで市は助けるつもりなので、ぜひ安心してもらいたい。」これに対して、市民の方ですが、その話を聞いて市長の並み並みならぬ決意に接し、安心して家路につくことができた、こういうことであります。さらに、もう一端を紹介させていただきますと、「建て替えを始めるに当たっては、市と公団とが都市計画上の基本的な合意を交わすことが前提となる。日野市としては、住民が困るような建て替えは許すわけにはいかない。住民の皆さんが、もう助けてもらわなくても結構と言うまで市は助けるつもりなので、ぜひ安心してもらいたい。」こういうことであります。私も直接、自治会の役員をしている関係上、市長からお話を聞きました。要するに、１人も泣くことがないようにしますというお話を、私は直接２回ほどお聞きをいたしております。

また、樹木を１本たりとも切らない、切らせることはないという話を再三お聞きをしているところであります。その経過を踏まえて、現在どのような状況が進んでいるかということであります。これは、前に何回か議員の方がその都度、私も含めまして質問

をさせていただいておりますので、十分おわかりの話でございますが、一つは、出てきたのはこういうことがあります。今、用途地域の見直しということで、６月に八王子で公聴会が開かれることになって着々と進んでいるわけですが、そこにまさに2,000戸増の４階建てから14階建ての高層公団住宅群をつくるという発表がなされました。これは、市の住宅プランにも、さらには公団の具体的な計画書の中にも明白になっております。市の計画の中でも2,000戸増を公式に認める文書も出されているところであります。この中身は何を意味するかということであります。樹木を１本も切らせない。これを受け手から見ますと、今の４階建てぐらいの住宅環境、この環境は基本的には壊れないんだ。基本的な多摩平団地の住環境は、このままで基本的にはいくんだという認識を持つのは、当然であります。

これに対して市長の本会議等における答弁はどういうことかといいますと、緑はその分、確保すればいいというふうに変わりました。どういうことかというと、今の2,000戸ふやし、４階建てから14階建てのビル群をつくるとなれば、今のほとんどの緑は状況的には全部変わります。要するに、全部植栽して、また植え直すということを市長はおっしゃったわけです。これは、樹木を１本も切らせないというところに象徴されるように、既存の住環境は基本的に守るか守らないかという公約であります。これを市長は、今の段階では物の見事に真っ正面からお破りになっている、市民に対する説明がない、私はそういうふうに思っています。これを、市長はどのようにお考えになるのか。それは聞きました。国の全体的な住宅政策、東京都の住宅政策の位置づけ、それもこの答弁の中で聞きました。しかし、市長が泣く子を１人も出さないというふうに言って公約をされた、安心してくださいと言われた方々に対しての信義という問題はどうなっているのか、そのお話をしていただきたいと思います。

第２点目は、多摩平団地の住宅の家賃の問題であります。私は、１ＤＫで10万、３ＤＫで20万というふうに象徴的な言葉で言わせていただいていますけれども、実態はそのような実態が展開をしてきています。要するに、そこに住めるか住めないかという問題です。これが、地方自治体としてどのぐらいできるのかということが問題になるわけですが、その願いに対して、市長は泣く子を１人も出しませんよ、市はもう助けなくても結構だと言われるぐらいやりますよというお話であります。その問題に対して、市長はどのようにお答えなさるのか、その公約を。きちっとお話をしていただきたい。

確かに日野市全域の中では、団地の居住者というのは一部分かもしれません。しかし、この一部というのは、非常に大事な一部の方々だと思います。それは、先ほどのお話

の揚げ足をとるつもりは毛頭ありません。きちっとお話をしていただきたい。すがるような思いでお年寄りは見ていますから、きちっとお答え願いたいというふうに思います。以上です。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　前段で、私の方から現在の状況をちょっと先に説明申し上げたいと思います。

多摩平団地の建て替えにつきましては、以前から今、議員さんのお話の中にもございましたとおり、団地に住んでいらっしゃる皆さん方が困らないように、こういう大きな目標をもって公団、それから都、私どもの事務局で対応しておるところでございます。そこで、まず昨年の11月でございますけれども、多摩平の自治会と市との話し合いの中で、定期的に、ひとつ話をしましょうということで多摩平団地建設連絡会というものができております。そして、この会をもとにいたしまして今日まで定期的に５回会議を持っておるわけでございます。意見の交換、そして要望等を聞きながら、一つずつ進めているという状況でございます。

それで、今回５月17日にこの会が持たれたわけでございますけれども、最終でございましたけれども、そのときに、これからもうちょっと突っ込んで家賃の問題、それから公営住宅の併設について、そのときにもお話ししたわけでございますけれども、これからそういう関係する機関、公営住宅を併設するにはいろんな手続関係、それから基準等もございますので、そういう関係する機関から、ひとつ説明を次回は聞こうという形で、現在、その会が終わっておるわけです。私の方の事務局といたしましては、できるだけ次回には関係する機関といいますと、公団と東京都になるわけでございますけれども、こういう方たちに参加をしていただきまして、この説明を受けていきたい。そして、その中で十分また意見を聞き要望を聞きながら、この会を進めていきたいというふうに考えております。

この中で、できるだけ前段で１人も泣くことのないような形で進められれば幸いだなというふうに考えているところでございます。

○議長（福島盛之助君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長するこ

とに決しました。

市長。

○市長（森田喜美男君）　今、質問で伺いますと、私が多摩平の方に申し上げているそれぞれの事柄は、今の考えと何ら矛盾をするものはありません。したがいまして、何か公約を変更したごとく問われる理由は感じておりません。原則論としては、全く市民の不安をなくするということはもう最善の行政の務めでありますので、その精神を堅持していきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　堅持していきたい。今までの私が話したのと、その中には何ら矛盾はないというお話ですけども、矛盾というよりも――矛盾というのは違うと思うんですよね。その矛盾論はいいですけども、今、市長が公約を堅持をして、これからもそれをしていきたい。それは、具体的にどういうことになりますか。その中身です。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　３点に集約できると思っております。環境の問題で、木を１本も切らないぐらいな緑の量をきちんと保っていく、こういう最初の考え方があります。それから、住んでおられる方々に、建て替えることによって何か不自由とか将来に対する不安、そういうことを極力排除していくという前提を条件とすることも、これも当然だというふうに思っております。それから、建て替えに伴って増戸の考えが提案されておりますので、原則として、公共的な福祉の増進のために可能な増戸は認めよう、こういう考え方であります。

事務局レベルである程度具体的な意見交換はやっているわけでありますが、先般、私が最初に合意を得た支社長は御病気だということで、後任の方が決まっておりまして、一度あいさつに見えられ、今月の２日、もっと積極的な取り組み姿勢でないと事業が進みませんよということを申し上げて、特に弱者対策、高齢者対策、これをきちんとやっていただきたいと。

自治省出身の地方行政には経験のあるお方には違いないわけでありますけど、具体的に地方自治体とじかに交渉を持ったという経験は、どうもおありにならないようでありまして、ちょっとこの調子では、仕事は進まないんではなかろうかという感じは受けました。したがいまして、「私の方から出向いても結構ですから、しばしばひとつ意見交換をして原則に相当する部分をきちんとひとつ理解をしていただきたい」こんなことを、ある程度の失礼を省みず申し上げておきました。

その後、お会いしたごあいさつの中で今のお話をしかけております、いわゆる仮住まい住宅といいましょうか、あるいは東京都営住宅でいえば2種に相当するもの、これを建てたいというふうな御意見でもありました。それから、市営住宅を建てていただけませんか、こういう話もありました。つまり、これらの公団側の提案は、いわゆる仮住まいということもありましょうし、また弱者に対します、つまり将来の家賃負担に耐えないという立場で御心配をされる方々に低家賃住宅を提供しよう、こういうことになると思います。

それで、私は「その用地はこれはむろん公団が提供なさるんでしょうね」と言いましたら、「都営住宅については買っていただくんだ」こういうことですから、「そんなことを言っとったら、土地そのものの価格が膨大になってしまって、建物そのものは全く進まないでしょう」この程度のことを言っておきました。それから、「市営住宅として受ける場合であっても、土地代を払うなんてことは全く考えはありません」(「そうだ」と呼ぶ者あり)こう言っておきましたので、ちょっと認識がそのあたり差があるなという感じがしますので、今言いましたようなこの調子では、ちょっと先に進まないなということを感じたということであります。もっと意見交換の機会を多くいたしまして、きちんとした了解を確認していきたい。そして、具体的に話を進めるような内容に取り組んでいきたい、こう考えております。

その際にもちょっと申し上げたことなんですが、「日野市といたしましては、現在の豊田駅を中心とする南北の新しいまちづくり、したがって、法律にいう再開発ではないが、日野市としては多摩平の表通りは再開発をするぐらいな気持ちで取り組もうと考えております。だから、そのことに伴います諸要求についても十分御理解をお願いをしたい」このように申し上げておきました。

内容はもっとこれから先のことになるわけであります。都営住宅の形あるいは市営住宅の形で、いわゆる低家賃住宅をつくろうという意向が模索されているというふうには受け取りましたが、よくわかっていないなというのがそのあたりだと思っております。事務レベルである程度の全体的な協議はしておると思っておりますけど、原則論がまだ確定しないところで具体化が進むということも、これも成り立ちません。私は「こういった大事業をやることですから、いつでもだれにでも相談のできる現地事務所をつくったらどうですか。そして、日野市に毎日のように出張して、何なら事務室を一つぐらい差し上げてもいいですよ」というぐらいに申し上げておるわけでありまして、そういう姿勢が向こうに出てこないと、事業は進まないということを、ひとつ早くわかってい

ただこうと思っております。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長、ここまできて、実際にパンフレットがほとんど完成しているのがアングラで流れている状況ですよ、具体的に。ただ、コストだけが書いていないという、もう完成品に近いものが流れている。もうでき上がっているわけですよね、実際にね。市長は恐らくそれは見ていらっしゃるでしょう。今、市長ね、全部もうでき上がっているんでしょう。ですから、もっと言いますと、原則論がまだ固まっていないとおっしゃっていたけども、あの多摩平の具体的な図面から見ると、戸数が2,000戸ふやして云々というのは、全部でき上がっているでしょう、何階建てに何人という全部ですね。せいぜい決まっていないとすれば、都営住宅的な機能のものをその中にどういうふうなもので何戸確保するとか、そういう話の段階というふうに私は認識をしているんですが、今のお話ですと、例えば都営住宅を建てるんだったらば、東京都の方でも都市政策的な余地があるとか、それから、市営住宅であれば、いわゆる土地代、この土地代というのはどういう意味の土地代かわかりませんが、そういう可能性のある、まだそういうふうな段階というふうに認識をしていいんですか。原則が固まっていないというのはどういうことなのか、それが1点です。どの辺の時期にきている話なのかが第1点。

2点目は、今、公団とやりとりをしているけども、都有地として買う買わないという議論、それから、市有地として買う買わないという議論、それはあるかもしれません。私もいろんな提案をさせてもらいました、自治体としてできる限界のものを具体的に提案をさせてもらいました。そういう、要するに無理のないといいますか、そういう話も提案をさせてもらいましたけど、市長はどういうふうに安心して助けてあげるのか。市長の頭の中にもうあるでしょう。あるというのはどういうことかといいますと、自治会の方でもアンケート調査をしている、お年寄りの調査もしている。ある意味で所得調査までされているわけですよ。ですから、今、団地に住んでいて家賃がどのぐらいの対象だったらどうなるか。どのぐらいの戸数の人が具体的になるのかということは、ちょっと目を通して、市の専門職の方にアドバイスしてもらえば、そんなのすぐわかる話ですね。1日でわかる話ですよ。それを見られて、あなた方を――あなた方といいますか、要するに自治会、団地に住んでいる方が安心して暮らせるようにということになれば、こういう方々をどういうふうにしていこうかということで、まず市長の方で基本的な考えというのをまとめて、それでこれでどうですかというふうにぶつけるのが、今

まで公約で述べた市長の姿勢ではないですか。今のお話だと、公団から言ってきたことを、ただ言い返しているという、そういうことじゃないんですか。市長の、今先ほど、公約を守っていきますというお話は、まさにそれを自分で具体的にこういうことだということで、まとめ上げてやっていく作業ということが必要なんじゃないですか。そこのところはどうなっているのか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　例えば、将来不安の一つの要因の家賃のことですが、我々が市営住宅を建ててかなり喜ばれている、いわゆる３ＤＫ規模の建物が、家賃としては６万5,000円が、今最高の家賃であります。その家賃は、これは市営住宅を建てる国の政策に乗っていろいろな援助もあるわけであります。市営住宅、都営住宅、いわゆる住宅政策というものが、住宅公団の行う住宅政策がなぜ家賃が高くなるだろうかということで、少々疑問に思うわけでありまして、つまり、土地を売って何か不動産業者みたいな感覚が、住宅公団にあるとすれば、これは全く日野市には通用しないということを教えてあげなければなりません。そのことが、一番私は最初だろうというふうに思うもんですから、今申し上げましたような不安を解消する一番入り口の課題として、この問題を解決しなければならない、こんなふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　別に、市長、あなた公約違反だ公約違反だ、こうだこうだという痛いところをぎゅうぎゅうぎゅうぎゅう突いて喜んでいるわけじゃ毛頭ないんですよ、実際の話。だから、先ほど板垣議員がおっしゃっていましたけども、あの答弁の中で見れば、ぜひこれは、この公約を果たしていくことについて、政治家よりも人間として、ぜひ果たしていただきたいと思いますね。そういうふうに思います。（「はい、全くそのつもりでおります」と呼ぶ者あり）

それでは、最後にこのことについてお願いしておきます。多摩平の団地の人だけでなく日野の市民の方が、まさに息をのむような思いでじっと私は見ておられると思います。（「じっとじゃなく闘わなきゃ」と呼ぶ者あり）市長の今おっしゃった話、それをぜひ貫いていただきたいということを強くお願いをし、さらに与党である日本共産党の方々も市長の与党として、ひとつその公約実現に全力で闘われることをお願いをしまして、この質問を終わります。（「やってるわよ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　これをもって４の１、市長は、多摩平団地住民への公約を守って欲しいの質問を終わります。

一般質問４の２、生活環境の現状についての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君）　質問させていただきます。

環境問題の話になりますが、今、環境についての条例の質疑がなされているところでありますから、その辺の話が中心になるんだろうと思いますが、私の場合は、いわゆる市内を歩いてみまして、さまざまな相談も受けるわけですが、その中には中央高速道路がうるさい、車両の騒音の問題。それから、特に住・工混在地域における振動の問題、それから粉じんの問題、そういうふうな問題もあります。さらに細かくなってくると、例えばそこで町工場をしていたけれども、隣に大きなマンションができて、逆に新住民の方から迷惑だというふうなことを言われて、気兼ねしながら仕事に励んでいるという話もあります。さらには、これは流通部門でしょうけども、商品の搬入、搬出の際に、その周辺の道路を使う。それが場合によっては、通学路との兼ね合いで結果的には迷惑をかけてしまう。また、それについての道路不安もある、こういうふうな状況もさまざま出ております。

そういう中で、私も前に相隣関係の問題で、不在者の駐車場についての管理的なお話をさせていただきましたけども、さまざまな問題が随分入っていると思います。騒音関係一つとらえても、一時的なもの、いわゆるマンション建築といいますか工事現場的なものから、いわゆる継続的な振動、騒音等を出す事業体、さまざまな対応があると思います。これに対して、どのような対応を市が今までされてきているのか。ちょうど、生活者の視点と生産者の視点的なものが、ある意味でぶつかっているわけですが、その内容については事務報告書、一番新しいのは平成５年ですが、その中の65ページ以降にも、環境防災課の担当の中で、都の公害防止条例関係の委任事項ですが、それについての統計。さらには騒音規制法の関係、それから振動規制法関係の内容、それを含めて苦情、陳情受け付け及び処理件数ということで、大体処理件数から届け出件数、大体ほとんど同じぐらいの数値ではないかと思いますが、具体的な接点として、どういうふうな、法そのままを適用していくことの難しさといいますか、特に住・工混在地域であれば、隣接して生活時間が長いわけですので、その辺の人間関係の配慮とかさまざまな担当の方には苦労があると思うんですが、その辺の情報も含めてお話をしていただきたいというふうに思います。

なぜかと申し上ますと、例えば、小さな町工場に焼却炉、紙くずが出るとかそういうことで焼却炉を置いているところがあります。当然、そういうところではビニールと

かプラスチック類は燃やしてはいけないでしょうけども、それは事業所の中の社員教育の一環になるんでしょうけども、それが徹底しない。たまにそういうふうなものが入って臭気とか黒煙を催して近所に迷惑をかける、こういうふうなことが起きたときにどういうふうな対応をするのか、しているのか、その辺の話も含めて教えていただきたいというふうに思います。

粉じんの問題であれば、大気汚染ということも問題になるんですが、その辺の話も法規制も含めて法体系及び自主体系の内容、その辺の概要をお話しいただいて、具体的なケースでその辺の苦労をお話をしていただければありがたいというふうに思います。

さらにもう１点、日野市は清掃工場を持っているわけですが、清掃工場は事業主体としての内容からいって、大気汚染、それから水の汚染問題については非常に法規制も厳格に適用され、それについての実施主体の方々も、万全の気を使って定期的な検査等に耐えながら運営をされているというふうに思うんですが、その辺の法規制の厳格性といいますか体系、それから、実際に具体的に守るという努力、その中身ですね、その辺ほかにもいろいろな事業主体がありますが、日野市の清掃工場の部門としてお話をしていただければありがたいと思います。お願いします。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　環境問題という中での、特に公害関係でございます。御質問の中にございましたように、公害関係の法律あるいは都の条例、そういうようなものに基づきまして仕事をしておるわけでございますけれども、資料の中にもございました事務報告等では、東京都の防止条例関係で工場の認可、変更等の委任事務があります。これにつきましては、平成５年度の中では583の民間工場についての処理をしておるわけでございます。

また、一方に工場ということの中での規模の問題ですけれども、工場とは言えなくても小さな作業所というようなことでの指定作業所というようなものもございます。これについては331カ所の作業所があるわけでございます。これらの工場あるいは作業所の設備等の設置、変更等についての届け出、確認等を市の方でやっているわけでございます。

もう一つには、法律の方で騒音規制法、また振動規制法に基づきます、やはり届け出義務がございます。これの受け付け、確認等を行っておるわけでございます。

一般的に法なり都の条例に基づきますものにつきましては、公害を防止するという意味から、その工場主あるいは作業主に対して、いろいろ条件を示しておるわけでござい

ますし、また、その条件を遵守していただいておるわけでございます。そのような中であっても、やはりいろいろな生活環境の中で苦情が出ております。平成５年度におきましては、苦情は58件ほどございましたが、平成６年度は64件と、数は余り変わりません。平成６年度で申しますと、内容といたしましては、騒音が21件、振動が４件、悪臭が18件、ばい煙が14件、汚水が10件、粉じんが４件というようなところでございます。

私も、まだ直接苦情を聞いたり現地へ行ったという経験はございませんが、そういう中で、これまで担当してきた者からの報告を聞きますと、やはりまずは用途地域がはっきりしておりましても、工業地域なら工業地域に隣接する住宅地にお住まいの方たちは、やはり工場からの騒音なり悪臭なりがあるというようなこともあります。こういうような工場が継続的に仕事が行われているようなところにつきましては、十分その工場等にその改善を求めていっておりますけれども、御質問にもありましたように、一時的な工事、道路工事あるいはマンションの建設工事、解体工事、こういうようなものにつきましては、かなり住民からの苦情が多いわけでございます。これにつきましては、苦情のあるごとに、その作業所といいますか工事現場に行きまして注意をし、いろいろな面から指示をし、その確認をしております。それでもおな、また別の方からも苦情がくる、それが３回、４回にわたるというようなこともあるようでございます。そんな中では、作業主に直接住民の声を聞いていただいたりしておるところでございます。

一般的には、工場等の騒音、それから御質問にもありましたように家庭といいますか、作業所等の焼却炉ですね、廃棄物の処理を少しでも自己処理しようというようなことで、敷地内での焼却処理がございます。そういうような焼却処理の中でのばい煙等の苦情も多いわけでございます。

総括いたしますと、大きな工場あるいはしっかりしている工場等からは、そういうような工場にかかる苦情は少ないんでございますけれども、やはり中小企業的な小規模工場、家内工場的なところの公害、苦情が多いという中で、なかなか住民との近隣関係といいますか、おつき合いの中で直接言えないので、市の方に苦情がくるというようなことで、これの仲介をしているということが多いわけでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　クリーンセンターでの、これら廃棄物に対する施策といいましょうか、日ごろの努力ということで少しお話をさせていただきます。

今、総務部長の方のお話は公害防災課の方でございますので規制をする方、私どもク

リーンセンターでは規制を受ける方でございますので、それらの中ではいろいろな法令がございます。まず第一に大気汚染防止法がございます。それから、水質汚濁防止法、悪臭防止法、騒音規制法あるいは振動規制法、これらの法令をさらに、東京都は昭和44年にこの条例をつくったと思いますが、大変法律以上の細かい規制を条例で定めております。この法律に違反いたしますと、大体法律の場合には改善命令、これに違反しますと１年以下の懲役あるいは50万円以下の罰金という規定がございます。大体が法律関係は厳しい規制にもなっています。都条例に違反いたしますと、都条例の場合には１年以下の懲役または10万円以下の罰金という公害防止条例がございます。それで、この両罰規定、これは行為者も会社の責任者も、これも罰せられるという両罰規定も都条例の場合にはございます。

これほど厳しい規制の中で、私ども日常業務を行っておるわけですが、基本的には、重要な項目につきましては私ども毎月１度、監視体制をとっておる。毎月１度というのは、水質あるいは焼却灰の関係でございます。それから、大気あるいは臭気、生ごみの関係でございますが、そういうものにつきましては隔月――２カ月に一遍、これは基準を通らなければならない、こういうことになっていまして、予算でも年間大体1,300万ほど――平成５年度、６年度、1,300万ほどの経費をかけまして、それぞれの専門の機関に検査をしていただいておる、こういう状況でございます。

いずれにいたしましても、最近さらに厳しくなっておるといいましょうか、先ほど一般家庭あるいは中小企業の方が庭先で燃されたり、工場敷地内で燃やされるというケースがございますが、せんだって私も、本年度の廃棄物処理展、晴海でございますが行ってまいりました。ちょっとした中規模の会社、これはもう公害基準に合致した焼却炉を相当展示しております、かなり大きなものでございますが、こういうもので燃焼させるかあるいは処理せざるを得ない、つまり廃棄物処理法が大規模な改正になりまして、産業廃棄物の規制が厳しゅうございます。そういうことから、それぞれ工場では独自に処理をするという義務もございますので、それが自分でできない場合には業者をしてあるいは処理をさせるということになっておりますので、最近におきますごみ行政あるいは廃棄物の燃焼という問題は、かなり市内にも生きているのかな、こんなふうに感じているところでございます。

いずれにしましても、最近の廃棄物の組成が大変複雑になってきておりますので、廃棄ガスの中に含まれる微量物質、これも無視できなくなってきているということも、背景にはあろうかと思います。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　　詳しく御答弁いただきましてありがとうございました。

最後の方で、事業体によっては焼却炉を設置をしているところがふえてきているというお話があったわけですが、今まで使っていなかった焼却炉を、これから使ってきているというところも見ているわけですけども、恐らく自区内処理という言葉が適当なのかどうか知りませんけども、いわゆる企業内における不必要な焼却できるものについては焼却をして、なるべく処理をしていこうというふうな形の傾向が出ているのかなというふうに思うんですが、それにしても、要するに事業所で実際にそれに携わる人の知識の問題、それから、作業の手順の問題等、むしろそちらの方の問題で、隣接にお住まいの方々についてのトラブル的な要素が、今はまだ少ないと思いますが、これから、そういうふうなものが出てくる可能性が強いんではないかなということを危惧いたしております。その辺、ぜひ情報等を早目に集めていただいて対応をしていただきたいというふうにお願いをしまして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　　これをもって４の２、生活環境の現状についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時25分　休憩

午後６時３分　再開

○議長（福島盛之助君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問４の３、日野駅新改札口設置調査費の計上をの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○23番（夏井明男君）　　この問題につきましては、日野駅の位置を中心にしまして、町名別人口を踏まえて利用者がどの方面から見えているかという角度からの話をさせていただきました。また、朝夕のラッシュどきの具体的な状況を検証して、その時点からどうかという話もさせていただきました。それから、ガードのところに、いわゆる隧道の新設をしましたけれども、この隧道新設工事の必要からその駅周辺の調査報告書というのがつくられましたけれども、この調査報告書に基づいての角度からも指摘をさせていただきました。それから、中央沿線の各駅の状況、乗降客数の数、それから改

札口の位置、数、それから改札口周辺の空間状況、そういう点からも、日野駅がいかに危険度の高いところであるかということも指摘をさせていただきました。

初め、この問題を取り上げさせていただいたときには、いわゆる日野駅の改札の偏りというところから、地域の利用者の方の不便性、利便性の問題から、この問題を取り上げさせていただきましたが、実は、それよりも、いわゆる危険性の方が非常に切迫した事態にあるということが明らかになったわけでありますが、その点を踏まえますと、今の改札口が一つであるということは、非常に問題が先送りになって残っているという実態が明らかになったかと思います。しかし、前企画財政部長の答弁の中にありましたとおり、ＪＲの基本計画の中には、日野駅舎の改築についての計画は入っていないというお話がありました。

私は、以上のさまざまな観点から見て、なぜ計画にすら入っていないんだろうかということを疑問に思ってきたわけです。そのような中で、もっとＪＲの計画の中には、もっと優先するようなもっと危険度の高いようなところがあれば、それを越えてお願いするということは、これは順序が逆になりますから、そのようなことは言えないわけですが、その中身についても明確になっていない。むしろ、これはＪＲ側の方の、いわゆる情報の公開という点から見て問題が私はあると思いますけれども、その辺の内容について、どのように市の方は理解をしているのかということを、今回お尋ねしたいわけであります。

危険があるかないかということは、かなり主観的なものですから、私が危ない、危ないと言っても、それは単なる思い過ごしにすぎないというふうにお考えになる方もいらっしゃると思います。ただ、前企画財政部長も、改めて日野駅の雨の日のラッシュどきの現況を見ていただいたわけですが、ある程度私の考えが、それほど誇張でないものだということは認識をいただいたというふうに思うわけですけども、その辺、私は日野駅は余り利用する回数がありませんので、むしろこの日野駅を利用する方は、どちらかというと、市の執行部側の方にかなり多いのではないかというふうに思っています。朝夕、日野駅を利用して登庁、下庁される方がいらっしゃるわけですが、手っ取り早い話、そのような方にお聞きするのが一番早いんではないかというふうに思うわけですけども、それから、各行政機関等へ行く場合にも、日野の市役所からはやはり日野駅を利用されていくんではないか、そういうふうに考えますと、今の現状というのは慣れの問題もあるかと思いますけれども、その辺、非常に危険性が高いということは認識があるというふうに見ておりますけども、その辺どうか、その辺の様子も伺いたいという

ふうに思っています。

初めに市長にお尋ねしますが、市長もどちらかというと、豊田駅の近いところに住んでいますから、日野駅を利用するということ、また朝夕のラッシュどきの日野駅の状況というのは余り認識がおありではないというふうに思うんですが、その辺どういうふうに思われているか。前回の市長の答弁ですと、駅ビル構想というものを一時追い求めたけども、それは全体的な状況から見ると過大な要求といいますか、大きな構想であるので、むしろ駅舎改築の改札口の設置といいますか、そちらの方に方向転換をして、これから進めていきたいというふうなお話の答弁があったと思うんですけども、その辺、市長はどういうふうに認識をされているか、御答弁願えればありがたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の日野駅の、いわゆる改札口の課題でございますが、駅の構造から、北側あるいは西側と言うべきかもしれませんけど、ぐるりと回らないと出札口あるいは改札口に進めないという、いずれは解決すべき課題だというふうに思っております。そして、前回の御質問の際に、いわゆるガード下、今隧道というふうに御指摘がありましたが、構造的にはあちらから壁を抜いて直に入れる、大分過去の話ではございますけど、そういう可能性はつくってあるということも、私自身承知しております。

今回の御質問に内部で意見交換をした際に、多分その課題だと思う。つまり壁を抜いて出札口を駅の両側から１カ所でプラットホームに上がれる、そういうことの御提案だというふうに、私自身受け取りました。このことも、今の日野駅の駅舎改造に重要な課題だとは認識しておりますが、どちらかといいますと、まずエレベーターかエスカレーター、特に障害者に対しますあるいは足の不自由な方に対しまして、だんだんエスカレーターが改造の材料に供されつつありますので、そのことについては、かなり日野駅の順番が近づいた、こんなふうには認識しております。

したがって、その事業に対する推進は積極的にやりたいと思っていますが、なかなかガード下からの壁を抜いて改札口を共通する設計にすることは、なかなか大変な問題だというふうに思っておりますので、多分ＪＲ当局もそこまではまだ、検討を求めることは今までの日野市としても行っておりませんし、検討されるということはちょっと時間を要する課題ではないか、こんなふうに感じておるところであります。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　市長のお話は、いわゆる議会の上でのお話がベースになって

いるわけですが、要するに日野駅のラッシュどきの現場を見られると、また自分が入っていくとか、そういうふうな状況に自分が身を置いたとき、どうなのかということをお聞きしたかったわけですが、これは理事者の方々もそういうふうな経験をされていらっしゃるでしょうから、その辺の感想をどうですかというふうにお聞きしたいとこなんですが、それは時間の関係上省略をさせていただきますけども、スムーズに流れている状況の中でも、新しく――もうそれほど新しくありませんが、隧道がつくられた後、むしろ隧道を利用して乗車する側の人、それから、降りて日野駅の各勤務先へ行く方が意外に多い。むしろあそこでかなり混雑の具合が具体的な現象として生じていますね。あれが、現状のままであればいいんですが、ただ、私前回お話ししたとおり、毎年毎年、乗降客が300名から500名ふえていっています。また、平成７年度の資料が手に入れば、また公表するところですけども、要するに毎年ふえている。今、市長のお話ですと、いずれ解決すべきというふうな認識を持たれているわけですが、まさにこのいずれということが、私は一番問題だなと思うんです。

私が、一つ提案させていただいたのは、この危ない危ないというふうに言ってるが、果たして交通的な観点から立って、実際に危険度はどのぐらいまできているのか。その辺の鑑定というか、そういう材料、調査ぐらいは日野市は、もうおやりになった方がいいんじゃないか。ただＪＲの方へ行って、そういうふうな市民からの要望があるので、お願いをしたいというだけでは説得力がない。むしろ各駅もう調査するぐらいして、その危険度の高さというものをいろんな角度から資料を集めて、それで持っていく時期に入ったんではないかということを、お話をさせていただいているわけです。ですから、私の表題の中にもいわゆる調査費を計上して、その辺の体制を整えたらどうでしょうかという質問をさせていただいています。

これは正常に乗降客の流れがあればいいんですが、私の経験ですけども、２年ぐらい前にちょうど朝のラッシュどきに事故がありまして、電車がスムーズに流れなかったということがありました。そのとき、各駅がかなり混乱をした、混乱をしたという言い方はおかしいかもしれませんが、改札口を周辺にして、いわゆる遊びのフロアというんでしょうか、そういうところまで人がもういっぱいあふれてしまったという現象が各駅で起きたわけですが、今、日野駅のあそこの改札口の状況を見ますと、むしろ歩道の部分が遊び場の部分になってしまっている。ですから、一時そこで、要するにスムーズな流れがなくなった場合には、改札口の中に入って人を規制しなければいけない場面もありますし、改札から外へ出てどんどん来る方の規制をするということは、かなり難

しい地理的な状況は、相当私はあると思うんですね。今正常に流れていますから、そのような状態は、現象的にはまだ具体的に私は見ていませんが、あれに近い状況が今、日常の中でも起きているということは歴然としていると思うんです。

ですから、その場面になってどうだという対応はやはりおかしいですから、いずれにしても、あんまりいやな話はしたくありませんが、中央線の電車の運行についても、これからもスムーズにそのままいくということは確証がないわけですから、やはりその辺早目早目に対策をとる必要があるんじゃないか。もし日野市よりも危険度が高いところがあれば、それは譲らなきゃいけませんけども、私の認識では、かなりその状況は高いんじゃないかというふうに思いますから、それをやはりぶつけて、むしろ市の要望を十分納得していただく作業は、私はするべきだというふうに思っています。その辺、どういうふうにお考えになるか、担当の方でも結構ですので、お話をしていただければありがたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　今、議員さんの方から御指摘のありました件でございますけれども、確かに日野駅の改札口の問題につきましては、抜本的には駅そのものの改良、これが必要なわけでございます。したがって、今まで私たちも駅の改良については、ＪＲ当局に対しまして実情を訴えてまいったわけでございます。それが、実現すれば、今議員さんがおっしゃられました問題点については解決するわけですけれども、ＪＲ当局につきましては、昭和62年の４月に新しい会社が発足して、今日では既に８年経過しているわけですけれども、国鉄時代の財政再建から新しい会社に入りまして、現在、会社自身の経営の健全化ということで、いわゆる駅の設備投資、これは極力抑えつつ採算性を向上させる、こんな状況の中で経営が行われているわけでございます。

それで、計画の問題について先ほど話がございましたが、この中央線を含めた各駅のそういった問題を取り扱うＪＲの部署でございますが、これは東京地域本社ということになります。御承知のとおり、この地域本社の管内には現在359駅あるそうでございます。したがって、この中でも乗降客数等が非常に多い駅が都心を中心にしてございます。特に上野、また東京駅もしかり、そういった中で駅の改修あるいは抜本的な改良につきましては、ＪＲ自身も長期計画の中で位置づけをするわけですけれども、その実態は危険度も入りますけれども、もちろん。その必要度等を勘案して優先順位を決め、一定の量を選定しながら、そこの長期計画に位置づけていく、こういうような方法をとって

いるそうでございます。

日野駅につきましては、確かに昭和53年から今日まで17年経過しているわけでございますけれども、日野駅につきましては部分的な改修、今議員さんが御指摘になりました改札口を入って、その通路ですね、この通路はコンコースというわけですけれども、当初４メートルを７メートルにした。こういった部分改修で、駅構内に対する危険度の緩和、そういったものについては対処している。しかし、改札口から出て国道まで、通常だと駅の形態というものは、駅広がワンクッション入って通るというような形態が望ましいわけですけれども、歴史的な経過をたどってああいった位置づけが今日なされているわけでございます。いずれにしてもこの危険度の問題につきましては、解決策としては、今やり得ること、これを模索してその対応を図るという方法をとらない限り、長期計画に入れてくださいというお願いだけでは解決への糸口はないと思います。したがって、この解決の糸口としまして、新たに、例えば今のコンコース、いわゆる改札口を入りまして、しばらく行きますと階段がございます。それを上がりまして右手の擁壁がございますけれども、その辺で新たにコンコースを設置する。そして、西口へ抜く。そうしますと、ちょうどモニュメントがございますから、あの辺へ出ます。そういった中での解決策が考えられるんじゃないだろうか。

私自身もせんだって行ってきまして、議員さんがおっしゃっている危険度の問題の調査、これは非常に計数的に出すというのは、また難しいし理解しにくいようでございます。したがって、むしろそういった方策を私の方からも提案し検討していただく。最近、ＪＲの方は対話ができる形になってきております。したがって、今後そういった中でお互いに意見交換し、そして、事業化のために必要性があれば調査報告書等についても作成する時期もあるかもしれません。例えば、国道の日野駅歩道トンネル、これの設置についても、これは建設省が実質的には工事費を負担し、なおかつ土地も買収し、そして事業化を図ったわけですけれども、その際に建設省の方としては、予算確保という立場から、日野市に対しまして日野駅前の歩行者、交通量調査を依頼し、日野市がそれを受けて実施した、こういう経過になっています。

したがって、やはり相手方のＪＲさんとの話の中で、こういった形での資料作成等をすることによって事業化への糸口ができる、こうなってきた場合に、できるだけ調査報告書を作成することもやぶさかではございませんので、そういった機会をできるだけ早くつくる、こんなふうに考えてございます。

それから、ＪＲの現在の改札口についての見解といいますか、確かに日野市の１日の

日野駅を利用する乗降人数につきましては、平成５年で２万8,000ちょっとあると思います。そういった中で、ＪＲとしては現在の改札口で当面対応は可能であろう、こういうふうに言ってございます。したがって、新しい改札口設置ということについては、今基本的には持っていない、こういうことを言っておるわけでございます。むしろ改札口というものにつきましては集約して、そして合理的かつ効率的にその管理運営を行うんだ、こういうことでございます。したがって、これも設備投資の抑制というか、設備投資を抑える、こんなような考え方でいらっしゃるんじゃないだろうか、こういうふうに思うわけでございます。したがって、私の方としましても、そういった中でできるだけ前進できるような方向で、今後進めていきたい、かように思っております。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　率直な真正面からの御答弁をいただいたわけですが、その中で、要するに事業化の見通しができた段階で本格的な調査報告書をつくりますよという話なんですね。私は、そうじゃなくて、そこまでいく前の段階で、要するにＪＲは当面、今の状況で乗降客の利用者にとっては大丈夫だという前提を持っているわけですが、その大丈夫だというのはどういう根拠に基づいて何を基準にして言っているかということがあると思うんですね。ただ感で見て、ああこれは大丈夫というふうに言っているのか、その辺は、そこを利用される人から見れば、そこのところの具体的な調査ということは可能ですから、それに少しお金をかけておやりになったらどうですかという話をしているわけです。

あともう一つは、長期計画に入る中の必要度、それから危険度というものは余り明らかではないけれども、その順位からいってどうも低そうだというお話なんですね。これでは、全く納得のいかない話で、なぜかというと、一番よくわかるのは、現実にそこを利用している人なんです。ですから、その視点から立てば、ＪＲさんがそういうふうにおっしゃるから、３万人弱の利用者であるから大丈夫なんだと。実際に大丈夫でない状況が、私、前にお話ししたとおり中央沿線の駅を歩いてみて、日野駅と実際乗降客の人数からいってみても、改札の数からいっても、一つ一つ見てお話をしましたけど、それですら、日野駅のようなところはないんですよ。今、おっしゃったように遊びの部分が本来必要なんだけどと言いますけど、その遊びの場の部分がまさに歩道になっちゃっているわけですね、歩道を利用しちゃっている形態ですね。

逆に今度は、甲州街道を自動車の運転側から、あそこをラッシュどきに走るときの危険度のものというのも私はあると思うんです。この調査もやれば、かなりきちんとした

データも出てくるというふうに思います。

それから、今ＪＲ側の論理として、要するに合理化、省エネ、人件費の必要経費の云々ということで、なるべく改札口のところは一つにしておいて、出口は一つにしておいて左右に分かれるような形が、橋上駅の場合、ほとんどそのようにとられている。南部線の沿線にしても、なかなか両サイドに改札口をつけるということはしない。高架になってから、上に流れるようにするということで、明らかに人件費がらみの構造だなということはわかるわけです。

今、参事の方からお話があったここのところは、まさに問題になるところだと思いますけども、要するにあそこへ入っていって階段に上っていくところの西側のところをぶち抜いて云々という、そこにいわゆる彫刻のあれがあるわけですが、あそこへ抜けてくるという話がありました。かなりこれは極めて現実的な話だと思いますが、そういうものでいいのかどうか。これは日野の市民の方でも意見が分かれるところですけれども、それは意見の集約というのはそれほど難しい状況にはないと思うんです。意見の集約をするためにも、やはり土台としてその調査は、私は客観的なものとして必要ではないかというふうに思っていますから、この話をしているわけです。

今の参事とのやりとりですけども、市長、今のお話でどうでしょう。一言で結構ですが、お話ししていただければありがたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　残り時間わずかですので、手短にお願いします。市長。

○市長（森田喜美男君）　御提案の趣旨はよくわかりました。事故を起こして、後で悔やむことは一番愚かなことでありますので、私どもの方からも積極的に調査を試みまして一定の見解を持ち、当局に訴えをしていきたい、このように思います。

○議長（福島盛之助君）　夏井明男君。

○23番（夏井明男君）　どうもありがとうございました。終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって４の３、日野駅新改札口設置調査費の計上をの質問を終わります。

一般質問５の１、災害に強い市民――日常的な助け合いの仕組みづくりを目指して――の通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔14番議員　登壇〕

○14番（執印真智子君）　それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

１月17日に起きた阪神・淡路大震災からほぼ５カ月を迎えようとしております。今もなお、大勢の方々が避難所暮らしを余儀なくされていらっしゃいますが、この間、地

下鉄サリン事件等にかかわる一連の報道によりまして、あの大地震のことも忘れられたかのような状態でした。しかし、のど元過ぎれば熱さを忘れる私たち日本人に大切なことを思い起こさせるかのように、つい最近、またサハリンで大地震が起こり大勢の方々が犠牲となられました。

自然の前には、私たち人間は実に無力で自然を征服することなどあり得ないことや、この地球上でたまたま生かされているにすぎないことなど、自然への畏怖の念をだれもがかみしめているかと思います。だからこそ、人間はお互いの知恵を出し合い、助け合うことで、精いっぱいの生を生き合いたいと感じるのではないかと思います。

そのような観点から、前回の災害に強い都市構造に続きまして、今回は災害に強い市民、助け合う市民になるためのさまざまな方策と、それを進めるに当たっての行政のあり方、かかわり方を質問し、そして幾つかの提案をさせていただきたいと考えます。

まず第１点目といたしまして、全体の質問に絡んでくるのでお尋ねいたします。防災計画の見直しと見通しについて、現在はどのようになっているのでしょうか。３月議会では、東京都の直下型地震想定の見直しの結論が平成８年、東京都が調査団を派遣しての調査結果が出るのが、早くてことしの７月、各市町村はこの結果を待って見直し作業、日野市でも、各セクションに見直しの呼びかけをしているということでした。具体的に、東京都の調査結果が出ないと、各市町村で動き出せない部分があるかと思いますが、その進み具合は予定どおりなのかどうか。また、各セクションへの見直しの呼びかけは、具体的にどのように進められているのかをお尋ねいたします。

２点目といたしまして、東京都の調査結果を待つまでもなく、現在の日野市の防災計画や備蓄計画では抜け落ちていて、早急に対策しなければならない点が幾つか見えていると考えますが、その点はどのようにまとめ、今後どう対応しようとされているのかをお尋ねいたします。

３点目といたしまして、コミュニティー協議会について伺います。５月１日と６月１日の２回にわたりまして、広報の「まちをつくる市長室から」にコミュニティー協議会を設けていく計画が載せられております。このコミュニティー協議会には、どのような人々が集まり、どのようなことをここで進めようとしているのかお尋ねいたします。

４点目といたしまして、震災が起きたとき助かるか助からないか、一つの分かれ目とも言うべき医療体制についてお伺いいたします。この防災計画では、医療対策部の部長が市立総合病院長、副部長が同事務長となっております。医薬品の備蓄等については、３月議会で他の方からの御質問もありほぼ理解をしておりますが、市内の開業医の方々

や薬剤師会との話し合いはどのようにされているのでしょうか。阪神・淡路大震災の後、それらの方々と何かお話し合いをされたかどうかを、あわせてお尋ねいたします。

5点目は、災害時の井戸水の使用についてです。これも3月議会で、非常時の井戸水の使用や民家の浅井戸の維持への補助等が提案されておりました。具体的に御答弁はなかったかと思いましたが、いざというときの水の確保は市民の大きな関心事です。日野市は、公害防災課で市内46地点の井戸水と3地点の湧水を、地下水汚染状況調査の目的で調査をされているようですが、その結果、どのようになっているのでしょうか。いざというとき飲める水なのか飲めない水なのか、日ごろから情報公開をし、周辺住民に知らせておくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。また、災害時の水の確保は全市的な整備が必要です。学校や公共施設の水確保はどのようになっているのでしょうか。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　防災の件の御質問でございますが、順を追ってお答え申し上げたいと思います。

まず防災計画の見直しの状況あるいは見通しでございます。3月の議会でも、多くの議員さんから質問を受けておるところでございます。今回、防災計画を見直すにつきましては、阪神・淡路大震災の教訓のもとに見直すということで考えておるわけでございますが、防災計画につきましては、かなり専門家によるところがございます。そういうようなことと、それから、防災関係の関係機関といいますか、消防署、警察あるいは東京電力、ＮＴＴというような関係機関がございます。そういうようなところとの歩調を合わせ協議を持ってつくっていくということが、一つの計画づくりでございます。そういう中で調整を図っていくわけですが、一方に、阪神・淡路の被災の状況等につきまして十分調査をして、これを国の防災あるいは東京都の防災に反映すべく国並びに東京都も準備をしておるところでございます。防災計画につきましては、そういうような東京都あるいは国の防災計画にも整合させていく必要があるわけでございまして、これの順序立てといたしますと、3月にお答え申し上げましたように、この7月に東京都がある程度の調査結果を持ち、それから、8年度につくりあるいは直下型地震に対しては9年度になるというような予定の中では、かなり時間がかかるわけでございますが、しかし、そういう体系的、抜本的なものでなく市ができるもの、あるいは関係機関との中で変更できるもの、これにつきましては、2年、3年ということでなく変更見直しをしていきたいというふうに思っておるところでございます。そして、ことしの先月で

すか、５月22日も防災計画の見直しをするために、防災計画を審議いたします防災会議を開催しておるところでございます。

それから、２点目の件でございますけれども、その防災計画の見直しの中あるいは運用の中でいろいろ課題が出てきておるわけでございますが、特に今回の教訓から得ますところは、仮設トイレの設置あるいは管理、避難所の管理運営、それから仮設住宅の建設あるいはそれの入居、それから震災後の建物の危険度の判定、あるいは災害対策本部の運営の方法、あるいは他の自治体等からの支援の受け入れ体制、そういうようなものが、今後の見直しの中で盛り込んでいかなければならないものかというように考えているところでございます。また、情報の収集がかなり第一義的に必要だということを痛感しておるところでございます。それから、職員の参集の問題、やはり災害対策本部が機能いたしますには、それなりのスタッフといいますか人員が必要でございます。これがどのくらい確保できるかというようなことも必要になってこようかというふうに思っております。

３点目に自主防災の関連で、コミュニティー協議会というようなことでの御質問でございます。コミュニティー協議会につきましては、市の広報の５月１日号並びに６月１日号で、「まちをつくる市長室から」というところで、その方向づけを記述しておるところでございますが、自主防災につきましては、自治会を単位として、現在250円の補助金が出ておりますが、これを50円アップして300円にし、自主防災についても検討していただこうという考えでおるわけでございますが、もう一つには、学校が避難所となるようなことから、学校を単位とした防災組織といいますか、コミュニティーづくりといいますか、そういうようなものができないかというようなことの提案でございます。自主防災、防災だけでなく、やはり地域の方が意思疎通を図っていただき、身近なことの対応をしていただくというような中でのコミュニティーの中の一つということが、自主防災であろうというふうに思っておるところでございます。

４点目に、市立病院がトップとなっている医療対策部でございます。それぞれの災害の対策部につきましては、市の行政の中のそれぞれの部門が、災害の発生に対応する業務に近いものに位置づけておるわけでございます。建設部、都市整備部等についてはハード的なもの等があったり、あるいは市民部関係が、市民に直接誘導とか避難所の運営とか、そういうようなことがあるわけでございますが、医療対策部につきましては、幸いにして、日野市は市立病院がございます。そういうような中で、市立病院の知恵をお借りし、あるいはまた市立病院と医師会との連携をお願いし、リーダー的なものになっ

ていただこうということで防災計画では位置づけておりますけれども、一方には、市立病院は負傷者等の受け入れというような仕事もございます。したがいまして、出ていく仕事か受け入れる仕事かという、市立病院の二つの点があるわけでございます。その中では、この位置づけにつきましても、保健・医療行政の方にも、この部局といいますか、対策部に加わっていただく、そういう見直しも必要ではないかというふうに思っておるところでございます。

それから、井戸水の件でございますけれども、水の大切さといいますか、災害時の水がないというようなことでの教訓があったわけでございます。御質問の中にありました井戸水の活用でございますが、現在、市内に井戸が幾つあるかということまでは掌握はしてございませんが、たまたま公害防止の立場、つまり地下水の汚染の関係で、現在46カ所ばかり公害の面から井戸水を調査しております。そういうようなことで、その井戸水が使えるかどうかということにつきましても調査のデータがあるわけでございますが、これは有機溶剤の含有を調べているのが主でございまして、保健所が調査いたします飲料水として適切かどうかというところまでやっておりません。そんな中では、この結果がすぐ使えるかどうかはわかりませんが、井戸の数といいますか、だけははっきりしておりますので、これの活用については今後、所有者などと話し合って、活用できるものなら活用していくことが必要かというふうに思っております。それから、その調査の情報公開でございますけれども、公害防止の観点からは、調査の結果が著しく数値が悪いというようなことにつきましては、公表というようなことがございますけれども、そうでないようなものにつきましては、公表しておりません。ですから、一律に公開ということはしておりませんし、また、特にそれは個人のものでございますので、そういう面からも行っていないというようなことでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　学校における井戸でございますけれども、小学校で7校、中学校で1校が使えます。深井戸及び自噴水でございます。最近3校ばかり調査いたしましたけれども、1校がちょっと水道法による水質検査では不適ということで、あと2校は使えるということで、残ったところについては、また調査をしてみたいと思います。

ことし、子供の理科や生活学習、あるいは池の水に使う、災害のときにそれを利用できるように、3校の浅井戸用の予算をつけて夏休みに工事をする予定でいます。以上です。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

少し再質問をさせていただきたいと思いますが、１点目については、こういう方向で見直しをしていくということについてはわかりました。

それから、２点目で、かなり今回の阪神の震災で、今日野の状況の中では足りないものというか、つくられていないものというのが出てきたわけですが、これをどういうふうにこれから役割分担して、いざというときに使えるような計画にしていくのか。それをどこの場でどんな人たちが集まってやっていくのかということを教えていただきたいと思います。

それから、コミュニティー協議会なんですけれども、部長さんからお答えいただいたんですけれども、今お答えいただいたようなことは大体広報に書いてあることなもんですから、それについては大体把握をしているということで、現実的に、では自治会だけなのか、自治会の人だけが集まるのか、地域の人はどうするのかというようなことですね。それから、この中で一体、集まるのはいいんですけれども、地域が基本だと思いますのでそれはいいんですけれども、何をしようとしているのか。具体的にコミュニティーをつくるためには、仕掛けといいますか、コミュニティーをつくれるような働きかけというのが必要になってくると思うんですけれども、もう少しそのあたりをお教えいただきたいと思います。

それから、病院につきましては、今、保健・医療の部分にも加わってもらって、それも必要というお話はあったんですけれども、私たち暮らしている側からいたしますと、市立病院そのものも、やっぱり建て替えの必要性はすごく感じているわけですけれども、地域のお医者さんと市立病院の関係とか、それから、薬剤師会と市の関係とか、その辺がどういうふうになっているのか、話し合いはついているのかということが知りたいわけです。５月22日に防災会議があったというふうに伺ってはおりますけれども、この中で、もう少し具体的な話があったのかどうか。それぞれ市は市なりに、それから医師会とか薬剤師会の方々は、それなりに阪神からの情報を得て新たな考えというのは持っていらっしゃるかと思うんですが、それを、やはり防災会議という場で突き合わせをしながら、何かあったときにこの日野市をどうしようかというような、そういった具体的な詰めというものをしていかないといけないのではないかと思いますので、これは病院の方からでも結構ですので、あの後、何か調査をされたとか、それから、具体的にお話し合いをされたとか、そういうことがありましたらお願いをしたいと思います。

それから、井戸水についてなんですけれども、これにつきましては有機溶剤の調査なので飲料適否は不明ということですが、またそれから、活用については所有者と話し合って、できるものは活用したいということでした。また、学校でも順次調査をされているようで、これは大変いいことだというふうに思いますが、やはり情報公開といいましても、数字で出しても仕方ないわけですから、例えば、暮らしている側からしましたらば、これは飲める水とか、これは生活に使える水とか、そういうような表示でもいいと思うんですよね。そこの情報公開というのを日ごろからしておかないと、何かあったときに井戸を持っている人のところに人が殺到して、また、それが２次被害を生んでいくというようなことにもなりかねないので、こういう形での情報公開、周辺住民に今あるものがどういうものなのかというのを知らせていくということは、すごく大事なことだというふうに思うんですが、そのあたりの考え方をもう少しお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　再質問に対してお答え申し上げます。

まず１点目ですけれども、今後の防災計画の中でどう役割分担を持っていくか、どんなふうにしていくかというようなお尋ねでございます。防災計画は、御存じのように、かなりのページによる記述がございます。これは、大体行政あるいは防災関係機関用というようなマニュアルになっております。その中で、特に中心となるのが市の行政でございますが、行政といたしまして対策本部を持ち、それぞれの部門で活動するようになっておるわけでございますが、一つに例をとりますと、仮設トイレの設置がございます。こういうような場合は、まず仮設トイレを確保しなければならない、あるいは備蓄しておかなければならないというようなことでは、防災担当の方で行うということになりますが、またこれを実際に設置するというようなことになりますと、今後の問題ですけれども、環境部の方にお願いしたり、あるいはまた、それの処理についてもそういうようなことになるというようなことで、防災計画の中にはそこまでのことが、まだ記述されておりませんが、そういうようなことも含めて見直していきたいということで、各対策部に関係する市の組織には、今後の改正点といいますか見直し点について、十分検討していただくようにということで依頼をしてございまして、この回答と、それから防災会議の中で整合性を図っていきたいというふうに考えておるところです。

それから、コミュニティーの件でございますけれども、実際にもう自治会に防災の関係、特に消防の関係で組織ができているところもございます。そういうようなところは、

消防署なりが自主防災のことでの育成指導にも行っているわけでございますが、まだまだ市内には防災組織、自主防災がないわけでございますので、コミュニティーといいますか、市民の結束を図るという意味で、コミュニティーという一つの大きな核の中で位置づけていきたいというのが、市の広報に載っている考え方でございますが、担当といたしましては規模が自治会、余り組織の小さいところですと自主防災もこれはなかなか組織としては成り立たないと思います。一定の300世帯というような数が最低でも必要になろうかと思います。しかし、個々にその意識づけをするには、最初は自治会、それが盛り上がって学校区単位ぐらいになればよろしいのではないかというようなことで、コミュニティーというような学校区の呼びかけをしておるということでございます。

それから、医療対策についてでございますけれども、御質問にございましたように、医師会とか薬剤師会との話し合いはということでございますが、現在のところは、防災会議で医師会さんの代表にも出てはいただいておりますけれども、まだそこまで医療に対しての具体的な意見交換はしてございません。防災会議におきましては、市の今後の進め方、それから、電力会社、ガス会社等の現在の状況等の意見交換をしたということでございます。

それから、4点目の井戸の活用でございますけれども、飲める水かそうでない水かの適否の公開というようなことでございます。実際に飲める水については、井戸を実際に所有者が利用しておると思います。それからまた、大腸菌等があって不適だというようなことでは、生活水として別の用途で井戸を使っているというようなこともあるわけでございます。災害が発生したときの水に対しまして飲料水が必要なことは、まず一番先でございますが、次に生活用水としても必要になってくるわけでございます。ですから、適否も含めて井戸水の活用ということは有効かと思います。そんな中では、今後の防災計画の中でも、井戸の活用について位置づけをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（福島盛之助君）　病院事務長。

○病院事務長（高野英男君）　総務部長の方から医療体制の件については御説明がありましたので、よいのかなと思ったんですけれども、先ほども冒頭から総務部長が申し上げておりますように、対策本部が設置されますと、医療対策部の責任が市立病院の院長ということでございますけれども、診療機関としての使命も持っておりますので、当然、通常入院患者も抱えておりますので、その方が優先するのかなというふうにも思うわけでございますので、若干難しい点があるのかなというふうに思いますけれども、この対

策本部の施行規則にもありますように、対策本部が設置されますと、医療班、または助産、救護班等を組織しまして万全を期していく。被害の状況によっても違うわけでございますけれども、対策本部長と連絡をとる中で医師会、または保健所の協力を得まして、連絡をとりまして医療班を編成していく、こういうことになるわけでございます。そこで、冒頭言いましたように、日野市立総合病院も日野医師会の配下でございますので、その辺が若干矛盾してくるかなというふうには、率直に思っております。

先日の防災会議の中では、具体的な連絡方法等の話をする時間はございませんでしたので、今後のそれは課題でございますけれども、通常の定例会等でも日野医師会の会議等にも院長は出席しておりますので、今後もそういう点を十分詰めていき、落ち度のないようにしていきたい、このように思っております。以上です。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　阪神の地震の経験以来いろいろな新しい課題が生まれております。とりわけ地方自治の立場から見ますと、災害時にはいわゆる防災対策本部を設けるわけでありまして、そのまた本部長は市長であります。その幕僚になる人たちが、専門的には消防署長、それから警察署長、組織の各部長、教育委員会というような形がつくられるわけでありまして、いわゆる災害時の危機管理体制をかなり見通せる状態に置くということは至難のわざであります。しかしながら、平素、いろいろな積み重ねによって体制づくりを進めておくということも、また市民の安全を確保する意味で重要課題であります。地域防災計画の見直しが、当面のまた課題にもなっておるわけでありますが、これをまず国の構造物等に対します防災基準というものが、いずれ示されると思っておりますし、また、それを各都道府県レベルの地方自治体がそれぞれの管区に一定の基準を設ける、こういうことに順次普及してくることだと思っております。

東京都でも、災害見通しといいましょうか、そういうことをいろいろな経験ないし数値にかかわって災害予測といいますか見通しといいますか、予測だと思いますが、そういうものがつくられてまいります。今までもあるわけでありますけど、また、今回の経験からかなり変更が伴うに違いないということが、また予測されております。地方自治体、我々のレベルといたしましては、それらの防災行政手順を待つことにはなるわけでありますけど、また地元でできるだけのことは考えられる範囲で進めておかなければならない、こういう課題に直面をいたしております。

最近の広報で、いわゆる小学校あるいは中学校、学校区レベルのコミュニティーをつくるということが、やっぱり順序だなということを痛感をいたしております。なぜなら

ば、小学校・中学校ともにどこでも同じだと思いますが、避難所に指定してあります。避難場所というのは建物のない箇所にもあるわけでありますが、避難所というのは、日野市の場合は学校を主として当てておる。こういうことでありまして、小学校区、それから中学校区、うまく重なれば結構なんですが、順序としては、20校あります小学校区というのを一応のコミュニティー単位として考えたらどうだろうかということであります。若干の会議費を提供し、そういう協議会をつくっていただくという提案をいたしまして、将来のコミュニティー意識の普及を図っていきたい、こういう考え方であります。この次のなるべく近い機会に、同じく広報で大体の線引きと、その中にはまっていただく自治会を指定をして、一つのきっかけにはしたいと考えております。

もう一つ申し上げておきたいと思っておりますが、なかなか我々の一般的な知識の範囲では、描き得ないものがあると思っておりますので、東京消防庁にお願いをいたしまして、消防庁の出身の防災知識に造詣のあるＯＢの方のお願いをしておきましたところ、日野市内に居住される署長の次席の長い経験のある方が推薦を受けましたので、その方を臨時嘱託として務めていただく、こういう手配もいたしました。これを組織に属するのではなくて、全体のいろいろな知識を提供していただくという意味で、企画とか総務に属する位置づけにして、そして、防災計画についてのいろいろな助言をいただきたい、こう考えております。先日発令をいたしておりますので、機会を見て御紹介を申し上げたい、このようにも考えております。

不十分だと思いますけど、私から一応お答えを申し上げておきたいと思う部分を発言をさせていただきました。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございました。

今いろいろお答えをいただきまして、少しこのコミュニティー協議会というものも見えてきたわけですが、一つお願いがあるとすれば、やはりこういうふうに広報に載ったということは、市民は、これはどういうものなんだろうか、どういう人たちが入ってどういう話し合いをするんだろうか、自分の命を守るときに、この協議会がどういう役割になっていくんだろうということは、当然知りたいことだと思うんですけれども、担当の方がなかなかお答えになれないというか、その辺の具体的なお話がもう少ししていただけるような、そういう体制を組んでいっていただきたいなということを感じましたので、よろしくその辺はお願いいたします。

それで、コミュニティー協議会ですけれども、自治会が単位で学校が避難所になるの

で、その小学校区単位などで考えていくということで、自治会が集まっていくのかなというふうに思いますが、実際には、自治会というのは今は――こういう言い方はあれかわかりませんけれども、年齢の高い方が多いとか、それから、実際には日ごろの活動というのはそんなにないとかということがありますので、それだけで本当にコミュニティー協議会というふうに、そういう組織として成り立っていくのかなということを一つ感じております。やはり学校を一つの核として考えていくのであれば、例えばそこの学校に通っているＰＴＡとか子供会とか、それから、お年寄りの福祉の面から見ましたときには民生委員の方とか、それから、何かあれば地域の中で本当に御苦労いただく消防団の方だとか、そういう方がこの会の中に入っていって、そして話し合っていかないと、いざというときに役に立つものにはなりにくいんではないかというふうに考えます。ぜひ、そういったところをもう一度考えてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、今、足りない部分での役割分担なんですけれども、考えてはいるということなんですけれども、具体的にこういう場をつくってこういう話し合いをして、いついつまでには足りないものを今ある防災計画に入れ込んでいくんだ。それによって、足りないものは何とか都の計画が出る前とか、それから、国がどうこうしようという前に何とか日野市の中でつくり出していくんだというような、そういう部分がちょっと見えないところがあるんですね。それは、やっぱり早急にしていかないといけないだろうというふうに思います。

今、この防災についてのお答えというのをすべて総務部長さんからいただいたわけですが、防災計画の上ではそれぞれの課が、またそれぞれの部が自分たちの役割を果たしていくというふうになっておりますので、やはり、日ごろからいざというときにも役に立つような組織運営をしていくというか、行政運営をしていくということが大事だと思います。

防災課というのがこの防災計画の進行管理をする場というか、すべて足りないものはどこの課がやっていくとか、それがどこまで進んだかとか、そういうチェックをするというか、そういうこともあわせて早急に速やかにやっていかないと、市民といたしますと、すべての面そのように感じられましたけれども、医師会とはそのうち話ししますとか、まだ薬剤師会ともちょっとということでは、なかなか不安な面がありますので、そこの辺、答えられましたらば答えていただきたいんですが、今足りないものをいつまでにどういう場で話し合って入れていくのか、大体の目安でも結構ですからお答えいただきたいと思います。

それから、先ほどのコミュニティー協議会について、自治会だけということではなくて、もう少し広い範囲で考えていくことが必要だと思うんですが、それはいかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　校区コミュニティーというイメージを持っておるわけでありますが、自治会というのは自主的につくられている地域の自主的団体でもありますし、あんまり窮屈な仕組みではなくて、何といいましょうか機能のできる、そういうことでなければ意味がないわけであります。したがいまして、今、御提案にありますようないろいろな自治会の区域内の役職の方も積極的に参加をしていただく、こういうことは結構なことだと思っておりますので、ただ委嘱をしてお願いをするというのではなくて、地域でみんなの意思で組織をしていただくということが適当だろうと思っております。

それから、その他のできることはということで、私はお答えをしたわけであります。基準等は数字を伴いますので、いわゆる行政の系列の中で当然、整備をされなきゃなりませんし、できることはという意味では、今おっしゃいます井戸でありますとかいろいろな工夫は日常的に進めておかなければならないということは言うまでもないと思っております。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　ありがとうございます。

コミュニティー協議会については、窮屈にならないように、そういう方が参加してくるのもいいのではないかということですが、窮屈にするかどうかは、それはまた次の問題で、どういう人が参加していくのかというその考え方の部分はしっかりと持っていないと、またつくったけど何となく機能しないようなものになってしまうのではないかと思いますので、その辺はぜひよろしくお願いします。

それともう一つ、どうしても聞きたいことのお答えがないのでもう一回聞かせていただきますけれども、今足りないものについての役割分担や、それから、どこの課が担当するのかということをいつまでに検討するのか。で、いつまでに検討するのかを検討しないといけないのでしたら、それも含めてでも結構ですけれども、今のところの考え方を具体的に何月いつまでにということで、これはぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり、現在も日野市地域防災計画は厳粛に存在

しております。したがいまして、組織はそれぞれにそれぞれの役割分担を持っております。これがなかなか意識されないという面がありますので、これをもっと意識できるように、また日常訓練にも機会をつくって、そして行動のできる能力を平素からつくり出すということだと思っております。いつまでということは、したがって、現在既にあるということで、お答えする以外にはないと思います。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　あるというのはもちろんわかっているんです。だけれども、今回足りないものが見えてきたので、そのものについては早目に対応していかないといけないのではないかというふうに思っているんですね。決して日野市が持っていないというふうに考えてはいないんですが、仮設トイレの設置だとか管理だとか、それから、仮設住宅の建物の判定ですとか、それから、他の自治体の支援の受け入れだとか、先ほど部長さんから御説明ありましたようなことが、今のところは、この防災計画から抜けていたということで気がつかなかったというんでしょうか、これはでも阪神で大勢の方がお気の毒な結果になりましたそのとても大事な教訓だというふうに受けとめて、しっかりと早目に入れ込んでいくことが大事だと思うんですね。ですからお尋ねをしているんですが、せめて今年度ぐらいには入っていくんですかね。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　防災計画は、関東大震災を予定したものでございますが、今回、阪神・淡路はそれを上回るものでございます。しかし、またサハリンはマグニチュードでいえば阪神を上回るマグニチュードが出たわけでございます。震災の大きさは違っておりますけれども、体系的には、現在の防災計画がかなり細かくできているというふうに理解しておりますが、御質問にありましたような足りない部分につきましては、今後見直していかなければなりません。特に計画そのものもそうでございますが、実際には、それが機能するかどうかが問題だと思います。

そういう中では、対策本部の置かれた場合のそれぞれの職員といいますか、行政側がどう対応できるか、またどう本部に参集できるかというようなこともございます。したがって、ただ計画書にあるだけでなく、その運用についてもう少しそれぞれの内部のセクションと話し合って、それなりの成果を上げるべく手直しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　そうしますと、時期についてはちょっと今言えない、見通

しがつかないということなんでしょうか。そうしますと、次の議会ぐらいまでには、その具体的な計画を出していただけるのかどうか。あんまりここにこだわる気もなかったんですけれども、ちょっと余りにも漠然としたお答えだったものですから、これでは市民の一番知りたいところというか、自分たちの、いざというとき暮らしがどうなっちゃうのかなというところの、そこに手が届きませんので、もう一度そこだけお答えいただきたいと思います。

それと、続けて質問させていただきますけれども、今、実行力のある計画にしなければということでお話がありまして、私ども市民の方もいろいろ考えまして、いろいろ調べても見たんですけれども、こういう分厚い防災計画ももちろん必要だと思うんですけれども、今後、時系列的に整理した計画も必要ではないかと思うんです。またそれから、現在の防災計画だと、基本的には全職員がフルパワーで働けることが前提となっているので、何かそれぞれあったときにはなかなからちが明かないんじゃないかというふうに思っております。

それで、この防災計画では、震災直後に何をすればいいか、２日後、３日後に何をすればいいかがわからないのではないかということを、私どもも考えておりましたらば、「月間自治研」３月号にやはり同じようなものが出ておりまして、中林一樹さんという東京都立大学理学部地理学科助手、助教授を経て、93年より同都市研究所教授という方がおっしゃっているんですけれども、ちょっと一部分だけ抜き出しますけれども、「また、今度のようにある地域に集中的に激しい被害が出るような浅いところでの直下型地震になると、職員の何割かぐらいしかマンパワーとしては期待できないことを見込んだ計画にしておかないといけない。現在の計画は、基本的に全職員がフルパワーで動けることを前提にして、この業務は何々課でというふうに振り分けになっています。もう少しそれを立体化して、災害がどういう順番で推移していくのかということにあわせて、防災計画も限られたマンパワーを活用するために、時系列に整理されていかないといけないと思います。災害の直後に必要なことは何なのか。半日後、１日後、２日後、３日後、１週間後、１カ月後、それぞれに必要なニーズは変わるわけですから、今の防災計画もよくよく見るとそういうふうに読めるのですが、災害が起きたときに分厚い計画書をよく読むというわけにはいかないのです。

ノースリッジに行ったときロス市の人が言うには、災害が起きたとき、１人の人が何をやるべきかはＡ４、１枚に書いてあることが限度だ。それ以上の項目が書いてあってもできない。ビニールパックに１枚シートが入っていて、それをぱっと取り出して上か

ら順番にやっていけばよいというマニュアルが前提になった全体計画でないと、いざというときに役に立たない。ロサンゼルスの地域防災計画はなるべく薄くするように努力しています。特に職員に対しての行動マニュアルはそうです。まさにマニュアルになっていて、同じ項目が2回出てきます。全体の流れがどうなっているのかというのが前半にあり、後半には、所属する課が何をすべきかが時間順に書いてある。災害の前にやっておくこと、災害が発生した後にやるべきことが順番に箇条書きになっている。全体の動きを知りたければ前を見ればいいし、後半で自分の係の項を引くと、あなたはこういう順番でやりなさいというのがわかる。そのように非常にマニュアル化したリカバリープランができています。

そういうことを参考にしながら、日本の地域防災計画が、まさかのときの活動計画として使えるものになっていかないといけないと思います。」

ということで、このようなものも出ておりました。やはりこれは必要だというふうに考えますが、市としてはいかがでしょうか。これから平成9年ですか、見直しをしながら、またこういう形での検討も必要だというふうに思います。

それから、職員の招集の仕方については、先ほど部長さんからもお話がありましたけれども、みんながみんな市役所に集まるという方法でなくてもいいのではないかというふうに考えております。町田市では、職員が徒歩で登庁してみました結果、相模原市に在住の方が、とにかく町田を目指すというのではなく、まず最寄りの役所や公民館に向かうという方法もあるのでないかというふうにお答えになったそうですけれども、これについてはいろいろ面倒な検討が必要と思いますけれども、やはり検討をしていくときにきているのではないかと思いますし、阪神の震災のときにもいろんな声も聞かれましたけれども、市の職員も、自分も被災者でありながら家族を遠くに残して働くということでの対応でもあるかなというふうに思います。もちろん、どうしても役所に来ていただかなくてはいけない方というのはいらっしゃるわけですから、その方には当然来ていただかなければいけませんけれども、もう少しその招集の仕方についても検討を一緒にお願いしたいというふうに思います。

それから、コミュニティー協議会については、先ほど市長の方からお答えをいただきまして、窮屈にならないようにいろんな人が入ってやったらいいというお話があったんですけれども、私たちもこれを広報で読みましたときに、市民の側から少しシメージをしたんですね。そうしましたら、先ほどお話ししたようなメンバーが入って、若い人も、それから経験のある方も、女性も男性も子供も入っていけるようなふうにしながら、

これも前回、ほかの何人かの議員の方も提案をされていましたけれども、地域の人が自分の地域の防災計画をつくっていく。その中で話し合いをして、そして、コミュニティーが育っていくのではないかというふうに考えました。そこはいかがでしょうか。

それから、先ほど医療の面で質問させていただきましたけれども、東京都では、東京都の救急災害医療という中で、災害のときの医療をどうするのか、都の医師会とも契約をしているというふうには伺いましたが、交通が分断されてお医者さんが勤務先まで行けないときには、近くの病院や医院で医療に当たってもらう方法なども検討しなくてはならないのではないかというふうに考えました。日野市から、そういった提案を東京都にしていくことも必要ではないでしょう。

それから、被害の程度にはよりますけれども、どうしようもないひどい被害のときには、お医者さんや看護婦さん、医療関係の方ですね。暮らしている地域の中で奮闘していただくしかない状態のときもあると思うんですけれども、コミュニティー協議会なども核にしながら「できます登録」のような形で、もちろんこれは医療関係だけではなくて、さまざまな技能を持っている方が登録されればいいと思いますけれども、地域の中の知恵と力を、地域に住んでいる人々がお互いに認識し合っていけるような関係性をつくることが大事だなというふうに、暮らしている側から思ったわけですが、これについてはいかがでしょうか。

それから、これはコミュニティーのつくり方について、また違った側面からの提案なんですけれども、現在、各地でコーポラティブハウスとかコレクティブハウス建設の試みというのがなされております。コーポラティブハウスは日本語では共同住宅ということですが、今日、全国に約260のプロジェクトがあって約5,200戸が成立をしております。そのうち40％は関東中心で、公団、公社主体ということです。コーポラティブの場合、建設共同をテーマにしてスタートするのに対しまして、生活共同をテーマにしているのがコレクティブです。つまり、建物を建てる過程で、さらに住まうことを通してコミュニティーをつくり上げていく暮らし方です。その中に、地域に開かれた場所の確保をしていけば、地域のコミュニティーづくりにも大いに役立つものと考えます。コレクティブハウスを建設して、またはコーポラティブハウスを建設して、住まいの中に助け合いや福祉の仕組みを組み込んだ住まい方を模索する市民のために、区画整理の中で便宜を図るとか農協との連携を深めるとか推進策をとっていくことが必要と考えますけれども、いかがでしょうか。

また、日野市の借り上げ住宅の中には、共有部分をつくって、そこを地域のコミュ

ニティーの場として提供していくということも考えていっていいのではないでしょうか。

さらに、これからの市営住宅の建て替えのときには、現在住んでいる住民が話し合いながら建て替えをするという手法を取り入れることも考えてみてはどうでしょうか。熊本市では、市営住宅の建て替えのときに、現在住んでいる住民が時間をかけて話し合いながら建て替えを進めているという事例があります。

それから、今大変いろいろ問題になっております多摩平団地の建て替えなんですけれども、これはまだまだそんな以前の問題で解決をしなければならないことがたくさんあると思いますけれども、建て替えればいいとかふやせばいいという発想ではなくて、コミュニティーをどうつくり上げていくかということで、こういった発想に立って公団と話し合いをしていくことも必要ではないかなというふうに考えております。

時間がかかりましても、それが地域のコミュニティーの中の、小学校区というふうにお考えのようですけれども、そのコミュニティーの中のさらに小さな核として機能していくと、災害に強いまちづくりというのが、さらに確かなものになるのではないかと思いますが、以上につきましてお答えをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　たくさん質問をいただいたわけでございますけれども、最初のいつまでに計画で足りないところの見直しをというようなことでございます。

防災計画につきましては、先ほどもお答えいたしましたけれども、かなり専門的な人の意見等も必要でございます。そういう中で、早くできるというものは市の行政の内部での対応についての見直しができようかというふうに思っております。しかし、この内部の市のそれぞれの部門におきましても、日常の業務のことはもちろん専門でございますが、いざ震災あるいは災害ということになりまして、どう対応するかということについては、実際のところ経験がないのが実態でございます。そういう中では、やはり報道等で知り得ました阪神・淡路のようなことを踏まえて、当市ではどうだろうあるいは市のそれぞれの部門ではどうだろう、どうなるだろう、どうしたらいいだろうというようなことを検討を依頼しているところでございますが、実際には、やはり東京都あるいは早ければ神戸等で、そういうような防災の見直しができれば、特に神戸などのは実際の体験の中からの見直しができるわけですから、そういうようなものも参考にはしたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、内部でできるものは見直しの項目をつくっていきたいというふうに思いまして、特にいつまでというようなことは申し上げられませんが、努力い

たすつもりでございます。

それから、２点目の時系列計画も必要ではないかというふうなことでございます。たしか阪神の例でいけば、当日は、多くの市民が圧死というようなことが多かったわけです。それから、火災もひどかったわけでございます。そんなような災害が初日はどう、２日目はその救助が必要とか、あるいは生活物資の支援といいますか配送が必要だとか、いろいろな時系列で変わってこようかと思います。そういうようなシミュレーションも必要だというふうに感じております。

それから、職員の参集でございます。この防災計画は日野市に限らず、実際に職員が全員活動できるというようなことで記述してございますけれども、この震災はいつどんなときに起きるかわかりません。真夜中に起きた場合につきましては、市の職員それぞれの自宅におるという中では、市内に居住者が全員ではございませんので参集ということは不可能な事態があります。そういう中では、100％の人が使えるというような計画は無理だというふうなことは、御指摘のとおりだと思います。

また、参集につきまして、本部でなく、最寄りの施設にまず一時的に集まるという御提言でございます。これは、行政の区域がかなり広いというようなこと、あるいは職員が数多いというような中では、そういうことができようかと思います。町田の例がございましたけれども、町田あるいは八王子につきましては、かなり広い面積でございます。そういう中では、徒歩での参集というのは相当時間がかかるということはわかるわけですが、日野市の場合は、それほどの面積ではございませんので、また職員の数もそう多いわけではございませんので、できるだけ本部の方に集まっていただくということの原則を守りたいと思ってます。ただ、やはり本部まではどうしても行けない、ある一定の保育園なら保育園のところで終わりというようなことであれば、またそれはそれぞれの無線等の連絡網がございますから、またそこでの活動についての情報交換等ができようかと思いますが、原則としては本庁に集まっていただきたいというふうに考えております。

それから、地域の人が防災計画をつくることでございますけれども、日野市におきましても丘陵がありあるいは川があったり起伏に富んだところもあったり、危険地帯があったり安全的なところもあります。そういう中では、細かく言いますと、それぞれの地域で実態が異なるわけでございますから、細かいところまで行き届いた防災計画ができることは、これにこしたことはございません。したがいまして、地域の方がそういうような自主防災の中での防災計画を策定することは賛成でございます。ただ、その防災

計画が、市の防災対策本部との整合性というものも出てこようかと思います。そういうような中で、市の方の本部との連絡あるいは協調というようなこと、整合性をとる必要が出てくると思っております。

それから、医療班でございますけれども、ドクターが災害時に勤務先に行けなくて、地元居住地でその医療に当たっていただくということ、これはそう願えればありがたいなというふうに思っております。ただ、ドクターに限らず、それぞれの仕事を持っている方は、その仕事が優先する場合もございます。そんな中では、「できますボランティア」の一つといたしまして登録していただたければありがたいなと思います。

今までの答弁の中で欠落しておりましたが、ボランティアの活躍が今回多かったわけでございます。これの援助によりまして、かなりの救援ができるということの中では、防災計画の中でも市民の協力という項目がございますが、これをもう少し具体的にしていきたいと思いますし、また、災害だけのボランティアでなくていろいろな面でのボランティアがあって、現在もボランティアセンターがございます。そういうようなボランティアセンターの位置づけ、それから、ボランティアセンターとの協力体制、そういうようなものも図っていく必要があるんではないかというふうに考えおります。

それから、コミュニティーの中でのコーポラティブハウス、コレクティブハウスあるいは借り上げ住宅、市営住宅、あるいは多摩平の建て替えというようなことでの住宅の御提言がございました。コミュニティーづくりといいますか、コミュニティーの中ではそういう建物がありますければ、それだけコミュニティーが密になるということはよく理解できるわけでございます。同じ考えの人が共同でコーポラティブハウスをつくるというようなことは、もう建てる前から大体コミュニティーができておりますから、かなりよろしいわけでございますけれども、あと市営住宅あるいは借り上げ住宅につきましては、そういうようなスペース的なものについては、建築主サイドからそういうようなものを意識的に取り入れていくという姿勢が必要かというようなことで、私ども防災の立場からすれば、コミュニティーづくりというものは歓迎するということでございます。以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　執印真智子君。

○14番（執印真智子君）　お答えをいただいたんですが、職員の参集の方法については、原則的には市役所ということなんですけど、日野は橋もありますので、橋が落ちちゃったときにはどうするかとか、あんまりこうでなければならないとかそういうことではなくて、もう少し柔軟に発想していかないといけないのじゃないかなということを

感じながら聞かせていただきました。

コレクティブハウスとかコーポラティブハウスについてはこれからのことだと思いますので、ぜひ市としてもさまざまな面から検討していただきたいというふうに思います。

それから、医療の点について、そういうことがあれば好ましいということであったんですけれども、これは私たち市民から見たときに、いざというときはどうしようかねという発想から考えたものなんですけれども、「ＣＯＭＬ」という医療雑誌がありまして、それの５月号に「ようやく現地の病院が落ち着きを取り戻した２月半ば、震災当日、診療に当たったドクターにお話を伺いました。」ということで、芦屋市の伊藤病院院長外科医、上辻さんが、「医療の進歩は機械だけと痛感」ということを書かれています。

「地震当日は自宅にいたのですが、ものすごい揺れで飛び起きました。……　私の自宅は病院まで車で10分ぐらいの距離なのですが、当日は道端の家が倒壊していて車が入れない道路が多く、病院に着いたときには地震から１時間近く経っていました。病院の玄関や廊下には傷を負った患者さんや、戸板をタンカ替わりにして運ばれてきた患者さんなどで溢れ、足の踏み場もない状態でした。既に亡くなっておられた方もいましたが、とりあえず重症で処置の必要な患者さんを選別して、順番に手当てをしていきました。

患者さんは茫然としていることもあり、混乱はありませんでしたが、カルテも作れず名前と住所だけ聞いて、ただ『だいじょうぶ』と励ましながら次々に診ていくしかありませんでした。予備としてあった10個の縫合セットはすぐになくなり、後はテープで応急処置をするぐらい。点滴台やＣＴの操作板は壊れ、レントゲン写真も撮れませんでした。まるで武器を持たずに戦っているようなもので、結局医療が進歩したのは機械だけ、医者は“励ますこと”しかできないと思い知らされました。

病院玄関では死体の横に怪我をした人がうずくまっているような状態でした。死亡した人に『ご臨終です』と丁寧に言っている余裕もありません。ただ子供さんを運んでこられた両親は『瞳孔が開いている』と言っても『何とか助けてくれ』と受け入れてもらえず、簡単にダメだとは言えませんでした。とりあえず心臓マッサージの仕方を両親に伝えて、『ちょっと難しい状態』『もう無理かもしれない』など段階を追って声をかけました。

芦屋は開業医が80人ぐらいの小さな市ですから、医師会の対策本部も早くに設置され、24時間体制の応援ドクターやナースが早い段階から派遣されたり、大阪に患者さんを転送する措置もとってくれました。また、診療が不可能になった開業医が医薬品などを届

けてくれたりもしました。

これまで大きな災害を想定しての対策は医師会を中心に立ててはいましたが、病院まで被害に遭う災害は予想だにしませんでした。今回は天災だったかもしれませんが、今後、災害が起こったとき同じような対応しかできないとすれば、そのときは人災だと思います。このような大規模な地震が起これば、医療者は自分の勤務先にすら行くことができません。医療はスタッフが揃わないとできないのですから、地域に医療者を登録する制度を作り、大災害が起これば歩いていける医療施設で医療活動を行うようなシステムが必要だと思います。

今はようやく落ち着いてきましたが、まだガスが通らず、患者さんには避難食を食べてもらっている状況で、減塩やカロリー計算などのきめ細やかな食事が出せずにいます。また、実際にいのちを助けたのは瓦礫の下から怪我人を救出していた人たちであって、私は誰も助けられなかったという気持ちが重くのしかかってきています。

今度の震災で街の人が優しくなったような気がします。便利になって忘れかけていたことが、逆に取り戻せたのかもしれません。」ということで書かれているんですね。

大変に体験をした方のつらさとか、それから、本当に体験した方からの思いというのが、本当に非常によくわかるわけですが、私たちは地域で暮らしている者の側として、この「できます登録」というようなことを考えたわけですけれども、医療に携わった方からもそういうことが必要だということが出てきているんですね。

ですから、今いろいろ、私は防災計画が完璧じゃないとは言わなかったんですけれども、ただ足りないものが見えてきたときに、それをいかに早く整備をしていくか。それについて、具体的なお答えがなかったので、またいずれ聞かせていただこうと思っておりますので検討していただきたいんですが、とにかくこのお医者さんも言ってらっしゃるように、今回は天災だったかもしれないけれども、今度、災害が起こったときに同じような対応しかできないとすれば、そのときは人災だと思いますというふうに書かれているので、それぞれ担当の方が御努力されていることはもう十分わかっておりますけれども、しかし、もう少し何というんでしょうか、もう少し積極的なというか、市民の命を守るという立場で、次のときにはいろいろな質問に対して具体的に御答弁がいただけるような、そういう話し合いをしていっていただきたいというふうに思います。

それから、部長さんの方からボランティアについての考え方も出てまいりましたけれども、武蔵野市では、大規模災害被災支援に関する条例というのを３月に制定いたしまして、災害が起きたときの現地に向かう市民ボランティアの支援とか、職員の派遣方法、

救援物資の送り方などを決めて、その中で市民の支援活動への援助というのもうたっているということです。こういった形で市民の関心を喚起しながら、市民活動を日ごろから支援することも必要になってくると考えます。

飲み水のところにしましても、神戸の方が「調理用を含め１人分の飲み水は量的には少なく、実は比較的確保しやすい。問題は洗濯やトイレ用の生活用水」と率直に語っていたということが、これは新聞記事なんですけれども、書いてありましたが、実際には飲み水の確保というのがどれぐらいできたかというのは、これだけではわかりませんので、何せ水を飲まないと人間は生きていけないので、飲み水の確保というのが一番大事だと思いますが、しかし、今学校で井戸を掘っているとか、今検査をしている井戸があるということについては、あれがあってできないとか、こういう理由があってなかなか進まないということではなくて、やはり情報を市民に伝えていくということが、本当に必要になってきているのではないかというふうに思います。これについては、本当に大事な問題ですし、もっと具体的に市民にわかりやすく市の計画を伝えて、そして、はっきりとした形で答えていただけるようなやり方を、次のときには期待をいたしまして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって５の１、災害に強い市民――日常的な助け合いの仕組みづくりを目指して――の質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。次回本会議は６月12日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後７時50分　散会

6月12日　月曜日　（第３日）

平成７年
第２回定例会　**日野市議会会議録　（第12号）**

6月12日　月曜日　（第３日）

出席議員　（29名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
26番	簾野行雄君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬　隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（１名）

25番　福島盛之助君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	企画財政部長	野中勝美君
総務部長	大崎茂男君	市民部長	田村丞子君
生活文化部長	小野宗市君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	福祉部長	藤本享一君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	加藤侃一郎君	水路清流課長	奥住晃一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	小俣雅義君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3

立川速記者養成所　所長　関根福次

速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成7年6月12日（月）

午前10時開議

日程第　1　一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時10分　開議

○副議長（宮沢清子君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問６の１、安心できる「長寿社会を築くため」に福祉行政を問うの通告質問者、馬場繁夫さんの質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（馬場繁夫君）　それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

急速な高齢化社会への進展に対応するため、緊急的な整備として、平成元年ゴールドプランが策定され、平成２年６月には、老人福祉法等の８法の一部が改正され、措置権限が市町村に移譲されました。これにより、市町村に保健福祉計画の策定が義務づけられ、住民の最も身近な市町村が中心となりまして、住民の主体的な参加に支えられながら、地域福祉を目指すものであります。まさに地方の時代へ突入したのであります。

昨年７月、母子保健サービス等に関する都道府県と市町村の役割分担の見直しや、保健所法の抜本的体制などを内容とする「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が交付され、保健所につきましては、平成９年４月の法の施行に向け、準備作業中であります。東京都の地域保健サービスの充実に関する基本方針によりますと、基本的役割分担につきましては、母子保健、栄養改善等、住民に身近なサービスの提供になっているところでございます。市町村における実施施設整備につきましては、地域保健サービスの充実実施拠点としての市町村保健センターの整備促進を図る。また、従来の保健センター機能にとどまらず、保健福祉に関する総合相談窓口や、機能サービス、調整等の機能も有する市町村保健福祉総合センターとして整備することが望ましいとされているところであります。

質問としまして、まず第１点は、保健法改正に伴う行政の対応及び保健福祉計画との整合性について。

２点目として、日野市保健福祉計画における福祉、保健、医療の連携による福祉社会実現の取り組みについて。

そして３点目としましては、在宅者を支える地域拠点としての高齢者在宅サービスセンターの整備や、特別養護老人ホームの整備、障害者福祉センター整備、老人保健施設の計画状況及び財政についてお伺いします。

そして４点目は、福祉行政を支えていく組織機構及び職員体制についてを、どのようなお考えで進めていられるか、お伺いいたします。

以上、４点についての答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　地域保健の役割というのが大きな課題であります。高齢化社会の進行、そして疾病構造の変化、核家族の進展、そして多様かつ高度化しております住民ニーズに的確に対応するために、これからの地域保健の役割というのは大切な課題であります。日野市におきましては、日野市保健福祉計画で示しておりますように、まず第１点でありますが、地域保健サービスの拡充であります。２点目が、地域における健康づくりの推進、３点目が、地域医療体制の充実、４点目が、地域における保健、医療、福祉の連携強化であります。５点目が、地域保健医療サービス提供施設拠点の整備、それから６点目が、地域保健医療を支えるマンパワーの確保・養成であります。

特に、高齢化社会へ向けましての対応といたしましては、地域保健医療体制の整備が緊急課題であります。在宅、自宅におけます要援護者・高齢者に対しますサービス施策の拡充であります。これらの推進につきましては、在宅要援護者・高齢者に対する在宅保健医療サービスの拡充強化であります。これにつきましては、市長の行政報告の中にもございました。ただいま市の方といたしましても、訪問指導という体制を保健の中で行っている。これを医療を含めた訪問看護ステーション、これも５月１日に医師会の御協力によりまして、開設をしておる。こんなような状況で、保健と医療がまさに連携を持ちながら、在宅の援護者に対しましてのサービスを行っておると、こういうことであります。

それから成人病、寝たきり等に対する一次予防のための検診教育相談指導体制の充実強化というのも課題であります。それに関連いたしまして、疾病の早期発見、早期治療体制の充実であろうと思います。保健、医療、福祉関係機関の連携による在宅要援護・高齢者に対します総合的なサービスの効率的な提供体制の整備も必要であります。それから疾病予防から地域ケアまで一貫したサービスの提供体制の整備であります。市民一人ひとりの健康づくり、意識高揚の普及啓発と、日常生活に健康づくりが実践できる条件整備も必要であります。また、プライマリーケアを軸といたしました医療機関の機能分担と総合連携の推進等が大きな重要な課題でもあります。

御質問の中にもございました、1994年、平成６年の６月に「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」に基づきまして、1997年、平成９年の４月より、住民に身近で頻度の高い保健のサービスは、市町村での一括一元的実施と、こういうことになっております。それに基づきまして、母子保健、あるいはまた栄養改善と、こうした２法の業務が市町村におりてくるということであります。まさに地域保健の役割は飛躍的に増大いたすところであります。

そうした中で、国、東京都は「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」、こうしたものを示しております。それは御質問の中にもありましたように、健康体制の充実を図る拠点として保健センターを位置づけておるわけでございますけれど、その際、従来の保健センター機能にとどまらないで、保健福祉に関する総合相談窓口機能、サービス調整等の機能を持った総合保健サービスセンターとして整備するのが望ましい、こういうことであります。

このように、今後、保健、福祉、医療の各サービスの調整機能を備えた総合的窓口の機能も大きな検討課題であります。こうした中で、ますます地域保健の役割というのは重要視された課題であります。これらの課題に的確に対応をしていかなければならないと思っているところであります。特に市町村におりてまいります平成９年の４月１日からの件であります。これにつきましては、今東京都の方とも十分協議をしまして、市長会のもとに一つの組織ができております。そうした中で、一定の今協議を行っておりまして、これから７月をめどに一応の基本的な考え方というのが示されることになっております。まさに保健所が持っている機能の大部分が市町村におりてくると、こういう状況の中で、それを質を落とさない中で、的確に受け入れる体制というものが大きな課題であります。そうした基本的な考え方というのが７月にまとまることになっております。

そうした中で、これからの保健、福祉、医療というものの連携というのが大きな課題でありますので、これらについても今後、十分組織の関係もございます。検討を加えていかなければならないというふうに考えております。総体的でありますけれども、庁内でも一定の東京都から事務が流れてまいりますので、受け入れに関すること、あるいは福祉と保健との結びつき、こうしたものが大切でありますので、庁内的にも一定の組織を持って現在も対応を進めておるという状況にございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　２点目につきましては、ほとんど生活文化部長の方でお答えをしたので、一部補足をいたしますと、私どもの方では、今現在連携の関係では、現在の取り組みといたしまして、医師会、保健所、それからまた民生委員、老人福祉課、社会福祉課、健康課、福祉事業団、日社協、市立病院、浅川苑、栄町サービスセンター等によります、またつばさ学園も入っておりますが、高齢者サービス調整チームというものを設けております。これによって、この連携を密にする会議を続けておるところでございます。

３点目の御質問でございますが、施設のケア体制につきましては、入所施設の特養老人ホームと、老人保健施設が計画をされておりますが、この特別養護老人ホームは、多摩川苑構想として計画されておるところでございます。現在も100名を超える待機者がおるわけでございますが、当面は近隣市にあります特養老人ホームのベッドの確保を考えておるところでございます。ちなみに申しますと、社会福祉法人であります至誠とか宮前、清明苑とかにそれぞれ22床、20床、２床というふうに確保しておりますが、まだこれを拡大をしていかなければ、公設だけの特養老人ホームではやっていけないんじゃないかというふうに考えております。それから在宅サービス関係の施設につきましては、在宅サービスセンターや介護支援センター、それからデイホーム、ショートステイ、高齢者住宅などさまざまな課題がございますが、現在比較的早目に進んでいるのがシルバーピアでございます。他の施設についても、財政状況を見ながら、必要度の高いものから順次実現に努力をしていきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

それから４点目の、組織、職員体制でございますが、福祉部だけを見ますと、この老人関係の業務がどうしても多くなります。そういう関係の中で、特にこのケア事業関係、またはヘルパー事業関係が大幅に増大をしていくということが予想されます。これらに対します、今計画していますヘルパーの養成、こういうものを年々重ね、さらに３級から２級にというふうに質を向上させながら、そういう体制を市の中にもしっかり織り込んで対応していきたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　財政の関係ということですけれども、今お話のございました、地域保健にかかわる都からの事務の移管、それらにつきまして今、それぞれ担当部長の方から御説明をさせていただきましたとおり、今後、移管の内容等について順次説明があり、提起があるだろうというふうに思っております。その中で、当然

財源の裏づけといいますか、そうしたものも、どういうふうな財源措置がされて事務がおりてくるのかということをはっきりさせていかなければならないというふうに思っております。その個々の具体的な問題についてはまだ、この７月以降に示されるということですので、私ども、財政の方の立場としましては、それらの情報の中で、それぞれ主管課を通し、あるいは今、市長会の方にも組織ができております。そうしたものを通じて、財源の裏づけについても一方的な市町村の負担増にならないように要望していかなければならないというふうに考えているところです。

それから、民生関係といいますか、保健関係も含めまして各種の事務が市に移管をされてくるということになりますと、当然財政的な負担も伴ってくるわけですけれども、これらにつきましては、保健関係も同様ですけれども、財源確保といいますか、そうしたことについても同時に検討されなければならないというふうに思っております。特に、ここで、税制改革というふうなことが進められるということになっておりまして、昨年の10月の時点で自治省の方は、税制改正に関し、特に先行した特別減税を行っております。こうした中で、地方税及び地方交付税の減収額が、国のレベルですけれども、２兆700億円、それから社会福祉費に絡む経費が地方自治体の負担が2,300億円、それから地方団体の消費税の負担増が2,400億円、都合２兆5,400億円の地方の負担が増になるというふうに発表といいますか、説明をされております。これに対する財源措置としましては、地方消費税の創設で１兆200億円、それから地方交付税の算入増額ということで、１兆5,200億円というふうに計算がされております。確かに数字的には２兆5,400億円で増減が合うわけですけれども、特に地方交付税への算入増ということで、いわゆる一般財源化が進むという心配が――心配といいますか、そういう方向にこれまで向かっておりますので、そういう方向になっているなというふうに認識をしております。

ただ、現実にはこれは国のレベルでのこうした数字の計算でして、９年以降、実際にどういうふうな形になるのか、まだ全く詳細がわかっておらないという状況です。そうした中で、年々、民生費等を中心とした一般財源の負担増もふえてきているというふうな状況ですので、十分に事務移管等にかかる折衝につきましては、東京都にも要望すべきことを要望し、財源の確保に努めていかなければならないというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　どうも答弁ありがとうございました。

それでは何点かちょっとまたお伺いいたします。第１点目につきましては、随分長い

丁寧な説明、ありがとうございました。簡潔にひとつこれからよろしくお願いいたします。

先ほど答弁がありましたように、庁内でも受け入れ組織体制というものを進めているんだということがわかりましたが、特に大事なことは、やっぱり健康なお年寄りがどれだけふえていくか、寝たきりにしないか、ということが非常にこれから大きなポイントなるかと思うんです。今までの病気というのは、どうしても肺炎とか赤痢というような急性感染症が中心でありましたのが、慢性に移ってきている。結核を中心とした慢性。そして成人病の時代に現在移行してきているんですけれど、当然そういうことの状況の中では、予防体制も大きく変わってまいりまして、今までは環境衛生という趣旨の部分が集団検診というように変わりました。そしてまた早期診断であり、また早期治療というように大きく変化してまいりました。さらにこれからは個人の生活習慣を健康にするような体制にますます移行してくることは予測できるわけです。また、今後の予防対策も非常に大きな意味で健康教育なんだと。そして個人の自己管理というふうに今後大きく変化していきますし、それに対応できるような保健ということが重要視されますし、そういういきさつの中で福祉、保健、医療のますますの連携というのが、対応の必要性が迫られてまいりますが、7月に東京都の一つの方針が指示されるということでございますが、もう一歩大きく21世紀には超高齢化社会になりますし、そういう対応をできるようなシステムにするためには、思い切ってこの保健、医療、そして福祉がしっかりと連携をとる体制づくりを一層強化をしていただきたいんです。

そういう視点から、もう少しその辺を、さっき福祉部長の方では、サービス調整チームでやっているんだという、あくまでもこれは現状のいろんな運営的な部分が中心とした調整チームでありますので、もっと総体的に、じゃあ、日野市の福祉をどういうふうにしていくんだというもっと大枠としての方向性が見出されないと、なかなか対応できないのが現状かと思うんです。

ですから、それをどういうふうな対応していくのか、いろんな細かいことはちょっと時間の関係で割愛しますので、きょうは、方向を明確にしていただきたいな、また今後の超高齢化社会に対応できる安心した制度を設けるような方向の答弁をいただければありがたいなと思っているんです。そういう意味では、日野市としてどういうふうな総体的な、まあこれからは、福祉は福祉とか、そういう意味じゃなくて、福祉を基調としてすべてのいろんなまちづくり、またいろんなものを考えていくんだというトータルとしての福祉の考え方というのが非常に重要視されてまいりますけれど、そして現在、

平成６年から11年までの目標でつくりました福祉計画、この総体的な福祉計画の一番調整役というか、それをどこの部署が責任を持ち、どういう体制の中でその福祉計画を具体化していく、また調整していく、そのシステムというのはどうなっているのか。そしてまた、それを今後どういうふうに進めていくのか、その辺を、ちょっと総体的な部分ですけれど、１点、２点に重なる部分ですけれど、それについて方向性をお願いいたします。

それから、先ほどの保健法の改正に伴うことも説明いただきましたが、具体的にどういう体制の中で東京都の方針を受け入れていくんだと、その辺、ちょっとあわせて簡単で結構ですから、教えていただきたいと思います。

それから、先ほど、財政的に、今説明がありましたが、確かに今、国のゴールドプラン等でいろんな財政については、地方行政から見ると、えらいことだなと。またその方針さえ十分出せないとうことはよくわかるんですけれど、それはそれとして、では日野市として、在宅福祉をさせていく諸施設を今後この福祉計画に準じてつくっていかなきゃいけないんだと。そうしましたら、財政的にどういうふうな対応が必要なのか。それと同時に、今回、先ほど説明がちらっとありましたが、日野市で今年度、財政等についても、行財政の見直し等今進め始めているところでございますが、この辺はその辺との整合性の中でどう位置づけをして、将来的な部分を踏まえながら、財政的な補てんを考えていいるのか。それの関連性についてお伺いいたします。

そして４点目の部分なんですけれど、今後大きな高齢化の移行の中におきましては、当然組織体制というのは大幅に変えていかなきゃいけないだろうし、その辺は平成３年にも一度、その問題については質問をしたところでございますが、その後市長も、そういうような組織を改正していくんだ、組織体制を変えていくんだというようなことを、賛同したような答弁をいただいているところでございますが、その後、それについてどういう検討をされて、今後の福祉行政に対応できる行政のシステムをつくるのか、その辺についての現状の状況、また将来計画についてお示しをお願いいたします。

以上、お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　先ほどもお話しいたしましたけれども、地域保健対策の推進に関する基本的な方針という国あるいはまた東京都からの一定の方向づけというものが示されている中で、まず保健と福祉、これのまず一元的なと申しますか、総合的な窓口と申しますか、調整の部門というようなものを総合保健センターというよう

な整備の中で、この指針の中では位置づけておる。現在、保健の体制というのは健康課というような中で位置づけております。そして福祉部門につきましては福祉部、こういうような縦割りの中で行われている。これをどう総合調整をする必要があるのかと、こういうことになります。これにつきましても、先ほど言いました、庁内の今受け入れとともに、東京都からの業務を平成９年の４月の受け入れに合わせて、望ましい組織体制ということになろうと思っておりますが、その辺までにつきましてもお話、検討をしております。それから、この保健と福祉がとりあえず総合的な、一元的な体制、総合調整ができる体制と。それで今度は、それと医療をどう結びつけるか。それをどの機能を持った組織で行っていくのかと、こういうことになろうかと思っております。最終的には、この保健、福祉、医療がどのような連携を持って結びついて、そしてそれを総合的にどう調整していくのか。こういうような一定の部門といいますか、組織づくりというのも当然これから必要になってくる、こういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　冒頭申されました、健康な老人を、ということで、老人ホームとか、また寝たきりの方、在宅でケアを受ける方以外の御老人はもう、これはたくさんの方がおるわけで、この人たちの健康を維持増進していかなきゃいけないというようなことでは、今現在ではかしの木学級で、趣味とかいろいろのことを行っております。また老人クラブへの支援も、いろいろ、ゲートボールを初め、たくさんの行事を行っておりますが、こういうようなことに張り合いといいましょうか、生きがいといいましょうか、そして市で行ったこれを後までサークル的に続けていただくとか、そういうようなことに支援をしていきたいというふうに考えております。

これからの福祉の問題でございますが、以前にも日野市老人福祉協議会によりまして答申を受けましたように、専門的な方々の御意見をも組み入れながら、これからの福祉をさらに充実をさせていきたいというふうに考えております。

それから、保健福祉計画の担当課ということでは今、生活文化部長も話されましたので、これは福祉部に該当する部分につきましては、当然福祉で担当していく。それから保健と福祉が同じ部に所属しているというような市もございましたり、いろいろしていますが、これらをフォローする意味で、今日野市では、先ほどの調整チームを初め、連携をさらに密にしていくという体制を続けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　今年度取り組みを進めてまいります行財政改革との関係でどうかということでございます。もちろん、行財政の改革につきましては、行政の分野全般にわたっての検討ということになりますので、こうした福祉関係、それから保健関係の分野についても、一定の検討が加わるということになろうかと思います。特に福祉関係、それから保健関係もそうですけれども、事業に要する費用の負担の問題、国の負担、都の負担、あるいは市の負担、事業の種類によっては、その受益者といいますか、そういうサービスを受ける方々の負担ということで、非常に多岐にわたります。そんなこともありまして、特に財政の観点からは、そういう一般に受益あるいは負担の問題、それから補助金のあり方、使用料、手数料、そうしたものについても検討を加えてまいりたいというふうに思っておりますので、当然のこととして福祉関係のそうした事業も関連が出てくるというふうに思っておりますし、また組織機構等につきましても、必要な検討をというふうに考えておりますので、対象に入ってまいるのは当然だというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　なかなか話がうまくかみ合わないんですけれど、まず先ほどの答弁の中に、調整チームということはよく理解できるんです。この調整チームというのは、地域トータルケアサービスの調整としての調整チームかと思うんですね。そうじゃなくて、私が質問しているのは、もう少し総体的な福祉の、保健、医療もそうですし、ほかの部署も含んだ中で、福祉計画を遂行するに当たっては、非常に全庁的な取り組みになりますが、この辺についてはどういうふうな組織体制の中で今後、この福祉計画を遂行する調整をしていくのか、その体制はどうなっているかということをお尋ねしておりますので、それについてもひとつお願いしたいと思います。

それと、今いろいろの答弁の中でもちらりとは出てまいりましたが、やはりこれから福祉を遂行していくためには、組織体制が非常に大事になってまいります。今は確かに健康課が、福祉部じゃなく、生活文化部に所属している。非常にこういう状況の中では、なかなか調整するにも限界がありますし、トータル的に福祉を推進するためには、一つの部なりの中で対応していかないと、なかなか連携が限界がありますから、そういう体制づくりを早急にやっぱりしていただきたいんです。例えば、この福祉計画をつくるときに、厚生省がいろいろと調査をしたんですけれど、そのときに、この福祉計画をつくるときにですら、幾つかの部にまたがるものを福祉部に統括して、そしてこの福

祉計画をつくったという市がかなり、アンケートによりますと、そういうことを考えているのを含め四十数％もあったということが、平成５年の５月ですか、読売新聞に載っていたことがあるんですけれど、既にもう福祉計画は策定が終わっているわけですね。あとは実施体制になってきたわけです。ですから、当然ますます、その横の連携が調整では限界が出てきていると。そういう意味では、やはり大きく福祉部に統括して健康課、場合によっては、保健業務も含んだ中で、統括をした中で体制づくりをしませんと、今後の複雑多岐にわたる業務遂行が難しいんじゃないかと思います。ですから、これは早急に、そういう体制づくりをすべきだと思うんです。それについては平成３年にも質問しているんですけれど、そういうことを理解して、そういうことを検討します、という答弁をいただいているんですけれど、その具体的な検討結果についてどうなっているのか、それについてお尋ねしたいんです。少なくとも、平成９年の４月１日から新たに保健所業務が日野市に移譲されましてスタートしますから、それまでに体制づくりができるんなら、当然なことだと思うんです。ですから、その辺の方向についてひとつお伺いします。

それから財政的にも、非常に抽象的な答弁だったんですけれど、もっと本当に日野市の将来的な在宅福祉を、また福祉行政を遂行するためには、財政的な対応が十分できないと、この福祉体制というのは限界が来る。ですから、これをいかに対応できるような財政の計画にしても、今後、拠点としての各種施設をつくる場合に、速やかに対応できるような、財政的な補てんができるようなものをしなきゃいけないと思うんです。ですから、非常に今の答弁では納得できませんし、本当に心配が重なっていくんです。ですから、もっとしっかりとした方向性、見通しはどうなんだと。その位置づけの中で今回の行財政の見直しをどういう方向にするんだというそこのところを、明確なものをお示し願いたいと思います。

以上、お願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　日野の保健、福祉を進めるめたの基本となっております「日野市保健福祉計画」、これを進めるに当たりまして、この調整チームというものをつくったわけでございますが、メンバーが医師会、保健所、それから民生委員、老人福祉課、社会福祉課、健康課、それから福祉事業団、日社協、市立病院、また特養老人ホーム浅川苑とか、栄町のサービスセンター、またはつばさ学園等、そのほかに入っているわけですが、医師会を初め、ほぼこのメンバーの中に入っていただけております

ので、これが密な連絡をという形で一つのテーマを出しながら進めているわけでございます。ちなみに申し上げますが、今現在では、この高齢化サービス調整チームの検討事項でございますけれども、痴呆性高齢者の介護と組織連携についてとか、ショートステイにおける診断書の見直しについてとか、機能訓練事業の見直しについて、こういうメンバーの中で、このようなことを今詰めている、こういうようなことを重ねながら進めていくという体系でございます。

それから、組織体制ということでございますが、これは私どもの企画財政部を中心にしながら、組織の見直しとかということを検討する中では、やはりこの話が今までも出ているということで、他市でもたくさんの市が、健康課が福祉部の中にあるとか、また大きい市におきましては、健康課が一つの部になっているところがあったりとか、さまざまでございますが、いずれにしましても、この連携を密にしなきゃいけない。同じ部であれば一番密になろうかとは思いますが、今現在の体制では別々になっておりますので、連携を密にするという形、今後の問題につきましては以前に、今後検討していきたいということである、ということてすので、引き続き私も、そのことにつきましては検討を重ねていきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　財政上の裏づけをということで、確かに事業を進める上では、財源の裏づけといいますか、そうしたものが重要になってまいります。そうした点では、新たに国と市の事務の分担が変わるといいますか、事務がおろされてくるということで、それに応じた財源の配分がなければならないということにつきましては、先ほども申し上げたとおりでございます。具体的にということでございますけれども、現在、それぞれ移管の内容、あるいは新たに取り組むべき内容につきまして、これから示され、それぞれの内容について検討が進められるということになります。

ただ、現在の市の財政状況というのは、確かに平成４年度以降、大変税収の伸び等が厳しくなってきておりまして、これは民生その他にかかわらず、市政全体について非常に経費の節減その他を図って、現在可能な限り行政の水準といいますか、それを確保する努力をして進めてきているような状況ですので、今後の民生、保健関係の財源等につきましても、正直申し上げて、大変厳しい状況だというふうには考えております。がしかしながら、それぞれ取り組むべき事業として必要なものにつきましては、いわゆる起債の活用、それから補助金等の確保、そうしたことで進めていかなければならないというふうに考えているところです。今後、それぞれの個別の事業につきましては、

実施計画等の中で、具体的な検討といいますか、当てはめをしていかなければならないし、国や都に対する財源の確保といいますか、そうしたものを今後もきちっと要求といいますか、そうした確保についての説明を求めていかなければならないというふうに考えているところです。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　随分楽観視しているというか、なかなか本音の部分を答弁できないという一面も随分あると思うんですけれど、それにしても、今、日野市の財政は非常に厳しい状況なことは事実なんですね。この状況の中で、新しい在宅福祉を再生するような体制というのは、日野では難しいわけなんですよ。そしてこれから市立総合病院の建て替えという大きな課題もありますから、それを合わせると莫大な費用がかかる。随分前ですけれど、もう２年ぐらい前ですか、沢田議員が財政について質問したときに、たしか当時の企画財政部長は、10年で約1,000億円の費用がかかるということの答弁があったんですね。どうこれから財政を捻出していくんですか。このままだったら、本当に市民が安心していける福祉体制というのはできないです。もっとしっかりした対応をしていただきたいんです。そのために、今回、庁内で行財政の検討委員会というのをつくりましたね。ここをどういうような形の中で、どういう目的でもってどうするか、この辺はどういう方針で持ってきているんですか。これはひとつ、具体的なことをお願いします。

それから２点目としまして、先ほど福祉部長が答弁いただいたのは、確かに福祉と医療と保健の連携という一つの枠の中で調整チームなんだということでは、おっしゃるとおりだと思うんです。それは理解する。私が質問しているのは、福祉の計画の中で大きく六つの項目があるんですね。市民の自立と生活の安定を目指して。安心と健康増進の保健医療を目指して。３点目は、保健、福祉、医療の連携を目指して。４点目は、福祉のまちづくりを目指して。５点目は、保健福祉施設の拡充。６点目が、マンパワーの確保・養成。この大きな六つの基本的な項目が、今回の福祉計画の体系の骨子になるわけです。この六つをどういうような形で具体化していくか、このところはもう全庁挙げて、当然関係の民間の方たちの協力を得ながらやらなきゃいけないんですけれど、ここをどういうような形で連携チームを持って対応していくのか。これから、その福祉の三つの連携だけではできない。まち総体として福祉に対応できる、またはお年寄りだけでなくて、障害をお持ちの方もトータルとして福祉を考えていくような体制づくりをしませんと、本当の高齢化社会に対応できるまちができないわけです。これをどう考えて

いるか、これをどこの部署が対応しているのか、これについての組織体制を、先ほど何度もお尋ねをしているんですけれど、出てきていないんですけれど、これについてはどうなんでしょうか。

この２点についてお尋ねします。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　行政改革の方の具体的な考え方といいますか、方針について御説明をさせていただきます。

今御質問の中で御指摘もございましたとおり、大変市の財政が厳しいという状況の中で、もちろん、財源の確保のため、歳出の節減を図るためというふうな観点からの行財政改革といいますか、そういうものもございますし、逆に可能な限り、職員の能力といいますか、そうしたものを生かして、効果的な行財政運営に当たるというふうな局面、あるいは今福祉関係でも具体的に御指摘にあったような組織、機構のあり方、そうしたものについても、検討事項として必要なことというふうに考えております。

重点的な事項としましては、分野的にはおおむね三つに分かれるのではないか。庁内の組織の中でも、一応行政部会、それから財政部会、人事給与部会というふうな形で大きく三つに検討事項を分担をして進めていこうというふうに考えております。行政部会等では、事務事業についての見直し、それから職員の能力開発等、効果的な行政運営を進めるための方策、それからいわゆる行政の情報化の推進といいますか、そういうことによる行政サービスの向上のための方策等について考えていきたい。それから財政部会につきましては、受益とか負担の問題、これは補助金等の見直しとか、使用料、手数料等の検討というふうなことも含めて考えられるものだというふうに思っております。それから、こうした個々の事業とともに、行財政そのものの全体の歳入歳出の上でのいわゆる財政分析的な意味での目標といいますか、そうしたものについても検討の必要があるかなというふうに思っております。人事給与等につきましては言葉どおりでございますけれども、組織とか定数等に係る給与等の問題に係る分野について検討を進めるということで進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　坂口助役。

○助役（坂口泰雄君）　組織体制につきましてお答えしたいと思います。

福祉サービスの利用者は、同時に保健医療サービスも必要とする方が大部分でございます。したがいまして、相互の連携、そういうような総合的な提供が必要でございま

す。そういう意味からも連携のとれたシステムをこれからつくっていかなければいけないんではないか、というふうに考えております。特にさしあたり窓口の一元化、総合化ですか、こういうものを早い時期に実施していきたいというふうに考えております。

それから、先ほど来から御質問者の方からもおっしゃられております、保健事務の移譲が平成９年から実施されます。それを受けまして、やはり庁内的にも組織の見直しを図っていかなければいけないんではないかというふうに考えております。調整チームにつきましては、それぞれ福祉サービス、あるいは保健医療サービスを受ける方たちの処遇をいち早くそこで対応するという意味で、調整チームがつくられているわけでございますので、これとは別に、やはり保健医療と福祉の連携のとれた組織づくりを研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　もう少し行政も積極的にこの超高齢化社会に対応できる体制づくりをしていただきたいんです。非常に残念です。なかなか具体的にしっかりした検討をしていないのが多いんですね。例えば、先ほど組織につきましても、再三言いますように、平成３年には質問しているんです。答弁では、今後、見直しをします、と言ってるんです。市長もそうですし。何ら検討していないんです。こういう体制の中では、本当に福祉体制はできませんよ。将来に安心して市民に保証できる福祉体制というのはできないです。これからは、その福祉にも内容の質と量の両方が問われる。ただやっています、形だけやっていますじゃなくて、内容と質が問われる時代になるんですよ。もう全然ごまかしというか、そういう対応ができない。もう大変な時代になりますので、今その体制をしっかりしないと、先になってからできないんです。もう失敗は許されない。どんどん流れは進んでいく。高齢化が進んでいく。だからもう、一刻も早くそういう体制をしていく、その裏づける財政もしっかりやっていくということが基本になります。そうして初めて福祉が何とか対応できつつある。これからはやっぱり、地方行政の一番の課題は、福祉行政なんです。これが一番メインになる。これができるかできないかで、その行政の質が問われる時代なんです。

そういう意味では、先ほど冒頭に話をしましたように、大きく国や東京都の事務が市町村に移譲してきている。そしてこれから、市町村がみずから計画を立てて、みずから実施して、市民にサービスをしていく。いよいよ本当の地方の時代なんです。何か国がやってくれるだろうか、どこかがやってくれるのを待っているんじゃなくて、自分

たちが発想して、自分たちが市民にまた投げかけ、市民とともに新しい福祉体制、また市民に対して責任を持つ行政を展開していくのがこれからの地方行政です。もうそれはすべて始まっているんです。その一番大きなのが、福祉なんですよね。それが福祉計画を立てる段階からそれがスタートしているんです。ところが、そのときから日野市はどうも方向が違うんです。

市長にお尋ねしますが、組織体制と今回、財政の見直しについて、非常にこれは全く考えざるを得ないんですけれど、社会経済情勢の変化に対応して、適正かつ効果的な行財政の運営を図ることを目的として、日野市行財政改革推進本部を設置して、これからいろいろと内容を検討していくんだと、先ほど細かい、大きく3点については部長の答弁いただきましたが、今までと違うんですね。今までの昭和61年ですか、一度見直しやっていますけれど、あれと同じじゃだめなんです。財政経済の状況の変化、これだけではだめです。もっと大目的である福祉を支えるための財政をどうしていくんだと、この視点がないと、財政を根本的な見直ししても、形だけになってしまうんです。そのところをもっと、近い将来の福祉を支えるために、どういう財政基盤、組織を見直して、どう体制をしていけば、将来最も安心した福祉行政を市民に提供できるんだと、ここが一番大事だと思うんです。ここをどういう視点でとらえていくか、これによって将来の日野市の福祉行政並びに行政そのものすべてが決まってしまうだけの重要な部分なんです。その視点が残念ながら今の答弁にはございませんでした。ここが欠如しているんです。これは大変な状況になってしまいます。ですから、今からでもいいですから、そういう体制づくりを市長、責任を持って、そういう方向をつくり上げていただきたいんです。ですから、この二つをまず市長に簡単明瞭でいいですから、御答弁お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろ御心配をいただいているわけですが、私は日野市のいわゆる「地域保健福祉計画」、こういう基本に沿って進めていくことだというふうに考えております。まちづくりの柱の一つとして「生きる喜びをつくる健康の福祉のまち」、まさに地方自治体の行政の真髄を一口に言い得ているというふうに思っております。体制が機能を高め、あるいは能率をよくする。このためには必要でありますし、また財政が大きく支えになるということは言うまでもありません。したがって、そういう観点からの努力は今までもやってまいりましたし、今後も引き続き継続をする課題であります。御心配いただいておる趣旨は、要するに将来展望が決して明るくないという

見方のようでありますが、私は、将来展望は決して悲観すべきではないという観点に立っております。いろいろ施策としてもやってまいっておりますし、これが市民に大きく対応が欠落をしているとか、あるいは批判を受けておるということでもないと思っております。

財政の確保ということは、極めて原則的な課題でありますが、今どうすれば日野市の財政がじゃあ豊かになるかという方式は、そう簡単ではありません。本来は国が担当すべき仕事、あるいは思いもかけず国の所得税減税政策で不交付団体の自治体が思いがけない大きな余波を受けておる、こういうことこそ改めていかなければならない手順の一つだろうというふうに思っております。いわゆる財政改革という言い方の中でよく、職員の数を減らすとか、組織を簡素化するとかいうこともあるわけでありまして、なるべく機能的、能率的な組織体制、そして職員のやる気を起こすというまた日常的な意識の高揚ということも大切であります。具体的に何をすればどれだけ財政がふえるではないかということがあったら、ぜひ議会からも教えていただきたい、こんなふうに思っております。要するにみんなの総合的な力で、今日の日野の自治体行政が成り立っておるわけでありますので、ひとつゆとりある考え方で御指導をいただきたい、このように願っております。

何といいますか、今、行財政調査会というのを庁内につくっております。今御指摘のおっしゃる部分を伺いますと、保健行政を福祉部に回せというふうに聞こえるわけでありますが、私は仕事の行政の分量の配分といいましょうか、あるいは事務所の都合もあるわけでありますので、今の組織で十分たえられるというふうに考えております。一層いろいろな観点から努力をしなければならないことは言うまでもありません。御指摘のことは十分配慮しながら努めていく、というふうにお答えをさせていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　随分残念な答弁でございます。一つは、やっぱり将来は、地方自治を悲観していないんだと。悲観しないために、そういう体制づくりをしていく。いろいろと情報の中では、悲観する材料がたくさんあり過ぎるんですね。ですから、そういう懸念を乗り越えて、悲観しなくても済むような、市民が、お年寄りが安心して日野市民として暮らしていけるために、今からそういう体制をつくって、これによって悲観しなくても済むようになるんです。初めから、国が悪い、どこが悪いとか、確かに国の問題点もあります。だけれど、それはそれとして、じゃあ日野市としてどう対応するんだと、具体的に。財政もそうだし、組織体制もそうだし、また、この保健

福祉計画を具体的に遂行するために、これだけ全庁挙げて取り組んでいくんだと、そういう方向が明確に出ていけばこれは安心できるんです。何らそれが組織体制も不明確であり、財政的なもの、財政計画すらない。

今後、過大な負担がかかる福祉について、それに対応できるだけのどうすれば財政が対応できるか、それをつくり上げていかなきゃいけないんです。それを市長が約1,400名の職員を抱えて、そういう体制をみずからやっぱりお示し願うことが基本ですよね。私たち議員は、そういうシステムを持っていないんです。もし、そういう人をかしていただければ、早速私、つくりますよ。もう少し、市長、あなたの置かれた立場の責任ということを遂行していただきたいんです。現在と未来に向かって責任が持てる行政運営をするのが市長の役目であり、また政治の役目なんです。その道しるべを引くのが市長の役目なんです。そうでないので、私は市長にお尋ねをして、少しでもそういう体制づくりをしていただきたいということで質問しているところでございます。ですから、もっと責任ある答弁と、また体制づくりをしていただきたいんです。

ちょっと、もっといろいろと質問することもあるんですけれど、次の時間あるので、またこの問題は別なときに質問を継続してやります。特に、多摩川苑福祉ゾーンについても、本当はお尋ねしたいのがあったんですけれど、ちょっと今回は割愛させていただきまして、次回に回させていただきますので、もう少し、市長は市長として、日野市の職員の組織機構を十分に活用しながら、将来も安心して市民が納得できる福祉体制を築けるように、しっかりとした対応をひとつよろしくお願いします。

以上をもちまして、終わりにいたします。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって6の1、安心できる「長寿社会を築くため」に福祉行政を問うの質問を終わります。

一般質問6の2、安心できる「危機管理体制や震災対策促進」のため再び問うの通告質問者、馬場繁夫さんの質問を許します。

○22番（馬場繁夫君）　それでは震災対策に関連して質問をさせていただきます。

平成7年の第1回定例会の中でも質問をいたしましたが、その後、いろいろと市長からコメントが発表されてまいりましたので、気になることが出ましたので、今回は質問させていただきます。

第1問としましては、総合防災訓練は、各種団体の訓練ではなく、市民中心の訓練のあり方について、昨年の第3回定例会で質問をしてきているわけでございますが、その以後の検討状況について第1点はお尋ねいたします。

第２点目としましては、自主防災組織について、突然、５月１日の広報で、小中学校の校区規模でコミュニティー協議会の計画の発表、そして６月の広報でも、学校区規模のコミュニティーを想定して、緩やかな線引きを試み、行政からの要請行事の提案がありました。理解もできない内容でありますし、どなたがどのような目的のために、突然この発表をされたのか、説明をお願いいたします。

以上、２点についてお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さんの質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　防災関係の御質問でございますが、１点目の防災訓練のあり方というようなことでございます。防災訓練には、御承知のように、発生対応型訓練と、予知型訓練とがございます。毎年夏の８月の最終日曜日に総合訓練ということで実施しておりますけれども、昨年は宮地区の場所で行っております。参加機関は、市役所はもちろんのこと、消防署を初め、防災関係機関が11、自治会が14でございました。自治会14にはかなりの働きかけをしてございますが、なかなか集まりが悪いということは、これまでの実態で明らかになっております。今後、阪神・淡路大震災の件もございましたし、また市の対応も、できるだけ市民に参加していただくように働きかけていきたいというふうに思っておりますので、今後、市民の参加はふえると期待しておるところでございます。自治会への働きかけの中で参加していただきました市民は、実際に暑いさなかではございますけれども、災害が発生した場合は、やはり、自分の身は自分で守るというのが第一義的な行動でございます。そういう中では、あの訓練の中でいろいろな体験する場所がございます。そのような体験の中で一応の心構えを持っていただきたいというふうに思っておるところでございます。

なお、訓練に当たりましては、新しくできました防災情報センターの無線機器等も活用しておりますし、またことしの防災訓練につきましては、同報無線を一応訓練として使っていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、自主防災づくりでございますけれども、自主防災につきましては、やはり一番先、我が身を守るのは自分であり、また近くの人たちでございます。そういう中での自主防災が必要なことは、先般の阪神・淡路大震災でも教訓となっておるところでございます。このような中で、日野市につきましては、自主防災組織というものが公式的には数として出ていないわけでございますが、市といたしましても、自主防災づくりを指導し、育成していかなければならないと思っておりますし、また自治会の中でも、そういう防災組織づくりが持ち上がっておるところでございます。組織につきまし

ては、どの程度の規模がいいかというような議論もございますが、一つには、避難場所が学校を利用するというようなことでございます。そういうような中では、学校を一つの核といたしまして組織化できれば、というふうに思っておるところでございます。もちろん、それに至るまでには、各自治会で自主防災についていろいろ議論していただき、最終的には学校単位で一つの大きな体制をつくっていただければ、特に避難所の運営等でスムーズにいくんではないかということを考えておるところでございます。

そんなことから、担当といたしましては、自主防災づくりにつきましては、どんなふうにつくるかというようなことの一つのマニュアルについては考えてございますが、一方でコミュニティーづくりということを投げかけてございますので、それをあわせて行っていきたいという考えでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　答弁ありがとうございました。

まず１点なんですけれど、毎回、この総合防災訓練は、市民の方の協力が少ないんですね。これは何が一番原因かということになりますと、一つは自治会のリズム、一つはやっぱり、最初の自治会の総会なり、また役員改正があった段階で、もう初めから計画に入れていないということが大きな問題点の一つになると思うんです。ですから、毎年、その面が明確になっているんですけれど、いつも後手後手で、３月、４月の段階で自治会にお願いして、自治会の行事の一環としてとらえていただくような対応をすれば、もっともっと協力体制ができるんでしょうけれど、そういう体制をしていない。非常に間近になってから連絡が行く。それでは自治会も対応できないのが実情だと思うんです。ですから、そういう体制をもっと計画的にやっていただきたいんです。

それとこの内容につきましても、今回、同報無線を使って云々といいますけれど、十分な検討はしていないんですね、残念ながら。今回、大きな大震災がありましたし、確かに消防署とか、またＮＴＴとか、いろんなそういう方たちは常に訓練をしている。いろんな対応する準備しているわけです。ですから、それのための総合防災訓練ではないんですね。あくまでもこの防災訓練は、市民のための、市民の意識の高揚と同時に、体験をして、そういう認識を深めて、災害のときには十分それぞれが個人のレベルでも対応できるための訓練になると思うんですけれど、それと同時に、これから行政職員、行政側の訓練もあわせてやっていく方向が大事だと思うんです。そういう視点の中で計画を見直していただきたいんです。しっかりと見直してもらって、どういう対応するか。

それがないと、この防災訓練の一つの形式的なものに終わってしまいますので、そうでない体制づくりをこれからつくり上げていただきたい。残念ながら、今までそういう質問を昨年第３回定例会でしているんですけれど、現実的には検討ができていない状況でありますので、しっかり検討してください。その辺について再度お尋ねします。

それから２点目は、非常にわかりにくいというか、広報で「市長室から」ということで、２回にわたりまして、コミュニティーを核とした学校コミュニティーを発表しましたが、今一番大事なのは、避難のための運営がうまくいくかどうかなんていうのは、これはもっと後でいいんです。今一番日野市にとって大事なことは、いかに早く、たくさんの市民の人が理解を示していただきまして、この自主防災組織をつくっていただくか、これが一番メインなんですね。このために、広報でどんどん市民の皆さんにお願いや情報を提供するわけです。今、学校区のコミュニティーなんて、たくさん自主防災組織ができた段階で、じゃあ、その避難所の場所において円滑に運営するために、そういう人たちに集まってもらって、学校区単位で連絡協議会を持ちましょう、というのはわかるんです。日野市は今、ゼロです。自主防災組織がゼロなのに、何でそれぞれの避難場所の学校区別にコミュニティーなんて、これは根本的におかしいです。今いかに、やっぱり鉄は熱いうちに打てというように、災害がサハリンでもあったと。市民の皆さんが、いろんな不安感を持っているわけです。

この間、東京都のアンケート調査の中でも、自主防災組織を希望する対応が随分多いです。ですから、行政としてはまず市民の皆さんに、そういう情報を提供して、協力していただくようにお願いをしていくことが大事じゃないですか。それがないんです、それが。そして、それを対応できる行政組織を持つことです。今、残念ながら公害防災課では、それを受け入れるだけの人員がいない、体制ができていないんです。これでは何もないんですよ、市長。だからその順序がまるっきり違うんです、順序が。それについては市長にお尋ねいたします。

その２点についてお伺いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　阪神の震災経験に立ちまして、いろいろ地方自治体が自然災害に対応して、危機管理をどのように取り組んでいくかということが、いろいろな形で論議をされ、また行政手順がつくられるようとしておるということだと思っております。我々の考え方が唯一ということじゃないかしもしれませんが、しばらくひとつ御協力いただきながら、自主防災組織ということも含めて、いわゆるコミュニティー意識を

皆さんに持っていただく。みんなが助け合える、まずその前段としては、地域意識を持っていただくということが順序じゃないかと、こんなふうに思っております。かつては、都市生活というのは、隣とは無関心というのが一つの評価された時代があったわけでありますが、今日では、やっぱり地域のことは地域で、お互いが面倒見合う、支え合うという意識がだんだんと新しい地域文化に変わりつつあるわけであります。そういうことを含めて特定の何々の事業をということのみではなくて、日常的に、例えば地域の協力でありますとか、あるいは地域の自主的防災組織でありますとか、そういう形でだんだんと物事を整えていくのが順序ではなかろうか、こんなふうに思っております。

したがいまして、たまたま災害に関しましては、日野市では、学校区、学校の施設を、これを避難所にそれぞれ指定いたしております。一番単位の小さい学校区という形のコミュニティーが一つのよりどころではないか、こんなふうに思い立っておるわけでありまして、今、自治会に行政側からのみお願いばかりするということよりも、自発的に取り組んでいただくというシステムをつくろうといたしておるわでありますので、しばらくひとつ御指導いただきながら、また御猶予もお願いをしたい、こんなふうに思っております。

防災機能、あるいは防災能力というのは、やはり物理的な、あるいは判断能力といいましょうか、システムの整備も大切でありますし、また判断能力が正確であるということが重要だと思っております。災害時には防災対策本部を設ける、あるいはその機能の役割のために、いわゆる自治体の職員が、それも組織という形でどのように積極果敢に、本能のような形で行動できるかというところまで到達するのが大切だろう、こう思っておりますので、そのようなことも含めて、ひとつ一歩一歩仕組みを進めていきたい、こう考えておる一つの施策であるというふうに御理解をお願いしいたと思っております。消防団という既存の組織もあるわけでございますので、いろんな整備をしながら、総合能力を高めていくということで努力をするつもりでありますので、また御指導をお願いしたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　防災訓練の件でございます。御質問にありましたように、計画が遅いといいますか、時期を迫って立てるというような中で、自治会ではその対応が難しいのではないかというような御指摘でございます。そのようなこともあろうかと思いますので、できるだけ早目に計画を立てまして、地域の自治会等に周知いたしまして、また御協力、参加をお願いしたいというふうに今後努めるつもりでございます。

また、行政職員の参加ということでございますけれども、一番肝心なのが、参集といいますか、どの程度早く参加できるかというようなこと、役所あるいは災害対策本部に参集できるかというようなことでございます。ことし１回、２月には訓練をいたしましたけれども、今後また考えていきたいと思っております。

また、水道、建設、あるいは福祉等につきましては、総合訓練の中で活躍しておるわけでございますけれども、そのほかの本部のそれぞれの財政対策とか、あるいは救援物資の配分、輸送というようなところは、当日の防災訓練には出てこないというような隠れた中のものでございます。これらにつきましては、防災計画の見直しを各今対策部にお願いをしております。そういうような見直しの中で、先日も執印議員さんから御指摘がありましたように、どうすればいいかというような、分厚いマニュアルでなくて、簡単なものですぐ対応できるようなもの、そういうようなものも考えて対応していくという、会場では見えない、別のところの訓練といいますか、準備も整えていきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

とにかく、議会で答弁したことについては、積極的に検討します、というような答弁した場合については、もう少し行政ではしっかり検討していただきたいんです。そして、その検討結果はこうだった、というはっきりと言えるような、議会軽視になりますよ。できないものはできないと、はっきり言ってください。議会で質問したことについては、もっと誠意を込めて対応するシステムというか、当然なことですから、そういうことを今後、それぞれの部署はお願いしたい。それをしっかりとお願いしておきます。そこで防災訓練についても、今後しっかりと検討する中で、やはり市民が積極的に参加できるようなシステム、また市民が市民のためになるような市民中心の新しい訓練方法というのをつくり上げていただきたい、これをくれぐれもよろしくお願いいたします。

それから、市長の答弁は、本当に納得できないです。コミュニティーについては、随分前に市長とは随分、一般質問を通じて話が合わなかったんですけれど、その中で市長の骨子は、コミュニティーというのは、行政が仕組むということより、地域で住民意識によって、住民自治の考え方によって組織されていくべきである。これは行政がやるんではないんだ。こういう、市長の一貫した考えです。コミュニティーの考え方については。それで今回、突然、コミュニティーを行政から学校区のコミュニティーと

してやっていくんだなんていう、今までの答弁とはまるっきり別な発想が出てきてしまったんです。全然理解できないんです。その場その場で変わっちゃうんですね。変わっても、それが理解できる内容ならいいんです。

それと、コミュニティーをそういう意識を持って地域の人たちが支え合うとか、地域の協力体制ができる、そういうためにやるんだ。だから、自主防災組織ができれば、少なくとも地域の中で、寝たきりの人とか、体の不自由な方とか、いろんな人が把握できるし、そしてみんなで協力していこうという体制というのは自然にできるんですね。そうすれば、そこからいろんな人間の輪が広がる。結果的にはコミュニティーというのも広がっていくんです。ですから、先に学校区でコミュニティーというのをぽんと打ち出すんじゃなくて、いかに地域の人が、まず主体的に皆さんが、それぞれの地域の中で、規模は条件によっていろんな規模になるでしょうけれど、いろんな地域の人々が、自治会の単位であったり、いろんな人たちが中心になってみずから自主防災組織をつくれる体制づくりが大事じゃないですか。そのためには、広報で促していく、そしてまた、そういう相談に来れる行政の対応、それ専用の職員がいて、しっかりといろいろと対応していく。それが公害防災課の仕事になるわけです。その対応できる職員がいないんです、今。それで、コミュニティーだ、何だかんだ。そして、もう少ししばらく時間ください。これでは、なかなか進まないです。対応できません。まず積極的に行政としては、この自主防災組織ができるような体制づくりをしていただきたいんです。市長、この辺について、余り時間がないんで、簡単明瞭に、もっと具体的な方向性を見出してください。

そして、少なくとも、防災会議、昨年の第３回一般質問の中でも、10名の体制が必要なんだと、防災だけで。こういう答弁なんです。そのときに市長も、１年以内に解決します、という答弁しているんですね。もうことしの９月で１年になっちゃうんです。ですから、そしてその後、地震があったり、非常に大変な状況。またこれから防災計画をつくらなきゃいけない。これは大変なことなんです。ですから、問題は、そのプロセスが大事だから、どこかで外注してつくればいいということではなくて、やっぱり職員がみずからできる体制を整えてあげるのが市長の役目なんですよ。ですから、地震に対して、大きく日本国民ならず世界で大変関心を持っているこのときに、１人や２人のすぐ職員が対応できないなんて、そんな市長じゃおかしいでしょう。これは今がチャンスなんです。少なくとも一遍に５人ふやすことは難しくても、２人ぐらいふやして、そんなことで段階的にやっていく。そして次の段階では、だんだんと整えていく。何

も手を打たない。そしてこのややこしいような学校区のコミュニティーを打ち出して、やったふりだけをしていくように思われる対応は慎んでいただきたいんです。もっと責任ある、本当に市民を守っていくんだと。万が一災害があっても、市民の人が一人でも多く助かっていく、また財産が焼けないようにしていくんだというその思いが政治なんです。そのために、そういう組織体制をつくるのが行政の仕事、市長の仕事なんですよ。それをやるんだ、それを。それをやらないんだ、市長は。何でもっと積極的にこれを対応しないんですか。ほかの市はどんどん、例えば災害があった後にアンケートを見ますと、八王子市とか多摩市の方では、この自主防災組織が例年よりも２倍の申し込みがあったということの新聞報道があるんです。

ですから、これは熱いうちにどれだけ自主防災組織について市民の皆さんに知っていただいて、徹底して、そういう、みずからの命はみずから守っていくんだ、そしてみずから火を出さないんだという意識を徹底していく。それと同時に、そして次の段階では、隣近所と協力し合って、助け合って避難していく。また初期消火していくという、その自主防災組織を早急につくり上げていくことが、まず市民の命と財産を守ることが先決で、今すぐ手を打てる内容ですよね。それをすぐ、そういう対応をしないということは、これは市長、えらい問題ですよ。これは大きな市長、責任ですよ。ですから、そのことを十分踏まえて、市長、ひとつ、みんなが納得できる、少なくとも自主防災組織と、それを受け入れる職員体制を早急にやってください。あと１分です。市長、答弁をお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　市長、あと１分です。

○市長（森田喜美男君）　防災対策は当面の大切な課題だと思っておりますので、広い視野に立って、専門的なまた御意見も十分お伺いしながら取り組んでまいるつもりであります。

○副議長（宮沢清子君）　馬場繁夫さん。

○22番（馬場繁夫君）　大変残念であります。非常に抽象的で、今までのいろいろな指摘も顧みず、そのような答弁をしたということは、納得できない状況であります。もう少し、現在と将来に対して、市民に本当に責任の持てる行政運営をしっかり市長、やっていただくように心より強くお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって６の２、安心できる「危機管理体制や震災対策促進」のため再び問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時39分　休憩

午後１時８分　再開

○副議長（宮沢清子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問７の１、市職員を大切に――職員こそ市政推進の原動力だ――の通告質問者、一ノ瀬隆さんの質問を許します。

〔28番議員　登壇〕

○28番（一ノ瀬　隆君）　「市職員を大切に」と題しまして質問させていただきます。サブタイトルで「職員こそ市政推進の原動力だ」と、ごくごく当たり前のことを申し上げて恐縮に存じます。

森田市長と私は、市政執行について多くの場合、いや、ほとんどが同じ意見だと思っていますが、ほんの少し意見の違う点もあります。いつの日か毎日新聞で紹介されたことがありますが、「強きをくじき、弱きを助ける」という森田市長の姿勢に私が共鳴していることが同意見になることが多いのだと思っているところです。

ほんの少し意見の違う点、その一つが職員に対する見方かなあと思っています。職員に対する考え方で、市長と私との違いを見出したのは、表彰条例による職員の表彰に関してのことでした。

表彰条例施行規則の地方自治功労で、表彰推薦基準として「市職員25年以上」がありました。私はこれらの表彰基準の矛盾を指摘し、主として市の職員が冷遇されている事実を挙げ、是正するよう求めました。私の不徳のいたすところか、やぶをつついて蛇を出したように職員の表彰がすべて葬られてしまい、唖然といたしました。私は今でもこの市職員の表彰を外すことは間違ったことだと思っています。職員の長年の市政発展に尽くした働きは、市民の業績と同様に、高く評価することは当然のことだと思います。残念ながら森田市長の職員軽視と見ざるを得ないのです。もちろん、私と意見の違うところです。

しかし森田市長は、1985年３月の自前の政策研究についての私の質問に答えて、「自治体経営の先進的施策は、市職員みんなの力によって発展させようとすることこそ期待される自治体の姿である。若い有能な職員もいるのだから、市民の要望に耳を傾け、はつらつとして市民サービスができるようにすることが、私に与えられた大切な仕事だ」

と、市の職員に大きな期待も寄せていました。

「市長の補助職員」という言葉をよく聞きます。法律用語なのかもしれませんが、いい言葉ではない。こんな呼び方も、そんな意識も捨ててほしいと思います。「補助」という言葉は広辞苑によらずとも、補い助けること、そこに主体性はありません。森田市長ですから、もとより職員の主体性を無視して補助させるだけだとは思っていないと思います。しかるに「どうせ私は補助職員ですから、市長の言われるとおりやるだけです。反発なんかできるものですか」という職員ではいけないと思います。市長と意見が違ったら、とことん納得するまで後に引かないくらいの仕事を愛する気持ちが必要だと思います。「たかが補助職員」ではなく、「されど補助職員」と頑張ってほしいと思います。それにしても「市長の補助職員」という言葉ほど、職員のやる気を抑えるものはないように思います。もう補助職員などという言い方はしないでほしい。法律からも外すべきだと私は思います。

とにかく市政を執行し、これをさらに発展、前進させるための最も大きな力は市職員の力であります。この職員に対して市政推進のための厳しさを求めると同時に、職員を大切にする施策こそ重要であると考えます。

もう20年も前になります。ある職員から、市職員の福利厚生面の待遇はよくない。あなたの会社に比べて全く悪いでしょう。ぜひ一般質問に取り上げてくださいよ、と言われたことがあります。確かに私の勤務していた会社と比較すると、いろいろな面で相当な差がありました。「市長よ、職員の福利厚生面をもっともっと充実せよ」といった主張をやってみたいと思いました。それらは職員組合の運動に任せるべきだという社会党の方針があって、議会での発言は実現しませんでした。一昨年の市長選挙で、ある候補者を応援したことがきっかけとなってその制約がなくなり、ここで晴れて質問に及んだということであります。もちろん、職員組合の運動は尊重し、市長にも労働組合である市職との交渉は誠意を持って当たるよう望む気持ちはいささかも変わりありません。

本題に入って市職員を大切にする施策について幾つかの面から言及したいと思います。

私の尊敬する――同期ですから、敬愛と言った方がいいでしょうか。私の敬愛する元市議会議長の石坂勝雄さんの一般質問がありました。1984年９月のことですが、「市職員の採用、給与、適正配置、昇進制度について問う」と題したものでした。議長をやめられて２年半ぶりの質問で緊張していたというもので、この質問、１時間22分に及ぶもので、会議録23ページの力作でした。これを読ませていただき、参考にさせてい

ただきました。

職員を大切にする施策としてどんなものがあるか分類してみました。一般職員共通のものとして、職員の福利厚生と職員の自立に関するもの、障害者など弱い立場の職員に関するもの、職員が亡くなり、取り残された遺族への救助の施策、特殊勤務の職員に関するもの、一般職ではない作業員、用務員などの職員に関するもの、さらに市職員とは違うが、外郭団体の職員と市の業務の委託先の作業員に関するもの、以上のように分類して考えてみたいと思います。

まず、職員の福利厚生面の充実についてであります。私は７年前までの38年近く、我が家の近くにある会社に勤務していました。そして後半の15年近くは、いわゆる兼職の議員で、私の勤める会社と比較しながら市職員に与えられた福利厚生施策を身近に見てきました。外見できるものだけの比較ではありますが、幾つかの差を見出すことができました。市政推進のために頑張る市職員のための施策が比較的に相当劣っていると実感しました。会社と役所は違うといっても、日野市役所もその従業者数からいえば、市内ビッグ５に入る事業所ではないでしょうか。大会社並みの厚生施設があって当然だと思います。

私の行っていた会社と市の状況を比較してみますと、一方は昼休みになると一斉に食堂に行き、材料費だけの食券で昼食、その後グラウンドでの野球、コートでのテニス・バレーボール・バトミントン、体育室での卓球と、職場にいる人はほとんどいないで、それぞれいっときを楽しみ、定時後もそれを楽しむ人がいる。他方、日野市の職員の昼休みは、将棋と囲碁ぐらいのものです。食堂も余り利用されていないようです。市の食堂は最近特に不評のようです。市の食堂が何カ月間か閉鎖されていたことがありましたが、こんなことは会社では全く考えられません。一日たりとも食堂の休みは許されていません。ここにも両者の大きな差が見られます。市役所の食堂をもっと格安でうまい食事を提供する食堂にしてほしいというのは、市の職員の大きな願いではないでしょうか。

市の施策として卓球やバトミントンぐらいはできないのでしょうか。建て増しする予定が不可能になったという庁舎２階部分の屋上の利用だって考えられると思います。隣の実践女子短大のテニスコートやグラウンドを昼休みぐらい借りられないのか、そんな思いもするところです。本庁舎以外のいわゆる出先機関への施策はさらに欠けていると思います。食堂もないところが多いと思いますし、これら出先についても真剣に考えるべきだと思います。

職員の福利厚生に関しての質問として、質問１．市内大企業と比較して市職員への福利厚生をどう考えるか、今後の方針いかが。

質問２．職員の喜ぶ食堂にするための努力はできないか。

質問３．職員が楽しめる昼休みにするための施策はないのか。

質問４．本庁舎以外の職員に対する施策の現況と今後は。

次に、職員の自立ということでくくってみましたが、職員の昇進、研修、研究、異動などに関して質したいと思います。

例規集をひもときますと、日野市職員任用規程というのがあります。「職員を、その者が現に属する職務の等級から、それより上位の職務の等級に変更することを「昇任」という」とあり、第18条に「職員の昇任は、すべて昇任試験成績及び勤務成績を同等に評価した結果により行わなければならない」。第19条「昇任試験は筆記試験及び口述試験を併せて用いることにより行う」。第20条「昇任試験は毎年度１回以上行うものとする」とあります。

係長の試験をやったとか、課長の試験をやるんだとか、最近でも高野英夫さんや野中勝美さんが部長の試験に受かっておめでとう、など聞いたこともありません。どうなっているのでしょうか。

先ほど紹介しました石坂勝雄元議長の質問が、この昇進試験に触れています。伊藤正吉総務部長答えていわく、「管理職の試験制度でございますけれども、都下でも何市か管理職の登用試験をやっているようでございますが、非常にこの点についてはメリットもあるわけですけれども、それに引きかえまして試験勉強一本やりというような形の弊害も出つつありますので、この辺の絡みの中でこれからもやはり検討していく必要があると思います」。

私はこの昇任試験は、適切なものであったら、「職員を大切に」の施策になるものと思っています。そして、それに大いに関係があり、市政推進の担い手としての厳しさに耐え得る職員をつくるために、職員の研修もまた職員を大切にする有力な施策だと思います。

私は1985年３月と1986年６月の一般質問で、「職員による自前の政策研究」について触れました。「自治体に政策研究の波が高まっている。この波は自治体が自立的な政策主体となること示すものである。戦後40年、今や政策の質が問われ、自治体では総合的な観点からの政策研究が必然となっている。自治体は現代社会の難問に挑み、問題解決を図る現場であり、仕事を通して議論を戦わせる論壇である。自治体を舞台に自治体

学の研究が進み新しい議論が確立されることを、時代と地域社会が求めている。自治体は政策研究の時代に入ったのである」。こういう政策研究のキャッチフレーズを紹介したものでした。

森田市長も先ほど述べましたように、若い有能な職員への政策研究の期待を表明していました。それから10年たちました。政策研究を奨励することもまた職員の意気を高揚させ、職員を大切にする施策だと考えるところです。

私は議員になって１期目、２期目あたりは、各部長、課長はもちろん、係長ぐらいまで名前を把握していました。今は部長はわかりますが、課長でも思い出せないことがあります。年のせいもあると思いますが、余りにも動き過ぎる。早い動きについていけないのです。私のいた会社とは仕事が違いますが、会社では全く考えられないことです。すぐに異動して、すぐに覚えられる市役所の仕事は、そんなに易しいのだと思いたくもなります。

こんなに短期間では、腰を据えてじっくりと市民のための市政を研究し履行することはできないのではないかと思います。どうせやろうとしてもすぐ異動だから、やっても仕方ない。この結論は難しいや、もう少し先に送れば、異動になるだろうとか、私はこの職場に来たばかりだからわかりません、こんな声やうわさをしばしば耳にします。早く異動させることは、職員を大切にしないことの典型に見えてなりません。

以上申し上げ、職員の自立の項での質問をします。

質問５．職員任用規程で定められている昇任試験の現状と今後をどう考えるか。

質問６．職員の研修の現状はどうか。今後はどう考えるか。

質問７．職員の自前の政策研究はどのように進んでいるか。

質問８．職員の職場異動が頻繁過ぎて、業務に支障を来すように見えるがどうか。

次に、今回の質問を取り上げるきっかけでもあった、障害のある職員など弱い立場の職員と苦しい家族に思いを寄せての質問をさせていただきます。

障害者の法定雇用率を満たすために、お願いして市役所に来ていただいた。何年か働くとそのことは忘れられ、障害を顧みられず、職場異動がなされる。こんなことがあってはならないと思います。障害のある職員は、自分の障害のハンディを克服し、周りの人々に迷惑をかけまいと一生懸命やっていると聞きました。周りの職員が可能な限り協力して、障害者の仕事を守らなければならないと期待するところです。

もともと職場が異動する場合、一般の職員でも本人の意向が尊重され、了解を得てなされるべきであり、これが職員を大切にし、より市政が推進されるものだと思います。

それが物理的に困難なので仕方なしに現状のようになっているのだと私は考えるところです。しかし、数の少ない障害者だけならそれが可能ですし、障害者自身の適性は他人には理解しにくいものですから、障害者の異動の場合は、事前の了解が必要だと思うのです。そして一人の労働者として、すべての職場で認められなくてはならないと思います。

労働災害で腰の痛みが続くなどの後遺症に悩む職員がいたら、より適切な職場へ移すなどの配慮がどうしても必要だと思います。

相変わらず学校での「いじめ」が問題になっています。最近、青島都知事が都議会のいじめに遭ったと報道されています。いじめは学校生徒だけではないようです。市の職員の中にも、職員によるいじめに遭った人はいないのでしょうか。これらの対策も考えることによって、いじめの起こらないようにしなければならないと思います。

質問９．市職員の障害者の雇用状況はどうなっているか、法定雇用率は満たしているか。

質問10.すべての障害者である職員が働きやすい職場に配置されているか。

質問11．障害者である職員の職場異動は本人の意向が尊重されているか。

質問12．障害者が定数外として配置されている事実があるのか。あったとしたら、それは改善できないか。

質問13．労災の後遺症に悩む職員への配慮はなされているか。

質問14．職員による職員へのいじめの事実はなかったと思っているか。今後の方針は。

以上が、障害のある職員などに関する質問です。

次に移ります。不幸にして職員が亡くなられた場合、特に若い職員の場合など、残された遺族は大変です。子供が高校生、中学生の場合など、奥さんはまさに途方に暮れてしまうと思います。私のいた会社では、男性の従業員が亡くなった場合、その奥さんを入社させるという施策がとられていました。市でもこのような施策がとられれば、「職員を大切にする」施策の大きなものになります。すぐに奥さんを職員にすることが難しいとしたら、市役所でなく市の外郭団体でこれを実現してほしいと思います。これは遺族が望むだけでなく、彼の残された職場の同僚、友人もそれを強く望み、それが実現できれば「よかった」と安心するに違いないと思います。

質問15.職員が亡くなって取り残された家族を救う手段を考えるべきだと思うがどうか。

質問16.市の外郭団体の雇用を考えることはできないか。

次に、三交替などで変則勤務をする職員、夜勤する職員、そして世間一般が休む中を日曜・休日に出勤する職員に対しての「職員を大切にする」施策をただしたいと思います。

実は私は、18歳で市内のある化学工場に入社し、以降30歳まで三交替勤務を余儀なくされました。変則勤務のつらさ、日曜に出勤する悲しさ、そして何よりも「草木も眠る丑三つどき」も仕事をしなければならない夜勤のあの苦しさを、だれよりも知っているつもりです。私は大事な20代のすべてで三交替勤務を強いられたので、明らかに寿命は縮まっている。何年かは必ず早く死ぬと今でも思っています。変則勤務者は、普通の生活をしている人にはわからない、多くの悩みを持っています。

今から考えると40年ぐらい前になるでしょうか。こんな悩みを網羅して、原稿用紙20枚ぐらいにまとめて労働組合の機関誌に発表したことがあります。近くに住んでいた作家の伊藤整さんの作品をもじって、題して「三交代勤務者の生活と意見」でした。三交代の多くの方から「よく言ってくれた」と賛辞をいただきました。全体から見ればごく少数のこの人たちは、あきらめて口を閉ざしていたのでした。その後三交代勤務に対する労働条件は幾分なりとも前進していったと思っています。

私の半生の経験の中から最も強く自信を持って言えることは、変則勤務、夜勤勤務者をもっともっと優遇すべきであるということです。これらの職員、市立病院の看護婦、クリーンセンターの交替勤務者、あるいは市民会館の職員などですが、これらの職員を大切にするものとして、血の通った各種施策に加え、手当を大幅にアップし、そんなにもらえるのだったら、おれも夜勤をやりたい、市民会館へ異動したい、というような人が出てくるようなものにすべきだと私は思っています。

質問17.夜勤勤務者への配慮が十分なされているのか。

質問18.日曜に出勤する職員への配慮が十分なされているのか。

続きまして、作業員とか用務員とか、給食調理員とか呼ばれている一般職でない職員を大切に、と訴えたいと思います。

このような一般職でない職員、地方公務員法が適用されない職員だということですが、私はここで、現業職員と呼ばせていただきます。現状、現業職員は、どんなに優秀な職員でも、何年やっても昇任の道はないと聞いています。現業職員だけの係だったら、その係長はそこの出身の現業職員が最も適任だと私は思います。八王子市などでは、そのような道が開かれていると聞いています。現業職員でも1,000人以上のその多くが一

般職の職員の組合員を統括し、長い間労働組合の委員長を立派に務めているような人がいたとしたら、課長でも部長でもできる実力の持ち主だと思います。要は市政推進のための手段ですから、こんな抜てきだって考えていいと私は思うところです。

現業職員が一般職になるための「任用替え」とか言われている試験があると聞きます。聞くところによると、非常に難しい試験で、ただ現業職員に幻の希望を持たせるだけのもののように見受けられます。５年たった一般職でもまずは受からない試験では、そう見られても仕方がないことでしょう。職員のそれまでの実績を加味したものにし、一般職の新規採用を減らしても、現業職員の中から一人でも多く合格者を出すようにすべきだと考えます。それによって現業職員に張り合いが生まれ、現場での市民サービスは倍加されると思います。

ここで付言させていただきたいことがあります。作業員、給食調理員、用務員などの現業職員の採用試験のことですが、募集の資格に「大学、短大卒業及び在学中の方は除く」とあります。大分昔からこのようになっていて、不思議でならなかったものです。これは間違っている。憲法違反ではないのかとすら思えるのです。おれは大学を出たけれど、何としても給食調理員になりたいという人がいても決して不思議ではありません。そういう人を締め出すべきではないし、学歴があるから不利になることがあってはならないと思います。逃亡のため指紋を削ったという人の話を聞きましたが、指紋は消せても、学歴は消せないのであります。これはマイナスの学歴差別であり、今後是正してほしいと思います。

以上、現業職員について申し上げ、質問します。質問19.一般職とそうでない職員との間の「差別」は全くないと思っているのか。

質問20.作業員、用務員などの昇任の道は全くないのか。今後検討する考えはないか。

質問21.作業員や用務員が一般職になるための「任用替え」の試験の実情はどうか。試験の頻度、受験者数、合格者数は。

質問22.この試験は余りにも難しく「形式的」にすら思えるが、実態に即したものに改善する考えはないか。

質問23.作業員、用務員などの採用試験のとき、大学卒などを排除しているが、これを是正することはできないのか。

次に、市の職員ではないが、大いに関係があり、市の職員と同じように大切にしてほしい職員、従業員について触れさせていただきます。

それはまず福祉事業団とか、環境緑化協会とか、さらにこのたび難産の末発足しまし

た企業公社など、いわゆる市の外郭団体の職員ないし社員についてであります。立派な労働組合が存在する市職員の一般的な労働条件については口を挟むのはできるだけ遠慮すべきだと思っていますが、労働組合ができていないこれらの外郭団体について労働条件を見たとき、市の職員との差があることは明確のようです。外郭団体である養護施設に働くそこの職員が、夜中に緊急に呼び出され仕事をしたが、その場合の手当が余りにも低額過ぎる。市職員が同様の場合の手当と比較して雲泥の差があると聞きました。労働組合ができること、もしくは日野市職傘下に入ることを期待するところですが、現状、市として何とかしてほしいと思います。

その次に、有限会社日野環境保全など市政の重要かつ大きな部分を業務委託しているところの従業員もまた大切にほしいと思います。労働条件の向上が市の施策と大いに関連があり、そのことを考えてもらうことはもちろんでありますが、従業員、労働者にとっては、雇用の確保が何よりも心配なことです。市が委託を打ち切れば多くの労働者が路頭に迷うのです。市としても当然考えるべきであります。

市役所食堂の経営が何回か変わりましたが、そこに働く従業員の同じ顔を引き続き見るとき、市の施策と市職員組合の何よりも労働者の雇用を優先させる運動を快く思っているものです。

質問24.福祉事業団などの外郭団体の職員の労働条件についてどう考えているか。これの向上に努力する考えはないか。

質問25. 有限会社環境保全などの委託会社の従業員の雇用の確保についても市として考えていかなければならないと思うがどうか。

以上、幾つかの面から職員を大切にする施策を問うてきましたが、最後に質問26として、その他市職員の意欲を向上させる施策は、職員を大切にする施策はないか。

以上、26問に対してお答えいただきたいと思います。

なお「職員を大切にしなさい」という質問ですので、職員以外の人に答えてもらうのが筋だと思い、通告書にはその旨記載したところです。回答を求める理事者として、市長、助役、収入役、教育長、その他としました。通告後、地方自治法により、教育長は一般職であることを知りましたので、それを削除させていただきます。

その他と書いたのは部長ではなく、いわゆる任命権者、職員ではない代表監査委員、選挙管理委員長などの意味を持たせたものです。しかし、職員課を抱える総務部長が回答を用意してきているようですので、お答えをお願いしたいと思います。答えられない部分があるかとも思いますが、その点は後で再質問の形で職員の表彰などと一緒に市長

に答えていただくことにいたします。よろしくお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　一ノ瀬隆さんの質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　前段、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

職員の問題でございます。26問にわたって御質問いただきました。ブロック別には、まず第１段階といたしまして、福利厚生ということでございます。その中で４点質問を受けたわけでございますけれども、１点目は、大企業と比較して福利厚生をどう考えているかというようなことでございます。職員の勤務条件につきましては、勤務の提供の仕方及び勤務の提供に伴う経済的給付がありますが、一概に福利厚生制度だけで比較することは難しいわけでございます。福利厚生制度の充実に向けましては、国や他の地方公共団体の職員及び民間事業の従業者との均衡も失しないように考慮して、その努力をしていきたいというふうに考えております。

２点目には、食堂問題がございます。現在、食堂は来庁者及び職員の利便を図るため、その運営を外部にゆだねて運営しておるものでございますが、昼食時、多くの職員がこの食堂を利用している状況ではございますが、職員の声もアンケート等によりまして、できる限り食事の内容、あるいは食堂のあり方等の改善を図っていくように引き続き努力していきたいと思っております。

３点目が、職員か昼休みにする施設がないというようなことでございます。御承知のように休憩時間については、職員が本来の勤務から解放され、自由にすることが認められた時間ではございます。これの有効な活用を図ることができるのが本来でございます。しかしながら、なかなか市民サービスといいますか、サービスを行っている中では、一斉に職員が職場を離れるということは、来客あるいは電話等で難しいこともございます。さりとて一方には、その本来の休憩を十分に時間としてとるという制度もございますので、スペース的には難しい点もございますけれども、労使双方で知恵を出し合って、そういうような休憩時間を有意義に過ごすことについて検討していきたい、このように思っているところでございます。

それから４点目は、本庁以外の職員の福利厚生ということでございます。本庁以外の職員の方が多いわけでございますが、これにつきましては、病院だとか、保育園だとか、水道部だとか、クリーンセンター、いろいろあるわけでございまして、そこの職員たちの条件が本庁の職員の条件とは皆異なっている中では、なかなか難しい点がございます。しかしながら、できるだけ同じような条件が整うように今後も努力していきたいというふうに思っております。

それから大きな質問の２点目は、職員の自立ということでございます。職員の任用規程が定められておるがどうかということでございます。職員の任用については、条例規則で定められております。御質問にあったとおりでございますが、任用に当たっては、責任感、勤労意欲の減退をもたらすものであってはならないと考えております。現在、試験による昇任制度は実施しておりませんで、所属長の勤務評定といいますか、勤務の評価、あるいは本人の論文というようなことでもやっておるわけでございますけれども、職務と責任に応じた給与体系及び任用制度は、公務員の法律の中の趣旨から必要と考えておりますので、今後も、この職員の任用制度、あるいは給与制度等を検討していくつもりでございます。

それから質問の６の、職員の研修でございますが、職員の研修は、独自研修、あるいは派遣研修、あるいは共同研修などがありまして、現在、年間延べ3,000人の職員が研修を行っております。今後も人材育成のために研修の重要性を認識し、充実に努めていきたいというふうに考えております。

質問の７番目で、職員の自前の政策研究ということでございます。職員の自前の政策研究は、日ごろ業務の遂行に当たりまして、各課単位、あるいは全庁的な組織の横断的なもの、チームによるなど、行政課題に応じた取り組みを行っておるところでございます。一方組織を離れては、自主的な研修、自己研さんといいますか、そういうようなものもしておりまして、外部のセミナーや講習会の受講、そういうようなものも行っております。これらの政策研究を行う職員養成につきましては、他の自治体の職員と共同で行う方法もございます。そういうような政策形成能力に今後も努めていきたいと思っております。

８番目の、人事異動が頻繁過ぎるのではないかというような御質問でございます。現在、職員の異動につきましては、春と秋に一定の基準としまして、在職年数、あるいは自己申告、あるいは勤務評定等に基づいて実施しておるところでございますが、この人事異動は組織の活性化、あるいは適切な人材の活用を図るためでございますが、職員が職場に在職年数が少ないというようなことも若干職場によってはございます。在職年数の均衡等も今後考慮して、人事異動を行っていきたいというふうに思っております。

次に、障害のある職員の件でございます。御質問の９点目には、障害者の雇用はどうなっているかということでございます。障害者の法定雇用率は２％ということになっております。市の職員の中には、視覚あるいは聴覚、肢体不自由等の身体的障害のある職員がおりまして、現在、この法定雇用率を満たしておるということでございます。

それから、すべての障害者である職員が働きやすい職場に配置されているかというような御質問でございます。これらの職員が仕事を行う上では、やはり施設の改善、必要な機器の導入、周りの職員の協力などが必要で、働きやすい職場づくり等をしているところであります。

それから、障害者の職員の異動の本人の意向が尊重されているどうかということでございます。これにつきましても、一般の人事異動よりさらに細かく、そのようなことにつきましては十分考慮して行っておるところでございます。

それから、障害者が定数外として配置されている事実があるかというようなお尋ねでございますが、これにつきましては、そういうような扱いはございません。

それから13点目の、労災の後遺症に悩む職員への配慮というようなことでございます。これまで公務災害はかなり発生しております。しかし、大体が軽傷で幸いに終わっておるわけでございます。しかし、全く後遺症がないということはございません。後遺症のある職員につきましては、やはり本人の訴え、あるいはお医者さんの診断等を聞きまして、状況に合った配置転換、職種替え等の対応を行っているところでございます。

14点目は、職員のいじめでございますけれども、この点につきましては、職員が仕事をしていく中で、いろいろな悩みがあるわけでございます。そういう中で、職員がみずから仕事を進めていく中では、いろいろこれからの仕事を修得していくとか、そういうようなことがある中で、上司や先輩から指導を受けるということもあります。そういうような指導が、一面にはきつく感ずるような受け取り方もあろうかと思いますけれども、これは決して上司、あるいは同僚、先輩等が、そういう意味でのことはしていないつもりでございますし、本人の受けとめ方の差も出てこようかと思いますが、職員課の範囲内では、現在、いじめというようなことは直接は聞き及んでいないというような状況でございます。

それからその次は、職員が亡くなった場合の残された家族のことでございます。現在、職員が死亡した場合には、これは当然でございますけれども、補償制度があるわけです。給与面といいますか、給与待遇という意味での補償でございますね。遺族補償等を行っておるわけでございます。また、その遺族に対する経済的な支援のほかに、やはり就労の問題等もございます。そういうような場合につきましては、相談に応じておるところでございます。

16点目の、外郭団体への雇用ということでございますけれども、外郭団体には外郭団体の採用基準がございます。しかし、そういう採用基準等に適合するようなこと、

また残された遺族の希望等があれば、あっせんしておるというのが現状でございます。

次に、特殊勤務の職員の扱いでございます。17点目は、夜勤勤務者の配慮ということでございますが、現在、夜間勤務をしておるような、変則勤務者と私ども言っておりますが、そういう職員は、クリーンセンターに24名、水道部に12名、それから市立総合病院に、これは看護婦、当直勤務を含めて79名、それから本庁の当直ということが４名で、合計119名の職員がおります。これらの職員に対しましては、勤務に対する対価として、夜間勤務手当及び変則勤務手当を支給しておるところでございます。手当で済むという問題ではないかと思いますけれども、民間あるいは他の団体が行っているような、これは金銭的な給付で一応考えている。額としても他市と比較して妥当ではないかと、そういうふうに思っております。

こういうような変則勤務の職員が長い間続けるということは、やはり生活リズムの問題もございます。ですから、できるだけ一定の年数がたった場合などは、ローテーションや、あるいは職場の配置替えなど、適切な対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。

また、日曜も出勤する職員への配慮ということでございますが、開庁職場がございます。一般の市民の利用する施設、図書館だとか、市民会館だとか、そういうようなところは、土曜・日曜が開庁しております。こういうようなところで働く職員につきましても、変則的勤務というような中では、夜間勤務者に準じて、適切な対応をしておるところでございます。

それから、一般職でない労務職といいますか、現業職といいますか、そういうような職員の問題の御質問ですが、御質問の19番目は、差別がないかというようなことでございます。現在では、いろいろな職種がございますけれども、特に法律上の差を除いては、勤務条件の相違はありません。

それから20問目の、昇任の道でございますけれども、作業員等の職員につきましては、５等級への昇任ということまでということに現在なっております。係長以上の昇任というのは、現在の制度ではありません。しかし、いろいろな仕事の中で、また大勢の職員の中で、その職務と責任を置いた給与体系、任用制度が必要であるというようなことを認識しておりますので、今後、全体の任用、あるいは給与制度を含めまして考えていきたいというふうに考えております。

それから21点目が、任用替えの問題でございます。現業作業員とか、用務員というような現場の職員から一般の事務あるいは技術の方への任用替えにつきましては、年に

1回、新規採用職員と同一の内容で試験を行っておるところでございます。これまでに2名の職員がかわっておるというような実績がございます。大体10名からの受験で2名というようことでございます。

また、この試験が余りにも難しくて、形式的に見えるというようなことでございます。いろいろな職種が市の行政の中にはございます。その職種によって採用試験が異なっているわけでございまして、一般職は一般職の試験、あるいは看護婦は看護婦とか、いろいろあるわけでございますが、用務員あるいは作業員から一般職への任用替えにつきましては、やはり一般事務職の採用条件に合ったものということで行っておりまして、現には、一般の採用では、年齢が25歳未満とかいうようなことがございますけれども、内部的な任用でございますから、年齢条件は外したりしてございます。また、筆記試験以外のものにつきましては、またそれなりの人事考課とか、そういうようなものは反映できるというふうに思っておるところでございます。

次に23問目には、作業員、用務員などの採用試験のとき、大卒を排除しているが、これを是正できないかというようなことでございます。これは職種に差別はないというのが本来でございますけれども、一般的に作業あるいは用務などの職種は、その性質上、特に高学歴が必要ということは判断していなくて、現在はむしろ、学歴はそこまでいかなくても、中学あるいは高校卒の人にその職場の門戸を広く開放しようという意味でも、大卒というものを除外しているというような実態でございます。

次に、外郭団体や委託先の職員の問題でございます。24番は福祉事業団などの外郭団体の労働条件ということでございますけれども、この外郭団体の勤務条件につきましては、大体日野市の職員の勤務条件を準用することになっております。したがいまして、特に問題はないというふうに思っておるところでございます。

また、委託会社の従業員の問題でございますが、業務の委託は、特殊な技術、あるいは高度の専門的知識や、特殊な設備、機械等を必要とする事務事業を委託しておるところでございます。委託会社の従業員の雇用問題については、基本的には、その会社の責任において行うものというふうに考えておるわけですが、しかし、10年、20年というような長い間、市との委託契約で市の仕事をお願いしている中では、問題点があれば、それなりの市も適切な措置ができるように手助けをするというようなことも必要かというふうに思っております。

最後に、職員の意欲向上をさせる施策というようなことでございます。特に目新しいものはないわけでございますけれども、職員もそれなりに努力しているわけでございま

すから、雇用者側といたしましても、この職員の努力に報いるためのものを考えなければならないと思っておりますし、これまでも提案制度の立派な者、あるいは発明等があった者、あるいは長期勤続で成績が良好であった人等についての特別昇給だとか、そういうようなこともやっておるわけでございます。

幾つかの問題につきましては、職員の勤務条件といういろんな全体の中で、任用あるいは給与、そういうようなものも含みまして、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　一ノ瀬　隆さん。

○28番（一ノ瀬　隆君）　いつもながらの数多い質問にお答えいただきまして、大変御苦労さまでございます。

先ほど申し上げましたように、次に市長にお答えいただきたく、若干申し上げたいと思います。

先ほど申し上げました職員の表彰について、さらに加えさせていただきます。表彰条例が全面改正されたのは1979年のことでした。私はこの条例改正議案が付託された総務委員会の委員でした。板垣正男総務委員長でした。その年、３月議会、６月議会と継続審議され、私の提起した点も修正され、成立したこともあって、記憶しております。

この全面改正の大きなポイントに、表彰候補者を市民から推薦してもらうことがありましたが、もう一つは、25年以上も仕事をやり続けてきた市民を、その労苦をたたえ表彰するということがありました。市職員の25年勤続は、既にこの表彰条例によって表彰されてきていました。大企業ではそれぞれ社内で行われているが、中小企業ではそんな余裕はない。それで中小企業の経営者と労働者を、この表彰条例で表彰するという画期的なものでした。

25年店をやっていりゃだれだってもらえるのかと批判はありましたが、森田市長ならではの施策だと評価したところです。大企業労働者などその勤務先から表彰されるものを除いて、あとは市で表彰するのがいいだろうということだったのです。

ところが、その後、そのうちの市職員が除かれてしまった。もともと１人表彰されていたものが、その１人が除かれたというのですから、本末転倒のやり方と言っていいと思います。

毎年春と秋の２回、国の叙勲があります。私の同級生大貫隆君もこのたび、勲５等

とやらをもらったということが新聞に出ていました。この叙勲、国家公務員が圧倒的に多いのです。国の叙勲よりもずっと立派な市の表彰だとは、市長同様思っていますが、それでもある種の参考にはなるはずです。国家公務員に当たる市の職員の表彰がないのはうなずけません。

今の規則だと、40年近く市の職員として市政推進に奮闘し、大きな成果を上げ、その実績をさらに生かしてもらうために、助役を１期４年やり、輝かしい業績を残した。こんな人がいても、この人にも市の表彰はないのです。もちろん、５階の会議室で、職員だけ表彰される制度があるというのは聞いて知っています。それとこれと違うということは説明を要しないでしょう。

市職員を表彰すると対象が多くなり過ぎるからという理由も聞いた気がします。多いからと簡単に市職員を削ると考えるところに、職員軽視が存在すると見たら早計でしょうか。多かったら多いなりに、そのやり方はあるはずです。

最近、市の職員ＯＢが亡くなったと聞きました。親戚以外に４人しか来ない寂しいお葬式だったということです。かっての同僚は、表彰規則が改正される前に退職したので表彰され、亡くなったとき、市長の弔詞があったことを知っていた遺族は、余計に悲しかったに違いありません。

中小企業25年が、これもいつの間にか、役員をやっての25年に直されており、16年前の議会審議とは異なった様相を呈しています。規則は議会に関係なく改正できるにしても、内容が説明されたものと明らかに違っているとしたら、問題を感じるところです。

今後、かつてあった複数のレベルの表彰なども含めて、表彰のやり方、対象を前向きに再検討する必要はあると思っています。

少なくとも、今後、２人の助役を初め、ここにおられる部長のすべてが、いつの年か11月３日、市民会館大ホールで、輝かしい自治功労として真っ先に表彰されることを心から望むものです。それが必ずや市政の前進に役立つことだと思うからです。

以上申し上げ、市長にまず表彰条例ないし規則を近い将来再検討してほしいが、いかがですかということだけを質問しておきます。

そして２番目として、「市長の補助職員」ということについて、どうお考えかをお聞きします。

さらに３番目として、先ほど部長の答弁はありましたが、委託先の作業員の雇用について、考えがありましたらお答えいただきたいと思います。

４番目として、職員が亡くなって残された遺族の雇用についても、市長からお答えい

ただけたらと思います。

最後の質問として、私の質問、先ほどの発言全体について「市職員を大切に」のコメントがいただければ幸いです。市長、よろしくお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　助役から答えてもらおうと思ったんですけれど、いきなり市長からということでありますので、私が先に立って御指摘の点にお答えをしたいと思います。

まず、私の地方自治体という立場についてのあるべき認識ということを、ちょっと申し上げておきたいと思います。

近ごろ、いろんな経験の中で考えるわけでありますが、市長という職は、いろいろな責任が伴っておりますが、何よりも市民を代表する立場ということが一番大切だと思っております。したがいまして、対外的には日野市を代表し、あるいは対内的にも市民全体を代表するという立場だと思っておるわけでありまして、したがって、私企業の仕組みとはかなり意味が違うというふうに考えていることを申し上げておきたいと思います。一ノ瀬さんと大体、事は意見一致できるんですが、公私のことについてのみ少し意見の差があるということを多少感じるわけであります。

私企業の場合は、これは従業員もまた、その私企業に所属する従業員だということでありまして、まさに社長は私企業を代表すると。利潤追求を大っぴらにおやりになる。企業の発展のために、責任を持って尽力するという立場であります。地方自治体の長は、いわゆる地方公共団体の長でありますから、職員はこれはまさに日野市役所という組織の中の、一応補助職員とか部下とか言われる関係にあります。そして、それが共同すれば、市民に対する公的サービスの一集団であると。つまり、職員はむしろ私は、内輪の位置にあると。それから市長のもう一つの大きい立場、これはつまり、むしろ市民にかわって事業所の内部に対して厳しく指導もしなきゃなりませんし、市民の御意向を持ち込んで、政策化する、また事務化するという責任があるように思います。

ですから、ありがたい御質問で、一つは視点を、確かに大切だというふうに御指摘をいただいているわけであります。職員に対してもちろん、行政推進を行う一番大きな仲間の集団であるというふうには言えるわけでありますが、私企業と違う点は、そのあたりに若干あるということを御理解いただきたいと思うわけでありまして、したがって、一面には、市民の立場から、市の職員にはかなり厳しく、公私のけじめを求めるのがまた私の仕事でもあるわけであります。そういう意味で、場合によると、かなり厳し

いということも伴うわけでありますが、人格を損なうような、そういう仕方であってはいけないことは言うまでもありません。

そこで、御質問の趣旨、いわゆる日野市の独自の表彰条例がございます。改正前は、地方自治功労というつまり、役所につかれた方々に最も重きを置く内容の制度でございましたが、私はむしろ、市民の、地域で生活文化に貢献をされた方という視点から、かなり本来の趣旨を民主社会にふさわしい形に直したというような意識がございます。それでその際に、市の職員は一般表彰の対象から除外をしたということなんですが、これはつまり、事業所から見れば、勤続二十数年というのは、まさにその事業所に対する功労者であることは言うまでもありません。

しかし、市の職員は、これはサービスする立場の集団の職員でありますから、市民の前で麗々しく表彰するということは、むしろ奉仕のあり方としては、少し問題があるんではなかろうかということで、企業が企業として表彰しておられる形と同じに、私どもの市役所として表彰する報償制度を設けております。大部分の職員は、定年満期までお勤めするのが当然でもありますし、二十数年というのはもう、すべての職員が適用されるという立場にございますので、つまり事業所としての表彰規程、また表彰の仕組みは、より意義高く持っているつもりでありますが、日野市全体の表彰の対象には、特別職の方は例外だと思いますが、勤続年限でそれを対象にするということは、ちょっと御遠慮した、こういうことがあったということは申し上げておきたいと思います。

これから市の職員を採用いたします際に、職員の側から誓約書を受けることになっておりまして、私はいつも職員に対します最初の訓辞といたしまして、今個人個人の名前で受けた誓約書は、これは市長に対する誓約書ではない。日野市民に対する誓約書であるということを強調いたしまして、つまり公務員の本旨は、まさに市長に忠勤であるというよりも、市民にまず忠勤でなけりゃならないということを最も強調するということが、公務員の本来の基本理念でなければならない、こんなふうに思っているわけでありまして、その趣旨に沿って、その後の職員のいろいろな処遇、あるいは今質問にもありました項目につきまして、対応はいたしておるわけでありまして、不満な点、あるいは不十分な点、多々あろうかと思っております。これは順序を経て、きちんと直すべきものは直していくということでなければならないと考えるのは言うまでもございません。

特に地方公務員は、団結権を認められ、いわゆる組合という立場で、いろいろな諸要求が可能な立場であります。できること、できないこと、おのずからある程度の整

理をしなきゃなりませんが、努めて福利厚生には努めなきゃならないということも、これも当然だと思っております。今までの市の職員の給与体系が生活給という建前を長くとってまいりました。それに対しまして、本来の給与は職務の能力によって給付をすべきではないかということも、議会からしばしば提言を受けてまいりました。社会情勢も変わってまいりましたので、かつての戦後のいわゆる生活給というふうに、優先する考え方が、もうそろそろ時代の変化に合わせて、職務給であるということと、福利厚生に一番重点を置いた施策をとるべきだろうというふうに考えております。

ただ、職員の福利厚生は、市民の目に十分批判にこたえる――こたえるといいましょうか、そういう了解されるということが限度だというふうに言わざるを得ないと思います。したがいまして、今提案といたしましては、幹部職員にも、あるいは組合の交渉に対しても、職員会館をつくったらどうだろうかということを提案しております。その際に、市の土地を使ったり、あるいは市の公金を主として使うということでは、これは市民の側からは必ず批判が出ると思いますので、つまり、市民サービスがまだ十分でないということであります。工夫をして、ひとつ可能な方策を考えたらどうだろうかと。例えば、民間の方に、土地をお持ちの方に、そういう建物をこの周辺につくっていただいて、それを賃借りをするというような方法も一つの方法だろうと思っております。そういうことをもっと具体化したいと思っておりますので、よろしく御理解を願っておきたいと思っております。

一々の御提案、本当に大切な視点だということを十分伺ってまいりました。これからも職員とともに、いわゆる職員を大事にし、また能力を発揮してもらうにはどうすればいいかということも十分検討していきたいと思っておりますので、よろしく御指導をお願いいたします。

以上です。（「市長、メモを渡したんだけれど、それで答えてくれないんですか。市長でなけりゃ答えられないから、特に……」と呼ぶ者あり）私のお答えすることは以上で尽きると思っておりますので。

○副議長（宮沢清子君）　一ノ瀬　隆さん。

○28番（一ノ瀬　隆君）　さっき、４項目、５項目でしょうか、はっきり項目を書いて市長にメモで渡したんですよね。市長に答えてくださいと。それでほとんど答えないうちに、私の答えることはこれだけです、と言われたんじゃ、質問者としては、立つ瀬がないんですけれども。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　表彰条例、あるいは規則、近い将来に検討をすべきという御提案だと思っておりますので、今お答えをした中で矛盾することがあれば、ひとつ正確に検討をしなきゃならない、こう感じております。

それから「市長の補助職員」というのはこれは、行政用語でありまして、私がいいとか、悪いとか言う立場ではないと思っております。むしろ補助職員として、市長の意を十分体して市民サービスをしていただくというのが、本来の市長と職員の関係だと言ってよいと思います。

それから、委託先の従業員のところにつきましても同様でありまして、委託先で職員が不満を持つというふうなことはあってはなりませんし、それが行政側の責任であるならば、そのような対応も十分調整をしてまいりたい、こう思っております。

それから、職員の遺族につきましては、ケースによって十分配慮していいんではないかと思っております。

「市職員を大切に」のコメントは、全くありがたい視点からの発言であったというふうに、先ほどの答弁の中にお答えをし、これからもその視点を大切にして、より親切、清潔、能率の職員のモットーが徹底できるように、内部を指導してまいりたい、このように考えております。

○副議長（宮沢清子君）　一ノ瀬　隆さん。

○28番（一ノ瀬　隆君）　ありがとうございました。

最後に、一言つけ加えさせていただきます。職員組合との協議を大切にしてほしいということです。この場合、本来、組合から要求されるものだと思いますが、市当局の方から積極的に職員を大切にする施策を打ち出し、必要によって組合に提示していったらと思います。

以上で「市職員を大切に」の私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって７の１、市職員を大切に――職員こそ市政推進の原動力だ――の質問を終わります。

一般質問８の１、地域防災計画の見直しについて問うの通告質問者、奥住日出男さんの質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（奥住日出男君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問いたします。

９日の執印真智子さんの質問、さらには、午前中の馬場繁夫さんの質問で、ある程

度行政側の考え方はわかったわけでございますけれども、その辺のやりとりを踏まえながら、通告に従って質問をさせていただきます。

地域防災計画の見直し、これについては、第１回のことしの定例会の中で、平成８年度にはまとめたい、というような見解か述べられております。時間は余り経過しておりませんけれども、他市では、国や都がいろんな指針を出す前に、それぞれの自治体でできることはやろうじゃないかというような姿勢がかなり出ておりまして、近いところでは三鷹市あたりも、かなり積極的に６月の議会で補正を組んだり、やっております。見直しについて、その後、何か手をつけたのかどうか。つけていないんであれば、いつごろからやるのか。この辺についてお聞きをいたしたいと思います。

それから２点目につきましては、自主防災組織の結成でございますが、現行の防災計画の中に、「育成すべき防災組織の一つとして、自主防災組織がある」、こううたっております。これはあくまでも市民の自発的な組織でありますけれども、市としても、その育成援助には努める、というようなことがうたわれております。自主防災組織の結成について、そういった点を踏まえて、その後育成指導はされているのかどうかお聞きをしたい。それと、今後の方針についてもお聞かせいただきたいと思います。

３点目は、これは消防署の方からの情報しか入っていないんですが、４月以降、各地域から、自主防災組織の結成についての指導要請があったと。私が報告を受けた中では、五つの自治会からそういう指導要請があって、着実に進展をしていますという、町名までお聞きしたわけでございますけれども、この裏話として、自治会から行政の方にその指導要請をしたところ、そういった担当部署がありませんので、何ら指導の形がとられなかったということで、仕方なく消防署の方に指導要請に行ったというようなことも聞いております。事実かどうか、その辺のところははっきりとお答えいただきたいというふうに思います。

私が思うには、当初予算でもって自治会費を50円アップした。その理由というのが、お茶でも飲みながら自主防災組織のことを語っていただきたいという程度のものでございますけれども、当然そういうことになりますと、それが自治会にずうっと浸透いたします。まだ震災があって間もない時期ですから、それではうちの方もやろう、私の方もやろうということで、行政の方に問い合わせが来る。当然、そういった施策を推進するには、行政としても受け皿として、何かあったときには、この自主防災組織の結成について指導要請があったら、積極的に指導しなさいということは当然だと思うんです。そのためには、こういう組織をつくって、人を置いて、若干の予算もとって、さ

あ、いらっしゃいというような形でもって受けて立つと、待っているというのが、これが本来の筋でございますけれども、ただいま申し上げましたように、行政の方に行っても冷たい返事である。語弊があるかもしれませんけれども、そういったことについて、ちょっとこう、そういうあれがないんですよ、というような感じの答弁しかなかったということで、困って消防署に行ったと。消防署が忙しくなっちゃって、４月以降、自主防災組織、あっちへ行ったりこっちへ行ったりしながら、いろいろと指導されているということです。こういった結成状況も含めまして、事実をどのように把握されているのかお聞きをしたい。

それから４点目でございますけれども、当初予算でもって耐震用の貯水槽を３基設置することになりました。これは計画に対して設置率が61％ですか、当初、第１回のときの総務部長の話では、70％というふうに聞いたんですが、実態は61％の設置率であるということですけれども、この３基はどこに設置されるのか、予定をお聞きしたい。それから設置する場合、どこの団体、あるいはだれと相談をしながら地域を選定して設置をされていくのか。今後の計画も含めてお聞きをしたい、このように思います。

概略４点だけ質問をさせていただきますけれども、冒頭申し上げましたように、午前中の馬場繁夫議員の質疑の中でも、いろいろとやりとりを聞いておりますけれども、さらには、９日の執印議員の中でも聞いてますけれども、何か基本的な面が全くおろそかにされているというふうな感じを受けます。私どもは市民として、行政に何かお願いする。それぞれ市民がやること、行政側がやること、果たすべき役割はありますけれども、少なくとも行政指導でもって自治会に対して、今ない自主防災組織をつくってほしい、こういうことになったときには、それなりの御指導は当然やってくれるだろう、こういう期待感も持っていますから、これは基本的な部分でございまして、それが全くできていないというのは、余りにも寂しい話でありまして、行政不信と言いませんけれども、何となく、ちょっと冷たいんじゃないんですか、というような言葉が出てもしょうがないんじゃないかなと。この辺を踏まえながら、４点御質問をさせていただきます。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○副議長（宮沢清子君）　奥住日出男さんの質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　まず第１点目でございますけれども、防災計画の見直し状況でございます。

阪神・淡路大震災の教訓を生かしまして、地域防災計画の見直しは、これはもう必至

でございます。御質問にもありました、３月の議会でも御答弁申し上げましたけれども、防災計画につきましては、阪神・淡路大震災の教訓を生かして見直すという中で、東京都が７月、来月いっぱいに、その阪神・淡路大震災の実態をまとめまして、これからどうしていくのかというのを、そこを機に見直しをしていくということでございます。東京都の防災計画の見直しは来年になります。

それで一方、市の地域防災計画でございますが、これは東京都の地域防災計画に整合するということでございますので、それに並行するか、あるいは若干、その後を追うというのが一般的な手順でございますが、御質問にもありましたように、計画にあるなしでなく、少なくとも手を打つべきもの、そういうものもございます。その中の一つが自主防災でありましょうし、またあるいは、備蓄すべきものとか、あるいは建物の耐震調査とか、そういうような手を打つものもあるわけでございます。そういうようなものにつきまして、各行政の内部でも対応をしていただいておりますし、またその行政のそれぞれが、災害対策部のそれぞれの部といいますか、事務の所管にも当たっておりますので、これを今後の防災計画の方に反映していきたいということてございます。

それで、現在のところは、それぞれの部署にお願いをしているのと同時に、先月22日に防災会議を開きまして、それぞれの関係機関の状況も聞きました。そういう中では、東京都と同じように、東京電力、あるいはＮＴＴ、東京ガス等につきましても、本社ぐるみの見直しというような中で、一支店営業所等で決める問題でないのが多いという中では、まだ検討中というような報告も出ております。したがいまして、東京都の見直し、あるいは関係機関の見直しに合わせて行うのはもちろんですが、市独自でも進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、同じ防災計画でございましても、直下型地震につきましては、これは国がまた地震の件につきまして改めて見直しをするというようなことでございますし、また東京都も３カ年計画で直下型地震ということを研究してございます。そんな中では、直下型地震を見込んだ計画というのは、東京都としては平成９年になるというようなことでございます。またその時点でも、今度はそういう直下型地震を対象とした見直しも出てこようかというふうに思います。そういう状況に合わせて、市の計画も整合させていきたいというふうに思っておるところでございます。

それから、自主防災組織でございますけれども、これにつきましても、現在、阪神・淡路大震災でその必要性が高く評価されたところでございますし、御質問にもありましたように、市民の動きも、その防災組織をつくるという動きが出てきております。防

災担当といたしましては、自主防災組織をつくるためのマニュアルといいますか、手引を用意いたしまして、これに当たっていきたいということで作成中でございます。内容といたしましては、地域防災組織が備える機能といたしましては、情報の収集伝達、あるいは出火防止、初期消火期の負傷者の救出・救護、あるいは給食・給水対策、それから最終的には避難所の自主的な管理運営といいますか、そういうようなものになるわけでございます。もちろん、この自主防災組織は、多発的に起きたときに、特に常備消防といいますか、専門の防災担当が来るまでの間、特に必要とされるわけでございます。そういう中で、着実にこういう組織をつくって、自分の家は自分で守るというふうに進めていく必要があろうかというふうに思っております。また、訓練も必要でございますので、地元の消防団、あるいは消防署、または市の行政の方との連絡で、訓練なども行っていく必要があるというふうに理解しておるところでございます。

こういうような自主防災組織づくりのためのマニュアルづくり、あるいは実際に訓練をするというようなときに、市がどのように対応できるかというようなこともございます。その対応のためには、ある程度執行体制の整備をしなければいけないというふうに思っておるところでございます。

御質問にありました、市に相談に行ったところ、対応ができなかったと、ないというような御質問があったわけでございますけれども、現状では、まだマニュアルを示し、出向いていく体制ができていないということでお話ししたかと思います。一方に、コミュニティー協議会づくりというようなことで、これは自治会に250円の補助金を300円にするというような中でも、呼びかけをしております。その呼びかけの中で、実際に自主防災をつくるというような動きと、それから市の対応がマッチするように今後準備を進めていきたいというふうに思っております。

それから、そんな中で、現在のところは、まだ私どもとして、自主防災組織を市としてどことどこというふうに登録といいますか、認知しているところはございません。ただ、お話にございましたように、これまで直下型地震を想定しまして、自治会の活動として毎年防災運動といいますか、訓練をしているところがございます。その中では、消防署にその問い合わせ、訓練の申し出が多いということは、私どもも聞き及んでおるところでございます。

それから最後の、耐震貯水槽の設置でございますけれども、これにつきましては、各地域に40トンから60トン、あるいは100トンの貯水槽を設置するというような一つの計画図ができておりますが、まだそれの充足には至っておらないわけでございますが、

今年度予算では３カ所お願いしてございます。設置場所は、平山にありますたちばな公園に設置することと、それから第六小学校の校庭、それから多摩平第一公園、この三つを予定して現在設計をしておるところでございます。設置する場合の条件とか、相談ということでございますけれども、貯水槽を設置する場合、特別大きな土地は必要はございませんので、改めて土地を取得するということは、余り考えられないわけでございます。そして、設置するには、できれば公共施設の土地を利用したいということで、今お話ししましたように、公園とか、学校というようなところを予定して設置しておるわけでございます。そのような場合につきましては、その公共施設の設置管理者と協議して設置をして、それで設置が終わりましたら、防災のそれぞれの関係機関にもそういうような内容についてはお示しをしているということでございます。また自治会等でそういうような設置するような場所があったり、お話があれば、これは空白地域ということをできるだけ埋めていく中では、そういうような御相談にも乗って、設置を促進していきたい、こういうふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　奥住日出男さん。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

部長、言われることはわかるんです。マニュアルを作成中であるとか，それはわかるんですが、市で、いわゆる各自治体でもって、自治会が５カ所ばかり今、この秋にはほぼ完成するでしょうけれども、市になぜそういった自主防災組織の結成について話が来たか。これは市長の３月１日号の「広報ひの」といったところも含めて、もとより、さらに１月17日のああいった大震災、これをそれぞれが教訓として考えたところへ、自治会費の50円アップというようなことが出てきた。じゃあ、うちもそういったものをつくろうということで市にお願いするのは当然ですよね。その市が、何にもまだそういった体制ができていない。係もない。担当者もいない。やりたくても何にもできないという担当部署のお話、これでは余りにも行政として私は無責任じゃないかなというふうに思うんです。

３月の定例会の中で、市長がこういう答弁をされているんです。「自主防災組織がないないってマスコミでたたかれているけれども、消防団だって自主防災組織である。だからゼロというのはおかしい」というような不満を表明されておりますけれども、私もそうだと思うんです。自治消防というのは、初期消火ですね。いわゆる本職の消防署が来るまでは、自分たちの自治消防が初期消火に当たって、被害を少なくとどめようということでやる。これも自発的な消防団ですけれども、これは勝手にできないんですよ。

消防団もね。勝手にできないんです。どんどんつくってくださいというわけにいかないんです。これはある程度限られたところへそれぞれ分団なり部があってつくるわけですから、これも行政側のある程度指導があって、それなりの助成金もあるし、活動費もあるし、出動すれば出動手当も出るし、機材をそれなりに整えてくれるという、こういったことがきちっと整備されているわけです。

今回の大震災の教訓を受けて、コミュニティーづくりというような、自治会単位でやってほしいというのは、少なくともそれと同じようなことですけれども、やはり違うところは、自治会と自主防災組織は同じではいけないということです。これは自治会というのは役員は毎年変わりますから、これとは別に、その地域でもってきちっとした自主防災組織をつくるべきだと。これは消防署の方も、そのようにおっしゃっていますし、私もそう思うんです。ですから、そういったものを地元の方たちが、各地域の方たちがやろうということ、まさに馬場議員がおっしゃったような、「鉄は熱いうちに打て」という、このことなんですよ。ですから、順序が違うというのは私もそう思うんです。まず体制づくりをきちっとしておいて、それで何か市民から要望があったら指導しろと、こういうのがあってもいいんじゃないかなと。これも私は住民サービスだと思うんです。

先ほど市長が一ノ瀬議員の質問に対して、市民のために職員がよかれと思ったら、それは市長から指示がなくてもやってもらうんだと、これも市民サービスだと。ですから、そういうことをやりたいんです。公害防災の方でもじだんだを踏んでいると思うんです。そうい要望があったらすぐ飛んでいきたい。だけれども、そういった残念ながら組織がない。人もくれない。検討します検討しますと言ってて、もし大災害が起こったらどうなるんですか。これはだれも、行政側のせいにはしないでしょうけれども、私も基本的には、「自分の城は自分で守れ」という格言どおり、これは基本だと思うんですけれども、何かあれば、どうしても行政を頼りにするというのはこれは仕方ないことなんですね。ですから、必要最小限、いわゆる基本的なことだけはもうきちっと整備をされていなければ、私はいけないと思うんです。

ですから、今部長がおっしゃられたように、マニュアルを今作成しています、こういうこともやります、ああいうこともやります、こういうことも入れたい、こういうことも加えたい、いろいろやっているのは結構なんです。結構ですけれども、それはその次の仕事であって、まず係をつくっていただいて、担当者を置いて、そういうものをつくってから、市長が以下、新しい年度からは自治会費を50円アップするから、それでもって、その50円はお茶菓子代ぐらしかないんでしょうけれども、各自治会で

自主防災組織をつくるための話し合いの場にそういうものを使っていただきたい、ということだと思うんですね。そこで、いろいろと各自治会から要望があったらすぐ飛んでいって、指導しなさい、こういう指示が担当部局にあってもいいと思うんです。

で、市長はこういうことを、50円アップをしたときに、これははっきり我々に、自主防災組織をつくるためのアップであるという、こういう理由を申されました。自主防災組織をつくる上では、当然そういうことは予測されるんでしょうけれども、各自治会からの指導要請が担当部局にどんな指示を出されたのか。そういうときにはどうするのか。市長がそういった何か指示を出されたら、ちょっとそのことをお聞きしたいと思うんです。

避難のことも出てました。それぞれコミュニティー、先ほど馬場議員の方からは、ちょっと順序逆ですよということなんですけれど、私もそう思うんですが、避難計画というのがあるんですね、例の地域防災計画の中には。こういうことを書いてあるんです。「市では災害時において、事前避難を必要とする地域をあらかじめ定めておき、その地域の市民に対して避難の方法等を自主防災組織等を通じて周知徹底させることにより、災害時には自主避難するよう指導する」という、こういうことを書いてあるんです。ですから、当然そういういったものは育成指導されてきて、ゼロじゃなくって、もうこういうことが予想されたわけですから、見直しもされてきているし、そういうことをやっていくという体制づくりというのはイロハのイなんですね。ですから、それがいまだにまだ全くお先真っ暗、何かわからないというのでは、ちょっと私どもとしては、情けないんじゃないかなというふうに思うんです。

例えば、今やっている自主防災組織、もうある地区では9月には発足するだろうと。発足するときには、行政としては何をやるのか。まあ、どうぞ勝手に発足しなさいというのか、じゃあ、発足していろんな活動するにはお金も必要でしょう。市の方から助成金を出しましょう。年に一度ぐらいの訓練はやってほしい。そのために必要なことがあれば、お手伝いしますよというふうに当然なってくれなければ困るんですが、そういったことを含めて市長どうですか、お考えをお聞きしたいんですが、間違っていますか、私が言っていることが。そういう基本的な部分を担当部局に対して何らかの御指示を出されたのかどうか。多分、公害防災の方では、そういった話が来たときに、何もできないということに非常に寂しい思いをしていると思うんです。ただ動けないんですね。やはり係がないし、人もいないんですから。どんどんこれからふえてきます、そういった組織が。これはもう大変結構なことなんですが、でもそれはあくまでも自発的

な組織だから、自治会が率先してやってくださいということで、悪い言い方をすれば、知らんぷりをしていってしまうのか。

先ほど、この本会議場に来る前に、ある市民の方から、国分寺の高木町というところに高木町自治会があるんですが、そこでは自治会長みずからが自主防災組織、いわゆる地域防災計画というのをつくって、かなりの厚い冊子にしてつくられているんですね。これも行政側の指導があって、初めてつくられた本だと思うんです。役所の図書館にありますから、それは当然担当者の方は目を通されていると思いますけれど、ですから、そういう地域もどんどん今できているわけです。市長の御見解をお聞きしたいんですが。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の地震の教訓でいろいろと行政として、また機関として、あるいは住民の意識として、自分たちの場合に、どう対応できるであろうかという御心配を持たれたことは、もうどなたに限らず、事実だと思います。したがいまして、我々も、今御質問にあります「地域防災計画」、例規集でかなり分厚い基準になるべきマニュアルはあるわけでありますが、ふだん余り訓練をしておりませんので、いざというときに間に合わないといいましょうか、機能しない。一番その点に危惧をしておるという状況であります。

それから、心配をなさった自治会等の意識の中で、何とか自分たちのところで、その現場にかなったそういう考え方を持ちたいということもこれは、当然起こり得る反応でなければならないと思います。今行政といたしましては、改めて公的な行政組織からの手順と、それから地域的な市民意識ということに呼びかけて、だんだんと有事に機能できる具体的な仕組みをつくりたい、こう考えております。

したがいまして今、いろいろ御批判もいただくわけでありますが、既存の自治会にもう一つの、指定してあります避難所ということとあわせて、一つの新しいコミュニティーの考え方を御理解をいただいて、そしてその中で具体的な話を、つまり相談相手になっていただいて、つくっていこう、こういうことであります。行政の中にすっかり頭ができていて、それをそっくり地域に指導理念として持ち込む、こういうことだけではなくて、御相談にも乗っていただける、また地域地域でこういう具体策があるということもあわせてひとつ、いわゆる地域共同体の意識としてお願いをしたい、こう思っておるのが、今提案を申し上げておる一つの原理であります。既存の自治会というのは、これはほとんど任意につくられた団体でありますし、共同の課題として近ごろ特にごみに対しますとか、あるいは青少年に対します健全育成というのは御配慮いただいておるわ

けでありますので、これに加えて、地域の自主防災組織に値するものを植えつけていきたい、こういうことを考えておるという状況でありまして、ぜひひとつこれから積極的にその完成を図っていきたい、こう思っておりますので、もうしばらく時間をおかりさせていただきたい、このように思っておるところであります。

○副議長（宮沢清子君）　奥住日出男さん。

○17番（奥住日出男君）　ベテランの馬場繁夫議員がしても、なかなかこう思ったあれが出ないわけでして、私どもがそういったところで、まあ、もう少し時間をいただきたいということですけれども、もう少し時間をいただきたいというのは、3月議会でもあったんですね。でも、少なくともあれだけの大震災が起こって、今行政として何をなすべきなのか、これだけはまず、何かを文書としてまとめる前に、まずやろう、まず行動を起こそうということが私は大切だと思うんです。

で、市民組織をその地域防災にどう組み入れるかということ、これは大変なことなんですね。ですから、今市長がおっしゃられたコミュニティー協議会づくり、これもそういうものがきちっと土壌ができた上ではわかります。わかりますけれども、そういったことを市民が真剣に、どんなふうにしたらいいかなということでつくろうという今段階なんです。ですから、そういった指導要請が来たときには、それなりの答弁はやはりしていただかないと、市民としてもがっくりするだろうというのは当たり前のことなんです。そういうことをやっておいて、どんどん呼びかけておいて、いざ何かあったときには、やあ、それはもう自主的にやってください。行政としては何のお手伝いもできないということではないんですけれども、受け答えができないというのは非常に寂しい思いが私は立場上いたしましたので、もうこれじゃしようがないというんで、消防署の方に行った。消防署はすぐ動いてくれて、休みもフルに活動して、今一生懸命育成指導に努めてくれております。消防署も市役所も、それぞれ同じ行政ですから、どっちがやって、どっちがやらなくてもいいということじゃないんですけれども、少なくとも消防署の関係者から、随分行政冷たいんじゃないの、というような声が出るというのは非常に残念でした。

そういうことのないように、もう少し時間をいただきたいということですから、行政のトップがそういうふうにおっしゃられるので、あとはもう部長からお聞きすることはしませんけれども、少なくともそういった今実情にある現状をよく把握していただいて、積極的にこれを進めていただきたい、このように要望いたします。その市民と行政の連携プレー、これなくしてはもう災害は防止することできませんし、発生した災害を本当

に少なくするというこういうこともできませんので、それぞれ果たすべき役割はあると思いますけれど、市長が呼びかけたんであれば、それなりの受け皿づくりはきちっとやっていただきたい。本来ならば、いつごろまでにそういった組織をつくって、何名ぐらい配置して、ゴーサインを出したい、ということもお聞きしたいんですけれども、なかなかその辺がまだできないでしょうから、いずれ今後フォローさせていただくとして、早急にお願いをしておきます。この質問終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって８の１、地域防災計画の見直しについて問うの質問を終わります。

一般質問８の２、市営の葬祭場建設について問うの通告質問者、奥住日出男さんの質問を許します。

○17番（奥住日出男君）　この問題は、平成２年の第１回定例会でもって質問をしたフォローというような形になりますけれども、現在どうなっているのかということだけをお聞きしたいと思います。いろんな場でもってこの問題は多くの議員が取り上げておりますし、市民からも請願が出され、採択もされているという、こういった経過がございます。

平成２年の第１回定例会の中で私がお聞きしたのは、市営の葬祭場建設、いわゆる市長がよく言われます、葬儀場だけじゃなくって、本当に葬祭を、というような感じのニュアンスの御答弁を過去にされていますので、あえて葬祭場というように取り上げたんですが、市営の葬祭場の建設計画、これについて質問をし、そのときの答弁は、「今後、担当課でもって十分検討して煮詰めていきたい」という御答弁がございました。それと「請願が採択されたときには、公営斎場チームをつくって検討しております」というような答弁もされております。同時にこのときに、地区センターの活用をできないのかと。葬祭場ができるまでは、地区センターの活用できませんかというような質問しましたら、そのとき市長が、当時の生活環境部長の糸川さんは「それはできません、ちょっと市民感情があって、できないんですよ」というような、こんな御答弁だったんですが、市長にお伺いしたら市長は、「いや、そんなことないよ。使用を認めるべきだというふうに考える」と、こういう答弁を市長はされております。ただし、条件があったんです、このときは。「今、58館が地区センターありますけれど、すべてじゃないんだ。いわゆる市営住宅に付設した、条例上では地区センター並みの位置づけをされているという、そういった地区センターについては使用してもいいんじゃないか、認めてもいいんじゃないか。ただし、一般的にある地区センターについては、しばらく時

間をいただきたい」と、こういう答弁でした。

ですから、当時、平成２年でしたから、５年目に入りますので、しばらく時間がたちましたから、その後どうなっているのか、建設計画と含めてお答えをいただきたい、このように思います。

○副議長（宮沢清子君）　奥住日出男さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　現在、民間の斎場というのは、市内に５カ所ほどございます。今、斎場という必要性というのは、住宅事情だとかいうような中で、必要だという市民が非常に多いという中で、またその中でも、使用料金の低廉な公営の斎場を望む声が非常に強いというふうに認識をしております。この斎場の建設につきましての具体的な進展というものは、ないということでございます。

なお、申し添えますけれど、公営の斎場につきまして、南多摩斎場でありますけれど、これから８月に向けまして、新設の斎場計画がございます。来年の11月には完成の予定でございます。新設の一つと、それと既存の、今待合室を使って斎場にしておりますけれど、その２カ所が使えると、こういうような状況にもなりますことを申し添えておきます。

それから、地区センターを斎場や式場にと。地区センターをそうしたことで使用したいというような御意見も随分あることは認識しております。これは地域の皆さん、使う方とも調整というものが大事かと、こういうふうに思っております。すべての地区センターが可能なのかどうかということもあろうかと思いますけれど、具体的に今生活課の方でも、担当課の方といたしましても、詰めている最中でございます。一番大事なことは、地区センター本来の機能としてといいますか、使っている方々の同意と申しますか、意見を十分聞いた中での結論に持っていく必要があろうかと、このように考えておるところであります。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　奥住日出男さん。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

南多摩斎場の方はいいんです。要は市営の葬祭場建設ですから、それができないかということで、チームまでつくったということですから、当時は、請願採択されたのは平成３年ですから、そのときに、４年にチームをつくりましたということなんですね。それから２年ちょっと経過しましたけれども、今のところは、進展はないということで

す。それでは、今何かチームとして検討されているのかどうか。進展はないけれども、チームとしては、そういう委員会とか何かやって、その件についていろいろと御検討をされているのかどうか、それを１点お聞きしたい。

それから、地区センターについて市長にお答えいただきたいんですが、市長は平成２年のときに、使用を認めるべきだと考えているということですね。若干時間をいただければ、というようなことでしたけれども、そのときの御答弁について、若干時間が経過いたしました。現在市長のお考えはいかがか。

以上２点、もう一度お答えいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市が一つの中規模自治体として、だんだんとまちづくりもあわせて進行しているさなかでもあります。そして、一つの社会資本として、あるいは施設として、この葬祭を含め、市民墓地、それらの公的な施設が欲しいということについては、公式化した議論ではございませんけれど、先日も私は、市内のお寺さん方で組織しておられます「マハヤナ協会」の役員の方に御相談をさせていただきました。すぐに知恵ということではございませんが、日野市がこれからそういうことに取り組むということであるならば、十分相談相手になってやろうというふうな反応をいただいておりますので、だんだん具体化しつつ話を広げていきたい、このように考えております。かつて、一つの候補地を提案をしておるわけでありますが、いろいろ異論のこともありまして、今、もっと全体のスケールのある仕組みを考えようと、こういうことであります。

それから地区センター本来の機能は、地域地域の市民集会施設でありまして、葬祭場までのことは考えなかったわけでありますけれど、今日の居住体系といたしまして、本当にお困りのケースがしばしばあることを耳にいたしております。したがって、公式という言い方ではございませんが、地域でひとつ何とか積極的に認めていただく工夫をして、御了承をいただけないだろうかという程度のお願いはしておるわけでありまして、全くお困りのケースにつきましては、何とか現実の問題として可能性をつくっておかなきゃならん、こんなふうに思っております。

とりあえず以上のとおりであります。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　葬祭場建設に関しますチーム等の活動につきましては、ただいま市長の方からもお答えをさせていただきましたように、いわゆる多摩平下水処

理場跡地の利用に関してという形で当時計画が検討されまして、そのことをもってチームとして問題を扱いまして、今市長の方から答弁させていただいたように、ちょっといろいろ問題があって、この計画については断念をしたといいますか、白紙にしたという形になっておりますので、その後、具体的なこのことに関してのチームはその形で一応検討を終わっておりますので、今新たな形でのチームの活動というのは、特にはございません。

○副議長（宮沢清子君）　奥住日出男さん。

○17番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

市長がいろんなところへ手を回しながら、あるいは相談をしながら現状を十分理解する上での御答弁だったんですが、居住体系、これもさることながら、やはり家族体系、こういうことも大分変化をしてきていますので、特にひとり親であるとか、あるいは年金生活者というのは、なかなか葬儀代というのが大変なんです。今、民間の斎場を借りるだけで45万、祭壇とかお経料とかというのは別ですから、約大体今200万ぐらいかかるというふうに、大金なことですから、非常にせっぱ詰まった相談も数多く寄せられるわけでございます。現在、市内でもう１カ所、民間ですけれど、今建設中でございますけれども、ここはちょっとまたもうちょっと安くなるんですけれども、少なくとも公営の斎場、こういったものを、市民感情もありますけれども、ぜひつくっていただいて、市民が安心するということはないですけれども、本当に真剣に困っている方がいらっしゃいますので、切実なお願いでこういった請願も出されたわけですから、簡単に断念をしてもらいたくないんです。ですから、今後前向きにこの件については検討していただきたい。このことを要望しまして、質問終わります。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって８の２、市営の葬祭場建設について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時13分　休憩

午後３時53分　再開

○副議長（宮沢清子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問９の１、長びく不況から小規模事業者のくらしと営業を守れの通告質問者、

中谷好幸さんの質問を許します。

〔10番議員　登壇〕

○10番（中谷好幸君）　それでは長びく不況から小規模事業者のくらしと営業を守れということで一般質問をさせていただきます。

第１回定例会３月市議会で、市内の中小企業者、あるいは建設労働者から出された二つの請願がそれぞれ採択と不採択になりました。採択されたのは「地元中小建設業者の不況打開と振興策を求める請願」であり、不採択となったのは「日野市中小企業事業資金あっせん制度の改善を求める請願」であります。いずれも長引く不況のもとで困難を強いられている市内の中小零細業者への行政による支援を求めたものであります。私は、建設委員会での審査も踏まえ、施策の一層の前進を求めて、この問題について質問をさせていただきます。

東京都労働経済局がこの３月に発表した東京都の企業倒産状況によれば、昨年1994年の都内における倒産件数、負債額1,000万円以上でございますけれども、史上５番目の3,183件、負債総額は史上３番目の２兆5,729億円となっています。政府は昨年９月、景気後退に歯どめがかかったと、事実上の景気回復宣言をしていますけれども、結果は大変高い倒産件数となったわけであります。特に注目する必要がありますのは、資本金100万未満、及び個人の倒産件数が３年連続ふえていることであります。

この東京都の報告書は、こういうふうに指摘しています。「大企業は体力もあり、不況期でもさまざまなリストラクチュアリングによって、収益を改善する余地がありますが、小規模零細企業にはその余裕はなく、今回のように不況が長期化するほど、行き詰まる割合が高まる」というふうに指摘しています。

ことしに入って、さらに厳しい事態が進んでいます。１ドル100円台から80円台へと異常な円高が進みました。また阪神大震災の影響もあると思います。総務庁がつい先ごろ、５月30日に発表した４月の労働力調査結果によりますと、完全失業率は、昨年12月の2.8%から徐々に上昇し続け、ついに3.2%、214万人で、調査を始めた1953年以来、最悪の事態となっているわけであります。就業者数では、製造業で前年同月比55万人のマイナス、卸売、小売業、飲食店は42万人のマイナスとなっています。

こういう中で、村山内閣は４月14日、緊急円高経済対策を発表しました。しかし、その特徴は、巨額の貿易黒字という異常円高をもたらしている構造的根源には一切メスを入れていないということであります。それどころか、円高是正に逆行するという内容になっています。例えば、効果的な新規事業の育成とか、失業なき労働移動などと称

して、大企業のリストラ支援策を打ち出しています。また、経済フロンティアの拡大と称して、大企業のための情報化、研究開発などに巨額の予算を組んでいます。さらに、中小業者にとっては、さらに大きな打撃となる部品などの製品輸入の促進、そのための税制の拡充などを盛り込んでいるところであります。これらは円高を是正するどころか、一部の大企業の競争力をさらに強化し、さらに円高を進める。産業の空洞化を一層促進するものと言わなければなりません。いわば悪魔のサイクルをさらに加速させるものとなっているわけであります。

日本共産党は、異常円高をもたらした構造的要因として、日本の一部の大企業の異常に強い競争力を一貫して指摘しました。同様の指摘は、最近、一部財界の内部からも生まれているところであります。例えば稲盛京セラ会長は、この3月にこういうふうに言っています。「社内の合理化で価格競争を維持するという従来の日本企業の円高対策では貿易黒字は減らず、一層の円高を招くことになる。その結果、日本の空洞化が進み、日本はより深刻な危機に直面することになるだろう」。ソニーの盛田会長も、これは少し古くなりますけれども、92年2月号の文芸春秋で、『日本型経営が危ない』という論文で、やはりこのことを指摘しています。すなわち「日本企業の姿勢は、欧米のルールから見て異質であり、労働時間の短縮や、賃金の引き上げ、取引先に対する価格や納期に配慮し、世界のルールで競争するように」という提案を行っているわけであります。

日本共産党が指摘するとおり、また一部財界からさえ声が上がっているように、円高異常を是正し、産業の空洞化を食いとめ、国民の暮らし、雇用、営業を守る道は、国際常識からも外れた一部の大企業のやり型にメスを入れ、劣悪な労働条件や、中小下請に対する苛酷な取引条件を欧米並みに改善する以外にありません。労働時間の短縮、賃金、下請単価の引き上げ、これまで押さえつけられてきた労働者や中小業者の暮らしを豊かにすることによってこそ、雇用を広げ、地域経済の活力を取り戻すことができることは明らかではないでしょうか。

さて、不況克服のために自治体として何ができるのか、最初に3点質問したいと思います。

第1に、住宅相談あっせん事業についてであります。市民の住宅改善の要求と、地元中小業者の振興につながる施策として、日野市でも住宅相談工事あっせん窓口を設けています。この事業は、三多摩の各市や、都内23区でも広く行われている事業でありますけれども、その取り組みの内容や、実績についてはさまざまなレベルがあります。

例えば大田区では、区報に年12回、毎月１回の事業の紹介記事を載せ、区の負担でポスターをつくり、さらにリーフレットなどをつくり、区民のＰＲに取り組むなどを行っています。この結果、これは92年の数字ですけれども、相談件数が390件、発注が170件、施工金額が１億3,000万円にも上っています。

日野市では広報の掲載が、これまで年１回であったものが、ことしから年４回程度にはというような改善が行われておりますけれども、一層の施策の充実が求められています。例えば今、ポスターやリーフレットの作成を言いましたけれども、こういうふうな施策、自治体主催の住宅相談会の開催などを進めることができないかどうか、質問したいと思います。

第２に、公共事業のあり方に関して質問したいと思います。日野市が発注する工事件数は、93年度が274件、額では69億3,000万円。96年度は246件で、51億2,000万円に上っています。そのうち市内の建設業者の契約割合は、件数で93年度が92.4％、94年度が87.6％と報告されています。この数字が高いのか低いのかということですけれども、この点は建設委員会の審査の中でも資料が出されまして、27市との比較がやられていますが、92年の数字で、市内業者への発注件数を比較すると、27市の平均が77.3％、一番高いのが93.8％、低いのが44.7％で、数字から判断して、日野市は高い方と言えるのではないかと思います。日野市内の中小建設業者が下請としてではなくて、元請として仕事が受注できる機会を広げるよう、引き続き努力をしていただきたいところであります。

この点に関して、関連して１点、共同企業体方式について質問したいと思います。工事の契約件数のうち、ＪＶがどの程度あるのか。この10年間程度、推移を調べてみました。1986年が９件、87年が５件、88年が６件、89年が７件、そして90年になりますと１件に急に減りまして、以降、91、92、93年と１件で推移し、昨年はゼロになったというふうに聞いています。ＪＶは比較的大きな規模で、技術的にも高いレベルの工事であっても、地元の中堅業者にも受注機会が与えられ、またその中で実力をつけられる方式として採用されてきたと思うわけですけれども、この契約件数が急に減った理由はどういうところにあるのかということについて伺っておきたいと思います。

３番目に、市内の中小業者に対する融資制度について質問したいと思います。日野市の融資あっせん制度は、３年前に改善されました。運転資金や設備資金の限度額や返済期間などでは、他市のものと比べても充実した制度になっていると言えると思います。しかし、この間の景気の落ち込みの中で、各市でも景気対策の特別融資の施策を進めておりまして、緊急融資の利率などについて見るなら、少しおくれをとったと言ってもよ

いのではないかと思います。

例えば、立川市では、無利子、利率ゼロで、限度額200万円までの緊急融資をつくっておりますし、三鷹市でも、限度額100万円ですけれども、無利子の不況対策緊急融資が行われています。私の調査では、23区、あるいは三多摩各市町村の不況対策特別融資制度の金利は、大方１％台、高いところでも２％台となっています。日野市は変動金利型の利率設定となっているわけですけれども、実質金利としては３％台になっているのではないかと思います。建設委員会の答弁でも、こうした点について、改善の検討を行っている、という答弁をいただいているわけですけれども、どの程度の検討が進んでいるのか、お聞かせしていただきたいと思います。

以上、３点について質問させていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さんの質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　長引いております不況、中小企業、特に小規模事業の事業経営、こうした方が苦境に立っておるということにつきましては、十分認識をしているところであります。小規模事業者に対しましては、特に日野市の施策といたしまして、昭和61年度制定をされております「日野市小規模事業者育成条例」、これに基づきまして、日野市独自の施策の中で、この事業を商工会に委託して行っておるところであります。この条例に基づきますその事業は、１点が、資金調達の援助であります。２点目が、営業の近代化の指導でございます。それから事業者の研修、そして同業組合の奨励及び受注、下請などのあっせんと、それからその他小規模事業者の育成に必要なこと、こうした５項目に及びます事業内容につきましてを委託をしているということであります。商工会におかれましては、小規模事業者の育成指導員、この方がそうした指導に当たっておるという状況にあります。

それから、第１点の質問の中で、住宅相談窓口についてでありますけれど、これは広報で年４回、掲載をしております。関係団体とも同意しておるところであります。相談受け付けにつきましては、平成６年35件でございました。これの窓口という中で、とりあえずの仕事のあっせんと申しますか、市の方でも行っているところでございます。御承知のとおり我が国の中小企業の振興制度というのは、行政と商工会が車の両輪となって行うようになっておる仕組みであります。経営と実務面の相談、指導、これは商工会の経営指導員が中心となって行っておるということであります。この商工会は、会員以外の事業者も自由に活動できる公的な組織でございます。市としましは、小規模事業

者の育成条例に基づく業務を商工会にお願いをしておりまして、大きな成果を上げておるというのが実情であります。

次に、融資制度の改善、あるいは仕事の確保、下請保護の行政指導と申しますか、この点についてお答えしたいと思います。

第１点の融資制度についてでありますが、これも利用者を見ますと、平成３年度につきましては79件、４年度が147件、５年度251件、６年度266件と上昇傾向にある。これは不況を伴うような状況の中での件数の増というふうに思っております。実に３年度から６年度を見ますと、3.3倍の件数であります。この融資制度の改善につきましては、今御質問の中にございましたけれども、目下検討中でございます。特に一般融資につきましては、現行制度を守りながらも、緊急融資につきましては、来年度からできるならば利子補給の見直しを実施いたしまして、事業者負担の軽減を図っていきたい、こういうふうに考えております。

それから第２点の、仕事の確保につきまして、これは市の発注するものについてでありますけれど、可能な限り地元発注をお願いしているところでありますけれど、工事関係の地元発注率は、平成５年度で、質問の中にもあったように、92.4％、金額につきましても85.3％、平成６年度で件数が87.6％、金額にしまして85.1％と、こういうようなことでありますが、これはかなり高い数字ではないだろうかというふうに思っております。また、商工会には、工業、商業、建設のそれぞれの部会も存在をしております。それぞれ窓口でも相談に応じておりますので、仕事の確保につきましては、市と商工会とがタイアップして、今後も努力していきたいというふうに考えております。

それから第３点の、下請保護の行政指導でありますけれど、これにつきましては、庁内関係部局にもお願いをし、また商工会に対しましても、さきに御説明したとおり、条例に基づく同業組合の奨励、それから受注、下請等のあっせん、事業の一層の充実を、御指摘いただきました趣旨に沿ってお願いをしたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　御質問の２点目にございました、公共事業の建設共同企業体、俗にＪＶと言っていますが、これの扱いが減ってきたんではないか。その原因は何か、というようなお問い合わせだと思います。御質問の中にもございましたように、過去、かなりの数を行っております。ＪＶにつきましては十四、五年前から始めてお

りますが、これが最近減ってきておるというのは、例えば平成４年につきましては市民プールの改造、それから平成５年につきましては高幡市営住宅の建設、平成６年度がないわけでございますが、これはＪＶの場合は、かなり工事規模を多いといいますか、高額な点に一つの基準を置いています。高額と申しましても、日野市の規模での高額でございまして、３億から５億、あるいはそれ以上というようなことでございます。最近その件数がないというのは、それに見合う公共事業がこのところ出てきていないというのが実態でございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　再質問の前にちょっと今の質問で、私、１点目の質問で、住宅工事あっせん事業について、今後、例えば具体的に、広報の回数をもっとふやすとか、ＰＲのためのチラシをつくるとか、ポスターをつくるとか、住宅相談会を市主催でやるとか、さらに積極的にやるつもりはないのか、というふうに質問をしたんですけれども、現状が説明されただけで、特に御説明をいただかなかった。その点だけ一つ確認しておきたい。

○副議長（宮沢清子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　この件につきまして、現状をお話をいたしましたけれど、ＰＲと、今の何といいますか、懇談会ですか、というようなことにつきまして、よく関係者と協議しまして、検討させていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　懇談会のことは質問していないんですけれども、後で質問したいと思うんですけれども、住宅相談窓口をもっと充実させてほしいということについて質問したんです。結構です。

再質問させてください。ちょっと住宅相談工事あっせん事業はなぜ必要なのかということについて、ぜひ認識していただきたいと思います。最近、大手住宅資本の地域への進出というのは物すごいものがあるんですね。例えば旭化成とかナショナル住宅だとか大成建設という建設会社も、住宅市場にどんどん進出してきていて、町場の大工さんや左官屋さんの仕事がどんどん奪われているという状況にあるんです。これは実態についてぜひ市でも調べていただきたいと思うんですが、例えば、これは建築確認申請のデータを調べれば、町場の大工さんや左官屋さん、町場の市内の業者がどれぐらい仕事をやっ

ているのか、大手の住宅資本がどのぐらいなのかというのはわかるはずですから、それは年々変わってきているはずです。

最近の町田市のデータですけれども、大手の企業が59.6％シェアを占めていると、こういう実態にあるわけです。私は、自治体がこういう地域の状況の中で、まさに大手の資本が地域支配をしつつあるという中で、本当に地域の建設業者を守るために、積極的に施策を展開する必要があるんではないかということです。ぜひその点について認識していただきたいと思います。

建設委員会の審査の中でも、市当局の答弁の中で、なぜ一部の業者のために、市が工事のあっせんをやるのかと。同じたくさんの業者が市内にいるわけですから、不公平になるんではないかということを、市の方から答弁が出て、がっくりした覚えがあるんですが、そういうことじゃなくて、大手の資本の進出の中で、本当に町場の業者、労働者を守るというのは、これは自治体の本来の仕事だと思うんですね。そういう点で、こういう施策を積極的に位置づけてやっていただきたいというふうに思うんです。最近のあの阪神大震災を通じて、住宅に対する市民の関心も非常に大きくなっていると思います。商工会の建設部会だとか、あるいは土建の組合だとかの協力も得て、統一的な住宅の耐震診断マニュアルをつくるとか、それに基づいて、市主催で住宅相談会を開くというようなことになれば、市民にとっての要求を満たすことにもなりますし、地域の町場の産業の振興にもつながるんではないかというふうに思うんです。そういう点で、一層この取り組みを強めていただきたい。この点について再度答弁を求めておきたいというふうに思います。

それから、ＪＶについてですけれど、大型物件が減ったということ等々の事情があるんだという説明があったんですけれど、そういう事情もあると思います。ただ、もう一つは、このＪＶのあり方について見直ししようというような動きもあるわけです。例えば平成６年３月、中央建設業審議会が「共同企業体運用準則の改定について」という文書を建議をしていまして、この中で、これまでの共同企業体は効果を発揮していないと。で、今後は対象事業を５億円以上に改めようというような動きもある。それから実際問題として、ＪＶで大手と地元業者が組んでも、力の差があり過ぎて、実際に地元の業者が力を発揮できないというような事情もあるんだ、というようなことも私聞いたことがあります。いろいろな見直しの流れの中で、こういう状況にあるんではないかなというふうに私は思うわけです。

ただ、そういう指導もまた上から来ているんではないかというふうに思うんですけれ

ども、ぜひ一律にそういうふうに考えるのではなくて、日野市の実際の、一時は９件、10件とＪＶ組んでやっていたわけですから、問題点というのを日野市の立場でもう１回洗い直して、積極的な方針、有効な方針を打ち出すべきではないかというふうに思います。

例えば墨田区では、共同企業体について、上からは対象事業一律５億円以上というふうに指導が来ているんですけれども、例えば建築工事は５億円にしても、道路の舗装工事は１億5,000万円以上だとか、あるいは設備工事は１億円など、区独自の基準をつくって、積極的に中小業者が仕事に参加できる、そういうふうな施策も進めているところであります。それから中野ですけれども、これは区報で、工事契約の改善について、こういうふうな提案をしています。これは主に契約制度の改善、この中で制限つき競争入札制度の導入なども一つうたわれているわけですけれど、同時に区内の中小業者の受注機会をどういうふうに確保していくのかというふうな方針を打ち出されていまして、この中で、区内の中小業者による経常建設企業体方式、仕事ごとに企業体を組むんではなくて、経常的に企業体をつくっていくというようなことも、方向として打ち出しているところです。ぜひ、日野市にふさわしい、地元業者のさらなる受注機会の確保の方策を打ち出していただきたい、この点について再度質問しておきたいと思います。

それから、融資制度についてですけれども、検討中ということで、ぜひ利率の点でも、１％台になるようなよい制度をつくっていただきたいんですけれども、もう一つ、中小零細業者にとって切実な問題は、信用保証協会の貸ししぶりという問題です。なかなか優良企業でないと、債務保証をしないという実態があります。緊急融資というのは、営業の落ち込みなどで大変な事態で融資を受けるわけですから、大きな矛盾となっているわけであります。

そこで、大田区や墨田区では、区が債務保証する。時限的な条例なんですけれども、そういう特別融資も行っているところであります。これについても、ぜひ日野市で検討していただきたいというふうに思います。

以上、３点について再度質問させていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　第１点の、住宅相談窓口の件でありますけれど、これにつきましては、関係所といいますか、団体といいますか、そこと同意の中で、今の制度といいますか、現状にあるんだというふうに私は認識をしておりました。今の御質問の中で、さらにいろいろな施策ですか、というものがありますんですけれど、十

分これから検討をいたしまして、関係団体とも協議をしてみたい、こういうふうに考えます。

それから第３点目になりますけれど、融資制度につきましては、現在検討中という中で、特に緊急融資につきましては、先ほど御回答申し上げましたように、融資の率、これを低くと、こういうような頭の中で、今検討を加えておると。十分他区の例も検討材料としまして、今後検討を加えていきたい、こういうふうに考えます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　建設企業共同体についてお答えいたします。

文書で５億円に規模が変わってきたということが御質問の中にございました。これは国や東京都は、数十億を単位のＪＶで今まで発注してきたわけですが、この金額を下げてきたということでございます。市の方は、そういうような数十億の事業がございませんので、これまでのＪＶにつきましては、５億円とか、そういうようなものを一つの目安に行ってきたわけでございます。しかしながら、事業の数が減ったということで、実態の取り組みができないわけでございますけれども、内容によりまして、建築工事、あるいは設備工事――設備工事は金額がどうしてもそう高くはなりません。したがって、これまでも１億台でも設備工事はＪＶを組んでいるということがございます。そういうような中で、日野市としての独自の基準といいますか、そういうものをもって今後も発注をしていきたいというふうに思っております。

また、経常的企業体ということでございますが、これは従前からそういう制度はございます。したがいまして、工事人の方がそういうような共同体といいますか、組合をつくっていく、申請していただければ、それでまた発注はできると思います。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　共同企業体の問題ですけれども、ちょっと事実の認識で違うところがあるんじゃないかというふうに思うんですけれども、これまで建築工事５億円以上というのが基準になってきたといいますけれども、そうではなくて、５億円以下のものでも出しておられるあれがあるんではないかというふうに思うんです。ちょっとそれは調べてほしいと思います。これまでは２億ないし３億程度以上というような指導になっていたと思うんです。これが平成６年３月に、中央建設業審議会というのが、「共同企業体準則の改定について」いう文書を出しまして、これまで２ないし３億円程度を５億程度とするというような指導がなされてきたんではないかなというふうに私は思い

ます。いずれにしても、ぜひ積極的に、平成元年までは4,000万台、5,000万台、平成２年の向川原市営外構工事というのは、これは6,000万で11棟、ＪＶを組んで仕事を出しているわけですから、もっと積極的にそういう機会を与えるようにしていただきたいというふうに思います。

住宅相談あっせん事業、それから融資制度については、一層の努力ということを表明して、検討、あるいは努力を表明していただきましたので、よろしくそれを期待したいというふうに思います。

公共事業のあり方について別の角度から引き続き質問をさせていただきます。地元の業者の受注機会を確保するという点での努力とともに、もう一つ重要な点は、市内の中堅業者が元請になるにせよ、市外の大手ゼネコンが元請になるにせよ、その仕事が市内の中小業者に流れ、地域の下請業者が潤い、地元の建設業者の振興や雇用の改善につながることになっているかどうかということが、もう一つの問題だと思います。建設省なども、建設業界の重層的な下請構造、一部に残る古い体質を重視し、建設産業における生産システム合理化指針などを示して、毎年のように繰り返し通達を発しているところでございます。この点で、市においても、独自の下請指導指針をつくって、例えば市の発注する公共事業については、地元の業者を優先的に使ってほしいとか、あるいは下請業者と元請とのさまざまなトラブルを防止する取り決めを行うとか、そういうふうな独自の取り組みも重要になっているんではないかと思います。あるいは公共工事の契約に当たっては、労務費だとか、法定福利費とか、安全経費などの内訳が明確になるように内訳書を、契約に当たっては添付を義務づける、こういうふうなことによって、元請による恣意的な下請単価の切り下げを防止する、そういうことができるのではないかと思います。これら市の発注事業の下請保護について、下請指導指針、あるいは内訳書の添付というようなことを施策としてできないかどうか、質問をしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　公共事業の発注に当たって、下請へ出す場合の指針が出せないかどうかという御質問でございます。市といたしましては、できるだけ少ない経費で、効果のある仕事をお願いするのが一方の仕事でございますし、また地元の業者育成という一方の面もございます。そういう中では、できるだけ地元の企業といいますか、事業者を使っていただくように、この考えは従前から持っておるわけでございますが、発注指針をつくるかどうかということでございますが、これは下請に出す場合につきましては、一応発注者側に届けを出していただくというような決まりがございます。そう

いうようなことで、一切元請が全部やるということでなくて、下請へ出す方法があるわけでございます。その中で、その下請業者を承認するかどうかは、発注側が決める権限があるわけでございますが、この下請の業者を選択することについて、これは元請の業者のやはり流通機構といいますか、取引するような業界といいますか、業種の中での一つのつながりがございます。かなりこの業界につきましては、そういうつながりが強いということは聞いております。それで大手の企業が注文を受けた場合、なかなか地元に下請がおりず、やはり都心の下請業者に行くという例が圧倒的でございますが、地元の業者を育成する、お願いするという立場で、発注する側として、市内の業者、あるいは資材を買う場合、あるいは工事人が食事をするとか、いろいろ一般の生活面もございます。そういう中では、市内を十分利用してほしいという要望は出せるというふうに考えております。

また、工事の内訳書でございますけれども、これは設計に当たりましては、内訳をつくって設計をするわけですけれども、契約は総金額でいたしますから、これが個々の内訳に必ずしも合致しないといいますか、つくったといたしましても、作文になるような、数字合わせになるようなことが多いわけです。その中で、現在では、請負業者からの見積もりは、特に詳細のものはとっておりませんが、特に内訳があるなしで下請業者を圧迫しているというようなことは、設計の立場からは比較できますけれども、請け負った会社のその内訳というのは、作文的になるというようなことからも、現在とっていないということが実態で、今後も事務の省略化ということで継続していきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　市内の下請業者をできるだけ積極的に使ってほしいという要望は出せる、というふうにお答えいただきました。積極的にそういうふうな市の姿勢を明らかにしていっていただきたいというふうに思います。なぜこういうふうな下請指導指針という――下請業者を使うということだけでなくて、市としても、本当に市民の税金でやる事業でありますから、本当に効率的に地域の経済にも役立つように使われるということ、下請業者を育成していくというような方向で事業が進められるように、そういう点で責任があるというふうに思うんです。そういう立場で進めてほしいと思います。この建設業界の重層構造というのは、物すごいものがあって、４次下請、５次下請、７次下請というような実態にあるというふうに聞いています。

建設省のこの生産システム合理化指針で何を言っているかというと、要するに契約に

当たっては、口頭ではだめで、契約書を結びなさいという、かなり初歩的な指導なんですけれども、実際にはどんぶり勘定で仕事を受けるというような事態が一番末端の下請ではある、というふうに聞きました。

さらに、こういうようなことも行われているということも聞いています。安全経費だとか、福利厚生費というような名目で、契約代金の２％程度を下請業者に協力金というのを払わせる。これがだんだん下請にかぶさっていって、一番末端の下請はもうかぶせるところがないわけですから、一番末端が犠牲になってしまう。ところが、一たん事故を起こすと、けがと弁当は自分持ちというような実態もまだ残っている、というふうに聞いています。実際には安全経費や人件費は、最初の契約の中に含まれているわけですから、これらが末端まで契約の中でしっかりと見積もっていかなければならない。それを最後まで見届ける必要があるんではないか。少なくとも税金を使った工事では、行政が指導責任を果たさなければならないんではないかというふうに私は思います。

そういう点で、契約時に内訳書を添付するというのは、非常に大事なことだと思うんです。これは昭和47年までは実はやられていた。ところが、今は総価契約方式というのがとられているということなんですが、我々の感覚でいくと、極めておかしな話なんですね。我々が家を改築するときに、見積書をとってどのぐらいの仕事でやってもらうのかと、それで契約するわけですけれども、大きな事業が総価格、全体の額だけで契約してしまうというのは、普通から考えたら、非常におかしい。やっぱりガラス張りにする。発注者にも下請業者にも元請にも、そこら辺が見えるようにするというのがいいのではないかなというふうに思うんです。内訳書の添付については、いろいろ難しい問題、根本的には地方自治法の改正などが必要なのかもしれません。しかし、建設省では、例えば工事構成書というので、落札業者に内訳を実際には提出されている。大体建設省の発注件数の４割とか５割は出させているというんですね。そういうふうなやり方もあるわけですから、ぜひこういう仕事の透明化を図るという点で、研究をしていただきたい。これは要望しておきたいと思います。

最後の質問になるんですけれども、中野区で三者懇談会というのが行われています。これは区と建設業協会と組合の三者の話し合いで、公共事業のあり方や不況対策、産業振興策について率直に話し合うという場として持たれているものです。さきの３月の請願でも、日野市でも、行政、業界、組合が協議できる、こういうふうないろいろな問題を抱えた業界の問題について率直に話し合える三者懇談会を開けないかというような要望が出てきているわけですけれども、この点についてお考えをお聞きしたいと思いま

す。

○副議長（宮沢清子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　先ほども私先に懇談会と言いましたら、後であるんだということで、申しわけございません。懇談会につきましてのことでございますけれど、私もその実態というものを正確に把握していないのが、今現況でございます。研究をさせていただきたい、こう思います。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　税金を使った公共事業であればこそ、雇用の確保や、地域経済の活性化につながるようにぜひ努力をしていただきたい。そういう問題で、市と業界、組合が話し合いを持つことというのは非常に有意義なことではないかと思います。契約入札制度の改善が今問題になっているんですけれども、業界や、そのもとで働く労働者にも言い分があると思うんです。よく実態や意見を踏まえて、そうした改善も進めていく必要があるんではないか。そういう点でも私は大変重要になっていると思います。

最後に市長にもお聞きしたいと思います。私は、中小業者の仕事の確保、公共事業のあり方、融資制度について、もっといろいろな問題があると思いますけれども、絞って質問させていただきました。日野市は大企業のまちだといわれています。しかし、私調べてみたんですけれども、中小零細企業の比重も非常に大きなまちなんです。東京都の事業所統計調査報告書によれば、日野市内の事業所数は4,682カ所で、そのうち従業者数が20人未満の事業所というのは、約90％の4,215事業所になっています。そして、そこに勤める従業者数というのは１万8,207人、全体の29％を占めています。これは従業者数500人以上の大企業、大規模事業所の従業者数1,768人よりも多くなっています。私はここに今不況の最も厳しい風が吹き込んでいるのではないかと思っています。自治体の中小企業政策といっても、ほとんど権限がないという実態も承知しているところでありますけれども、融資の問題だとか、公共事業の問題だとか、手段を持っているところから保護育成、振興策を積極的に今とっていくべきではないかというふうに考えますけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　都市化行政の近代化に対して、 いろいろ背景になる事情がひしひしと迫っておるという感じがするわけであります。どちらかといいますと、産業経済行政は、今まで日野市の場合は、農業振興事業に重点があって、いわゆる商工関

係には弱かったという嫌いがあったと思います。「地方自治体は最大のサービス機関である」という言い方も言われるぐらいでありまして、予算を、つまり物を買う、物を調達する、そういう予算を地元にいかに循環させるか、こういう考え方は、なし得る初歩の仕事だというふうに思いまして、今関係部長がお答えをしておりますが、私は庁内じかに、つまり二律背反の仕事をしなきゃならん。総務部管財課は、いかに少ない経費で最大の効果を上げるかという仕事である。また産業経済課は、いかに日野市が発注をするものや、物品に対して、市内からどのように確保するかということである。したがって、産業経済課は、窓口に市内で発注を受けた業者の方は必ずあいさつをしていきなさいというぐらいなやり方があり得るだろうと。また落札をした業者に対して、管財課がそのような指示を与える、つまりそれだけの、行ったら得をしたというぐらいの資料を用意しておけと。その資料を用意するのはこれは地元の商工団体であるはずだ。必ずしも十分に機能しておるというわけではありませんが、いわゆるお預かりをする税金を市民サービスに、いかにまた地元の経済界に有効に運営するかということも大きな仕事だと思っておりますので、そのような考え方で取り組んでいきたいということであります。もっと地域情報を豊かに持たないといけないというふうに思っております。そういう意味では、商工会の育成ということについても力を注いでいきたい。こういう中の御提案を伺いまして、一層その意を強くしておるという状況であります。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって９の１、長びく不況から小規模事業者のくらしと営業を守れの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問９の２、再度問う――ミニバスなど市内の交通対策についての通告質問者、中谷好幸さんの質問を許します。

○10番（中谷好幸君）　ミニバスなど市内の交通対策について質問させていただきます。

４月３日から、南平新路線が開設され、ミニバスは４系統運行されることになりまし

た。幹線道路から離れた交通不便地域をミニバスでつなぐというこの事業、さまざまな困難があったと想像します。粘り強く取り組まれた市当局、関係者の職員の皆さん、また運動されてこられた皆さんに敬意を表したいと思います。私の質問は、こうした到達点に立って、一層施策の充実を求めるものでございます。極めて切実な要求でありますので、ぜひ前向きな御答弁をいただきたいと思います。

第１点は、市民会館への夜間のバス乗り入れの問題です。さきの市民会館運営審議会で、この間、市民会館の利用率が若干減少傾向にあるという報告を受けました。さまざまな要因があると思いますけれども、交通の便をよくすることによって、市民が利用しやすい施設とすることも大事な課題であると思います。特に夜間の交通手段を確保することが切実であります。高幡－日野間は、午後５時以降も運行されているわけですから、そのうち何本かを神明まで上げる方向で解決できないのかとも思います。これまでの取り組み、解決の方向について考えをお聞かせいただきたいと思います。

二つ目は、ミニバスは主として昼間の市民のための交通手段になっています。高幡駅で言えば、万願寺回りが朝８時、南平回りが８時15分が始発になっておりまして、夕方万願寺回りは５時15分、南平回りが６時15分になっています。これを通勤にも利用するために、朝夕、もう一本ずつでも増発できないかという声があります。特に朝７時台の増発ができないのかどうか、お聞きしておきたいと思います。

三つ目ですが、４系統のミニバス路線で、交通不便地域のある程度カバーできたと思いますけれども、引き続き残されている地域もあります。その一つに落川地域があります。主に狭隘な道路事情によって、ミニバス路線の運行は困難であるとされてきました。しかし、最近、いろいろ事情も変わってきています。百草園北側の組合施行による区画整理だとか、落川第二都営や、その周辺の整備も日程に上っています。それでもさらに何カ所かミニバスを実際に走らせるためには、困難な地域も残ると思うわけですけれども、しかし仮に、桜ケ丘から出発して落川第二都営、三沢都営、高幡の区画整理地域を通って宮の川原付市営、川辺堀之内、市役所、市立病院というような、現状のバス路線でカバーできない地域をつなぐ路線を想定し、現時点でその可能性について検討していただくことはできないかどうか。

以上、３点について質問したいと思います。お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　まず第１点目の、市民会館の夜間のバスの乗り入れ

の件でございます。確かに御指摘のとおり、市民会館の夜間の事業が終了した後の足の確保につきましては、大変市民の方からも、いろいろ不便があるということでお話を伺っておりますし、私どもも、確かにそうした御不便をおかけしていることにつきましては、十分認識をしているところでございます。今御提案ございました、既存のバス路線を延長する形でということになりますと、ここでは運行主体である京王帝都と、もちろんこれまでも具体的に交渉を申し入れて、話をしてきております。

ここで問題になりますのは、やはり京王帝都としましては、輸送の需要、あるいはその需要に応じた収支の予測見通しが、はっきり言ってしまえば、採算的に非常に見通しがつくような内容ではないと。もう少し具体的に言えば、週に一、二回の限られた夜間の時間での需要では、なかなか対応が困難だ、ということが現状での回答であるわけです。もちろん、私どもも、利用者からの不便の訴えというのは十分承知もしておりますし、さらに今後も、この市民会館の催し物に来られる市民の方の交通手段等の調査も、一般的にはどの程度の回数があってというのはわかっておりますので、それをもとに話はしてきているわけですけれども、もう少し交通手段等の調査も行って、京王帝都との交渉も重ね、要望してまいりたい。

また、それ以外の例えば解決方法も、今ちょっと残念ながら思い浮かばないんですけれども、そうした分析の中で、もう少し幅広い選択肢といいますか、方向も含めて検討はしてみたいというふうに思っております。

ただ、現状のバス路線を延長するという形での方法というのは非常に困難だと言わざるを得ないんで、さらに今後、調査を重ね、検討してみたいというふうに思っております。

それから、ミニバスの路線につきましては、これまで不便地域の解消ということで、大変長い期間を要しましたけれども、四つの路線について開設をし、主要な三つの地域の不便地域については、一定の解消ができたといいますか、当面の目標にはまだ不十分でありますけれども、達し得たところでございます。ただ、ここで、朝夕の増便の御要望というのはわかりますところなんですが、これも京王帝都とは折衝を続けておりますが、現行のダイヤを編成するための運転手、車両等のローテーションが、今の車両と人員の中で最大限に組まれて行われております。したがいまして、ここでのさらに増車等ということになりますと、運転手の増員、そうしたものが必要になってくるというふうなことがございます。それから市内の連絡バスはミニバスを使用しておりまして、一般の路線バスとの併用ができないといいますか、それと融通ができないというふうな

こともございまして、どうしてもミニバス部門について単独の採算性を考えなければならないというふうな状況にもあります。そんなことで、実施にはかなりの費用を要してしまうという結果になるわけです。

しかしながら、今後、不便地域の解消を進め、これまではどちらかといいますと、日中のお年寄りとか、交通手段を持たない主婦の方とか、そういう方々が市内の公共施設等に、まあ言ってみれば、日中用事が足せるようにという、そこを主体に交通不便地域の解決を図ってきたところですので、必ずしも通勤時間帯の利用といいますか、そういうものまでは考えていなかったところでございます。しかしながら、そうした要望というものも、もちろんあるということは承知をしておりますので、今後とも、既存のバス路線等の見直し、それから増便等については、事業者である京王帝都ともさらに話し合いを進めて、解決の方向を見出していきたいというふうに考えております。

それから3番目の、新たな路線についての御提案でございますが、これもいわゆる交通不便地域の目標といいますか、それにつきましては、解消を図るための一応の体制ができたというふうに考えております。ということで、あとは全く不便地域がないというふうにもちろん考えているわけでございませんけれども、一応の目標は達したというふうに考えております。今後は、今お話もございましたとおり、区画整理の進捗、あるいは道路の整備、そうしたものも進んできております。そうした既設路線の見直し、モノレールの開設等を前提とした見直しも進めて調査検討する必要があるというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　市民会館への夜間バスの乗り入れの問題については、実態調査を行いたという御答弁いただきました。ぜひこれは一歩足を踏み出していただきたいというふうに思います。

2番目、3番目の問題、特に主要な三つの地域は、当面目標を達成したと。仕事は一つやり終えたというような回答については、承服ちょっとできないので、再質問したいと思うんです。

行政の方から、こちらから見ると、大体解消できたんではないかというふうに見えるかもしれませんけれども、しかし、不便な地域から見ると、全然解消されていないということを、ぜひ認識していただきたいというふうに思うんです。クイズなんですけれど、日野市役所から立川までの距離と、日野市役所から落川に新しくできた落川第二都営までの距離とでは、どちらが遠いかという問題なんですけれど、これは地図ではかっ

てみると、立川駅の方が近いんですね。そういう状況です。大体国立市役所とか、八王子のインターチェンジ、これは市役所からの距離と、落川都営の距離が同じ4.4キロなんです。これは後で確かめてほしいんですけれども。で、その落川第二都営から日野市立病院に来ようと思いますと、普通は、百草園か、あるいは多摩の桜が丘までまず歩くと。それから京王線で八王子に出て、八王子からバスで市立病院まで来ると、こういうふうな時間がかかるわけです。だから、実際問題としては、市立病院今度建て替えになりますといっても、使えないんですよね。で、病院はともかく、ほかの病院へ行くとして、市役所は遠くても、他市の市役所で済ますわけにはいかないわけでありますし、市民会館の場合は、夜の催しとなれば、行きたくても不可能といっていいんではないかと思うんです。ぜひ、こういう実態に置かれている市民の願いを受けとめて、一段落にしないで、引き続き、このミニバスの事業を進めていただきたいというふうに思うんです。

そこで、出てくる問題というのは、採算性の問題だと思うんですね。恐らくこういうバス事業に、1路線1,500万かかると。こういう税金の使い方はいいのかどうなのかというふうな声も出てくるんではないかというふうに思います。私は、そうではないというふうに思います。公平性の問題からいっても、もちろん、ほかに効率的な他の足の確保の方法があればよいんですけれども、一定の負担があっても、公平性が失われることはないと思うんです。例えば、市立病院は市民の健康、命を守る施策として、年間7億円からの一般財源が投入されているわけです。市民会館には2億円からの予算が組まれているわけです。これらの施策を、交通手段がないために十分活用できない市民のために、私は一定の税金を使うということは不公平ではないというふうに思うんです。そういう点でも、特にこのミニバス路線、落川の地域も、それから川辺堀之内も、このミニバスを開設するときの検討委員会で、交通不便地域とされた、一部ひっかかる地域なんですね。それらをつなぐ路線として、ぜひ検討していただきたい、この点について再度答弁を求めたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　もちろん、不便地域を解消したので一段落で、あと何もしないとか、そういうことを申し上げるつもりは全くございません。これまでいろいろそれぞれの路線につきましても、いわゆる車両制限との関係で、道路の幅員等、そうしたところから始めまして、通過する道路の確保、それから採算上の問題を事業者と話すことはもちろんですけれども、その後のバス停留所等の設置、具体的になります

と、なかなか地元からのいろいろな御要望とか、そういったこともございました。そうした中で、これまでの路線は、運行開始でき、年間ですと、現在の路線で延べにしますと50万人からの方に利用をしていただいているということで、大変有効な足の手段というふうに考えているところなわけです。そうした中で、さらに不便な地域の解消について、もうしませんとか、そういうことではございません。

ただ、それぞれそうしたものにつきましては、どちらかというと、さらに採算性の問題で、厳しい地域であり、また今御質問の、議員さんがおっしゃられましたとおり、道路の状況等についても、さらに条件が厳しい地域であるというふうなことがございまして、今後実現するためには、非常に解決しなきゃならない問題が多くあるということで考えているところです。そういった意味では、今後進みます道路の整備、あるいは区画整理の進捗に合わせて、さらに今残っております不便地域の路線につきましても、当然調査なり、検討を進めていく必要があるというふうには認識しておりますので、そういうことで進めさせていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　今回改めて、1974年だと思うんですが、表紙がはっきりしていないんですが、企画財政部企画課が「日野市における交通の現状とその対策」という報告書をつくっているんですね。それを改めて見まして、いや、なかなか大変な仕事をされてこられたんだなと。これが出発点になったと思うんですけれども、思いました。この中では、今、日野のミニバスの運行の方法を、赤字路線に市が一定の補助をして運行させるというような方法は、全国でもやっていないし、お上も認めないだろうというふうな報告を書いて、これでは結論として直営方式でやるしかないんじゃないかというような報告書になっています。かなりいろんな困難を乗り越えて今のバス事業をここまでやってこられたんではないかなということで、改めて市の職員の皆さんの御努力に敬意を表したわけですけれども、ぜひ私、１年前の議会で、相乗りタクシーというのを、今、運輸省は規制緩和というのを進めているので、ぜひ国にも働きかけて、そういうような方策も含めて検討してほしいというふうに言ったんですが、要するに今の非常に交通不便な地域に置かれた人たちの立場に立って、何が何でもこの事業をやるんだという立場に立っていただけるかどうかというところが、一番最初の出発点になるわけで、ぜひその点で、前向きの検討をしていただきたいと思うんです。

時間がありませんので、一言でも市長から御答弁いただければと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去の市内の不便地域の解消ということで、ミニバスに相当する事業を市営でやろうということを提案したことがあります。日野市の場合は、特定の免許を持っている業者、つまり京王バスがあるわけでありまして、そのことからスタートいたしまして、唯一の認可を取っているバス企業でありますから、市民の不便を解消するという責任がある。さもなければ市が行うといったことから、陸運局当局は、バス会社の同意をとってこいというようなことがありまして、そこでかなり交渉が激しく進められる関係が生まれた。京王バスもかなり努力をしていただきましたし、その当時、今御提案の乗合タクシーではなくて、相乗りタクシーという言い方ですが、つまり市内を運行するタクシー会社が相乗りを認める。タクシー会社はそれで結構だと言ったんです。ところがまた陸運局で、それには一般の交通秩序を保つ意味で、認可できないというのが現状でありまして、相乗りタクシーを認めるということによって、タクシー業界にもかなり刺激があると思いますし、市民生活にもかなりまた利便が潤うんではないかと思っておりますので、もう一遍そういった提案をしてみたい、こう思っておるところであります。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって９の２、再度問う――ミニバスなど市内の交通対策についての質問を終わります。

一般質問９の３、三沢・落川地域の浸水対策についての通告質問者、中谷好幸さんの質問を許します。

○10番（中谷好幸君）　落川用水や一の宮用水の一部で、集中豪雨時に用水の水があふれ出るという地域があります。まず第１に、落川用水の三沢一丁目２番地付近です。この地点での溢水については、先年、川崎街道を挟んで南側の丘陵地から流れ込む雨水については、グレージングをつくり、川崎街道に埋設された雨水管で排水できるように工事をしていただきました。しかしなお、川崎街道の北側、用水が京王線を南から北にくぐる部分で、雨水を飲み切れずに、路上にあふれ、民家に流入するという事態を繰り返しています。二つに、落川用水と一の宮用水の合流地点付近、番地で言うと落川641番地、1421番地などの地域であります。ここ数年のことであると思いますけれども、集中豪雨時にやはりこうした事態を繰り返しています。３番目に、さらに下流で一の宮用水から枝分かれした分流と落川用水の分流が再び合流する付近、落川の887番地、落川第二都営に隣接する地域で、多摩市の一の宮交差点に近いところであります。

以上の３地点での用水の浸水対策について、これまでどのように対応してきたのか、今後はどうかお聞きしておきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さんの質問についての答弁を求めます。水路清流課長。

○水路清流課長（奥住晃一君）　今御質問の中で、３カ所ということでございましたが、緊急時には常に用水の対応ということで、水路清流課が対応しています。ちなみに、昨年は８月21日、大変な大雨がございました。その中で、落川用水につきましては、落川887番地において床下浸水がございました。先ほど御質問の中にもありましたように、同じ落川用水の中で、三沢１の２の地番あたりも浸水がございました。それから一の宮用水についても、特に落川1241番地、その地点で、これは多摩市の行政もすぐ近くなんですが、行政境なんですが、浸水がございました。

これまでの私どもの対応ということですが、当日の応急対応はもちろんのことですが、床下浸水のありました場所については、２段のブロック積み、それから今年度、７年度において用水の改修を予定しております。三沢地区におきましても、先ほどお話がありましたが、道路のグレージングとか、それから西武住宅から西武住宅下の都道を通って程久保川に雨水管が埋設してございますが、それの清掃、しゅんせつを行ってございます。それから、さらに三沢の１の２の下流の部分ですね。そこについては、用水の改修工事やしゅんせつを行ってございます。それから一の宮用水につきましては、多摩市につながる雨水管の落とし口がございます。この落とし口のスクリーンの改良とか、清掃を行ってまいりました。また本年も、天候の荒れる時期の前に、清掃とかしゅんせつを重点的に行いたいと考えてございます。

それから最後に、今後の対応ですが、一の宮用水と落川用水につきましては、多摩市側でも大雨のときには、雨水で満杯の状態になっております。したがって、日野市からの押せ押せの水が、ちょうど流れが悪くなって浸水するというのが主な原因じゃないかなというふうに考えております。したがいまして、第二関戸橋に関連する都市計画道路３・２・７号線関係で、平成９年の予定で雨水管の埋設が計画されています。で、この雨水管に落川用水、それから一の宮用水を、あふれた雨水の分を接続することによって、落とし込むことによって、大分浸水が解決できるのではないかというふうに思っています。それから、三沢地区の落川用水についても同じように、百草駅、その下流になりますけれど、百草園駅北土地区画整理事業がございますが、その中で、百草園駅前の道路に雨水管がございます。その雨水管に区画整理の事業と同時に、落川用水を一

部接続しまして、用水の流れをよくしたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　ぜひ、当面そういうふうな施策を進めていただきたいと思いますけれども、１点だけ再質問をしたいと思います。

既に質疑を通じて明らかですけれども、これは用水の問題でなくて、下水道の問題であります。この地域はもともと水田地帯で、市内でも最も用水の発達した地域の一つです。開発が進んで、田んぼが遊水池としての役割を果たさなくなってきた。こんな中で、雨水の排水が、もう用水ではできなくなっている。キャパシティーを超えているというのが現状です。用水の負担が今後もふえるということは、今お話にも出ましたけれども、百草園北口の区画整理だとか、落川土地区画整理事業だとか、開発が進むわけですから、一層そういうトラブルが、当面の対応をしても、次から次へと繰り返すと、こういう事態を迎えているんではないかということです。そういう点では、抜本的には、汚水の下水道施設はもう完備しているわけですけれども、雨水排水の下水道管を埋設するということも課題になってきているというふうに思うんです。この点、１点だけお聞きしておきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　確かに今議員さんの御指摘のように、この地域の下水道の計画でございますけれども、基本的には程久保川へ放流する系統と、それから大栗川へ放流する系統と、この二通りに大きく分かれている地域でございます。特に最近、農地等が宅地化されてまいりますので、これらの排水が非常に集中するということでございますので、下水道の計画の中でも、できるだけ本管を、先ほど水路清流課長が御説明申し上げましたけれども、都市計画道路、こういう部分に幹線を計画いたしておるわけでございますので、都市計画道路３・２・７号線ですか、第二関戸橋、この場合、この道路と並行して管を敷設していこうと。ただ、もう既に百草園の駅から程久保川のこの幹線は完了しておりますので、これから上流につきましては、部分的な接続関係で相当賄えると。

ただ、問題は、これから下流の落川の方の排水部は、この都市計画道路に工事と同時に敷設をし、そして大栗川へ放流すると、こういう計画で現在進めておる段階でございます。ただ、これは道路の工事と並行して、同時施行という考え方で進めておりますので、その道路の状況に応じて、多少、時期は前後するのかなというふうに考えて

おります。

○副議長（宮沢清子君）　中谷好幸さん。

○10番（中谷好幸君）　第二関戸橋の関連道路で排水管を埋設するという計画だと思うんですが、そういう方向と、そこに流れ込むまでの、百草園駅からその第二関戸橋の間までの下水道についてもぜひ検討していただきたいということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって９の３、三沢・落川地域の浸水対策についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後５時23分　休憩

午後５時57分　再開

○副議長（宮沢清子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の１、教育と子どもの権利について問うの通告質問者、森田美津雄さんの質問を許します。

〔８番議員　登壇〕

○８番（森田美津雄君）　それでは通告に従って質問をさせていただきます。

３月の定例会でも「教育をとりまく現状について問う」というテーマで、昨年11月、いじめが原因で、みずから命を絶った愛知県西尾市の中学生、大河内清輝君のケースを挙げながら、今日のいじめの特徴や、要因を指摘し、その克服のために、子供の教育を受ける権利の憲法上の意味、教育基本法上の意味をしっかりとらえ直すこと、そして人を大切にするという立場に立って、公教育の場でしっかりと子供たちが守られていくために、教育長も先頭に立って頑張っていただきたい、というようなことをお願いをいたしました。

今回は、これらのことを少し深く掘って、一つはいじめ問題の克服のために、我々がなさなくてはならないこと、そして行政課題として取り組んでいただけるよう、ぜひいろいろな施策を見つけ出し、全力で頑張っていこうではありませんか、ということを冒頭申し上げて、質問に入りたいと思います。

ことしに入ってからも、いろいろないじめは続いております。そしてそれに対して、

各自治体でもいろいろなところで、「いじめ110番」とか、あるいは相談窓口の開設だとか、自治体によるいじめアンケート調査とか、あるいはいじめ総点検などの取り組みも一方で始まっていることは、連日のマスコミの報道でも私たちの知るところであります。３月議会の最後、大変遅い時間でありましたけれども、きょうは遅いので、あす朝目覚めたら、すぐに教育長も学校現場に赴いていただいて、ひとつ訴えていただきたい、というようなこともお願いをしました。また、教育委員会全体としても、しっかりとした取り組み、何ができるのかを探していただきたい。そして、ぜひ子供たちを守る防波堤にみんなでなっていこうではないかという意味を込めてお話もいたしました。

そこで、まず、そのうちの日野での取り組みの現状についてお伺いできたらというふうに思う次第であります。

○副議長（宮沢清子君）　森田美津雄さんの質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えさせていただきます。

今、議員さんの方から、前回の議会のときの御質問等を受けて、その後のことはどうなっているかということでございます。私は前回のときに、学校へ行きまして、議員さんのおっしゃったようなことも先生方へ訴えて、話し合いをしてまいります、というお答えをいたしました。私は学校、またはいろいろな教職員の会に出まして、まず言うことは、子供を大事にする教育をしてください。これは当たり前のことであって、実際にこれがなかなか難しいんだ、という話をしてまいってきております。で、ことしは、私は１年間、子供を大事にする教育をしてくださいということを言い続けます、ということを、年度当初の校長会で宣言をしてまいりました。子供を大事にするということは、子供の生活をよく見ることなんだ。そして、そこの中に起きているような課題を、教師は厳しい目でとらえて、そして子供を援助し、または指導をしていくということ、これは生活だけでなくて、学習においてもそういうことなんだ、というようなことを言ってまいっております。これが第１点目でございます。

その後と、いわゆるいじめに対する教育委員会としてどういうような対策、または活動をしてきているかということの２点目の御質問でございますけれど、２点目は御存じのように、「子供人権、いじめ100番」というのを教職員研究室に設けまして、相談を受けるとともに、学校にやはり相談をできる組織をつくってもらいたい。この名称はいろいろございます。いろいろな学校から出ています。校内いじめ対策委員会だとか、生活指導の拡大、保健の先生が入った拡大委員会だとか、そういったいろいろな名称でもって学校に、そういうような子供たちのいじめ、または子供たちの悩みというものを、

先生方の知恵を絞って対策を立てる、そういうような組織づくりをしてくださいということをお願いして、各学校それぞれちょっと編制も違いますけれども、そういうことをやっていただいております。

そのほかに、いわゆる子供たちの声も聞く必要があるんじゃないか、というような御意見もございました。これは教育委員会直接ではございませんけれども、人権擁護委員の方から、子供と一緒に考える会を持ちたいんだという御相談をいただきまして、教育委員会もそれに参加させていただきまして、子供たちの声も聞きました。いろいろと示唆に富んだ、私ども大人が考えていかなければならない問題も含まれておりました。そういったようなこと、それから教職員研究室で相談の研修会を持ちます。それから教職員研究室の同じ研修会の中で、「いじめについての研修」というタイトルももってことし取り組んで、先生方のいわゆる子供の人権に対する意識というものを深めるような教育委員会としては体制づくりをしてまいりたい、というところで努めているところでございます。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　どうもありがとうございます。

私が3月にお話しした大切なことをすぐに実行に移していただいたという点では、大変感謝するところであります。多分、教育長には私が質問しましたその中身が十分に伝わったというふうに思うところでありますけれども、なかなか現場といいますか、現場で効果を見るというためには、まだまだいろいろな取り組みが積極的になされると同時に、現場に周知徹底されるということは、引き続き、必要かなというふうに思うところであります。

その中で、もう一つ例えば、私は学校だけではなくて、市民みんなが、こういういじめの問題を社会的な問題としてしっかりととらえていくということのために、あらゆることを考えていただきたいという中で、例えば広報に教育欄がありますので、そういうところでぜひとも訴えをしていただきたい。現状、そして子供のいじめの特徴、さらには、我々ができること、そして地域にある教育力を含めて、協力していただける方たちにも訴えが届くような、そういう工夫もぜひお願いできたらなというふうに思いまして、先日も教育委員会を訪ねたところですけれども、ちょっとその点についてだけ1点、今後のテーマになろうかと思うんですが、お答えいただけますでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　　お答えさせていただきます。

このいじめの問題、また教育の問題について、いじめに限らず、広報の方と打ち合わせをしまして、そういうようなスペースがいただけるということであれば検討し、積極的にやってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　　ありがとうございます。

こういう積極的な討論を重ねてきているわけですけれども、こういう間にも、町中では幾つもまだまだ、非常に凶悪とも思えるような暴行を含んだいじめが行われたりしておるのもまた事実であります。例えば、先日ですけれども、中3の女の子に集団暴行で16人が殴るけるをして、鼓膜を破る大けがをさせたというようなことが福岡県で起こったり、あるいは暴走族の女子生徒いじめということで新潟市のある高校でのことですが、2年生だった女子生徒が暴走族の女子メンバーからいじめを受けると。これは大変また問題になるんですけれども、このいじめをやめさせるために、そのとき担任教師は、暴力団に、ぜひやめさせてくれないかということを頼むと。で、その暴力団のメンバーが仲間を連れて学校を訪れて、このいじめている子供たちの間に入るというようなことでやめさせるというようなことがあったりと。まあ、当時の教師にしてみますと、自分一人がやったことであって、万策尽きたために、思い余ってやった、というふうに話している。それぐらい学校内でこのことに対処しようとしても、なかなか一人の力では難しいということもまた、3月にいろいろお話をしました。やはり、そういうような同じようなことが今もいろいろな学校で起こっているということのあらわれかなというふうに思うわけであります。

そして、その後も、ついせんだって、5月13日ですか、都立の大島南高校の寮生3人が水難事故に遭う。この3人は、海にあこがれて海洋科に入学して間もない1年生であったということですけれども、寮の運営に関して、慣習的に独特の寮生活と厳しい上下関係の伝統があったということでありますけれども、非常にしけた中で高いところから飛び込めというようなことがあったと。そして、寮生活の中で異様な上下関係というものが続いていて、この1年生は、多分、抵抗し切れずに飛び込んだというようなこともあったことが、寮生の日記からしてうかがえるようなことがあるわけですけれども、これに関して校長先生は苦渋の中で、寄宿舎の中での恒常的暴力行為が起きていたということを認めた上で、今全力で取り組んでいた最中だった、非常に残念だ、というよ

うなことをおっしゃっていますけれども、なかなか学校の外にこういう暴力的なことも出ないわけですが、実際には教師が気がついているというケースが多いこともまた事実であるわけです。

ただ、学校という中で、例えば担任をしたクラスの中にいじめがあったりした場合、それを例えば職員会議で皆さんに相談して、ぜひ、いろんな方策はないかというようなことを担任は話したいわけですけれども、クラス一つもおさめられないのかという空気が一方にあったり、あるいは教職員の職員会議が授業が終わって行われるために、家路を急ぐという雰囲気もあるために、どうもひざを割って相談をするという空気がなかなか生まれてこないというのもまた現状のようであります。そして、職員会議がだんだんと上からのいろいろな事柄を伝達するような会議に終わってしまうということもあるというふうに一方で聞いております。

こうして見てみますと、いじめの問題というのは、どの学校でも起きる極めて広範囲な現象となっているということは否めないわけであります。

これもアンケートなんですが、高校生に対するアンケート調査で、高校生の２人に１人、もっと詳しく言いますと53%がいじめられたことがあると。逆にいじめる立場も３人に１人が経験をしているというような報告も、リクルート社の報告であります。３月にもお話ししましたけれども、八王子市の教育委員会が、市内のすべての市立の小中学校の児童生徒全員に対する調査をしたわけですけれども、この中でも全体の16.4%、6,024人内訳は小学生が4,673人、中学生1,353人が現在いじめられているんだ、というふうに答えております。もうちょっと詳しく申し上げますと、ここでもう一つ大切なことは、もう一方でこの調査は、学校を調査しているんですね。つまり教師も対象にしたアンケート調査であるわけです。そうしますと、教師は約この８分の１の先生方がいじめを認識していると。これぐらいの開きがあるということで、いじめられている子供たちの悲痛さといいますか、そういうことがまた本当に早く発見をしてあげなければいけないなというふうに思うところでもあるわけです。

この間、ずっといろいろ調べてみますと、今日のいじめの特徴というのが、少し明らかになってくるんですが、旧来からある、からかいやしかと、あるいは物隠し、あるいは物に対するいたずらというのももちろん、依然としてあるわけですけれども、大河内君のケースに見られるように、殴るけるの暴行、あるいは多額の金品をおどしとる、あるいは性的ないたぶりを加える、というような形態が、非常に悪質化している。それから非常に長期化しているということも実態のようであります。弱い立場の１人の生

徒を多数で、しかも長期にわたっていじめ抜くために、いじめられている子供というのは耐え切れずに、最悪、自殺に追いやられたり、あるいはそうでなくても神経症に悩む、あるいは登校拒否になるというような深刻な事態を迎えている。そして、いろいろな報道で私も資料を集めたんですけれども、10年たっても20年たっても、そういうときに耐え切れなかった気持ちをふと思い出して、人格形成にも多大な悪影響と苦しみが与えられているんだと。つまりつめ跡がしっかりと残っているということがある、というふうに思いました。また、日本のいじめの特徴として、多数が１人を標的にしていく。そして、特に最近では、その周辺に無言の支持者とか、あるいは傍観者がいる。おい、やめろよ、というような子供がなかなか出てこない。で、いじめる側というのは多数ですから、いじめられる側に攻撃されるという危険性がほとんどない中で行われる。

それから、もう一つ陰湿化する原因の一つは、やっぱり教師が学校の中でしっかりと子供を守っていくというような、目を360度向けていないんじゃないかと。そして、たとえわかったとしても、立ちはだかるというような、１人で立ちはだからなくても、ほかの先生に相談して、何とか一緒に、というようなことがなかなか見受けられない。したがって、子供たちの中には、いじめられている子供を知っているけれども、そのことを教師に告げれば、今度は自分が危なくなるというようなことをついつい思ってしまって、勇気が出ないというようなことがあって、ますます陰湿化してくる。それからわかりずらい、親もシグナルをなかなか読み取れないということになってきているケースも多いようであります。

それから、さらに現代的に言えることは、いじめられる者に何か特別なことがあるかというと、決してそうでもなくて、だれでもいじめの対象になるというんですか、そういうことがほとんどだということであります。それで私は、今回、このだれでもいじめの対象になるというあたり、ここら辺に問題のポイントがあるんではないかというふうに思って、いろいろ考えてみたわけですけれども、結局、極論すればだれでもいいわけで、ターゲットとしては、いじめやすければ、それをターゲットに選ぶということになっているんです。結局、そうする心理というのは一体何なのかというふうに考えてみますと、子供たちの大変なストレスだと思うんですね。もちろん、我々もストレスを感じていますけれども、子供たちは非常にやり場のないストレスを一方で感じている。そのストレスがしかもこう、長く続いているということがあると思うんです。やり切れない気持ちをたまたまターゲットになりやすい子に向けていくというようなこ

とが、いじめの最初にあるなということを一つ感じました。

ということでありますから、いじめ問題の克服というけれども、その前に、そのいじめの起こる背景における子供たちの心理状態というのを、やはり我々は少しでもたくさんの情報でつかむ必要があるんじゃないかなというふうに私は思うわけであります。で、子供たち自身が、そのストレス自体、ピークに達しているんだけれども、そのストレスを生み出している原因が、また子供たちの目に見えない、見えにくいという社会がやっぱり怖いわけですね。

これは私の見方になるわけですけれども、少し大きく見てみますと、戦後一貫して経済的な価値の追求というのが何よりも大切だという社会の中で、社会が24時間経済活動を稼働させているシステムをつくってきているわけです。それは見方によっては、そういうことが戦後日本を復興させたというふうに言えるかもしれないけれども、その一方で、多忙さと精神的なストレスというものを非常に加速させてきたということは確かだと思うんです。で、社会的に強制された――強制されたと言っていいと思うんですけれども、目に見えないストレスというものが、親、教師による子供の例えば虐待につながったり、あるいは体罰を生んだり、あるいは子供同士の陰湿ないじめや暴行というものの畑をどんどんつくってきたんじゃないかと。不登校や心身症の原因という点でも、大きな原因をつくってきているんじゃないかなと。その中でいじめによる自殺というのが、まあストレス社会というふうに言っていいかと思いますけれども、その病理の典型として出てきたんではないかなというふうに思うんですね。

もうちょっと平たい言い方をしますと、子供たちは朝起きてから、急ぎ足でいろいろ用意して、御飯を食べて、学校に行くわけですね。８時半ぐらいに学校に着く子も、もっと早く着く子もいるかもしれませんけれども、そこから授業が始まる。授業が終わって、それから部活をするわけです。部活は大変奨励されていますから、ほとんどの子供が部活に一応参加するんですね。しかし、何か自分なりの目標を持ってやっているかというと、これもクラブによっていろいろだと思うんです。大変強いクラブだったけれども、たまたま指導されている先生がよその学校に行かれたということで、もう監督といいますか、教えてもらえる先生がいないという状況の中で、そういう事情でクラブを閉じるというようなクラブもあるんですね。場合によっては、３年生だけでしっかり固まって、都大会に出たというようなところもあるようですけれども、やれやれというふうに部活は奨励されるんだけれども、しかし、それを指導者のいないままやっているというところで、まあ社会人講師という話もこの後できようかとも思うんですけれども、

そういうことがある。クラブ活動をやると。で、家に帰って習い事とか、そういうのに行くわけです。大体子供の起きている時間というのは、そういう中でほとんどこう、自分のことを振り返ったり、あるいは心から笑うような対人関係を持ったりというようなことが少ない、そういう生活をしているんです。

特に私は思いますのは、小学校の高学年から中学校の受験学年までというのは、ほとんどの子供が大なり小なり、進学ということがどこか頭の隅から離れない生活を送っているんじゃないかと思うんです。それは親にしても同じでありまして、あと何カ月あるの、とか、もう顔を見るとこう言うわけですね。テストの点、まあ結果ですから、結果が届くと、何、こんな点で高校へ行けると思うの、というような会話から入っていく。そうすると、やっぱり子供としても、いつもそういうことに追っかけられながら家でもいるし、学校でもいると。

私はなぜこういう話をしているかというと、結局、その子供たちが、学校でも家でも、そして通う塾でも、四六時中というか、自分の自覚している、起きている時間は四六時中、そういうことを、ストレスを与えられながら生きていると。やっぱり耐え切れないでいるんだろうという気がするんです。そこで、その子供たちが仲間とともに、自分たちで生活の規律とかつくって楽しくやろうなんていうことにはなかなかなっていないわけです。これはじゃあ、そういうことを子供たち自身が変えていけるのかというと、私はこれは変えていけないんだろうという気がするんです。つまりストレスとなっている最も大きな要因を子供が取り除いていくということは、なかなか難しいんだろう。

そこで、さらに考えるわけですけれども、戦後、そうやって経済はどんどん加速されてくる。そして人間は少し置き去りになって、それからより弱い子供たちは、中でも置き去りになっていく部分があると。学校はというと、競争社会のもう最たるところ、請負みたいな形で、子供たちは思っていると。そういう中で、やっぱり私は点検が急がれるのは、学校の中に仕組みをつくっている文部行政だろうという気がするんです。とりわけ気になりますのは、学習指導要領と言われるものがあります。その中における「学力観」とは書いていないけれども、「学力観」と言われるものですね。この変遷といいますか、文部省が考えた「学力観」というものが、上意下達的に下におろされていって、結局学校まで行ってしまう。そして教師もそれによって、その一つの方針を立てていかなきゃいけない。その前に学校が教育課程についてつくっていかなきゃいけないということになると思うんです。この教育課程については、同じ会派の佐瀬議員が少し掘って質問をされるということですから、私は触れませんけれども、学習指導要領

の「学力観」、これがやはり、人間的な発達を無視しようと思ったかどうかは別として、非常にそこを欠落させるような画一的なものであって、子供の成長とか発達を、文言とは別に評価するというものにはなっていないんじゃないかという気がするんです。

といいますのは、基礎とか基本の修得こそ学力だと、ずうっと言ってきたんです。ところが、現行の学習指導要領は、軸足を次第次第に変えながら、今度は意欲や関心や態度、これが学力なんだと。つまり基礎とか基本の修得、それが学力ではなくて、というふうなことを言い始めるんですね。この新しい「学力観」とは一体何なのか、そこを避けて、今私は学校での子供たちのストレスや、先生のストレスや、あるいはそれに従って教育課程を言ってみれば組みなさいと言われている学校に、本当のゆとりとか、あるいは子供たちが育っていく、そういう施策を組み立てていくということはできないんじゃないかという気がするんです。

そこで教育長、この点を、新しい「学力観」というのは一体何なのか、これをぜひ、少し時間を使って討論してみたいなというふうに思うんですけれど、まずそれを教えていただきたいというふうに思うわけであります。

○副議長（宮沢清子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　十分に説明できるかどうか、ちょっとあれですけれども、お答えさせていただきます。

この新しい「学力観」というのがあるのかないのかというのは、私も疑問に思っているんです、実際のところ。それで、学習指導要領をずうっと初めから読んだんですけれども、どこにもこの新しい「学力観」というのは書いてないんです。書いてなのに、教育界の中では、新しい「学力観」という言葉が出ているわけです。それで、これは私の推測になりますけれども、恐らくこの学習指導要領というのは、出すときに一応こう、何というんですか、キャッチフレーズみたいなのをつくっているんですね。この前の学習指導要領では「ゆとりと充実」というキャッチフレーズ、今回は「新学力観」というキャッチフレーズをつくったんじゃないかと、こういうぐあいに私は私なりに解釈をしているわけですが、これが間違っているかもしれません。文部省に問い合わせたわけではございませんので、それをひとつ前提にしてこれから説明をさせていただきます。

いわゆる文部省は総則の中で、「みずから学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的、基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と、こういうぐあいに書いているわけでございま

す。そして、その中で、それじゃあ、子供たちが主体的に考えて判断するというようなものにとって何が大事かというと、思考力、判断力、表現力、こういったものが大事だということを言っているわけです。これがいわゆる新しい「学力観」として、今いろいろな教育雑誌に書かれている内容だと。大まかに、極端なことを言うと、そういうぐあいになると。

で、私は校長会の席でも話したんですけれども、こういう思考力、いわゆる考える力、それから物の善悪を判断する力、それから自分の考えを表現し、相手に伝える力、こんなのは当然今まであったじゃないか。だから、何も新しいとつけるほどのことではないないんじゃないか、というような話をしたこともございます。しかし、新しいということを恐らくつけた意味は、こういうようなことへ少し目を向けて、これから指導していかなければいけないんだよということを強調するねらいがあって「新しい」というのをつけたんじゃないだろうか。新しい見方をしてくださいよと、こういうことです。これにつきましては、私は、いわゆる社会が相当変わってきております。子供たちの生活の様子も変わってきています。また家庭の様子も変わってきています。議員さんの御指摘のとおりです。そういう中で、今までの何というんですか、詰め込み教育というのは、大きく社会の中で批判をされて、もっと子供に考える時間、ゆとりを与えなけりゃいけないというようなことで、前回の学習指導要領は「ゆとりと充実」というキャッチフレーズをつけたんだろうと思います。

そういった一つの流れを考えてみたときに、子供たちにじっくりと考えさせ、そして自分でどういう方法でその課題を解決していったらいいんだろうか。また課題の方法については、教師がきちっと基礎的なものを教えなければ解決できません。そういうようなものをきちっと学習の条件をつけていくと、こういった中で、子供たちの考えをつくり上げていく。これはまさにこれからの不透明な、これから非常に科学技術が進む中で、人間らしく生きていくためには、必要な私は要素だと、こう考えます。そういった教育をしていかなければいけない。これを私自身は理解をしています。そして、これから市民社会、民主的な社会の中で生きていくとすれば、こういう社会の中で生きていくとすれば、自分の考えだけに固守するんじゃなくて、相手の考えも聞き、自分の考えも相手に伝わるように表現していかなければいけない。これは言葉であれ、絵であれ、作品であれ、そういうことが大事であろう。そういう意味で、この表現力というのも非常に大事なことだ。こういうぐあいにして、このいわゆる今文部省なり、また教育界で言われている「新学力観」というものは、やはり私たちは、教育の一つの力を入

れていく力点として大事にしていかなければいけない、こういう考えを持っております。

以上でお答えにさせていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　全体的には、私は教育長が今お話になったことは、「新学力観」の解釈としてでなくて、教育長のお考えとして、そういうお考えで教育行政をやっていただくということを、特に前半部分は、私、本当に頑張っていただきたいと思うんですけれど、どうも文部省の「新学力観」というものは、そういうふうに基礎的な学力もきちんとやる。そしてそれに、それをやりながら、それぞれ個性を引き出していくという、両者相まってというような軸じゃないんですね。軸足は後半の部にぐうっと移っていまして、つまり、今や基礎的な知識とか、あるいは基本的な知識というものの集積というよりは、それに至る過程自体が大切なんだと。非常にわかりずらいんですけれど、文字づらだけ読むと、そのとおりだなというように思うんですけれども、文部省が言うところの、特定の意欲や関心や態度、これを学力と言うんだと、極論すればですね。特に困っているのは先生方です。「新学力観」というのは、一体何なのかというふうに、私ども、先生に聞いても、よくわからないんですね。理解されていない。

で、平成6年度の日野市の市立教職員研究室のまとめられたこれをいただいたんですけれども、相当何回もこういうふうなことについて、「教育課程について」、あるいは「みずから学ぶ意欲を高める指導と評価」とか、こういうことについて研究会をやっておられるんです。「新しい時代の学校運営組織の機能と構造」とか、「新教育課程全面実施」というようなことを研究会でやっておられるんですけれども、ここでも、何でこんなにやらなくちゃいけないのかと。もっとそれだったら、子供たちがどんなに教室の中で悩んでいるかということを取り上げられてやられた方がいいと思うんですが、知識、理解を中心とする「学力観」から脱皮することが教師の使命だ、という出足で説明される講師の方もあるんです。新しい「学力観」、「評価観」を構成する要素というのは、思考力と判断力と表現力だ。時代背景から考えると、ハイテク機器の判断があって、知識、理解では社会一般にすぐ通用するとは言えないので、調べる、探求する学習へと改善していかなきゃいけない。つまりハイテクに対応できるノウハウを、言ってみれば、学んでいくと。そしてそれを集積することは、一つは学力というふうに言えるのかなというふうに、これを読んでみますと、そういうふうに理解されている方も多いんですよ、講師の方は。そのことは東京都から派遣されている主事の方に至ってもそ

うなんです。だからかなりそういう考え方は、少なくとも文部省、そして都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会、学校というふうに来ているんではないかというふうに思うんです。

時間がありませんので、突き詰めますけれども、やっぱり基礎学力、あるいは基礎的な知識と、それからその学び方というのは、密接不可分だと思うんです。で、後半の部分だけ教師に評価しろと言っても、極端な例は、例えば体育館で跳び箱の授業だと、跳び箱を飛べない子は、そっちでマットで転がる。マットができない子は、そっちで縄飛びをする。それぞれの意欲や関心や態度を教師がこう見てて、そして採点していくと。で、こうだよと、ああだよと教えたら、これはおまえは「新学力観」がわかっていないというふうに言われるのかなというふうに、現場でお聞きになったらいいと思うんですが、理解されている先生も多いんです。お調べになってください。それは極端な言い方ですよ。だけれど、やはり跳び箱も低いところから飛ぶ練習を、それで、そういうことを繰り返し繰り返し体験をしていくということで、だんだんわかってくるわけです。私も議会の野球部に入っていますけれども、力は強そうだけれど、果たして打てるかどうかというときに、先輩の議員たちが、腰をこう入れろとか、ああ入れろとか教えるわけです。その教えを請うて、だんだんと三塁打も打てるようになるというふうになるんですけれど、やっぱりそういうことだろうという気がするんです。だから、それは物すごく大事なことだと思うんですね。３年生になっていきなり平方根が出てきたと。２乗したら何かになる数なんていうことを、そのもとになる数は何なんだと言われても、よくわからない。それは２乗して９になる数というのは３があるじゃないかと。それから３だけかというと、マイナス３だって２乗したら９になる。そうすると３とかマイナス３は、９の平方根だと言えますよね。しかしそれも、基本的な知識があって初めてこう言えることなんですね。

ですから、私は、「新学力観」として大事なのは、そういう基本的な学力をきちんと教えていく。そこは変わっていませんよと。そしてさらに、教育本来が持っている、あれはエデュケートというのは、ラテン語か何かで「引き出す」という意味なんですね。そういうことも本来持っているんだというふうに認識をしてもらう。そのことが「新学力観」として本当に伝わっていくんだったらば、僕はいいと思うんです。教育長、この点は物すごく大事だと思うんです。しかし、必ずしもそういうふうに校長先生方も理解されていないと。あるいは理解されていても言っておられるのかもしれないけれども、こう言いなさいということでですね。

ということで、ぜひそこは検証していただきたいし、それから戻りますけれども、子供たちにしてみますと、そういうふうな先生方の迷いも、学校の迷いも、やっぱりストレスなんですね。大きな原因になっているんです。例えばその力点が多少方法論に移っていたとして、そして受験学年が例えば来年の２月24日に都立高校の試験を受けるとしたとしますね。とにかくそんなに知識をがんがんと言うんじゃなくて、意欲を持てばいいんだと。ああ、そうかと思ってやっていると、２月24日の朝、国語から初めて見ますと、とんでもない問題が出ている。例えば英語に至っては、そんな300字も400字もあるような長文読解をできるような、そういうふうなことをやってきていないわけですよね。だからどうも僕は、文部省も知識の集積という点では、既にもうダブルスクールといいますか、塾前提だというようなことを一方に考えているんじゃないかというように思うんです。それはうがった見方かもしれません。だから、そこを我々が本当に子供たちの中のストレスをなるべく感じないようにしてやろうというふうな気持ちがあるとすれば、やはり、もう既に公立高校全入という条件はそろっていると思うんです。だからそこにしっかりと風穴をあけていく。進学心配ありませんよ、というふうに言い切ってしまわないといけない。それは僕は、文部省にお任せしていても、これはひがみで言うわけじゃないですけれども、お母さんにいつも怒られながら知識だけを集積していけばよかった方たちが官僚となって、そうじゃない方もいるかもしれませんが、非常に幸せな中で、ある意味ではつくられる施策の中に、そういうことが生かされていくかというと、なかなか難しいと。だから、私は福祉も教育も、自治体で本当の形をつくっていかないと、できないんじゃないかという気がするんです。やっぱり、子供たちが何を求めているかということをまず聞くことができるのは学校であるし、学校に一番身近なところでいろいろな施策を形にしていくのは教育委員会がありますよね。私たちのまちの教育長は、そういう理解があるわけですから、ぜひ、逆にこう、都の教育委員会や、あるいは文部省に対して、一つのモデルをつくって、突き上げていくと。言葉が強いので、もう少しやわらかく言えば、ぜひ指針を出していくというようなことがあっていいんじゃないかという気がしています。

具体的には、そういう意味では、現行の指導要領の意味をはっきりとこう、もう１回検討し直すと。そして現場教師が迷いなく、今教育長が前段でおっしゃったようなことを、自信を持ってやっていけるというようなことをまずやって、さらに学校５日制と抱き合せますと、内容的にももっともっとゆとりがある形をつくっていかなければならないというように思うんです。指導要領の話をしましたので、一体指導要領がどれくら

いの拘束力を持っているのかという点を、ちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。

○副議長（宮沢清子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えさせていただきます。

学習指導要領につきましては、前の議会のときにも、多くの議員さんの方から御質問いただいたわけでございますけれど、学習指導要領は法体系から申し上げますと、学校教育法に「教科に関する事項は監督庁が定める」と、こうなっております。その監督庁は文部大臣ということになっているわけでございます。そして学校教育法施行規則によって、「学校の教育課程については文部大臣が別に公示する学習指導要領によるものである」と、こういう法体系の規定がございます。それで、それじゃあ、その学習指導要領の性格はどういうものかということになってまいります。学習指導要領というのは、恐らくお読みになればおわかりだと思います。非常に大ざっぱな大綱を書いてございます。読みようによっては、どうにでもとれるという部分もあります。そして、そうでない部分もございます。ですから、教科書とは大分違った内容になっているということでございます。この学習指導要領も、いわゆるそういった法体系の中に位置づいている性格のものであるということで、そういう性格だと、こういうことでよろしゅうございますか、答弁は。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃあ、以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　もうちょっとお聞きしますと、指導要領が各学校に対する準則というようなものなのか、拘束力の強さですね。つまり、もしこれがないんだとすれば、もう本当にいいわけでして、これは自治体の中で、市教委、それから各学校、先生方も子供たちに相談して、いろいろなことを決めていくということでいいのかどうか。多分、私は、そういうふうになっていないというつらさを教育長お持ちだと思うんですけれど、なっていないんだと思うんですよ、これは。だから、やっぱりこれがいつもどっちから評価しても、ここがネックになっているというような気がするんです。

で、これは何度やりとりしても、多分、そうだというふうな、同じお答えになるんだと思うんですけれども、やっぱりこういう指導要領というものは変えていかなくちゃいけないということは、私は、指導要領の理念が先ほど言ったことにあるとすれば、どうしても撤回、見直しが必要だと。とりわけ学校5日制にあわせては必要だということで、これも報道されたところですけれども、全国の616の地方議会が、既に学習指導要領の撤回見直しを求めているんですね。そういう意見書を出しているんです。教育内

容や教育課程について地方議会の２割以上が既に出しています。３月議会では68の議会が決議をして、見直しの方向について触れる意見書もあると。それから個性重視の現行指導要領の名のもとに、できる子には程度の高いもの、できない子にはそれなりのものを、という早期からの差別・選別の教育を推進しようとする、というふうなことを指摘して、これは島根県のある町議会ですけれども、「すべての子供がわかるまで学べるようにするために抜本的に見直せ」という意見書を議決しているんですね。それから愛知県でも、「憲法教育基本法を尊重し、すべての子供たちに基礎的学力と自立の力を育てる行き届いた教育を保障する改定をお願いしたい」というような要望・意見書を議決しているわけであります。ですから、これらの全国の616の地方議会が全く指導要領を理解しないで議決したとも思えないんですけれども、そういうことが指導要領の問題としてはっきりあるんだ、ということを指摘しておきたいというように思うんです。

ですから、この日野市の教育委員会は、あるいは学校は、ぜひそのことをしっかり念頭に置いたおいた上で、教職員の間に指導の一つの方向性というものを示していただきたい。つまり基礎的な学力もきちんと教えられるんだということを出していただき、そして先生を安心させて、子供たちにもそのことをわからせていただきたいというふうに思っています。

それから、都立高校に触れましたけれども、高校の受験体制の見直しをぜひやってくれということを、日野市からも声を上げていただきたいというふうに思います。特に子供たちが少なくなっているんですが、高校の計画進学率というものが現前としてあるんですね。減っているのに、受け皿があるのに、何で入れないのかというように、我々は率直に親として思うんです。しかし、しっかりとそこは、計画進学率をつくって、その枠を減らしていくんですね。これはやっぱり、相当検討が必要だと思います。これはぜひ、私は廃止するような、そういう方向で検討して、また上にも上げてもらいたいというふうに思っています。

それから一方で、例えばいじめが起こった学校では、養護の先生方に、ぜひ頑張っていただきたいということで、保健室に駆け込む子供たちが結構いるという話を私、３月にさせていただいたんですけれども、そういうところを少し重く見て、文部省も多少動いているんですね。動いてはいるんですが、一方で、教職員を全国的には大変数を減らしているんです。これは、やっぱり私は、改善するといいますか、絶対にここは、教職員の定数については、今の子供たちのこういういじめの現状だとか、あるいは社会事情からしますと、こここそ人をきちんと入れてやるべきじゃないかというように思う

んです。ですから、簡単に教職員定数について手をつけるというようなことはしないでいただきたい。それで、中でも、今40人ぐらいの学級が多いんだと思うんですけれども、35人、30人という、１人の先生が、一人ひとりの個性とか、あるいは悩みとかとひざを交えてつき合えるという人数は、そんなに多い子供たちじゃ無理だということはおわかりだと思うんです。

で、アメリカの事情かどうかわかりませんけれども、物の本によれば、20人以下ぐらいの生徒数だと。やっぱり一人ひとりの顔色だとか、その日の状態だとかをきちんと見取りながらやっていくというには、それなりの学級人数というのはあろうかと思うんですね。ですから、教職員の数とも合わせてですけれども、先生方が非常に多忙な中で、しかも負担も多い、子供たちもたくさん見なきゃいけないという中で、しかもいろいろなことの研修自体は、そんなに多くない。結局、先生方も孤立しているという状況もやっぱり非常に重くしているんじゃないかなという気がいたします。ぜひ、一つは35人学級の早期実現と、あわせて高校の受験体制を研究して見直していただきたい。そして現場の声も聞いていただきながら、教育委員会としても頑張っていただきたいというふうに思うところであります。この点についてちょっと見解を伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えさせていただきます。

学校の先生の定数でございますけれど、学校としては、先生が多い方がいいんですが、さて、これは学校の先生は東京都の任命でございますから、東京都の方でどれくらいをふやせるかという問題なんですね。これは東京都・国庫負担教職員ですから、国が半分、東京都が半分費用を負担しているわけでございます。そういった中での一つの東京都の方針があるわけです。いわゆる定数で来ているということでございます。それで40人、いいますと40人だと１学級で１人の担任、41人になると２学級にして２人の先生と、こういうようなもろもろの条件を設けてやっている。その中で、現場からもできるだけ先生をふやしてほしいと。で、東京都の教育長、教育委員会の事務局ですけれど、教育長の方も、そういう現場の声を、また各教育委員会の方からの声等も聞いて、なるべくふやすようにという努力をしまして、例えばＴＴなんていうようなもので、先生を２人配置すると。これも若干の、人数はちょっと、ここに手元に資料がございませんからわかりませんけれども、そういったようなことで、先生をふやす方法を講じて努力しているという段階でございますので、実情をお話しして、説明にさせていただきたい、こう思っています。

それから、高等学校の入試の問題です。これは御存じのように、偏差値教育ということで、非常に社会的にもいろいろと話題、問題提起もしていたわけでございますけれども、これを東京都は、偏差値をなくすということを前提にしてまいっております。これは完全になくなったかどうかという事態は、まだまだこれは仮定の状態でございますから、だんだん努力をしているという状態でございます。その中で、学校としては、それじゃあ、何を目安に高等学校への進学を、生徒や保護者に説明をしていったらいいのかというようなことで、いろいろと工夫をしています。日常の学習活動の様子とか、またはその子の成績とか、そういったものを参考にして進路指導をしているわけでございます。それで、子供たちが全員希望のところへ入学なり、または就職なりできればこれは一番いいんです。一番いいんですが、現実は定員というのがありまして、また子供をとる高等学校の側の考え方がありまして、そういかないというところにいわゆる現在の中学校、また先生方の悩みがあるわけです。そこで、じゃあ、定員をもっともっとふやしたらいいんじゃないかというお考え、まさにそうだと思います。

しかし、東京都は一つの考え方を持っていまして、また私学との、いわゆる私立高等学校との話し合いもございまして、だんだん御指摘のように、都立高校の定員を減らしているのが事実でございます。そういう中でも、できるだけ多くの子供が入学できるようにということで、それぞれのところでも定員確保というような声は上がっているのが現状でございます。仮に定員を全部入れるようにしたとしましても、この問題、私はなかなか解消しないんじゃないか、こう思っております。

なぜならば、あの高等学校には行きたいんだ。高等学校トータルとしては全部入れる人数があるんだけれど、あの高等学校に行きたい、こっちは行きたくないんだと、必ず志望する子供のまた考え方があろうかと思います。したがって、どこの高校でも希望した者を全部入学させるという制度がない限り、なかなか難しいんではないだろうかというようなことを現在考えているところでございます。私の私見も交えてお話をさせていただきました。

以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　どうもありがとうございました。

ＴＴというのは、チームティーチングのことなんですね。これも実態といいますか、私も幾つか調べたんですけれども、必ずしもチームとして、子供たちにいろんなこう相談しながら当たっていくというよりは、それぞれ到達度みたいなものを分けて、あっち

の机、こっちの机ということで持たせたり、あるいは場合によっては、ある先生がやるのを見ているというような、いろいろ分析的な見方で、あるいはそれを全体としてどう持っていこうかというような、そういうことがまだまだなされていないといいますか、試行段階みたいなところがあろうかと思うんですけれど、先ほどの例でいいますと、跳び箱を飛べる子にこの先生、飛べない子にこの先生、それがこう見ているというような、消極的に評価しますと、そんな感じが一方であるんですね。これも研究段階だとは思うんで、ぜひ積極的に活用していただきたいと思うんですが、入試制度ということからいいますと、偏差値の弊害というものを、随分長い間言われて、それが競争を激化させているんだと。たしか埼玉県教委か何かが最も集中的に取り上げたんですよね。それでもって全国的な発言の場でやるということがあって、そしてそれを東京都も取り入れたということになろうかと思うんです。

間ははしょりますけれども、そのときに、今――今といいますか、その偏差値をとることがなくなってから、一体学校はどうなったかといいますと、どこにこの子を向けていいかが、先生にはほとんどわからなくなっちゃったという現実があるんです。３年生の担任になって、いよいよ進路指導、10月ぐらいを迎えましてやるときに、全く手だてがないと。そこでどうしたかといいますと、会場テストを受けにいってこいと。で、そこでもらった偏差値をもって調べると。どこにいいかとこう調べる。そんなことが公然と行われたわけです。一方で、そうなると内申だけが頼りなんですね。つまり通知表の点だけが頼りなんです。さらに、今年度からですか、特記事項といって、いろんな運動で活躍した、何で活躍した、ボランティアをやった、それから生徒会をやったということで、その１割ぐらいの子供ですか、特記事項をもらうのが。最大限８にふえたんですね。例えばオール２の子はオール３、オール３の子はオール４になるぐらいふえているんです。それを先生は手に持っているわけです。それをどうやって本当に振り分けていいかというあたりは、本当に僕は難しいんじゃないかなという気がするんです。受験指導についても、受験学年をお持ちになった先生は、お手上げ状態という現実が学校にあるんですね。

そこで、教育委員会、私は文教委員会でそういう話をしたときに、そういう事前テストは学校でやっていませんと。それは認めていません、とおっしゃるけれども、実際には手だてがないものだから、学校はやっているわけです。やっているというふうに言っていいのか、それらしいことを抜き打ち的にやっているんですね。そうでもしなかったら、本当に判断に迷うというのがあるわけです。そこら辺の都教委が言われることと

現実とのギャップが物すごくあって、それが、その負担がどこに行っているかというのが一番問題だと思うんです。都教委に行っていればいいんですよ。だけれど、より現場に行っているわけです。子供たちに一番行ってて、親もその向こうでいらいらを増幅させているんです。だから、やっぱり、本当にちぐはぐだなという気が私はするんです。しかも学区にしても、毎年いじくるんですね。

だから、そういう、それから今回は、もう内申だけだと言ってみたり、あるいは特記事項を８だと。そうすると、いい子にしていなきゃだめなんですね、言ってみれば。先生から見て、本当の個性があって、はじけた個性なんかじゃ、とても難しいわけでして、私ちょっと驚いたんですが、「生徒指導の手引」というのが文部省から出ているんです。著作権、所有、文部省。発行は大蔵省の印刷局ですけれど。これはお借りしたんですが、ちょっとコピーしたんですが、これによりますと、援助、指導、基盤としての人間関係ですか、生徒指導上の重要なものとして、権力、支配、盲従の関係、権威、尊敬、心服の関係、出会いの関係があるという中で、本当にこれは文部省が書いたのかなというふうにびっくりしたんですが、その権力、支配、盲従の関係は「専ら外からの強制力に頼るもので、指導される者が指導者に対して恐怖心を感じ、その恐怖心を免れるために服従する。決まりに従う行動をさせるには、これも効果的だ」というふうに書いてあるんです。これは限定的に読んだ方がいいと思うんですけれど。これはちょっと僕は驚きなんですね。こういうことが学校でいいよと。指導の手引ですからね、これは。

教育長御存じだと思うんですけれども、平成２年８月20日に第７版が発行されているんですけれど、これは僕は本当に大変なことだと思うんですね。子供はやっぱり、一方で非常に管理されると。最後の内申についても、それなりの結果を出さないと内申をもらえないわけです。そして子供たちは本当にボランティアに、やろうと思って行っている子ももちろん多いかと思うんですが、ボランティアをすれば特記事項がつくということがばっと流れるわけですよ。そうすると、やっぱりそこでも要領のいい子悪い子みたいなのをつくってしまうという、何かぎくしゃくした感じがあるんですね。それから特記事項というのは子供たちに見えませんから、あの子はきっと８だよと。私なんか先生に嫌われているから、１どころか、取られちゃうかもしれないというような憶測まで含めて、やっぱり大変なことになっているなという感じがするんです。

結局、いじめから出発していますけれども、子供たちのストレスの多くの部分が、大なり小なり、そういう進学ということを気にしていなくはないということにあって、

あるいは成績を気にしていなくはないということにあるとすれば、なるべくそこが子供たちにしてみれば、公平だというようなことぐらいの手だては、あるいは普通に頑張っていれば、そりなりの評価はされるんだというぐらいの信頼は、私は教師と生徒の間にあっていいし、もちろん教師も頑張らなくちゃいけないけれども、そういういろいろな見方ができるようなものを下におろさないと、間違っても。そこは大事だと思うんです。そういうことがあって初めて学校は、少しこう息を吹き返してくるのかなと。でも、今後も、こういう論議をさせていただいても、学校で続いていくと思うんです。

で、お願いなんですけれど、都教委からも幾つも教育委員会におりてくると思うんです、今後も。ぜひ、日野の子供たちを守るために、やっぱり闘ってもらいたい、防波堤になってもらいたいというように思うんです。日野だけよけりゃいいというんじゃないんです。こんな言い方、3月もしたと思うんですけれども、やっぱり日野でどんなふうに子供たちが守られていくかという形が、全国に発せられていくということにもなるというふうに思います。

私は、おっしゃるように、指導要領がそんなに拘束力を持っているものじゃないというふうにすれば、だとすれば、教育長並びに学校の皆様は、十分闘えるというふうに思うんですね。守るような方向で。そういうことをぜひ積極的な討論を引き続きやっていただきながら、学校内における子供たちのストレス、あるいは親が子供を追い立てているような今の毎日のありようを緩和していただきたい。我々も頑張りますけれども、ぜひとも教育関係の方たちは挙げて頑張っていただきたいというふうに思います。

それで、いじめに関連して、そういうことをお話ししたんですが、もう一つ、多少豊かな話として、1994年ですか、世界で158番目、大変に日本は惑いながらおくれたんだと思うんですけれども、「子どもの権利条約」を批准しているんですね。1994年の4月に批准して、5月に発行したということです。この「子どもの権利条約」というのは、1989年に国連で既に採択をされているんです。158番目という非常に遅い条約締結国になるんですけれども、これもだれがおくらせたのかみたいなことをつい思いたくなるんですけれど、その点はもういいとして、いずれにしても批准をしました。批准をしたということは、国内法的効力を持つわけです。憲法98条の2項ですか、「日本が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」という、「最高法規、条約及び国際法規の遵守」というのが98条にあるんですけれども、その2項で、つまりこのことは、もう国内法的効力を持っているということで、我々もしっかりと拘束をされているわけです。なぜなら、我々は99条で「憲法尊重擁護の義

務」があって、法律も含めたものを我々はしっかりと守って、実践していかなきゃならないという位置にあるんです。

そこで、この精神をしっかりと行政課題としても徹底することが必要であろうかというように思うわけです。この「子どもの権利条約」には、第３条に子供の最善の利益を高く掲げています。それから、医療、保健、福祉、教育、文化、司法にかかわる総合的な権利規定がなされています。ぜひお読みいただきたいんですけれども、これらを日本国憲法にも26条に、３月に申し上げました子供たちの教育の自由、これを国や公共団体がしっかりと実現しなきゃいけない。そういう権利を子供が持っているんだ。対応していく義務があるというお話もさせていただきましたけれども、児童憲章、あるいは教育基本法も大事な規定を持っています。しかし、さらにそれを超えた高いレベルの権利規定がこの中にはちりばめられております。

そこで、私はきょう、ここを少しはっきりさせておきたいんですけれども、子供を保護とか教育の対象ということではなくして、主権者として積極的に社会参加に道を開いていくということが、今後の国や地方公共団体の行政課題になっていかなければいけないというふうに思いますし、また、その公的な場面だけではなくて、私たちもそういうことをしっかりと理解をして、地域やいろいろなところで、そういうことをしっかりと理解を広げていかなきゃいけないというふうに思うんですけれども、ここで、この権利条約の批准との関係で、これは教育委員会のみならず、全庁挙げての取り組みになろうかと思いますので、教育長だけのお答えじゃなくてお考えいただきたいんですが、できれば全庁的にも、例えば行動計画をつくるとか、あるいは総合調整の組織をつくっていくと。その前段として、総合調整の組織まで至らなくても、まだ今のところは、総合的な窓口となるようなセクションをあけていくというような方向は、やはり近い将来といいますか、すぐにも取りかからなければいけないなという感じがするんです。

それで、書面には通告はしていないんですけれども、もし助役さんの方でお答えいただければ、ちょっと聞かせていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　坂口助役。

○助役（坂口泰雄君）　お答えさせていただきます。

昨年の５月に、児童の権利に関する条約が発効されております。世界の多くの児童が今日なお貧困、飢餓、もちろん、国内の不登校、あるいはいじめの問題についてもしかりでございます。非常に困難な状況に置かれており、したがいまして、世界的な視

野から児童の人権尊重、保護の促進を目指していかなければならないと考えているところでございます。また、本条約は、基本的な人権の尊重を基本理念としております日本国憲法、教育基本法、あるいは市民的及び政治的権利に関する国際規約、これらと同列のものと思います。もとより児童の人権の十分な配慮、一人ひとりを大切にした教育が行われなければならないというふうに考えております。これにつきましては、非常に極めて重要なことでもあり、本条約の発効を契機として、一層の教育の充実を図っていかなければならないと考えております。行政といたしましても、教育課程、あるいは地域社会と緊密な連携のもとに、今後、全庁的に行政課題として取り組みを検討していきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、子供の意見、あるいは発想には、今後十分行政といたしましても、耳を傾けていきたいというふうに考えております。今後の行政計画、あるいは組織の調整等については、今のところ考えを持ってございませんが、いずれにしても、全庁的な取り組みの中で検討してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　どうも積極的な御回答ありがとうございました。

杉並区でも、児童センターの建設計画をつくるに当たって、広報で中高生の建設委員を募集した。そして中学生26人、高校生17人が、8回の会議を重ねて、子供の使いやすい施設について提案をしたというようなことだとか、あるいは中野区でも、冒険の広場の計画づくりに子供準備委員会をつくった。それから、当日野市でも、子供議会なんかも開かれました。さらには、子供審議会だとか、あるいは子供世論調査とか、あるいは市政協力員とか、あるいは子供広報等々も今後考えていっていいことではないか。まだまだ「子どもの権利条約」自体が、そう知られたということではありませんけれども、これからの子供たちの社会への参加という意味でも、あるいは今、学内での例えば児童会、生徒会の形骸化ということをもう一度活発にするという方向にもなろうかというふうに思ったりもしています。さらに「子どもの権利都市宣言」等々もぜひ今後お考えいただいて、子供たちがまちの中で生き生きと生きることができるという、そういう条件を我々はみんなでつくっていくということになればいいなというふうに思っております。

最後に、8分ですけれども、市長、全体を通してもしお考えがあれば、お聞かせ願いたいというふうに思っております。お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特にお答えを用意したわけではありませんが、今御質問の内容を聞いて、最後の部分はよくわかったという感じであります。戦後のアメリカ的民主主義の一つの手段として、地方教育の組織運営に関する法律、いわゆる教育委員会制度が公選制によって定められました。今になってなぜ、その公選制を任命制にしたんだろうかということが不思議に思えてなりません。もっともっと教育そのものを生き生きとしたものにするために、いろんな論議の場が大切だと思うわけであります。教育委員の公選制、あるいは今回、また政府が言い出しております保健所の何と申しましょうか、行政機能の縮小、つまり民主化をまた逆行するという手段としか受け取れないような感じがいたします。私は、日本国憲法の特に地方自治の章・条が設けられたことは、かつてない大きな見識であったというふうに日ごろ感じております。そして職員にも、つまり我々地方自治体は、中央政府の代官所ではないんだと。いわゆる主権者と直接いろいろな形で市民参加、また市民の意見を聞くことのできる立場であるから、より一層、すべての諸制度を民主化するために、市民の意見にもっともっと耳を傾けるべきだということを内部的にも反省をしたり、強調したりした次第であります。教育につきましても、専門的な趣旨は余り持たないわけでありますけれど、人を大切にする、とりわけまだ弱者である子供たちの能力を引き出すために、よりいろんな知恵を発揮すべきであって、何か管理と統制のもとに置くということであっては決してならない領域だというふうに感じております。これからもそのような立場で十分意見をお伺いしながら、教育行政の一番基本になる部分を大切にしていきたいと考えております。

○副議長（宮沢清子君）　森田美津雄さん。

○8番（森田美津雄君）　前段の部分もよく御理解いただいたというふうに思えるような御答弁をありがとうございました。長時間にわたってありがとうございました。これで質問終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって10の1、教育と子どもの権利について問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後7時25分　散会

6月13日　火曜日　（第４日）

平成７年
第２回定例会　日野市議会会議録　（第13号）

6月13日　火曜日　（第４日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簇野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	企画財政部長	野中勝美君
総務部長	大崎茂男君	市民部長	田村丕子君
生活文化部長	小野宗市君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	福祉部長	藤本享一君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	加藤侃一郎君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	小俣雅義君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　佐伯実和子君

議事日程

平成7年6月13日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時５分　開議

○議長（福島盛之助君）　おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問11の１、戦後50年不戦の誓いも新たにの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（佐藤洋二君）　おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問、戦後50年不戦の誓いも新たに、このテーマでさせていただきます。

1945年、昭和20年８月６日、あの痛ましい人類史上最初の原子爆弾が広島に投下されました。さらに３日後の９日、今度は長崎に原爆が投下され、この新型爆弾の投下を転機に戦争終結への道が開かれ、ポツダム宣言を受託した翌日、1945年８月15日、日本が降伏しまして、６年間にわたる大戦が終結しました。

この1945年８月15日は、敗戦という事実を確認することによって日本人が最も強く国を意識した日であります。そして軍国日本が崩壊し、二度と戦争は繰り返してはならないとかたく胸に刻んだ、平和への道のりの第一歩の日であります。この二度と戦争は繰り返してはならないという言葉こそ、日本が戦争によって多くの犠牲を払う中で得たたった一つの勲章なのであります。今、広島の原爆碑に刻印されている「安らかに眠ってください、過ちは繰り返しませぬから」、この文言は太平洋戦争の犠牲となり、とうとい命を失った同胞に対して、幸いにも生き残った国民の大多数がずうっと抱いてきた純粋な感情であり、心であります。

ことしは、あの大戦終結から50年を迎えることになります。日清戦争、日露戦争、そして日中戦争から太平洋戦争へと、ほぼ50年の間に息つく暇もなく戦争、侵攻、侵略を続けてきた歴史を考えると、戦後50年の平和の重さ、とうとさを改めて痛感をいたします。毎年８月の原爆の日から終戦の日につながる日々は、そのことを再確認し、平和を推進する決意を新たにする機会であり続けてきました。今後もそうでなければなりません。

その敗戦から37年が経過しました1982年は第２回の国連軍縮特別総会が開催された年でした。国際的に反核運動が広がり、日本でも社会党を中心に大きな盛り上がりを見せました。日野市でも同年の６月、日野市議会が非核都市宣言を求める広範な市民の請

願を採択し、これを受けて日野市が市議会に、核兵器廃絶・平和都市宣言の議案を提出をしました。そして1982年10月８日、この議案を日野市議会の良識で全会一致、可決をしたところであります。

戦後50年を迎えることしは、反戦平和の誓いも新たにし、核兵器廃絶・平和都市宣言の先進自治体・日野市として積極的な平和運動、平和記念行事を行っていただきたいと思います。

以下、何点かの質問と見解を求めてまいりたいと思います。

１点目であります。平和行政を行うに当たりましては平和憲法を遵守する立場でという質問です。300万人の犠牲の上に立ち勝ち取った平和憲法は、前文において平和のうちに生存する権利を、第９条では戦争放棄がうたわれております。私たちの生活の原点がこの憲法に示されています。したがって、平和行政を行うに当たっては思いつきや単なる施策でなく、侵略戦争や植民地支配などの反省と謝罪の上に立ち、平和憲法が中心に据えられなければならないと思いますが、いかがなものでしょうか、御見解を求めます。

２問目であります。定住外国人の参政権の付与についてであります。

市内には、現在、外国人登録をされた約1,250人の外国人が住んでいます。さきの戦争の反省から平和の重みを知り、近隣諸国との真に理解し合える関係へと、日本は今国際化への努力を進めることが国民的課題となってきます。真の国際化を考えるとき、在日、在市朝鮮、韓国人の市民的な権利である参政権の確立なくしては本当の国際化にはならないと思います。この定住外国人の参政権付与について、自治体も準備しなければならないことを理解していただきたいと思います。

地方行政に携わる立場として難しい問題ですが、本年２月28日、定住韓国人が日本での選挙権を求めた裁判で、最高裁が原告の訴えを認める初の憲法判断が出されました。このことの御見解を求めたいと思います。

３点目に入ります。戦後50年不戦の誓いも新たに、平和記念行事の開催と平和予算についてであります。

戦後50年という一つの節目を迎えるに当たり、日野市も平和記念行事を計画しています。その記念行事について、内容、時期、宣伝方法等についてお伺いをいたします。また、平和推進事業費は昨年と比較してどのように変化しているでしょうか、お伺いをいたします。

４問目は平和基金の運用と使途についてであります。

日野市は1988年に平和事業基金制度を創設をいたしました。市が１億円を基金として積み立て、89年度以降、その利子を使って、将来にわたり本市の核兵器廃絶・平和都市宣言、並びに国際交流の交流を図るなどなどの平和推進事業を継続して、安定的に取り組んでいくことを目的としたものです。この事業は、市町村レベルでは全国では初めてのものでしたが、これまでの基金の運用についてお伺いをいたします。

５問目は平和運動の展開であります。

平和フェスティバル、平和月間の実施など、市民が自由に参加できる積極的な平和運動を展開していただきたいと思いますが、いかがでしょうか、質問をいたします。

６問目は具体的な平和事業についてお尋ねをいたします。

平和教材、平和副読本の作成、フィルム購入、また平和教育などなどをさらに充実をしていただきたいと思いますが、お伺いをいたします。

質問の最後になります。資料の整備、収集など、戦争遺品の保存についてであります。

戦争の傷跡を今もなお残す貴重な遺品をお持ちの方が市内にたくさんいらっしゃいます。戦争の悲惨さを後世に伝えるため、また二度と過ちを繰り返さないためにも、平和資料館的なもの。今、政府、厚生省が進めている、ああいう資料館でなく、もっと角度の違う資料館をぜひ日野市に建設をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上、見解を求めるもの、そして質問をさせていただきました。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問が７点ございます。

まず１点目でございますが、平和行政についてでございます。

当市は、1982年、昭和57年に核兵器廃絶・平和都市宣言を行っております。また1988年、昭和63年には平和事業基金１億円の積み立てを行いました。そして同年から市民参加による平和事業市民会議を開催をいたしますなど、平和行政に積極的な取り組みをしておるところでございます。

特にことしは戦後50年ということで国会においても不戦決議がなされている中、市民や国民はこれを機会に平和のとうとさ、重さを再認識し、平和を願う気持ちを新たにして、平和都市宣言をした先進自治体として今後も積極的に平和憲法を守りながら平和運動を推進していきたいというふうに思っております。

御質問の２点目の外国人登録をした在日在市民に参政権をということでございます。

市内には外国人登録をした人が６月１日現在で1,333人おります。これは市の人口の0.8%に当たります。こうした人たちとの交流を図るため、国際交流協会を発足させて、さまざまな交流活動を行っておるところでございます。市民であり納税者でもある定住外国人に選挙権を与えてほしいと求めた裁判で、御質問にありましたとおり、去る２月28日、最高裁判所では、法の整備が整えば地方参政権を与えることを禁じているものではないというような趣旨の判断を示しているということでございます。国際化の波が地方行政にも及んでいることを痛感しております。

同様の趣旨では、本議会にも参政権についての請願が出されているようです。その動向を見きわめながら、国に対して働きかけるべきものがあれば、そのようにしていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

３点目は平和記念行事のことでございます。

例年行っております平和記念行事への参加費の補助、昨年は34人、ことしは52人というふうにふえておりますが、あるいは平和映画の集い、非核平和展、平和事業市民会議など広報で周知しておりますが、そのほか平和啓発フィルムや平和の本を購入しております。図書館を初め市内の小中学校の図書室で貸し出しておるところでございます。

さらに、ことしは戦後50年という節目の年でもありますので、８月を平和事業月間として広報で事業内容を特集するなどすることになっております。

また、昨年好評だった公民館の事業としての１枚のはがきを冊子にしたり、これを朗読劇として公演したり、ふるさと博物館では市民から提供された貴重な資料を展示しております。

予算からいいますと、平和事業及び国際交流関係を含めて昨年が2,145万でしたので、ことしはそれが3,133万円と大幅に伸びておるところでございます。

４点目の平和基金の運用と使途でございますけれども、平和事業基金１億円からの運用利子は、これまでの７年間で3,341万円になっております。この財源は基金の趣旨に沿って平和事業関係経費に充当しておるところでございますが、これまで平和事業関係の事業費が１億985万円となっております。したがいまして平和事業基金からの3,341万を上回る事業を行っておるということでございます。

５点目の平和事業、平和運動の展開でございますが、戦後50年を迎えましたことし、戦争を知らない世代がふえている中で、戦争の悲惨さも時代の流れに伴って失われつつある状況にありますので、節目の年ということにかかわらず、市民が自由に参加できる企画など、積極的な平和運動を進めていきたいと考えております。

6点目が平和事業の充実ということでございます。

非核3原則を提唱しております我が国は唯一の被爆国でございます。このことはとりもなおさず1,900に近い自治体で、日野市同様、非核宣言をしておるところが如実に示しているところでございます。市民運動といたしましても、平和のための核兵器廃絶の国際条約締結に関する請願からも、昨年12月にその請願が採択され、市民意識が高まっているところでございます。

また、平和教育に役立てるため、平和に関する本を購入し、市内の小中学校の図書室に配備して、教材にも利用されているところでございます。戦争と平和に関する16ミリフィルムも購入しておりますし、図書館のライブラリーとして一般市民にも貸し出しを行っております。これからもよりよい教材を購入し、平和教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

最後の平和記念館と申しますか、資料館の建設の件でございますが、平和記念館、または資料館の建設につきましては、平和事業市民会議に参加された市民からも同様の意見や要望が出されておるところでございます。現在、具体的な構想はございませんが、まだ市内に残る戦争の貴重な資料が失われないように調査研究をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　教材の中、教科書の中でございますけれども、副読本で『私たちの日野』というのがございますが、小学校3年で使うんですが、『空襲から逃れて』というのがあります。それから『伸びゆく日野の中で』、中学でも『第二次世界大戦と日野』というタイトルで副読本がつくられております。それからビデオのソフトでございますけれど、各学校で平均しますと五、六十巻ずつ持っておりますけれども、多いところでは100巻持っているところもありますが、その中で23巻、戦争に関するビデオがございます。これからいろいろ購入していく学校もありますし、一つもないところがありますので、そういうところもそろえると。それから研究室の方にもございます。そういう中で、今の考えでは各学校にそなえていただくということがよろしいんではないかというふうに思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君）　お答えいただきましてありがとうございました。

それでは再質問と、それから意見、要望を述べていきたいと思います。

まず、平和行政と平和憲法についてであります。市内を歩きますと各所に核兵器廃絶・平和都市宣言の啓発塔が立てられております。日野市はこれまで多様な平和推進事業を行ってまいりました。特に日野市の平和事業の特徴として、他市より抜きん出ているのは外国人留学生への就学援助だと思います。市内在住の外国人留学生の就学環境の整備向上及び福祉の増進を図り、本市における国際親善と恒久平和の推進に寄与するものであります。この一般質問を行うに当たりまして近隣市の平和推進事業、そして、その予算について調べました。特に外国人就学援助を行っているのは、日野市以外では武蔵野市、多摩、八王子市だけであります。武蔵野市、多摩、八王子市、行っておりますけれど、日野市の予算から見れば、かなり金額が落ちております。

ことし３月の11日、実践女子大学の芦沢宏生先生を中心に、韓国人のホン・スンチェルさんを招き、「韓国人留学生の見た日本」というテーマで集会を持ちました。彼は桜美林大学に留学し、相模原市に居住していますが、集会ではいろいろと日本に対する厳しい指摘もされましたけれども、彼の住む神奈川での、この制度について余り聞いたことがないそうであります。

このような事業は市政に取り組む基本姿勢が、憲法を市政に生かす、平和憲法を中心に据えられた平和行政の証左であります。戦後50年、平和のとうとさ、重さを再認識、平和を願う気持ちを新たにし、平和都市宣言をした先進自治体として、今後も積極的に平和憲法を守りながら、平和運動を推進していくという回答を評価します。ぜひ今後も平和推進事業が推進されていくことを要望をいたします。

次に、在日在市外国人の参政権の問題であります。

この戦後50年不戦の近いも新たにの一般質問は３月定例会で行う予定でありました。事情で議会を欠席するために取り下げをいたしました経過がありますけれども。ちょうど通告質問書を提出した翌日、最高裁で定住外国人の自治体選挙に限り投票権付与は可能という地方自治の理念を尊重した画期的な判断が出されました。この日の判断で地方公共団体の首長、あるいは議員などの選挙権に関して、特に憲法上、禁止されているものでないとしたのは、地方自治と国政との違いを配慮した結果であります。市町村という住民の生活に最も密着したレベルでは、国から独立して地方に住んでいる人の意思に基づいて行政が処理されるという地方自治の理念が地方自治にもうたわれているからであります。定住外国人の参政権保障を求める声はここ数年大きく盛り上がってまいりました。各自治体、議会も、大阪の岸和田市を初め全国400近くの自治体で参政権保障

の決議、意見書を上げています。

今回の判断におきまして、森田市長のよく御存じの川崎市の高橋市長は、画期的な判断との評価をしています。今後、改めて行政側の踏み込んだ判断が求められることになりますが、御回答もまずまずの評価のできるものであり、本市の対応に大いに期待するものであります。後ほどこの問題について市長より御見解をいただきたいと思います。

次に、３点目の記念行事についての再質問であります。

町田市の取り組みを紹介をしたいと思います。町田市では戦後50年の記念行事の一環とし、８月の17日から23日までの１週間、市民ホールギャラリーで平和のとうとさを後世に伝えるための事業として戦時資料展を開きます。町田市ではこの事業を成功させるため、学識経験者や市職員ら10名で構成をする町田市戦時資料収集検討委員会が昨年11月に設置され、軍服衣類、召集令状、軍事郵便など、また戦争中に使用したもの、また配給通帳、救援袋、戦勝杯などなどの生活必需品や写真、絵画、日記などの記録、こうした戦争中に使用した物品や個人資料などの情報提供を広く市民に呼びかけてきたそうであります。

日野市の１枚のはがき、朗読劇など、幾つかの記念行事を平和事業一覧表としまして事前打ち合わせでいただきまして、内容については理解ができました。

その中で、町田市と同じような記念行事としまして、戦争資料展をふるさと博物館で開催をします。町田市は、先ほども紹介しましたが、昨年11月から成功に向けての準備を進めてきておりますが、日野市の場合、開催日が目前に迫ってきておりますが、いつごろから、どのような準備を進めてきたでしょうか。戦争が風化されようとしている今、この戦争資料展は一人でも多くの日野市内外の方々に見ていただきたい、そして成功させたいと思っております。戦争資料展を成功させる方法と、そして、この資料展の料金の有無について再質問をします。

平和予算につきましては、御回答のとおり、大変厳しい財政状況にもかかわらず、約1,000万円の増額となっております。平和に対する決意を見ることができ、評価のできるところであります。

次に、平和基金についてであります。

平和基金はその趣旨に沿って平和事業関係と国際交流関係に充当され、総事業費に占める割合も高く、目的が生かされ、有効に使われております。日野市の昨年の平和事業に対する決算はおおむね2,150万円で、他市の平和事業予算と比較しますとだんとつに高く、平和行政に対する姿勢が理解できます。今後もこの平和行政に大いに力を傾注

していただきたい、このように思っております。

平和基金の７年間の利子は3,341万円、単年度に直しますと平均480万円、金利により利子が変動しますけれども、この利子が倍になりますと平和事業もさらに推進ができます。そのためには基金を２億円にすることが必要となりますが、基金の増資についてこれまでに検討されたことはあるでしょうか、再質問をいたします。

平和運動の展開についての再質問であります。質問の趣旨を理解云々という段階でなく、それ以前の思想として積極的な平和運動を進めていくという考え方を高く評価をしたいと思います。しかし、この平和運動の具体的なものが欠如されております。今時点で何か具体的なものがあればお示しをいただきたいと思います。

平和事業の充実についてであります。

学校教育部長からもお答えをいただきましたけれども、これまで市が平和事業に力を傾注してきたことは理解できます。また、今後も充実を図っていくということですので、期待をします。特に平和副読本の充実、あるいはビデオのソフトについての充実をさらにお願いをしたいというふうに思っております。

最後に平和資料館の建設についてであります。

市民の方々で戦争関連遺物を所蔵されている方が多いそうであります。しかし、個人で所蔵されておりますと、保管が十分にできずに、貴重な遺物をだめにしてしまう可能性があります。戦争資料展に出品された篤志家に御協力を求め、市で保存するシステムをとってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

さらにお伺いします。今、日野市が建設を進めようとしています古文書館、この古文書館に資料館を併設したらどうかという考え方ですが、古文書館についての全貌について明らかにしていただきたいと思っております。

以上、再質問。それから後ほど市長の方から所見をいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問が４点ばかりに及んでおりますけれども、私の方からお答えすべきもの、それから社会教育部の方からお答えすべきものがあろうかと思います。

まず、私の方からですが、平和基金の増額の検討はされたかというようなことでございます。平和基金につきましては１億円という金額で、御質問にもございましたように、７年間での3,000万ほどのものでございますが、これの増額ということを目指すとすれば、本来の元金である基金を増額したいということで、以前からも１億円の基金を２億

円に倍増したいということを考えております。

しかし、ここ三、四年の厳しい財政事情の中では、なかなかこの基金増額というものは厳しい状況にあるということでございます。今後財政の枠の中で増額できるものならしていきたいというふうに努力していくつもりでございます。

それから、平和運動のことで何か具体的に新しいものがあるかどうかということでございますけれども、これは特には現在持っておりません。平成７年度の事業計画は既にあるわけでございますけれども、今後、平和市民会議等をもちまして、いろいろな市民の意見も参考にして、新しい運動項目があれば、これを実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君）　３点目の記念事業の関係でございますけれども、ふるさと博物館の方で戦後50年、平和事業といたしまして戦争資料展を実施しております。この関係でございますけれども、御質問の中で、いつごろから準備をされてきたのかという点でございますけれども、これは昨年の秋ごろからこういった、戦後50年をにらみまして昨年の秋ごろからこういった事業をしたいという動きがございました。

そして、この戦争資料展でございますけれども、これにつきましては年間、平成７年度、１年間を通しまして何回かのテーマを設けまして実施をしていきたいと、こういうふうに考えているものでございます。現在までに既に第１回展示、これは平成７年４月１日から５月14日までででございますけれども、「戦時下の暮らし」というテーマで実施を行っております。それから第２回目の展示を平成７年の５月16日から６月25日の間にわたって実施をするということになっております。それから第３回の展示でございますけれども、これは本展示というふうに位置づけまして、博物館の講座室ですか、そこを使いまして７月の18日から８月19日まで開催をしたい、こういうふうに考えております。それから、それ以後のことはまだ十分固まってはいないわけでございますけれども、第４回目といたしまして、これはあくまでも仮の題でございますけれども、「ＧＨＱによる進駐と焼け跡からの出発」、これを大体９月ごろから10月の中旬ぐらいまで開催をしたい。そして、それ以後のことにつきましてはまだ具体的な開催の内容等について決まってきておりません。これにつきましてもこれから中で十分協議をしながら実施をしていきたいと、こういうふうに考えております。

これらの開催に当たりましては広報等で市民の方に資料等の御提供を呼びかけまして、

大変な御協力をいただいているところでございます。私どもといたしましても、そのように御協力いただきました展示品等、市民の方に、大勢の方に見ていただきたいという考え方がございまして、これまでも広報等、あるいはチラシ、あるいは例えば学校などの御案内、こういったようなことをいたしまして積極的にひとつごらんをいただきたいということで進めてまいっております。

なお、料金等というお話がございましたけれども、これにつきましては恐らく入館料のことについてだと思いますが、入館料の免除の関係でございますけれども、現在、入館料の免除につきましては、入館料が100円、50円というふうに決まっておりますけれども、これについては博物館条例、あるいは同規則の中に免除規定がございます。それによりまして免除しておりますのは、例えば市内の小学校、中学校の児童あるいは生徒が先生に引率されまして、教育課程に基づいて図書館をごらんになるときとか、あるいは子供の日とか市制記念日の日、それからあとは教育委員会が免除できる日と、適当と判断するときですね、ときに免除ができるという規定がございますので、これに基づきまして免除をしているケースがございます。例えば現在月２回の学校の週５日制が始まっておりますけれども、第２、第４の土曜日につきましては小中学生の入館料を免除するというような方法をとって、ふるさと博物館の御利用をしていただきたいと、こういうことで臨んでいるわけでございますけれども。

事この戦争資料展の関係でございますが、これは先ほど申し上げましたように、通年を通して実施していきたいと、こういうふうに考えております。ただいま申し上げました免除規定に当てはまるかどうかということは、これからもよく検討していかなければいけないというふうに考えておりますけれども。

ただ、これらの企画展ですね、実は常設の展示コーナーの一部を利用して展示をしているということもございまして、その施設上の関係から、もしも仮にこの関係について全部免除をということになりますと、入館される方全員について、年間戦争資料展の展示が恐らく200日前後になるんじゃないかと思いますけれども、その間、全部無料にしなければいけない、免除しなければいけない、入られる方全部免除にしなきゃいけないという問題も出てまいりまして、果たしてそれができるのかどうなのかという問題もございます。

そういった意味で、さらに免除の問題につきましては先ほど申しました基準、あるいは今言ったような事情を考慮して、さらに検討させていただきたい、こういうふうに考えているところでございます。

それから、一番最後でございますけれども、この戦争資料展に御協力をいただいて出品された方々の資料のうち、市の方に寄贈してもよろしいというようなものがあれば積極的に収集をというお話でございますけれども、私どももそういうふうに考えまして、それらの資料につきましては戦争の遺物というんでしょうか、そういうような位置づけで収集をさせていただきたい、こういうふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　今、社会教育部長からのお答えの中に入っておりませんでしたので、私の方からビデオの関係でお答えさせていただきます。

平和の啓発に関しますビデオの購入は毎年行っております。手元の資料では平成５年度ではビデオは７本購入してございますが、このように毎年買っております。このビデオは今、図書館のライブラリーの方にお願いしておりまして、一般市民に貸し出すようになっておりますので、御希望があれば、そちらの方に申し込んでいただくということでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　最後の質問の、いわゆる古文書館、これについての回答がありませんが、どちらでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　古文書館というようなことですと私の方にも該当するというように思いますので、お答えさせていただきます。

現在、いろいろな資料の保存ということでは、そのスペースがないということで苦慮しているところでございます。古文書館の建設というような一つの構想も出てはおりますけれども、まだ具体的には至っておらないわけです。

一方、図書館においても蔵書の保管場所というようなことで苦慮しているということもございますし、また、ただいま御質問にもありました、そういうような戦争の資料といいますか、平和の資料というようなものも保存すべきものと思います。そういう中でスペースの確保を考えなければならないわけでございますが、ひとつ今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　それぞれ御回答していただきましてありがとうございました。

再質問の、さらに質問もあるんですが、次の質問の関係もありまして、時間の配分を考えておりますので、再々質問はいたしません。また個別に各部長さんとお話をして詰めてまいりたいと思います。

ただ、古文書館の関係につきましてはもう既に用地も決まっていると、こういうお話も伺っているだけに、今の回答は非常に不満足であります。

あと市長の方から2点ですね、所見をいただきたいと思うんですが、一つは在住、在日在市外国人の選挙権の問題、それから、いわゆる戦争資料館、これについてのお考え方があれば御発言をしていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ことしは戦後50年という国民の記念し、かつまた反省をすべき歴史的な時点に立っておるということで、国会でも不戦決議が行われるということを我々も注目をしておりました。先日、形だけはできたようでありますが、国際的にも必ずしも評価されない、しかも全会一致ではなかったということで、国民を統一をして、また十分理解をさせるべき内容になっていないというふうに新聞論調等でも評価されている状況があります。

そのごとく、日本の歴史は海外に侵略をした事実と、大きなまた迷惑をかけた事実に対して、時間のたつにつれて、なるべくあいまいにしていこうということが、なぜそういうことになっていくのか、国民としても理解のしがたいところではないかと言われておる現状があると思っております。

それにいたしましても事実は1945年の、いわゆる終戦のときから50年を経た、ことしは1995年になる、当たるわけでありまして、国民の心の底には大きくいろいろな思いがあるということはもう否めない事実だというふうに感じております。

ただ、戦争の実態を経験しなかった、いわゆる戦後世代が国民の多数を占めるという状況になっておりますので、何とか戦争で苦労をした、その実態を、実情を忘却してしまわないようにと、それがまた平和の意思にもおのずからつながるというふうに、いろいろな努力がされておるということだと思います。

地方自治体でやり得る事業等の限度はおのずからあるわけでありますが、日野市では比較的早くから平和行政についてかなりの実績を進めてまいりました。一番大きな日野市民の御理解の中の行政姿勢は、いわゆる憲法を市政に生かそう、平和憲法の特に自治体のかかわる部分、これらにつきまして市民の御理解のもとに平和のとうとさということをしっかりと定着をさせていこうということがかなり具体的に事業化をしてまいった

と思っております。

50周年に何をするかといういろいろな御意見もございましたし、また検討もやっておるわけでありますが、私自身といたしましては国際化時代という観点から、日野市のできるだけの支障のない文書には万国共通の国際的な紀元を使う、そのことが一番大きなことしの決意ではなかろうかと、こんなふうにも思っております。これは別段、記念誌とか記念事業とか、目に見える形ではありませんけれど、精神的には国際化時代に一番ふさわしい一つのスタートというふうに考えていいんではないかというふうに思っております。

いろいろ御質問いただきまして、なお、これから取り組むべきことも少なくないというふうには拝聴したわけでありますが、御質問の時間のこともあるということで、特に在留外国人に対する選挙権、これは法律が施行され次第、早速やりたいと、このように考えております。

それから資料館という、資料というのは何であるか、なかなか難しいわけでありまして、今後、日野市で保有し得る資料というのは何であるか。一番大切なのはやっぱりいろいろな記録ではないかというふうに思うわけでありまして、それらにつきましては将来の古文書館構想等の中にも位置づけていきたい、このように感じておる次第であります。

不十分でございますが、以上のことを一言お答えをいたしておきます。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。時間があればもう少し詳しくお聞きしたかったんですけれども、時間がない関係上、ちょっと話を短縮させていただきまして申しわけありません。

意見を2点述べまして、この問題についてのまとめにしたいと思います。

今定例会に定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情が出され、総務委員会で審査されることになっています。定住外国人、とりわけ在日韓国人のその9割が日本生まれの日本育ちであり、日本国民との福祉の格差もほぼ解消されまして、また日本国民の三大義務の一つであります納税も果たし、地域社会の構成員として生活を営んでおります。

しかし、公選法によって地方議会議員選挙についての選挙権は認められていません。外国ではスウェーデン、デンマーク、アイルランドなどなどの国では一定期間の定住条件のもとでの地方自治体議会選挙への参加が認められております。選挙権への主体につ

いて、日本国憲法は、国政選挙については国民とするが、地方公共団体の長、議会の議員選挙については住民としています。このことから地方自治、特に住民生活に密着した市町村レベルにあっては、定住外国人は住民概念から必ずしも排除されないのではないかとの論が呈されております。

去る２月28日、最高裁の憲法上の判断が示され、また意見書の動向も全国400の自治体で決議されている今、憲法を市政に生かす最たる事柄のこの問題の一日も早い実現に向けまして、革新自治体の長として努力を惜しまず御努力されることをお願いを申し上げます。

もう１点は戦争資料館の関係であります。反核の平和の火リレーという反戦平和の運動があります。82年、広島で生まれたこの運動が年々全国に広がり、三多摩では７回目を迎えました。横田基地から第５福竜丸、江東区までを広島平和公園の平和の日をトーチにともし、東京都の区市町村を走り継ぐもので、日野では６月６日、多摩市から反核平和の火を受け継ぎ、日野、立川へと走り継いできました。

ことしは、この反核平和の火リレー実行委員会が平和行政の推進、拡充等について日野市に申し入れ行動をし、当日対応されました坂口助役、大崎総務部長に要請文を出しました。その中の一項に平和資料館建設の要望が記述されております。

今、政府、厚生省により戦没者追悼平和記念館の建設が進められています。しかし、123億円もの巨費を投じて建設される、この平和記念館は、その内容、名称、目的、性格、場所、運営などなどに大きな問題があり、それらに企画検討委員会の３人のメンバーが異議をとなえ、辞任するなどし、各方面から厳しい批判を浴びています。

本来、国の事業として建設される平和記念館は、日本の植民地支配や侵略戦争を反省し、戦争責任、戦後責任の認識と不戦の決議、犠牲者への追悼と謝罪の気持ちを内外に示すとともに、次代に伝える場とすべきであり、そのためには平和記念館の理念、性格、内容、運営などなどに関する情報は公開し、国民的な論議を経て計画されるべきでした。私と、反核平和の火リレー実行委員会で建設要請している平和資料館とは、そういう性格のものであります。ぜひ建設に向けての御努力をお願いをいたします。

この二つの意見を申し述べまして、この種の一般質問を終えます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって11の１、戦後50年不戦の近いも新たにの質問を終わります。

一般質問11の２、西平山土地区画整理について問うの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○2番（佐藤洋二君）　それでは、続きまして西平山土地区画整理の問題点についてということで一般質問をさせていただきます。

区画整理は多数の地権者の土地を取り扱い、市街地として必要な公共施設を整備し、宅地としての利用を増進するために、一定の地区内の土地を換地という手法で土地の区画形質の変更、及び公共施設の新設、変更を行う事業であり、原理的にはすぐれた点を多く持つ事業だと思っています。

しかし、原理が正しいからといって、住民、そこに住む人の意思、意見を無視してはいけません。区画整理は全国1,800カ所で現在進められていると言われておりますけれども、区画整理は住民にとって人生に１回あるかないかというまれなものであります。その区画整理の説明会がある日突然に開かれるケースが多いとも言われております。区画整理に直面した人の主な意見は、難しくて理解しづらい、住民がやっと手に入れた大事な土地をどのくらい無償提供しなければならないのか。今どき人から土地を無償でとるなんて、憲法で保障されている財産権はどうなってしまうのか。減歩率はどの程度なのか。負担や清算金、そして私の家はどうなるのか。この町はどう変わるのか。幹線道路はどこを通るのかなどなどで、こういう気持ちや心配事は区画整理に直面した住民が最初に抱く疑問であり、当然のことと思います。

ですから、区画整理事業を行うための手続、説明は、そこに住む人たちの納得のいくまで丁寧で、かつ民主的でなければなりません。繰り返します。区画整理事業を行うための手続、説明は、そこに住む人たちの納得のいくまで丁寧で、かつ民主的でなければなりません。

これまで市が東・西平山土地区画整理事業を進めるに当たりまして、地元の方々との集団、個別の話し合いを行ってきましたけれども、その辺の対応はいかがなものだったでしょうか、まずその点をお伺いいたします。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　ただいま議員さんの方から区画整理事業は地権者の皆さんが納得いくようにと、これが大事だということでございます。そのとおりでございまして、西平山の区画整理事業の施行に対しましては、こういう御理解をいただくということで、今日までも事業認可、事業計画の決定時からですね、その都度、説明会等を行ってきております。今日まで説明会等は120回程度行っておると思います。さらになかなか全体の説明会では皆さん方、理解しにくい面もございますので、個別の相談会、

これは地元にまちづくりの事務所というものも設けております。こういう中で個別の相談も承ってきております。

こういうふうな形で、現在でもその事務所は、隔週でございますけれども木曜日に開設をしていると。さらには定期的に地元の８自治会でございますけれども、これも定期的に会議を行って意見交換をしているということでございます。

さらに、こういうのを利用できない方のためにも「西平山の区画整理だより」というものも発行して、その状況、それから事業の進捗、そういう内容について情報の提供を行っております。

これからもできるだけこういう形で皆さん方の理解が得られるように、今後とも努めていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

説明会を100回、あるいは200回開催したから、あるいは隔週木曜日のまちづくり事務所の開設も行ってきたから、だからまちづくりを保障しているんだと、こういうことには私はならないと思います。例えば地権者の会という組織があります。この会より陳情書、要望書、申し入れ書、あるいは質問状などなど、市側に提出したいろんな資料が実に10回を超えていると言われております。また署名をされた方は延べで5,000人に及んでおります。住民参加で大事なことは結果より過程だと思います。区画整理を行うに当たりまして住民や関係者の意向を十分に組み入れ、行政がそれをつくり上げていくことが肝心なことだと私は思っております。

さて、区画整理は、先ほど原理的には大変すぐれた点を持っているという発言をしました。しかし、いいことづくめではないと思います。それは以下述べる問題点を抱えているからであります。

その一つは、区画整理は土地の形質や利用の変更を直接の目的とする事業であって、上物の建築物を含めた一体的な地区環境を実現するのでないからで、その効果には限界があると思います。

また、区画整理が完了しても、直ちに建築物が建つとは限らず、施行後も長期にわたって空地、空き地が存在することがあり、迷惑をこうむる場合があるからであります。

次に、土地区画整理は土地の整理を目的にし、従前の権利を公平に分配し、換地処分を円滑に行うことに主眼を置いて設計が定められているため、画一的、硬直的な設計になりやすい、こういうことであります。

3番目には、土地区画整理によって、せっかく過小宅地の整理を行っても、事業始動後の宅地が再分割されることを防止できないので、最小限宅地の規制が必要であるということであります。

4番目には、権利者全員が合意する場合は別としまして、公共施設用地の負担、すなわち公共減歩について、他の一般市街地の場合と共通明確な基準がないことが問題であります。公共減歩は受益者負担なのか、開発負担金に相当するものなのか、あるいは開発利益の社会還元なのか、その辺が不明確であります。

最後に、事業の技術や法制度が住民には非常にわかりにくく、不案内や、役人任せになりがちであり、真に住民によるまちづくりにはなりません。

今述べた、これらの問題点は区画整理事業の理念そのものを否定するものではありません。そういう意味で今後さらに改善を加え、すぐれたまちづくり手法として発展させていく必要があると思います。この関係については回答は要りません。

さて、西平山土地区画整理予定地内は私の住んでいるところと至近の距離でありますので、車あるいは自転車、徒歩で頻繁に往来しておりますので、地区内の事情については十分に認識をしておるところでございます。

この西平山地区はまだまだ緑地や緑の多い地域ですが、近年、開発行為などによってマンション、アパート、一戸建て住宅が次々と建てられてきております。しかし、当地区は道路、上下水道、ガスなどなどの都市基盤整備のとり残されているところが多く、このまま市街化が進みますと、生活環境や防災、交通問題などなど多岐にわたっての支障が生じてくることは明らかであります。

また、市を挙げて取り組んでいる（仮称）西豊田駅新駅誘致運動もあり、住民の意見、要望を十分に取り入れながら、今の自然環境を大切にし、災害に強く、快適でにぎわいと触れ合いのあるまちづくりを早急に実現しなければならないと痛感をいたしております。

そこで、以下、何点か質問をいたします。

1点目は、区画整理がスタートし、現在に至っておりますが、ここまでの到達点が当初予定しました進捗と比較しまして思惑どおりに進んでいるのかどうか、百分率でお示しをしていただきたいと思います。

2点目、市は本事業についての理解を深めていただくために、関係者に対しまして集団、個別の説明会の開催や、パンフレットの作成、また理解しづらい区画整理の用語説明を紹介しながら、「西平山の区画整理だより」を発行してまいりました。その「西

平山区画整理だより」第１号、平成２年、1990年２月に発行されたものですが、その紙面で、今まで多摩平、旭が丘、神明等、市街化区域の約22.5％、505ヘクタールを区画整理により整備してきました。中略します。このように区画整理によるまちづくりを行ってきましたが、完了した区域の権利者の皆さんからは、区画整理による効果を評価されているところですと記述されています。この文言で理解しますと、区画整理様々であり、１点の非の打ちどころがないということになりますけれども、全くそのとおりなのでしょうか。事業終了後に起きる評価の事実関係についてお尋ねいたします。

また、第１号、１ページの下段に、今後も皆様からいただきました貴重な御意見、御要望を取り入れながら事業を進めてまいりますとも記述されています。この記述内容を全幅信頼してよろしいんでしょうか、確認の意味でお尋ねいたします。

３点目です。昨年の12月議会に、東・西平山土地区画整理の地権者の方より陳情３本が出されて、今、建設委員会で審査されております。これまでも定例議会ごとに請願、陳情が提出されてきました。決して請願、陳情は珍しいことではありませんが、市の施策、考え方に不満を持ち、陳情という形でその施策、考え方の変更を求めますことは比較的少ないと思います。7,000人を超える方々より提出された陳情をどのように市は受けとめているのでしょうか、お尋ねいたします。

４点目です。本事業で日野市に今一番求められているのは、陳情書を提出された700人を超える、こうした関係住民の切実な声を真剣にとらえ、住民の理解と納得、合意に基づき住民参加を保障する市政を貫くことであり、住民を主人公にしたまちづくりを強く望むところであります。

さて、住民負担軽減のための公共減歩率の緩和について伺います。住宅公社、ＪＲ等、公共団体の所有地が減歩の対象になっていないため、民有地の減歩だけで道路や公園づくりに必要な土地を生み出すことになり、西平山地区の公共減歩率は、例えば豊田南の21.35％、万願寺の19.21％に比較しますと、４％以上も突出しています。これは住民負担増を考えない40メートル道路という他地区にも見られない道路建設計画に起因をしており、住民の納得のできないところであります。最初に３・３・２道路ありきでなく、道路計画の見直しを行い、減歩率を他の地区と同等、あるいはそれ以下にすることを強く要望します。

５点目です。区画整理は地区住民の土地を無償提供することが基本であります。したがって、公正、平等が最も大切となってきます。そういう意味で宅地減歩率の設定は必要であります。建設委員会での市側の答弁では、宅地は評価が違うからと言っており

ますけれども、この理論でいきますと減歩緩和措置も必要なくなってきます。宅地減歩率をつくられ、宅地の大小にかかわらず納得のいく基準をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、区画整理で地権者が悩みますのは減歩の問題だけはありません。住宅の移転問題がそうであります。それはほとんどの家が動かされるからであります。住宅の移転に当たっては家屋の耐用年数、家族構成の変化、資力などなどを考え、曳家か再築かを決定するべきであります。曳家工法は実質住民負担につながります。国の指導している再築工法も取り入れ、市の原則一律曳家工法の見直しを行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

あと通告で何点か出しておりますけれども、時間の関係もありますので、とりあえずこの部分についての御回答をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは順次お答え申し上げてまいりたいと思います。

まず、第１点目の現在の進捗でございます。確かにこの事業は平成４年に事業認可をいただきまして着手しておるわけでございます。この時点での皆さん方に御説明申し上げましたのは、平成７年には換地の発表をしていきたいと、こういうお話を申し上げておったわけでございます。

ところが、この間、大変大きな経済変動がございました。そして地価の大きな下落もございました。そういうことで事業計画の見直しを余儀なくされたわけでございます。ここで仮換地の発表の時期を２カ年延長いたしまして、平成９年度の発表という形で現在事業計画の見直しを含めまして対応しておるということでございます。平成６年度末でございますけれども、事業費ベースで2.7％ということの進捗になっております。

それから、２点目のたよりの関係でございます。先ほど議員さんの方からもお話がございましたとおり、もう既に日野市では10地区、508ヘクタールにつきまして区画整理事業も完了いたしております。これらの完了地域の地権者から区画整理事業に対して、今日まで御不満、それから御指摘等もいただいておりません。それなりの評価をされているというふうに判断をいたしておるところでございます。

それから、地権者の会からの請願、陳情の関係でございますけれども、これにつきましては現に３件、議会審議会の方に陳情が出されております。この内容といたしましては、減歩の問題、それから引き家関係の補償の問題、それと３・３・２号線の道路幅員の問題、これらが３件が出て、現在、議会の中で審議されておるわけでございま

して、この意見を十分今後も尊重していきたいというふうに考えております。

ただ、もう事業も少なくとも、私どもはこの事業に着手、事業をスタートする時点では少なくとも大方の大部分の方たちにはこの事業の内容、そういうものは理解されておるというふうな判断を持っております。また、先ほど前段でも申しましたけれども、この地域の８自治会の方々ともその都度、そういう意見等も交換し、情報も提供してきております。

それから、５番の減歩の問題でございますけれども、まず前段で公共減歩というお話がございました。確かにこの地域の減歩、各地区の減歩でございますけれども、一般に減歩率といいますと公共減歩率、それから保留地減歩率、この合算の減歩率の数字をするわけでございます。

そこで、確かに御指摘のように、当地域の公共減歩率は高いわけでございますけれども、その分、保留地の減歩率が下がっております。要するに区画整理事業が成り立つには、当然公共減歩率が整理前の公共用地から新しく道路面積、それから公園面積がふえるわけでございますので、当然その相当分は公共減歩という形で出てまいります。

そのほかに、さらにこれの事業をする上で必要なお金の算出も必要でございます。そういう関係でどうしても公共減歩率が多いということになりますと、当然それに対する補助金、国の負担、こういうものが入ってまいりますけれども、この分が少なくなるということになりますと、費用的に保留地減歩にその一部分は変わっていくと、こういう現象があるものでございますので、必ずしも公共減歩が下がったから合算の減歩率が下がるというものではないというふうに御理解をしていただきたいというふうに思います。

それから、宅地の減歩率のお話も出ました。宅地の減歩率につきましては、日野市の場合は御承知のとおり、小宅地の、規制宅地の緩和を行っております。130平米以下は減歩はいただきません。330平方メートルまで順次その減歩率の緩和を行っておるということでございます。

また、当然宅地と農地とでは評価する、その評価の時点で宅地の評価、農地の評価、これは評価が違いますので、おのずと宅地加算がされてまいりますので、ある一定のそこには差がつくと、こういうことになっております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。時間も20分を切りましたので、再

質問は何点かに絞ってさせていただきたいと思います。

今、部長の御答弁の中でもありましたけれども、いわゆる区画整理を行った箇所からは何の御指摘も御批判もないということで、「西平山土地区画整理だより」と全く同じことが答弁として返ってきました。

先日の、前回の定例会で橋本議員の方から場合によっては発言がされたかもしれませんけれども、ここの手元に万願寺地区区画整理実態調査報告というのと、それから『旭タウンズ』というローカル紙といいましょうか、あります。その中には万願寺のいわゆる区画整理をする中での批判、あるいは指摘の発言があるんですね。『旭タウンズ』の中でもあります。これは私が足で稼いで収集したものではありませんので、これは余り引用しませんけれども。今、部長がおっしゃったとおり、これまでの土地区画整理を実施されたところからは一切何のクレームもないというふうにもう一度確認してもよろしいですか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　今のところ、私の方ではそういうふうに理解をいたしております。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　例えば新都市建設公社、ここの方には、施行者の方には区画整理をされた方から注文なり、あるいは批判があったけれども、その公社から市の方にはクレームが来ていない、こういうケースはありますか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほど万願寺というお話が出ましたけれども、万願寺は現在事業中でございます。事業中の中では不満とか、そういうことじゃないわけでございますけれども、その前段ではいろんな議論をされて、その議論の中で理解を求めた上で合意があって事業が進んでいると、こういう経緯のものですから、今、私がお話ししているのは事業が完了した地域、こういう地域ではそういうことは聞いておりませんということでございます。

それから、公社の関係でございますけれども、少なくとも公社は、施行者はあくまでも日野市でございます。公社に部分的な委託をしているものでございますので、そちらの方にもし苦情等が行った場合は、当然市の方にそれなりの報告があるというふうに理解をいたしております。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君）　完了した土地区画整理の箇所でなく、現在進行中のところからは何か批判が出ていませんか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　現在、施行中のところにつきましては、例えば補償の問題、それから施行の時期の問題等につきまして、これは当然いろいろと前後の関係がありますので、施行者が進めるべく順序と、それから地元の皆さんが考えている順序、これが多少違う場合、それから御承知のように、我々の方は年間の予算の中でやはり動いていくわけでございますので、そういう形の、その前段の協議の段階ではいろんな議論がございます。これはあくまでもそれに対する反対とか、そういうものじゃなくて、その見積もりの方法とか、こういう内容の議論はございます。これはあくまでもその事業を遂行する上での議論というふうに私どもは考えております。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君）　具体的に事例を出させていただきますけれども、これは今、区画整理を進行中の豊田の関係なんですが、豊田の１の１の１から始まって、今、何軒かが住宅を建てられて、そこに住まわれたですね。そこから何点かの問題点が上がってきているんですね。あるいはその一画の方々全員からね、内容証明書つきの手紙が日野市の方に送られてきているという経過がありますね。そういうのは特に地権者から問題があったというふうには考えていないんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　その内容につきましてはちょっと今具体的にはあれなんですけれども、この移転に絡みましてですね、まず私がちょっと記憶しておるのは二重使用の問題、これの要請がございました、一つは。それからいま一つは堤防の方へ幾らか換地が移動したと、将来的に危険だというふうなこともございます。これらは話し合いの中では、いや、換地としての将来的な環境、そういう面を考えると決して客観的に見ておかしくはないというふうなことで、本人がそういう希望を出しておると。ただ、それはまだ結論が出ているわけじゃなくて、そういう話も中にはございます。

それといま一つは、この二重使用の問題でございますけれども、今の区画整理の制度の中で二重使用というのは、これは国の基準からいっても認められない状況になっておりますので、それはこういう制度の中で認めるわけにはいきませんよという問題もございます。これらはたとえ不満を申されても御理解していただく、内容を説明して御理解していただく以外はない事項でございますので、そういうふうな形で対応させていただ

いて、御理解をいただけるというふうに私は理解をいたしております。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○２番（佐藤洋二君）　例えばＡさんというおたくがあります。平面図を提示させられて、ここがＡさんのおたくですということで本人も納得し、その場所も見に行きました。造成を行っている途中で、例えば自分のうちの敷地の東側の方が60センチ高くなっている。あるいは南側の方が30センチ高くなっている。平面図、あるいは事前の説明の中では、自分が見た範囲ではそういう、要するに全部レベル、こういう感じでいたところが、造成をして初めてそういう段差が出てくるのがわかった、こういう経過があるんですね。

あるいは造成をしたときに、よそから持ってきた土がかたかったんでしょうね、転圧を加えて普通の土を置く。そうすると雨が降ってきます。雨が降ってきますと、上の土はやわらかいですから下へしみていきます。ところがかたい粘土土がありますから、水が沈んでいかないわけですね。浸透しないんですね、下まで。それが、今、湿気となってそのおたくを悩ましている。

あるいは30センチ掘るともう水が出てくるんですね。普通、土を掘って、ま、１メートルぐらい掘れば水が出てくる可能性がありますけれども、30センチ、40センチで水が出てくるというケースはまずないと思うんですね。その造成の土質の関係、これは基準があるかないか知りませんけれども、土質がきっと悪いんでしょうね、30センチ掘ると水が出てくるというんですね。植木を植えました。植木を植えたんだけれども、要するに根腐れで買った木が枯れちゃう。それを知った近所の方は造園業の方に特別な植樹をして、そして木を植える。こういうことがいっぱいあるんですね、豊田の１の１の１の区画整理は。

今、部長は内容証明が届けられたことについてはちょっとということで知らないようなお話ですね。こういう大事なことを部長が知らないということはどういうことなんでしょうかね。

とにかく日野市が考えているレールに住民が乗ってもらうんですと。多少の悩みがあっても、それは後で乗ってもらうんですと。こういうやり方ではね、住民参加というのはないんですよね。

市長、この辺は何かお話知っていますか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　区画整理事業というのは、日野市はかなり数多くの事業を

経験しておるわけであります。本来なら都市化の余り進まない前段のあたりで事業の施行を終わるぐらいな取り組みが大切なわけでありますが、なかなかそのようにいかなかったという現実も多くあるわけでありまして、今、浅川の直接左岸に位置する地域で区画整理事業を進めておるわけでありまして、これらを完了させることによって日野市の将来像がかなり、都市化に十分耐えられる、そういう目標を持っておるわけでありまして、地権者というお立場の個々の方々にはいろいろなお願いや説明をしながら、なるべく納得をしていただくという手順が一番大切だということはもう言うまでもありません。

田んぼ地帯も一応宅地化できる、あるいは畑にも使用できる、こういう土を入れて土地利用の形態を変える作業も、また区画整理事業の場合、伴うわけでありまして、その入れました土質等によって、多少いい土、悪い土という変化も伴うわけでありまして、今、御指摘の具体的にお話のありました30センチ掘れば水が出ると、これはよほど低湿地の水田に、余り土質のよくない土を整地に使ったということだろうと思っておりますけれど。いわゆる地下水というのは一定の水位に位置するわけでありまして、雨の降った直後というのはその地下水が高い、あるいは部分的に地下に水がたまっておるという状況もあるわけであります。水路を流れている、灌漑水路を流れる水路、あるいは河川の水位、これをあれなんですね、30センチという程度の、ま、地下水の要するに停滞する水位ということにはちょっと考えにくいわけでありまして、具体的にひとつ私も状況の調査を聞いてみたい、こんなふうに思うわけであります。

御指摘の、とりわけ西平山区画整理事業でかなり時間を要しますということと、それから小宅地住宅がかなり定着をされた状況を大きな、外科手術といえば大手術を加えるというようなことになりますから、伴う苦痛も決して少なくない。その苦痛を何とか看護できる方法とか、あるいは理解をしていただく手段をいろいろ考えながら、全体的な施行に時間を合わせながら御協力をいただくという状況だと思っております。

地元の共通の課題として、複合文化施設が欲しいとか、公園面積の確保が欲しいとか、あるいは緑の保有をなるべく多くするようにというような御指摘につきましては、全体事業の中で一定のこたえ方を考えながら、またそういうことの説明もしながら納得をしていただく努力をしておると、こういう状況だというふうに思っております。（「済みません、時間がありません」と呼ぶ者あり）

特に請願等をしばしばいただいている課題もございますので、私も十分誠意を尽くしておこたえのできる手段を考えなきゃならないというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　佐藤洋二君。

○2番（佐藤洋二君）　これまで市の方は地元の方々に区画整理を行えばいいんだと、そして欠陥は出たことはない、いいことだらけだと、こういう説明をされてきました。住民の方が、何か問題点があるだろうと、こういう質問をしても、ないんですと、こういうお答えでした。

今、私が内容証明書つきの話をさせていただきました。これは昨年の11月の１日に日野の郵便局で受け付けて、森田市長あてに出されたものであります。こういうやっぱり事実をね、きちっと住民の方に返してほしいんですね。例えばこのことで住民と話し合いをやっているんですよ、日野市は。何月何日に来てくださいということで、この方は入っているんですけれども、来ていただいているんですね。ところが、責任ある部長とか課長が出ていないんですね。非常にこの方々は怒っていました。

僕もね、何回かそのおたくなり、この近所へ行って話を聞いてきました。区画整理で問題がないなんてとんでもないと、もうはらわたが煮えくり返っています、こういう言い方をしています。ぜひ、今、市長もおっしゃったように、誠意をもって地元の方々に接していただきたいんですね。

例えば引き家の関係もあります。何も問題ないんだと、今の技法でいけば大丈夫ですと、こう言います。実は下田の12番地に小川コーポというアパートがあります。これは市の建設部が編集したビデオの中で90度位置を変えている曳家の家があるんですね。たまたまうちの娘が結婚したときに、ここで４年間生活しているんですね。ドアが開かないんですね。これは立川の方が持っていらっしゃるアパートなんですね。どういうふうな経過で結果になったか知りません。しかし、曳家は大丈夫と言いながらも、今のようなドアが開かない、閉まらない、こういうケースがあるんですよ。

やはり現実に耳を傾けていただきたいんですね。地元の方が一生懸命言っても、もう地元の方々はこれだと、こういう感じでね、集会なり、あるいは話し合いを持ったんではだめなんですよね。胸襟を開くという言葉がありますけれども、ぜひですね、いろいろと意見の食い違いはあるかもしれません。やっぱり誠意をもって話し合いをしていただきたいんですよ。

いろいろと調べてきたことあるんですけれども、時間がないために中途半端な話になって申しわけなかったんですけれども、いずれにしろ、都市整備部長ともよくお話ししながら善後策なり、あるいはこれからの区画整理について取り組んでいきたいと思っていますけれども、ぜひよろしくお願い申し上げます。

このことを申し上げまして、ちょうど１分を切りそうですから終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって11の２、西平山土地区画整理について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午前11時35分　休憩

午後１時８分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問12の１、下水処理場跡地など市有地の利用計画について問うの通告質問者、江口和雄君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（江口和雄君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

質問の内容につきましては表題のとおり、下水処理場跡地など市有地の利用計画について問うということでございます。

最初にまずお伺いしたい点は、市の管理する土地でございますけれども、これにつきましては土地開発公社、あるいは管財課というようなところの所管によるものも合わせましてということになるのかというふうに思いますけれども、こういった市のいわゆる管理用地の中で、今後の利用計画についてどのようになっているのかということについてお伺いをしたいというふうに思います。

現在、市内では数カ所で、先ほどの佐藤議員の話にもありましたように、進行中の区画整理事業等がありまして、そういった中では公共施設の建設予定地だと、こういったことで空き地にしてあるところもあろうかというふうに思いますけれども、そういった事業とは別に、別にあるところの、いわゆる市民の比較的関心の高い、そういういわゆる空き地についてどういうふうに利用を考えているのかということについてお伺いしたいわけでございます。

例として挙げれば、国鉄の官舎の跡地、あるいは豊田の吹上地区というんですかね、多摩平の下水処理場跡地、こういった大規模の用地等の利用の計画について教えていただきたいというふうに思います。

また、あわせまして、これまた請願等もございまして、一部その利用計画につきま

しては今どうなっているのかよく知りませんけれども、消防署の移転用地として看板を取り外しをしたようなところの用地等があるわけでございますけれども、こういった点につきまして、市民が現在のような状態で置かれているあの土地についてどういうふうになるんだろうと、こういうことについて大変関心が深いわけでございまして、とりあえず今言った３カ所の内容を中心として、市で管理している、いわゆる空き地についての利用計画等について、わかる範囲で結構でございますので、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　江口和雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは、市の管理する用地、特に国鉄の官舎用地、それから多摩平下水処理場の跡地、それから消防署の出張所の移転を計画をしました用地等について御説明をさせていただきます。

まず国鉄の官舎跡地の件でございますけれども、国鉄清算事業団から、現在、北側の方の約３分の１に当たります部分、2,991平方メートルにつきまして、土地開発公社が西平山土地区画整理事業の公共用地として取得をしております。この土地につきましては、区画整理事業の中での位置づけとしましては学校用地ということになっているところでございますけれども、この学校の問題につきましては相当先の問題というふうになりますので、今お尋ねの件は当面の利用ということになろうかと思います。

この土地につきましては、現在、土地開発公社が所有をしているということになりますし、将来の利用という点では、学校用地ということに関して言えば、すぐにということではございませんので、例えばスポーツ広場といいますかね、そうした形での暫定的な使用ということは可能だというふうに思っておりますので、今、買収済みのものにつきましてはそうした利用を検討してまいりたいというふうに考えています。

それから、その近くということになりますので、消防署の関係ですが、この消防署の出張所の移転を予定しまして地元との調整を進めましたけれども、いろいろ支障がございまして、この土地については断念をし、現在、別な同じくこの清算事業団から買収済みの東南の方の一角の1,600平米程度の用地を取得しまして、これにつきましては現在、消防署の出張所の建設予定地ということで地元に説明に入らせていただいております。その中断、中止をしましたもとの方の移転先の予定地につきましては、今、そういう状況で場所を変更したという直後でございますし、この土地そのものにつきましては、現在、用途については白紙の状態でございます。

それから、多摩平の下水処理場の跡地でございますが、これにつきましては浅川処理区の供用開始に伴いまして、平成５年２月にその使命を一応終えているところでございます。現在は下水道普及課の方で管理をいたしておりまして、地元の黒川地区の子供会のお祭り、それからもちつき大会とか、ラジオ体操等で開放して利用をしております。（「開放していないよ」と呼ぶ者あり）済みません、利用をしていただいております。失礼いたしました。

ここの区域につきましては、現在、多摩平の地域の都市計画法上の用途地域の見直し等の中で、この地域を含みました一画は公共公益施設地区という形で指定がされるということで事務が進められておりますので、この地域につきまして、この地区としての建築物等に関する制限といいますか、そうしたものも出てくるわけでございます。

そうしたことで、現在、用途そのものについて、特にこれといった形での決定は見ておりませんけれども、こうした手続の中で、この地域の利用の方向というものが出てまいるというふうに思っております。今後も検討を進めて、実際の施設利用につきましては今後の検討ということで考えております。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

今、お答えいただきますと、国鉄の跡地につきましては、将来的には学校用地という計画があるけれども、その一部についてはスポーツ広場としての暫定的な使用等につきましての可能性があるというような御答弁でございましたと思いますが、この内容等につきましては、この後の同会派の沢田議員からも同様の質問が出ているということでございますので、この点につきましては今の内容をもちまして結構でございます。

消防署の跡地の問題につきましては、既にこれにつきましても地域の住民の方々との話し合いやら、あるいはこれにかかわる問題につきまして、今までも議会の中でそれぞれ議員さんからの質問等があったかというふうに思いますので、ぜひこれらにつきましては、今、進められている計画につきまして、住民との話し合い等につきましても誠意をもって進めていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

多摩平の下水処理場跡地の問題でございますけれども、この内容につきまして少し改めて質問したいというふうに思いますけれども、今のところ、御説明では用途地域の見直しということが一つ予定されておりまして、その後でないと実際には計画が立たないのかというふうに思いますが、今、部長の方から答弁の中でもそのようなことに触れら

れましたが、御案内のように、豊田地区には広場と言えるような広い場所がなかなか少ないわけでございまして、これもお話にございましたように、今まであの地域にお住まいの住民の皆さん方につきましては、特に子供会行事等が中心として一時的に処理場の土地を借りて、期間を定めた中でラジオ体操なり、あるいはお祭りというようなことで使用を許可を得て借りていると、こういったようなことがあったんでございますけれども、恐らくことしも時期的にはそういう時期になってきますので、地域の方からの要望等も寄せられるのではないかと、こういうふうに思うところでございますけれども。

要は、地域の皆さんの中には、平成5年ですから、まだそれからは2年ちょっとでございますけれども、いつまであいった状態にしておくんだという率直な疑問が出ているわけでございます。当面の利用計画では、手順として用途地域等の見直し等を含めてからでないと計画が立てられないということであるならば、やはりせめてあそこにある処理施設そのものを解体を先行して、例えば市民にその間、利用させるというようなことはできないのかどうか。例えばさらに阪神・淡路大震災等を含めまして、広域避難場所というのが、あの地区にはほかにあろうかと思いますけれども、いろんな意味で施設ができるまでの間は、次の利用が決まるまではそういったことに開放していくと。開放というか、市民に使っていただくと。利用計画が定まった時点で改めて住民の方々に説明をしながら、次の利用目的に供すればいいわけでございまして。そういった意味では空き地としてある土地については、どうしても日常から、例えば子供さんたちが野球をやるとか、サッカーをやるとか、あるいはお年寄りのゲートボールも含めまして、さらには公園のかわりに使うということで、大変関心が高いにもかかわらず、あの網で遮断してかぎを締めてということになりますと、本当にその地区の下水処理場跡地も、私も先日、中に市の職員の方にお願いして入れてもらったんでございますけれども、大変大きな木もございますし、緑豊かなところでございますし、とりあえず古い施設だけを取り壊して、その分だけを撤去するにしても、十分に市民の方から有効に使えるということで喜ばれるんじゃないかというふうに思うわけなんでございますけれども。これにつきましてはぜひこれから先にどのぐらいのめどであの跡地の利用が決まるのかは見当がつきませんけれども、もし利用計画というもので、今、理事者側で予定しているところがあれば、その内容をお伺いしたいわけでございますけれども、仮にそれが具体的なものがないとするならば、取り壊しだけでも今後の予算化等をする中で先行して、とりあえず施設を壊して、公園にでも、あるいは子供たちがちょっと集まる広場にでも使えるような形での使用を一時的に認めるべきじゃないかというふうにも考えておりま

すけれども、その点につきましてのお考えをお聞かせ願いたいというふうに思っています。

それと、あわせまして今までに市の庁舎の中においても、あの取り壊しについては、今まで担当しておりました下水処理を担当する部門で取り壊し等の予算を計上するという動きもしたと。しかし、こういった時期なんで予算が削られてしまったというようなことが経過としてあったというふうにも伺っているわけですけれども、そこら辺のところにつきましても、そういうのが担当する部門としてはとりあえず取り壊しだけを先行させるというような考えがあったというふうに聞いておるんですが、そこら辺につきましての事実関係につきましてもひとつお尋ねをしたいというふうに思っています。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　施設の撤去にかかわるものにつきましては、現在あります用途の廃止された施設を全面的に撤去するということになりますと、これは相当の費用がかかるところでございます。そうした中で、あそこの用地の利用が実際に計画をされて、その中で、その利用に応じた形で撤去の作業ができれば、例えば地下埋設物等の撤去も施設の利用に応じた形でやれば少ない経費で撤去もできるというふうなこともございまして、現在ではその用途が定まって、その計画に応じた形での撤去をするということで、最小限の費用で撤去の方も済ませたいというふうなこともございまして、これらの撤去費用についての予算化はこれまでしてきておりません。

そうしたことで、現在、施設がない部分での御利用等につきましては今後も検討できるということでございますけれども、現状ではそうしたことで撤去費用等の予算化については見送ってきております。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　予算措置をなぜしなかったかということと、これからの利用計画が決まってからやった方が費用的にも安上がりに済むということについては、それは理解ができるものでございますけれども。今、答弁の中には、今後の利用計画等についてはまだ決まっていないというふうに思いますけれども、お話がなかったんで、そこにつきましては先ほど公共公益地区としてあそこは準備するということでございますけれども、期間的に、そういったことはどのぐらいたてば、時間をかければ用地が決まるのかということについては、私は全然白紙であるならば答えようがないと思いますけれども、ある程度決まっているならば、そういったことを市民の人に示していくとい

う姿勢というものがやっぱり市として必要なんではないかと、そんなふうに思うわけでございますけれども。本当に今あの地域の利用計画というものが単に公共公益地区として用途地域の見直しをするということだけしか決まっていないのかどうか。そこら辺につきましてはちょっと市長さんにもしお答えできる内容があればお伺いしたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　貴重な市有地のことで、あるいは市の管理する土地のことで御心配をいただいておるということだと思います。西平山区画整理事業の中の、いわゆる国鉄清算事業団から取得を考えております土地は、豊田南区画整理事業の中に所在いたします豊田小学校、第二小学校でありますが、これは面積はもう拡大するという条件も変わりませんし、西平山方面に向かって当然これから人口がふえると、将来像を描きながら、将来、もう一つ小学校が必要だという判断に沿いまして、清算事業団からは、ぜひ日野市に譲与願いたいというふうにお願いをし、また、その金が補償されて、購買について事業が進みつつあると、こういうことであります。

最終的な利用用途を決めるまではなるべく開放的な市民スポーツ広場というふうな意味合いの場所として提供していきたいと、こういうふうに考えていることは、今、お答えしているとおりであります。

たまたま多摩平の、いわゆる市立病院の建て替えに伴いまして、その予定地に長く位置しております消防署支所、これの移転について、たまたま市が持っていた土地を充てたわけでありますが、その場所が用途地域の指定の上で、これは一種住居専用地域ということになっておるものですから、地元から苦情が出た状況の中では、事業として実施するには、やはり用途を変えてかからないと説得力にならないということで、ちょっと手順としてはまずいやり方も伴ったわけでありますけれど、位置を変えて、用途指定の上でも、現在そのまま使えるという場所を選んで、地元になるべくひとつ御了承をお願いをしたいという努力を今しておる状況であります。

それから、御質問の、いわゆる多摩平団地の処理場跡という、約１ヘクタールの湧水もある、また地形としては不整形な土地が下水処理場の他の解決に伴って空き地になってまいりました。かなり複雑をした施設形態になっておりますし、将来像をきちんと描いて、その上で処理施設をどの範囲を撤去するかというようなことを決定をしたい、そういう考え方でございますので、今、市民に対しましては白紙の状況だというふうに申し上げざるを得ないわけであります。

しかし、自然の地形的なりから言いますと、私は数年前までは黒川公園の頭に当たる部分でもありますし、公園用地が一番妥当だろうというふうに考えておりました。そのことを完全に変更したということでもありませんし、今、豊田駅を中心とする、あの周辺の将来像を描くという事業にことし予算をいただいておりますので、その際にひとつ一定の目的を、目標を定めたい、こう考えております。

今日、日野市のそれぞれ貴重な財産、土地でありますので、地域施設というよりも市民施設にするということで考え方を進めていきたいと、こう考えております。地域には地域としてのまた利用の方策も十分提供できると、こういう内容にはいたしたいと思っております。

地形が複雑でありまして、高い部分、低い部分があります。それから、特に地層でありますとか、湧水の状況ということもありまして、必ずしも建物施設に全面積が適用できるということではありませんが、選び方によっては建物もつくることができるということがあるものですから、現在の施設をなるべく有効に使える部分があれば、その設計に合わせていこうという考え方でございます。

１ヘクタールで、また今度の用途指定は多摩平一体の指定と同じ指定にしてありますので、ある程度の建物も建ち得るということもありますので、大きな日野市民的文化施設、あるいはかつて葬祭施設のことも考えたことがあるわけであります。広く市民の御意見を伺いながら一番有効な方途を定めていきたい、こう考えております。

具体性に少し欠けたお答えになっておるわけでありますが、具体性が現状ないということだものですから、そのように一応御了解をお願いをし、なるべく早く用途でありますとか事業の方策について詰めていきたいと、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。なるべく早くということしかないということであります。それは決まっていなければやむを得ないというふうに思いますけれども。

今、市長さんからお答えいただきました中で、要はあの地域については、狭い意味でのあの地域とは別に、広く市民全体にかかわる施設として考えていきたいと、こういうふうに考えておられるというふうにとらえたわけでございますけれども、その中で、広く市民の意見を聞きながらこれからの利用については考えていきたいと、こういったことでございます。それについては、私も全くそのとおりでよろしいかというふうに思いますけれども。本当に費用的にはこういう財政が厳しい折に、壊すことだけを先行す

るというのは確かに非効率でございますけれども、それならそれで利用計画というものをやはり真剣になって早く決めていかないと、市民の目から見ればいつまで放置するかというのは、やはりとりわけ近接地域の住民の方からしてみれば、あれだけの広さを占めているわけでございますので、大変そのことに対する問い合わせ等も多いわけでございまして、ぜひ関連部署ですね、早急な計画をお願いしたいというふうに思うわけでございますけれども。

区画整理事業、あるいは地区計画とは別の、まさに処理場跡地の利用等については、今、豊田の北口の整理の問題で、一部調査の費用が今年度予算に計上されたということも聞きましたし、そのことは事前のヒアリングでも聞いたわけでございますけれども、ああいったところの利用状況について、市長みずからも、今、広く市民の意見を聞きながらという話がございましたけれども、その点について、もう少しお聞きをしたいというふうに思うわけでございますけれども。

やはり今のまちづくり構想というのは広く市民の声を聞くとは言いながらも、私はどういう状態で市がいろんな施設をつくったり、あるいは地区計画をつくるというときに、どういうようなやり方で市民の人の声というものを市として聞いているんだろうかと、こういうことについての、システム的にどういうふうにされているのか、よくわかりませんけれども、そこら辺がいまひとつよく見えないんですよね。これを民間の、例えばそういったことを専門にやっている都市計画づくりの研究機関にお願いをするとか、あるいは市の企画等の部門でまちづくりについて検討しているのかどうか、よくわかりませんけれども、そういった中に市民が少しでも、自分たちだったらこういうふうにやってほしいということはあると思うんですね。

とりわけ近接している地域自治会の方々の声というのは、やはりかなり重要視していかなきゃいけないんではないかと。仮にその施設が市民全般にかかわるものであっても、近所にお住まいの方というのは、そこに住んでいる限り、そこのでき上がった施設なり、そういったものとは縁が切れないわけでございますので、そういった方々にも理解されるということであるならば、そういった地域の声をある程度市の方が積極的に聞いて、聞く機会をつくると、こういったことが必要かというふうに思いますので。

きょうの質問では多摩平の下水処理場の跡地のことを聞いているわけでございますけれども、市でこれからつくっていくいろんな公共施設なり、そういったものについてはやはりそこにつくる場所を決めたんであるならば、その場所の近くの人たちの声を十分に聞くということを、今まで以上に積極的に市が出て行って、そういう機会をつくると

いうことは大変重要なんじゃないかというふうに思うんです。

それが、市民の声が100%採用されないにしても、そういったことによって市民の人たちは本当に自分たちのことを考えてくれているという感じ方をするわけでございますし、そこら辺が一部のプロの集団の中でそういう計画がやられるとするならば、そこに住んでいる人たちからしてみれば、やはりそれは見方によっては、とりようによっては迷惑な施設であったり、あるいはそのこと自体が大変不愉快に感じたりということもあるわけでございまして、ぜひこのような施設をつくったり、あるいは新たにこれからやろうとしている中期計画に基づくまちづくり等について、市民の声をどういうふうに市としてこれから吸い上げていくかということについてですね、ちょっと抽象的でお答えにくいかと思いますが、市民の声を地域の、とりわけ該当地域の人たちの声を聞くということではどういうふうに考えておられるものなのか、そこら辺についてお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多摩平の、今、団地の建て替えということも大きな課題でありますし、いろいろな日野市の財政に伴っております財政事情ということもまた大きな課題でもあるわけでありますので、先ほど自然の推移で考えれば、黒川の頭ですから一番公園がいいというふうに申し上げました。私はこれが一番異論のない、また今までも説明をしてきた範囲のことですから、一番わかりがいいだろうと思っておりますけれど、文化施設が欲しい、日野市にふさわしい何らかの施設が欲しいということもあるわけでありますから、そのあたりのところを十分勘案する機会を持ちながら方向づけをしていきたいと、こういうふうに申し上げたところであります。

○議長（福島盛之助君）　江口和雄君。

○1番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。そういうお答えですから、それ以上先はないかと思いますが、ぜひ、今、市長の方からそういうお答えがございましたので、なるべく早い機会に市民の方々が本当に喜ばれるものに利用できるように、それぞれの空き地等についてもきちんとした構想の中で計画を立てていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

大変市民の要望というものがいろんな面から出されているわけで、16万人の人がいれば、それだけの考え方が示されてきているわけでございますから、そういった中で行政に携わっている方々は大変御苦労が多いかというふうに推察ができるわけでございますけれども、とりわけ今、政治の不信やら、あるいは行政への物足りなさというものが

大変多くの国民なり市民の不満の声として出てきているのではないかというふうに思います。

私も市政に携わっている一人として大変このことは大いに感ずるところがあるわけでございますけれども、今、市民から求められているのはやはり行政への市民参加であるというふうに思いますし、一人一人の声が確実に生かされていくと、また確実に生かされていく過程というものがきちんと目に見えることではないかというふうに思うものでございます。

今、私は市の管理用地の利用についてお伺いしたわけでございますけれども、まだまだ残念ながら市政が市民全体のものとして本当に評価されるには時間が必要だなと、そういうふうに認識を新たにした次第でございます。

３月の議会で、私は思い切った行政の転換ということを、阪神・淡路大震災を教訓としてやるべきだというふうな提言をしてきたわけでございますけれども、重ねてそのような発想で物事に当たっていただきたいということをお願いする次第でございます。

市役所が受け身というふうになるんではなくて、市役所みずからが市民の方へ出向いていく中で多くの意見や提言というものを吸い上げていくと。そういったような思い切った行動ができたときに、初めて市民は市政が市民のために機能していると、こういう評価をしてくれるのではないかと思うものでございます。

今まで行われてきたことを繰り返し繰り返しきちっとやっていくということも非常に大切なことではございますけれども、マニュアル化されていない新しいことをどんどんやってみるということも今市民から求められているのではないかと、こんなふうに思いますので、ぜひ市の理事者初め幹部の方々が積極的に対応されますことを要望いたしまして、この質問につきまして終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　これをもって12の１、下水処理場跡地など市有地の利用計画について問うの質問を終わります。

一般質問12の２、中央福祉センターなど既存施設のエレベーター設置について問うの通告質問者、江口和雄君の質問を許します。

○１番（江口和雄君）　それでは、中央福祉センターなど既存施設のエレベーター設置について問うと、こういう内容で質問させていただきたいと思います。

まず最初にお伺いしたいのは、市の施設として多くの市民の方に利用されている中央福祉センター、あるいは公民館、これらにつきましては市の行政報告等を見ましても、年間で相当の数の方があの施設を利用しているということがよくわかるわけでございま

す。

そういったような中で、とりわけこの日野市には、今、市民がいろんな、いわゆるコミュニティーの醸成ということで、サークルやいろんな活動をするのに、こういった公共施設を使うということが多いわけでございますけれども、どうも施設をよく見てみますと、障害を持たれた方や、あるいはお年寄りの方が利用するには、余りにも設備そのものが、新しく建てられたものはいいとして、少ない中での公共施設に段差がまだ解消されなかったり、あるいは2階以上の構造でありながら階段だけしかないというようなことで、不満があるというふうに声が寄せられているわけでございますけれども、これにつきましては、福祉というものが日野市の行政の柱として進められているというふうに認識もしているわけでございますけれども、少しそういった面について、既存施設等について余りにも改善がなされないということについて不満が寄せられておりますので、市の幹部の方々がどのようにそこら辺を認識されているかということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それと、ちょっとこれは記憶が定かじゃないんですが、本年度の3月議会だったかというふうに思いますが、市長さんの方で、特にこれは以前から、これも各議員さんがテーマとして何度も取り上げておりますところの日野駅なり豊田駅の改善の中で、エレベーター、あるいはエスカレーター等の設置等について要望が強いということもありますので、市長さんの方がこれらのことも含め、さらに西豊田駅等の建設も含めてＪＲの本社へ出向かれたことは記載されていたわけでございますけれども、市の既存施設とは別に公共施設としてあります日野市内のＪＲの駅等についての、そういった市からのアプローチに対して、どんなような状況でＪＲ等が考えを持っているのか、そこらにつきましても進捗状況をわかる範囲で教えていただきたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　江口和雄君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　平井参事が出席しておりませんので、私からあらましのことをお答えしておきたいと思います。

ＪＲ当局、日野市内に日野駅、豊田駅、2駅があり、また豊田には大型の操車場があって、一面の日野市民に対する大変な利便と、それから操車場などは日野市の都市計画に大変な障害になっておると。したがって、いろんな協議をしながら、我々にもお願いにこたえてもらうこと、それからＪＲ当局の事業のことについても十分お互いが了解をし合うということが大切だということで、余りたびたびではありませんが、一番の責任者の方々と何回かお会いをした経過があります。

近ごろ、その具体化の中の一つとして日野駅の改造に着手をしようと、こういう当局の反応があるようでありまして、日野駅の改造の一つにエスカレーターが話題になっておるということを報告として聞いております。国鉄当局も中央線という数多い駅舎を持っているわけでありますから、順序もあるようでありますけれど、日野駅が一つの話題になってきたという状況では我々の要望が一歩近づいたということになろうと思っておりますので、よりそれを促進する意味で積極的に交渉を進めていきたい、こう考えております。

豊田の駅はその次というとちょっと市民にはなかなか報告がしにくいわけでありますが、豊田駅につきましては今の駅舎そのもののこともありますし、多摩平側からデッキをかけて、いわゆる南口との連携を図る、こういった大きな事業もございますので、また新しい課題として交渉を進めていこうと、こんなふうに考えるのが妥当だと思っておりますので、そのような御了解をお願いしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　前半の部分の中央福祉センターや公民館の不便な状況に対してどのように認識されているかという御質問でございます。福祉施設におきましても、体の御不自由な方が利用しづらいという御不便をおかけしている部分、また不十分な部分があることは事実で大変申しわけなく思っております。

日野市では1988年、昭和63年ですが、日野市福祉環境整備要綱を設けて、このときにおりまして、それ以後の公共施設は高齢者や障害者の使用しやすいようにスロープや障害者用トイレ、エレベーターなどを設置しておるところでございます。

しかし、それ以前に建設した施設はそれらの配慮がないものが多く、福祉センターや公民館はその代表的なものであったわけでございます。できるだけの改善もしておるところではございますが、まだまだ高齢者、障害者に御不便をかけているのが実情でございます。

○議長（福島盛之助君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。

最初の市長からお答えをいただきましたＪＲ等につきましても、今後も積極的に市としてもＪＲ側に働きをかけたいということにつきましては、ぜひ継続的に積極的な取り組みをお願いしたいと。また日野駅等につきましては何かひとつ展望が見えてきたようでございますので、ぜひ確実なフォローをお願いをしておきたいと、こんなふうにも思っておるところでございます。

今、福祉部長から御答弁をいただきましたことでございますけれども、部長がおっしゃいましたように、大変古い部分についてはまだまだ不便があるということについては御認識をされているということでございますので、そういう中で聞くのは大変心苦しいわけでございますけれども、中央福祉センターにつきましては年間、昨年の調査でも６万人ぐらい使用しているということで、非常に市民の方に多く利用されているということでございますし。確かにあそこの建物を見てみますと、構造上からは、あの中を改造するというのも大変な事業になるのかなと、こんなふうにも理解もするところでございますけれども、隣合わせて公民館があるわけでございますので、例えば外側にですね、外階段を利用するとか、あるいは両方の公民館と福祉センターを合わせた両方へ使えるような部分を一部簡易エレベーターをつけるとか、そういったような改修、部分改修によって、中側からじゃなくて外側からの改修というようなことも今の技術をもってすればできない事ではないかというふうに思いますけれども、その辺の費用の問題でそこら辺がどうなるかわかりませんけれども。

既存の施設の改修をなぜ言っているかといいますと、新しい構想につきましては、たしか日野市でつくりました保健福祉計画なり、あるいは第３次の基本構想等を見ましても、これからの福祉に対する取り組みに対する日野市の意気込みというものは読み取れるわけでございますけれども、それらを一つ一つ実現させるにしても、まだまだ相当な時間と、それからいろんな審議というものも必要だというふうに思うんですね。

そういった中で、いつできるかということになりますと、それこそ笑い話じゃないですけれども、現在、福祉センターを使っている方々につきましても、そういった新しくできる、計画されているすばらしいものができるまで待っていたら、本当に死んでしまうというようなことが出るぐらいのことを言われるわけでございますけれども、そういうものがなかなかすぐにはできないという事情がある中では、既存施設をどうやって工夫をして使っていくかということは、やっぱり市民からしてみれば大変重要なんではないかというふうに思うわけなんですね。

今、市から出されました幾つかの計画を見ましても、新しいものをつくることはそれぞれ書かれているわけでございますけれども、今のそういった高齢化社会に向けて、そういったものに対する配慮というものが細かくは読み取れないんですよね。大きなタイトルでは書いてあるんですけれども、本当にやっていかなきゃいけないことが書かれていないんで、そういったところについて非常に不満もあるわけなんでございますけれども。たしか福祉センター条例というものの中に、言うならばあの建物等については老人

福祉とか、あるいは身体障害者福祉とか、児童福祉とか、そういった方々の相談なり指導なり援助に関することをやるんだろう、そういうのが事業の目的としてあるにもかかわらずですね、現存のものがああいう状態というのはやっぱり、そのまま放置しておくというのはどうなのかなというのが率直なわけなんですよね。ぜひこれにつきましては予算化の実行に向けて、関係部局としてのお力添えをいただければ大変ありがたいというふうに思うわけでございます。

新しい計画が環境、福祉計画ができて、どんどんこのとおりに進めばいいわけなんでございますけれども、どうもこういうのから見ましても公共施設の推進なり、あるいは福祉センターの運営等については、福祉計画の中に重点事業か新規事業かというようなことの区分がしてあるのを見ましても、重点事業の重という字もないし、そういったことが強調されているようにも思えないんですね。そういう中でこの計画をやっていくにはやっぱり相当な時間がかかるというふうに指摘しているわけでございまして、それならば既存の施設を何とかというのが率直な気持ちでございますので、ぜひそこら辺につきまして、より実現性の高い方法で着実に毎年少しずつ改善がされることを希望しているわけでございますけれども、そういった点につきまして、関係部長の御答弁、あるいは市長さんのお考えがあればお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　中央福祉センターの改修についてでございますが、平成２年度に約5,000万円の費用をかけまして、このときに障害者用のトイレの新設だとか浴室の改修、また照明器具の増設等を行ってまいりました。１階部分の事業についてはスロープを直しまして利用できるように改修が終わっております。しかし、車いすを使用する方が２階の部屋を使用する場合には御不便をおかけしているところでございます。

この２階を活用するについて、今、御提案もございましたが、エレベーターまたは昇降機の設置については施設の構造上、困難な要素が多く、大改修を行う以外はなかなか難しいというふうに考えているところでございますが、当面、昇降機具といいましょうか、キャタビラですか、型の階段を使うようなものとか、そういうようなことをも含めた中でさらに検討していきたいというふうに思っております。

いかにせん駐車場も狭いというような状況の中で、いろいろ工夫をさらにさせていただくというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　市長、答弁願います。

○市長（森田喜美男君）　ごもっともな御指摘だと思って恐縮しておるという心境でご

ざいます。

数年前にかなりの大改修をやったわけですが、そこまで実施できなかったと、こういう経過があるわけでありまして、福祉センターの前の噴水池が存在するわけですが、これは富士電機さんの何十周年事業ということで御寄附をいただいたということを思い出しておるわけでありまして、何かまた記念の事業でお願いをというようなことがないだろうか。（笑声）日野市とすれば、今の噴水池を富士電機さんの了解を得て壊したいという考え方があるもんですから、これは富士電機さんの寄附された装置だから、簡単に壊すわけにはいかないということで抑えておるような一面もあるわけでありまして、そのあたりまた御相談をさせていただきたい、こんなふうに、内部的にこの間、語らったことを申し上げるのも大変恐縮でございますけれども、そのような考え方も一つ持っておるということでございます。

○議長（福島盛之助君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　ありがとうございました。富士電機という名前が出てきたからどうこうというわけじゃありませんが、遠慮なく、市民のためになることでしたら会社に気を使うことなくやっていただいて結構でございますので、ぜひお願いしたいと思います。

今のお話の中で、市長が答弁の中で、ぜひ、もう少しつけ加えてもらいたかったのは、ぜひ新設じゃなくて、既存施設の改修ということで積極的にやっぱりやるべきじゃないかと。数自体がやっぱり少ないわけで、特に利用度の高いところについては、多少費用がかかっても新設するよりも明らかに安いし、それなりの構造的に可能かどうかは別にいたしまして、それがもしできるんであるならば、何とか工夫をしていただきたいと、それだけお願いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　十分御検討させていただきたい、いろいろな工夫をしたいと、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　江口和雄君。

○１番（江口和雄君）　どうもありがとうございました。高齢化の進行がますます進んでいるわけでございますけれども、やはりだれもが避けることができない老齢化につきましては、やっぱりみんなが相談をしながら知恵を出していくということが必要だというふうに思いますし、多くの市民がやはり行政に対する厳しい目を向けてくると、ますます今日的にはそういう傾向が強まっているわけでございまして、その一連の動きと

して、例えば市民の直接請求による条例の制定等も含めまして、いろんな形のものが、とりわけこの日野市にお住まいの方々につきましては、大変そういった意味では時代を先取りしているといいますか、そういったような行動もあるわけでございまして、そういった中で持っている多くの市民の知恵というものをやはり有効に吸い上げていくと、このことが行政にとって大変重要ではないかと、そういう意味での立ち回りというものもやはり今までにない形で積極的に進めてほしいと、こんなふうに思うわけでございます。

職員の方につきましても、千数百名の職員の方、それぞれいろんな知恵や工夫をそれぞれお持ちだというふうに思いますので、市民、それから役所の人間を含めまして、全体的にこのような、これからの時代を先取りしていく形で、日野市が他の市に先駆けて福祉の町として名実ともに、よそから行政視察が来て、市の職員が困るぐらいのまちにつくっていっていただきたい、こんなふうに思うものでございます。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって12の２、中央福祉センターなど既存施設のエレベーター設置について問うの質問を終わります。

一般質問13の１、区画整理地内の道路・下水道整備は、区画整理計画に先行して行うべきではないかの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

〔４番議員　登壇〕

○４番（渡邉馨鴻君）　それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

表題のとおりでございますけれども、この３月議会に続いて、また区画整理事業の関連する事柄でございますが、改めて申し上げるまでもなく、区画整理事業の遅滞は市民の多くに数々の不満を累積させ、最近では不信、不満のみでなくて、怨嗟、怨みの言葉さえ聞くようになっている昨今です。

これはもう担当の皆さんは精いっぱい努力してくださっているわけですけれども、もうただ、おくれにおくれているという、この一言に尽きるわけで、ここで新年度予算事業が始まったばかりですけれども、ことしこそ市民の皆さんが区画整理事業というものを目で見て、肌で感じて、実感できるような進捗ができるよう期待しているところであります。現場の第一線で乏しい予算の中で活躍している皆さんのためにも、何かそういった形で本当の区画整理の進展が期待されているところでありますが、ぜひそのような方向で進むことをお願いしたいと思います。

さて、事業の中心となっている換地や立ち退きの問題も重大なことなんですけれども、

事業のおくれに伴って、また新たな問題がわき起こってきております。ここで質問させていただく第一は、その区画整理地内でできるところからもう下水道をつけていってしまった方がいいんじゃないか。後々の完成図なんかを重ね合わせてみますと、結構現存の道路と重なっている部分もあるわけなので、そういうことから考えると、ここに下水が入りましたよというような工事を進めることで市民感情も随分違っていくんではないかな、そのように考えます。

豊田にはわき水が至るところにあります。水量豊かな用水が走ります。しかし、年々汚染が進んで、川の底には汚れが目立つようになりました。「緑と清流のまち日野」にとってはまことに悲しいことなんですが、何とかその辺のところを工夫ができないものかなというように考えます。その辺のところを何かよいお知恵があったら、ひとつおかしください。

前回でも申し上げましたけれども、大雨のたんびに3カ所、豊田南だけで3カ所以上のマンホールのふたが吹っ飛びます。その現状を踏まえた上で対応策をひとつお聞かせください。

質問の第2です。豊田南口の駅前の道路です。もう駅前道路とは言えないほどひび割れ、凹凸が甚だしいところですけれども、区画整理がおくれるということになりますと、当然何らかの形で対応しなきゃならない、そんなふうに思うわけですが。

それと同じような現象がはけ下の用水路沿いの道路にも起こっています。そこから学校回りの道です。そうです、あの吹上からおりてきた新しい交差点、あそこは大至急の応急修理でもって、どうにか今のところ事故なく通行しておりますけれども、何せ幅の広いところ、狭いところが多過ぎる。またガスや水道工事などの工事のせいでしょうか、継ぎはぎが至るところで目立ちます。それから無理して、今までの道路と取りつけたためでしょう、ところどころがかまぼこ状に盛り上がっています。そのせいなんでしょうか、あそこのガードレール、無傷でいることはほとんどありません。聞くところによりますと、あそこは都道ということなので、あれは都の管理下なんだから市は知らないよということになるのかもしれませんが、その辺のところ、もういずれにせよ、市民が毎日毎日使っている幹線の道路でございますので、その辺の対応をひとつどのようにするのか、お聞かせください。

先日、市道の管理下の不備で、損害賠償の専決事項が議題に提案されました。まだ20万、30万のお金で済んでいるから僕はまだいいと思います、まだ。しかし、それが道路の瑕疵によって、あるいはその関連でもしものことがあったら一体どうやっておわび

するんだろうか、そんな気でいっぱいです。

これは、今、たまたま豊田南の区画整理地内のことで申し上げましたけれども、これは市内あちこちにもあるんじゃないかな、そのように思いますが、当面、豊田のはけ下用水路沿いのこと、駅前通りのこと、その２点について、道路の路面補修、あるいは下水道の先行工事というようなことについて、その２点お尋ねします。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、第１点目の下水道工事の関係でございます。区画整理事業の区域の中におきましては、区画整理事業の中で新しく道路、これが計画されております。したがいまして、この道路の工事と同時に、この下水、それから地下埋設の水道、電電があれば電電、ガス等、公共公益施設を同時にしていくというのが今行われている方法でございます。

特に下水の場合でございますけれども、どうしても下流の方からやはり下水だけはやっていかざるを得ないと。部分的にやる方法も、これは先行投資としてあるわけでございますけれども、どうしてもそこに水が入りますと１カ所に水が集中して、その周辺が逆に被害をこうむると、こういう状況もありますので、原則としては下流からやっていくという方法をとっていきたいというふうに考えております。

ただ、部分的にそういう被害のない、また道路計画が一つの線としてある程度の線がつながるような地域につきましては、当然その道路工事と併行して、こういうものも同時に布設をしていっているところでございます。

それから、２点目の区域内の道路、現道が非常に老朽化してきております。特に今御指摘の駅前周辺、それから都道の部分でございますけれども、区画整理の区域の中で、入りますと基本的には東京都等はもう工事は、補修は行わないと思います。そこで、当然区画整理の事業の中でこれは対応していかなければならないわけでございますけれども、市の場合はたまたままだその道路をいじくっていない、まだその道路に区画整理事業として手をかけていない場合に、区画整理の中には現業部隊、それから現場部隊を持っておりませんので、これらは建設部の方にお願いをしているというのが実情でございます。

そこで、今の御指摘の箇所につきましては早速建設部と協議をしまして、現地を踏査をいたしまして、応急的にやる箇所と、それから特に駅前周辺は応急といってもなかな

か難しいのかなというふうにも考えておりますので、こういう地域はやはり、これから区画整理事業、あの駅前周辺にかかるには相当の期間もかかりますので、抜本的なある程度の補修も必要かなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、早速現地踏査をいたしまして、そういう応急処置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。常々土木課、管理課等、担当の課で実に細かく小まめに補修してくださっていることは承知しております。しかし、もうそれも限界なんじゃないかなと思って、今、申し上げたわけですけれども、どうも現状はわかっていただいているようで本当にありがとうございました。

区画整理に関しては、この後、内田議員の方からも建て替え問題などで詳しくお話が出ると思いますけれども、そういうことも含めまして、先ほどの佐藤議員の質問等々、区画整理については、これはもう生活がかかっている、自分の人生がかかっているという重大問題でございますので、それなりの対応をくれぐれもよろしくお願いして、この後の細かな質問は内田議員の質問にゆだねたいと思います。よろしくお願いします。くれぐれもよろしくお願いして、この質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　これをもって13の１、区画整理地内の道路・下水道整備は区画整理計画に先行して行うべきではないかの質問を終わります。

一般質問13の２、小中学校・幼稚園・保育園等の耐震調査の現状と今後の対策を問うの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

○4番（渡邉馨鴻君）　週６日を基本とした学習指導要綱のまま、ついに本年度から月２日、５日制と、時間数にして70時間以上の授業時数カットの中での教育課程の編成、本当に大変だったろうと思います。しかも、そういう事態の中で、なお市採用職員の事務職、用務主事は、月２回、毎土曜日勤務がありません。そういう学校現場の中で非常に教育委員会としても対応が大変なんだろうという、その中でまた新たな課題として冒頭のような質問をさせていただくわけで、大変お気の毒と思いますけれども、子供たちの命にかかわる問題ですので、いろいろ目視等で耐震調査をやられたと伺っておりますので、その結果、現在の時点でわかっている範囲で結構でございますので、耐震検査の結果、そしてその対応の様子をお尋ねしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。学校教育部

長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　小中学校、幼稚園のところでお答えをしたいと思います。

御指摘の耐震の調査でございますが、これは３月から５月の間に一応実施をいたしました。学校施設は職員の目視調査の実施、特殊建築物による指摘箇所を修繕及び修繕工事で安全対応を図っております。総体的には今回の阪神・淡路大震災での震災に対する耐震基準は、国の考えがまだ出ておりませんので、それを注目しながら学校施設の耐震の強化に努めたいと考えております。

さらに現在、計画しております大規模の改修の中では、耐震調査、耐震設計を含む耐震補強の考えを東京都と協議して、この事業の中で補強をしていくということで、前にも述べたとおりでございます。

なお、３月から５月にかけて目視調査をいたしました。その中を見ながら、平成６年度の予算の中で既に対応したもの、それから平成７年度の予算で対応していくという内容で、営繕で対応して実施しているところでございます。

７年度につきましては、小学校では３校を予定しております。それから中学校では営繕で対応する学校を２校と、それから修繕の予定を１校ということで、予算の範囲でできるだけ早く安全を確保するために実施をしているところでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。目視調査ということでいろいろ対応を、素早く対応していただいていることを本当によかったと思いますけれども。私が聞くところによりますと、日野市の職員で、都や国の指示や基準を待つまでもなく、日野市の職員の中で相当のそれなりの専門的知識を持ち合わせている方がいっぱいいらっしゃるというように伺うんですけれども、そういう皆さんに見ていただければ、図面と現場を見れば、国や都の対応がどうとか、基準がどうとかということじゃなくて、もう今既にこれは危険であるとか、抜本的に取り壊さなくちゃいけないとか、柱を補強しなくちゃいけないとかというのがわかるんじゃないかなという気がするんですけれども、その辺、どんなものなんでしょうか。

日野市の場合は56年の建築基準法改正前の施設がほとんどですよね。そういうことを考えると、そういった子供たちが大勢集まっている施設、保育園の方のまだお話を伺っていませんでしたけれども、保育園の方も含めて、もう中央の指示待ちでなくて、も

う即始まってもいいんじゃないかというような気もしているんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　先ほど御説明した耐震の強度についてでございますけれど、これは大規模の工事の中で補助金をもらいながらやる工事のことでございます。目視による検査についてはできるところから危険のないようにやっている、市町村で独自にやっているところでございます。学校、先ほど申されたように、20年以上たっている学校がほとんどでございますので、端から耐震に対する、やることになれば、それを実施しなきゃならないという、その基準は国の方の指示をお待ちしているという状況でございます。そういうちょっと御説明が足りなかったと思いますけれど、そういうことでございます。

それから、幼稚園の施設についても地震の際に、とりあえず危険なところを手直しをしておくということで目視をして、同じように修繕を行っているところでございます。

以上です。（「保育園のことについて」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　保育園におきましても、耐震調査につきましては職員による目視調査を実施したところでございます。教育と同じように、専門家によります本格的な調査は行っておりませんが、目視調査や特殊建築物の定期検査等による指摘箇所については必要に応じて修繕等を行って、安全性を確保しているところでございます。

また教育と同じように、今後は阪神・淡路大震災のような地震に対する検査の方法とかということにつきましては国や都の動向を注目しながら、保育施設等の耐震性の強化にも、それにあわせて努めていきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　早速それぞれにそれなりの緊急時の対応ということで、ハードの部分の手を打っていただいているようなので、まずは一安心でいいのかなあというような気はしますけれども、いかんせん、子供たちの生命、安全にかかわる事柄で、私の経験からすると、一日も早く急がなくてはいけないんではないかなというような部分の構造物がたくさんあるような気がいたしますので、いろいろ補助金、あるいはその他、いろんな束縛があるのは重々承知ですが、1校でも多くの対応をお願いしたいと思いますが。修理とか、耐震対策とか、いろいろ今の2点の問題につきまして市長さんの御感想をいただけたらありがたいというふうに思いますが。

○議長（福島盛之助君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　１月の阪神の地震経験をいろんな教訓として学ばなければならないわけでありまして、とりわけ公共施設、そして児童生徒が日常的に勉強をする場であります学校、保育園、あるいは幼稚園、耐震構造ということで一番気にかかることでありました。今、御答弁を申し上げましたとおり、専門的とは必ずしも言い切れないわけでありますけれど、技術者による、現場の職員、それからまた技術者の職員が、科学的な調査ということではございませんけれど、とりあえずの調査をし、応急的な対応を取り組んでおるという状況が現在の状況でございます。

それから、制度といたしましても、公共施設の一定の構造上の安全度の調査が進まなければならないというふうには思っております。

災害はいつやってくるかわからないということでございますので、市民の方々に、とにかく一段階の安心をしていただく、こういうことこそ当面の自治体の課題だというふうに考えて迅速な対応を進めていきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　　渡邉馨鴻君。

○４番（渡邉馨鴻君）　　ありがとうございました。くどくなりますが、本市の公共建物、建造物は56年の旧基準法に基づくものがほとんどでございますので、くれぐれも手おくれにならないよう、検査を、調査をしっかりしていただいて、計画的に対応をぜひお願いしたいものと。これは市民一人一人の生命にかかわる問題であるということを認識をしていただいて、内部調査だけでもぜひ先行させてやっておいていただきたいと思います。

なお、このことについて調査、どこの学校はどうだこうだというようなことはもちろん公表の必要はないと思いますし、内部で検討していただいて、それなりに計画的に進めていただければいい事柄ではないかなというふうに考えておりますが。要は子供たち、市民の生命がいかに守られるかということへの対応策を計画的、具体的に進めていただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　　これをもって13の２、小中学校・幼稚園・保育園等の耐震調査の現状と今後の対策を問うの質問を終わります。

一般質問13の３、学校余裕教室開放二校の試行が始まったがその問題点と対策を問うの通告質問者、渡邉馨鴻君の質問を許します。

○４番（渡邉馨鴻君）　　それでは続けさせていただきます。

文化施設が大変不足している本市において、学校施設が余裕教室の活用という形でモ

デル校２校が発足したことは本当によかったと思います。教育は多くの議員さんが指摘されているように、学校、家庭、そして地域が密接に協調し合う中で進められるべきものだと、そのように考えますし、それに対して行政がその潤滑油として機能してくれないことには、この教育問題は解決しないと思いますが。現在、そのはしりとして、一つの先行的な事業としてその潤滑油の機能を果たす役割として、この余裕教室の活用ということが発足したことは本当に喜ばしいことですが。現状を考えてみますと、子供たちを取り巻いている環境は、教育環境は、行政的に見ますと、教育委員会、そして福祉部、そして民生部などなど、教育活動の形態によって行政部署はさまざまに異なってきているわけですが、今まで申し上げましたような考え方からしますと、サービスを受ける子供たち、家庭、あるいは地域団体としたら極めて奇妙な話で、その都度面食らうんじゃないかというようなことがあるんではないかと思いますが。

これから、こういう形で学校が地域の核として発展していくとしたならば、社会教育施設として発展していくとしたならば大変有意義なことじゃないかというふうに思っておりますが。発足早々で、いろいろまだまだわからないことだらけだと思いますけれども、現在の状況、そしてこれからの対応策等も相当具体的になっているのではないかと思いますが、一番私が心配しているのは、日常の教育活動について、正常の日常の学校教育活動についての支障がないかということが一番気がかりでございますので、その点を含めてひとつ現状、あるいは今後の計画などお知らせ、お話しいただけたらありがたいと、そのように思います。

○議長（福島盛之助君）　渡邉馨鴻君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君）　お答えをいたします。

ただいまの御質問の中にございましたように、この６月の15日から学校の御協力をいただきまして、日野第五小学校と南平小学校の２校をモデル校に学校施設、これは校舎棟でございますけれども、この開放を実施することができるようになりました。

その施設の状況でございますけれども、第五小学校では第２音楽室、多目的ホール、それから会議室、また南平小学校では第２音楽室と会議室、これらの施設の開放ができるようになったわけでございます。

開放時間につきましては、月曜日から金曜日までが午後５時から夜の９時まで。それから土曜日が午後１時から９時まで。あと日曜、祭日、それから学校休業日、これは第２土曜日、第４土曜日、それから夏期等の金曜日でございますけれども、これにつ

きましては午前の９時から午後９時まで開放すると、こういうような時間になっております。

そこで、この学校施設の開放、具体的には校舎棟の開放でございますけれども、これらの開放につきましては、本市におきましても初めての試みということもございまして、学校管理の面、あるいは学校教育の面からもいろいろと問題が考えられるのではないかということで、昨年来、教育委員会内部の中でいろいろと検討をし、また実際に学校を開放していただける学校側とも協議を重ねたわけでございます。

そこで、それらの協議を踏まえまして、私どもの方といたしましては、大体４点ぐらいを重点にいたしまして制度をつくり上げ、運用していこうと、こういうふうに考えました。

まず、第１点でございますけれども、これらの開放に当たりましてはしっかりとした制度化をするということで要綱の制定を図りました。要綱の名前は日野市立学校施設の開放に関する要綱でございます。教育委員会で６月、要綱として認められております。

それから、次に考えましたのは、いわゆる学校開放の管理及び責任ということから、この要綱の中で教育委員会がその責任を負うということをはっきりと明示いたしました。

それから、３点目でございますけれども、いわゆるどのような人が使うかということにつきまして、団体の方にお使いをいただく、いわゆる使用団体、あるいは使用責任者等を事前に登録をしていただくことによりまして把握ができる。いわゆる使用者側の責任と、使っていただく責任もはっきりしてくるだろう。こういうことから、今申しましたような形での登録制をいたしました。

それからもう一つは、いわゆる先ほど申し上げました開放する時間帯でございますけれども、これは各学校によって、学校教育の観点から、いろいろとその時間の使い勝手がございますので、それらを踏まえまして、一応先ほど申し上げましたような時間帯になっておりますけれども、これに行き着くまでの間に当該校等の実情を十分御説明等をいただきまして、協議の上、その使用時間帯を決めてきたと、こういう経過がございます。

そのほかにも、例えば使用団体が使われた後、原状に復帰させると。使った状況をもとに戻すというようなこと。あるいは備品等につきましても同じように、準備するのは私どもでございますけれども、使われる方がきちんと利用、あるいは後整理をしていただけるというようなこともはっきりとお願いをする形を実際の利用の中でしていくということになっております。

それからもう一つ、先ほどもちょっとございましたけれども、日常の学校教育への支障等をどうするんだと、こういうお話もございました。これは恐らく、いわゆる実際にその使われる、開放される施設の部分と、それからいわゆる市開放である施設の部分との遮断というんでしょうか、仕切りのことを指しておられるのではないかと思いますけれども、これらにつきましても、いわゆる使用者との信頼関係というんでしょうか、団体が使われるというようなことから、私どもの考え方をきちんと御説明をして使っていただくという考え方で、当面、例えばシャッター等の大がかりな遮断はできませんけれども、簡易な遮断の方法でそういった影響が極力出ないように対応していきたいと、こういうふうに考えて、そういう対応をとっております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。試行、始まったばかりでございますので、くどくど突き詰めるような言い方はしたくないんですが、この試みが成功するように心から願っておるということだけは申し上げておきます。何とか難しいと思いますけれども、頑張っていただきたいと思いますが。

そこで、市長さんにお尋ねしたいんですが、市長さんは3月議会、そしてまた本議会で、この学校ということについて微妙な、今まで以上に積極的な発言をされて、言葉を使われております。きのうでしたでしょうか、防災拠点としての学校、コミニュティーの中核としての学校というような言い方をされていらっしゃいます。3月議会では積極的な機能の拡大と、学校施設の積極的な機能の拡大という言葉を使われていらっしゃいます。それからもう一つは、一歩踏み出した教育委員会との考え方を進めると。教育委員会との考え方を進めるというちょっと意味がよくわからないんですが、大体、言葉はよくわからないんですが、意味はわかっているつもりですが。

そういうことで市長さんも相当前向きにいろいろ考えていらっしゃるなあということで、20年前の市長さんに戻ったかなというような気がして喜んでいるわけですけれども。今、教育委員会が進めておる、そういった地域の公共施設、学校施設の活用ということについて、市長さん、もう一度考え、いろいろありましたら、御感想がありましたらお言葉をいただきたいと思いますが。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体の施設の中で学校というのは、これはもう一番公共施設として公共度の高い位置であり、また施設であるというふうに日ごろ考えておりま

す。つくる際の苦労のこともあるわけでありますが、今日、児童数の減少等によって、余裕ができたというよりも空き教室がたくさんできて、本当に時代の変化といいましょうか、つくった当時の真剣な苦労のことと、それから今日の情勢にどのように判断をし、対応すべきだろうか。非常に金をかけた貴重な存在でもございます。しかし、学校の管理側からいいますと、教育委員会、あるいは校長を中心とする、いわゆる学校現場の当局ということを考えますと、安易に開放ということは、言葉では期待をするわけですけれど、それに伴う、どういう対応をすることによって一応の責任が満たされ、かつ開放の意味が理解をされる、そういう順序があるだろうと思っております。

そういう意味で学校の、いわゆるコミュニティーの核としての位置づけ、あるいは開放という一つの余暇時代の活用の仕方、単なる教育委員会に何か一方的にその開放についての取り組みをということにあわせて、構造上のこともありますし、管理上のことがまた伴っていると思います。

したがって、開放という意味の中には、そういう条件を整える、また市民意識そのものも、また学校に対する一つの自分たちの地域のいわゆる大切な市民施設、そして子供の日常的に学習をする一番縁の深い施設、こういうことでコミュニティー意識というものの形成、並びに開放の意味のいわゆる市民的活用、これを何とか成功させたい、こういう時代に入っているということをつくづく感じます。

そういうことで、今、回答がすべて整っておるというわけではございませんけれど、学校の本来的な自治体における公共施設としての新しい角度の見直し、こういうことが大切だなということを日常的によく感じておりますということだけお答えをしておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　渡邉馨鴻君。

○4番（渡邉馨鴻君）　ありがとうございました。いろいろお話を伺う中で、だんだん市長さんも前向きといいましょうか、再々申し上げてまことに申しわけありませんが、20年前のような意欲あふるる施設の活用というような方向に、思い出してくださったようで大変喜んでおります。なお、そのお考えを進めていただけたらと思いますが。

あえて申し上げておきますというと、学校の給食施設はあれだけの大がかりな施設がありまして、稼働日数は180日でございます。あとは器具はあいていると。学校は今申し上げたように週2日の土曜、休日が入りますから、月2日の2回の土曜休日が入りましたから施設はますますあいていく。しかも学校は大体のところで学区の中央にある、特殊な場合が幾つかありますけれども、大変交通の便利のいいところにある。人の集ま

りやすい場所にある。そんなわけで、大変使い勝手のいい場所にあるわけですので、市民の財産として本来の目的を損なわないような形で、今も市長さん、使い勝手のいいように施設の改善をというようなお話をしてくださいましたけれども、これからの学校づくりの中でそういうことをぜひ考えていただいて、これは単なる言葉遊びではなくて、時流に乗ったカッコイイ言葉を並べるだけではなくて、本当の意味で市民に喜ばれるような方向で、そういった公共施設の開放、学校施設の有効利用というものがなされたらいいんじゃないかなというふうに思います。

このことにつきましてはこれからのまた議会の中でモデル校の様子などもまた御報告いただけたらありがたいと思っておりますが、担当部局のさらなる御健闘をお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　これをもって13の３、学校余裕教室開放二校の試行が始まったがその問題点と対策を問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後２時47分　休憩

午後３時23分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の１、区画整理区域内に住宅を建てたい場合についての規則や手続きについてを問うの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

〔21番議員　登壇〕

○21番（内田　勲君）　通告に従いまして質問を行います。

表題のとおり、一戸建て住宅やマンションを建てようと計画し、日野市に建築申請をしようとする市民にとりまして、どのような場合に許認可等が得られるのか、この点については大いに関心のあるところでございます。しかし、一般に許認可等の要件等に関する法令の定めは抽象的でありまして、行政の解釈、あるいは裁量の余地がある場合が多いと思っております。したがいまして、建築基準法や土地区画整理法、及び日野市住みよいまちづくり指導要綱などなどの解釈についてお伺いをいたします。

先ほど渡邉議員の方から、細かいところは内田議員にということでありましたので、細かい点についていろいろお伺いしたいと思います。

まず質問の１点目でございますが、区画整理区域内に一戸建て住宅の建て替えや新築をする場合に規則で拘束される内容はどのようなものがあるのでしょうか。

質問の２点目は、マンションなど集合住宅を建築したい場合に、まず１点目は土地区画整理法との関係はどのようになっているのか。

２点目、近隣における完全同意とは、言葉どおりパーフェクトに同意が必要なのかどうか。

３点目としましては、遺跡調査はどのような場合に必要なのか。事前調査や本調査の可否はだれがどのような基準で判断しているのか。

この点についてまずお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、区画整理区域内で住宅を、一戸建ての住宅を建て替える場合でございます。区画整理の流れとして、まず認可になりますと、その地域内の建物、それから建物だけでなく、例えば移転容易でないもの、こういうものにつきましては区画整理法の定めで都知事の許可が必要となると、こういう内容になっております。

そこで、大きな流れといたしましては、まず仮換地の指定が、区画整理の段階で仮換地の指定をされると。仮換地の指定をするというのは、その土地は新しい土地を使ってくださいということでございますので、仮換地の指定のされた土地、これについては建物、建築基準上、また用途上、違反しないものにつきましては、これは何ら問題はなく許可がおりるわけでございます。

問題は、仮換地がまだ指定されない区域、この区域につきましてはその状況、周囲の状況等を踏まえまして、余り周囲に影響のない状況、こういうものについてはできるだけ基本的には一戸建てについては許可をするような考え方で取り扱っておるのが現状でございます。

そこで、仮に土地が、換地で土地が動いている場合は、将来的に動く予定の地域につきましては、これは事業の円滑な推進を図っていくという面から、当分新しい換地が決まるまでの間、待っていただくと、こういうのが換地の一戸建て等で制限が加えられる状況でございます。

それから、２点目のマンション、それから集合住宅の場合でございますけれども、基本的には一戸建ても集合住宅も考え方は同じでございます。仮換地の指定された地域については、これは当然その新しい土地を使ってくださいということでございますので、

これは日野市の開発指導要綱、それから建築上に違反しないものについては、これは許可をいたしているわけでございます。

ただ、換地が決まっていない状況の中で、今のたまたまその土地が整理前と重なっておると、こういう場合でございますけれども、仮にそういう場合であっても周辺の環境、それから住環境ですね、これに重大な影響を及ぼすというふうな場合においてはやはり事業、その周辺の道路工事とか、公共施設とか、下水とか、こういうものが完備されるまで一時待っていただくと、こういうふうな形でお願いを、一時待っていただくようなお願いをしておるのが実態でございます。

なお、開発指導要綱の中で同意でございますけれども、当然、開発指導要綱の中で高さ、それからマンションなりの戸数がある一定以上のものになりますと日野市の開発指導要綱に抵触してまいりますので、この中でその前段として地域の周辺の皆さん方の同意をとるように指導いたしておるわけでございます。できるだけ全員の同意をとるように努めていただいているということでございます。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　それでは、１点目と２点目、分けて再質問させていただきます。

まず１点目の質問ですが、これは一戸建てということですから、集合住宅とも同じ問題を抱えている部分があるんですが、まず、こちらを片づけちゃいたいと思います。

一戸建てを建てる場合にですね、今、部長のお答えにありましたように、換地後と同じ場合には余り問題になっていないんですが、問題は換地後が場所が変わる場合ですね、その場合に、住民の方は区画整理が進むのを待っているわけですけれども、当初の説明から日にちがたつにつれまして、どんどんどんどん今計画がおくれていますね。このおくれによって、やはりその市民の方の計画というものがどんどんおくれちゃうんですね。例えば両親が年をとってきたために息子さんが同居したいということで、換地が決まったら、そこへ新しい２世帯住宅を建てたいとか、あるいは建て替えたいとかですね、そういう場合に、いつそれができるのかどうか。もうあと四、五年しますと両親はもう本当に一人では生活できなくなるんじゃないかというような人もいるわけですね。そういうときに平気で５年、10年おくれていくような計画が話されるということ、この点についてはまずどういうふうに考えているのか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　一番私どもの、この事業を進める上で、事業を遂行

する上でのトラブルというんですか、問題の起きるのがこういうふうな場合が一番多いわけでございます。これは要するに市の予算は当然そうでございますけれども、この豊田につきましては国の補助金、それから都の補助金が相当数入ってきているわけです。そうしますと、当初の計画が、この今のこういう社会情勢でございますので、相当おくれてきている、これも事実でございます。

そこで、今までちょっとお話、前回も事業全体の見直しをいたしまして、２年から３年全体を延伸しました、各事業とも延伸しましたというお話もさせていただいておりますけれども、この区画整理事業の場合は、市全体の事業がそういう形でおくれてきておりますので、どことなくそういう意見書が出てきておると。

ただ、問題は、地主さんにしてみると、じゃあうちのところが具体的にいつよと、こういう話になってきますけれども、なかなか年次計画で上がっている、短期の計画に上がっている地域につきましてはある程度何年ごろというお話ができますけれども、それから外れた地域につきましてはなかなかいつというふうな話し方ができないというのが今の実態でございます。

そういうことを踏まえまして、できるだけ情報はその都度流すような方法をしておりますけれども、具体的な話という形になりますと、個々の話の中で解決していく以外はないというふうに考えております。

今、御指摘のように、特に飛び換地の、現位置換地の方につきましてはある程度検討、対応ができるわけでございますけれども、現在の位置がずれる換地、これにつきましてはそういう形でできるだけ情報を小まめに提供して、事業の進捗に御協力願う以外はないというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　状況を報告するということなんですが、いつも情報はですね、地元でいろんな集会をして、都市整備部の担当の方にも来ていただいて説明を聞いているわけですけれども、その都度計画がおくれていくわけですね。問題はそのことなんですよ。おくれる理由はあると思うんですが、一方でこの区画整理には自分の土地を提供してまで協力しているわけですね。そういう人たちが実際に、もし本来でしたら、区画整理に反対してやらせなければ、とっくに家も建てられているんですよ。ところが、この区画整理に協力をしてきた人たちが、実際に今度自分が建てるのに困っちゃっているんですね。協力した人ほど困っちゃっているんですよ。それをどう思いますかと言っているんですね。

そういう特殊な事情がある方について何かいい方法がないかという。ただ、おくれるのはわかりますよ、いろんな事情があってね。それはもう嫌っていうほど知っているんです、地元は。言わなくたって、恐らく平成の10年にここまでできますなんて、だれも信用している人はいないんですから。聞くたんびにおくれているわけですからね。

ですから、そういうおくれによって協力してきた人たちが困っていることをどう考えているかということなんですよ。特別何かやる方法はないのかどうか。ただ、おくれたおくれたでは。そうでしょう。いかがですか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　例えば建物を急いで、いろんな理由で早くつくりたいと、つくっていきたいと、こういう方が中にいらっしゃると思いますし、家庭の状況で早くどうしてもつくらなきゃいけないという場合もいらっしゃると思います。できるだけ個々に、ひとつそういう方につきましてはぜひ個々に御相談していただければ、ある程度の検討はさせていただきたいと思いますけれども、必ずしも換地の場合はもうすべて発表した時点で換地設計そのもの、位置は指定行為はされないにしても、個々に皆さんの行き場所というのは大体わかっているわけですから、その中である程度の調整のつく部分があれば、できるだけそういう方たちについては救済していきたいというふうな考え方を持っております。

ただ、問題は、その行き先の状況にもよりますし、また行く先の地理的な条件もございます。排水、田んぼの、極端な例は畑の真ん中で換地が行っちゃって、道路、その他、何にも出入りもできない土地なのかどうか、そういうものを総合的に判断をして、できるだけそういうものは救済していきたいなというふうには考えております。ただ、個々にぜひそれは協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　今までにもそういうことで都市整備部の方に個々にお願いをしてですね、実際にもう建て替えができた人もいるんですね。それは比較的問題が大きくなかったものですからできているわけですけれども。最近聞く話では、なかなか本人がこうすりゃできるんじゃないかという案も浮かばないほど大きな問題になってきていますので、こういう場をかりて、ぜひ相談に乗っていただけることを約束をしていただきたいというふうに思います。

それから、近隣の人たちの同意を得るということなんですが、先ほど部長の答弁ですとできるだけということですので、これは完全じゃなくてもいいんですね、全員じゃな

くても。そこのところを一度確認したいんですけれど。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　要綱並びにこういう中では、基本的には皆さん方の全員の了解を得るようにお願いをしております。ただ、この内容によって、どなたが考えても理不尽な意見が出されているというふうなもの、こういうものはその状況に応じてある程度判断をしていかざるを得ないのかなというふうには考えております。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　このまちづくり条例を見ますと20条の２項に、建築事業に周辺の同意届けを添付しなければならないってなっているんですね。ですから都市整備部へ相談に行きますと、とにかくこの同意書を持ってこいというわけです。それまで受け付けないわけですね。それで地元の方でそういう同意をいただこうと歩いても、基本的にその建物を建てられたくないという人がいるわけですよ。何がどうなのか。とにかく前があいていれば、それにこしたことはないわけですから。私だって自分の家の前に家が１軒、２軒分あいていれば、こんないいことはないんですよね。そういうエゴが出てきたときにどうするかという問題なんですね。完全にそのビルなり建てたときに日陰になるとか、前の家、２階ができたことによって大きな問題があれば別ですけれどね、これがね、一つ問題になるんですね。

それで、例えば今、消防署が今度移転先が変わりましたね。たまたま地域に体の悪いお子さんを抱えているうちがあるんですね。その子供が消防署のサイレンとか、そういうものにすごく反応しちゃうんですよ。とにかく今でもたまに通る救急車、消防車のサイレンの音を聞くと、夜中でも何でも飛び起きちゃうらしいんです、４歳の子供が。とにかくお母さんにしがみついてしまうと。それが今度消防署が前にできるという話なんですね。当然このうちは困っちゃうんですよ。消防署が来ないか、家を建て直してもらえれば、今、鉄筋で建てる計画を持っているんです。換地先がやっぱり移動するものですから、しかも鉄筋で建てたいということなんですね。ですから建てられないんです、その土地へ。で、消防署だけできちゃったらえらいことになります。

しかも、その地域は消防署が来たって消防車が入れないところなんですよ。目の前に消防署ができたって何の価値もないの。被害だけ受けてね。

でも将来、区画整理が終われば道もできるし、よくなるんで、基本的には地元でそんなに大きな反対は出ていないんです。たまたまそういう事情のある人なんですね。恐らくここの人は同意できないと思うんです。さて、どうするんですか。消防署はでき

るんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　消防署は、これは用途的にはできる場所ということで考えております。今のお子さんのいらっしゃるおたくでございますけれども、今のお話だとまだ更地のようでございますけれども、将来的にそれを家をつくりたいと、早くつくりたいと、こういうふうなことでございますけれども、こういう場合には、もし条件が合うか合わないか、また区画整理の換地の手法の原則から判断してですね、どこかへ飛び換地なり、そういう方法が合意ができるものであれば、一応検討の対象にはしてみたいなというふうに考えておりますので、具体的な内容で御相談していただければというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　とにかく「日野市住みよいまちづくり指導要綱」には、建物を建てる場合には先ほど言ったような同意書が必要であると。このことは近隣住民の環境を守る上では大変大事なことなんですね。私もそう思うんですが。しかし、ときには住民に対して過保護になりまして、住民エゴを助成するというかね、そして行政や建設委員会が単なる和解金だとかね、それから補償金の引き上げの手立てになってしまうと。こういうものに使われているケースがあると思うんですね。実際にそういうふうに話も聞いています。とにかくあそこへ持っていけば市が介入してきて、なかなか許可がおりないから業者が困るだろうということでね。とにかく請願を出しておけば、必ず和解金とか、こういう。和解金も必要だと思うんですよ。何らかの今までよりかもいろんな被害を受ける部分がどうしても出るわけですからね。ですから、和解金や補償金もいいと思うんですが。そういうところに請願を出して、この住みよいまちづくりの要綱を利用して、こういうものを引き上げるということでやっている場合があるらしいんですよ。そういう場合には、この要綱は決していい要綱じゃないんですよ、使われ方によっては。

ですから、一つの条例があっても、それをどう使うか。行政がきちっと正しい使い方をしないと、おかしなことになっちゃうんですね。

ましてやですよ、この建設反対の請願の筆頭紹介議員が、謝礼金目当てに必要以上に住民をあおったりしたらどうなりますか。これは市民からもね、いろんな意味で我々議員全体が疑われるわけですね。恐らくそういう話も聞いたことがある人が多いと思うんですね。（「そんな議員はいないよ」と呼ぶ者あり）

しかも、近隣住民の一部の理解が得られない場合ですね、その理由が何であれですね、許認可の受け付けをしない、受け付けを今していないんですね。こういう日野市のやり方は私は問題があると思うんです。近隣住民の一方的な利益だけを考えてやっていくんであればですね、その一部の住民の利益のために住みよいまちづくりに支障を来していると、こう言わざるを得ないと思うんですね。

多くの人々が暮らす町で建物を計画するには、建築基準法や、あるいは東京都の建築安全条例等、一定の基準のもとですべての人に公平じゃなきゃいけないと思うんですね。そうしないと健全なまちづくりができないと思うんですね。

市長は日ごろより憲法を市政に生かすと、こう言っておりますので、ぜひ市長の考えを生かしていただきまして、この問題についても日本国憲法の精神にのっとって、法の上ですべて平等であるということから、その近隣の住民の方の主張もあるでしょうし、そういう建物を建てたい建築主のことも考慮してですね、やはり市が何らかの手を打たなゃいけないんじゃないかと思うんですね。ただ、地域住民の一方的な話だけを聞いて、その建て主に工事をストップさせるということはあってはならないことだろうと。そういうことがあると、先ほど言ったようなつまらない疑いを持たれる場合があるんですね。ぜひこの点を考えていただきたいというふうに思います。

それから、次に遺跡掘りについてですが、これは先ほど答えをいただく前に私、再質問に入りましたので、ぜひお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君）　遺跡の調査の必要性の関係でございますが、一戸建ての住宅の件でございますが、まず法的な手続がございますけれども、周囲の埋蔵文化財包蔵地におきまして、住宅を建てたり、土木工事を行おうとする場合には文化財保護法の規定に基づきまして、民間の場合は法第57条の２第１項による届け出が文化庁長官あてに出されなければならないと、こういうのがございます。この届け出は区市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会、さらには文化庁長官へと申達をされます。文化庁長官は、それら教育委員会の意見というんでしょうか、申達をする際に副申等が添えられますけれども、それらの意見を参考に発掘調査に関する指示を行います。この指示によりまして発掘調査が行われるわけでございますけれども、発掘に当たる場合には、一般的にはこういった調査能力というものがございませんので、教育委員会、あるいは当市の場合には遺跡調査会等がございますけれども、こういった調査機関に委託をして調査が行われるということになってまいります。

そこで一戸建ての場合でございますけれども、一戸建ての場合には一般的に規模が小さく、基礎の根切りの深度も浅いということから、遺構各面に達するような工事が行われないと。言いかえますと遺構が破壊されない場合が多いわけでございます。したがいまして、いわゆる専用住宅につきましては立ち会い調査というような副申を教育委員会の方で付しまして、文化庁長官に申達するケースが多いわけでございます。しかしながら、専用住宅でも、例えば浄化槽のように深く掘るような場合には発掘調査を実施するということもあるわけでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　じゃあこの件についても少し具体的な例を出しながらお伺いしたいと思います。

現在、豊田の南区画整理地内に清水ビルを建てたいという話がありまして、また一方ではこの建設反対の請願が出ております。私もこの件についていろいろ調査をしてみました。いろんなお話が出てまいりましてですね、例えば、まず先ほどの住みよいまちづくり指導要綱との関係ですが、確かにまだ全員の同意は得られておりません。この辺も具体的な話ですからお伺いしたいんですが、どの程度までいったら許可が出るなり、あるいは建築資料等を受け取っていただけるのかどうかですね。手続ができるのかどうか。

それからもう１点は遺跡掘りなんですが、この南口では確認調査、あるいは本調査、こういうものが必要なのかどうかですね、この点についてお伺いします。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　豊田南のマンションにつきましては、区画整理の先ほど流れ、換地の流れのお話をさせていただきました。その換地の流れの中で、まず仮換地の設計が完了した時期ですね、この時期に現在の用途の見直しも同時に行っておるというのが実態でございます。これは都の指導で換地が決まった時点で用途の見直しを行いますよと、こういうふうになっています。

そこで、御承知のとおり、まだ豊田の駅周辺、それからもう大部分は区画整理事業の換地は定まっておりますけれども、仮換地の指定行為はまだされていないと、この地域はされていない。

それから、さらに周辺の当然換地が指定されておりませんので、公共用地の整備もまだ済んでいない地域でございます。したがいまして、周辺の当然密集の一部分でござい

ますので周りに住宅があると、こういう地域でございます。

そこで、区画整理の中で事業を遂行していく上で、将来的に事業進行上大きな弊害となる恐れのあるもの、こういうものについては、この周辺の住環境も含めた中で、76条申請の中でこれを許可するかしないかという判断をすることになるわけでございますけれども、今のこの状況の中ではなかなか許可をする条件ではないというふうなのが今の区画整理、都市整備部としての考え方でございます。

同意云々、それも当然でございますけれども、状況として、まだ周辺の整備がなされていないと。そこに高層が建ってくるということになると住環境に大きな影響を及ぼすと、こういうことで御理解を賜りたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君）　私、先ほど一戸建ての関係だけ御説明申し上げまして、御質問のございました、いわゆる集合住宅ですか、これについての御説明を省略してしまいましたけれども、まず初めにその点についての御説明をさせていただきます。

共同住宅の場合は規模が大きいことが多く、まず初めに試掘調査を実施いたしまして、遺構、これは住居地とか溝だとか古墳だとか墓穴等を差しますけれども、こういった遺構が検出された場合には本調査を実施することになります。

しかしながら、遺跡の範囲内において住居跡や、いわゆる墓穴等の遺構が等しく均一に検出されるわけではございませんので、非常に多く検出される地点もございますし、ほとんど検出されない地点もあるため、その発掘ケースごとに過去の隣接地における発掘調査例から、その地点の遺構の状況を推定し、ほとんど遺構がないと推定されるような場合は、たとえ大規模な共同住宅であっても工事、立ち会い調査とすることもございますし、その地点が周辺の調査事例がないと、あっても少なくて状況判断が難しいというような場合には、まず試掘調査を実施し、その後、遺構が確認されれば本調査を実施すると、こういうような手続になります。

御質問のございました、その地域についてでございますけれども、余りまだちょっと手元に詳しい資料を持ち合わせていないわけでございますけれども、その地域につきましては遺構がほとんど検出されないのではないだろうかというような、そういうことはちょっと聞いたんですけれども、それ以上のことについてはちょっとまだはっきり資料としては持ち合わせておりません。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　それでは都市整備部長にお伺いしますが、まだ換地が決まっていないって、まだ換地が本当に決まっていないんでしょうか。それだけ先にちょっと確認いたします。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　換地は、事業の中で換地そのものは決まっております。これは換地を決まっていないと。仮換地の指定はされていないと。ですから仮換地の指定を行政処分をして、初めてその土地を使えるわけです。ですから、これは周辺の道路状況、それから事業と併行して仮換地の指定行為を順次行っていくと、こういう区画整理の流れでございますので、今の御指摘の場所はまだ仮換地の指定行為はされていないと。換地設計そのものは、この全地域についてもう終わっております。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　じゃ換地設計が終わっているわけですから、その換地設計の出た形での計画であれば実際には問題ないんでしょう、後、それが正式に決まれば。具体的にどんな問題が残るんですか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　仮換地の指定をする場合は、部分的にそういう単発にやっていく場合もございますけれども、できればある一定のエリアで道路なり、それから、そういう公共施設を整備をしながら指定をしていくというのが今のやり方でございます。したがって、この地域はたまたま自分の持っている地域の中だよと、こういうふうな現象はありますけれども、御承知のとおり、周辺、そこへ行く周りの公共の整備がまだ手がついておりませんので、今の時点では仮換地の指定行為はなされていない、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　先ほど言いましたように、区画整理には大勢の地権者の協力をいただいているわけですね。特にマンションを建てたいというような方はもともと土地を持っている方ですから、相当減歩されているんですね。

ちょっとお伺いしたいんですが、豊田南区画整理の中で最高減歩された方はどのぐらい減歩されているんですか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　最高の減歩率は、今、資料が手元になくてあれなんですけれども、都市計画道路に面する、要するに下の段でございます。最高は50％で、

以上はしないという形になっていると思います。したがって、最高が恐らく49.何％ということではないかと思います。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　減歩率じゃなくて具体的に、500坪とられた人がいるのか、1,000坪とられた人がいるのかね、最高の人は。50％と言われたってさ、ここは減歩率の話じゃないんで、大体で結構です。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　大変申しわけございません。面積につきましてはどのくらいの、一番多く持っていらっしゃる方、仮に１万平米持っておれば、それが即都市計画道路の沿線であると仮に仮定すると5,000平米土地がなくなっておりますと、減歩として提供していただいている、こういうことでございますけれども、最高の土地を持っていらっしゃる方がちょっと今手元にございませんので、大変申しわけございませんけれども、面積につきましてはちょっと答えかねます。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　じゃ当然あれですか、例えば300平米以上の減歩をされた人が何件ぐらいあるかなんていうのはわかりませんね。

何で聞いたかといいますとね、そのぐらいの人がいるんですよ。かなり恐らく1,000坪近く減歩されている人もいるんじゃないですか。そうでしょう。そういう人が先祖代々のその土地を1,000坪も減らされて、これから先10年も20年も黙って見ているというわけにいかないでしょう。やっぱり少しでも有効利用していかないと価値が下がっちゃうわけですね。価値を上げていかないと、減歩でとられた分、財産として減っちゃうわけですよ。そういう人は早くそういう計画があれば建てたいわけですね。

そのときに、先ほどのように区画整理の計画がどんどんおくれるわね、それからこのまちづくり指導要綱に沿って、とにかく近隣の人が１人でも反対したらだめだみたいなことで申請も受け付けないと。それで話に行けば非常に冷たい返事でね。

あえて私に相談もされたこともあるんですが、私が一緒に来ていないんですよ。できるだけ建築主の方とか、あるいは設計事務所の方、直接とりあえず都市整備部へ行って話ししてみてくださいと。いずれ私も一緒に都市整備部長のところへ行くかもしれませんけれども、今のところ行きませんけれど。市長のところへも行きたいと思っているんですけれども、市長は私が一緒だと会ってくれないものですからね。（笑声）ほかの議員さんだと会うんですけれども。

いずれはそういう形でまたお願いに行きたいと思っているんですよ。といいますのはね、近隣の人は確かにここへマンションができれば何らかの問題はあると思うんですよ。しかし、それが問題があるからということで建てさせないのかね。じゃあその問題はどうやって解決しようかっていうことによって全然対応が違うんですよね。

この清水ビルを建てる方は、今までにも自分の私有地を提供して、道路幅を広くして、あの南口の道路を広く使わせてくれたりね、あるいはたまたまコニカからの排水の件でも、コニカと市の方に協力をして、一部私有地を提供しているんですよ、この土地で。そういうふうに非常に市に対して協力している地主さんなんですよね。それで、今度ここへ建てようと思いましたら、もう市は全くそんなことを考えずに冷たい返事なんですよ。

それから遺跡掘りもそうなんですね。遺跡掘りもですね、8月5日に、あ、これ遺跡掘り、最終的には許可は教育委員会ですか、それちょっともう一度確認させてください。

○議長（福島盛之助君）　社会教育課長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君）　先ほど申し上げましたように、57条の2に基づきまして文化庁長官の方に届け出書が出されます。その届け出書が今度は直接、こういう条件でこうやりなさいという指示の形でもって、御本人のところに通知書が届くということになります。ですから、この届け出が終わっておればですね、その指示書というんでしょうか、それが御本人のお手元のところに届いているということになります。

それを受けまして、今度は本人の方が調査に入ってもよろしいわけでございますけれども、一般的にはそういった資格等がございませんので、通常、教育委員会の方に御相談に見えられると。そうしますと、その御相談に乗りながら、先ほど申し上げましたように日野市の場合には遺跡調査会がございますので、そちらの方への御紹介をして、そこで話し合いをしながら実際の工事に着手していくと、こういうことになります。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　その教育委員会に相談に行ったときにですね、この地域は立ち会い程度でいいですよとかね、これはもう、明らかにここは遺跡が出るところだから、いきなり本調査でやりなさいとかね、そういう指示を出すと思うんですよ。それは出していませんか。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君）　具体的にそのケースにつきましてどういう取り扱い

をしたというのは、ちょっと今手元にはっきりしたものがございませんので、申しわけありませんけれども、先ほど申し上げましたように、その地域につきましては遺構がほとんど検出されていないというようなことを聞いておりますので、場合によっては立ち会い調査ということになるのではないかなと思いますけれども、ちょっとこれははっきりきちんとした資料がありませんので、申しわけありませんので、そういうふうな表現になりますけれども。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　といいますのはね、やはりこの問題でも、担当の方ともお話し合いをしているんですね。それで８月の５日に、立ち会い程度で、この地域はそんなに遺跡も出ないんで立ち会い程度でいいですよって返事をしてくれているんですよ。ところが、最近になって、どうもそうじゃないようなことを言い出していると。何でそういうふうに変わっちゃうのかなと。

それから、さらにはその地域にあるマンションがですね、じゃそのマンションを建てるときに遺跡掘りのその調査をしているかっていうと、どうもしていないみたいなんですよね。すぐ西側にありますけれども。そういうことも含めてね、どうも遺跡掘りについての社会教育部の方の対応がおかしいんですね。恐らく最初はそんな程度でいいよって言ったのが、なんか工事そのものをストップするためにそういうふうにしているのかなと思われてもしようがないような対応があるんですよ。

だから８月５日に、幾ら担当だって、担当がいいですよと言ったら、それでいいんでしょう。当然、そこでそういう返事、相談に来て、そういう返事をもらっていれば、そういう準備でかかるわけですよね。

教育長、どうでしょうかね。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君）　大変繰り返しになって申しわけございませんけれども、先ほど申し上げましたように、マンション等の建設をする場合には、事前に法的な手続といたしまして57条の２の第１項による届け出をしなければいけないというふうになっております。そして、これは実は届け出書類が３部作成になっておりまして、１部は市の教育委員会へ、それから１部は東京都の教育委員会へ、１部は文化庁長官への届けになっております。それを市教委の窓口で受け付けをすると、こういうことになっております。

そのときに市の学芸員が対応いたしますので、ただいまお話のございましたようなやりとりは当然あるだろうというふうに思いますけれども、最終的に指示が出されるのはいろいろな条件がございますので、例えば文化庁の長官の指示といたしまして考えられますのは、例えばここのところでこうだから工事計画の一部を変更しろよとか、事前調査をしなさいとか、あるいは確認調査をしなさいとか、立ち会い調査をしなさいとかというような指示がその中から出されてくるというふうに聞いておりますので、いずれにしても、最終的には文化庁長官からの指示に基づいて、これは先ほど申し上げましたように御本人のところに通知が届くということでございますので、それを受けてから行動が起こされることになりますので。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　そういった手続は、このビルの場合しているんですよね。最終的に社会教育部の方の話で、そちらの方の相談に行った形が、事前調査をやってくださいというんであれば、それで進めると思うんですよね。ところが最初、８月５日に社会教育課の文化財係ですね、ここの担当の話ですと、１日間立ち会いのもとで工事をしていただきますという返事をしているんですよ。

ところがですね、今度10月の12日になったら、ここは予備調査が必要ですというんですよね。この８月から10月までに変わっちゃうんですよ。

じゃあその近くにあるエクレアル豊田はどうなんですかと聞いたら、どうもこれはやっていないらしいんですね。だから、これがもう古い話ですから、昔ですからやらなかったのかどうかちょっとわからないんですけれども。先ほど、近くにそういうのでやらないところがあれば、やらなくても済む場合もあるわけですよね。

ですから、やらないで建てちゃおうというんじゃあないんですよ。やりなさいといえばやるつもりでいたわけです。ただ、こういうふうに変わったんではね、これからまた、どういうふうに変わっていくかわからないんですよ。それでちょっと今聞いているんですよね。

ですから、やっぱり８月５日のこの担当者の意見を尊重すれば、ここは１日の立ち会いでいいはずなんですよね。これがどうして変わっちゃうのかね、ちょっと腑に落ちないんですね。それでこの場で聞きましたので、ぜひこれ調査をしていただいて、単純にそのときの担当のミスでしたなんていうんじゃあ、この担当だって立場がなくなりますからね。ぜひこの辺は私、納得いくような答えを、後日で結構ですから、お聞かせ

願いたいと思います。

それから、エクレアル豊田の建てるときにはそういった遺跡掘りをやっているのかどうかですね、その辺もあわせて後ほどお伺いしたいと思います。

さて、また土地区画整理の方に入りますけれども、都市整備部長にお尋ねしますが、いつも私が一般質問する場合に、事前に必ず担当の課長さんなり部長さんが、事前に通告した内容だけですと、どうしても細かい点まで聞けませんので、私のところに、私だけではなくて、恐らく一般質問やる議員さんのところには事前にいろいろ調整で来ていると思うんですね。今回、全く来ないんですよね。（笑声）来ないというか、来なくてもいいんですよ、別に。あ、どうしちゃったのかなと私、思っていたの。恐らくこの件名から見てね、これは簡単だなと思ったんだろうね。区画整理区域内の住宅を建てたい場合についての規則や手続きについて問うというのは。だから、手続、第何条のところをぺらぺらっと読めば、あ、そうですかで終わると思ったのかね。ただ、もう少し細かく書いてあってね、それ以上ちょっと書けませんから。さらに細かいところは内田議員にってさっき渡邉委員に議場からも言われちゃったんです。（笑声）それで細かいことも聞こうと思ったんですよ。

とにかく言いたいのはですね、先ほどから何回も言っている、この地域は最初、区画整理反対だった人が多かったんですよね。ところが、地元の方がいろいろ話し合いをして、やはり区画整理やらなきゃいかんということでね、みんな賛成に回ってきてくれたわけ。私も何年か前に地域の説明会のときに行きましたらね、まあ、ひどいことを言っていましたよ。市の人が、このままじゃ、区画整理をやらなければ消防自動車が入らないと言ったらね、うちはここに30年住んで、火事を出したことないって言うんですよ。消防車なんか入ってこなくていいって言われたの、ね。それから、このままじゃ南口にバスが入らない。道を広げてバスも入れるようにして、ロータリーをつくってね、駅前を再構築してバスも入れるようにしましょうと、そういうふうに話したらね、うちは歩いて１分で駅まで行ける、バスなんか乗らないっていうわけだ。駅前の人が集まっているんだから、当然そうですよ。これじゃとてもじゃないが話にならないなと思ったんですね。

でも、私もいろんな地域の人、それからまちづくりを進める会の人たちとも話をしながら、とにかくできるときにやっておかないとね、今はそれでいいかもしれないけれども、例えば皆さん方、今度時代が変わって、家を建て替えましょうといったときにもう困りますよと。息子さんが、今は車に乗らないからいいけれども、息子さんの代に

なって車に乗るようになったときに、おたくの玄関まで車が入れないでしょうと。そのときのためにやっぱり区画整理しておけば家も建て替えもできるしね、玄関まで車も乗ってこれるし、そういう自分の今は小さいお子さん、あるいはお孫さんの時代になったときに困らないように区画整理をやっぱりやりましょうよという話をして、ようやくみんな乗ってきてくれたんです。

ところがさっき言ったように、いろんな意味で協力した人が今度家を建てようとすると、区画整理のために建てられなくなっちゃったわけですよ。こんなんなら区画整理なんかやってくれなくていいって言っているんですよ。それはそういうふうに言いたくもなりますよね。

だから、やはり地域、その周りに住んでいる方のいろんな問題点もあると思いますけれども、ぜひですね、何とか解決しながら建てられる方法で進めていただきたいんですよ。

例えば下水、こんなところにマンションができたら、そうじゃなくても、先ほど渡邉議員のあれじゃないけれども、マンションから下水があふれると。そうしたら、そのマンションの排水は、そういう夏場の台風であるとか、夕立があるときには、マンションの排水に一時ストップをかけるとか、ためをつくるとかね。今、実際にコニカではそうやっていますよね。もう20年ぐらい前に森田市長から依頼を受けましてね、コニカの５万坪の敷地の中に降った雨が全部グラウンドに集まるようになっているんですよ。だから多いときは１メートルぐらいグラウンドに水がたまるんですね。それを１週間ぐらいかけて、少しずつ少しずつ下水へ流しているんですよ。あれは恐らくそれをやっていなかったら、もうコニカの敷地だけで、あそこの交差点あたりは水が相当あふれちゃって、恐らく歩道はもう歩けないと思うね、グラウンドから水が滝のように落ちて。グラウンドには土手をつくってね、地域に流れないようにしているんですよ。そういうアイデアを持っているんですよ、市長は。コニカにぜひそうしてくださいよ。何とかコニカの敷地内に降った雨は。敷地内に降るまでは自然の雨ですけれども、今はもう敷地に落ちちゃったら、そこの地主の排水なんですよね。だから、そこで何とかしなきゃいけないんですよ。

こういうマンションだって、そういうなんか知恵を絞ればね、雨が降ったら、そのままストレートに流れるんじゃなくて、何らかの方法をすれば、下水にですね、大雨が降ったときにあふれないような方法もできると思うんですね。

それから、工事にトラックが来ると危ないというわけですね。これは確かにそうなん

ですよ。ところが学校の通学路だからと。だったら通学路の時間帯を外すとかね、それからもっと道路の要所要所に監視員をふやして置くとかですね、いろんなことをやれば。これは区画整理で道路が整備されたら、ダンプが通ったって事故がないという保証はないでしょう。

だから、その工事をやる方向で検討するのと、やらせない方向で話をするんじゃ全然違うですよね。それでもやりようがないと、ただ問題だけ残っちゃうというんだったら、これは許可がおろせないと思うんですよ。

そういうことで許可がおりないんだったらしようがないと思うんですが、ぜひ前向きに検討していただきたいと思うんですね。そうすれば、先ほどの日野市の住みよいまちづくりの指導要綱も生きてくると思うんですね。

もう一つ言いたいのはですね、ぜひそういった家を建てたい、ビルを建てたいという人たちと地元の方との間にもっともっと行政が入っていただきたいんですよ。民々の問題だから入りませんなんて涼しい顔をしていないで。事の発端は行政にあるわけですから。区画整理の問題に絡んできているわけですからね。今、もう全然やっていないと言いませんよ。河内課長、一生懸命やってくれていますけれど、もっと積極的に入ってもらいたいんです。

それで、私ちょっと提案をしたいんですが、たまたま八王子市から資料を手に入れたんですが、八王子市にはですね、中高層建築物の建築にかかわる紛争の予防と調整に関する条例というのがあるんですね。要するに一口で言えば、市がそういう場合に、もめている場合に市が入って調停をすると。両方の言い分をよく聞いてですね、何とか、例えば7階のマンションだったら5階にしてくださいとかね、あるいはもう少し北側に寄せてください、西側に寄せてくださいとか、それから地域の人にも、あ、そういうことがありますけれども、じゃこういうふうにしますから何とか納得してくださいと、こういう調停役ですよ。ぜひこういう条例をつくってですね、もっと積極的に市が入っていただきたいと思うんですが、この件についていかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この紛争に関する調停でございますけれども、これは来年の4月ですか、日野市が建築確認の事務を今度やるという形になれば、当然こういうものも条例化されてくるのかなというふうに思っております。ちょっと具体的にあれなんですけれども、現在は東京都に紛争に関する調停のものも、現在は都の中にございます。ここら辺が来年の4月以降、市の方で建築確認をおろす時点で、この部分も

おりてくるのかどうか、ちょっとまだ定かでございませんけれども、そういうものも当然必要になってくるのかなというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　この調停の条例というのは東京都にあっても余り意味ないんですね、もっと、事業であれば別ですけれども、一個人が建てるマンションの問題程度でね、むしろいきなり市内でその近隣の住民の人と話がつかないからって、いきなり東京都に持っていくというわけにいかないしね。やっぱり市の方に相談をしてですね、市の方に力をかしていただくというのが望ましいと思うんですね。その点について、市長、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、御質問の筋を伺っておりまして、区画整理事業という公共事業が、いろんな形で事業の遂行の期間中、御迷惑を一面でかけながら、また、それを御理解をいただいて推進をしていくと、こういうことで本当に御迷惑の多いことだろうということをつくづく、さっきの渡邉さんの質問とともに感じておるところでございます。

区画整理事業は本来公共事業でございますから、公共事業もまた私権の制限というものはなるべく慎まなきゃならないという大きな原則も伴っております。したがいまして、それらのいろいろなお話し合いをする中で何とか折り合いをつけていただきたいというのが本来の姿だというふうに思っております。

区画整理事業は御承知のとおり、減歩という要素と、それから換地、それから後で精算という３段階の経過を持つわけでありまして、一見、何か土地を提供させて、そして公共事業という名においてかなり個人の権利を制限をするという内容を持っておりますだけに、事業の施行につきましては大変責任が重いということも言うまでもありません。

今まで紛争の調停、いろんな形で指導ができたという経過もございますし、先ほどの御質問の中で、事業が終わってからほとんど不公平だったとか、あるいは運が悪かったとか、失敗をしたとかいう、そういう評価は出てこない。これは全く時間が長いせいもありますし、本来、私はどなたにも申し上げるわけですが、納得いくまではイエスではないと、ノーと言ってくださいと。そのノーを解決するのが行政側の、また施行者としての責任でありますというふうに原則としては考えておりますし、また権利を持たれる側も、民主主義というのはそうあるべきものだと、このように原則的には思って

おります。

したがいまして、行政側の努力ということで、いろいろなまだ御不満があることも承知はいたしております。紛争の調停なぞを、ま、条例に依存するという、この条例自身がまたかなり難しいことにはなるだろうと思っておりますけれど、一定の基準を設けて、日野市の場合、公共事業には積極的に協力をしていただくという大原則が市民の意識の中にすっかり定着をしていると思っております。個々の紛争といいましょうか、異論につきましては、またそれなりの努力をしなきゃならないということはもう言うまでもありません。

とかく事業側から考えますと、全体的には早く事業を完了させるようにということがもう大前提になってまいりますから、少し説得の、あるいは説明の手を抜いたり、欠ける分もなきにしもあらずだと思っておりますので、委託をしております、換地の委託をしております新都市建設公社のことも含めて大きく納得していただく。そのために理解をいただくにはどうすればいいかという努力も工夫をしなきゃならない、こんなふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　市長にもう少しいい返事をもらえるかと思ったんですけれども、この近隣の同意を得る件については、ノーの人がいるうちはだめだということですね。そういうふうに聞こえたんですが、それが１点と。

もう１点は、先ほど提案しました、こういうような条例というのは、つくることには反対なんですか、もう一度確認いたします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　我が国は法治国でありますから、本来、裁判所で調停というのが機能もあるわけでありますし、自治体で条例を設ければそういうことが可能であるかどうか、これは十分検討をいたしまして、よそにあるまた制度が我が市でできないはずはないということもまた一つの事実だと思っておりますので、調停の努力はいたします。

ただ、調停というのは第三者にゆだねるということにとかくなりがちでありまして、法令のみで事を処理するということに、また不満が伴う場合もあるわけでありますから、できるだけ我々の行政側の人間的な誠意と努力によって事を解決するというのが一番の原則だろうと思っております。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　どうも市長の答えがはっきりしないんだよね。そうしますと、市長の方で検討して、こういうものをつくるということはあり得ないのかね。場合によったら議員提出議案で出してもいいんですけれどね。どうでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　検討して結論を出しますというふうに申し上げているつもりであります。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　それでは、市長の方から検討して結論をということですので、ぜひこの条例につきましては、そういった紛争のときにもっともっと市が間に入って調停などもできるようなすばらしい条例をぜひ検討してつくっていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、都市整備部につきましては、今、市長の方からノーというううちがあったら許可をするなという話があったんですが、それについてはどう思いますか。

○議長（福島盛之助君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほども申しましたけれども、できるだけ皆さん方の御理解をいただくよう、ぜひひとつ努力をしていただくということ以外にはございません。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　ですから、反対する人の理由によっては、１軒、２軒あってもやむを得ない場合もあるんでしょう。そこなんですよ。言い方はどうでもいいんですけれど。市長、どうですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　どうも意味が間違ってとられているように思います。私の言いますのは、換地に対しまして気に入らないと、つまり、まだ納得しないと、ノーとおっしゃる間は、これはそれを説得する努力こそ施行者側の責任だというふうに申し上げておるわけでありまして、そのとおり御理解いただければよろしいんじゃないかと思います。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　よくわかりました。市長が言っている施行者というのは行政のことで、個人が換地する先に、本人が納得しないうちにやっちゃうことはしないという話なんですね。私が聞いているのはそうじゃないんですよ。地権者がここへ何か建て

たいというときにね、その近隣の住民に１人でも反対がいたらだめなんですかという話を聞いているんですよ。だから、そういうふうにとっちゃったんです、それは。今、市長、そうじゃないんでしょう。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公共事業でありますから、なるべく私権の制限は行政としてしない努力をするということを申し上げておるわけでありまして、民々の関係のイエスかノーかということもまた伴ってくるわけでありますから、民々の関係につきましてはまた伴う条件をいろいろ説明をして差し上げて、そして納得いけば応諾をしていただく、こういうことの努力はまた行政側の一つの区画整理遂行上にしばしば起きる課題だということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　ですから、恐らくそういう姿勢で臨むのはいいと思うんですよ。そういうふうにいろいろ相互で話し合いなり、場合によっては話し合いも応じないかもしれないんですね。とにかくうちの前に物を建てちゃいけねえというような話があったときにね。近くに消防署なんてとんでもないと。説明会にも出てこないで、役所の方で話に行ったときでも全く乗らなかったら、そういう人がいたらどうするんですか。建てませんか。それと同じだと思うんですよ。こういうマンションを建てようといったときに、近所の人でね、話し合いにも乗ってこなかったら。乗ってきて、いろんなことを言ってくれればいいですよ。10階を何階にしてくれとか、さっき言ったように、もっと北側に寄せろ、西側に寄せろとかね、何をどうしてくれ、こうしてくれとか、そういう話し合いに乗ってくれば詰める余地もあるけれど、話し合いには乗らない、ただ建てるなということで、同意はしませんよって、こうやられちゃったときにどうするんですか。わかりやすい例でしょう、極端な話をしているんだから。そんな人、いないと思いますけれども、もしいたときのことを心配して、今、聞いているんです。だったら、そりゃあもうしようがないねと言えば、それでもうすぐ終わっちゃう話だ。どうですか、市長。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　反論になると申しわけないわけですが、仮定の状況には公式の場ではなるべく遠慮をして、具体的な例によって判断をさせていただくというのが大切だろうと思っております。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　何でこの例だけ仮定について答えられないの。ほかに幾らもあるでしょう、仮定に、いろんな仮定について話していることが。そうじゃないですか、市長。阪神大震災みたいなのが来たらどうしようかなんていうのは仮定の話でしょう。これが東京に来たらどうするんだ、日野市に来たらどうするんだというのは仮定の話でやるわけでしょう。仮定の話だなんて、物が起きてからの話してたんじゃどうしようもないでしょう。どうですか、市長。これからしつこいですよ、まだ。（笑声）

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は議論をするつもりは全くございませんので、行政の責任ということで解決すべきことは当然解決しなきゃならないという趣旨のことをお答えをしているというふうに受けとっていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　ですから、先ほど来言っているように、そういうふうに常識的に判断しても、地域の住民のエゴであるというような判断をするような場合には、そういう人の賛成が得られなくても申請は受けられるんですねということを確認しているんですよ。これでもどうですか、答えられません？

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　具体的な内容を十分拝聴をして一定の判断をしたり、またお願いをしたりするのが我々の役目だというふうに申し上げておるわけであります。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　市長がそれじゃもう絶対窓口じゃ申請を受けられないよなあ。助役にちょっと聞いてみましょうかね。（「だめよ、助役じゃ」と呼ぶ者あり）だめかね。（笑声）鈴木議員がだめだと言っていますから、書いといてくださいね。どうなんですか、助役。（「市長と同じ」と呼ぶ者あり）

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　ただいま市長から区画整理に対する基本的な考え方、それから市の開発指導要綱にかかる基本的な考えを申し上げているわけでございます。私から市長にかわって話すようなことはございません。（笑声）

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　じゃあ都市整備部長も答えられないよな、それじゃな。やっぱり市長に聞かなきゃな。（「幾ら聞いても同じだよ」と呼ぶ者あり）どうですか、市長、もう一度お伺いしますけれど。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　機会を見て、具体的な事例について判断をいたしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　そうしますと、この問題はちょうど同じ、豊田の区画整理の関係した人たちの中でね、一方じゃそういうビルを建てたいということで困っている人もいますし、それについて反対する人もいますし、今度、その近くに市が消防署を建てたいという話があるんですね。それについてはできては困るという人がもう具体的にいるわけですね、さっき事例を申し上げましたように。ちょうど立場が逆転する事例がありますのでね、これをうまく使い分けないようにしてほしいんですよ。同じようにね、公平に。このビルが１軒でも反対者がいると建てさせないというんであれば、消防署だって建てさせないわけでしょう。（「具体的なケースだ」と呼ぶ者あり）じゃ、これは具体的なケースだって森田さんが言っていますので、市長、どうですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　内容を十分図面上でも検討をして、それで頭に十分判断能力ができた状況が、これが具体的ということでありまして、私のこれまで市民相談等で解決させていただいておるのは、すべてそういう形であります。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　市長は市民相談と言ったって、我々が行ったって会わないときがあるじゃないですか。何が市民相談ですか。会いたい人だけ会っているんじゃないですか。この前の黒川の子供会の会長さんと私がね、下水処理場を、あそこを夏祭りに子供会に借りたいというんで来たときに、議員とは会わないと言ったでしょう。その後、いろんな議員さんとは会っているんでしょう、その前だって。共産党や護憲会議の人が市民を連れてくれば何回だって会うでしょう。私が初めて行ったら、議員と一緒じゃ会えないと言ったでしょう。（笑声）それで、その会長さん１人に対して職員、部課長８人で取り囲んだことがあるでしょう。取り囲んで、斎場建設反対の看板をおろせと、おろせば貸しますよという話をしたでしょう。都合のいい人とだけ市民と話をして。

それで、市長、議員とは公の場で話をしたいって言ったでしょう。だから私、ここでやるっきりないんですよ、市長と話をするのは。この件について、ぜひ来てくださいと言えば行きますよ、私は。私がお願いしても市長は会わないんだから。この件で市長、じゃあ会っていただけますか。（「会わないな」と呼ぶ者あり）どうですか、市

長。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　職員が情報を知っているようですから、わかることは庁内で十分情報を知り得て、なお、わからない部分があれば当事者においでをいただいて、お話を聞くというのは当たり前のことだと思っております。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　当事者には会いますけれど、私が一緒だと会いませんか、それを聞いているんですが。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　当事者には会いさせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　会わないんだ。わかりました。共産党の議員とか護憲の議員さんはいいんですよ、いつでも会ってくれるから。（「そんなことはないよ」と呼ぶ者あり）あ、やっぱり会ってくれないんですか。（「いいや、そうじゃない」と呼ぶ者あり）（笑声）何で市長は私が市民の人と一緒に市長のところへ行くと会わないんですか。（「違うことで責めるじゃない」と呼ぶ者あり）やじはもっとでかい声でしゃべってよ。何言ってるかわからないから。ちゃんとやじも書いているんだから。市長、私が一緒じゃ会わないんですね。それだけ返事、それで終わりましょう。会わないと言ってもらえば。（「ケース・バイ・ケースだ」と呼ぶ者あり）共産党がケース・バイ・ケースだって。（「意地を張ることないじゃない」と呼ぶ者あり）私が地域の人と市長にこういう話に行ったときは会いませんか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　予約をとって、ひとつ時間がきちんととれるようにしておいていただければ、議員のどなたといえども会うとか会わないとかと言われる論議をしたことは全くございません。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　じゃあ予約をとって今度お伺いしますので、市長、よろしくお願いします。予約だから、予約がとれなきゃ会えないけどね。

いずれにしても市長、先ほどから何回も言いましたように、この区画整理につきましては多くの地権者が市の事業に対して協力の姿勢を出してきているわけですから、そういう人たちの意向も十分反映できるような施策をどんどん打っていただきたいと思うん

ですね。

これからもまたほかの地域にこういったケースも出てくると思うんですが、ぜひ先ほど提案しましたような条例もつくる中で円満に、とにかくどちらかに偏ることはないと思うんですね。円満に話が進むように、ぜひこういう条例をつくる中で解決できるように行政としては努力していただきたいと思うんです。それについては市長、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　よくわかりました。了解いたしました。

○議長（福島盛之助君）　内田勲君。

○21番（内田　勲君）　それでは、以上で質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって14の１、区画整理区域内に住宅を建てたい場合についての規則や手続きについて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後４時41分　休憩

午後５時15分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の１、「いじめ」問題を克服し、子どもたちの人権と生命を守るために問うの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　皆様には大変お疲れだと思いますが、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから質問を行わせていただきます。「いじめ」問題を克服し、子どもたちの人権と生命を守るために問うということで質問をさせていただきます。

ことしの１月４日、日本共産党市議団が新年早々でございましたけれども、園田教育長に面会いたしまして、子供が人間として成長できる教育の保障をということで、いじめの問題についての申し入れを行いました。

その中身としては四つございまして、もう一度憲法、教育基本法、そして国連子供の権利条約の基本を再認識していただきたい。

二つ目には、学校でも家庭でも、いじめ、ノーをはっきりと言える環境づくりに全力を尽くされたい。

三つ目には、子供たちが息苦しく感じている学校現場、多くの子供たちができない、わからないまま置いてきぼりにされる。教師も上からの管理ばかり強まり、子供の内面にまで踏み込んだ指導ができにくい現状。そして、これは歴代の自民党政府と、それを受け継ぐ政権がとってきた差別、選別教育の結果であることがはっきりとしてきている。したがって、新学習指導要領や新学力観の導入を見直すこと。

四つ目には、市内で問題があれば、父母、教師、地域が力を合わせて解決に立ち上がれるよう、また教育をして地域に開かれた民主的学校づくりのために教育委員会がリーダーシップを発揮していただくこと、こういうことについて申し入れをいたしました。

これは、その前の年、愛知県の西尾市の中学校で、大河内清輝君がいじめを苦にしてみずから命を断つという、とても痛ましい事件が起き、これまでにも大変皆様も御存じのように、中野区の富士見町の鹿川君のことや、また昨年の山形県の新庄市のマット圧死事件など、次々起きてくる、こういう痛ましい事件、これをこの日野市の中に起こしてはならない、そういう思いで、私ども議員団が申し入れをしたわけでございます。

日本共産党は、昨年暮れから赤旗いじめ110番をつくりました。そこには、いじめや、いじめの深刻な事態や、いじめ、そして体罰による登校拒否に追い込まれた事例など、子供、父母から、そしてまた教師から、緊急で切実ないろんな訴えが多く寄せられております。そして、いじめはどこの学校でも起こり得る大変広範囲な対象というふうになっております。

文部省が1985年をピークとして約このときは15万5,000件。このいじめが年々減少傾向にあるとして、93年度では２万1,589件と発表いたしました。しかし、この数字は学校が認めただけのものの数字であり、実態とかけ離れている。このことは、その後、文部省自身が行ったいじめ総点検の結果、２カ月半でほぼ１年分に匹敵する１万7,788件が新たにわかりました。特に高校生の２人に１人、52.8%がいじめられている。逆にいじめる立場も３人に１人が経験しているという、こういう調査も明らかにされました。

共産党の国会議員団の山原健二郎衆議院議員も、25年、文教委員を務めまして、このいじめの問題、この三つのことについて、それぞれのところに調査に入り、そして国会でも取り上げてまいりました。そして、これは人間を大事にする教育の欠如がいじめの問題の根本にある、この立場から、人間を大事にする教育を実現する方向に、今、学校の教育を転換する必要がある、こういうふうにおっしゃっておられます。

今のいじめは本当にひどくて、からかい、集団による無視、物を隠す、侮辱的な言葉を述べる、殴る、ける、最近はお金もたくさんの高額な金額をとるという、こういうことで弱い立場の児童を多くの生徒がいじめる。そして、またそのいじめが原因になって神経性になったり、神経症ですね、それになったり、登校拒否に至るなど、いじめの問題は大変深刻な状況です。

こうした子供たちのいじめの問題で、子供が今どういうことになっているか。教育の現場では、子供たちがストレス、そして不安、抑圧感などを蓄積させて、そのはけ口が攻撃的にいじめという、そういう形になっていることが言われております。

また学年が進むにつれては、友人を求めても、学校の受験でお友達よりももっといい成績をという、そういうことから友人関係を断ち切って、孤独感に陥って、人間の関係が満たされていない、こういう状況も生まれております。

また、家庭の中ではどうか。親は長時間の、そしてまた過密労働、そして子供とのかかわる時間が少ない、あるいは単身赴任、こういうことの今の社会情勢、これが本当に子供たちに大きく影響を与えているというふうに思います。

テレビでは、私は余り子供のテレビを見ないんですけれども、頽廃的な文化のこういうものが流されたり、あるいは雑誌などでも子供たちの漫画が、一回本屋さんに行って見たいと思っているんですけれども、まだ見たことないんですけれども、大変性に関する漫画などがあるというふうにも私は聞いております。

こういういじめの背景には、やっぱり社会の政治のゆがみ、これがあるというふうに私は思います。今のオウム事件の問題、あるいは金権腐敗の問題、公約違反など、本当に人間を踏みにじる病理現象が深刻になっている。こういうことから起きているのではないかというふうに思うんです。

本来、学校というものは学ぶ喜びと友情を育む楽しいところであり、人間的な自立を確かなものにする場であるわけでございますけれども、今、そうでない、本当に今、学校が社会の病理に抵抗して、子供を守る防波堤にならなければならないというふうに思っております。

こういう中で文部省がことしの３月13日に、いじめ対策緊急会議を発表いたしました。このいじめの問題の解決のために、当面とるべき方策について、いじめの問題の対応に当たっての基本的認識、弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ必要がある、このことはいいと思います。それから学校における取り組み。それから三つ目には教育委員会における取り組み。そして四つ目には学校における取り組み。五つ目には国における取り組み。六つ目には社会における取り組みということで発表いたしました。

日本共産党の石井文教委員会の責任者が談話を発表いたしまして、この報告書は、いじめは人間として絶対に許せないものとしての基本認識は示しているけれども、なぜいじめが学校で起きるのか、また広がりがあるのかという、そういう十分な調査や分析もしないで当面の対策を提案しているために、この対象が、どういうふうにやったらいいのか、こういうことがないという、こういう問題も指摘しております。

特に問題は、政府、文部省の教育政策にも重大な責任があるにもかかわらず、それを棚上げして、すべて学校や教師に、そしてまた家庭の責任にしている、このことを述べているわけでございますけれども。

今、学校の先生方は来年度の予算の中でも5,600人もの教師の削減、このことにも全然触れていない。教師の多忙化がいじめの問題への教師の取り組みの妨げになっている。本当に先生方は多忙です。私も今回、先生方ともお話しいたしましたけれども、先生方のこの多忙、こういうものを解決しない限り、私はいじめの問題は解決できないのではないかというふうに思います。

この文部省の発言に対して毎日新聞でも、きちっと解説で批判がされておりますが、言いっ放しの恐れ、不可欠な現場への支援ということで、これに対して、それを現場に徹底させる方策も具体的に示されぬ、この問題に対する教育行政の無力さが浮き彫りになったと、こういうふうに述べておられます。

そしてまた多少とも効果が期待できるのは、全教職員に対するいじめ問題の研修や学校に寄せられる地域のいじめに関する情報に誠意ある対応をする開かれた学校づくり、これなどが地味な提言だということで一応評価しているわけでございますけれども。本当に今、地域でも家庭でも、また教育の中でも、どうしたらこのいじめを解決していったらいいのかという大事なことが私たちのところにあるというふうに思います。

『前衛』のことしの４月号という雑誌に、赤旗でいじめ110番というものを取り上げた、この50日間の記事が載っておりました。12月15日付の赤旗で、「人間を大切にする

教育の実現こそいじめ問題を解決する道」ということで発表して、そして12月19日から赤旗いじめ110番という電話相談室を開設しました。２月18日までの50日間の全相談件数は300件、電話による相談が267件、ＦＡＸが34件で、これはもう北海道から沖縄まで、そして全国から、幼稚園、小学校、中学校、大学生、高校生、そういう広範囲にわたるものでございました。

もう中身については、もういじめの中身というのは皆様も御存じだと思いますけれども、子供からの直接の相談も電話で１割ある、こういうことで、このことをちょっと紹介してみたいと思いますが。「助けてほしい、だれでもいいから」という伝言がＦＡＸで入ったり、「今いじめられている。だれにも相談できないので電話した」。話し始める子、無言電話のように話すのをためらい、しばらく待って、やっと小さい消え入るような声で話し始めたり、ひっそりと吐く息だけのときもあった。子供からの場合は、だれにも言えなかった相談を持ち込んできたり、問題によってはすぐに対応する必要がある。こういう中で緊張したやりとりが行われたということでございます。

本当に私は、親だったら電話もかけられるんですけれども、この子供がどんな思いでこの赤旗110番に電話したかというふうに思いますと、どうしてもこれは国の教育政策、これを変えていかない限り、なかなか解決できない問題だと思いますけれども。

この日野市の中で絶対に起こしてはならない。いじめが起きてテレビなどで担任の先生とか校長先生がテレビに映ってまいりますと、本当にそのお顔を見るのも辛いくらい校長先生たちも悲痛な顔をしていらっしゃいますけれども、私は本当にこの日野の中でそういうことが絶対にあってはならないというふうに思っております。そういう意味の中で今回質問をさせていただきます。

最初は、小中学校の１年間のいじめ、そして不登校の実態、これを明らかにしていただきたいと思います。

二つ目には、いじめが起きる前の対策、これをどういうふうにやっているのか。そして、いじめが起きたときに教育委員会と学校、教師、保護者はどういう対応をしているのか、これが二つ目です。

三つ目には、週５日制が実施されまして、今度月に２回が実施されました。それに伴って子供たちにどういうふうな対応をやっているのか。そしてまた、このいじめの問題、これを解決するには教職員の多忙化を解決しない限り私は解消しないと思いますけれども、教職員の多忙化の解消をどういうふうに教育委員会は考えていらっしゃるのか、これが三つ目でございます。

四つ目には、子供の権利条約の普及と徹底です。これも既にやったことがございますけれども、やっぱり子供が自分で権利をしっかりとつかんで、大人にも、またお友達にも自分たちの権利を述べていく、このことが必要だとも思いますので、この四つの点についてまず質問させていただきます。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　ただいまいじめの問題についてお話がございましたけれども、私ども教育委員会では、いじめが本来ならばゼロになるということを願っているわけですけれども、いじめは今に起こったことではございませんが、いろいろ社会の変化によりまして、少子化だとか、家庭の状況も変わりましたし、学校の状態も変わってきた中で、いじめは依然として多く残っております。

そういう中で、学校基本調査及び日野市の教育研究室で実施した調査で、ちょっと古いんで、ここでまだちょっと間に合わなかったんですが、平成５年度中の学校嫌いを理由に、その欠席している人ですが、理由に50日以上欠席している小学校の児童は、日野市では19名、東京都全体では1,221名でございます。全児童に対する比率をあらわしてみますと、日野市は0.21％、東京都は0.20％と、ここ数年同じように出現率が推移しております。

中学校でございますが、中学校は平成５年度中の学校嫌いを理由に50日以上欠席している生徒は、日野市では41名、東京都全体では4,030名で、全生徒数に対する比率は0.86％、日野市の場合は。東京都は1.34％となっています。本市においては、平成６年度４月１日以降、平成６年12月９日までの統計なんですが、さまざまな対応でのいじめは、小学校では56件、中学校では24件でした。そういうことでした。

それで、登校拒否でございますけれども、小学校は30件、中学校では51件ということです。

そこで、ちょっと統計をとってみたんですが、小学生のうちは少ないんですが、中学生になるとやはりいじめがすごくふえてきているんですが、小学校の場合は東京都と余り変わらないんですが、中学校は、東京都の率、全生徒に比べる率がかなり低いというふうに思います。これはなぜ、そういう日野市の場合は低いかという理由ですが、七生中の相談学級に通級している生徒、七生中の相談学級というのをつくったんですが、９人が欠席日数50日以下がおります。そういう相談学級の機能をしているということがまず１点であります。

それから、研究室健全育成担当による教育相談、学級担当への助言等によって不登校児童生徒へのかかわりをしております。

それから、教育相談室の相談員が不登校の児童生徒や保護に助言しています。

それから、４番目として相談学級を市内の８中学校の学級と考え、相談学級の担任教師と各学校の担任教師が定期的に連絡会を持つ。学校へ出て行ったりしております。不登校生徒の指導にかかわる情報交換や専門家を招いて事例の研究をしていると。これは最近、頻繁にそういう形で行ってきた結果ではないかと。ちょっと手前みそですけれども、そういうことで東京都に比べて少ないんではないかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　２番、３番、４番の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、議員さんが述べられましたように、いわゆるいじめというのは子供の人格を傷つけるものであり、また、ひいては生命を断つという痛ましいことにもなりかねないという深刻な問題でございます。

そこで、日野市の教育委員会としましては、学校と力を合わせながら、このいじめをなくしていく、それから、いじめをしない、また、いじめがあったら、それを見逃さない、こういったようなことに力を注いでいるところでございます。

そこで、いじめが起きたとき、教育委員会は一体どうするんだという御質問でございます。いじめが起きたということを私どもは学校に、ひとつぜひ教育委員会に知らせてくれと。教育委員会も一緒に学校と悩みながら解決の方法をとっていこうと、こういう姿勢でおります。したがいまして、先ほど部長の方から話がありましたように、教育委員会に相談を持ちかけられるものもございます。そういうときに教育委員会としては学校の担任の先生、学年の先生、また校長先生、教頭先生と一緒になって悩んでいく。また教育相談の相談員が親御さんと会った方がよいということになれば、相談員は親御さんと会って、いろいろな助言もし、ともに悩んでいくと、こういうような姿勢で取り組んでまいっております。

これは、今のは姿勢でございますが、じゃあ一体どういう手順を踏んでいるかといいますと、校長会、教頭会でも絶えずこのいじめの問題を深刻な問題とし、またホットな問題として問題提起をしております。そしてケースについての話もしております。

それから、生活指導主任会、何といっても学校の生活指導の、いわゆる全体的な視

野に立って組織をまとめている生活指導主任の力というのは大きいので、生活指導主任会でもこの問題を取り上げて、絶えず取り上げていっております。

それから、特に学校でいじめが起きたときに、全先生方が力を合わせていくという体制づくりが大事だ。これは１人の担任の先生の悩みだけで解決できるものもありましょうけれども、ほとんどの問題はみんなの知恵と力を出していかなければいけないということで、いじめ対策委員会、学校によって名称は違いますけれども、そういった、いわゆる即座に対応できるような学校のひとつ組織づくりをしてもらいたいということをお願いし、それぞれの学校でメンバーは違いますけれども、そういう組織づくりをして対応に努力しているところでございます。

また、何といってもいじめの問題は陰湿でございまして、なかなか大人の目にうつってこないことが多いんですが、いわゆる教師として、いわゆる教育のプロとして、やはり子供の行動をよく見て、早期発見ということがまず第一じゃないか。発見できなければ次の手は打てないわけですから、そういった早期発見に努める。そのためには子供の生活をよく見る。学習の場面でも、例えば子供が服装でポケットが破れていた、それを見逃さない。どうしてポケットが破れたんだろうというようなことをまず教師が見るという、例えばそういった細かい、いわゆる子供を見る力というものをつけていくことが大事だ。これがひいては、いわゆる子供を理解、いわゆる子供を温かく包み込んでいく力になるんだというようなことで、研修を重ね、取り組んでおります。また、親御さんには、ＰＴＡを初め健全育成の会の皆さん方にもいろいろと御努力をいただいて、協力をいただいているというところでございます。

次に、３番目の御質問、いわゆる学校５日制が月２回になって学校が多忙ではないかという御質問でございます。これはもう皆さん、おわかりのように、１カ月を４週と考えますと、そのうちの２週の土曜日が休業日になります。そうしますと、土曜日４時間になっていた学校は１カ月に８時間だけお休みになりますから、その８時間を残りのその５日に割り振っていくと１週間約２時間ふえるという計算に、単純計算をしますとそうなります。

しかし、これは年間の中で、どこでそれを消化していくかということでございますが、年間のいわゆる授業時数は週にして35週以上と、こうなっております。したがいまして、学校は実際のところ39週、多いところは40週ぐらいやるんですかね、少ないところで38週ぐらいはやると思います。そうすると、その浮いた時間を年間の中で割り振っていく学校もありましょうし、今申しましたように１週間に２時間ふやしている学校も

ありましょうし、それぞれ学校の工夫によっているところでございますが、現実は。

それにいたしましても、今申し上げましたように、時間数、週時間数はふえております。これは事実でございます。週時間数がふえれば、土曜日は休業日ですから、学校の先生方は休めるとはいいながら、勤めます5日間は、いわゆる授業時数がふえるわけでございますから、そういう意味では多忙になる、こういうことでございます。

そこで、いわゆる学校の中の組織というものを、こういう事態になったときに、旧態依然としてというんじゃなしに、今までのものを少し洗い直してみる必要があるんじゃないか。そして分掌等も、やはり今の条件と、それから子供たちのより豊かな成長を考えにおいて、どういうような先生方の仕事の役割分担というものをしたらいいのかというあたりをひとつ研究していかなきゃいけないというようなことで、今、取り組んでいるところでございます。

それから、4番目の子供の権利条約でございますけれども、これは御存じのとおり、いわゆる子供の権利、子供が健やかに成長していくということ、学校教育はもちろんのこと、家庭、また地域、大人社会の中でこういったものをいわゆる保障していかなければいけない、子供を大事にしていかなければいけないという趣旨のものでございます。

そこで、私どもとしましては、ことし、いわゆる子供人権副読本作成委員会というのを編成しまして、いわゆる子供人権についての副読本的なものをつくろうということで、今、鋭意努力いたしておるところでございます。

以上、3点にわたって答弁をさせていただきました。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　どうもありがとうございました。いじめの問題が発生すると、知らなかったとかいう学校とか教師の態度というのはもう許されないということで、子供たちの人権や命にかかわる問題が起きた場合には、幾ら学校の先生が多忙であっても、子供たちの人権や命を守ることが最優先されなければならないというふうに思っております。

先ほど教育長の方から、日野市においてもみんなの教職員の力を出し合って、そして対応していく、そういう組織づくりをということでございますので、私もそのことについてはそういう対応でぜひ進めていただきたいというふうに思うんです。

職員会議の中でも子供の状況などがしっかりと目に見えるような、そしてそれが真っ正面から討議できるような、そういう日常的にも教職員の機敏な連絡や情報交換、こういうものができる、そういう創意工夫などもやっていただきたいというふうに思ってお

ります。

全日本教職員組合でも、この命の問題ではアピールも発表いたしました。今こそ人間形成を目指す教育の原点に立ち、父母、国民とともにいじめを根絶し、子供の人権、命が大切にされる学校づくりをということで、12月12日、そしてまた12月21日には命を大切にし、友情を育み、いじめ根絶をすべての子供たちに呼びかけようということで二つの声明を発表いたしました。この'94の全国教研大阪集会においてこういう問題の集中審議を行って、このシンポジウムの中でもアピールなども採択されておりました。日野の教職員の方もちょうどこの集会に出ているときに阪神・淡路大震災が起きたので、もし日野で起きた場合にはどうなのかということで、分科会も終わったところで現地を見て帰ってきたということを私、お聞きいたしました。ぜひこういう対応なんかもやっていただきたいというふうに思います。

それから、中学校では大変部活の活動が多いということで、それがまた多忙化の原因にもなっているわけなんですけれども、例えばバスケット部の顧問の先生は女の先生で、そして男子のバスケットをやるときに、女の先生も一緒に走ってバスケットをやらなきゃいけないので、もう大変だということなんかも聞いております。それで、中体連では審判を連れていかなければ試合に出られないという、そういうこともございますので、試合に出る場合に、審判に学生のバスケット部の方に来ていただいて対応していただけないかということが一つあるんです。これも一つの先生方の希望でもございますので、それができないかということが一つと。

それから、管理というのが、普通の一般の先生だけではなくて、校長先生にまで管理がされているということが、私、お聞きいたしましてね、本当にこういうことが教育現場でいいのかしらというふうに思ったのは、これは東京都の教育委員会がやることなんですけれども、管理職の業績評価ということで、校長先生にＡＢＣＤＥまでの５段階に分けて、そして評価をして、ＤＥの先生からボーナスのときに１万円ずつ徴収して、ＡＢの先生にそのボーナスを上乗せするという、こういうことが都教委の方から多分全都に来ていると思うんですけれども、こういうことを日野市がやるのか。退職した先生は、こういうことが本当にあった場合には、それは先生にしか見えないものですから、父母にはわからないんですけれども、やっぱり良心的なね、自分は自身を持って校長先生が授業というか、学校管理をやっているのに、こういう上からの押しつけというものが本当にあったら、私は本当に伸び伸びと、校長先生がそうだったら、ずっと下まで来ているわけですから、今までも勤務評定があったり、主任手当を支給したりというこ

とで先生方との分断がされてきたのでね、こういうことについて日野市はやるのかどうか、そのことをちょっとお尋ねしたいというふうに思っております。

それから、子供の権利条約については、私も前回にもお話をして、させていただきまして、今、こういう形で実施の取り組みになっておりますが、この権利条約というものが本当に子供たちがこれを受けることが大変重要だということは、31条を見ますと、休息の権利、余暇の権利、遊びの権利、文化、芸術への参加の権利など、はっきりと子供の休息権、余暇権が書き込まれている。このことは日本の国内法にどこもないし、児童憲章にも書かれていない。だから、本当にこれは大事な、私、子供たち今、特に土曜日が月２回お休みになりますと、子供たちのこういう芸術とか文化に接する機会なんかも多いわけですけれども、こういうことを本当に守らせることによって、子供たちがこういうことにも触れることができるというふうに思います。

それから、15条では、結社、集会の自由、子供が集団で組織を持って生活していく権利が書かれているということで、これも本当に子供たちの住民と、小さな子供たちですけれども住民としての権利もあるし、そして、これもまた児童憲章や教育基本法や児童福祉法の中に書かれていないということで、これだけ私、ちょっと二つしか取り上げておりませんけれども、大変この子供の権利条約というものが大事なものを持っているんだということで、ぜひこれを早くしていただきたいというふうに思うんです。

これは少し大きな子供たちで、この中には全部憲法から教育基本法、国際人権規約、児童福祉法、ユネスコ学習権宣言、児童宣言、児童の権利に関する児童宣言ということで、たくさん子供たちに関することが書いてあるんですけれども。これは批准される前、とてもすてきな私は絵だと思います。これは学校の先生からいただいたんですけれども。これは批准される前に、小さな子供たちにはね、こんなふうなわかりやすい、そしてきれいな絵でかいてありますのでね。これは中身としては、あなたにとって一番いいことをとか、言いたいことを言っていますかとか、もっと遊びを、自由な時間を、嫌です、差別も体罰もということで、とてもきれいな、子供が見たいようなこういう形の、多分先生方も持っていらっしゃるんじゃないかと思うんですけれども。こういう形でね、小さな子供たちも自分が一人の人間として権利があるんだって、そういうことがわからせるような、そういうことをぜひ。高校生ですとね、わかるんです。でも、埼玉県の高校でこのことを取り上げましたときに、生徒の全体の52.6％はまだ一度も読んだことが、読んだことのある生徒は14.4％、まだ全然知らないという子供も多いわけですから、ぜひ日野市の中においても、こういうものをぜひつくって、大きな子供と

小さな子供とに分けて、わかりやすいこういうものをやっていただきたいというふうに思っております。

それから、昨年の12月22日に、保護者の皆様、地域の皆様ということで、日野市の公立中学校校長会の方から、こういう生徒の健全育成といじめなどの防止についてのお願いという、こういうビラが、私のところも四中学校でございましたので、校長先生の方から送られてまいりました。そして、児童のいじめ等の防止についてということで、全部の学校の、小学校の全部の校長先生のお名前が書いてあったんですけれども、これが出されて、保護者の方から何か対応があったでしょうか、そのことをお聞きしたいというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　何点か御質問がございましたので、お答えさせていただきたいと思います。

第１点の、いわゆる部活動の試合に行くときの顧問、指導員、審判員ですけれども、これにつきましてはですね、中体連の方の規約等がございますので、そちらの方との兼ね合いがあると思いますので、そういう旨は中体連の役員の方へ伝えたいと、こう思っております。

それから第２点目の管理職の自己申告というのは、これは東京都の方から参っております。参っておりまして、これは東京都の職員が、いわゆる都の職員でございますので、都のいわゆる一つの規約というか、ルールに基づいてということで、教育委員会の方にそれを実施するようにということでまいっております。そして、教育委員会の方では、その東京都の事務のルールに従って現在行ったというところでございます。

それから、次に権利条約のパンフレットでございますけれども、今、議員さんのおっしゃったようなことも参考にしながら、できる限り努力をしてまいりたいと、こう思っております。

それから、最後のいわゆる各御家庭、または地域へ、それぞれの校長先生方にチラシというんですか、いじめ防止のその文章を配っていただいたわけですが、それについての反応はあったかということですが、これの統計はとっておりませんが、ここに幾つかの学校からお聞きはしております。というのは、例えば近所にこういうようなことがありましたよと、それで、あれはいじめかもしれませんよということで、地域の方が学校の方へお知らせをしてくださったということで幾つか助かったという例はございます。

大体、これで全部お答えになりましたでしょうか。

以上でございます。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。ちょっと時間がないので急いで申しわけないんですけれども。本当に今、学校の先生の１日の過ごし方をお聞きしましたら、本当にお休み、５分のお休み、５分のトイレ休憩があって、そして２時間から３時間の間に20分の中休みがありますけれども、その中休みの間でも生活指導部の先生とか、学校の学芸会の打ち合わせであるとか、あるいは運動会の打ち合わせとか、また移動教室の打ち合わせとかということで、本当にもう大変な状況が先生からお聞きすることができたんですけれども。

そして、今、６時間目の授業が大変ふえてきたというふうに、月２回の土曜日のお休みということで６時間目の授業がふえていくということで、本当にこれが子供たちにしわよせ、先生にもしわよせが来ているのでね、本当に根本的な問題を私、直さない限り解決できないというふうに思っているんです。

やはり新学習指導要領の押しつけ、このことからやっぱり改善していかない限り変わらないというふうに思っておりますので、ぜひ教育委員会の方も頑張って、ぜひこれを、今、全国の自治体で２割近いところでこれを変えなさいという意見なんかも上がっておりますので、ぜひこのことをやっていただきたいというふうに思っております。

私ども日本共産党では、このいじめ問題について、人間を大事にする教育の実現こそいじめ克服の道ということで皆様にも発表し、またパンフレットなんかもできているんですけれども、これに対して、いろんな方たちにこれをパンフを送りました。その中で作家の落合恵子さんがこれを受けて、共産党の提言に好意を寄せてくださったんです。それは、「いじめ問題を、これまでいじめる子といじめられる子という子供社会の問題と見られがちだったけれども、いじめは大人社会の矛盾や問題が合わせ鏡のように子供社会に反映したものだと思っています。その点で今回の日本共産党の提言が、いじめを大人社会のゆがみ、病理の問題としてとらえていることに特に共鳴しました」というふうに述べているんです。「いじめ問題を解決するには、人並みという感覚、みんなと同じにしなければいけないという社会や学歴信仰を大人と子供がともに崩さなければいけないと思います。個々の違いを認め合い、その違いから互いに学び合うことにしていかなければならないと思います」、こういうふうに述べているんですね。

ですから、私は本当に大人が一緒になって地域の中で、子供たちのこの置かれている環境、こういうものを本当によく見ながら提言していく。そして子供たちにも注意して

いく。そしてまた社会のこういういろんな動きを敏感にキャッチして、子供たちに対する対応なんかもやっていかなければならないというふうに思っております。

で、落合さんは、児童宣言ですね、子供の児童宣言、このことも取り上げておりますので、ぜひこのことが日野の中でも徹底できますようにお願いしてこの質問を終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって15の１、「いじめ」問題を克服し、子どもたちの人権と命を守るために問うの質問を終わります。

一般質問15の２、女性の社会参加を、さらに進めるために、女性センターの活動強化と充実についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、２番目に女性の社会参加をさらに進めるために、女性センターの活動強化と充実についてということで質問させていただきます。

市立女性センターが女性たちの運動によりまして、議会の請願、採択を受けて開設されて、もう13年が経過いたしました。このセンターが開設されて、日野市の女性の運動が女性の施策と結びつけて発展させていく、こういう行政がようやく女性問題として取り組まれたことを今本当に思い起こしておりますが。第１期の1982年の日野市婦人問題懇談会が市長の諮問機関として設置されて、私もそこに参加させていただきましたし、内海トミさんもきょう傍聴に来ていらっしゃいますけれども、内海さんもこれに、１期目のことで参加させていただいたというふうに思っています。

女性センターの運営や市制20周年の記念行事、これが１回目のことでございましたが、その後、２期、３期へと懇談会が続いて日野市の婦人行動計画がつくられ、現在の日野市女性社会事業協会の設立となる、こういう討論もされております。女性センターという一つの核ができたことは、ここを拠点として女性運動もできますし、また無料で使えるということや、保育室もある、また女性に関する図書もあるということで、これは大変私たち女性にとっては意義のあることであり、この13年間、大変だったと思うんですけれども、しかし、これをさらに充実させていかなければならないというふうに思っております。

建物は大変小さいんですけれども、私は建物の大きさとか新しさとかよりも、みんながやっているこの中身の方が大事だというふうに考えるようになってきております。建物は狭くても、女性センターから日野市の女性たちに発信される男女共同参画型社会の推進に向けての取り組みに女性たちもこたえて、そして次の世代へと、これを受け継いでいかなければならないというふうに思っております。

戦後50年、女性問題はようやく、本当にようやくここまで来たというふうな私、思いをいたします。まだまだ女性差別もありますし、女子大生が就職できないなどという、こういうこともあるわけでございますので、私たち女性も頑張って政策決定の場へ、女性の参加の割合がもっと、低いので、これをふやす必要があります。

平成６年７月の東京都生活文化局が発行した『区市町村女性関係施策推進状況調査』を見ましても、審議会や委員会への参加が本当に少ないんです。日野市の女性センターも同じでございますけれども、この女性の核となるセンターがあるので、これをぜひ私は充実させて、日野市の中で女性の意識をもっと高める活動を進めていく必要もあると思いますし、また相談ということが、女性相談ということで、ひとりで悩んでいらっしゃる方たちがここに相談したり、あるいはまたいろんなグループの中に入って学んで、そして新たなグループづくりをしてお友達をつくる、こういう取り組みなども今始まっているわけでございます。

私はこういう中で、女性センターの、この『センターだより』が季刊で出されておりまして、これを見ますと、本当に米田佐代子さんが書かれた文章は、国際婦人年からの20年、これからの女性ということで、戦争中、女性たちが社会参加してきたときと現在の社会参加、ここの違い。そして、その中で自己決定と責任ある参画へということで、本当にこれをたくさんの女性たちが本当に知っていただきたいなあというふうに思いました。

それで、８月30日から９月15日までには第４回の世界女性会議が北京で開かれます。こうした中で女性センターはわずか市の職員というのは２人で、そしてあと嘱託員が４人ですか、そういう中で本当に日野の女性たちの運動を援助する、こういう形で頑張っておりますので、行政としてももっと援助させる必要があるのではないかということで質問をしてまいりたいと思います。

一つは、女性センターの活動について。大体知っておりますけれども、もう一度お知らせいただきたいと思います。

二つ目には、第２次女性行動計画策定をしておりますけれども、進捗状況がどうかということをお尋ねいたします。

３番目には、各種審議会、行政委員会の女性の参加を拡大せよということです。

それから４番目、ここが問題ですけれども、部長、課長職にもっと多くの女性を登用させよ、このことです。

それから５番目に、庁内女性行政連絡会の活動状況をということで、このことについ

てお尋ねをいたします。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　男女平等、男女共同参画型社会、この実現を目指すということで女性センターは活動を行っているところであります。

男女平等を阻害する要因の認識、その要因を取り除くための啓蒙、啓発活動を主に行っておりますのが女性センターでございます。質問の中にもございました２名の職員と、それから３名といいますか、嘱託の職員にお願いをしまして、毎日ではない、毎日としますと３名程度の職員で対応しておるというのが実情でございます。

この事業内容につきましても、今、御紹介のありました啓発誌の発行であります。年３回、6,500ばかり発行をしております。それからシリーズ的な学習講座、講演会、映画会等の開催であります。それから女性相談の実施でございます。これは毎月水曜日に行っております。これは御紹介にもありましたけれど、女性のための相談と、こういうことで平成６年度を見ましても120件の御相談があると、こういうことで非常に頼りのある相談であるということであります。

また、女性センターを使用しております団体も70を超えております。これらの団体の育成、支援というようなことも同時に行っております。これらの70団体の女性を中心としたグループでありますけれど、この方々が女性センターを使って、いろいろな活動、学習会等を行っております。気持ちよく使っていただくような御指導を行っておるのも女性センターの職員の仕事であります。

こうした中で、こうした女性センター使用者の懇談会というものも定期的に開催する組織を設けております。そうした中で相互の情報交換を持ちまして、これらの団体と協力関係を持ちながらも、また先ほど御紹介しました各種事業を展開していると、こういうことであります。

それから、御紹介にもありましたけれど、女性の社会参加を積極的に推進すると、こういうようなことから、女性センターの分室的な位置づけの中に女性社会事業協会という機関がございます。これは女性の技能を社会に積極的に提供し合うと、こういうシステムの中で、会員制によりまして技能を相互に提供し合いまして、その活動を中心に女性センターとの相互協力を持ちながら事業を展開しているところであります。この事業協会の方の会員さんも200名を超えた大きな組織になっております。（「済みません、時間がないので早くしていただけますか」と呼ぶ者あり）

次に第２次の、２番目でございます。これにつきまして市民参加になります委員さんにまず提言をいただくことから、10名の委員さんに、ただいま市長に提言をいただくと、こういう作業をしております。これは本年の６月の中でも９回の会議を重ねております。そして、７月の上旬には提言を提出すると、こういう予定になっております。

それを受けまして、いよいよ行動計画を作成するということであります。行動計画につきましては昨年の11月から全庁的なことでございますので、庁内行政連絡会、こういった組織のもとに19名の職員をもって作成をお手伝いすると、こういうような組織を持っております。

これと同時に始めまして、平成７年の７月には提言が出てまいります。それから作業を具体的に進めまして、平成７年度の中に第２次行動計画を作成すると、こういうことであります。順調に業務も進んでおるところであります。

それから３点目でありますけれど、各種審議会、行政委員会への女性の参加でありますが、この割合も平成７年の４月１日現在を見ますと約２割であります。より積極的な参加ができるように必要性を感ずるところであります。

それから、飛びますけれど、庁内の女性行政連絡会についてでございます。これは、この組織は私、生活文化部長を座長にしまして、全庁的な取り組みという中で、６部の16課長を構成員として活動しておるわけであります。ただいまの業務というのは、昨年から引き続き３回ばかりの会議を重ねまして、ただいま申し上げました第２次の行動計画を作成しましての調整であります。今後、こうした行動計画ができましたならば、それらのチェックと、こういう機能を果たす役割であるというふうに認識しております。

以上、行動計画の推進につきましてお話を申し上げましたけれど、全庁的な事柄でありますので、この女性行政連絡会を中心としまして、より行動計画の推進について積極的な活動を進めていきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　御質問の４点目でございます。部課長職にもっと女性を登用せよというようなことでございます。ただいま生活文化部長からもお答えしましたように、各種審議会、委員会への女性の登用でございます。本市におきましても政策決定等に重要な役割を果たす、これら委員会に対しまして、各部門でそれなりに努力をいたしまして女性の登用を促進しておるところでございます。従前は16％というような率でございましたけれども、ただいまでは20％というような数字になっております。

このような中で、市の女性職員の管理職の登用の問題でございますけれども、このことにつきましてもかねてよりそのようなことを配慮いたしました人事配置、研修等を行ってきております。今後におきましても適材適所を踏まえながら職員人事を行ってまいる所存でございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　どうもありがとうございました。済みません、いろいろと御協力していただき、手厳しいことを言っちゃって。それではちょっと再質問させていただきます。

女性センターが本当にできて、私、よかったなあというふうに思っておりますが、ここの館長のことなんですが、一番最初はもうおやめになった方で、それで次々と女性の館長さんが務められていて、長い方で２年、短い方で１年、それで異動があるんですね。私はやはり女性の問題をやっていく状況の中では、男女ともではありますけれども、女性センターというのは、そこで働く方は男でもいいと思うんですけれども、館長さんはやっぱり女性の方がいいんではないかなというふうに思いますが、今度異動された、今度男性を館長さんに据えられたということはどういうことなのかということと。

それから、私はやはり１年でかわるんじゃなくて、もう退職間際の女性の方を据えるんじゃなくて、やっぱり長期的な展望の中で、もっと若い幹部を育てて、そこできちっとね、女性センターの運営ができるような、そういうことがいいと思いますので、そのことをちょっとお尋ねしたいと思います。

それから、女性センターは本当に今もうお聞きいたしますと70を超える利用者もいるわけで、これをずっと学習サークルとか、いろんなことでこれからも指導もしていかなきゃならないときに、職員が非常に少ないというふうに思うんです。これからの女性の行動をずっとチェックしていく上においては、担当の職員をもう１人ふやす、館長のほかに正職員を２人ふやすということに、まず１人ですけれども、そういう形で職員をふやしていただけないかどうか、それがもう一つです。

それから、行動計画がもうすぐでき上がるんですけれども、そのときにつくられた方だけでなくて、それを広報に載せて広く市民の意見を聞くことと。それから、いろんなところに出ていって女性たちの意見を聞いて、それを最終的にまとめという形で行動計画をつくったらいかがかと思うんですが、そのことについてお尋ねしたいと思います。

それから子供の権利条約の点についても、この女性というのは子供がいるわけですか

ら、また独身の女性もおりますけれども、やはりこの女性行動計画の中に子供の権利条約も入れた方がいいのではないかというふうに思いますので、そのことができるかどうかということと。

それから、戦後50年、そしてまた今日の革新市政のもとでありますので、平和行政にかかわる問題なんかも特に今回は入れた方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、そのことができるかどうかということと。

それから、審議会、行政委員会には市民参加条例の要綱ができましたので、これからふえていくと思いますが、ぜひふやしていただきたいというふうに思うんです。私たちは男性とちっとも同じで、本当に同じだというふうに思って活動も続けておりますので、そういう点においてはぜひたくさんの女性を本当に入れていただいて、女性たちの地位も、この行政の中で反映できる、そういうことをやっていただきたいというふうに思っております。

それから、４番目の部長、課長の女性が非常に少ないんですね。私、25年、この壇上におりますけれども、今回初めて市民部長が女性で初めてですけれども、私、米沢議員が私よりももっと２期も先輩なので、前にいましたって聞いたら、いや、いませんということで、本当に25年ぶりに女性の部長が誕生ということでね、私はもっと部長も課長ももっと女性が多い方がいいと思いますけれども、この女性の幹部をどういうふうに育てていくのか。課長もまだ２人しかいないし、それから課長補佐も２人ということで、主査、係長は少しおりますけれども。保育園の園長さんは女性ですけれども。ぜひそういう意味でもっと庁内において女性の問題を討論したり、あるいは学習会をしたり、女性の地位をこの職場の中から向上させていく、そういう取り組みがやられているのかどうかというふうにも思いますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　答弁願います。総務部長。

○総務部長（大崎茂男君）　再質問について、私の方の関係についてお答えいたします。

これまで女性センターの館長は女性だった。今回男性になったというようなことで理由でございますが、女性問題につきましては女性だけの問題ではない、男性もやはり女性問題を十分考えなきゃいけないというふうなことも言われておるわけです。（「わかっております」と呼ぶ者あり）そういう中で、これまで長く女性が館長だったという中で、男性の館長を据えたというような理由でございます。

それから、女性センターの職員増の問題でございますけれども、これはいろいろ各職

場、それぞれ市民ニーズといいますか、がありまして、仕事もふえてきております。一定の枠の職員の中でやりくりをしておりますが、今後、事業の展開によっては増員も検討をしなければならないかと思っておりますが、今後の課題とさせていただきたいと思います。

それから、最後の管理職が少ないということです。女性の管理職が少ないということで、これをどう育てたらいいかということでございます。ま、私ども人事管理を行っている中では、特に男女で差を設けているわけではございませんが、やはり経験、あるいは適性、能力等によって昇進等を決めさせていただいておるわけでございますけれども。一つには、その前段となる係長職、ここに女性がまずふえることだと思います。若い女性職員が係長職のウエートを占めまして、それによってもう一つ上の段階の管理職の基礎ができようかと思っておりますので、まず若い意欲のある女性職員をできるだけ係長職に登用するように心がけたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　第２次行動計画を今作成中と、こういうようなことでございますけれど、その前に、その基本的な精神といいますか、そういうような一定の基本的な事項、このためのつくり方の提言を今いただいておると、こういうことであります。これも広く市民から公募にもよりました委員さんで構成されております。10名の方が今、一生懸命その提言づくりの作業をしておると、こういうことでございます。

もちろん広くいろいろな方に行動計画をつくる場合にはお話をしてつくるべきだと、こういうふうには思っております。その中心となるのが先ほど言いました全庁的なことでありますので、女性行政の連絡会のもとに、職員19名にお願いをしまして、提言を受けた内容づくりと、具体的な、こうしたものにかかってくるわけでございます。いろいろな手法はあろうかと思います。つくることにつきまして広く意見を聞いた中でつくっていきたいと、こういう基本的な考えであります。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　どうもありがとうございました。本当に申しわけありません。本当に最後にちょっと市長にお尋ねしたいんですけれども、この庁内の女性行政連絡会設置ということで、先ほど部長の方からも16の課でこれをやっているんですけれども、私、ほかの自治体をちょっと調べました。23区と三多摩を比べまして、小野部長もぜひ部長として頑張っていただきたいんですけれども、ほかの自治体を見ますと、助

役とか区長がここの中に入って一緒にやっているというところの自治体が大分あるので、三多摩の中では助役が会長のところが六つの自治体があります。それから区の方では八つの区で助役さんがその中心になってやっております。それから区長が入っているのが四つの区があるんですね。大田区とか杉並、板橋、足立は区長さんがこの庁内の女性行政連絡会設置の中心になってみんなと一緒にやっているということがわかりまして、もうこれはできてからことしで９年目になりますので、大分女性の行政やなんかも進んできておりますので、ぜひ助役さんが前にはお１人だったので大変かと思いますけれども、今度は助役さんが２人でいらっしゃるので可能ではないかなというふうに思いますので、そのことについてお尋ねして、そしてまた全般的に市長の方から私の質問に対してどういうふうにお考えになったのか。

私は、女性センターが本当に日野市の中で女性運動の中核となってきたという、この13年の歴史というものは本当に大きいものがあったというふうに思っております。そしてまた今の社会状況の中で女性相談が非常に多くなって、月に４回という、この女性相談電話であるとか、あるいは訪ねてきて、今の自分の悩みをこの女性相談の中で訴えられているということなので、１年間に120件もある、こういう相談をやっぱりずっと継続させていかなければならないというふうに思いますし、さっきは子供の問題でしたけれども、今度は女性の大人の問題として、やっぱりこういう相談するところがあれば悩みも解決できて、そしてまた元気になって生きていく希望も持てるのではないかと思いますので、このことはぜひ私は引き続いてやっていただきたいということと。では市長の方から最後の総括的なことで結構でございますので、お願いいたしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　男女平等社会の実現のためにという大きなテーマを持って、時代の変化とともにだんだんと地方自治体といたしましても大きな変遷の経過があったと、また、将来を目指して飛躍があるということを十分言えるわけでありまして、女性センターは小さな施設でもありますが、13年を経過して、いろいろな活動が評価されるということは大変有意義であったと思っているところであります。

また一面には極めて不十分だという点も多々あるわけでありますので、日野市の総合行政らしい市民参加と、それから男女平等社会ということを具体的に理解をしながら、庁内の体制ももちろんでございますし、センター自身のまた成長、発展にも大きく寄与していきたい、これが行政というものだというふうに感じております。

役職上、私もなるべく情報を広く聞くことに努めておるわけでありますが、なお一層

組織におきましても役割を果たしていかなきゃならないなというふうに伺った次第でございます。そのような御指摘に沿ってひとつ大きな基盤が整うようにいたしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　どうもありがとうございました。今回、３問したものですから大変ちょっと時間的な余裕がなくて、いろいろとちょっとあんまり私自身としては不本意な質問になってしまいましたけれども、この質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（福島盛之助君）　これをもって15の２、女性の社会参加をさらに進めるために、女性センターの活動強化と充実についての質問を終わります。

一般質問15の３、多摩平団地の建て替えについての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、最後に多摩平団地の建て替えについて質問を行います。

前回の議会でかなり長く、３月の議会で公団のあり方とか家賃の問題とか、そしてまた情報を市民に隠すことなく提供しなさいとか、豊田駅の北口周辺のまちづくりとか、いろいろやってまいりましたので、今回ずばりお聞きいたしますけれども、３月以降、現在までの公団の動き、そしてまた市の対応や住民への対応などがどうなっているのか。そして私はぜひ家賃の問題ですけれども、家賃が南平都営が新しく建て替えられて、市営住宅も先日ちょっとお聞きしましたところ３ＤＫで６万5,000円、南平都営も約同じぐらいの家賃なんですね。それで公団が14万5,000円。こんなことは同じ建てるのにどうしてこういうふうに違うのかなというふうに思いますので、ぜひ家賃の問題で市の方でも頑張っていただきたいんですけれども。

市営住宅は、公団は市に買ってもらうみたいなこととか、都営住宅も買ってもらうとかということをおっしゃっておりますけれども、もう既に私たち住民がもうここに家賃に見合うものを、土地代も既に払っておりますので、市に土地を提供してもらって市営住宅をここに建ててもらう、こういうことをぜひ私は公団の方に働きかけていただきたいというふうに思っております。そのことが一つです。

それから、６月26日の午後１時半に住民の方と市と第５回になりますか、お話し合いがされるわけでございますが、このことでは東京都と公団の出席もするようになっておりますけれども、どなたがいらっしゃるのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

それから三つ目には、現地事務所の設置の問題ですけれども、現地事務所が市長はおつくりになった方がいいですよというふうにおっしゃるんですけれども、市営住宅の建て替えとやっぱり違いますので、市長のお気持ちも、やっぱり早くみんなにＰＲした方がいいということなんですけれども、現地事務所が設けられると、みんなもう建て替えが来るのかしらって、もう決まったのかしらというふうになりますので、やっぱりこれは住民の合意ができた上で現地事務所を設けていただきたいと思いますので、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから、最後に市長の姿勢は、もう私は一貫して変わらないと思っておりますけれども、最後に市長に全般的な御回答をお願いしたいと思います。あと14分ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、３月以降の話し合いでございます。御承知のとおり、多摩平の中には多摩平団地建て替え連絡会というものができております。この会と市の事務局で定期的な話し合いを行っておるということでございます。

その後でございますけれども、４月３日、それから５月17日に行っております。この中で17日のときに公営住宅の併設の問題、それから家賃等につきまして協議をさせていただいたわけでございます。その中で、次回には今後この建て替えに伴う、要するに公営住宅の併設に関して、その手続等に対します関係者から意見を聞こうということになっております。

そこで、この中でも出ましたけれども、御質問のまず第１点の、市に土地を提供させて市営住宅と、こういうことでございますけれども、その後の公団との感触では、基本的に提供ということは、これは難しかろうというふうに考えております。ただ、今後ともこういうお話し合いはさせていただきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと２点目が、ちょっと９日と……（「６月25日に話し合いがあるということ」と呼ぶ者あり）、６月25日、はい、わかりました。この６月25日の話し合いでございますけれども、これは今お話し申し上げました多摩平団地建替連絡会と私の方で話し合うわけでございます。現時点では、公団それから東京都から担当、おのおのの担当部局、担当者に出席を要請をいたしております。具体的にまだだれというふうなことは決まっておりません。

それから、この現地事務所の件でございますけれども、これは市長の方から地元にあっ

た方が、むしろ地元の方がいろんな問題点、そういう疑問な点が直接聞けて、その方がいいんじゃないかというふうなことでございまして、考え方としては、むしろ我々が中間に入ってやる、これも一つの方法でございましょうけれども、身近なちょっとした問題点とか、そういう疑問な点につきましては、現地事務所があればなお一層そういう問題点は補えるのかなというふうな感じは持っております。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　夏井議員さんの御質問に答えた以上のことはないわけでありますが、従来、公団の申し出に対して私どもが対応し、多摩平の居住者を守り、また日野市市政としての基本的姿勢というものには全く変化はないというふうに申し上げたところであります。

いわゆる責任者の東京支社長がことしの初めごろ交代されて、新しい支社長にこの間お会いをしたわけでありますが、まだ実態がよくわかっていないなという感じがしたということをお伝えいたしました。したがいまして、大きな課題でもございますし、日野市としては豊田南の区画整理とともに大きな再開発を伴うというぐらいな位置づけで臨んでいるので、それに対するひとつ基本的な意見交換をしてみたいということを、もうこの間お答えをしたようなとおりであります。

住民の方は大変心配をしておいでになる、また市としても大きな課題でありますので、もっと意欲を向こうにも引き出すといいましょうか、責任感を持ってもらって、あちこちの経験があるわけですから、なぜ説得力のある大きな対応ができないのかということにつきましては少々疑問を持っている状況であります。

今度もっと大きな課題を具体的に協議の題材といたしまして、市民の方々、また住んでおいでの方々の不満を解消させる手段について対策を協議いたしますとともに、日野市が考えております課題についてもひとつ提言をしてみたいと、こんなふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。やはり１人も泣く人を出さないという、その立場をずっと市長はお持ちになっていらっしゃると思いますので、私は高齢化社会を迎える中で、お年寄りの方たちが大変建て替え問題には辛い思いを持っておりますので、公団の方は市の土地は自分たちでやりなさいなんていうことであると大変問題にもなると思いますが、都営住宅を建てると言っておりますので、東京都が臨海部開発の見直しをやればお金はうんと浮くわけですから、東京都にぜひこの土地を買って

もらって、都営住宅を希望する方が本当に全員が入れるような、そういう形で都営住宅を建てていただく、このことを本当に力を入れていただきたいというふうに思いますし。そして家賃の問題は、本当に公団というのはひどいなというふうに思いますね、家賃の仕組みを考えれば考えるほど。今の都市計画課の方から出された資料などを住民に示されたんですけれども、これも他の新規公団賃貸住宅の家賃との均衡を図っていくために多摩平の住宅の家賃が高くなるという、こんなひどいことはないと思うんですよ。

今、民間の家賃がどんどん下がってきているときに、なぜ同じ市内に、市営住宅があって6万5,000円の家賃が、そしてまた都営の南平都営も6階建てでエレベーターもついて、そしてお年寄りのサービスセンターも今度1階につくということで、私も一部見せていただきましたけれども、そういう中で家賃もほとんど市営住宅と同じなんですね。そういう中でなぜ公団だけが14万5,000円だと、同じ3DKで。これは皆さんもきっとおかしいというふうに思うと思うんですね。本当におかしいと思います。

そういう意味において、私はぜひ日野市の方でも、これは家賃は建設省がいろいろと見ますと、時代相当額を算定する用地については建設大臣の承認を得て、時価評価に値したとしているところですというふうになっておりますので、本当に建設省と住都公団とが一緒になって多摩平の建て替え問題で私たち市民をいじめているわけですから、ぜひ日野市としても皆さんの意向に沿った形でぜひ頑張っていただきたいと思います。住民の皆さんも応援するというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いを申し上げまして私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって15の3、多摩平団地の建て替えについての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。あすの本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。どうもありがとうございました。

午後6時40分　散会

6月14日　水曜日　（第5日）

平成7年
第2回定例会　日野市議会会議録　（第14号）

6月14日　水曜日　（第5日）

出席議員　（29名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
26番	簇野行雄君	27番	小山良悟君
28番	一ノ瀬　隆君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（1名）

25番　福島盛之助君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	企画財政部長	野中勝美君
総務部長	大崎茂男君	市民部長	田村丞子君
生活文化部長	小野宗市君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	福祉部長	藤本享一君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	加藤侃一郎君	企画財政部参事	平井忠君
公園緑政課長	吉野恒夫君	水路清流課長	奥住晃一君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	小俣雅義君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山川芳子君

議事日程

平成7年6月14日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時３分　開議

○副議長（宮沢清子君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

本日、議長所用のため、私、副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問16の１、スポーツ施設の一層の充実をの通告質問者、沢田研二さんの質問を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（沢田研二君）　それでは、通告に従いまして早速質問に入らせていただきたいと思います。

最初のテーマは、スポーツ施設の一層の充実をというテーマでございます。日野市のおくれた行政の最たるものは、文化・スポーツ分野。中でもスポーツ関係は、市民の声をそのまま伝えますならば、お粗末の限りというのが市民のスポーツに関係する人たちの、愛好する人たちの評価でございます。しかし、その分野でも、少しアイデアを施せばより有効に活用できるとしての提言でございます。内容の異なる三つの項目について伺いたいと思います。それぞれ分けて伺いたいと思いますので、よろしく取り計らいのほどお願いいたします。

まず１点目は、旭が丘・多摩平のテニスコートにナイター設備をという要望でございます。ナイターの設備といいますと、中学校グラウンドのナイター設備が年次計画に沿って進められてきております。現状８校の中学校のうち５校が完了し、大変喜ばれ使用されているところでございます。しかし、これも平成４年度で、たしかストップしたままという状況にあろうかと思います。

最近のテニスコートの利用状況を若干調べてみますと、多摩平が６面、旭が丘が３面あります。平成に入ってからの５年間、平成元年から５年までの状況を見ますと、多摩平の場合は５年間でトータルで11万5,600名、年間平均しますと２万3,100名の方が利用されております。旭が丘の方は３面ですが、５年間で５万8,500名、年間平均１万1,700名ということで、この９面のトータル５年間を見ますと17万4,000名、年間平均で約３万5,000名近い方々の利用があるという、大変活用されている施設の一つということが言えるかと思います。

そこで、利用実態及びその問題点という点で内容を見ますと、最初の１点目は、こ

れは大変いいことだというふうに思うんですが、土曜日、日曜日を除きますと、もうその使用者の大半が主婦層であるということ、これは大変結構なことではないかと思います。それから、一般の勤労者、二つ目が問題なんですが、一般の勤労者はなかなか利用できない。そして、せいぜい土曜日、日曜日だけが使いやすい状況にあるわけなんですが、それも込み合っていてなかなか思うように確保できないという大変な問題が一つあります。それから関連するわけなんですが、一生懸命働き、そして日野市に税金を生み出している、いわゆる勤労者、それもとりわけ若い人々にとってみれば、結果として何ら恩恵を受けることがないという大きな不満を持っております。それから、昨今有給休暇の取得も随分とりやすくなっておりますし、また、フレックスタイムの導入等に伴う１日の労働時間の短縮と、余暇時間が着実にふえてはいるんですが、施設がないということがために趣味を生かす、あるいは友人同士の触れ合いの場がなかなか確保できないというようなことでございまして、テニスコートに限らないわけなんですが、もろもろの施設の拡充を望む声が極めて大きいということがあります。

そこで具体的な質問でございますが、１点目に、このより施設の有効活用という面から伺いたいわけですが、テニスコートの照明設備は、数少ないコートをより活用するということに加えまして、先ほど申し上げましたような、利用者のニーズにこたえるという両方のメリットがあるわけでございますが、また一方、多摩平、それから旭が丘のコートがともに非常に民家から離れて、そしてナイターを行うには非常に環境的にも恵まれているんではないか、そういったことからしますと、夜の８時、９時ぐらいまでは可能な地域というふうに思われるわけでございますが、テニスコートのナイター設備に対する考え方を、まず最初に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さんの質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君）　旭が丘・多摩平テニスコートにナイター設備をという件でございますが、ただいまの御質問の中にございましたように、本市のテニスコートでございますが、旭が丘と多摩平の両コートございますけれども、それぞれ３面と６面ということになっております。平日は団体で、土・日・祭日が個人で使用され、年間、先ほどお話ございましたように、６年度では約４万2,000人からの方が利用されているのが現状でございます。そのほかにも、先ほどお話もございましたが、日曜、祭日には中学校のテニスコートが開放されておりまして、テニスを愛好される方々の御要望に沿えるようにというように努めているのが現状でございます。

確かにそういった現状から見ますと、現在のテニスコートにつきましては、一層の確保が必要か、こういうふうには考えているところでございます。両テニスコートの、まずナイター設備はどうかという御質問でございますけれども、両テニスコートが都市公園の中に設置されておりますので、確かに民家から離れているというようなことはございますけれども、その辺のところを考慮しながら、周辺住民の方々の、いわゆる生活環境というんでしょうか、こういったことにも配慮をしていかなければならない面もあると思いますし、それを含めまして、先ほど申し上げましたように都市公園ということから、いろいろな制約がそこにあるのではないのかな、こういうふうに考えております。

したがいまして、それらの問題等につきまして、所管をしております部署とも十分協議しながら、どういうような対応をしたらいいのか慎重に検討していきたいというふうに考えているのが現在でございます。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

今、地域住民への配慮あるいは都市公園ということのいろいろの制約というようなことも挙げられたわけなんですが、再質問いたしますが、これまで具体的に今、問題となり得るということも含めて、このテニスコートのナイター設備設置ということを具体的に検討されたことがあるのかどうかが１点。

それから、仮に検討されていないと全くわからないということもあり得るんですが、もしナイター設備を設置すると、どのぐらいの費用がかかるものかというような、そういったことの検討をされたことがあるのか。

それからもう１点、学校のグラウンドのナイター利用が活発だと思いますが、こちらの方の利用数がもしわかれば、あわせてお伺いをしたいと思います。３点についての再質問をいたします。

○副議長（宮沢清子君）　社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君）　１点目の具体的な検討したことがあるかどうかの件でございますけれども、私が実は今の職場につきましてからは、まだ具体的な検討ということについてはいたしておりません。過去においてしたかどうかということにつきましても定かではございませんけれども、ただ、２点目にも関係してまいりますけれども、昨年度、実は予算要求の時期だと思いますが、その時点で、これは旭が丘の方のコートでございますけれども、仮にナイター設備を設けた場合にはどのくらいの費用がかかっ

てくるのかなということで、一応概算の計算をしたことがございます。そのときには照明設備等、それから、それに伴いまして管理棟が附属施設としてできますけれども、それらを含めましておよそ3,000万円ぐらいの費用がかかるのではないかというような計算をいたしております。

それから、３点目の中学校のコートの（「グラウンドです、グラウンドの方です」と呼ぶ者あり）グラウンドの方ですか、失礼しました。平成６年度の校庭のナイターの関係でございますけれども、全部で１万3,948人の方が御利用になっております。合わせまして、先ほど学校のテニスコートのお話もございましたので申し上げますと、テニスコートにつきましては、全部で3,151人、大体29団体の方が御利用になっているというのが実情でございます。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

費用については3,000万程度というようなことのようでございます。中学校のナイター設備は約4,000万ぐらいだったというような記憶をしておりますが、それと比べると3,000万かかるかなというちょっと疑問がありますけれども、いずれにしましても、先ほど地域への配慮なり都市公園としての制約事項がいろいろあるというようなことも言われましたけれども、これは他市を見ても、そういうようなことでもとっくに活用されている事例があるわけですから、日野は緑と清流いろいろありますが、それがネックになってこういうこともできないということではないと思いますので、ぜひ前向きなる検討をしていただきたいなというふうに思います。

そうでなくても、わずかしかないテニスコート面でございますので、それをいかにして有効活用するかということを、当然行政側として考えるべき項目だろうというふうに思います。また、先ほど冒頭申し上げたように、若い勤労者、特にそういった人たちがなかなかそういう場を確保できないということですから、わずかな投資で大変多くの効果を生み得る施設の一つではないかと思いますので、ぜひこの実現を強くお願いをして、この質問は終わらせていただきます。

それから、次、２点目に移りたいと思いますが、浅川スポーツ広場の北側ネットの補充についてのお願いでございます。これは、広場の周囲をネットで、約高さ５メートルぐらいでしょうか、防備をしております。しかし、その北側中央部分が、高さにして約２メートルぐらい、長さにして約50メートルぐらいの部分がほかより低くなっているという実態がございます。そのために、少年サッカーなどで低い部分からボールが

広場外に飛び出して、周辺の民家に飛び込んだり、あるいはすぐわきに道路がありますので、通行人に危険を与えたりあるいは通る車にぶつがったりと、そういったことが影響して、その少年サッカー等を指導されている関係者にとっては、いつも大変気をもみながらの使用であるというようなことで、恐らく強い要望が出されてきているのではないかと思います。こんな要請を受けてのことだと思いますが、平成７年度の予算の中に既に三百三十数万円の予算を組んで、そのネットの防備を計画をしているかというふうに思います。ところが、４月から間もなく３カ月になろうかとしているんですが、一向に工事が始まる様相がないんですが、一体いつどの時期を計画をされているのか伺いたいと思います。

それから、あわせまして、これまでも何がしかのトラブルがあったと思いますが、こういった状況の中でも、万一これからそのことが原因で事故が発生したときに、市は何らかの責任をとれるのかどうか、そのことも含めてお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君）　浅川スポーツ広場のネットフェンスのかさ上げの件でございますけれども、御指摘のように北側に現在、真ん中の部分約50メートルぐらいでございますけれども、そこの高さが３メートルで、それ以外のところが、高さ５メートルのネットフェンスが張ってございます。真ん中のところが低くなっていたということは、このネットフェンスを張った当時、そこにはまだおうちがなかったというようなことがございまして、そこだけ低くしたという経緯があるようでございますけれども、御指摘のございましたようなことがございまして、平成７年度の予算で費用の計上をお願いいたしまして、約330万円ほどの予算を認めていただいてございます。これを受けまして、現在、その手続を進めておりまして、既にこういった工事をしていただける建設部の方にお願いをしてございます。聞くところによりますと、既に契約が終わりまして、遅くとも７月中にはその工事が完了する、こういうふうに伺っております。一日も早く工事が終わるように今後も働きかけていきたい、こういうふうに思っております。

それから、確かにトラブル等が起きたときに、その補償はという問題があるわけでございますけれども、例えばボールが飛び出して歩いている方に、例えばけがを負わせてしまったとか、あるいは自動車等に損害を与えてしまったというようなときには、最終的には補償という問題が出てくると思いますけれども、そのようなことのないように、これからも利用者の方につきましては御注意を申し上げ、また、設備の整備に努めてい

かなければいけない、こういうふうに考えているところでございます。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

もちろん事故が発生しては困るんですけれども、そういったことがないためにも、今の御回答ですと、７月中には完了という予定のようでございますが、間もなくといいましょうか、７月に入りますとまた夏休みも始まりますし、また一層の使用頻度も高まるというふうに思います。やっぱり基本的には、確かに新年度の予算が確定するのは３月ですけれども、それはもうもっと以前からその見通しというのはわかっているわけですから、せっかくついた予算をすぐにでも活用して、最大限安全対策を講じるというのは、これはたまたまこの場所だけの問題ではないんですが、一般的に行政にそういう状況が見られるんですが、ぜひ一日も早い完成をお願いして、この項目を終わりたいと思います。

それから、３点目でございますが、東平山三丁目１番地のＪＲの社宅跡地、これは国鉄官舎という言い方の方が通りやすいのかもしれませんが、この跡地の当面の利用についてお伺いをしたいというふうに思います。以前から、整備をして広場として活用してはどうかといったことの問題指摘も、私自身もしてまいりましたし、またほかの方からもそんな質問が出ていたところでございます。昨日も江口議員から同趣旨の質問がされておりまして、ある程度の状況を把握したところでございます。

そこで、その昨日の答弁も踏まえてお伺いをしたいわけなんですが、きのうの答弁を聞いていて、いまいち歯切れが悪いといいましょうか、きちっとした計画が本当にあるのかなというような疑問も感じたもんですから、それらを踏まえてお伺いをしたいんですが、これまで約50％程度の既に購入済みということなんですが、その購入済み費用がわかれば、１点お伺いをしたいということと、それから、残りの部分の購入年度計画が決まっていれば、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、これは以前からも話があることなんで試算をされていると思うんですが、残り部分をもし借用するとすると、どれぐらいの費用が必要だというふうに踏んでおられるのか。

以上２点について、最初に伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　購入にかかる費用でございますが、既に購入をいたしました部分、三つの部分がありますが、1,991平方メートル、これは６年の３月に購

入したものですが、これにかかりました費用は土地開発公社での購入でございますが、5億4,500万円余りということでございます。それから、さらにもう1件、1,000平方メートル、これは平成5年の3月の購入の分でございますが、これにつきましては2億9,000万円余り。それから、あとその他、先日の御質問でもお答えしました広場という形の利用が、計画ではありませんけれども、消防署の出張所の建設予定地ということで考えております分につきましては、7年の1月に購入いたしておりまして、これにつきましては4億3,300万円余りということになっております。

それから、残りの部分の購入につきましては、約5,000平方メートルになっておりますけれども、これまで土地開発公社での購入も検討はしてまいったわけですけれども、ここで東京都の新都市建設公社に市にかわって取得をしてもらうようお願いをしまして、一応確認はしておりますが、現在まだ取得には至っていないということで、できるだけ早く取得をお願いしたいというふうに考えているところです。これら残った場所も借り上げをするといった場合に、どの程度の費用かということにつきましては、ちょっと借り上げに関しましては費用の積算等はしたことがございませんので、申しわけございませんけども、現時点ではちょっとわかりません。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

これまでの購入済み費用でございますが、今の数字をトータルしますと12億6,000万ぐらいの数字になるかと思います。今後については、今御答弁いただきましたのでわかりましたが、残り部分をもし借りた場合にどれぐらい費用がかかるかというのは試算したことがないというんですが、以前に質問したときには、非常に高い。こんなに高いんじゃとても借りられないんだというようなことの答弁をいただいたことがあるんですが、その間、企画財政部長が2人、3人かわっておりますので、そういった意味では事前の情報が把握されていなかったのかなというふうに思うんですが、もしおわかりになる方、前任の企画財政部長か市長か、わかりましたら……。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　申しわけございません。ちょっと大変面積も広いものですから、高額になるというふうな御答弁をさせていただいたかと思いますけれども、用地の面積、土地の種類等を考えれば、一般的な借り上げの料金というのは積算できるかと思いますので、今この場で余り概算の数字を申し上げるわけにはまいりませんので、ちょっと試算をさせていただけたらと思いますが。申しわけございまん。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　はい、それでは結構でございます。ぜひ後でまた、もしわかれば教えていただきたいというふうに思います。

それで、その購入済みの土地はトータルすると約半分ということなんですが、実質は分散をされているということでございます。以前から問題提起しておりますように、12億を超える投資をした土地が、何年も何十年ももしかしたらそのまま放置されておるということは非常にもったいない話ではないかな。そういったことで、広場等含めたものが非常に少ないんで、何とかその間の一時活用、有効活用をするべきではないかなというようなことを盛んに提言をしているわけなんですが。

仮にですね、これもちょっと仮にの話で申しわけないんですが、今、２カ所に分散をしている土地を、もし日野市が一時使用のために、面積的に半分の部分をまとめて借りたいんだ、使いたいんだというようなことを申し出したときに、そういったことが可能性があるかどうか。そういった交渉をしたことがあるかどうかですが、要するに場所を置きかえて、面積としては半分に当たる部分を借りるというようなことが可能かどうか、そんな話し合いをされたことがあるかどうかということが１点。

それから、仮にそういうことで借りられるといいましょうか、使用できるというようなことになった場合に、約5,000平米の土地が既に日野市のものとしてあるわけなんですが、その部分を整地をした場合、その整地の費用というはどのぐらいかかるものかというようなことの試算をされたことがあるか、この２点について伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　今、購入済みの話が食い違って申しわけないんですけども、既に土地開発公社で購入済みの約3,000平方メートルですね、消防署の関係を除きまして、この3,000平方メートルにつきましては１団の土地になっております。要するに分かれてはおりませんので、これにつきましては、特にばらばらになっているということはないわけでございます。分かれておりますのは、消防署の予定地の方で購入した分でございますので、ちょっとこの際外させていただきますけれども、その余の残りが約5,000平方メートル程度あるということでございます。これにつきましては、現在、国鉄清算事業団の所有、当然そういうことになっておりますので、清算事業団は、これは売却のための用地でございますので、これを借り上げるという形のものは、ちょっと考えられないのではないかなというふうに思います。

ただ、先ほどもちょっとお話をさせていただきましたとおり、新都市建設公社等の買

収が進んだ後に、それらの借り上げといいますか、そうした関係のことは検討は十分できるのではないかというふうに思っているところでございます。

それから、日野市の土地開発公社が持っております土地の利用につきましては、先日もお答えしましたとおりスポーツ広場等の利用は十分可能というふうに考えておりますで、早急に検討を進めたいというふうに思っています。

ただ、この全体の面積を整地したり利用できるようにするためにどのぐらいかかるかということにつきましても、特に改まって積算はしてはございませんので、金額的にはわかりませんが、土地の状況等にもよりますし、実際の利用する際のどの程度整地をするかとか、そういうこともあるかと思いますので、浅川のスポーツ広場等を参考に考えれば、ある程度の推定はつくのかなというふうには思っておりますが、現在のところ、数字的な積算をしたものはございませんので、よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　これまで何人かの方が、この件に関連しまして質問をしていまして、その都度、検討します、何とか前向きにというふうなことのその都度の答弁をされているわけですね。まだ新任の企画財政部長にこういうことを言うのは大変心苦しいんですが、しかし、これはもう行政として一つの流れの中で動いている話ですからね、だからいいというものではないと思うんですが、当然こういう強い要望が市民からいろんな角度からあるわけですから、それでしたら、もし3,000平米なら3,000平米だけでもいいんですが、整地をするとどれぐらいの費用がかかるとか、あるいはその前に申し上げたのは、今3,000平米の部分と消防予定地は千五、六百でしたかな、ありますよね。それは二つ足せば5,000近くになるんですが、それが二つに分かれている。それを整地しても、二つ分けてもそれなりの使用価値があるかもしれませんが、それを一つに集約して、形の上で半分の部分、5,000平米部分をある時期まで流用させてもらう、そういう意味なんですよね。そういうこと自体が可能なのかどうかということ。これはもう売却が済むまで無理だと言ってしまえば全くそのとおりなんで、それはもう交渉なんですね。相手とのどっちみち最終的には、日野市が買おうと言ってるわけですから。ですから、そういう前提で交渉するのが本当の意味での交渉ではないかなと思う。全然、整地するにもどれぐらいのお金がかかるものかわからないとか、ＪＲの清算事業団ですか、そういうところと事前の打ち合わせもされていないということは、全くこの議場で答弁した内容が実行されていないということになるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一言説明しておきたいと思います。

浅川スポーツ広場、それから、今の国鉄清算事業団、処分を予定しております日野市が予約をしておる場所があるわけでありますが、国有地を管理しておられる当局、あるいは清算事業団におきましても、借りるという考え方ではなくて買えという考え方であります。早く買いたいわけですが、なかなか金もかかりますし、現在の土地情勢は下がる底にいつなるかという判断の要素が伴っております。したがいまして、我々は土地は減るものではないし、公的機関で持っているものは貸してくれたらどうだろうかということは、もう言うまでもない願望であります。しかも、無償で貸してくれというふうにはいつも言うわけでありますが、結論で暫定使用の借地料を払う。国当局もその点については、大変厳しいものがあります。もっと何といいましょうか、自治体側の正論で事に臨みたいわけでありますが、交渉相手ということもありますし、それから、いずれの土地も過去には、特に今の清算事業団の土地は住宅公団並びに東京都住宅局だと思いますが、要するに欲しいとよそで要望があったものを、日野市の事業を優先させて地元自治体に処分されるのが当然だという言い方で、覚悟はできております。

したがって、そういう状況の中で空き地で残したことの無為なこともよくわかっております。そういう状況の中のかなり厳しい交渉事を行いながら、それぞれの担当部局がかかわっておるわけでありまして、理論詰めで言えば、沢田議員さんのおっしゃっていることは、まことに正論そのものでありますし、我々もそうしたいわけでありますが、なかなかそのようにいかないというところに苦労の現状があるということも、ひとつ御理解をしておいていただきたいと思います。できるだけ積極的に借りるなり買い取りなりの覚悟を図って、そして、市民の用になるべく早く供したい、こういう考え方は全く同感でございます。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

以前に質問したとき、今の市長からの答弁のようなことも伺っております。非常に無償で借りること自体も大変なことであるというようなことも記憶をしておりますので、それならの一つの手法としまして、既に約半分の土地を現に日野市は購入しているわけですから、それを置きかえるような形で、その面積に相当する部分をとりあえず使わせてもらうことはできないか。もう線引きがされておりますから、絶対これ以上境界を越えちゃだめだというようなところまで厳しく言っておられるのかどうかなんです。

それと、先ほども指摘しましたように、何とかしますということを言いながらも、現実にはいろんな試算もしていない。その辺の明確な交渉もされているようには、どうも見受けられないような感じがしております。ほかのちょっと質問との関係もありますので、この件については以上にしますが、ぜひ大変強い市民要望の一つであるということを自覚していただいて、この件については強力に進めていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上で１点目、終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって16の１、スポーツ施設の一層の充実をの質問を終わります。

一般質問16の２、行政は市民の立場に立って、行政サービスをの通告質問者、沢田研二さんの質問を許します。

○11番（沢田研二君）　それでは、２問目の行政は市民の立場に立って、行政サービスをということで、質問させていただきます。

これまでもいろんな施策の中で、市民に対しての行政サービスを行うために日々努力をされて御苦労されているというふうに思います。そして、より小回りがきき、そして身近なサービスをするためということで企業公社を発足させて、４月からは株式会社として体制を整え、さらにサービス向上に努力をされていることというふうに思います。しかし、大変な努力をしていながらも市民のニーズに沿っていない、あるいはこたえていない等のものが、まだまだあるのが実態ではないかというふうに思います。その何点かについて、ぜひ市民ニーズにあわせた運営をしていただきたい、そしてこたえていただきたいということで、何点かに絞って質問をさせていただきたいと思います。これもそれぞれ内容が異なりますので、別々に分けて質問させていただきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

まず１点目でございますが、日野駅に西側改札口の新設とあわせてエスカレーターの設置をということで、これはこれまでも多くの方が質問として取り上げております。昨年の12月議会でも夏井議員が取り上げられまして、過去の経過等、詳細データを添えて問題提起をされました。それから、半年が経過をしましたので、その後の推移を確認したいと思って取り上げました。そうしましたら、本人がまた改めて再度の質問で取り上げましたので、私自身いろいろあるんで、これはパスをしようかなというふうなことも考えたんですが、二つの理由から通告どおり質問をさせていただくことにいたしました。

その一つというのは、夏井議員との質疑、今回も含めてなんですが伺っていまして、これまでもそうだったんですが、今回も極めて的確な指摘をしているなと思いながらも、残念ながら答弁の方は、いま一つ不明瞭でありますし、また余り話が進んでいないなというような感じがいたしました。

それから、いま一つは、これまでも何人かの問題提起があるわけなんですが、恐らく私だけではなくて、ほかの議員の皆さんも日野駅を何とかしてくれといったようなことの依頼は、それぞれに相当たくさんあるんではないかということで、この問題を私が取り上げるのは初めてなんですが、そんな意味も含めて質問として、改めて取り上げました。毎日利用されている人からいたしますと、いつも狭いあるいは不便、危険といったようなことを感じながらの利用だということでございます。ときどき議会でも話題になるようだけれども、一体いつ改善されるのかといったようなことを、多くの市民の皆さんが注意深く注目、かつ心待ちにしているということを十分認識していただきたいということの意味も含めましての問題提起でございます。夏井議員も言っておられたわけですが、要望するポイントというのは私も全く同じでございます。すなわち利便性もさることながら危険性の面から早急に改善が必要ではないかということでございます。

そこで、具体的な質問に入りますが、先日詳細な説明がありました。しかし、大変恐縮なんですが、長々と詳細過ぎてよくポイントがわかりませんでした。そんなこともありますので、整理まとめの意味で簡単でかつわかりやすく、改めて答弁をお願いできればなというふうに思います。簡単だけでも困るので、わかりやすくですね。

具体的には、その後――その後というのは昨年の12月議会までの筋はある程度理解しているつもりなんですが、それ以降半年経過しているわけですから、若干前のものにさかのぼっても構いませんが、その後の経過、どんな経過があって、そして現状がどうなっているのか。また、今後どんな見通しとして考えられているのかということを、簡潔に再度説明いただければありがたいと思います。ます１点目、お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さんの質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　この問題については先般、確かに夏井議員さんから御指摘をいただいたところであります。いわゆるＪＲ、新会社がスタートしまして８年というわけでございますが、会社の方針としまして経営基盤の確立ということを目標としておりまして、設備投資はできるだけ抑制するというようなことでございます。確かに日野駅の改札口の問題につきましては、日野駅全体の改良という視点から解決する

のが一番望ましいわけでございます。改札口を改めて、現在ある北口１カ所に対しまして、例えば南側の豊田寄り、ガード下に南口を設置するとか、あるいは西側の広場の方ですね、ここに設置するとか、こういうことにつきましても確かに現状では、ＪＲ側として私たちに答えているのは、改札口の問題については、現在の会社経営の状況から見て、改札口を集約しまして、そして効率的な運用と管理を図っていくということを前提としているんだ。日野市の現在の改札口、確かに夏井議員さんから御指摘があったとおり混雑と危険性ということが指摘されているわけでございますが、ＪＲ側としますと、現在の日野駅の乗車人数、これが１日当たり２万8,468人という中で、現在の改札口で十分対応が可能であって、新たに改札口を設置する計画はない、こういうふうに言っておるわけでございます。したがって、将来的にも拡充するとした場合、これでも現在の改札口を改良することでその対応をする、こういうことでございます。

したがって、私どもとしましても、最終的に抜本的には日野駅の改良という中でターゲットを求めているわけですけれども、再三再四議会からも指摘がございますとおり、不便さ、危険さ、これを緊急避難的に対応できないか、こういうことを私は最近は申しているわけでございます。長期的には、やはりＪＲの方の長期計画に乗らなければ実現しないわけでございますから、その辺の交渉が非常に難しいわけです。したがって、今申しましたとおり、今の状態を少しでも緩和するという中で緊急避難的にどっか１カ所でもいいですから、現在の改札口とうまくマッチした中でその緩和ができないか、こういうことで話を進めてまいっているわけでございます。いずれにしましても、この改札口につきましての事態の改善、これにつきましては強力的にお願いをしていくということでございます。

次にエスカレーターの関係でございます。このエスカレーターにつきましては、この改良工事と同時に話は進めているわけでございますけれども、日野市から平成元年の12月に日野駅にエスカレーターを設置していただきたいという要望をいたしました。そして、その後、翌年の平成２年の２月に追っかけて豊田駅についてもエスカレーターを設置していただきたい、こういう要望が出されておるわけでございます。それに対しまして、ＪＲの方では、現在中央線32駅ございます。そのうち10駅、だからパーセントとしまして31％ぐらいになりますか、10駅についてもう既にエスカレーターあるいはエレベーターの設置を進めております。多摩地区で見てみますと、吉祥寺から高尾の間14駅あります。そのうち４駅が既に設置されてございます。これは三鷹と国分寺、国立、国立はエスカレーターではなくてエレベーター、それから立川ということになってござ

います。そういった中で日野駅について、これにつきましても設置基準、いわゆる段差が５メートル以上、１日の乗降客数が5,000人以上という中で、基準にも合致しているわけですから、したがって、ＪＲとしてもどういった位置に設置するかということで、日野駅全体のホーム、それから階段並びにコンコース等をいろいろ精査しました。それで、現在のところ、予定場所としましては立川寄りの階段については幅員が３メートル、それから豊田側、これについては３メートル20という中で、一応豊田側の３メートル20の中でエスカレーターの設置ができないかどうかということで、技術的な検討に入ったわけです。入ったわけですけれども、エスカレーターを設置してしまいますと、工事中、その階段を閉鎖せざるを得ない状況でございます。ということは階段幅が狭いわけでございます。エスカレーターも幅が１メートル50というふうになりますので、工事をする場合でも、仮設等の関係がございまして、どうしても工事をするにはそこを閉鎖せざるを得ない。その閉鎖された場合の乗降客の安全性、これを確保するためには、仮設階段をどっかに設けなきゃならないだろう。こういった検討もなされておりますが、軌道敷を横断して西側におろすわけですから非常に難しいわけでございます。一たんホームの上に上げて、高圧線を横断するということですから、相当高くなります。そんな関係がございまして、ちょっとこの問題についても難渋しているわけですけれども、ただ、私どもとしまして、これを打開する方法としてエレベーターはどうだろうかということで提案はしたわけですけれども、エレベーターについても改札口を通ってすぐ右側の植木を抜いて軌道敷をくぐってホームに出すということで検討もしていただきました。検討したわけですけれども、エレベーターを設置してしまいますと、立川側の方も約25メートルから30メートルが、乗降不能になるということでありますので、その場合には、豊田側にその分だけを延伸するという、こういった線路の移設を含めた技術的な困難性があるということで、今日ではその結論が出ずに至っているわけでございます。

一方、豊田駅の関係でございますけれども、豊田駅にそういった日野駅の現状の中で、ＪＲ側の方に対しまして要望の中の一つでもいいですから実現をということで、豊田駅につきまして技術的には比較的問題がないということで、これから日程調整をしていきたい、こういうような意向が示されてございますので、日野駅が重点的なんですけれども、そういった機会がきましたので、豊田駅について実現する方向で進めていきたい、こんなふうに思っております。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

大分具体的な答弁をいただいたんですが、ちょっと確認をします。

今の答弁の中にはなかったんですが、先日の夏井議員とのやりとりの中で、たしかＪＲはようやくこちらサイドの聞く耳を持ち出したというようなことの表現があったかと思います。この半年ぐらい何回ぐらいＪＲと、その今のお話のようなことも含めてされているんだと思うんですが、何回ぐらいそういったことの話し合いをされているんでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　本年に入って、直接行ったのは５月12日なんです。それで、その後行った中でいろいろと向こうでも私どもの提案に対して電話等で照会の回答というか、対応についての話がきております。そして、いろいろと中央線の現状についても資料を送付していただいたり、そういった状況にもうなってきております。ただ、これがきっかけとなってうまく前進すればいいわけですけれども、いずれにしても、現在聞くような耳を持ち得ておりますので、できるだけ接触する中で進めていきたい、このように思っております。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ちょっとよくわからないんですが、最初は５月12日で、それ以降四、五回ですか、ちょっともう一回確認。それ以降、照会、話し合いをされているということですね。はい、了解いたしました。

それからもう一つ、先ほどの説明の中でも、日野駅の毎日の利用者が二万八千数百名。そして、これは先ほどの説明ではなかったんですが、前回の夏井議員の答弁の中を引用しますと、管轄する359駅だったかと思いますが、ある中で乗客の多いところから順次改善をしていきたいと考えているというようなこと。それから、これはきょうも答弁があったんですが、62年の４月に民営化されて以降８年間で、経営の健全化の中で設備投資を極力抑えた形で行ってきているということでございます。これは、もう両方とも経営する側の立場といいましょうか、主張からすると全く当然のことで、だれしも考えるべきことだろうというふうに思います。

しかし問題なのは、数の論理もいいですし、また経営の健全化も理解はするんですが、一番の今問題とすべきところは、安全対策を省いてまで経営の健全化云々ということに対しては、大変な問題があるんではないかなというふうに思うんですね。

先ほどの答弁だと、ＪＲとしてはさほど危険なところではないというようなとらえ方をしているという説明もあったんですが、本当にあのような上下含めたら１本しかない

ホーム。しかも、ああいう構造の中で、しかも改札口の周辺も狭い。また、駅そのものの敷地がなくて、これも以前やりとりがあったように、公道が駅の一部として使われているような状況、これをもって危険でないというようなことが本当に言い切れるのかどうか、その辺はもっともっと実態を知らせていくべきではないかと思うんですが、そういった具体的なことのコメントが向こうからあったのか。あるいは逆にまた、何回かお話し合いをされている中でそういう問題提起をされているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　危険性の問題というか、いわゆる改札口の周辺における混雑さ、こういった観点につきまして、私たちは私たちなりの見解のもとにＪＲに対して意見を申し上げているわけですけれども、ＪＲ側としましては、安全性にかかわるというより、今の人数、１日の乗降客数の中で今の状態で特に問題ないんだ、こういうような見解を出しているわけでございます。

本来的には、あの改札口自身も確かに老朽化してきておりますので、その老朽化に対する対応については、逐次部分改良という中で決まっていくんだという話もございます。そういった状況でございます。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　安全性の基準だとかいろいろあると思うんですね。１日の乗降客の数が云々といっても、駅そのものの広さとかいろんないろんな兼ね合いで、何かその基準的なものがあるんだろうと思うんですが、ＪＲ側としての言い分は当然相手の言い分ですから、当然そう言うでしょうけども、それに対して、市の窓口責任者として、その辺をやっぱりきちっと反論すべきことは反論をして、そうは言うけどもこうではないかというようなことを、ぜひ進言していただきたいなと思います。もちろんやられているとは思いますけどもね。それで、ＪＲへの要請事項としていろんなことがあるんですが、例えばの話、駅周辺の自転車の放置の問題がありますね。これは日野市は大変な財政負担をして、その駐輪場を確保したわけです。これ本来でしたら、ＪＲが企業責任という形でやってもいい事業のはずなんですね。ところが、その後、条例が変わって責任が明確になったわけですが、この駐輪場をつくった時点では、まだそこまで明確ではなかったような気がしておりますが、そういうことを一つ考えても、ＪＲももっと真剣にこちらの言い分に対して耳を傾けてしかるべきではないかなというふうに思うんですね。それから、市としても当然、そのことを盾にというとちょっと語弊が

あるかもしれませんが、もっと強く進言してもいいんではないかなというような気がいたします。

それから、エスカレーターの問題も先ほど触れましたが、これはいろんな事情からすると、やっぱり物理的に今のままの改造というのは非常に難しいなという感じは、それはいたします。ですから、当然、これは新改札口との兼ね合いでセットで動いていかなければならないことであることも、これはもうわかります。それで、実はきのう、江口議員が駅のエスカレーターのことについて関連して質問いたしましたら、市長の方からみずから、日野駅についての声が聞こえつつあるといったような趣旨の答弁がされました。この部分について、少し詳しく市長からお答えいただくのがいいのか、担当参事から答弁いただくのがいいのかわかりませんが、その事前の夏井議員のときには全く触れていなかったことが、二、三日後にその問題がぽっと出てきたものですから、具体的にどういうことなのか、もう一度少しわかるように説明いただければありがたいんですが。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（平井　忠君）　先ほど申し上げましたとおり、日野駅のエスカレーターの設置、それから、エレベーターの設置、これはエスカレーターが趣旨で最初は検討がなされたわけですね。そして、先ほど申し上げましたとおり、いろんな困難性が出てきた。それはちょっと打開できない。（「先ほどの説明が、今の内容なんですか」と呼ぶ者あり）そうそうそうそう。

そして、その対応策ということで、エレベーターを私の方で持ち出したわけです。ところが、先ほど申し上げましたとおり、エレベーターを設置されるホームの部分が一部使用できなくなるということで、これについても、やはり技術的にその分を代替として取りつけるには八王子側へということになりますので、線路の移設とか、そういった問題で非常に困難性がある、難しい、こういうことを申しているわけでございます。そういった中で出てきたのが豊田駅の話なんでございます。とりあえず困難性があるので、豊田駅の方について協議に入りましょう、こういったことでございます。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

せっかく出てきた芽があるわけですから、もう豊田も同じような問題を抱えておりますので、ぜひそれはそれで進めていただきたいんですが、今、メインとして出されている日野駅の改造につきましても、ＪＲ側との見解の違いはあるにしましても、いろん

な困難がある。しかし、その困難を調査、実態をつかむまではある意味では、これは事前調査ですから、そっからじゃつくるためにどういう方法があるのかというのが、本来の交渉ではないのかなと思います。

大変な御苦労されていることは、もう十分わかりますけれども、ぜひＪＲの主張に負けない必要性を主張していただいて、新改札口、できるだけ早い機会に何とか了解を得るように努力をしていただきたいということを申し上げまして、この質問を終わって次に移りたいと思います。

二つ目は、商工会館、それから労働会館の建設についてでございます。

今回の不況、極めて深刻な状況にございます。ことしの年初め、ようやく景気の回復の兆しが見え始めたという期待もあったわけなんですが、阪神大震災、それからオウムサリン事件、超円高、そして、これは賛否両論あるところですが都市博の中止、こういった景気の回復にとってはもう足かせとなるようなことばかりが連続して発生しております。いまだその回復の見通しが全く見えないというのが現実ではないかと思います。こういった実態のときこそ、行政として地域産業の育成策に協力すべきではないかというふうに思います。その具体的な施策として商工会館、労働会館の建設を行って、商店会、工業会、労働者等々の健全育成のための指導及び支援をぜひ行政として行うべきではないかというふうに思うわけでございます。日野市内の商店があるいは産業が、そして、そこに働く人たちが発展し、そして潤うということは結果として、市の財政に大きな影響をもたらすことになるわけですし、また行政の指導、支援は重要な一つの先行投資と言ってもいいのではないかというふうに思います。

そういった観点から、両会館建設に関しての計画について、まず最初にお伺いをしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　第１点の商工会館の建設についてでありますけれど、現日野市商工会が商工会館という施設をお持ちであります。この施設も非常に手狭になっておるというような中で、一つの建設計画を持っております。そこで、市の方に平成４年の７月でありますけれども、趣意書提出がございました。その現商工会館、これは昭和48年に建てられました施設であります。そうした中で、長い年月の中で商工会の会員さんも多くなっておる。また業務量も非常にふえておる、こういうような中で建て替えの計画を持っております。土地は85坪ばかりの土地の中に100坪ばかりの床面積を持った現施設であります。これをどうにか建て替えたい、こういうようなことであり

ますけれど、その場所では用途的にもまた建ぺい率的にも、計画は床面積200坪ばかり、こういうような計画の中では不可能だ、こういうような現状にございます。

市としましても、商工会の果たす役割とその重要性というものを十分認識をしております。また、そうした中で、ただいま申し上げました商工会も商工会館の建設に向けて課題を持っております。この課題と申しますのは、商工会館の現規模ではあの場所では無理なんだ、こういうことにつきまして、今日まで商工会の方と建設に向けまして協議を重ねております。市としましても、中小企業の期待にこたえるためにも、地域産業振興の拠点であります商工会館の建設に向けまして、今後ともできる限りの支援をしていく考えであります。

次に労働会館の建設についてでありますけれど、勤労者に関します施設は、東京都は勤労福祉会館というのを持っておりますが、三多摩では立川、府中、国分寺、昭島、五日市、羽村の６市にございます。この施設は体育やレクリエーションなどに活用されておりまして、その運営というのも財団法人の東京都勤労福祉協会というところに委託をしております。東京都では、この他に、広域型勤労者福祉施設の構想がありまして、今年度から調査、検討が開始されているというふうに聞いております。

御質問の労働会館につきましては、多摩地域の自治体には存在していないというふうに認識しておりますけれど、市の第３次の基本計画案の中にも予定はされておりませんが、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。以上であります。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　商工会館の方なんですが、今後とも支援をしていきたいという御答弁なんですが、具体的に平成４年の７月に要望書が出されて、また具体的な200坪ぐらいが必要だとかといういろんな条件があるわけですが、具体的にどんな形で支援をしていく計画なのか。もしその辺が明確になっている部分がありましたら、ぜひ伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　あらましの考え方を、一応お答えをしておくべきだろうと思っております。

先日、日野市商工会の毎年の総代会というのがありまして、その場で私があいさつの中で触れた事柄でありますが、これまで日野市は過去の歴史から言いますと、水田地帯であり、しかも営農で地域文化が長い期間を通じて発展をしてきた。今日、都市化に

向かって農業政策、農業振興よりも、消費者に向けての商工業政策が大変重要な方向転換の機会に向かっておる。したがって、現在の今まで耐えてこられた商工会の事務所につきましても、一定の方向づけを行って用地を紹介をしてあげたい、こういうような内容であります。その方式は、現在の持っておられる事務所を東豊田地域の市民施設に置きかえる。それにあわせて別のもっと、何といいましょうか、ふさわしい場所を提供したい、その腹案は一応できておりますが、いずれ近いうちにやや内容のある御説明をする機会を持ちたい、こんなふうには思っております。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

商工会館については、今市長の答弁のように、かなりまだ公表できる段階ではなけども、相当前進できるような、期待できるような含みの答弁でございましたので、これはこれでぜひ推進していただきたい、先ほど申し上げましたように、こういう状況のときこそ、本当に行政の支援が必要なことではないかなというふうに思っております。

労働会館については、大変厳しい状況にあるわけなんですが、特に、私は名称には全くこだわりませんけれども、例えば産業会館のような感じで複合施設的なものとして、そういったものを本当は１カ所、どんとできれば一番いいんではないのかな。それは、例えば今、商工会館の方はかなり具体的に検討されているということなんですが、その産業会館的な発想からしますと、その中に、まさに今、労使一体の時代ですから、労働関係の事務所もあり、また農業関係も、また勤労者互助会だとか観光協会だとかシルバー人材センター、国際交流等々、場合によっては女性センターも含めて、生活文化部にかかわるもののみならず、行政に関係するもろもろの団体組織の事務所を一括してその中に含めて、そして、共用できるような大小さまざまな会議室を確保しますと、これはもうまさに一つの拠点として連携もとれるというようなことで、一つ一つ分離をした建物をつくるよりは、はるかに将来にわたってむだのない建物になるんではないかなと思うわけです。

商工会館は、今御説明いただいたようなことでございますので、ぜひこれは個別にでも早急に進めていただきたいと思いますが、その他のものについては、そんな発想も必要ではないかということを提言をさせていただきたい。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去の議会の場でも、その意味に触れた考え方を申し上げておるわけでありますが、豊田の南区画整理事業の中で、3,000平米、1,000坪の市民施

設の場を設ける予定をいたしております。その場所に、以前の議員さんの提案で勤労福祉会館的なものを位置づけたらどうかということも提案されておりますから、いずれ複合文化施設になることは、言うまでもないわけでありますけど、東の区画整理事業、それから中の豊田南区画整理事業、それから西の西平山区画整理事業、それぞれ区画整理事業の一つのシンボルになるような、そういう地域施設をつくる用地は予定しております。保留地ですから、これもまた買わなければならないわけでありますけど、そういう中に、いわゆる中規模コミュニティー施設、あるいはそういう機能を持つ施設が考えられるということは、かねがね考えてきておるとおりでございますので、そのこともちょっと御紹介を申し上げて、お答えにさせていただきたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ぜひ、その線で進めていただきたいと思います。

この質問に対してのまとめとしますが、大変経済的に厳しい時代に入っております。しかし、これはもうたまたま今、経済背景が大変だということではなくて、ある意味では、これからの時代はこんなものと見るぐらいの引き締めが必要ではないかというふうに思います。であるならば、やっぱり行政は市民と一体となって一緒に学び、そして一緒に考える、そんな時代が到来しているんではないかなというふうに思います。単に税金を吸い上げるだけの行政ではなくて、多少無理してでも財政基盤確立ということの目的のために、投資が必要な時期ではないかと思います。これから迎える高齢化社会あるいは一層の福祉推進というようなことを考えますと、そういったことを抜きにして、従来の延長行政ではあってはならないというふうに思いますので、ぜひひとつそんな観点からも、この政策を進めていただきたいということを要望して、最後の質問に移りたいと思います。

最後の質問はバス路線の充実でございます。ちょっと時間が余りなくなってしまったものですから、大分飛ばしますが、要は、現在、市内連絡バスの運行、補助金として6,400万円を助成をしております。４本のミニバス路線が運営されているわけなんですが、つい最近できた新路線を別にしまして、俗に言う市内路線、これは高幡から平山城址に行く路線、それから日野台路線、それから三沢路線という三つの従来からの路線がございます。この三つの路線の年間の利用者数というのは52万人を超えているというようなことを伺いました。大変な利用者であるなというふうに思うわけなんですが、そこで、大変基本的な質問で申しわけないんですが、連絡バスを運行する本来の目的というのを、どんなところに置いておられるのかということを改めてお伺いしたい。

これは、不便地域の解消というのは、これはもう当たり前のことですから、それはちょっと除きまして、どういうことをターゲットとしてどういう目的なんだということをごく簡単に、時間もないもんですから、まず御説明いただきたいと思います。

それからもう一つ、年間50万人を超える利用者に対して6,400万の補助、そして、この補助は有効な税金の使い方というような考え方をされているか、あるいは無駄あるいは過剰投資だというふうに考えておられるか、この２点について簡潔にお答えいただければありがたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　市内の連絡バス等の目的でございますが、これはもちろん言うまでもなく不便地域の解消ということでございますが、その不便地域というその不便さを感じておられる方々をどう見るかということですが、これまでバス路線の設定につきましては、特に日中の時間帯、市の施設、もちろん市の施設のみならず、都の施設とかいろいろあるわけですけども、主としてそうした公共的な施設を利用する際に、自家用車といいますか自分で車が運転できないとか、そういう方たち、そういうお年寄りとか主婦の方とか、日中市内で生活を主にされる方々の足の確保を、まず第一義的にはしていくということが、その不便地域の解消とつながって設定をされているというふうに考えております。

それから、補助の意味につきましては、当然この第１点の目的に沿った範囲で、行政がコストを負担するということにつきましては、その限りにおいて、大方の市民の方々の御理解が得られる範囲での補助ということで、決してむだな投資とか、そういうふうに考えているわけでもありませんし、むしろ多くの方々に積極的に利用していただきたいというふうに思っておりますし、それなりの効果が出てきているというふうにとらえております。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　ありがとうございました。

私も、これは有効かむだかということからすれば、決してむだではない。しかし、必ずしも完全な有効とは言い切れないというようなとらえ方をしております。（「そんなことないわよ」と呼ぶ者あり）その理由なんですが、一つには、これは先日、中谷議員からも指摘がありました。市内連絡バスの朝夕の時間の延長というのを、ぜひ検討いただけないかということで、これについては先日一定の答弁がございましたので、改めて時間の関係もありますので問いませんが、要は、なかなか難しいということが結論だっ

たと思いますが、では難しいのはわかるんですが、どうすれば可能になるのかというようなことを含めたいろんなシミュレーションをしてみる必要があるんではないか。例えば、朝７時ぐらいから動かして夕方８時、９時ぐらいまで、もし一路線動かすと幾らかかる、全路線そういうふうにすると幾らかかるとかといったような試算をしてみる必要があるんではないか。そのことで、やっぱり無理だとか可能だとか、いろんなことが出てくるんではないかなと思います。

それから、当然京王としてみますと、運転手の確保とかいろんな問題があると思いますが、その辺の限界がどうなのかというようなこと、あるいはプロの方が見たときに、そういう時間延長しても、全く乗客を見込めないからだめだという判断なのか。それから、あわせて昼の時間の60分から70分に１本という運行、これは一般のビジネスだとか、あるいは日常業務でほとんど使えない時間帯なんですね。せめてやっぱり30分に１本ぐらいであれば、そういう人たちにも使える。そうしますと、やっぱり倍増しても、それなりの乗客を確保することができるんではないか。そういう具体的な詰めをしながら、やっぱり無理なのか可能なのかというようなことを、ぜひ進めていただきたいということで、これは問題提起ということにさせていただきます。本当でしたら、いろいろ答弁もいただきたいんですが、時間の関係でお願いをしておきたいと思います。

それから、２点目に新しい路線であります高幡不動から日野駅の一番橋路線とでもいいましょうか、これの市立病院までの延長の件でお願いがございます。これも非常に市民要望の強い路線延長の一つではないかなと思いますが、これは具体的な検討をされているのかどうかということと、あわせまして従来から南部地域に医療機関の設置をということの強い要望がございます。その要望に対する当面対策ということからしても、この路線延長というのは、ぜひ早急に必要ではないかと思うんですが、このことについての計画なり考えがありましたら、これも恐縮なんですが簡潔にお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　この病院までの延長につきましては、これまで正直申し上げて、この路線の開設を重点的に交渉してまいりましたので、その問題があるということ十分認識する中で話を進めてきております。この件につきましては、京王とも交渉を現在進めております。もちろん、その中で先ほどの増便の方の御指摘と同じような問題が、同等の問題を含んでおるわけです。単純に延長いたしますと便数が減ってしまうとか、そういうふうな問題が出てきておりますので、さらにもう少しいろんな方法をといいますかね、前段で御指摘があったように検討の方法を広げて、さらに交渉を続

けていきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　沢田研二さん。

○11番（沢田研二君）　最後に、高幡不動から実践女子短大経由をした日野駅の路線の件でございますが、これも先日、中谷議員から出されていることなんで、これは要望という形で出しておきたいと思いますが、要は、今、一般営業路線として短大前の方にとまっているわけなんですが、この市役所前からそこまで距離にして約400から500メートルあるんですね。ですから、この距離をお年寄りが歩く、あるいは雨の降った日、また足の悪い方とかいろんなことを想定しますと、大変な距離であるというふうに思います。そんなこととあわせて、やっぱり昼間もあるいは市民会館のいろんなイベント、行事の中でも、やっぱり大変不便であるという指摘が、あらゆるところからあるというふうに思いますので、市民会館の利用度を上げるということだけではなくて、日中の市役所を利用する皆さんの利便を図るということも含めて、ぜひこの件についても積極的な話し合いをしていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

最後に、私自身は今この新しい４本目の路線も含めますと、恐らく年間60万人ぐらいの利用者が6,400万円の投資で潤っているわけです。これが、たとえ１億になっても倍になっても、私は決してむだな投資ではないというふうに思っておりますので、ぜひそのことを含めた前向きな検討をお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって16の２、行政は市民の立場に立って、行政サービスをの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時29分　休憩

午後１時４分　再開

○副議長（宮沢清子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問17の１、21世紀への福祉ビジョンについて問うの通告質問者、吉冨正敏さんの質問を許します。

〔５番議員　登壇〕

○５番（吉冨正敏君）　それでは、21世紀への福祉ビジョンについて問う。少子高齢

化社会に対応する地域福祉の充実について問いたいと思います。前回、福祉と建て替えの吉冨ということでやってまいりまして、また定番の福祉の質問から初めさせていただきたいと思います。

毎回の一般質問の中で、私は森田市長を明治の偉大な先人ということで、大変高く評価をしてまいっておるんですが、先般、もう一人の偉大な方、東京都知事がやめられまして、青島幸男都知事が誕生いたしました。そして、その青島都知事は普通の常識といいますか予測といいますかを覆しまして、都市博が中止になるという公約を初志貫徹するという（「偉い」と呼ぶ者あり）大変すばらしい事件と申しますか、事態というのが起こりました。私も上さんと一緒にテレビを見ていまして、どちらかというとミーハー的にすげえなあという感じで見ておったんですが、（「まずいな、それはな」と呼ぶ者あり）まだひよこですから、よろしくお願いしたいと思いまして。

そんな中で、ふと我に返りまして、そういえば市議会も森田市長は少数与党の中で全部公約を二十数年通してきてんだなと、（「偉いでしょう」と呼ぶ者あり）大変なもんですねということに私は気がつきました。（「いいとこ気がついた」と呼ぶ者あり）そうすると、もう二十何年もやってらっしゃるんですから、森田市長は青島都知事の数段上のすばらしい決定権を持って市政に当たっていらっしゃるというふうに勝手に解釈をしております。（「気づくのが遅い」と呼ぶ者あり）済みません。

そのようなことでいつも、きょうも傍聴席にいるんですが、多摩平の自治会のおばちゃんに「一般質問でいつも言いっ放しで、あんただめだよ」ということで、いつも怒られているんですが、そんなようなこんなで、テレビを見ながらどっかのおサルさんみたいに一人で「反省」というような形で考えておりました。

森田市長は、この前も言いましたように加賀前田100万石よりも大きい予算を動かしている森田日野の上120万石のお殿様として、いろいろな決定に、公約に自信を持って決断を下していらっしゃる方だというふうに思っております。日野市では、公文書に日野市長森田喜美男殿というのを「殿」をやめて「様」に変えたというふうに思っておりますが、実態がお殿様ですから「殿」と書かれるのをいやがってんだなというふうに勝手に解釈をしております。解釈が違ったら担当部局の方で、「吉冨さん、解釈違うよ」ということで後で教えていただきたいと思います。

それでは、本題の福祉の方へ入りまして、３月の議会で所信表明に関して幾つか質問をさせていただいたんですが、その中で、藤本部長の答弁の中にエンゼルプランの認識の中で、「日野市版エンゼルプランを今後作成していかなければいけないと感じている」

というふうに答弁されております。その地方版エンゼルプランの件なんですが、話は少しそれまして、この５月に私の方の三多摩の私立保育園の協会というんですかね、それの総会がございまして、東京都三多摩地区保育連合会というのがございます。それの副会長に私なりまして、南多摩地区担当の副会長ということで、八王子、多摩、稲城、町田の担当ということになりました。そのついでといっては何なんですが、東京都社会福祉協議会に保育部会というのがございます。そこで、常任委員になりました。その中に、総務委員会というのがございまして、それの副委員長をすることになりました。（「おめでとう」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

で、本題へ戻りまして、その東社協の総務委員会の中で、地方版エンゼルプランについて東京都の補助金が、平成７年度交付された。そして、幾つかの市町村が事業認可をされて、地方版エンゼルプランの事業に取り組んでいるというお話を聞きました。３月の一般質問の中で、日野市版エンゼルプランを作成したいというお話がありましたので、日野市においては、今後どういう取り組みでどのようにしていくのか御答弁お願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　９月の議会だったでしょうか、さきの議会でお尋ねのときにお答えいたしました日野市版のエンゼルプランということで、これの今後のことについてということでのお尋ねでございます。

今、お話の中にもありましたように、27市の中では３市が、本年度この策定の意向があるということで、補助金の対象ということで市町村の場合には、１件200万円の定額で補助があるというふうに伺っております。日野市では、東京都が本年度の計画策定に取り組むということで、今進められております。それから、国のエンゼルプランを基本として、さらに地域性のある東京都の独自の施策が組み込まれたものになると思われますので、この東京都の計画の内容を十分考慮した上で、保育関係機関の意見等、また今、三多摩私立保育園連合会の副会長さんとか、また、東社協の方の総務の方の副委員長さんをなされたということで、大分要職にもつかれているということでございますが、いろいろの分野から意見等を十分に参考にして、そして、この計画を、児童育成計画を策定していきたい、こういうふうに考えております。時期的にいつでき上がるというふうに、ちょっと今申し上げられませんけれども、そういう意見の収集、そういうようなことから始めていきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　27市中3市ということで、多分実験プラントみたいな形で、どこかが手を挙げられたんだと思います。ぜひ平成8年には日野市もその仲間入りができるように、福祉の方で御検討いただきたいということで、次へ移りたいと思います。

前回、言いっ放しの部分で、ちょっともう一度聞きたいなというとこなんですが、日野市では緊急一時保育を前年度ですか、始めました。で、緊急一時でなくて緊急を取った一時保育をぜひ検討お願いしたいというのを、前回発言したと思います。部長の答弁の中には触れられてなかったように、ちょっと議事録で見たんですが、育児休業法、何か日野市の就業規則も改定になるということで、育児休業法、産休明け保育等、年度途中の入所に関係いたします一時保育について、ぜひ実施を検討していただきたいということを再度お願いをしたいと思います。近隣の市町村では、既に一時保育実施を、年度途中の一時保育というんですかね、実施をされております。日野市において今後実施をされる旨、検討中でも構いませんし、御答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　一時保育の件でございますが、今、緊急一時保育を始めたばかりでございますが、これには、この名前がつく上で補助金の関係とかいうものがございました。今お話がありましたように、年度途中等の保育でどうしても一時的に保育をというような実情が出たときに、この補助金の対象になるのかならないとかというようなことも、また調べたいし、その需要度といいましょうか、ニーズがどのぐらいあるかというようなことも、もう少し詰めさせていただいて、できるだけ早い時点に解決をしていきたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　まだ三多摩でも余りやられていない保育事業だというふうには聞き及んでいます。八王子等ではもう実施をされているそうですので、日野の方も、ぜひ実施に向けて御検討お願いしたいと思います。

それと、次へ移りまして、3月議会の一般質問の中だったと思うんですが、左入に特養ができるということで50床というふうに私が言ったように議事録になっていまして、こけら落としに行きましたところ100床、それから、特養の複合施設であるということで、ちょっと私の知識が違っていたということで訂正を願いたいと思います。そして、総工費が17億弱というように聞き及んでおります。ちょっと決算書はいただいてないんでよくわからないんですが、それで、予算委員会のときにも言ったと思うんですが、多摩川苑福祉ゾーンの試算が50床単独施設、特養老人ホームオンリーで42億円という

まま。これを早く下方修正、単価修正等をかけた方がよろしいんではないですかということを言ったような記憶があるんですが、その辺のすぐお隣の市町村ですので、どういうふうになっているか、福祉の方で何らかの調査、研究されておりますでしょうか。もしなければ、これからいたしますでも構いませんので、大変バブルのときの予算のまま福祉ゾーンの計画がとまっているということに、ちょっと問題があるなということで質問させていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　特養老人ホームの建設を予定しています多摩川苑の件でございますが、これを具体的に進めるにつきましては、設計の段階に入った段階でこの積算が出てこようと思いますが、その前にいろいろな形で調査を綿密にして、見積もりといいましょうか、そういうものとかいった段階の中で、この金額が今予定しているより大幅に変わるものについては、その時点で計画を修正していきたい、こういうふうに思っています。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　50床単独で42億円、100床複合で17億円ということで、どっからどう計算してもつじつまが合わないというのが現実です。ぜひこれから本設計ですか、入る場合は、貴重な税金ですので１円でも安く出していただくということでよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、学童保育の土曜日の件、日野市学童保育連絡協議会会長、中川直子さんから、日野市長、森田喜美男殿に土曜育成に関する要望書というのが出されていると思います。私も前の議会から言っていたんですが、何か却下されたというように聞き及んでおります。学童保育の土曜日、なぜ合同保育なのか、単独ではできないのかという論旨がどうも明確じゃないというように聞き及んでおります。早い話が、職員体制が整わないから来てもらっちゃ困るよというのが、暗に――暗にですよ、伝わっているというふうに聞いております。私も教育の方が専門じゃないんでよくわからないんですが、小学校が土曜日休みになりました。それに対して、教育の方でいろいろ能書きがあると思います。それと、福祉の方の学童保育と論旨のすり合わせ等をやっておるんでしょうか。あんた土曜日だからおうちで見なさいよという発想で当たられているのか。学校が土曜日休みという論旨に合わせて、学童保育も土曜日はこういう特別メニューを組んで学童保育の統合を展開しているんだとかいう、そのような論旨があるんでしょうか。その辺について、ちょっとお聞かせを願いたい。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　学童クラブの土曜日の保育の件でございますが、現在21の学童クラブがございまして、月曜日から土曜日まで、なお12時から５時までということで育成を行っております。また、夏休み等の学校休業日につきましては、午前８時半から受け入れておるのが実情でございます。土曜日の育成に関連しましては、労働時間の短縮について、国の誘導により公務員については完全週休２日制が進んでおるというんですか、ほとんど実施されているところでございますが、日野市でも平成４年７月から実施しておるところでございます。民間企業等におきましても、徐々に労働時間の短縮による土曜日の休業が進められているということでございます。こうした中で、土曜日は兄弟あるいは地域の子供たちと過ごすなど、学童クラブの利用者は、現実の問題としてうんと減っているところでございます。また、育成に携わる職員もできるだけ土曜日は休めるようにしていきたいというものが一つございます。土曜日に休めない職員については他の日に振りかえるというようなことで、やりくりをしているところでございますが、土曜日の育成につきましては、学童保育連絡協議会と過去からずっと話し合いを続けてきております。何度かその条件を変更しながら、昨年の６月から現在の方法になっております。それは、第２土曜日、学校の休みの日ですが、５館の児童館及び児童館までの距離によって、遠いところ３カ所の学童クラブ、あわせて８カ所でこの合同保育を行っているところでございます。この合同保育につきましてはいろいろ御意見があるところでございますが、また縦の関係、それから今まで会ってない子供たちと会えるとか、やはりプラスの面もございます。また一方、慣れないとこへ行くので行くのがおっくうだとか嫌がるとかということをおっしゃる、また保護者もいるというようなことで、なかなか難しいところでございますが、相当プラスの面もあるというふうに考えておるところでございます。

児童館を使っての合同育成につきましては、それぞれのクラブでの育成と比べまして、スペースも、また遊具等の面でも恵まれておりまして、それから、ほかの子供たちとの触れ合いもできるなど、日ごろの育成にない体験ができるということで、私どもはこの児童館の保育を続けていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、現在、今も出ました父母から要望書が提出されております。また、話し合いの上で学童の健全育成におきましてさらに努力し、今８件のものをもう１件、目下検討中でございます。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏君。

○5番（吉冨正敏君）　通告をしていないので、教育の方に聞くのは申しわけないんですが、教育の方で学校は土曜日、休みだと。それに対して、教育としての土曜日休みの論旨があると思うんですよね。それと、統合保育というのは職員側の問題、もろもろの問題があるというのはわかりますよ。そうすると、じゃ児童館で土曜日が学校お休みだという中の土曜日、学童保育に対するメニューとかテーマとか目的とかというのを、少し教育委員会の方の方と御相談されて考えるというのが必要だと思うんですよね。どうしても福祉の方は福祉の発想で物を見ますから、やはり教育と福祉が連携してこういう形で展開をしますというのがほしいんですがね。そういう検討をぜひしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　今も現在、社会教育部の方と連絡をとったりして、このカリキュラムを決めまして、今、具体的には相当細かい内容で、この週休２日制の土曜日には、特にいろいろな催しを必ず組み込んでございます。これは、社会教育の方とも連携をとって用意をしておるところでございます。これからもさらに連携はとりたいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　現場の方々は一生懸命努力をされていると思うんですが、その大きなテーマがないもんで、父兄と誤解があると思うんですね。「土曜日来ないでちょうだいよ」という声を「土曜日来てください。こういうメニューでこういうことをやっていますから、あなた安心して土曜日出勤してください」という、そういう投げかけというんですかね、それをぜひ学童の方で考えてやっていただきたいというふうに思います。

あと、去年、保育園の口座引き落としができまして、そしたら学童保育だけ置いていかれちゃったというような苦情がきております。学童保育の保育料の口座引き落としというのはできないんでしょうか。私は「保育園と一緒に実施になります」と返事しちゃったんですね。そしたら、違ったということで若干突き上げをくらっております。どういうふうになっていますでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　今、ちょっと細かいことを用意をしていないので正確に申し上げられませんけれども、たしかこの部門を今検討しているというふうに伺っておるところでございます。細かい内容、ちょっと今用意がどこまでいってるのかわかりま

せんので申しわけありません。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　ぜひ同じ保育課に払うお金ですので、システムは同じだと思いますので、実施をよろしくお願いしたいと思います。

次へ移りまして、12月議会と3月議会と両方でちょこちょこっとお願いはしゃべったんですが、私もあんまり強くは押さなかったんですが、アトピーの関連と、それから小児の24時間の医療体制はどうなっているかということで、再度お聞きしたいと思います。ここここへきまして保健所の法律が改正されまして、要は保健所が撤退をするということで、業務は日野市の方へ移管になる。住民からいえば、保健行政の後退であろうという印象はあると思います。（「後退じゃないよ」と呼ぶ者あり）そして、予防接種の個人接種化が始まりました。そうすると、今までですとならなかったような病気にいろんな子供がなります。で、今核家族で熱を出した子供を抱えて、お母さんたちが夜の夜中を走り回るというのがどんどんふえてくると思います。そのような中で、24時間の体制、夜間休日診療等、どのようになっているでしょうか。よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　とりわけ乳幼児の医療対策というのは重要な課題であるというふうに思います。市の休日診療所でありますけれど、これの平成5年度の実績を見ましても、受診者の73％という数が小児科ということであります。救急医療体制というのは、突発不測の傷病者がいつでもどこでも、その症状に応じまして必要かつ適切な医療が受けられる救急医療機関、これは3病院でありますけれども、市立総合病院、花輪病院、石塚病院であります。これを基本としておりますけれども、それをさらに補完するために、一時救急医療対策といたしまして休日急病診療、これは休日の昼間でありますが午前9時から午後5時、それから、休日準夜診療であります。これはただいま申し上げました休日の準夜間午後7時半から午後10時半であります。それから、急患のテレホンセンターの体制をとっておるということであります。それに加えまして、東京都の対策といたしましても一時救急医療対策、これは外来でありますが、まず夜間診療、平日の夜間であります。これは午後5時から翌日の午前9時、小児科、これは八王子小児病院であります。それから、休日及び土曜日の夜間につきましては、午後5時から翌日の午前9時、小児科、八王子小児病院、それから清瀬の小児病院、こういうような体制もとられております。

それから、２次のまた救急医療対策としましては、休日の診療、入院であります。休日の昼間午前９時から午後５時、これは内科、小児科ということで、輪番の医院さんが受付体制を持っておる。それからまた、夜間の診療、入院であります。休日及び土曜日の夜間、午後５時から翌日の午前９時ということで、小児科としましては八王子の小児病院、清瀬の小児病院がそうした受け入れを持っておる、こういうような医療対策がとられておるという状況にございます。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　小野部長の名答弁で、体制が完璧であるというようにはお聞きするんですが、それが子供を持っている親たちにどのように伝わって、そういうものがあるというのがＰＲですかね、そういう部分が行き届いているんでしょうか。なかなか今の若いお母さんたちは、そういうものに関しては疎いですからね、幾ら行政の方で受け皿がパーフェクトであったといたしましてもわからない。消防署に電話する、あちこち電話する、広報に載っていますといっても広報はとってないですからね、今の若い方は。と、右往左往する。じゃ、市立病院に電話する。市立病院は外科しかいません。たらい回しになるということが、現実的には起こっているというふうに思います。それをぜひせっかく体制が完備されていますので、もっとうまく市民の方が活用できるようにしていただきたいというふうに思います。

今回、市立病院が建て替えになるという中に、ぜひそういう情報センターみたいなものを、こちらですかね、企画を入れていただくとかということをしていただければと。生活保健センターというのはありますけどもね。やっぱり普通のお母さんは、病気といえば病院、病院といえば市立病院と、これはもう三段論法で間違いなく答えが出ますから、そこへ救急センターなり救急情報センターなりがあって、ではここへ行きなさい、あそこへ行きなさいというようなサービスが体制が組めるというのをぜひ次の段階として、市立病院の企画の中へ組み込んでいただければというふうに思います。

病院さんはどちらでしょうか。とりあえずお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　現在、病院の建設につきましては、基本的理念、機能等にもわたりまして、検討のための調査を進めております。関係機関ともその中に入る機能等についても検討を進めてまいりますので、これらの項目についてもその中で、そうした関係のところから出てくるのではないかというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　ぜひそういう機能ですかね、検討を加えていただきたいと思います。それと、勝手なお願いなんですが、今の病院に院内保育所があると思います。高野さんはよく御存じなんですが、せっかく院内保育所があるんで、それを一歩進めて幼児保育をぜひ病院の新築の中に考えていただけませんでしょうかね。今、病児保育というのは問題になっていまして、保育園には看護婦はいるんですが医者がいないということで、ちょっと病児保育はちゅうちょしているというのが保育園側の現状です。親からの希望はたくさんあるんですね。医者はもう平気だよと言うけども、まだ登園許可証は出せないよというその灰色の何日間の間に、有給休暇がなくなって会社が首になっちゃうというのが、今の現状です。この不景気ですから、何を理由にして首を切るかというのはもう明白ですから、ぜひ院内保育所を一歩進めた形で市立病院併設の病児保育所を検討していただければと思います。

○副議長（宮沢清子君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　先ほどもお答えしましたとおり、建設関係の機能その他については、それぞれこれから検討を進めてまいりますので、個々の機能につきまして、ここで入れる入れないということはちょっと申し上げられませんけれども、関連のことについては、一通りの検討がなされるというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　それでは、市長の方にお願いをしておきたいんですが、病院、これから何年もかかると思うんですが、そういう多機能の病院ということで、ぜひ市長の方に頭の隅っこに置いていただきたいと思いまして、市長のお答えをいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　吉冨議員さんの冒頭の発言で評価であるか、激励をいただいた感じがしておりますが、私は地方自治は民主主義の学校である。あるいは地方自治は民主主義のまた可能性の宝庫であるというような理念に立ちまして、勉強させていただいておるわけでありますが、必ずしも十分に市民要望にこたえ得ているかどうか、常にそのこと心しながらお務めをさせていただいておるつもりであります。今、御提案という21世紀に向かって、地方自治の中で福祉社会をどのように構成していくか、こういう大きなテーマに立って提言をいただいておるというふうに受けとめております。

確かに高齢化、また少子化社会ということではありますが、ことしの統計では、前年の実績よりも子供さんの出生がふえたということで、大きな曲がり角にきているとい

う感じもするわけでありますので、地方自治の立場はますます全市民に対して、何といいましょうか、まんべんなく福祉こそ、最高の政策として整えていくということは、重要な課題だというふうに考えております。

緊急一時保育あるいは学童保育所が土曜日を十分こたえていない、この点につきましては、今の福祉部長の答弁でも、必ずしも満足のいくものではないというふうに思っておりますので、なお一層具体的に即した施策を進めていかなければならない、こう思っております。

病院内の、今病院内保育所というのがございますが、これは病院内で働く人の子供さんの保育をしておるということと、もう一つのさやか学級という、これは学校教育の延長でございますけど、長期入院の児童をこれに専任の教師がついて勉強のお相手をする、こういう仕組みでございますので、ますます機能を高めていくということが、一つの特色になっていくというふうに思っております。いわゆる病児保育をという要望でもございますが、いわゆる病児の状態、確かに長期入院もあるだろうと思っておりますので、今後の病院の運営の中で課題にしていくべき提言だというふうに承っておる次第であります。病児保育というなかなか新しい困難な課題だというふうには思うわけでありますが、長期の入院になりますと、いろいろなまた要望も出てくるに違いない、このように理解をいたしまして、それにこたえられる病院機能をつくっていくことが必要だというふうにお伺いをしているところであります。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○５番（吉冨正敏君）　病児保育のことは、病院事務長の方がよく知っていますので、後で市長、よく説明を聞いていただきたいと思います。ぜひ病院の計画の中に組み入れていただきたいと思います。以上で終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって17の１、21世紀への福祉ビジョンについて問うの質問を終わます。

一般質問17の２、多摩平地区のまちづくりについて問うの通告質問者、吉冨正敏さんの質問を許します。

○５番（吉冨正敏君）　多摩平団地の建て替えの問題について、お聞きをしたいと思います。定番ですので、よろしくお願いしたいと思います。

またテレビの話なんですがね、この間見ていましたら、ブータン紀行というんですかね、ヒマラヤの方の国のあれなんですがありまして、やっと鎖国をやめて開国をしたという珍しい国の話だったんで、おもしろくって見てたんですが、その国が日本とは立地

条件や時代背景が違うんで一緒にはしませんが、文明開化をしない、富国強兵をしないという日本と全く違う道を、今この平成に歩み出すというような番組だったんですね。どなたか見た方がいると思うんですが、その中でブータンの国王が、幸せという幸福ですね、それをテーマに国をつくっていくんだというふうに言っています。で、今ごろこんな言葉を使うのかなと思ったんですが、「グロス　ナショナル　ハッピネス」という言葉を使っていまして、結局、日本型のＧＮＰ重視の援助はノーサンキュー、私たちは地道にやっていきますというようなお話だったんです。日本と全く違う道を開国と同時に歩んでいく。日本も時代背景が許せば、そういう形で開国をしてくれば、終戦50年決議云々なんてこともなかったのかなというふうに思います。それは時代背景が違うんで、一概には言わないということで。

そんな中で、森田市長は、公共の福祉のために多摩平団地を建て替えると言っています。これはＧＮＰ型、富国強兵型の日本の今までの政府のやってきたことと全く同じことを言っている。とても革新日野市政の二十数年の森田さんの言葉ではないなというように、私はがっかりしています。その中で、「グロス　ナショナル　プロダクツ」の方を選んだ市長に、６歳から多摩平で病院の前の道が舗装されない前に、そこで野球をしていた鼻ったれ小僧なんですが、どうしてもＧＮＰ論で多摩平を建て替えるということに納得がいかない。これは森田さんの政治信念が変わっちゃったのかなというふうに、私は思います。人間、年とともに変化をするとは言いますが、何で変わっちゃったのかなというのは、大変疑問に思っています。ＧＮＰですから、何か「Ｐ」の方でいいことがあったのかなと。「ハッピネス」よりも「プロダクツ」の方を選んだということですから、その辺は建て替えが進んでいくうちに明らかになるのかなというふうに思います。

さて、毎回の議会でお聞きをしているんですが、日野市の建て替え対策本部の報告をまずお願いをしたいと思います。３人目ですから、もう言っちゃいましたよということでもいいんですけども、端的にお願いをしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　私が多摩平の建て替えにつきまして、建て替え事業は公共の福祉という大きな事業として位置づけておるというふうに申し上げたところ、それを早速、経済成長型の発想だという御指摘でありますが、全く違うということだけちょっと述べておきたいと思います。

国にも自治体にも、当然いろいろな福祉政策があるわけでありまして、特に住宅政策

は、これは量的にも質的にも、国が大きく依存をする、役割を持つというべきものだと思っております。我々も市営住宅という小さな住宅政策を行っておるわけでありますが、市内に自治体としての将来像を描きます場合に、一定の市民の人口構造がある。人口が減るようになっても、これもいけないと思いますし、また、一時のような自然破壊によって、団地や住宅地の造成をしたということの誤りも、よく今日身にしみて受けとめておるわけでありまして、多摩平の場合、比較的土地も広く環境もよく、そして、まだ住宅を求める方が国民層にたくさんおられるということによって、住宅公団の増戸計画というものがおのずからあるわけであります。したがいまして、住宅を求める方に、いわゆる政策住宅として提供する、こういう国の政策を代行する住宅公団に、ある程度のそういった理解をもって対応するということは、私は自治体として当然とるべき姿勢ではなかろうか、こんなふうに思っておるわけでありまして、何か乱開発に手を貸したり、あるいはいわゆる都市化と言われる受け入れ方について、一定の大きな規制を求めておるということも御承知のとおりであります。

その一番主役の一つは、全戸を賃貸住宅にしてほしいということの了解であります。それからもう一つは、いわゆる多摩平の今の環境をなるべくいい点を残すために、樹木を最大限に残してほしい、こういう言い方であります。もう一つは、簡単な言葉で言えば、お困りになる方がない形で建て替えを進めてください、こういうことでありますので、いわゆる高度成長型あるいはますますふやすという意味での政策ではないというふうにお考えをいただきたいと思っております。

国の住宅政策を担当する住宅都市整備公団として、大きな事業計画があり、毎年何戸建てるという国からの当然の指示があるはずでありますし、その形を多摩平の場合は増戸という形で提案があるわけでありますから、それを認めることはもう最大の協力である。その最大の協力には、また最大のまたサービスをもってこたえてもらわなきゃならない、こんなふうに考えておるわけでありまして、今回の議場で御質問にもお答えをいたしておりますが、我々が構えて対策、提案を待っておるのに対して、ちょっと意気込みが弱過ぎるなということを感じたというふうに申し上げました。

団地に居住しておられる方々に、なるべく不安や将来に対する懸念がないようにということで、最初の話題といたしましては、当然、弱者対策といいましょうか、低家賃対策ということを提案をしてみておるわけでありますけど、先日申し上げましたとおり、それは都営住宅の第２種型あるいは市営住宅でも同様という規模のことかもしれませんが、土地を買えというから、とんでもない話だというふうな認識を持ったということで

ありまして、具体的なそれらの解決のために、むしろ積極的に試みるだけのことは試みて、そして判断をしたい、こう考えております。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　前のお二方のときに聞いたような言葉で短略的に言っていただきまして、ありがとうございます。

革新日野市政が、国の施策に全面協力をしてやっていくということで、大変どういうふうに変わっちゃったのかなということは、やっぱり私はわからないなというのが現実でございます。本来ですと、（「国が寄ってきた」と呼ぶ者あり）国が寄ってきても、普通は協力しないねというのが、森田さんのイメージカラーだったんですけどね。

（「それは誤解だ」と呼ぶ者あり）その話は長くなりますんで……。

普通ですと、団地を改修したり補修したり、それから、古くなったところをどうしようかという話をしてくれる森田さんだというふうに、団地の人は思っています。いきなり国から言ってきたから「ああそうですか。では御協力しましょう、4,800戸にいたしましょう」ということをする森田市長だとは思っていなかった。本当に、だから森田さんはＧＮＰになっちゃったのねというのが、団地の皆さんの今の現状でございます。ぜひ市長は市長のお考えで国の方針にのっとって進めていかれるという、今言明ですので、やっていただきたいと思います。

いきなり市長の御答弁があると私も思ってなかったんで、ちょっと頭の中が混乱をしておりますが、前回のペンディングで市長が協定書に判こを押さなくても団地の事業が進められるという市長答弁があって、私は調査をしてくださいというのを部長にお願いをしたと思います。その件はどうなりましたでしょうか、それは大事な問題ですので。市長が建て替えの住民側のバリケードにならないということの証明やいかにということですが、いかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　開発指導要綱、日野市が持っております一つの指導基準でありますが、民間の開発企業に対して協定書というものを結ぶことになっております。そういう形のものを作成するとすれば、判こを押すということになります。信頼関係で言うことは一切承知した。法律的な契約関係ということになれば、当然判こということになりましょうし、許認可ではありませんので、果たして公印を押すことがあるのかどうかという点は、これからの推移だろうと思っておりますけど、大きな課題をお互いが了解し合ったというときのあかしとして、一般に双方が調印をするということが、日本

人的約束の形式であるならば、そういうふうにいたしたいと思っております。相手の出方次第だというふうに、またこれも考えてよろしいんではないかと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　ちょっと玉虫の答弁でよくわからないんですが、協定書がなくてもいいあってもいい、押してもいいし押さなくてもいい、相手次第という理解でよろしいんですか。私、ちょっと意味がよくわからないんですが。私たち団地の住民の理解は、市長が何かの書類に判こを押さないと、団地は着工できないんだというふうに理解をしていたんですね。そうすると、何かの書類に判こを押すものはない。あるかもしれないしないかもしれないし、押さないかもしれないし、何でもいいんだよというふうに聞こえたんですが、そういう理解でよろしいんですか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　法律で定めた許認可事項ではないわけであります。日野市としては開発指導要綱、これを持っているから防御の時点で調印をし合うということは、現実に行っております。それから、都営住宅とかいわゆる公共住宅等の関係で、特に協定書を用いたということは、果たしてあっただろうかということを振り返ってみておるわけでありまして、何か市民要望、あるいは日野市としての要望のあかしを明確にするという意味で、やっぱり調印行為の形式をとるべきだということが、有力であれば、当然そういうことはやっていくということになろうかと思います。私はどちらかといいますと、調印よりも信頼関係こそ大切だ。だから、大きな原則を立てて、その原則の範囲で日野市民の御理解がつけば、それこそそのことの方がむしろ大切だ、こんなふうに思っております。

住宅公団をみずからの土地にみずからが管理をする国民の財産である公営住宅をつくるわけでありますから、それをより具体化するために、開発指導要綱も当然出番がくるということもあると思っております。そういう意味で、たしかに調印が約束のあかしになる、あるいはそのことを多摩平の関心事になっているというようなことがあれば、そのとおりで結構だと思っておりますが、法律行為ではないという意味で……（「何言ってるかわからないよ」と呼ぶ者あり）許認可ではないということだけは言っておるわけであります。（「わかる」「全然わかんないよ、そんなの」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　慣例で書類があって判こを押すとか、法律があって判こを押すとかという行政の行為として云々ということを聞いているんじゃないんですよね。多

摩平の自治会は「あんたたちは公団と直接交渉をしなさんな」と言われているんですよ、市長から。「私が全権を持って市長として公団と交渉をしていくんだ。あんた方は直接交渉をせんでええよ」と言われているんですよ。だから、最後の判こを押す権限を市長に委託しているというふうに、我々は思っていたわけですよ。だから、市長が判こを押さない限り、公団が勝手なことはしないんですよね。市長が判こを押す以上は、団地の要求も全部ちゃんとクリアをして、のめないものはあるかもしれませんよ。100％のめと言ってるわけじゃない。その中である程度、市長として団地の要求もクリアした中で、わかりましたということで団地と市が調定をやって、儀式かどうかしりませんが、判こを押すというふうな理解をしているんです。その件はいかがでしょうか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。（「わかりやすく」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美男君）　許認可という意味で、私は判こを押す機会はないんじゃないかと思うというふうに申し上げたわけですが、約束を表現した資料としてつくるということであれば、判こを押すということで御安心をいただく手だてはつくりたいというふうに考えていいと思っております。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　どうもよくわかんないんですけども、（「中身をよく勉強しろよ」と呼ぶ者あり）森田さんの――そちらの森田さんの言うとおり、中身の問題なんですね。公団の言いなりに市長が判こを押しちゃったら、何の意味もない。（「そんなことするわけないでしょう」と呼ぶ者あり）それはもちろんですね。（「もちろん」と呼ぶ者あり）その中で、（「だれかが混乱させている」と呼ぶ者あり）団地と今自治会とは何ら接点がない。今度……（「接点があるじゃないですか」「話し合いしてるんじゃない」と呼ぶ者あり）市のやっていただける会に、団地と……（「そのための話し合いをしてんでしょう」と呼ぶ者あり）私の発言の時間なんで……。団地と都営の方が来て四者会談を開くということになっているそうです。いつだったかな。6月26日の1時半から市役所会議室でやると、例の連絡会をやるというふうになっています。そこで、公団の方、東京都の方が来て一方的にお話をするのかどうするのか、中身の進行まで私は知らないんですが、そういうのが初めてあるということで、団地の自治会の方も大変どきどきしています。一方的に、公団の方がこういう計画で建て替えますから、はいよろしくとはやらないだろうなというふうには思っていますが、それをやられちゃったらどうしようかなというのもあります。（「そんなことするわけないじゃない、市が間に入っているのに」「うるさい」と呼ぶ者あり）

我々住人としては、市長を信じられないところへ来ているんですよ。だから言ってるんですよ。判こを市長が押すとどうなるんですかというのは、やっぱり判こ社会日本ですから、拇印の方、サインの方いらっしゃると思いますが、判こあっての日本ですから、あえてお聞きをしている。

今、市長は判こということで発言いただいたんで、自治会居住者の100％とは言いませんが、ある程度の納得がいった時点で、公団と契約だか協定だかしりませんが、やって、市長の責任を持って判をついて団地の建て替えがゴーになるというふうに理解してよろしいですか。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そのように、ではいたします。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　ありがとうございます。

自治会ニュースにぜひ書いてください。大変今、ありがたいお言葉をいただきましたんで、市長の判こが自治会、そして居住者のおおよその方の同意を持った上で押して、多摩平の公団の事業が開始に移行するという論旨は、確約をいただきました。ぜひ市長は先頭になってやっていただきたいと思います。

これが団地の方の今の心情です。この心情が市長に伝わったというだけで、私はきょうの一般質問がもう全部終わっちゃったなという気分で浮き浮きしておりますが、1点、私の今、頭の中で疑問に思っていることがあるんで、それをぶつけたいと思います。この一般質問の中で、あちこちの区画整理の話がいっぱい出てきます。そうすると、私は団地の住人なんで土地持っていないので、区画整理よく知らないんですが、何か減歩というんですか、公共の福祉のための減歩ということで、大体3割弱ですか、土地がなくなるというように勝手に理解をしているんですが、違ったら違ったと言ってください。で、多摩平の団地は区画整理ではない、何とか開発行為だと。普通、30ヘクタールの区画整理だと、どのぐらい普通の人は取られちゃうのかな。ちょっと大きな田畑を持っている方は、1,000平米だか1,000坪だか取られちゃうというふうに、ちょっとお聞きしたんですが、そうすると、日野市の一般住民の発想でいくと、公団は30ヘクタールの3割の土地を減歩されるんじゃないのという単純な計算を思いつくんですが、（「最高49」と呼ぶ者あり）49ヘクタールですか、済みません。49ヘクタールの3割減歩というと、どうなっちゃうのかなというのが、今、浮かんでいるんですが。それは、法的云々は今置いときまして、その部分に対して公団は、市に、そして団地の住人に協

力する義務があるんじゃないのかなというふうに思います。法的権利、法云々は今問いません。その辺は部局の方のが詳しいと思いますんで、これはあくまでも感情論ですので。そうすると、その３割を公団がどういう形で我々に、日野市に、そして住民にフィードバックしていただけるのかな。それをぜひ考えていただきたいと思います。都営や市営を建てるのに、公団は、金を出せ売ってやるぞと。では、普通の人が学校用地だ、公共用地だといって減歩で３割取られるのが、これは法の下の義務だと。何かすごい矛盾しているんですね。（「違うよ、それは」と呼ぶ者あり）ちょっと違うけどね、感情論だから勘弁してくださいね。（「勉強してから質問した方がいいよ」「そうだ」と呼ぶ者あり）そういう感情論が、今団地の方はあるんですね。そういものを、ぜひ都市整備の方で団地の方と話し合ってください。都営住宅、都がつくるんだろう。市営住宅、市が土地買うんだろう。だから、らちが明かない。では、どうするのという、これは堂々めぐりなんですよ。

さっきの、市長は判を押す、権利も義務も何なもい、法的何もないというのと同じなんですよ。やっぱり住民が市に頼る、市長に頼るというのは、法と感情のすれすれの部分をいかに政治理念でやってくれるかという部分だと思います。これは、例の青島さんの都市博中止という部分の発想だと思います。何なら、森田市長が今から団地の建て替えは中止というふうに言っていただければ、それで我々団地の人間は万歳ということになるんですが、それもぜひ期待をして、この問題を終わりたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって17の２、多摩平地区のまちづくりについて問うの質問を終わります。

一般質問17の３、地域に根差した産業育成について問うの通告者、吉冨正敏さんの質問を許します。

○５番（吉冨正敏君）　この３番目の産業振興についてというのは、例の豊田駅北口の再開発の問題でして、うちの野球部のエースとキャッチャーがもう質問しちゃったんで、私はピンチヒッターの補欠としては、なかなか質問する部分が残っていない（「今期からレギュラーだよ」と呼ぶ者あり）ああそうですか、ありがとうございます。とりあえず内野ゴロぐらいねらって質問したいと思うんですが、この間、商工会の総会に行きましたら、市長が商工会館を建て替える。移転先の土地のめどがついた。将来は、商工会を商工会議所にしていきたいんだ。大体アバウト、そんな趣旨だと思ったんですが、そういうあいさつをされました。私も「へえ」と言ってびっくりしたんですが、この間も中谷議員の質問の中で、商工会と日野市が両輪になって地域の産業振興をやっ

ていくという言葉がありました。去年、予算委員会で「日野市の地域産業振興どうなってんですか」と言ったらば、「計画は策定中であーりません」というような答弁だった記憶があるんです。何か重大な計画変更があったんでございましょうか。

私は青年会議所の出身ですから、商工会議所になる方がありがたいんですよ。商工会議所の青年部が青年会議所ですから。今、私、商工会の青年部と青年会議所とダブルメンバーなもんですからね、(「役職が多いわね」と呼ぶ者あり) 大変なんですよ。ぜひ商工会議所になっちゃった方がありがたいなと思っています。そして、日野市と商工会か商工会議所かわかりませんが、その自転車の補助車ぐらいの力にはなりたいなというふうに思っています。

商工会議所があるまちと商工会があるまちでは、中小企業のたしか政策が全然違うというふうに、私は理解していたんですが、商工会議所をつくると市長が言明された以上は、何らかの事業変更があったんでしょうかね。将来の夢をお語りになったのかなというのもありますが、その辺はいかがでしょうか。時間がないので、市長の方。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市は、今日の規模の都市化を進んでおるわけでありますが、将来は、生産面におきましてもそうですが、消費面の行政がいよいよ、いわゆる商工振興という形で大切になってくるというふうに認識をしているということを申し上げました。大企業は、市内にもう既に幾つもあるわけでありますが、大企業は商工会のまた会員ではないわけでありまして、大企業も中小企業もともに一つの会員という形で、商工を中心とする生産あるいは消費の地域社会、また大企業は大きな国際社会まで活躍していただく、そういう意味で、日野市の産業行政のレベルというのは飛躍の展望が十分ある、そういう意味で申し上げたわけでありまして、商工会、今組織率が50%少々だということでありますし、商工会自身にも会員となって恩恵を受けたという実感がしないと、組織率の率を高めることは難しい、そういう意味で全体に、いわゆる会員になることによって発言の機会もあり、政策施策の見返りもある。これが振興の一つの原則だと思っておりますので、そのような方向を目指そう、こういうことであります。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　残り時間がなくなってきたんで、もう一度ちょっとお聞きをするんですが、50%を切りますと商工会は解散というのが、これがれっきとした商工会法にございます。たしか今50.02%だか、五十．何とかだと思いました。それだけ日

野の商業に工業に活力がないというのが現実です。それを商工会議所に持っていこうという、今大手さんですと、日野自動車が入っているだけで東芝、富士電さん等々入ってないですよね。たしか八王子商工会議所の方へ入ってらっしゃいますから。そうすると、たしか従業員何人かん人という規模があって、それで商工会議所をつくっていくというと、今の組織率50％のうちの約50％の方は商工会議所を継続できないんですね。では、それに対して、どういう中小企業政策をお考えなんだろうかなというのもあります。もちろん大きい会社が商工会議所ということで、日野の産業経済に発言権を持って、市と両輪となって経済発展していくというのはすばらしいことです。では、中小零細はどうするのかなというのもあります。単純に商工会を強化育成していくならば、商連とか土建とかいろいろあります。そういう連合会と共同してやっていけば、商工会は活性化します。今1,800万でしたか、指導員の給料しか払っていないような状況で、どうやって日野市の産業経済育成ができるんですか。今度の補正予算で何かすばらしい事業が出るんですか、予算がつくんでしょうか。日野市のつけてくれたのは、たしか秋の産業まつりの何百万のお金だけ。それすらも、やっと出していただけた。前からやっていた観光協会の方の新撰組のまつりなんかさっさと切られちゃった。それといってこいですから、大して変わらない。金は出さない、何はしない、かにはしない、希望だけは産業育成、中小企業振興、今バブル崩壊ですから市からお金は借りたいですよ、低金利ですから。銀行から、頭を下げてもなかなか貸してくれない。日野市ならば、商工会の会長の判こがあれば貸していただける。いつから日野市は悪徳金融業者になったんでしょうかね。（「あら、いいのそんなことを言って」と呼ぶ者あり）私はそういうふうに思っちゃうんですね。50％をやっと維持している商工会を、90％、100％にもっていくために、市としては産業経済課を先頭に立て地域産業振興をやっていく、そういうお言葉をいただきたかったんですが、いかがでしょうか、市長。

○副議長（宮沢清子君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　ただいまの御質問でございますけれど、地域振興に対しまして、特に中小企業、小規模の事業者でございます。条例を設けた中で一定の業務というのを、商工会を委託しておるのも事実であります。先般も一般質問の中で、その実績の大なることも御報告申し上げたとおりでございます。これからも商工会館の建設に向けての支援ということもございます。積極的な支援策を持って、産業振興に取り組んでいくという考えであります。

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　市長からのお答えをいただけなかったんですが、商工会議所が日野にできるという日野市長の思い入れだけでも感謝しなきゃいけないのかなと思います。三多摩に商工会がある中で、日野の商工会が一番古いんです。隣の多摩の商工会はこの間、商工会議所になっちゃいました。今、この近隣で残っているのは日野だけです。商工会の会員が情けないといえばそれまでなのかもしれませんが、日野だけ商工会という形で低迷をしております。ぜひ市長のお力で商工会議所にしていただきたいと思います。そして、商工会議所にする目的があって商工会館を建て替えるならば、援助いたしますなんてけちなことは言わないで、沢田議員だったかな、産業会館と労働会館というお話をしていました。私も同じような発想を持っています。

多摩平の建て替えに何でもかんでも相乗りしちまえという、言い方は悪いんですけども、多摩平の駅前の商店街、京王ストアの並びですね。あそこへ団地に14階建ててもらったらいかがですか。それで、八王子のそごうの駅ビルみたいにして、下の方に核店舗で何か誘致して、中間ぐらいは商工会議所とかいろんな団体を入れる。そして、会議室やらホールやら、総合センターができるんじゃないですか。それで、さっき一生懸命、3割減歩ぐらいの臨時的な負担は公団がすべきじゃないかというのを、さっき言ったんですが、ちょっと区画整理とごっちゃになっちゃって大分苦情が出たんですが、それくらいの構想は市長としてしていただきたいですね。14階許可するよ。そのかわり下半分よこせよ。そこへ多摩平出張所を入れるよ。そうすると、八王子のそごうにあるものは全部そろうんですよ。あそこが多摩平銀座なんですよ。私が35年前に来たときは、あそこが多摩センターだったんですよ。高島屋があって伊勢丹があって丸井があって、みんなあったんですよ。今、八王子にある立川にある店舗は全部多摩平にあったんです。あそこが多摩の銀座通りだったんですよ。ぜひ多摩の銀座通りの復活を市長の力でやっていただきたい。団地に14階、そごうみたいなのをつくらせてくださいよ。それができないで、どうやって商工会議所つくるんですか。頼みますよ、市長。（「それは、市長にお願いすること自身が無理だよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢清子君）　答弁お願いいたします。市長。

○市長（森田喜美男君）　今、方向づけをするためのいろいろな考え方を持って、とにかく相手が話題に応じてくる、そういう状況づくりをしたいと考えております。

（「そんな程度だよ」と呼ぶ者あり）

○副議長（宮沢清子君）　吉冨正敏さん。

○5番（吉冨正敏君）　とりあえず答弁をいただきましたんで。ぜひ多摩平のあそこ

の商店街のとこに、今、八王子そごうの建物、何て言うんでしたかね。あれと同じものはつくっていただけるというふうに解釈をして終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって17の３、地域に根差した産業育成について問うの質問を終わります。

一般質問18の１、万願寺土地区画整理に関連して問うの通告質問者、土方尚功さんより取り下げの申し出がありますので、これを取り下げます。

一般質問19の１、高齢社会対策24時間ケアに向けて、緊急を要する痴呆性高齢者のケアについて問うの通告質問者、橋本文子さんの質問を許します。

〔18番議員　登壇〕

○18番（橋本文子君）　今や厚生省でさえ、高齢者に対して24時間のケアをやっていこうという決意を始められ、この間、二、三の市で実験を行われたというふうに伺っております。世論構造研究会の要介護者の家族実態調査によりますと、介護場所は６割が在宅介護ということです。その中の７割が女性の介護者だということになっております。この調査は1994年の10月から12月にかけて47都道府県で、55歳以上の要介護者を抱えている家族の介護者9,800人を対象に調査表を送付して実施して、2,104人から得た回答の結果でございます。介護の責任の大半は何らかの形で女性の肩に大きくのしかかっていま現実がわかると報告されています。

さらに、介護に伴う課題についての「要介護者を抱えて現在困っていること」というテーマで複数回答で聞いた結果、介護者の精神的負担が大きいの61％をトップに、介護のため生活の見通しが立たない・56.2％、介護者の肉体的負担が大きい・43.1％、介護の時間や労力がふえている・30.2％、介護に伴う出費が多い・20.2％などのデータが報告されています。また、年間の介護費用については、平均で69万円となっており、介護場所別では、病院が116万円ということで、在宅の52万円を大きく上回っていることがわかります。1990年から始まった在宅介護支援センター制度では、24時間体制でバックアップしていこうということになっておりますが、99年度までに目標を１万カ所と目指していながら、全国での達成率はまだ20％にも達していないというのが現状だそうです。日野市も、御多分に漏れず、まだそこまで手が届いていないということになります。高齢社会対策は、総合的な進展が求められる中で、現実問題としては個別に優先順位を選択しながら施策の決定をし、徐々に24時間ケア体制に広げ高めていくことが大切でございます。

―昨日でございましたか、議会が終わって、車に乗ってラジオのスイッチを入れました。突然流れてきたニュースで、85歳の痴呆性のお年寄りがここ２年来、明け方になると奇声を発して困るというふうな御家族のつらいお立場がある中で、おとといの朝の出来事のようです。４時ごろ、隣の部屋で寝ていた33歳の孫息子が、そのお年寄りの奇声を発している最中、横っ腹を五、六回けったら死んでしまったというニュース、スイッチを入れた途端に流れてきて、本当にその痴呆性の高齢者の問題は、もう待ったなしにすぐそこまで大変な深刻な課題を抱えているということを、改めて感じたわけでございます。

24時間ケアにいかなければいけないことは必至の課題でございますが、現実の問題として、75歳以上の後期高齢者人口の増加に伴って、痴呆性高齢者の絶対数の増加は必至でございます。それらの痴呆性高齢者と介護者をフォローするにはどうすればいいのか、24時間介護制度をつくる前に、このテーマの緊急性をはっきりさせるために、少し事例を挙げながら、その深刻さに迫ってみたいと思います。

Ａさんは92歳のお母さんの介護をしています。少し目を離すと、すぐ包丁を持ち出して自分の体を傷つけようとします。気づいたＡさんが包丁を取り上げようとすると、今度は、Ａさんに向けて包丁を突きつけてくるのだそうです。

Ｂさんのお母さんは、とがったものを見つけるのが得意です。いつの間にかきりのようなものを手にし、ポケットに忍ばせて、すきあらば手首の血管に突き刺そうとします。一時も目を離すことができないＢさん。

また、しゅうと、しゅうとめを10年間介護した末、それぞれの最期をみとられたＣさんは、精神的なストレスで体中のあらゆる体毛がすっかり抜け落ちてしまったそうです。そのあげく、御自身も重い病気で１年間の入院生活をストレスのために余儀なくされたと伺っております。

夜になると元気になって徘徊するため、介護者のＤさんがダウンしてしまった例や、お使いに行ってくるわずかの時間、介護を頼んだ小学生の娘さんの目を盗んで窓から抜け出し、道で倒れているところを救急車に助けられたお父さんを、病院まで迎えに行ったＥさん。

これはみんな日野市の中で起きている出来事なんです。どの例も、痴呆性高齢者を介護する家族にとって、決してそれが特殊なことではなく、日常いつでも起こり得る深刻な現実なのです。

そこで、きょうは、その一番緊急性があるのは何かと考えてみたとき、まずは痴呆

性高齢者のケアではないかというところに思い至りました。３月の定例会で市長からいただいた御答弁にも、次のようなものがありました。「痴呆に対しての難しさは、治療して治すとか寝たきりをなくすという次元の問題と異なり、介護が一生続くあるいは求められるところにある。したがって、人間の尊厳を守る意味において、行政の出番は当然なので積極的に対応の検討をする」と、そういう御答弁でございました。今回の質問は24時間ケアに到達するまでの前段の施策として、在宅の痴呆性高齢者及び介護者の問題を取り上げてみたいと思います。

そこで、五つほどとりあえず質問をいたします。浅川苑の特養ホームには痴呆性高齢者は何人おられますか。浅川苑入所希望者の108名のうち痴呆性高齢者は何人いらっしゃいますか。在宅老人ケア事業の登録Ｂ会員は295名でございます。このうち、痴呆性高齢者は何人でしょうか。浅川苑及び栄町サービスセンターでデイサービスを受けている痴呆性高齢者は、それぞれ何名ずつですか。日野市には現在、痴呆性高齢者は何人いらっしゃるでしょうか。わかる数字だけで結構です。まだ調べていないところは、調べていないからわからないという御答弁で結構です。以上、五つの質問にまずはお答えいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　まず５点の質問のうちの４点でございますが、痴呆性高齢者の人数について御質問でございますけども、この痴呆性は医学的に定義されている言葉でございますが、単なる高齢による老化現象や物忘れとは異なるものとされています。いわゆるボケ老人で、医師の認定を受けていない方でも、幻覚、妄想、徘徊などの異常行為がある高齢者は、この御質問の趣旨に含まれているものとしてお答えをしたいと思います。

まず、浅川苑でございますが、50人のうち24名、これには少しプラスとして、それに近いと思われる者も10名ほどおるわけですけど、一応24名というふうに報告させていただきます。それから、浅川苑の待機者でございますけども、これは108名のうち57名が痴呆性である。それから、在宅ケアの事業のＢ会員の295名のうちでございますが、これは私どもの調べた中では23名。それから、浅川苑のサービスセンターでございますが、８名中８名。それから、栄町サービスセンターの６名利用者のうちの６名、合計118名でしょうか、さらにそのプラスアルファがあるわけですけども。５番目の御質問でございますが、日野市全体の痴呆性、高齢者の老人数については把握できておりません。市では平成４年度に保健・福祉計画を作成するための実態意識調査を行いました

が、その時点の推計では102名となっておりますが、今申し上げましたように、既に118人が報告できる状態、こういう状況でございます。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

今も福祉部長のお答えをなさっているそのお言葉の中でも、数字はこうだけれども、それに近い人がやはり10名ぐらいは浅川苑でもいらっしゃる。つまり、東京都が痴呆として認めてくださるのは、例えば問題行動を自傷行為のところで申し上げますと、重度は自殺を図るというところ、それから、中度は自分の体を傷つける、軽度が自分の衣服を引き裂くとか破くとか、そういう重・中・軽度と三つに分けた段階の中で、重度の部分が、例えば攻撃的行為とか自傷行為とか火の扱いについてとか、徘徊についてとか、そういうさまざまの項目の中で二つ以上あって、さらに中度の項目に該当する部分がなければ、痴呆とは認められない。ですから、例えば中度で乱暴な振る舞いをして、自分の体を傷つけて、火の不始末があって、家中を当てもなく歩き回ってしばしば興奮して騒ぎ立てる、場所を構わず放尿する、排便をするというのが幾つあったところで、これは中度ですから、痴呆とはみなさないという、非常にあいまいといえばあいまい、それだけに痴呆性の問題は、私どもがつかんでいる数字よりはるかにはるかに多い人数でいらっしゃるんじゃないかというのか推測されるわけです。

そこでお尋ねをしたいのですが、このような現状の中で痴呆性高齢者への今後の対応について、どのような検討が行われているのかお伺いをしたいと思います。それを１点、とりあえずお聞きしておきます。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　この痴呆性高齢者への対応でございますが、今現在、施設の入所の関係といたしましては、特養老人ホームの浅川苑なり至誠ホーム、または山水園などへの入所措置を行っております。特養老人ホームには、痴呆という名前を打っての施設も最近出てきましたが、内容的には相当の割合で痴呆が入っているという状況でございます。

それからあと在宅のサービスでございますけども、浅川苑及び栄町サービスセンターにおきましては、週１回のデイホームを実施しておりまして、また、本人及び家族、介護者の休養とか、介護軽減を図るためのショートステイ、またミドルステイを実施しております。さらにホームヘルパーの派遣事業と、それから福祉事業団の在宅ケア事業による介護などの対応を行っているところでございます。また、今後の対応といたしま

しては、施設面と在宅サービスの双方の充実がどうしても必要である、さらにさらに必要だというふうに思っております。さらに施設面につきましては、近隣市にあります特別養護老人ホームのベッドの借り上げや、またはこれから予定されます多摩川苑構想の中でも、痴呆性、高齢者の対応を考えてまいりたいというふうに思っております。在宅サービスの面では、ホームヘルプサービスを充実してヘルパーの資質向上を図っていかなければならないと考えております。

また、健康課、保健所、保健婦を含むわけですが、また、市立総合病院、医師会、また訪問看護ステーション等との連携を図って、きめ細やかなサービス体制をとっていくということが必要となります。また、デイケアセンターやショートステイの拡充ですが、サービスセンターですが、さらにこれからの財政状況を見つめつつ、これも検討してふやしていきたいというふうに考えているところです。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　今、たくさんお答えいただいていろんな角度から、そういう方々への対応は考えてくださっているということですが、１点その中で具体的なところでお伺いしたいんですが、近隣市のベッドの借り上げというのがございましたが、何か具体的にそういう話でもきていませんでしょうか。そういうお話があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　今、私が承知している中では、２件ほどそういう申し出がある特養老人ホームといいましょうか、そういう施設がございます。当然、公設民営なり公設公営でするものだけでは補っていけないので、先ほども至誠とか山水園等申し上げましたが、これにつなげて、さらにそういうものを検討してベッドの確保を図っていきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　その今の具体的な２件については、お金の面では何か具体的にお話があるんでしょうか。それもあればお聞かせください。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　既に至誠とか山水園につきましては、過去１ベッド当たり300万円とか、またそれぞれの金額のものが過去もございます。当然、今の２件ほどについても金額の面をやはり相談しなきゃならない面がございます。こういう内容につきましては、まだ日野市１市だけでない問題やなんかも絡んだりしますので、もう少し

詰めてからでないと、具体的に金額のことは、ちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　まだ具体的な金額まではというお話でございますが、例えば、痴呆の高齢者の問題でも、それぞれ家族によって御希望は違います。どうしても施設にお願いしたい方、それが証拠に浅川苑の入所を待っていらっしゃる108名の方のうちでも57名が痴呆で困っておられるという数字が出ておりますし、入所を希望する方がまだこんなにたくさんいらして、入所できないで家族がくたびれ果てて、そして、入所もできないでその高齢者は、あるいは一生を終えられるかもしれない。そんなことにならないために、そういう具体的なお話がきているんでしたら、ぜひ財政面もあるでしょうが、建てるよりずっと私はベッドを借り上げる方が安いんじゃないかと思います。例えば、それがワンベッド600万としましょう。600万としても、そのベッドをずっと未来永劫何年でも使えるベッドだとしたら、大変安い金額じゃないかというふうに、私は感じています。

至誠ホームの場合、前回も市長の御答弁で、考えていきましょうという御答弁をいただいていますが、あれは１年に毎年300万ずつお払いして更新をしていくということですから、むしろ600万一度に払って、後はずっと払わないで済む方が安いだろうなと、今感じてはいるんですが、でもその至誠ホームも大変個室ですばらしい痴呆の高齢者のための施設でございますから、いろんな角度から108人の方が一刻も早く、その望むところへ入っていけるような施設に入れるような、それは介護者の立場を考えても一刻を争うような問題ですので、ぜひ急いで御検討いただきたい。

日野市内の中で、現在、痴呆性の高齢者を抱えていらっしゃる６人の御家族とそれを支えるボランティアの方々が、小さな試みとして給食会を中心とした集まりを、これまでに４回ほどお持ちになったと聞いております。この４回目の６月２日には、ひとり暮らしの高齢者の方々も加わって、総勢42名という集まりになりました。その輪の広がりの大きさに、主催者の方々を初め参加者一同、驚くやらうれしいやら、とても大きな感動に包まれて楽しい一日を過ごされたということです。これほど多くの人々がボランティアも含めてお互いを求め合って集まりたいという、そういう御希望を持つ方々がいらっしゃるならば、個人の住宅だけに頼るのではなくって、そろそろ日野市としても、みんなが気楽に好きなときに集まることのできる拠点を考えるべきときがきたのではないかと、私は感じています。

そこで、次の質問をしたいのですが、在宅の痴呆性高齢者とともに生きる社会の実現を目指す、こういう方々の拠点としてかしの木荘の開放をしていただけないものでしょうか、お尋ねいたします。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　痴呆性高齢者のデイケアを実施している自主的なグループが、既に４回お集まりをしたというようなことを伺って、大変すばらしいことをやっているというふうに感謝申し上げるわけでありますが、これにかしの木荘という問題でございます。痴呆性高齢者の数は、もうどんどんふえていかれるということは推測をされるわけでございますが、このデイケアの待機者もいろいろたくさんおるわけでございますが、このグループがかしの木荘を使うことについてということでございまして、これは現在、日野市老人いこいの家の条例で使用目的が短期の宿泊、静養及び日帰り休養の場と定められておりまして、使用者は市内に住む65歳以上の健康者と、そのほか、特に市長が認める者ということになっておるわけでございます。痴呆性高齢者のデイケアを考慮して設置したものではないということが一つございます。

現在の財政事情の中で、痴呆性高齢者のデイケア施設をすぐにつくるということは、相当困難と思います。この人数やなんかの関係で、今のサービスセンターや、また特養ホームのそういう施設が、月に数回であるならば使えるようにできるかどうかとか、その他、今後、施設のことも含めて検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございます。

検討をさせていただきたいということです。条例を変えてでも、できるだけかしの木荘が生き生きとみんなの集まる場になれたら、どんなに素敵かなと思うわけです。42人集まられた日の痴呆ではない高齢者の方も、例えば80歳、90歳超えた元気なお年寄りのようでしたけれども、そういう方も一緒に痴呆の方とお話をしたり、ゲームをしたりということで、とても楽しまれた。その高齢者、聞くところによると、ほとんどが旭が丘の六丁目あたりの方が多かったというふうにも伺っております。ですから、できることなら、あそこのかしの木荘の条例の一部を改正してでも、気楽にみんなが集まる場として、そういう集まりをした後の痴呆の方の、例えばその日の状況というのを御家族からお話を伺いましたが、そういう集まりに出た日は、いつものように痴呆がひどく出ないで、大変いい状態でお休みになる。夜、ゆっくりと休んでいただけるというふ

うな御報告が、あちこちから出ているそうですから、そういう意味でも、周囲の環境あるいは周りの人たちとの関係において、少しでも痴呆がひどくならないで、ひどく出さないで済むというふうな実態があるようですから、ぜひその御検討をいい方向で回答を出せるように、早急にやっていただきたいと要望しておきます。

高齢社会の到来で、本当にたくさんの高齢者が不安を感じながら生活をしておられます。その不安の所在をもっともっと、この日野市の中の実態として明らかにしていかなければ、24時間ケアの制度も、実際にはいいものがつくれないんじゃないかという危惧をしています。

例えば、これはある市の調査をされた調査表なんですけれども、対面で一人ひとり家庭を訪問して、民生委員さんにも御協力いただき、福祉部長、課長、係長総出で対面で調べられたそうですが、その内容というのは、家族構成から始まって高齢者の身体の状況とか病気の症状とか、あるいは主な介護者はだれか、副介護者はだれか等々、親族との交流はどうなっているのか、サービス機関の利用はどうしているのかというふうな項目を調べられて、それをもとに24時間ケアに踏み切ろうとしておられる市も、最近出てきたというふうに伺っています。

先ほど御質問した中で、例えば日野市全体に痴呆の高齢者は何人いらっしゃるでしょうかというところでは、これははっきりした数字が出ませんでした。やはりそういう足を使ってきっちりと調べなければ、恐らく実態はつかみ切れないだろうと思います。その実態をしっかりと調べた上で、つかんだ上で、これからの高齢者への対策、制度をつくっていくのが順当なやり方ではないかと思います。そういう意味で、基礎調査――今私が申し上げたような基礎調査を即刻行うべきだと考えるんですが、その点についての御見解を伺いたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　日野市におきましては、日野市保健・福祉計画の策定のために、平成５年の３月にまとめました実態意識調査が一番新しいものでございますが、最近の痴呆性高齢者の増加傾向を考慮いたしますと、新たな観点から調査が必要ではないかというふうには考えております。また、東京都でも今年度中に、痴呆性高齢者の抽出調査ということを行うということを聞いております。この調査とうまく合致するように何か工夫をできるかどうか。また、都の調査との整合性や経費面を考えて、高齢者の実態が明確になるようなものを考えていきたいというふうには考えております。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございます。

ぜひきめの細かい基礎調査をしっかりとなさった上で、将来できるだけ早いうちに24時間のケアを、そして、そのケアの中で特に痴呆性の高齢者を抱えておられる、御本人よりも、むしろ御家族の介護者の問題がとても重いんですね。

私も浅川苑で長時間見せていただきながら、職員の方々ともお話をさせていただいたりする中で、実態は本当に50名中45名ぐらい痴呆の方がいるといっても過言ではないというふうなお話もございました。ここは痴呆天国でございますというお話もございました。と申しますのは、たまたま少ない痴呆でない方もいらっしゃるわけで、その５人、６人の方は一晩中奇声を周りで発する人の間で夜も眠れないとか、一晩中徘徊をするのに、例えば、職員だって私少ないなと思ったのは、３階、４階合わせてたったの３名、夜は。たったの３名というのも、これはたくさんの痴呆を抱えている施設としては、まあ都の基準がそうかもしれませんが、少しお粗末じゃないかなという感じを受けてまいりました。せめて３階、４階、３人ずつ、合わせて６名ぐらい夜宿直ができなければ、浅川苑ですら、十分なお世話はでき切れないんじゃないかという感想を持ってまいりました。浅川苑ができたことで本当に喜んでおられる市民の方がたくさんいらっしゃいますが、それをさらに内容のいいものにしていくのは、やっぱり行政が思い切ってきちっと対応することではないかというふうに思っています。

そういうことで、きょうは浅川苑云々というお話をするつもりではありませんので、多くは申し上げませんが、とにもかくにも高齢社会の到来で、痴呆性高齢者がどんどんふえているというこの実態を、何とか介護者のためにもケアをしっかりと考えていただきたいという希望は出しておきます。

それから、続いて少しお尋ねしたいのは、昨年、ことしとホームヘルパーの講習を受けた人たちが、既に昨年が40名、ことしも40名でしょうか。こういう方々の受け皿について、短期長期の展望をお持ちならば教えてください。では、よろしく。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　ホームヘルパーの短期長期の展望ということでございますが、昨年、福祉事業団にお願いしまして、３級課程の40名、またことし40名を予定しているところでございますが、今、市には現在６人のヘルパーがおりまして、そのうち３名が老人世帯を中心に活動しております。それから、民間の家政婦紹介所の４カ所に約168名をお願いしているところでございます。さらに、福祉事業団でもＡ会員177名が登録されておりまして、現在120名が家事援助を中心に活動をしておるところでご

ざいます。

このヘルパーの今後の活用の問題でございますが、今現在、この40名につきましては、特に市の新たな政策が直接ないわけでございますが、登録制といいましょうか、今、この制度を研究をさせているんですけど、今、ケア事業の関係では、いろいろ雇用の関係とかいろいろの関係で、会員制というA会員とかB会員とか、そういう方法をとっているわけですけども、これともう少し別な、市が直接コーディネートを置いて、そのことに当たれるような方策を、できれば考えたい、こういうふうに思っているところでございます。これにつきましては、どういう形が一番いいとか、また何かあったときの補償の問題も含めた中で、そのことを検討しやっていきたい。そして、この40名、40名、さらにまたというふうに続けた中で、その方々が経験と意欲によって、また2級を受けていただけるような、この方策とあわせてとっていきたい。2級、1級となって、また1級の方はまた指導的なこともできるというようなことで、将来に向けてそういうことを考えていきたいというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　ヘルパーの講習を受ける方というのは、何らかの形で福祉の世界の中で自分の力を発揮したい、自分の力をお役に立てたいと思って講習を受けられるわけです。それが、当面、ちょっと今のお話ですと、受けたのは受けたけれども、すぐには行き場がないという感じがいたしました。また、浅川苑の職員の採用の状況を見ましても、市の職員の採用に準じて25歳から上の人は、どんなにヘルパーの講習を受けても資格を取っても、職員としては採用されないという、非常にマンパワーが今求められながら矛盾した採用の仕方ではないかな。むしろ、そういうお年寄りの高齢者の施設というのは、若い方から、もう各年代がそろって、その施設の中でそれぞれのよさをお互いに抱き合わせながら発揮して、初めて充実した施設の運営ができるんじゃないかというふうに、私は感じておりますので、そこには年齢給の問題というのが立ちはだかっているために、なかなか難しいんではないかと思いますが、50になって初めて講習を受けて、そこで初めて社会参加をしていこうとしたときに、それはやっぱり新人と同じなんだから、ヘルパーの資格を受けた40、50の方も、決してその年齢給をほしいから、それをやるというふうにはおっしゃってないんですね。ですから、職能給というんでしょうか、その辺も少しまた条例変更しなければ、そうはいかないんだろうと思いますが、そういうところへも就職できるような道を、まずは開く。

それと同時に、何もしないでただ登録しているんじゃなく、そういう意思のある方は、

恐らくボランティアとしても、とりあえず24時間体制でマンパワーがたくさん必要になるまでの過程を、ボランティアで活躍したいという方があれば、どんどんボランティアでやっていただいてもいいんじゃないかというふうに思うんです。実働してなければ、せっかく受けた講習の力も薄まってしまいます、忘れてしまいます。実際に動いて、少しでもかかわっていて初めて成長していくわけですから、そういう意味でも、何らかのボランティアのやりようがないかどうか、ぜひ御検討いただければと思います。当然、24時間制度ができたときは、80名、100名じゃとても足りませんので、もっともっとマンパワーは必要になってくると思いますが。

また、これはがらっと質問が変わるんですが、日野市には「日野の福祉」という大変すばらしい冊子ができています。この中には、日野の中で受けられるあらゆる制度が書かれていて、それを読んだ方は、日野市民の中で何%かなと思うと、大変不安なんですね。制度を知らない方がとてもたくさんいらっしゃいます。生活課なんかでは、例えば映画を持ったりして自分たちの暮らしをどう考えたらいいかとかというふうなことを、地域に出ていってあるいは学校等へも出向いて、出前というのをやっていらっしゃるんですが、日野の福祉制度をしっかりとみんなに周知していただくためにも、出前の活動をしなければ、なかなか市民の皆さんにいい制度がわかっていただけないだろう、死んだものになってしまうんじゃないかというふうに心配しておりますが、そういう効果的な出前の活動というのをお考えになったことがないでしょうか。なったことはないけれども、これからはやってみようと思われますか、その辺をお伺いしたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　出前という表現での問題でございますが、福祉制度の周知徹底につきましては、今もお話がありましたように10年ほど前から「日野の福祉」という約250ページほどの冊子を発行して、無料で配付しております。福祉部の各課でも、そのほか必要に応じたパンフレットとかチラシを配付しているところでございます。また、広報においても、年１回はその特集を組んで、福祉制度の紹介をしてまいっております。また、平成７年度に向けては、70歳以上の方全員に老人福祉の手引をまた配付する、そういう予定でございます。

福祉の制度の内容は、本当に幅広く膨大なものでございますので、中には複雑な手続もございます。したがって、その周知徹底には非常に難しい面もあるわけですけども、市の職員が市民の家を訪問したとき、その都度そのときは必要なことを丁寧に説明するように指導はしております。ただ、制度として今説明を受けたいから、家に来てくだ

さいというようなことまで直接やっているわけじゃないですけど、その必要に応じてケースワーカーなり、また窓口を通すなりお尋ねのことについては、そういうことをさせていただいております。また、さらにお困りのときには電話でも相談に応じております。ぜひそういうことを徹底をしていきたいというふうに思います。

また、的確な情報を必要な方に提供することは、当然行政の責務でございますので、あらゆる機会をとらえまして、この制度のお知らせを周知を図る考えでございます。今の具体的な出前という表現に対しての、ずばりそうですというお答えができませんけれども、できるだけの努力をしていきたい、こういうふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございました。

職員の数が少ない中で、私もなかなかそれは難しいだろうなということを感じながらも、なおそういうことをしなければ、電話で聞くことすら思いつかない人、あるいは本当に自分が出てきて聞かなければ、なかなか実際どういうことがあるのか知らない市民の方が多いわけです。ですから、こちらから出向いていくというのは、多分原則的に一方ではやらなきゃいけないことだろうなというふうに思っております。できるだけ福祉には、これからはもっともっと手厚く職員が配置されなければいけないというふうには思っておりますけれども、今の範囲でもできることはやる、考えていこうと御答弁いただきましたので、そのことに期待をいたします。

もう一つ、この間から大変問題になっておりますけれども、調整チームが、その目的がどういう目的で何を調整するためにあるのかなという高齢者サービス調整チームですね、その辺をちょっと一言伺って、私の希望を申し上げたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　健康課を中心といたします寝たきりの訪問看護事業と、また福祉部で担当します懸案事業だとか、ヘルパー事業ですね、それをさらに補うというか、同じ方が両方にかかわりを持っている方なんかもございます。それからまた、いろいろとお医者さんの判断をいただかなければならない、そういうものもございます。そういうような、それぞれのかかわりのあるメンバーを入れたものでテーマを出し合い、何か問題点があったら、そのことを今度はテーマに取り上げながら、この調整チームで話し合いをし連携をとっていく、こういうような考えで進めております。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　そうすると、個別の中身をそれぞれの立場から出し合って調

整をするというふうにとらえていいんでしょうか。

例えば、こういうふうに考えられませんか。せっかく集まっていらっしゃるんですから、ニーズが増大していく、これからホームヘルプサービスというのは、その業務が見込まれているわけです、増大するということは明らかなんです。ですから、その辺の業務の明確化と、それから、24時間ケア体制づくりを目指すものとして中身をつくり上げていけるならば、私も調整チームの目的が達成できるのかなと思うんですが、今のやり方で、果たしてそこへ到達できるかどうか、少し不安を持っております。この辺は、もう御答弁いただかなくて結構です。

これからは、24時間体制でヘルプするとすれば、ホームヘルパーの勤務は、当然巡回型になるでしょうし、フレックスタイム制を採用しなければ、とてもできないだろうと思います。一方では、保健・福祉に関する調査を丁寧にやっていただきながら、少しモデルケースを選定して、モデル事業の展開を図ってみるのもどうかなというふうに思うわけですよ。モデル事業の展開をしていくには、例えばお年寄りがたくさん浅川苑に入りたいとおっしゃっておられるお年寄りのたくさんおられる地域、これもちょっと調べてわかったことですが、一番多いところというのは、やっぱり多摩平なんですね。108人のうち多摩平が42名を占めております。というふうなことで、その次は南平の35名ですけれども、多摩平あたり一番大きいところで、少し試してみるのもいいんじゃないかな。モデルケースとして、完璧でなくってもいいから少し展開してみてもいいんじゃないかなというふうな感じがしていますので、ぜひその辺は御提案として、今ここで御答弁いただかなくて結構です。私の御提案として受けとめてくだされば幸いです。

最後に市長にお伺いしたいのは、かしの木荘の開放という、先ほどの痴呆性の高齢者が集まり、元気なお年寄りも集まり、さまざまなボランティアさんも集まり、とても楽しい会のために、かしの木荘を開放するということについて、市長のお考えをぜひお聞かせください。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　かしの木荘は老人いこいの家という機能になっているわけでありますから、今の制度のままでも十分使っていただける性格ではなかろうか、一義的にはそういうふうに思っております。常時継続的にという点で、あるいは問題が出るかもしれませんが、地区センターにしましても、その他の有料開放施設にいたしましても、制度の中でどんどん使っていただく、その部分の有料制というのをどのように扱うかというあたりの適応を考えれば、すぐにでも使っていただける、こんなふうに思っておる

わけであります。ただ、介護者つきというのが、これが問題でございますから、介護者はひとつボランティアさんなり家族の方がかかわっていただく。国でも介護休暇制度が法律として５年ぐらい後には施行されるというぐらいですから、家族というものも、やっぱりそういう役割が当然伴うと考えるべきだろうと思っております。今の制度のＢ会員、いわゆる能力を持っていただいた方、身につけていただいた方、あるいはかしの木荘の場合も、あるいは浅川苑の場合も、現状の時給制で指導してもらう、頼むという手があるんじゃなかろうか、こんなふうにも思っておるわけでありまして、いろいろ工夫をすれば手段はあるというふうに、とりあえず言ってもいいんじゃないかと思います。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　ありがとうございます。

本当に何らかの方法はあるとお答えいただきました。私はどうしてもそこで、家族の介護だけあるいはボランティアだけにお任せするというところは、ちょっと気になるんです。ですから、できることなら、看護婦の資格を持った方がそこにかかわってくださるとか、保健婦さんがかかわっていただけるとかというふうなことを要望して、この問題は終わらせていただきますが、先ほどちょっと数字を申し上げたの間違いました。訂正します。

多摩平、42というのは20です。それから、南平、35は11です。さきに申し上げた数字はみのり会のＢ会員の登録の人数で、やはり人数の順番は多摩平、南平と多い順になっております。訂正させていただきます。

以上で、この問題は終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって、19の１、高齢社会対策24時間ケアに向けて、緊急を要する痴呆性高齢者のケアについて問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時20分　休憩

午後３時52分　再開

○副議長（宮沢清子君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の２、住環境重視のまちづくりをすすめよ（西平山について）の通告質

問者、橋本文子さんの質問を許します。

○18番（橋本文子君）　本来、都市整備というものは、国と地方自治体の責任で行うべき分野であろうかと思います。市民はそのために、多額の税金を払っているのではないでしょうか。土地区画整理事業は、その財政負担を地域住民に転嫁するという矛盾した手法で、税金の二重徴収をしているといっても過言ではありません。残念ながら、我が国では、土地区画整理法という法のもとに、この矛盾したやり方がまかり通っているところに、しばしば地権者と行政の間で意思の疎通が失われがちになるのだと思います。そこで大事なことは、そもそも矛盾の上に構築される区画整理事業ですから、時間をかけ丁寧に話し合いを重ねる中から合意を見出していくことが大切です。民主主義の原点をしっかり見据えた手法で行わない限り、いつも地権者の不平不満を生み出し、行政との間に溝を深めてしまう。

西平山の土地区画整理事業について、きょうもお尋ねをしていきたいと思います。13日の日には、佐藤議員の方からもかなり質問がされておりますので、ダブらないような形でやらせていただこうと思いますが、まず国道、都道の優先の区画整理というのはおかしいということです。もっと当地区住民のための区画整理に重点を置いた姿勢で行ってほしいというのが、地域住民の皆さんのお気持ちでございます。それですから、市は国道、都道をもっと減らし、現有道路の拡幅とか直線化とか、現有道路を有効に活用した居住者に密着し、生活環境重視の区画整理に方向転換をすることが重要だと思っております。これが１点、一番最初の質問でございます。

続けて質問をしていきますので、後でまとめてお答えください。

また、換地照応の原則を大事にされるような区画整理をやっていただきたいと思います。土地区画整理法第89条によりますと、「換地計画において換地を定める場合においては、換地及び従前の宅地の位置、地積、土質、水利利用状況、環境等が照応するように定めなければならない」とあります。換地が従前の居住環境に似通っていることが原則だということです。しかし、実際には、どれだけそれが守られているのか、次の質問をいたします。

商店の場合、住環境の変化が営業に決定的な影響を与えてしまいます。ですから、商店の場合は、その商店にふさわしい場所というのがあるわけです。このことについてどうお考えでしょうか。

２番目、豊田南地区の場合は、閑静な居住地からやむなく商店街の方へ移されるという事例も出てまいりました。これについては、どのようにお考えでしょうか。

さらに、極端なものでは、仮換地に今の現住居が当てはまらないで苦慮されている例が出てきているということ、この点についてはどのようにお考えでしょうか。また、きのうも佐藤議員の話の中でありましたが、玄関が南に面していたのに、次の場所では北側になってしまった。つまり、開放が南北逆になったわけですね。こういう点について、どのようにお考えでしょうか。特に日照権は尊重されなければいけません。これは基本的な人権の一部でもあろうと思います。そういうことで、今5点質問いたしました。

また重要なことは、水路の保持でございます。日野市は緑と清流、これが日野のシンボルでございますが、この西平山地区での水路計画はどのようになっているのでしょうか。今の状態と区画整理の後、どのようになるのか、それを教えてください。

その次の質問といたしましては、区画整理のメリットは私道に面しているところも公道に直結するような換地が得られるところにあるんではないでしょうか。この辺、しっかりと保証されるのかどうか。例外なしに公道に直結するような仮換地が得られるのかどうか、教えてください。

続きまして、減価補償金の有効利用についてのお尋ねをしたいと思います。これはどんな制度でしょうか。で、この西平山地区には、この減価補償金という制度が行われるのでしょうか、該当するのでしょうか。で、それはどのようにどんな方法で使われるのでしょうか。各地で建設省の指導によって減歩緩和のため、先行買収に充てられているのがほとんどだというふうに伺っておりますけれども、日野市ではどうなのでしょうか。

続きまして曳家についてです。昨日、佐藤議員の方からも曳家については御質問ございましたが、ひび割れの問題もありますが、さらに重大なことは、土台に対してきっちりとボルトで締められているかどうかということを、私は重要に思っています。市はそれを見届けているのでしょうか。見届けるために、どのような方法をお取りになっているのでしょうか教えてください。

さらに家の移転補償についてでございますが、3月議会のとき、これは建設委員会でしょうか、曳家補償6割に対して、再築補償4割というふうな御答弁がなされたということですが、再築工法を望まれる方は4割以上に、もっともっと地域の中では希望しておられるそうです。そういう希望をなさっている方に対応できるような、市の姿勢を持っていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。例えば、築30年という家の方が、30年前に一遍につくったうちではなくて、途中で継ぎ足し継ぎ足しつくった家

の方はとても心配されておられます。曳家で動かしたとき、その継ぎ足したところがどうなるのか、恐らく小さなひびどころじゃなくて、大変なひび割れができるのではないかということで心配されておられますので、再築工法をもっと多くの人に該当させていただけないかどうかお尋ねしたいと思います。

又、昨日もお話がありましたが、再度伺いたいのは、直接移転をぜひ推進をしていただきたいんです。５月20日に地区住民の方々との対話集会をなさったそうですが、そのときの御答弁では、都側と検討しているということでございました。都側と検討した結果、どのように結果が出たのでしょうか、お聞きしたいと思います。

というふうなことで、以上何点でしょうか立て続けに御質問をさせていただきました。都市整備部長さんから御答弁いただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、まず第１点目でございます。

この西平山は都道優先の区画整理じゃなくて地区中心型、こういうことでございます。この地区の中には、将来国道の過ちじゃないかと思いますけれども、都市計画道路３・３・２号線というのが入っております。これは、将来国道でございます。東京～八王子線と、通称言われている路線でございまして、この区画整理事業を実施する場合、区画整理事業の上位計画として都市計画決定があるわけでございます。そこで、日野市の場合は、日野市の将来の骨格をなす道路、それから公園、こういうものは、もう既に36年ですか、日野都市計画として決定をされております。そこで、その地域を含めて区画整理事業を実施する場合は、当然、この上位計画でございます都市計画の決定された事項については、それを守っていくという形でなければ、この事業の認可はおりない仕組みになっておるわけでございます。

したがいまして、この道路中心ということじゃなくて、これは日野市の都市として、将来的に必要な路線ということでございますので、御理解を賜りたいということでございます。

それから、２点目で換地のことでございます。まず換地でございますけれども、議員さんの方から、今言われたとおり、区画整理法の中では照応の原則がございます。その照応の原則というのは、やはりできるだけ現位置換地に換地をするというのが、大前提でございますので、基本的にはそういう考え方で換地を割り込んでいくということになります。この中で、区画整理事業はまちづくりでございますので、当然将来、こ

のまちがどうあるべきかということで、それに基づいた形で、将来のまちづくりの計画をしていくということになるわけでございますので、当然、例えば現在、農地――畑であっても、将来的にこの周辺を商業地域またはそういう系統にしていく。これは、そのまちづくりの中で決めていくものでございます。大きな例で申しますと、この地区の中には、今駅の誘致も考えております。駅の広場も考えております。この周辺は、当然、将来的にはこのまちの一つの中心的な役割を果たしていく、こういうことになってくるものでございます。

したがって、換地につきましては、これらをそこに換地された方々、これは原則として現位置換地、先ほど申しましたとおり現位置換地で対応していくわけでございますけれども、おのおのその用途に合った形の土地利用をしてもらうということが、大前提でございます。また、その方が土地の有効利用になるということでございます。

それから、玄関が、例えば換地によりまして南から北に変わった、こういう場合はどうするのかということでございますけれども、例えば、換地は現位置換地といいましても、全く従前と同じような形でおさめるということは、なかなか宅地の有効利用、そういう面から好ましくない場合がございます。そういう場合は、こういう今の言われるような現象が出てくる場合がございます。この場合は、当然補償の中でそういうものが処理されてくる、玄関の一部改造、またはつけかえ、こういう費用が事業者から提出される。事業者は支払っていくということになっております。したがって、原則としては補償で処理をしていくということになります。

それから、水路のことでございますけども、この地区には用水として川北用水、それから上村用水、大きな２本の用水がございます。事業の中でこれらを１本にする、１系統にする計画でございます。そして、この地域の中では今のところ、この用水をできるだけ親水、そういう形の水路にしていきたいという考え方でございます。

それから、区画整理で換地のメリット、こういうふうな御質問だったかと思いますけれども、すべて公道に面するようにできるのかということでございます。区画整理事業は、もう基本的に宅地の造成でございます。宅地の利用増進を図るというのが大きな目的でございますので、どんな宅地であっても、すべて道路に接するような換地を切っていく、これが大前提でございます。袋路、そういう土地はなくしていくというのが区画整理の目的でございます。

それから、減価補償金ということでございます。減価補償金というのは、区画整理の場合、公共施設の整備、改善をして宅地の利用増進を図ることというのが大きな目的

でございます。しかし、この事業によって、例えば事業が実施されたとしても、宅地の利用増進が極端な例はない場合があるわけです。もう市街化がされてまちが整備されている、極端な例は、もう１回区画整理なりそういう整備がされている地域、こういう地域で区画整理を行っても、その宅地の評価が上がってこないという場合があるわけでございます。こういう地区をやる場合は、当然減価補償金が出てくる。したがって、この減価補償金が出るということは、単純に言いますと、ある一定の補償金を差し上げて、土地を買い上げるような形の制度、単純に言いますと、そういうふうな内容のものでございます。

日野市の場合は、これに該当するような地区はございませんので、具体的なそういう経験がないわけでございます。したがって、減価補償金制度とはそういうものだということで御理解していただきたいと思います。

それから、先ほどその中で先行買収の用地が、これに充てるのかというふうなことでございましたけれども、これは先行買収は日野市が独自に行っております小宅地の減歩緩和充当用地でございます。ですから、この減価補償とは全く性質の違ったものでございます。あくまでも宅地の減歩を緩和するために必要な土地が、この市が先買いした土地を充てております。こういうことでございます。

次、曳家の場合、ボルトがどうしているのかということの御質問かと思いますけれども、御承知のとおり建物の補償金は、これは権利者と事業者でその建物の補償の金額を協議の上決定して定めるわけです。それで、その補償金はあくまでもその権利者にそっくり差し上げますということです。その権利者が専門の曳家の業者に直接その金額の範囲内でやるのか、部分的に、極端な例は半分壊して残った部分だけを引くのか、これはその地主さんの自由でございますので、その補償金の範囲内で十分できるような仕組みになっておるということでございます。したがいまして、このボルトは当然、現在曳家の段階で今の建物にボルトで固定されているもの、これは壊した時点で当然新しく曳いた先においても、ボルトの締めは当然されるというふうに考えております。

それから、今、曳家と再築が４割、６割という話でございますけれども、現在の事業計画の中で定めているのが、全体の６割が曳家ですよ、それから、その他は４割が再築ですよ、こういう事業計画からなっていますよ、こういうことでございます。再築を希望によってふやしてくれ、こういうふうな御質問かと思いますけれども、これは建物の補償関係は、原則として曳家が原則でございます。したがいまして、ただ換地、これは今度これから平成９年に今予定しております換地の中で、この建物が現実問題と

して、換地が決まった時点で曳家ができるのか、またはいやいろんな諸条件の中で落差とか、またいろんな堅牢な建物があって直接曳けないとか、こういう場合において初めて再築工法というのがとられる、こういうことでございます。

西平山の場合は、ちょうど中段に結構落差のある地域もございます。そういう面で、今の再築の割合が事業計画上では高く見込んでいますよ、こういうことでございます。したがって、例えば個人が、いや私はもう今度新しくしたいから再築にしようということであっても、これは認めるわけにはいきません。事業の性格から、これを全部認めますよということになりますと、端から全部補償金が膨大な金額になってまいりますので、これは事業が成り立たなくなってまいりますので、できるだけ曳家でおさめるというのが、事業の促進にもなりますし、また事業の経費の節減にもなってくるわけでございます。

それから、例えばうちが継ぎ足し継ぎ足しの場合、曳家だと心配だというふうな御質問かと思いますけれども、この補償金を定める前段として、例えば換地が決まりますと、その建物を１棟１棟、柱から、それから中、全部調査をさせてもらいます。それで、この調査の結果、このうちの補償金の金額が決まると同時に、それから、工法が決まってくるということでございます。したがって、今の時点でこの建物は継ぎ足しだからできないとか、そういうことは調査に入った時点で協議をさせていただくということになります。原則としては、今までの中からいきますと、どんな継ぎ足しの家でも原則としては、曳家そのものは可能だというふうに考えております。

それから、直接移転、こういうことでございますけども、区画整理の中で直接移転という……（「二重使用が認められることを求めているわけです」と呼ぶ者あり）この直接移転、何か二重使用のことということでございますけれども、二重使用につきましては、二重使用というのは現在の建物が仮に移転をする、移転で曳家の場合は同時になくなっていくわけですけれども、それを本人の都合で、例えば建て替えたい。今そこに住んでいたまま新しい換地に建て替えたい、こういうことかと思いますけれども、こういう場合の二重使用というのは、原則として、今までの国の指導ではきつくとめられております。ところが、最近になりまして、東京都の方で多少、これに対する検討が今始まってきておるということでございます。まだいいとか悪いとか、そういう方向が出ているわけではございません。要するに、移転の棟数が非常に多くなってきておりますし、それから、特に市街地の整備になってまいりますと、非常に仮住居の費用もかさんでくるわけですね、どっかへ一時仮住まいをするわけですから。そういう経費の節

減、こういうものを考慮しながら、東京都としては今検討を始めたという段階でございまして、これが今すぐ二重使用を認めるという方向には、まだ決まったものではないということで、御理解をしておいていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　それでは、再質問を行います。

水路保持の問題なんですけれども、川北用水、上村用水がある。今この用水は１万6,852平米ですよね。具体的にこの１万6,852平米が区画整理を終えた後はどのくらいになるんでしょうか、それを再質問します。

それと、直接移転――二重使用の問題ですが、例えば、身体に障害を持つ方がおられるとか、寝たきりのお年寄りを抱えている場合に、二重に移転するというのは、大変なこれは負担なんですよね。そういう事例があっても二重使用は認められないのかどうか、その辺を再質問していきたいと思います。

それともう一つ、かつて旭が丘の区画整理があったときに、100坪ですから330平米でしょうか、までは減歩がなかったというふうに伺っているんですよね。これは、当時森田市長が議員になられるかなってからか、そのあたりのことだろうと思うんですが、330平米までは減歩がなかった。今は130平米以下だ。かなりの開きがあるんですが、こういう例がかつてあったということは、今でもできるんではないかという、この減歩の問題、伺っておきたいと思います。

水路の量がどのように減っていくのか。それと寝たきりのお年寄り、身体障害者のいる御家庭でも二重使用はだめなのか。減歩の問題が、かつて330平米未満ならば減歩がなかったということですが、今は130平米以下と大変厳しい状況です。これでも従来よりは少しましにしているとおっしゃるんでしょうけれども、日野市の中で、そういう現状がかつてあったわけですから、その三つのことについて教えてください。

○副議長（宮沢清子君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず水路の関係でございますけれども、これはあの地区の中にいろんな小さい公図上の水路敷がございます。それを全部ひっくるめてでございますけれども、１万6,000余ございます。これが、整理後１系統になりますので、1,500ということでございます。

それから、二重移転の例えば家庭の事情でいろんな場合もだめかということでございますけれども、これは原則としては今までの現段階では認めることは、非常に難しいということでございます。これは、どんなうちでも個々にそれなりの事情いろいろあるわ

けでございます。そのもし一つのこういう基準を、こういう事情だからというふうな形で認めてまいりますと、じゃ歯どめをどこでつけていくのかというのが、非常に難しくなってまいります。そういうことで、現時点では基本的に許可はいたしていないということでございます。

それから、旭が丘、昔の平山台の区画整理のことでございますけれども、ちょっと余り古い話であれなんですが、ただこの区画整理の場合は、その地域の状況によって変わってくる。この地域平山台につきましては、あの地域に工場を誘致するという特殊な事情もございました。そういう関係で、ある一定の全地域ではございませんけども、ある一定の工場に接する地域とか、ある一定の地域に特定の減歩を緩和をした、こういうふうに記憶はいたしております。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　橋本文子さん。

○18番（橋本文子君）　寝たきりのお年寄りがいても、身体に障害を持つ方がいらしても例外は全く認めないというのは、福祉の日野としては何か腑に落ちない御答弁のように、大変むなしい思いで伺っておりました。旭が丘は工場地帯に隣接したところはというふうな、今御答弁でございましたが、私はやっぱり330平米ぐらいまでは減歩がなくて行えるようなまちづくりでなければ、本当に住民を主体にしたまちづくりはできないんじゃないかというふうに思います。

もう全く時間がなくなってしまいました。私たちのつくったこの「日野のまちづくりマスタープラン」の中で、私たちはこういう思いを述べました。

「かつて水田耕作華やかなりしころ、用水路網の総延長は200キロメートル余もあったという土地区画整理事業などの都市的整備が進むにつれ、今はその少なからぬものが消滅してしまった。それでもなお縦横に流れる用水路は、かつて東京有数の穀倉地帯であったこのまちの原風景を今に伝えている。変化に富んだ地形と高低差、そこをめぐる水、水、そう日野は水のまちだった。」用水路が激減するということが、今わかりました。10分の1以下になるんです。大変悲しいことだと思います。失ってからでは遅いんです。かつて、このまちには人がふるさとと呼ぶにふさわしい多くの自然が存在していた。これは、さらにこのまちづくりの中でうたっていることです。けれども、既にその少なからぬものを失ってしまった。子供の心と体をはぐくむ場、人々の多様な活動とエネルギー補充の場、そして、心安らぐ場、それらを保障する自然は、もうぎりぎりしか残ってない。これ以上自然が失われれば、この地上から私たちのふるさとはまた一つ消滅する。失ってから悔やんでも遅いのである。

きょうの御答弁だったでしょうか、ちょっと気になる市長のお話を伺って、間違いでなければいいと思ってお話しするんですが、「かつて日野は農業のまちであった。しかし、これからは商業のまち」、もう農業ということは捨て去ろうとなさっているのかなという、ちょっと気になる市長のお話があったんですが、もうあと1分しかありません。私はそうでないこと、市長は決してそんなふうに思っていらっしゃらない、あれは商業を大事にしよう、これから発展させようと思う余り、ついそういうふうに口が滑ったと受け取らせていただきます。本当にこれから市長にももっともっと日野の農業を大事にしていただく方向で、区画整理の中でも水路のこと、畑のこと、水田もあわせてできるだけ残していく、農とまち、農と商業と、それから、あそこで住んでいるすべての人たちがいい環境の中で向き合いながら暮らしていけることを、私はこの日野のまちに望んでいます。

終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって19の2、住環境重視のまちづくりをすすめよ（西平山について）の質問を終わります。

橋本議員さん、19の3はいいんですか。

○18番（橋本文子君）　時間がないんですが、よろしいんですか。

○副議長（宮沢清子君）　ええ、時間ですけれど、通告がありますので確認だけ。

○18番（橋本文子君）　次に回させていただきます。

○副議長（宮沢清子君）　19の3は、ただいま取り下げのお話がありましたので、これを取り下げます。

一般質問20の1、新都知事のもと、都立美術館誘致・米軍横田基地撤去・圏央道反対など市民運動のあらたな展開をの通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　通告質問書の順番に従いまして、一般質問をさせていただきます。

頑張れば住民運動に新たな道が開けるような、そういう時代になってきているのではないか、つくづく最近そういうことを考えまして、表題の質問となりました。新都知事のもと、今、日野の市民が参加している市民運動の願いが、これから次々と実現をしていくことを願いまして、質問する次第でございます。

私がこういう気持ちになりました最近の幾つかの政治的現象などについて、最初に述べてみたいと思います。さきの知事選では、私が応援しました黒木さんは、私の努力

不足もありまして残念でございました。しかし、あの連合大勢力の石原さんを大差で破る。石原さんは自由民主党、公明、社会党、東京民社、連合東京が総力を挙げて推薦した候補者でございました。これを東京都民が否定をしたということは、これからの政治状況にとって大きな意義があるというふうに考えるわけでございます。今まで地方政治の魂がどこかに行ってしまったのではないかと、都民が考えるような東京都政の状況が続いていたわけでございます。一言で言えば、住民犠牲でありゼネコン第一の東京都政でございました。今度の都知事選で青島さんが選ばれたということは、かすかではあるかもしれないけれども、住民の安全と健康、福祉のためにこそ地方自治は尽くすんだという、その原点を取り戻す大きなきっかけになっていくという気持ちがしているわけでございます。

さらに、続いて公約第１号を実現したことについては、我が党の板垣議員が質問をいたしまして、これに非常に広い深い森田市長の答弁がございましたとおりであります。これからの政治改革の起爆剤になっていく、そういう道筋の第一歩を記したのではないかというふうに思うわけでございます。

もう一つの点を見てみたいと思います。このなれ合い政治、ゼネコン第一の地方政治、これを真正面から批判した政党がありました。御存じのとおり、日本共産党でございます。これは一斉地方選挙その他で、どういう状況になったかということも見ておくことが重要だと思います。日本共産党は６月11日の兵庫県のおくれて実施されました地方選挙の結果で、少し明るい状況を（「大きく」と呼ぶ者あり）明るい状況をつくり出したわけでございます。あの震災で一番大きな被害が出たところ、神戸市の東灘区、ここの県議選におきましては、日本共産党の筒井県議がトップ当選をいたしました。また、同じく神戸市の市議会議員選挙でこの東灘区では津田市議がトップ当選であったわけでございます。このようなことで、おかげさまで日本共産党は、地方議員数が3,966人になりました。さきの一斉地方選挙のときの数字によりますと、自民党が680議席後退したそうでございます。社会党は523議席後退したそうでございます。今度の兵庫知事選でも、またさらに後退をされております。公明党もさきの一斉地方選では、候補者を絞るなどいたしまして、マイナス128議席（「公明党ではない、公明だ」と呼ぶ者あり）公明ですね、公明はそういう状況でございました。日本共産党は、こういう結果によりまして1978年に公明党の地方議員数を追い越したわけでございますが、1981年には社会党を追い抜きまして、ことし自民党を追い抜いて、地方議員数政党ではトップになってまいりました。このことは、政党政治が行われている日本の国におきまして、やは

り青島知事の当選あるいはノックさんの勝利というようなことと関連させて考えますと、日本共産党が国民の願い、都民の願い、そういう政策を正しくくみ上げて進んでいるんだなということを、数として結果として示したものと言えるのではないかというふうに思います。

それから、もう一つ上げたい例がございます。それは、日野市議会でも意見書を提出した件に関することでございます。去る５月11日に、不当にも日本共産党議員を排除したスポーツ議員連盟というものがございます。国会議員で構成されております。これがＪリーグをギャンブルの対象にするサッカーくじ法案を国会に提出するということを表明をされました。ところが、これも全国の世論が盛り上がってまいりました。ついには、長島茂雄さんまでが、これはよくないということで名前を連ねまして、サッカーくじに反対するアピールの代表になるというような国民世論の高まりが出てきたわけでございます。国会で圧倒的多数を誇っているのに、三たびこの提案は一たん公表しましたけれども、取り下げるということになった。これも一つの私は、今の社会状況の変化の特徴の一つではないかというふうに思います。

それからまた、きのう、きょうの新聞を見てみますと、ごみ処分問題などでもいろいろと変化が起こってきているわけでございます。日の出町の谷戸沢処分場の問題、これも資料の情報の公開を求める世論が高まってまいりまして、とうとうこの処分組合の責任者である臼井市長がきょうの新聞などには、もうお金で解決する段階としては、非常に困難になって困ってきているというようなことを表明するようなところまでなってきております。

私が、市内あるいはさまざまな形の友人たちと対話しましても、このことがこういう状況がいろいろ出ているわけでございます。日曜日の日に私、新宿でいろんな友達と食事をいたしまして、その後、コーヒーを飲みました。びっくりしたことがいろいろありました。一人は三大証券と申しますか、一流証券会社の管理職の私と同じ年ぐらいの友達でございます。この人が喫茶店で話す内容に、私も彼がそんなことを言うのかと思ったわけでございます。もうアメリカの経済金融状況は大変な時代である。もう恐慌がすぐくるかもしれない。そのぐらいの状況だというふうに話すわけでございます。そして、日本も同じだ。２信組問題で、中西そのほかの政治家の問題が出てまいりました。この問題だけでとどまらないよというわけでございます。もう情報が発達して、我々の世界でも押さえることができないような状況になってきている。日本の経済、こういう問題もいつどうなるかわからない状況だ。

それで、彼が言うには、どうすれば日本の経済がよくなるか。この発言に私はびっくりしたわけでございます。これはもう消費税を廃止するしかない。労働者の賃上げをしなきゃいけない。それから、貯金を抑制して、なるべく貯金させないようにする。そういうことによって、景気回復をするしかもう道はないよ君と、私の方に言うわけでございます。私はびっくりしまして、まるで日本共産党と同じ考え方ではないかということで、話が弾んだんですけれども、こういう経済界、証券界などでトップとして働いている人たちも、そういう社会認識、経済認識をしている。それで、政治についても言っておりました。政治家が自分で利益だけ求めていろんなお金をポケットに入れる、こういうことはやめさせないといけない、こういうようなことを発言をしていたわけでございます。

そういうような今の社会状況、経済状況、政治状況を見ますときに、私たち住民が頑張ればいろいろの要求を今後実現していくことができるのではないか、そういう意味で、きょうはこの質問を主として市長に向けまして行うわけでございます。市長に期待するだけではなく、私たち住民、国民が大いに運動をしていかなくては、もちろん世の中は変わりません。そのことは、私も決意をし前提とした上で質問をするわけでございます。

通告の中には都立美術館の誘致、米軍横田基地撤去、圏央道反対などとしておきましたが、既に市長と、今までやりとりをした問題なども多ございますので、二、三つけ加えまして、市長の見解を聞きたいと思います。

一つは、新都知事になりまして保健所の統廃合の問題についても、また何らかの展望を見出すことができるのではないか、こういうことを考えるわけでございます。今度、市町村保健センターを整備するということで、保健所から市町村保健センターに地域保健サービスを移していこうという動きが出てまいりました。しかし、市町村保健センターに移行するのは母子保健、栄養指導、こういう業務だけでございます。ですから、精神保健あるいは難病対策、環境、食品、獣医、衛生、こういった問題はどんどん後退をしていくということになります。保健婦さんの数ももちろん減ります。日本共産党が都議会で質問いたしましたところ、これらの市町村の職員配置に対して東京都はどうするか。都当局の答弁は、保健センターの運営等々の経費を助成するということは、現行制度上は予定されていないということで、口は出すがお金は出さないという立場を、今まではとってきているわけでございます。

しかし、都知事もかわった、副知事もかわった、局長・部長などもかわった、こう

いう東京都政の変化が今あります。

最初の質問といたしましては、以上の四つのことについて、日野市があるいは日野市長が、東京都に改めて交渉などをして、住民の立場でこの要望が解決する方向で頑張ってみてはいただけないか、こういうふうに考えております。都立美術館のことも、米軍横田基地のことも圏央道のことも、運動は超党派で進んでおります。圏央道の問題をとりましても、先日も八王子で圏央道にかかるさまざまな道路などについての聴聞会といいますか、そういうことなどがございました。こういうことを通じて、東京都の緑の奥座敷である高尾山等を守ろう、これはいろんな文書を読んでみますと、青島都知事もそういう緑を守りたいという気持ちが強い方だというふうに伺えるわけでございます。せんだって私が一般質問をいたしましたように、横田基地の米軍機騒音の問題も、１万人訴訟という形で各市でこの住民が参加する運動が、これから大々的に巻き起ころうという状況になってきております。

また、都立美術館につきましては、先日質問がありました。その質問者のおっしゃったことには、副知事がもう９割９分日野には建たないよということを言っていたという話もございました。しかし、新都知事になりまして副知事も全部かわったという段階では、また新たな政策の展望というのが出てくるかもしれません。

こういうようなことをいろいろと考えてまいりますと、以上言いました四つのことを中心にして、ぜひ日野市で市長を中心に各機関がさまざまな形で頑張っていただけないか、こういうことでの質問でございます。

青島都知事というのはどういう人かということで、私も質問をするに当たって知りたいと思いました。近所のお宅を訪問しましたところが、玄関に「人間万事塞翁が丙午」という本が飾ってあったんですね。これは青島幸男さんの代表作です。貸してくださいと言って、私、持ってかえりました。そうしましたら、うちの方の家族も、これをちゃんと買ってありまして２冊になったんですね。それで、奥付を見てみましたら、最初の発行は1981年４月15日に単行本の初版は出たんですね。同じ年の８月にはもう８刷りまでいきまして、そのころも直木賞の作品ですので相当売れたようでございます。今度、こっちの方は、どうも都知事選の直前に出たようなんですね。それで、帯封が新しくかかりまして「青島幸男の原点がここにある　第85回直木賞受賞作品」ということで、３月末に発行されたようでございます。発行所も、最初の方は新朝社が出した月刊誌に連載されたものでございましたので、新潮社ですが、今回の新版はパロディー社というところから出ておりました。これは中野区にあるようでございます。発行者、

青島美幸さんということでありますが、青島幸男の原点がここにあるということで、私、直木賞をもらわれたときには大してよく読まなかったんですけれども、今度読み直してみました。読んでみて、この中身はどういうことかと言いますと、説明する時間はございません。一言で言いますと、普通「人間万事塞翁が馬」というところを「丙午」というふうになっているところが、この小説の中心でございます。丙午というのは明治39年生まれ、この議員手帳で調べてみました。89歳の方が丙午なんですね。1906年生まれ、その次の丙午は1966年、昭和41年の生まれで今29歳の方というんで、どうもこの主人公であるハナさんというのが、どうも青島幸男さんのお母さんのことのようでございます。次郎さんという人が登場しまして、これが青島幸男さんのお父さんのようでございます。そして、幸二という次男坊が登場しまして、これが幸二と書く幸二でございます。これが青島幸男さんのようなんですね。これを見ましたら、新しい新刊の方にはあとがきというのがついておりました。ここの中に、こう書いているんですね。「おふくろが丈夫なうちに好きだった親父の思い出をまとめておいてやりたい」これがこの丙午というのは、議場ですのであれですけど、女性としてはこの生まれの人は波乱万丈の一生を送るということになっているわけですが、この青島さんの一家も日本橋で弁当屋をやって波乱万丈の戦前戦後を過ごされたようでございまして、これが題材になっております。そして、あとがきの最後の行に「改めて父親と母親のありがたさに身のすくむ思いがした」というようなことになっております。

これを通してみまして、私が感じたのは、家族感、家庭感というのが非常に家庭、家族というものを肯定して、これが健全に発展していくということを信じて、そういう立場から小説を書いているなということをいろいろと感動的に受けとめました。また、男女差別の問題あるいは戦争と平和の問題、あるいは人生感、これもタイトルにありますように、人間万事塞翁が馬というふうに明るく明るく受けとって発展的に見ようということで、青島幸男さんの世界感までも思うことができるような作品でございました。

これを見まして、そうか、やっぱりこういうものを書けるような人ですから、こういう人が政治家として出た場合には、本当にこの作品の中に原点があるような、そういう政治家として全うする方ではないか、こういうふうな私はことを感じたわけでございます。だからこそ、都民あるいは住民のこういう運動にこたえてくれる人ではないかなということを考えました。

その後、選挙公約を見てみますと、青島さんはこういうふうに書いております。「私、青島幸男は権力がほしくて立候補したのではありません。都民一人ひとりのかわりに都

政の頂点に立って、思いっ切り改革の嵐を巻き起こしたいとひたすら願っております」ということであります。そして、さきの臨時都議会がございました。ここでの就任あいさつ、この中を読みますと、私が今回また質問する気持ちもわいたものでございます。「しかし、一方で東京は暮らし、学び、憩う生活の場として必ずしも快適な都市とはなっておりません。……水や緑の貴重な環境の喪失など、東京に住み暮らす都民は、真に豊かさを実感しがたい生活を余儀なくされておりますというふうに、東京都を見ております。都民の生活感覚を大切にする都政へと変化を図り、新たな社会動向等をも踏まえた生活を優先する新しい東京を創造することが求められているのであります。

私は民主主義の定着と発展のために、都政の場においても、この道を違えることなく進んでまいります。民主主義のさらなる発展と住みやすい東京を目指して邁進していきたい。福祉、教育、そのほかの都政については６月20日から始まる第２回都議会定例会において申し上げるべく努力いたしたいと考えております」ということで、まだ細かい政策はわかりません。しかし、この就任あいさつを読みますと、本当に都民全体の心をよく帯した知事に就任されたというのが、私の実感であるわけでございます。

以上のようなことを申し上げまして、答弁をいただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（宮沢清子君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　1995年、ことしは年明けから関西の大震災等に見舞われて、国民がかなり打ちひしがれた、こういう年明けであったわけでありますが、日本民族の底流といいましょうか、ノーベル文学賞を受けられた大江健三郎さん、それから、今回の地方統一選挙と言われる一つの政治に対します国民の、全く予期しない形の大きな変化が、やはり底流として存在をしたということを証明をした機会ではないかという評価ができるんではないかと思っております。

青島幸男東京都知事の誕生も、よく考えてみれば当然あり得ることだなというふうに理解もできるわけでありますが、いわゆる戦後民主主義が、やっぱりいろいろな形で健全に育っていったということの一つの証左といっていいんじゃないかと思います。人類が今日到達し得ている一つの政治理念といたしまして、民主主義の発展こそ、一番これ

からの課題になることは、もう間違いないということを証明した事例ではないかと思うわけであります。その民主主義というのは、いわゆる権力構造に対しては、草の根レベルから今の選挙手段を通じて、一つ転換を図ることができるという証明ですから、大変将来の明るい何といいましょうか、展望が生まれたということではないかと思います。

先日の国会の、いわゆる戦後50周年不戦の決議と言いながら、まことに歯切れの悪い、日本民族として恥ずかしくなるような、また海外からも侮蔑の目でみられるような、こういう状況が生まれたということは、やっぱり国民として本当に政治が全くますます信用できないという状況にすら見られても仕方がないという情勢ではないかと思います。

青島新東京都知事の誕生によって、相当大きく都政が変革をされるということは、十分信頼をしていいんではないかと思います。鈴木前知事、経歴からいって地方自治ということに大変造詣の深い方であったはずでありますけど、決してそうではなかったということを、最後に示されました。(「何だ」「そうだ」と呼ぶ者あり) 残念だと思います。

そういう意味で、日本民族の新しい期待をもって、前回の御質問にもこたえましたが、いろいろな、いわゆる経済成長と申しましょうか、経済成長は日本国民の努力によって今日の地位を勝ち得ておるわけでありますが、これはあくまで手段であって、やっぱり目的はすべての法律の一番末尾に書いてありますが「住民福祉の増進に資する」こういうことでなければならないはずでありまして、そのあたりをひとつ、これから具体的に期待をしたいという感じがいたします。

今事例を挙げられました四つ、日野市に東京都政に求めております、いわゆる新都立美術館、これは構想に残るか残らないか、消え去るという可能性も当面はないわけではありませんが、よくこれからの運動によって認識を新たに展開を求めていくことも、一つの方法だろうというふうに思います。99%云々ということを言ったという、いわゆる教育行政の責任者がいらっしゃいますけど、つまりこのように権力そのものに陥っておったということが、もう明らかなわけでありますから、(不規則発言多し) その人の顔をもう一遍見てみたいと思うようであります。日野市民が一つの大きな文化運動として期待をさせていただいております幾つかのターゲットがありますので、これらにつきましても、折に触れて、その政策と申しましょうか、市民要望の実現に努力をするに明るい、また期待が生まれたというふうに意識していいんではないかと思っております。

先ほどの質問にもありましたが、いわゆる私が今回のどなたかの答弁で、ＧＮＰ型の日野市の経済発展をというふうにとらえた面があったようでありますが、そういう意味の経済発展ではなくて、本当に市民の福祉にこたえていただく、そういう経済発展を消

費者に対しての商工業、そういう意味で生き生きとした地域社会の一つの政策として整えていく時期に直面しておるという意味で申し上げたつもりでございます。

保健所というのが、これもまた前回申し上げましたとおり、戦後民主主義行政の一番目に見えてよくわかった教育委員会の公選制、それから、10万人口を単位とする保健所の配置、これをやめようと言うんですから、これは福祉に反することは、もう間違いのない方向であることは言うまでもないと思います。既に決まった行政施策ということにはなっておりますけど、十分また機会をとらえて、その政策の不当な理由を唱え、日野市に保健行政が、何かこう弱体になるというようなことが決して求めないはもちろんでしありますし、あってはいけないということをこれからの考え方に置いていきたい、こう思っております。

横田基地のこと、あるいは圏央道のこともほぼ似たり寄ったりのチャンスが生まれたというふうに考えてもいいんじゃないかと思っております。とりわけ、横田基地の問題は、これは本当に、いわゆる日米安全保障条約とあわせて、この東京の人口の多い、また世界でもある程度評価される都市に、外国の基地がまだ現存するなんてことは、国民としてまず恥ずべきことだということが、すっかり忘れられておったということではないかと思うくらいでありまして、(「市長、簡単に言ってはだめですよ、そんな」と呼ぶ者あり)多摩地域の発展のためにも――多摩地域の発展というのは、単なる平面的な発展という意味ばかりではなくて、基地の撤去ということは、都政においても大きな課題だと思っておりますので、いろんな形で運動の……(「市のあれではないんだから」と呼ぶ者あり)新しい都政の中で判断をされることを期待したいと思うわけであります。

○副議長(宮沢清子君)　竹ノ上武俊さん。

○29番(竹ノ上武俊君)　ありがとうございました。意を尽くした答弁をいただきました。しかし、もう一言、二言意見を述べまして、答弁があれば答弁もいただきたいというふうに思います。

先ほど話しました証券マンの私の同年代の友人です。「まるで共産党みたいなことを考えているんじゃないか」と言いましたら、そうだとは言わないんですね。そのことには返事をしなかったです。それで、続いてどういうことを言ったかというと、やっぱり世の中が変わるということを感じていると言うんですね。「今度の青島都知事を入れたのも、相当もうだんだん国民も訓練してきていろんな判断をして入れてるはずだよ。だから、今彼がつき合っている自民党とか既成政党の人たちも、自分の党に自信を持っている人はいない」こういうことを彼は言っておりました。「既成政党の中に日本共産

党は入ってないぞ」と私が言ったら、そのことには返すことはしてくれませんでしたけれども、既成政党はすべてもう自信を持っていないよということを言っているわけでございます。そういう意味で、私は市長の答弁のとおり、青島新都知事の誕生ということは、いろんな意味において、これからの日本の歴史にプラスの方向で働くというふうに思います。(「１人でできたら苦労ないよ」と呼ぶ者あり)

米軍横田基地の問題についても、市長の答弁はちっとも行き過ぎていないというふうに思います。今、政府関係者あるいは元高級官僚、そういう方々でさえも、首都東京に50年間も外国の基地を置いて、そこにサービスしているというのは、もうちょっとふさわしくない、こういう発言をする方々がふえてきている状況にあります。現に、沖縄の太田知事は、直接アメリカの大統領に言って基地返還を交渉しておりますし、フィリピンはもう国会で決議して基地を撤去しちゃったわけでございますので、そういう動きを見ておりますと、東京都が直接関係するこの横田基地の返還、重要なテーマとして今後かかってくると思います。

私どもの党の緒方靖夫国際部長という方がおります。この方がアメリカに行って弁護士とか学者といろいろ対談されたそうです。その相当なインテリで知識のある、また情報も持っている方々ですけど、「東京に米軍の基地があるはずはないよ、緒方君」と言うそうですね。「あんな世界一土地の値段の高いところに、今アメリカの財政が逼迫してるのに、きみ、東京に基地なんか置いてないよ」。年間貸すと何百億円という土地代をアメリカが払わなきゃいけないわけですが無料でやってるわけですからね、アメリカの知識人から見ると、そういうふうに見えるそうでございます。それで、緒方靖夫さんが先日、そういう学者や弁護士を連れてきまして、実際、横田基地に行って見学してびっくりした。今度、アメリカに帰ってこの事実を知らせなきゃいけない、こういうことをおっしゃっておりました。

その証券マンも言っておりました。アメリカの方も共和党、民主党、もう自信がない。今度の次の大統領の選挙はどうなるかわからない。こういうふうに、みんなそういう実業会の方々も見ているそうでございます。こういうときですから、私たちは大きく目を見開いて、これからの住民運動その他を進めていくことが必要だ、こういうふうに思います。

私はちょうど50年前小学４年生でございました。ことしが戦後50年、市長はこのことにも触れられました。私は小学４年生で、本当に信じていることがありましたね、小学４年生ですからね。もう本当に日本は負けない。そのうち神風というのが起こって、

アメリカを追っ払うんだと、本当に信じてたわけですからね。これほどのマインドコントロールというのを国家からさせられておりまして、終戦後いろいろ勉強して、今のような意見を持つように進んできたわけでございます。それを考えますと、今の50年前の小学生、中学生と今の人たちのそういう社会や政治に対する意識の変化、こういうのを見ただけでも、私は歴史はむだに進んでいないというふうに思うわけでございます。

この20世紀もいろいろと（不規則発言あり）いろいろの声が聞こえるんですけれども、恐らくそういう方々はこう言ってるかもしれません、よく聞き取れませんが。20世紀とは社会主義の実験が行われ、その失敗が証明された世紀だとか、（「そう、そのとおり」と呼ぶ者あり）資本主義はバンザイで勝利した、これがもう20世紀の最終結論だという人もいるそうですね。（「そこまではいかない」と呼ぶ者あり）社会進歩の理想はもう失われたという嘆きの議論などもあるわけでございます。いずれにしても、こういう声はどちらにしても、20世紀の100年間を人類にとって見るべき何の進歩もなかった時代として、灰色に描き出すのが共通でございます。しかし、20世紀を翻って見てみますと、民族の自決という点で大きな変化があります。100年前はアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、そしてロシアと日本、この６カ国が六大列強といって、世界中を支配した。植民地を持って威張っていた。そういうときです。

そういうときの日本の政府はどういうふうに当時を見ていたかといいますと、大日本帝国の文部省検定の高等小学校地理というのが、大正元年に出ているそうでございます。そこでも、やっぱり現今世界に分流する国は、その数50に余れども真に独立の体面を保つものは二十有余に過ぎずということで、当時の日本の政府でさえも、独立国というのは20ぐらいしかない、こういうふうに教科書にさえ書いていたわけです。しかし、今国連加盟国は184カ国、そして、君主国はわずか29カ国でございます。共和制の国が155になっております。昔独立したといっても形式的なもので、今のような状況での独立ではございませんでした。こういう民族の自決という点を見ただけでも、この20世紀というのが、人類が伸び伸びと前進するというような、そういう立場で歴史が進んでいる。もちろん人権問題、そのほかを見ても、この20世紀、大きく我々の人権というものは前進をしてまいりました。そういうふうに見て、やっぱり長いスタンスで見まして、今度の都知事選のことも見、そして今後の住民運動もしていく、こういうことが私は必要ではないかというふうに思います。

都政の問題も同じなんですね。都知事のお楽しみが三つある。一つは、国際的行事に出ることと、ミス東京にキスできること。二つ目は予算の資金繰り、仮に都の予算

のうち1,000億円を１日前に払うか、先に延ばすかで、日歩２銭として2,000万円の金が浮く勘定になる。これが知事の胸元三寸で決まる。三つ目は、例えば鉛筆を三菱にするかトンボにするかといったお楽しみということで、このことは、東京の都政が日本の首都として、国際的にも重要な位置にあることを示す。そして都政と予算とが当時賄賂や利権といかに結びついていたかの比喩的な表現となっております。これは、随分昔の「週間朝日」1965年７月１日号に出ていた記事だそうでございます。実際にそういう状況でございまして、安井知事の時代には、もう日野市のこの株式会社の場所がどうのこうのという問題どころではございません。安井知事の時代には、あの銀座、新橋の境を流れる潮どめがあるんですね。あそこら一帯の水面占有というのを、東京高速道路株式会社に全部貸しまして、そしてすべての営利をこの株式会社に貢いだというようなことから始まりまして、ついには伏魔殿都政と言われるような状況になってまいりました。東都知事の時代も大変でした。そのときの副知事が、かの有名な鈴木前都知事でございまして、その後のいろいろの汚職の歴史、すさまじいものがあったわけでございます。これを都民が反発をいたしまして、革新都政の誕生などをして、東京都政もどんどん進んでまいったわけでございます。この一貫しているのは、安井も東知事も鈴木都知事もそうです。やっぱりゼネコン、大企業にだけと言ってもいいと思いますが、御忠信をされる。そういう姿勢でございます。

例えば、新宿副都心をつくるときの話もたくさん汚職事件がございました。また不正な事件もございました。不正ではないが、都民として許せない問題などもありました。日野市に関係のあるところでは、あの小西六淀橋工場移転のときでございます。私は、そのころ新宿に勤めておりましたが、このころ、小西六淀橋工場の移転に際して買収額は総額で30億5,000万円、その当時の時価の２倍で買ったわけでございます。そして、小西六が持っておりました計算機などを１台、1,000万円で買うというような計算をして買い取ったんですね。そして、スクラップにして売るときは８万円で売り払ったというような状況で、これは小西六だけを言うわけではございませんが、ほかの企業にもそういうサービスをした。

都民にはどうだったかというと、あの浄水場というのが大きなところがございました。これを全部、この移転に際しましては水道局などに負担をさせまして、その財源はどうしたかというと、水道料金の大幅な引き上げということで解決をするという、そういう全く地方自治体の姿をなくした東京都政で、それを有楽町路線ということで引き継いだのが鈴木前都知事であったわけでございます。こういうような、いわゆる有楽町路線と

いうものを、今度青島都知事が完全に打ち切っていくには、都民の世論、都民の運動が非常に重要でありますので、先ほど通告いたしました３件ないし４件については、これからも私も一市民として住民運動に参加して頑張っていきたいというふうに思うわけでございます。

こういう中で、最近また大きくなってまいりました件について、これは意見という形で申し上げます。１点だけ、もし市長に答弁があればお伺いしておきたいと思います。

一つは、オウム真理教の問題でございます。これも日野市にもそのアジトなどがあったということで、日野市民の関心も高い問題でございますが、この宗教団体を破防法ではなくて、宗教の許可の条件等から照らして、東京都自信がやっぱり宗教法人の解散をさせる、こういうようなことをしてほしいというのが、圧倒的多数の都民の世論でございます。こういう点についても折がありましたら、市長なり市の助役さん部長さんなり、いろいろな場合にそういうことにも触れて、ひとつ市民の気持ちを東京都知事に伝わる方向で動いていただきたいと思います。

もう一つは、先ほど触れました日の出町の件でございます。私も日の出町に参りまして、この件、質問も取り上げたこともございますけれども、田島さんの奥さんと現場と裏山などを歩き回りまして、いろいろ考えさせられたことがございます。そして、やっぱり自分のごみは自分で、自分の市のごみは自分でという考えに、だんだんそれを強めていかなければいけないなという立場に立って、最近数年間、市長に要望書なども出しております。そういう中で、今度、この情報公開をめぐりまして裁判になってきたわけでございます。私が先ほど言ったような状況が、きょうの新聞等に出されております。しかし、裁判所が訴訟指揮として、住民サイドに立っておられるというふうに判断しちゃうとよくないと思いますが、非常に住民の要求を適切に処理するような判決という方向を出していらっしゃるように、私には見受けられます。したがって、処分組合がこの地下集水管のデータ、こういうものを含んだ情報を公開しろということを示しました。しかし、処分組合は非開示の立場をとった。その後、そのために――開示しないために、住民サイドは強制金というものを１日15万円もらうという形で、今、公開をストップしている。この件を、強制金を100万円にしろという動きが出てきて、先ほどの臼井市長の気持ちの発言というふうになってきたわけでございます。

当然、この強制金も我々の税金から結局出ていくわけでございます。こういう点で、少なくとも情報公開という点では、私は処分組合は踏み切るべきではないか。そういうふうに考えます。この地下集水管、日野市議会の議員さんも全員いろんな形で見に行っ

てらっしゃると思います。当然、このデータが出れば、全国が驚くような厚生省が驚くような大変な問題なんかが含まれているに違いございません。だからこそ、開示しないという形をとっていると思います。しかし、そういう事実は事実として知ってこそ、東京都にしろ27市にしろあるいは我々都民にしろ正しい方向で話し合ったり運動したりして、いい環境を守っていくことができるわけであります。日野市も、この処分組合に入っておりますので、全体の動きについては処分組合の制約というものがあろうかというふうに思いますので、詳しくは、今回詳しい通告をしておりませんので質問はいたしません。しかし、せめてこの情報公開ということですね、このことについては日野市の担当の方あるいは市長もそういう立場でこれから動くことが、都民の幸せにつながるのではないかというふうに、私は考えているわけでございます。

最後に申し上げましたこのことについて、もし市長からお気持ちがあれば、情報公開の点だけに絞ってお答えを聞きたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　どのようなケースの場合にせよ、公共機関が情報を公開するということは、極めて当たり前のことだというふうに思っております。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　どうもありがとうございました。

森田市長のお気持ちはよく察することができました。青島知事もごみ処分場、東京湾の方をきのう見学したとかいう記事が新聞に出ておりましたが、都民一人ひとりが真剣に考えなきゃいけない問題だなと、新都知事も言っていたようでございます。この問題もさまざまな関心、そして住民の運動がございますので、正しい解決の方向に向けて、我々市議会もこれから真剣に検討していく問題であるというふうに思います。

この件の質問は以上をもって終わります。どうか今後とも仲間を得たぐらいの気持ちで、ひとつ森田市長を初め、助役、部長の皆さんたちが東京都あるいは青島都知事に市民の立場でさまざま交渉、話し合いをしていただくことをお願い申し上げます。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって20の１、新都知事のもと、都立美術館誘致・米軍横田基地撤去・圏央道反対など市民運動のあらたな展開をの質問を終わります。

一般質問20の２、七生養護学校などと地域交流についての通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　七生にございます福祉の諸施設、ここのことについて続いて質問をさせていただきます。

私は百草団地自治会というところで、自治会役員をいたしております。環境対策部長とか事務局次長というのを務めております。議員になりましてから、役員になれという声がありましてやってきたわけでございますが、このたび事務局長ということで初めて三役に選ばれまして、近隣のそういう施設の方々ともいろいろ交流をする機会が多くなってまいりました。そういう中で、いろいろな正式のお願いではございませんけど、要望、御意見なども聞いているわけでございます。そういう中で、若干の質問をさせていただきます。

現在、百草団地自治会だけでも多摩更生園、七生福祉園、七生養護学校の諸行事にお互い交流して参加するということをしております。そしてまた、百草団地自治会の催し物には、自由に七生養護学校の児童・生徒あるいは福祉園の園生、多摩更生園の障害を持った方々、遊びに来ていただいて交流をしているわけでございます。私はこういうことをしている中で、森田市長や日野市がよく言っております地域の教育力、こういうことにも大きくプラスになっているということを感じ取っております。つまり、障害のある人と健常な体を持つそういう子供たち、これが日常的に毎日のように交流をしております。そういう中では、弱い者をいじめようとかそういう気持ちがだんだんと起こりにくいといいますか、人間の本質というものを、もう普通の気持ちで受けとめるという雰囲気が、あの地域には育ちやすい、そういうふうに思っているわけでございます。そういう立場から、私もこの地域とさまざまな形で交流をして、ともにあの地域で住んで生きていこう、こういうふうに毎日を暮らしている次第でございます。

最近も多摩更生園から百草団地自治会あるいは居住者に対して、園生の人と陶芸を一緒にやりませんかというような申し入れがありまして、自治会でも取り上げまして自由に住民が参加して、そういうことを一緒にしようではないかという動きなども始まろうとしております。また、この七生養護学校の高等部が完成をいたしました。そういう中で、あの高等部の建物というのが、非常に我々日野市民から見ると豪華な建物なんですよね。この屋上に屋根開閉式のプールなどができております。東京都とか関係者、あるいは村松都議などに聞いてみますと、鈴木都政というのは１点豪華主義なんだ。だから、全体の福祉教育の予算はいろいろ切り詰めているんだけど、１点だけは豪華なものをつくって、その外国の視察とか他の県会議員が視察に来たときは、そういうとこに案内するというようなシステムでやっている気配もあるんですよという話を聞きました。

私も七生福祉園の園長さんを新築完成して訪問しました。日野の市長さんの市長室よりも、もうずっと広いところの奥まったところに園長室というのがあるんですね。いい

か悪いかちょっと言いませんけれども、そういうふうになっている。そういうことで、あそこを通る日野市民の人たちも、ひが目ではないと思うんですけど、やっぱりああいう設備を我々住民にも開放してくれないかなという気持ちなんかもだんだん強まるのも、これ人間の感情として仕方がないなというふうに思います。

そういうことなどをとらえまして、今回の質問となりました。３施設が、今どういうふうに地域交流あるいは日野市などと交流をしているか、簡潔に御回答をいただきたいと思います。

それから、要望という形で２点目としては、養護学校のモダンなプールなどを開放しようという動きではあるようですけれども、もう一歩広く相互乗り入れで何とかできないかという点の質問でございます。

３点目は、あの３施設が日野市に対して求めていることはどういうものがあるかという点について、お伺いしたいと思います。七生養護学校の高等部等では、農作業をさせたいというので近隣の土地を探しているようですけれども、適当な農地が見つからないというようなことなども聞いております。そういう点も、日野市にお願いすれば探していただけるものなのかどうか、そういう点もこの際、聞かせていただきたいと思います。以上、お願いします。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　特に福祉部以外のこともあったようですので、福祉部関係についての御答弁をさせていただきたいと思います。

七生養護学校、七生福祉園は、これは精神薄弱者を対象とした施設でございまして、それから、多摩更生園の方は身体障害者の対象の施設でございます。七生養護学校につきましては、今お話ありましたように小学部、中学部に加えて高等部ができて、また立派な建物が完成したということでございますが、交流の関係で、私どもの方で教育の関係にもなりますけども、知ってる範囲では百草台の小学校、程久保小学校及び第三中学校の生徒との交流も行っております。また、公民館事業の障害者青年学級、少年学級への参加だとか、また高等部ははくちょう学園への実習生が通うというようなことを予定もしています。それから、同校の主催の夏まつりとか、それから、交流、講演会等を通しても、地域交流を図っています。それから、学校開放としては体育館、プールを団体に貸し出しているということでございます。

七生福祉園につきましては、精神薄弱者更生施設と精神薄弱児施設の合併施設でござ

います。同園の主催の福祉まつりだとか夏まつり等の中で地域の交流を図っているほか、日野市福祉まつりへの出展だとか、百草台児童館事業への参加を初め、通所訓練生の受け入れ、それから介護の家族の休養事業等でレスパイドサービスといいますか、そういうようなことも行っているということでございますが、また、こちらの方も体育館、プール、グラウンドも障害者団体へ貸し出しております。それから、多摩更生園は身体障害者の療護施設でございますが、年間事業の中でのお花見会とか夏まつり、ふれあいキャンプ等で地域交流を行っています。車いす体験ツアー、それからまた、月１回のボランティア交流会もございます。本年度よりショートステイモデル事業が実施されるということでございます。

それからなお、それぞれの市への要望事項についてでございますが、七生養護学校につきましては、高等部卒業後の通所施設について、希望者すべてが通所できるようにという要望がございます。それから、七生福祉園につきましては、毎日ではないんですけども、老人の給食サービスを応援をしたいというような申し出もあります。それから、多摩更生園につきましては、デイサービス、また入浴サービスの件で市と協議をしていきたい、こういうような御要望がきております。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　今、七生養護学校との交流ということがございましたが、今福祉部長の方からお話がございましたように、三小、大坂上中、七生中学校、百草台小学校というところが交流をしております。その中で、例えば学校の行事に参加してもらうとか、また学校側からも、いわゆる七夕まつりとかそういうのに向こうへ行って参加するとか、そういう交流をやっております。それから、先生方の方でございますけれども、心身障害教育推進協議会というのをつくりまして、ここの中に、いわゆる八王子東養護学校、七生養護学校、こういった学校と、それから日野市にあります障害児学級を持っている先生方、また一般の先生方、それから、教育委員会の指導室を含めて大体平均して月１回ぐらい会合を持って、いろいろ情報交換をやっているというところでございます。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、１件だけ再質問してこの件は終わりたいと思います。

あとは要望になりますが、七生養護学校のこの最近できたプールですね、担当はどなたになるかわからないんですけれども、団体としてサークルとして登録して、お互いに

使わせていただくというようなことを既にしていらっしゃるということでございますが、こういう点について、近隣の自治会なりそういうところが来た場合、もう少し――余り自由にもできないでしょうけど、もう少し幅を広げたこの利用、開放ということについて御努力いただくよう、日野市から要望していただきたいというふうに思います。

もう一つは、先ほど申し上げました近隣の農地、農園を探すというような問題などについては、そういうのがあれば、どちらかの担当の方で日野市内のそういうところを探したり、協力しますということはよろしいでしょうか。

以上、お願いします。最後の点だけでも結構です。

○副議長（宮沢清子君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　この団体貸し出しについては、プールでございますので危険とかいろいろなことがあって、また責任者とかいろいろな問題があろうかと思います。学校の方へも私どもの方からも伺いまして、そしてまた、社会教育団体であるとか、そういうようなかかわりがあるときには、また教育の方と御相談して、どういう範囲に貸してくれるかというようなことも、またさらに伺っていきたいと思います。

それから、農地の点につきましては、また産業経済の方に、今部長がおりますけれども、お願いをして相談をさせていただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。以上で、この件は終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって20の２、七生養護学校などと地域交流についての質問を終わります。

一般質問20の３、倉沢周辺の自然保護についての通告質問者、竹ノ上武俊さんの質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君）　倉沢周辺の自然保護ということで、何回にもなりますが、また改めまして質問をさせていただきます。今定例会に、日野市住みよいまちづくり指導要綱に基づく開発事業、申請件数の内容が報告をされております。私の質問が倉沢という言葉になっておりましたので、ちょっと十分じゃなかったというふうに思います。出ておりますのは、倉沢に近いところで４件、これがすべて地番としては三沢、それから落川になっているんですね。そういうことではございますけれども、正確には落川、百草あるいは谷戸、倉沢周辺の自然保護という形で質問をすればよかったかなというふうに思います。そういう範囲で若干の質問をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

先日、これも私が所属しております日野市の公共住宅自治会協議会、ここが主催した市内バスハイキングがございました。革新日野市政が完成をしたいろんな諸施設とか、日野市の自然などを見て回ろうというバスの企画でございました。日野市内のいろんなところを見て回りましたが、みんな団地住民でございますので、初めて黒川公園を見た人とか百草台自然公園を見た人とか、あるいは高幡不動尊に初めて中に入って説明を聞いた人とか、新たな日野市の魅力について発見をされた方が多いようでございました。時間が余りましたので、私は倉沢というところも見てほしいということで、バスをそちらに回していただいた次第でございます。ほーということで、こんな自然が日野市にもあったのかということを見て感心する方もいらっしゃったわけでございます。

そういう中で、私がいろいろ若干説明などをしたんですけれども、去年ぐらいまであるいはおとどしぐらいまで出ていた蛍が住む水田、川、こういう地域にいろんなことがありまして、住宅が建ったりいたしました。私も倉沢はいろいろ写真に撮ったりして、いろんなことに使うほど、いい本当に自然環境であるわけでございます。ところが、いろんな経過はあるとはいえ、住宅が田んぼの上に数軒できてしまった。こういうような事態がございます。そして、今回は4件の開発事業の申請がなされているというようなことで、せっかくの倉沢、谷戸周辺の自然もだんだんと狭められていくなという気持ちが強まってまいりました。そういうことで、今後、日野市として、ぜひ市としてできる自然環境の保存、こういうことに努力をしていただきたいという気持ちで質問をするわけでございます。

一つは、今申し上げましたような地域に対する開発の申請がある。あるいは既に私もかつて調べて質問をしたことがございますけれども、開発に至っていないけれども、丸紅とか青木建設とか巨大企業が既に買い占めている土地も百草園周辺にもいろいろとある。こういうような現状の中で、開発申請がきたときには、どういうふうにして自然を守る指導をされているのか。もちろんストップすることができれば最高ですけれども、そういう点についての現状、努力の状況をお願いをしたいと思うわけでございます。

今、川崎街道と百草園の間に、私から見ますと露骨な開発工事が行われております。何度か見に行きましたが、山のてっぺんにブルドーザーが登りまして、本当にあのブルドーザーは落っこちないかと思うようなところを削りまして、自然が削られて、ここがマンションになろうとしているわけでございます。非常に危険な斜面地でございます。こういうのも、地主さんの経過を聞けば、住民としては仕方がないのかと思わざるを得ないような経過などもあるようではございますけれども、せめて緑を何とかもっともっ

とたくさん残すような行政指導はできないか。京王線から見ましても、せっかくの百草園の周辺が、いわゆるもう粘土とがけが出まして残念な状況でございます。そういうことに対して、全部説明をされますと時間がかかると思いますので、一般的でもいいんですけど、どういう規制、指導をしているか。また、どのくらいそういう現状があるか。ここに届けは出ていないけれども、まだどんどん来そうなのか。その辺について、お聞かせをいただきたいと思います。

第2点といたしましては、現状とともに、これからも緑地信託あるいは定例会でも文書をいただきました。相続税における山林緑地の物納制についてのお願い。日野市長、森田喜美男から国税庁長官に要請が出ております。こういう税法上のさまざまな努力、また自然公園法で自然公園という緑の網をかぶっているよと、昔はよく言われたものですけれども、虫食い状況にこれも開発がどんどんあの地域も進んできたわけでございます。百草地番では、まだなかなかこの申請は出ておりませんけれども、そういうことで倉沢周辺の全体に緑地保全地域の指定、これもいろいろ住民地主さん等との話し合いがございます。そういう方向とか、自然公園としてもっと強力な網かけをするとかいうこと。あるいは最終的には、日野市あるいは東京都が取得して自然を守るんだというような方法、これは山林、できれば畑、田んぼについても伺いたいんですが、用意していなければ山林といいますか、そういうところについての日野市として、今後こういう努力をしているんだ、土地の取得についても考えていますというようなことがあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

3点目といたしましては、リンゴの園といいますか、農家の方々六、七軒でリンゴの栽培をして、市民との交流の農園をつくる方向が進んでまいりました。来年あたりはリンゴ狩りができるというような状況になっているようでございます。こういう農地を残す問題も、なかなかいろんな見方もあり意見もございました。また、現在の農地についても、来年あたりから市民が来るんじゃ、この畑まで1.8メートルの幅のところをアスファルトで舗装してくれないと、市民の人たちが来づらいんじゃないかという意見もあるし、いや泥んこでそのままの方が自然が残るんだから、そういうところを歩いて帰った方がいいんじゃないかとかいろいろな意見もあるんですけど、いずれにしても、結論としては生産緑地、農地を残すという方向で今後とも頑張っていただきたいんですけれども、この点についてお答えをいただきたいと思います。現状と今後についてですね。

それから、4点目、これは詳細な通告はしておりませんでしたが、蛍の今後の生息、

非常に難しい状況になっていると思いますが、この川の水質の保存、環境の保存、この川については、多摩市の方は日野市境からふたをかけまして緑道ということになっておりまして、水面は全然見えないことになっております。しかし、日野市の方は一応水面が見えて、以前にも取り上げましたが、ときどき濁ることがありますけれども、清流といってもいいような状況も続いているわけでございます。この点についてももし保存方、あるいは蛍の問題も含めまして、回答できる方がいらっしゃればお答えいただきたいと思います。以上です。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さんの質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、前段の開発の状況と、それから指導の状況ということでございます。

この地域で、今開発が出てきておるのが、全体で３件ございます。この３件につきましては、もう既に調停も終わっておりますし、このうち２カ所につきましては既に工事に着手しているということでございます。さらに相談に見えられているのが、そのほかに２件ございます。状況としては、そういうことでございます。

この指導の方法でございますけれども、これは日野市の開発指導要綱、まちづくり指導要綱に基づきまして、面積的に1,000平米以上の場合でございますけれども、3,000平米までの間でございます。これは1,000平米以上3,000平米までは、約３割の緑地を残させよう、そういう形で指導しておる。それから、3,000平米以上につきましては、45％以上の緑地をできるだけ自然林をそのまま残す、こういう形の指導をいたしております。

これからも、この百草園の周辺、特に自然林が非常に良好な自然林もございますので、この開発については十分注意をしながら指導していきたいというふうに考えております。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　公園緑政課長もお見えになっておりますので、若干の時間がありますので、現状の中での公園の状況や担当ではないかもしれませんが、わかれば緑地信託の状況など、そういうことも含めて今後の見通しなどもお聞かせいただければと思いますが。

水路清流課長もおいでいただいておりますので、時間がございませんけど、簡潔にちょっとお答えいただければと思います。

○副議長（宮沢清子君）　公園緑政課長。

○公園緑政課長（吉野恒夫君）　緑地信託の現況でございますけども、平成元年度よ

り施行いたしました緑地信託条例に基づきます信託緑地につきましては、現在まで累計で22件、８万1,123平米でございます。このうち、既に５件、１万5,198平米が公有化され、現在17件、６万5,925平米が信託で扱っております。

百草地域におきましては７件、３万8,386平米の信託を受けております。（「百草全体の面積はわかりませんね、その中で幾らというふうな。わからなければ結構です」と呼ぶ者あり）倉沢地域で。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）倉沢地域につきましては、２件でございます。8,936平米でございます。

それと、自然公園法の関係でございますけど、昭和33年４月ですか、東京都におきまして倉沢地区を含めた一帯1,959ヘクタールが都立多摩丘陵自然公園の普通地域に指定されております。この自然公園と保全地域の指定の関係でございますけど、都の方へ要請をいたしましたところ、二重の網はかぶせられない、そういう回答でございました。したがいまして、この地域におきます緑地保全につきましては、市の方の緑地信託あるいは都市計画決定によりまして、確保をしていくような努力をしてまいります。以上でございます。

○副議長（宮沢清子君）　水路清流課長。

○水路清流課長（奥住晃一君）　最後の御質問の蛍の件について、お答えさせていただきます。

倉沢地区では３カ所の蛍生息地を確認しておりますが、この中で１カ所、１週間の調査を行った経過がございます。約１日あたり15匹を確認しております。今後もこの地域の同様な調査を継続していくつもりですが、またさらに成育環境に適した水路敷の保全整備を行っていく考えでおります。よろしくお願いします。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございます。

緑地の取得、また公園の確保、蛍の調査、こういう点について全域をということではございませんけれども、積極的に守ろうという努力を今の答弁で感じた次第でございます。しかし、この数年、斜面地の開発が非常に日野市においても、また活発化してまいっております。以前、私が質問したころには、自然公園ということで、あの地域は永遠に緑は残りますよというような方向の答弁の時代があったわけでございますけれども、細かに地番、その他を調べておりませんので、虫食い状態でいろいろと開発が進んでくるということになってまいりました。

また、谷戸の下の方は区画整理による開発ということも、地主さんたちは考えていらっ

しゃるようでございます。そして、またこの倉沢周辺を取り巻く多摩市が大きな道路と大きなマンションでどんどん開発がされてくる。また、八王子の大塚が開発をされてくるということで、本当に日野市だけに緑が残っているんだという状況に、だんだんとなってきます。それだけに、日野市だけではなく東京を愛する人、三多摩を愛する人、この倉沢地域、百草園周辺については深い関心を持っているというふうに思うわけでございます。開発指導要綱によって、緑地を自然のままでなるべく広いところは45％残せとか、そういう指導がございます。ございますが、もう少し抜本的な立場に立って強力な指導をしていただきたい、こういうふうに私は思います。

最終的には東京都と日野市が協力をして、緑地信託かあるいは取得をしていくというような方向でしか解決しないのかもしれません。しかし、市の担当者の皆さんあるいは市長も含めてですけど、その基本に自然を守るあるいは水源を守る、そういうような強い気持ちのもとに、やっぱり市民の立場に立って努力をしていただきたい。努力をされてきたからこそ、日野市のあの周辺に緑地が少ない状況でも保存をされているということは言えると思いますけれども、これからさらなる御努力を願いたいわけでございます。

質問する予定はございませんでしたけれども、市長に最後の一言お伺いをいたします。日野市全体、市長は考えますので、あっちの緑地もこっちの緑地も守らなければいけない立場でございますが、今回は倉沢ということで通告をいたしておりますので、この倉沢周辺の緑地に対する市長の位置づけといいますか、お気持ちといいますか、今後の努力の気持ちといいますか、そういうものがおありであれば一言で結構ですが、御答弁いただきたいと思います。

○副議長（宮沢清子君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　倉沢、それから百草地域、できるだけ緑を保存していきたいわけでありますが、どうも近ごろの動きは私権をどの程度規制できるか、つまり開発に対して、どのような阻止ができるかという手段がほぼ尽きた感じがいたします。と申しますのは、財政上の事情もございますけど、せっかく信託条例を結んでいただきながら、相続で処分したいという情報を寄せられても買い切れないということであります。そこで思い立ったのが物納制で、国税庁でひとつ受け取っていただく、そして地元の自治体に管理委託をしてもらって、１世紀ぐらいの間には必ず買いますよという程度の長期の誓約書ぐらいは書きますよというふうに、この間申し上げてきました。

本当に守りたい、どういうふうにして守れるかということで少々困っておるわけでありますが、少し強権かもしれませんけど、開発企業には日野市の管理する規模の小さい

道路は使わせないというぐらいなことを、ひとつもっと有力化する方法はないだろうかというふうにことで……（「気持ちを大きく持って」と呼ぶ者あり）ありまして、地方自治体の限度というものの、おのずから力のないということをつくづく残念に思っておる状況がございます。しかし、参ったということではなくて、もっと積極的にいろいろな手法を考えていきたい、こう願っております。

○副議長（宮沢清子君）　竹ノ上武俊さん。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

笑顔の中にも強い決意を感じ取る答弁でございました。今後も努力していただきたいと思います。もちろん調和のとれた一定の都市機能というものは必要でございますので、開発と自然の保存との調和のとれた行政ということを、私も望んではおります。しかし、幾ら努力しても開発してしまいますと、自然は枯れるし、回復ができないというのも、これは地球上の歴然たる事実でございます。そういう点で、最後までぜひ日野市が頑張っていただきたいと思います。また、住民の皆さんも請願なども組織していただいたり、市議会でこれを可決したり、そういうこともした経過などもございます。しかし、この開発される場所の近辺に、なかなか住民がいないというところは、いわゆる開発反対運動というのが、なかなか起こらないものであるといいますか、起こしにくいといいますか、そういう事情もありまして、私たち住民もどういうふうにこの運動を進めていけばいいか、いろいろ頭を絞るところでございますが、我々もいろいろ知恵を働かせて、限られた自然を残すために全力を尽くしたいと思います。

最後に、森田市長が日野市長名で国税庁長官に文書を提出された、５月22日ですね、この本当に行動はありがたいというふうに思います。国税庁も幹部の皆さんも、あの２信組の関係者のジェット機に乗ってホンコンに行くような時間があれば、こういう相続税のことなどをもっと深く研究して、日野市民の期待にこたえていただきたいなと、言わずもがなでもございますけれども、そういう気持ちもわくわけでございます。今後とも市長がこの点についても努力をして、現実的な回答を国税庁長官から得られるように、最後まで粘り強く頑張られることを希望いたしまして、この質問は終わります。

○副議長（宮沢清子君）　これをもって20の３、倉沢周辺の自然保護についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時00分　散会

6月15日　木曜日　（第6日）

平成7年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第15号）

6月15日　木曜日　（第6日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簾野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	企画財政部長	野中勝美君
総務部長	大崎茂男君	市民部長	田村丞子君
生活文化部長	小野宗市君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	福祉部長	藤本享一君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	加藤侃一郎君	管理課長	堀江勝利君
土木課長	豊田好伸君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	小俣雅義君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成7年6月15日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問
（議案上程）
日程第2　議案第41号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第3　議案第42号　平成7年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第4　議案第43号　浅川右岸第六処理分区（7－2）工事請負契約の締

結について

日程第　5　議 案　第 44 号　浅川左岸第四処理分区（７－１）工事請負契約の締結について

（請願上程）

日程第　6　請 願　第７－９号　大震災害発生時に直ちに緊急出動し得るよう、飛行基地及び部隊周辺地区にこれら部隊の基幹要員の待機宿舎又は借上宿舎を早期に設置することに関する請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第６まで

午前10時26分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問21の１、旭が丘地域に「交番・駐在所」の設置を！……その後の取り組みを問うの通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（田原　茂君）　それでは通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は平成４年第１回定例会において、旭が丘地域に「交番・駐在所」の設置を！と題し、一般質問をさせていただきました。前回の一般質問でも御指摘をさせていただきましたが、前回の一般質問のときよりもかなり状況は悪化している状況でございます。つまりこの旭が丘地域には、集合住宅の増加、これは平成４年度以前から行われてきておりましたけれども、現在においても、大きなマンションが２カ所建設中であります。１棟はことしの秋ごろ、またもう１棟は来年の春の入居というふうに言われております。また、昨年の夏から秋にかけて、大きな大店舗スーパーが開店をしております。

このように、今でさえ、夕方の買い物の時間帯では、道路は大渋滞、さらに、道路わきでの違法駐車は目に余るものがあります。このような状況に加え、今また大手スーパーが来年春の開業を目指し、急ピッチで建設工事が行われているのであります。まさしくこの旭が丘地域は、住宅もさることながら、まさしく駅前と匹敵するような商店街のにぎわいを見せている状況でもございます。

このように旭が丘地域は、前回の一般質問のときよりも、かなり事態は悪化しているというのであります。当然その分、交通事故や盗難等の犯罪も急増しているのであります。先月もたしか下旬ぐらいでしょうか、市長も御存じだと思うんですが、トムスポーツの前あたりで、結構大きな事故がありまして、私の知っているお子さんを含んで３人のお子さんが重軽傷を負うという、こんな事故も起きているのが現実でございます。

平成４年12月議会においては、6,421名もの署名を集めた請願、「旭が丘地区に駐在所の設置を求める請願」が全会一致可決を見ているところであります。その後の取り組みについて具体的にお知らせいただきたいと思います。つまり、具体的には、その後何回ぐらい警察に伺っているのか、そしてまた、文書等で正式に要望しているのかどうか、こういったものを踏まえて、その後の取り組みをまずお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　旭が丘地域への交番の要望でございます。現在、日野市内には、９カ所の交番、それから５カ所の駐在所の計14カ所が設置され、市民の生活の安全確保のために、日夜警官が努力しておるという状態でございます。特に旭が丘地区につきましては、御質問にもございましたように、平成４年にも御質問いただきましたし、また昭和52年にも請願が採択されております。そのようなことから、市といたしましても、警察当局に駐在所、あるいは交番の設置について要望してきたところでございます。警察におきましては、なかなか警察官の人員確保が難しいというようなことが言われておりまして、旭が丘地域への駐在所等の要望について、なかなか前向きな回答が得られておらなかったわけでございます。その見返りというわけではございませんが、人口の増、あるいは犯罪等の防止のために、警察ではこれまでの交番の中でも充実したり、あるいは日野台の交差点にございます無人の交番についても人を１名派遣するというようなことで努力され、また従前、３台のパトロール車で巡回していたものを４台にふやすというような努力が見受けられるわけでございます。

私どもといたしましては、御質問にありました要望でございますけれども、平成４年を初めといたしまして、毎年行っております。これまで５回、お願いに行っております。

文書の要望ということでございますけれども、特にそれはしてございませんが、助役が直接赴きまして、その実情といいますか、要望を切に訴えてきておるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　御説明をいただいたわけでございますが、毎年１回は行っているという、こういうお話もいただきましたけれども、文書でのきちっとした要望がなされていないということがちょっと残念ではあります。これはまた後ほど市長の方にも、その辺のところをちょっとお伺いいたしますけれども、いずれにしても、パトロール等で強化するというようなお話も、当然、前進はしているんでしょうけれども、やはり駐在所があるとないとでは、随分これは違うわけですから、そういった方向の具体的な取り組みというのをお願いしていく中で、また前回の私の一般質問のときにも御指摘をさせていただきましたが、確かに日野市内には14の交番や駐在所があるわでございますが、かなりばらつきもある、というふうに私は前回指摘をさせていただきました。半

径、あれは1,000メートルぐらいでしょうか、円を描きますと、ちょうどこの旭が丘地域というのは、そっくり落ちている、そういう空白部分、ある意味では盲点というような、そんな感じで断言しても構わないような、そういう事態が旭が丘地域である、というふうに私は強く前回も申し述べました。

さらに、市長のうたい文句である「市民の命とくらしを守る」というこの観点からいっても、こういったことをもっともっと積極的に私は、市の方の取り組みがなされてしかるべきであろうと。そういう意味では、熱意が感じられないというような印象を受けました。

さて、私ども議員の立場といたしましても、側面から援助と、また実現に向けての働きかけというような立場から、実は昨年の７月13日でしょうか、昨日、日記をひもときまして、７月の13日というふうに記録に残っていたんですが、実は地元の市会議員、私を含め、沢田議員と江口議員とで、そしてまた地元の一番大きな自治会、上野原自治会の会長さんの仁科会長さんと一緒に、ある都会議員を介して警視庁に――警視庁というか、都議会に伺って、警視庁の幹部の方に来ていただいた。こういうふうな形で働きかけをしてきたところでございます。

そこで、その警視庁の御担当の方、課長クラスであったんですが、その方がおっしゃっていたのは、やはりこういう交番の設置というのは、東京全域でかなりの数が出ていると。これは当然なんでしょうけれど、その中で、警視庁の担当部局としては、具体的なものをもって、例えば日野市の中でここですと、それでまた土地も、日野市のこの土地を提供して、ここに建ててください、ということで要望してくれば、この話をかなり俎上にのせることができる。要するに議論の第一歩として、議題にのせることができる、このようなかなり前向きの期待を持たせる、期待を抱かせるというか、私は期待を持ったわけですが、そういうようなお話を伺ってきたわけでございます。

そこで、たしか翌日だったというふうに記憶しているんですが、そのお話をもって市にきちっと伝えなきゃけいないということで、やはり先ほどの沢田議員、江口議員と私とで、さらにまた、先ほどの上野原自治会の会長さん、仁科さんとともに市役所を訪ねて、坂口助役に、13日の警視庁幹部との話のやりとりの中での、土地をまず日野市として指定して、ここだというふうに言ってくだされば可能性ありますよ、という角度でのお話を、坂口助役に直接させていただきました。坂口助役も記憶に当然あると思いますけれども、そのときの坂口助役のお話では、かなり前向きのお話をされていたというふうに記憶をしているわけでございます。かなりそういう御要望があれば、例えば、

私どもがここだというふうに一応、仁科会長を中心に議論した中で決めたところは、やはり旭が丘の中央公園が一番いいだろうと。あの中央公園の一角が、場所的にいっても一番いいのではないかということで、この旭が丘公園のグラウンドの南側というんでしょうか、あの一角、あの芝生というか、ちょっと座っても休むことができるような、あの部分が一番いいのではないかというような具体的なものをもって、坂口助役にそういう都の意向を伝えながら、ここを何とか市として指定して、具体的なおぜん立てをした中で、ここですということで要望していけば、かなり可能性はありますよ、という話をさせていただいたわけであります。

ところが、先日伺ったところ、その話は市長に届いていない。全く市長にその話は伝わっていないということがわかったわけで、非常に残念でなりません。もう、１年間経過しちゃって。せっかく私たち地元の市会議員を含めて自治会長さんがお骨折りをしているところが市長まで伝わっていないということがわかりまして、どうしてそういうシステムになっているのかということもありますが、非常に残念でなりませんでした。今恐らく市長は初めてこの話を聞くんではないでしょうか。そんなことで、非常に残念であります。

そんな意味で、私どもは、中央公園の一角が非常にそういった意味では最適の土地ではないか、こんなことを具体的に自治会長さんを中心にお話を詰めて市の方に御提言をさせていただいたわけであります。

都市公園法というのが一昨年でしょうか、改正になったということで、都市公園の中での公共施設の建設面積、従来は100分の２というような面積しかなかった。これは100分の10というふうに、かなり大幅に規制が緩和されたというようなことも伺っております。仮にまた、10％でなく、２％、100分の２であったとしても、この旭が丘中央公園、市長も当然、広さは御存じだと思うんですが、あえて言わせてもらえれば、ここは２万6,281平米あるわけであります。仮にもともとの数字の100分の２、100分の10という可能性もあるんですが、仮に最低の100分の２で計算をしたとしても、525平米がとれる。しかし、地区センター等があるので、その分100平米プラスアルファを引いて、400平米はまだまだこの旭が丘の中央公園の中で使えるということがあるわけでありますので、この辺のところを私は具体的に詰めていただきたい、このことを強く当時も、地元市会議員ともにお願いをしてきているということであります。

再度部長に、この旭が丘中央公園の中での駐在所の設置について、どういうふうにお考えになるか、これを再度お聞きしてみたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　　総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　　警察につきましては、これまで警察官の定数という人員のことで、なかなか難しい回答だったわけでございますけれども、ただいま御質問にございましたように、具体的なものを持っていけば、またそれが本庁の方で俎上に上がるというようなことでございます。私どもも、警察に陳情いたしました中で、日野警察もこれは本署の方に上申していただいております。しかし、どこの場所というようなことまでは明示していないのがこれまでの状況でございます。

お話にありました旭が丘中央公園につきましては、昭和52年のときの請願におきましても、その一角にやってほしいというようなことが出ております。したがいまして、交番、あるいは派出所が設置可能というような見通しが立つという中では、場所を指定し、候補に上げて当局の方にお願いする必要があろうかと思います。中央公園につきましては、お話にございましたように、２万6,000平米余りの面積の土地でございますから、交番の建物としますと、そう大きくはございませんから、都市計画法の条件には当てはまるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、旭が丘地区につきましては、図面からも、あるいは人口の状況からいたしましても、警察の施設が欠落しているというか、薄くなっているわけでございますので、この地域に交番を誘致するについては、どこか候補地を定めて、またお願いに上がらなければならないというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　　部長さんの積極的な御答弁をいただいたわけでありますが、これも最終的には市長の決断にかかってくるだろうというふうに思います。市長は前回の私の質問に対して、こういうふうに答えています。「旭が丘に限らず、全域をなるべく治安をより高く維持するために、交番の要請は絶えず行っておるところでございます。そういうふうに考えておりますので、もう一遍公式に」これが大事ですね。「もう一遍公式に申し出をしたい」というふうに市長はおっしゃっています。これの答弁前回されている中で、市長、この旭が丘地域における交番設置、何か先ほどの部長の答弁ですと、文書しか出されていないというお話でした。市長の言う公式というのは、口頭で言うことが、公式でもう一度するということなんでしょうか。なぜ文書できちっとやらなかったんですか。そういうところを含めて市長の、この交番設置について、旭が丘地域についての具体的な中央公園の場所がどうかということを含めて、市長のこの公式の申し出という、こういうところでの市長の、公約ということで、きのうから青島都

知事の話が出ていますけれども、議会できちっと市長も公式に一遍申し出をしたいといっている。これも公約に等しいと思うんですね。それについてなぜ文書できちっと出さないのかということが私非常に残念であり、また非常にやる気がないのかなということを思わざるを得ないというようなことを考えまして、非常に残念ですけれども、最終的にも、市長がこれからきちっと決意をされて申し入れをしていただきたい。このことを含めて、きょうは上野原自治会の仁科会長さんもお忙しいところおいでいただいておりますので、明確な答弁を市長の方からひとつお願いをしたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御承知のとおり日野警察署は、かつて多摩、稲城を含めて3市を管轄とした時期があったわけでありますが、今日では、日野市1市のみを管轄する日野警察署ということでありまして、警察との機会がある都度、日野市民のために日夜お勤めをいただいていることについて御礼を申し上げる、こういう立場であります。消防はこれは自治体固有の事務ということで、東京消防庁と契約をいたしまして、今日の東京消防庁の管区になっておるわけでありまして、日ごろ警察に対しましては、日野一円をいろんな意味で、交通安全の上でも、あるいは公安、治安の上でも、市民生活が安全に営めるようにということは、もう絶えず地元の立場でお願いをしていることは言うまでもありません。

そして、御指摘の旭が丘という地域は、かつて日野町当時にも、住民のいない地域だったものですから、当時の警察行政の布石の仕方でありました駐在所もなかったということでありまして、古い地域には駐在所があって、それが今日、交番的な役割をかなり配置できておると、こういう状況でありまして、旭が丘に交番をという運動は、もう地元はもちろん、それから市全体から考えましても、必要だということはつくづく理解ををしておるわけであります。

したがいまして、機会のある都度、公式に談話の形式で、あるいは文書で差し上げましょうかというお話をしながら、今日に至っておるという状況であります。いろいろ間接的な活躍をしていただきまして、御苦労さんでございますが、自治体といたしましても、整った方法でお願いをする時期という判断をしてよろしいかと思います。行政間の連絡といいますのは、ある意味で、ある程度意思疎通を図りながら、だんだんと具体化するというのがお互いの信義の立場でもありますので、そのような立場で今日までもお願いをしてまいっておりますし、これからもまた続けてまいります。

交通安全に対します信号機の普及はかなり徹底いたしました。人員を要する交番のみ

がなかなか思うようにならないというのが現状であります。警察の立場を理解するわけではありませんが、１施設つくるのに10名の警察官の増員を要するということでありますので、なかなか難しいということも理由があるなというふうに思うわけであります。今回の御指摘もあわせまして、これからもいろんな形でお願いをしていくつもりであります。それから当然、場所が必要でありますから、旭が丘一円に市有地というのは特に具体的な事例はありません。線下や高圧鉄塔の下に旭が丘二丁目では若干市有地があります。あとは多分、公園用地等に依存をする以外にないだろうと思っておりますし、できるとすれば、そういうことは、可能な条件を十分提供して、誘致に努めていくというふうな考えであります。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

具体的なものがちょっと最後に出たかなということで、ちょっとよくわからない面もあったので、再度あれしますけれども、市長は旭が丘中央公園の一角もかなり候補地として考えていると、また私たちも可能性として考えていいと、こういうふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それ以外には場所はございません。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　市長も今、それ以外にないなんていうことで、はっきりと今申しておりましたので、その点をかなり私はこれからも見守っていきたいというふうに思っております。

最後に市長、市長は公式と言いながら、口頭で言ってではだめなんです、はっきり言って。文書できちっと出すということを今約束してくれますか。それで旭が丘中央公園を射程に入れながら、きちっと文書で出すと。口頭で、そんな形に残らないようなことをやったってだめなんですよ。きちっと日野市長名で公印押して、文書で出さなければ、これは役所からのそういう交渉というか、いろんな話し合いだってそうでしょう、全部。口頭なんかで言ったのは、それは形で残らないわけですから。きちっとした文書でやってくれますか。最後、その点を聞きたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公式というその内容でありますが、手順としては、日野警察と十分了解をとりながら、警視総監に文書を出すというのが、公式の形式だろうと思っ

ております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　じゃあ、警視総監に出していただけるというふうに今、私、判断をさせていただきましたが、はっきり言って、先ほども御答弁あったとおり、52年にも１回採択されて、55年にも請願が採択されて、市長もその必要性はわかっているというようにおっしゃっている。だけれど、一遍も公式の文書を出していないじゃないですか、今まで。その辺が市長の言っていることと、実際にやっていることがちぐはぐだということをよく言われるのはそれなんですよ。ですから、きちっとそういった意味では、そこまで市長がおっしゃるんだったら、私はしっかりとその辺、常に確認をしながら、今後も一般質問で取り上げるかどうか別問題として、しっかりとまたこの問題を注視しつづけていきたいというふうに思っているところであります。

いずれにしても、先ほども申し上げましたとおり、この旭が丘地域、本当に駅前のにぎわいというか、そういったものがそっくりこの旭が丘地域に来たような状況に今なっているんです。そんな意味で、一日も早くこの駐在所等が設置されるよう、警察署、警視庁等へしっかりとした働きかけを公文書でもってしていただくことを強くお願いをして、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって21の１、旭が丘地域に「交番・駐在所」の設置を！……その後の取り組みを問うの質問を終わります。

一般質問21の２、「ボランティア元年」日野市としての取り組みを問う！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○12番（田原　茂君）　それでは２問目の質問に移らさせていただきます。

１月17日の阪神・淡路大震災における数万とも言われる人々のボランティアへの参加は大変注目を集めました。「最近の若い者は」という風潮から、「最近の若者もなかなかやるじゃないか」という声が多く聞かれる中で、若者に限らず、駆けつけたこの数万というボランティアの活躍に対し、改めてボランティア活動の重要性が広く認識されるに至ったのであります。

防災の観点では、防災ボランティアとか、いろいろ、当然議論がありますけれども、ここでは防災ボランティアのことは触れません。別な角度でのボランティアの今後の高齢化社会に向けてのボランティアという角度でお話をさせていただきますけれども、戦後、日本は、経済至上主義で突っ走ってまいりました。その結果として、環境問題を初め、さまざまな問題が噴出し、大きな転換期を迎えております。物から心へ、国民

が求める幸福の質も変化してきました。一方で、高齢化社会の到来で、マンパワーの確保が求められております。このマンパワーについては、福祉行政の担い手としての専門的知識を持った保健・福祉・医療に関してのマンパワーと、家事や病院への送迎、給食サービス、入浴サービス、散歩の付き添いや、手紙を出したり、電話による交流など、このようなことを担うマンパワーというふうに縦分けができると思いますけれども、まさしく後者の部分、すなわち高齢者を身近なところで支え合い、助け合っていく、まさしくこの分野こそ、ボランティアの本領発揮と言えるところだと思います。

このように、時代背景から見ても、ボランティアを大きく育てる素地が整えつつあるのと同時に、その必要性もますます高まってきていると言えます。

さて、全国社会福祉協議会の調査によると、ボランティア活動者は、全国で411万人、約４万8,000グループ、これは10年前の2.5倍で、国民30人に１人がボランティア活動をしていることになると言われております。活動者は75％が女性、職業では専業主婦が46％に達している。年齢構成は、40以上が男性では84％、女性では86％と、高齢化が進行しているのであります。このことから、若者や働き盛りの男性サラリーマンなどが安心して参加できる環境づくりが求められているとも言えます。活動上の問題点としては、「指導者、コーディネーターの不足」が25％でトップ、続いて「活動費・運営費の不足」21％、「研修の機会が少ない」18％との声が寄せられているところであります。ボランティア活動への参加意欲について、23％の人が「参加したい」と回答しているというデータが出ております。国民の４人に１人が、「機会があればボランティアを経験してみたい」との意欲を持っていることになるわけであります。

欧米先進国では、ボランティア活動を支援、活用するシステムが十分に整備されていると言われていますが、それに比べて日本は、ボランティア後進国と言われるほどおくれをとっている。国民のだれもがボランティアとして安心して参加できる支援対策等の環境づくりが急がれるゆえんであります。もちろん、ボランティア活動そのものは、本来、自発的で、自律的な活動なわけですから、行政がどうのこうのという筋のものではないかもしれませんが、それでもやはり、活動しやすいシステムを用意するのは当然のことです。このような観点から、日野市としてはどのような支援対策ができるのか、またしていかなければいけないのか等、問題点を探っていきたいと思います。

まず初めに、日野市におけるボランティア活動の現状とボランティアセンターの利用状況、またボランティア活動に対する助成等はどうなっているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　日野市のボランティア活動の現状という御質問でございます。ボランティア活動の推進の団体でございますけれども、まず第１に、日野市の社会福祉協議会がございます。この中に日野市ボランティアセンターというものがございまして、これが一番大きな中心になっているものでございます。そのほか、日野市の社会福祉委員とか、また日赤の奉仕団、また広い意味では、福祉事業団のケア事業等もボランティアの中に入るかと思いますが、そのほかにも、市内のいろいろの社会福祉団体が、このボランティアの活動を行っておるところでございます。

今お話がありましたように、参加者の年齢層につきましては、ボランティアセンターへの登録者につきましては、20歳代から80歳代まで幅広くございますが、やはり中心は40歳代から70歳代を中心にしていまして、中高年層が多いという状況でございます。社会福祉委員であります民生委員さん等につきましても、大体50歳代から70歳代、日赤奉仕団は、さらに上まで、50歳代から80歳代までぐらいの方々が多くおるところでございます。

それから、研修とか、啓発・広報活動、いろいろ行っておる状況でございますけれども、日野市の社会福祉協議会で行っているもの、また南多摩の５市が一緒になって研修会等を行っているもの、または東社協が直接行っているもの、いろいろなものがございまして、そういうものへの参加の呼びかけ、またそれぞれが参加をしている。それから啓発・広報活動、その他の研修・学習活動等については、それぞれのボランティアの団体が発行している情報誌等を通して、それらの活動を基本的に行っているというのが現状でございます。それから、それぞれのまた団体が総会とか、他のボランティア団体との交流、情報交換の中でもそのような活動を行っている。研修・学習活動は、講演会とか、フォーラム、または実地訓練、それぞれの団体が年度計画を立てまして、それぞれの専門分野のボランティアの資質向上に努めているというふうに伺っております。

それから、助成でございますが、日野市から日野市社会福祉協議会へのこれが一番大きいものでございますけれども、補助金が出されていますが、これは5,974万2,000円でございます。それから、その他の社会福祉団体に対しましても、241万円の補助を行っておるところでございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　部長、助成のところでもう少し詳しく、交通費とか保険とい

うのが、通告質問書に出ていると思うんですけれども。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　保険の加入につきましては、掛金を助成しているわけですが、個人が責任を持って行う活動等の認識も広がって、自分で全額300円でしょうか、負担をするという者もいるということも聞いておりますが、平成６年度の実績としては、ボランティアセンターの負担で保険に加入をした者が158名ございました。

ボランティアの一般的な経費といたしまして、若干の交通費、お昼代といいますか、そういうようなものもその経費の中に、補助金を使いまして、行っているということでございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　部長、交通費は間違っていますよ。出ていません。確認しておいてください。今、いろいろと現状をお話しいただいたわけですが、それなりにやっていらっしゃるのはわかるのですが、なかなか伝わってこない部分があります。一つには、ＰＲ不足、体制が整っていないと、こんなふうに率直に思います。登録数についても、具体的な話はなかったんですが、300とか400とか、その程度だなというふうに私は認識をしておるわけですが、まだまだ登録数についても少ない状況です。

そんなように、非常にまだまだボランティア活動そのものが、日野市は緒についていないと言っても私は過言ではないのかなという現状だというふうに思っているところであります。ちなみに川口市あたりでは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者等々、それぞれのジャンルで100名単位のボランティアの登録があって、全体で1,500人から1,600人ぐらいの登録が常時あるんです。要請があればいつでもボランティア活動ができるという、そういう大変充実した状況だと伺っております。全部が全部そうではないにしても、一つの理想としては描けるのではないかというふうに思っているところでありますけれども、日野市もそのような充実したボランティア活動ができるように、幾つかの御提示も含めて質問していきたいと思います。

さて、先ほど具体的な支援策として、助成等の状況をお聞きしたわけですが、それを含めてですね。保険はある程度出ているんてす。よく読んでください。交通費は出ていないんです。もう１回、何か答弁ありますか。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　大変失礼しました。ボランティアの活動の原則ということから、金銭とか物品等での報酬は出していないということでございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　そのように、保険はある程度出ているようでありますが、交通費等その他は一切出ていないというのが現状なんです、部長さん。それで、ボランティアという本来のあり方からすると、すべて自分で賄う、自分で交通費も出して、ボランティア活動をする、こういう考え方が当然あるのも承知しておりますし、事実であります。しかし、今後、ボランティア活動というものを広くすそ野を広げていくためには、交通費、保険はもちろん、ある意味では弁当も含めてということも考えられますでしょうけれども、そういった要するに、基本的には、労働する条件的なものは、もちろん、労働そのものはボランティアの一つの、無報酬、これは当然ですよね。それを支える一つの条件的なものは、ある程度やっぱり第三者が見ていく必要がある。そうしなければ、なかなか広がりを持っていかないと、こんなことを強く思っているわけであります。

そういう意味で、今後、財政的支援をしっかりとしていく意味から、私は各市27市中、また町村を含めてやっていると思うんですが、基金を設けてやっているということがあると思うんです。そんな意味で、日野市としても、基金というものを設けて、それも他市には、大企業も含めて、企業はいっぱいあるわけですから、官・民合わせて、そういったボランティア基金のようなものを創設してはどうかと思っているところであります。他市の状況を含めて、その辺を御答弁いただけますか。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　基金の件でございますけれども、ボランティア基金の設立の状況ということで、各市の状況を調査いたしました。東京の中で64の市区町村のうち、30市区町村が、社会福祉協議会においてボランティア基金を設立しているところでございます。金額は非常にさまざまでございますが、この基金も、市から基金として補助を一部しているところ、または決算の中からやりくりをしているといいましょうか、残った部分といいますか、そういうものから基金積立というような形が多いように伺っております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

30市町村ということで、幾つか代表的な、例えば上位10市ぐらいの計画を含めて、皆様も御存じないでしょうから、その辺をお知らせいただきたい。額も含めて。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　金額的には、やはり区の方が多いわけでございますが、足立区が５億5,600万、これが私どもが調べた中で一番多くなっております。それから市の方で一番多いのが、府中市の４億6,000万円強。その次が三鷹市の２億1,000万円、こんな状況でございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　そんなふうに、各市では半分近くでしょうか、そんな形で基金を創設してやっておられるということであります。市長、基金創設ということで私、提案させていただきたいんですが、この基金創設については市長はどんなようにお考えですか。この基金についてだけをお聞きします。また順番いろいろありますので、余計なことはいいですから、この基金についてはどういうふうにお思いになりますか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市社会福祉協議会にも基金制度がございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ですから、それじゃ幾らあるんですか。実際に運用しているんですか。どういうふうに利用されているんですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　金額が幾らあるかということは私は正確には存じませんが、一番きっかけといいますのは、１円募金という市民運動がございました。考え方といたしましては、これらを基金として老人いこいの家をつくったというふうな考え方であります。つまり、高齢化した際に、どこか老人ホームのようなものが欲しいということでありましたが、自分が住まうという意味ではなくて、みんなとたまに集会ができたり、そういう考え方でございましたので、当時、三百数十万円拠出されてありました。老人いこいの家の建設基金にすれば、わずかな部分ではございます。それを種にしてほかの施設ができたというふうに御理解いただければよろしいんじゃないかと思っております。それから、本来、社会福祉協議会がこのボランティア事業のそのものを担当する機関でもございますので、今後、社会福祉協議会にはきちんとした行政からの援助、指導も行いまして、実のある、行動できる団体に育っていただくようにしむけていこうと、こう思っております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　後段の部分はまた後で聞きますので、市長の言っているその基金の定義は違うんです。私の言っているのは、非常に役立って、それは価値がある

ものというふうに私も当然認識しております。私の言っているのは、そういうんじゃないんです。ボランティア基金として億単位で積み立てて、その果実でもってボランティアの方々の保険、交通費、そういったものをきちっと出していくための基金を設けてはどうかということを、私は言っているんです。全然市長の言っていることと違うんです。その辺は、何か全然かみ合わないですね、市長。これは問題提起としてとりますけれども、全然違うんです、そういう考え方は。もう遅いんです、そういう感覚だと。実際、金額もわからないでしょう、市長、今幾らぐらいだということを。もっと現実を市長も見ていただいて、もう半分のぐらいの市がそういう、5億とか4億とか積んで、具体的な支援をやっているんです。そういったことをしっかりと認識をしていただきたい。

次に移ります。次に、ボランティア精神をはぐくむには、青少年期からの教育が大事です。そういう意味での福祉教育が重要です。今の子供たちの多くは、核家族で育ち、高齢者は身近な存在ではありません。また、子供の数が少ないので、全部親が面倒を見てしまいます。ですから、他人に何かよいことをしてあげて喜んでもらう喜びを知りません。若者も同様です。そういう人たちがボランティア活動をして、初めて人に喜んでもらうことは気持ちのよいことなのだと目覚めます。このことは、その人の人生の幅を広げることでもあると思います。そういう意味で、小中学校でのボランティア活動、具体的には、老人ホーム等の福祉施設への訪問や、ひとり暮らしのお年寄り宅の訪問等々、いろいろな工夫をして実行できないかどうか。また、クラブ活動としての社会貢献クラブ、このようなものが創設できないかどうか、このことをお聞きしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　学校教育部長。

○学校教育部長（谷　正幸君）　ボランティアということですけれども、教育の分野でございますが、福祉教育の実施ということですが、高齢化社会になりますと、やはり教育の果たす役割は大きいと思います。老人ホーム等の福祉施設の訪問や、ひとり暮らしのお年寄りの宅の訪問等のボランティア活動の実施ということでございますけれども、勤労のとうとさを理解するということや、社会への奉仕の気持ちを深める。進んで福祉と社会の発展のために尽くすように努める態度を養うことが大切だと思っております。豊かな自然に触れたり、勤労や奉仕の体験を通して、ほかの人のために尽くしたり、人の痛みがわかる福祉の精神が十分に身につくようなことが大切だと思っています。

さて、市内の小中学校でございますが、日野市で作成した「福祉副読本」、小学校では「ふれあい」というタイトルになっております。中学では「ことぶき」。主に高齢化に対する老人の触れ合いのことが載っているわけでございます。そういう教科書を計画的に活用し、福祉に対する心を養っておるところでございます。これとあわせて、教育活動の一環としてボランティア活動を取り入れているところは、地域のお年寄りを招いて給食会をやったり、それから養護学校との交流、昨日もちょっとその話がありましたが、清掃活動の実施等、数校あります。また、老人ホーム等の福祉施設への訪問や、ひとり暮らしのお年寄り宅の訪問等をする学校もあります。

ということなんですが、今申し上げました、給食会、お年寄りを招いて給食をするということの一例をちょっと申し上げますと、小学校ですが、先般、私も一緒に参加させていただきました。お年寄りはこの日を楽しみに坂を上って大勢、30人以上の人が上ってきまして、いろんな話をしながら、ランチルームで、テーブルを取り囲んで、８人ぐらい座れるところに老人が２人ぐらいずつ入りまして、小学校の高学年の人たちと地域の話をしたりしながら、食事を一緒にいたしました。年寄りは子供たちとお話しするのをすごく楽しみにしていたようで、いろんなことを聞いていたようですが、そういう触れ合い、それから最後においしい食事をしたり、それから子供たちが一生懸命サービスを年寄りにして、家には年寄りがいないんだけれども、というような、お年寄りがいないことや、それから子供たちがいろんなことを年寄りから教わったり、そういう光景が見られました。それで最後には、感謝の気持ちだとか、すごくよかった、来年もまたひとつお願いしたい、というようなことを申しておりました。そういう実例がございます。

現在では、ボランティア活動が十分とはまだ言えません。今言ったような、１年に１回とか、そういう形ですので、これから高齢者がどんどんふえる中では、どんどんふやしていかなきゃいけないというふうに思います。今後の福祉教育の充実のために、一段と努力をしてまいりたいと思います。

２番目の、クラブ活動としての社会貢献クラブの創設でございますが、クラブ活動では共通の興味や関心を追求すること、自分が希望する文化的な活動、体育的な活動などに入り、協力し合って、多彩な活動を展開しています。本市では残念ながらまだ、クラブ活動としての社会貢献的活動を行っている学校はありません。しかし、学校地域の環境美化に努めている学校、周りを掃除したり、そういう学校がかなりございます。このような教育活動が、児童生徒を地域の一員であるという自覚を高めて、一人ひとり

主体的な発想として社会貢献的活動へ意欲が高まることが期待されています。クラブ活動として、社会貢献クラブの創設には、こうした児童生徒の心の高まり、児童の発展段階、主体的に行われるべき社会貢献的活動と、教師との一体になった支援、援助など、今後も研究を重ねて、努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

教育長、一言ございますか。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　今、ボランティア、それから学校のクラブ活動についてということでございますが、努力して、今部長の方から話しましたように、お年寄りの方とともにひとときを過ごして、子供も育ち、お年寄りの方へも感謝をされるという活動をしている学校も数校ございます。しかし、全部の学校でそれが行われているという状態ではございませんので、今後、学校とよく話し合いながら、より多くの学校がこういった、いわゆるお年寄りとともに生き、ともに学んでいけるような状態をつくってまいりたいと思っております。

また、クラブ活動につきましても、老人ホームの例えば訪問だとか、また近所のお年寄りに一鉢運動だとかというようなことを新聞で見かけることがございます。そういったすばらしい活動を学校の方にも紹介しながら、学校の方の理解もいただき、そして、できることなら、実践していけるような学校が一つでも二つでもふえていくように努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

かなり前向きの御回答ということで、期待をさせていただきますけれども、副読本ということで、日野では福祉についての教育の中に入れてのいろんな勉強の中でやっているということは、以前からも注目され、また称賛もされているということを、私も十分知っているつもりであります。そういった頭で学ぶことと同時に、やはり具体的に、老人ホーム等へ行って、お年寄りと接し、またタオル１枚でも畳む作業をするというようなことが、いかにまた教育の現場の中での一つの経験ということでは、非常に私は価値があることではないのかなと。昨日、森田議員が、いじめの問題ということで高邁な議論をされて、非常に傾聴に値するような話をされておりましたが、いずれにしても、

この今の教育の現状を見ますと、こういったものが本当に今、人間対人間の触れ合いというものは希薄なのかなというのを学ぶ意味で、ボランティアとしてのお年寄りに接していくということが、いかにまた重要な教育の分野での部分かなと。さらにこれからそういうことが重要視されていくのかなということを思いますので、先ほどの御答弁のとおり、具体的に一つひとつまた検討していただきながら、学校従事者の方々と連携をとっていただきながら、そういった方向を目指していただきたいということをお願いをしたいと思います。

次に、ボランティアに参加している方々の年齢層のことなんですが、先ほど、部長の答弁にもありましたけれども、日野市においても、全国社会福祉協議会の調査のとおり、やはりその担い手というのは、40代、50代以上の、ある意味では子育ての負担が軽くなった主婦層が圧倒的に多いわけであります。今後、若者や働き盛りの男性などが安心して参加できる環境づくりが求められわけであります。民間企業では、ボランティア休暇なるものを導入して、積極的に社会貢献に参加していこうという企業も出てきているようであります。

そこで、市の行政を預かる市職員の皆様も積極的にボランティア活動に参加してもらうためにも、社会的な環境づくりをしていくためにも、市職員について週２時間程度のボランティア有給休暇というものが創設できないかどうかということであります。これは月に４回のボランティアをしますと、合わせて８時間、１日分の休暇に匹敵するわけであります。年間では12日ですから、有給休暇でも十分賄える時間ではないかなというふうに思いますけれども、こういうような制度が民間でも定着していけば、ボランティア活動をやってみたいサラリーマンにとっては非常に強い味方になるわけであります。

しかし、ここで注意しなければいけないのは、援助を必要としている高齢者や障害者の方々の状態には、さまざまな段階があります。寝たきりや、痴呆の状態のところへいきなりボランティアの人に行ってみてくださいと言っても、それは無理な話であります。それなりの専門的知識や、技術がなくてはなりません。この場合は、行政、あるいは専門のヘルパー等が、いわゆるプロの人が介護しなければならないわけであります。しかし、多くの高齢者は、痴呆でも寝たきりでもないが、体が弱っていて、自分一人ではおふろや買い物やそんなことができないという、いわゆる虚弱老人が多いわけであります。この人たちは、適切なサポートをしてあげれば、十分一人でやっていける人たちなのであります。この人たちへのサポートという分野こそ、ボランティアや近所の助け合いの組織が活躍できる部分であります。このように、ボランティアの分野を縦分

けませんと、現場が混乱いたします。そういう意味では、コーディネーターをきちっと配置をしないといけません。このことを配慮した中での職員の週２時間程度でのボランティア有給休暇創設、このことについては、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　お話にありましたように、温かい人間関係を築く行動の一つとして、福祉を中心としたボランティア活動が高まってきておるわけでございます。そういうような情勢の中で、日ごろ地域社会に密着した仕事をしております職員が、その経験、知識を生かしまして、お話にありましたように、地域社会での活動に携わることは期待されておるところでございますし、また今後の課題として、そういうようなことを果たしていく必要があるのではないかというふうに認識しておるところでございます。

最近は、週休２日制というようなこともございまして、職員にも休暇の時間が出てきております。そのような余暇の利用ということで、ボランティアに携わっておる職員も多いわけでございます。地域社会で青少年の指導活動、あるいは自主防災・防火活動、文化活動など、さまざまな分野で活躍しておるわけでございますけれども、しかし、ボランティアは、本来、仕事、あるいは家族、生活の中でこれを十分両立して初めてできるものでございます。したがいまして、生活リズムを壊さない範囲、仕事等に支障のない範囲ということで、なかなか難しい点もあるわけでございます。今後、民間で行われておりますボランティア休暇、あるいはそれを参考に、公務員制度の中でもいろいろと取り上げられてくると思います。そのような中で、今後、検討してまいりたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

これはそんな簡単にできることではない、というふうに、私も当然思っております。それは検討事項として、民間もかなりそういった意味では、ボランティア意識が高まってきていて、市自体もそれに対して、どういう態度をとっていくのかということが、そんな遠くない将来迫られてくるというように私も思っております。そういった意味での検討をぜひ重ねていっていただきたいというふうに思っております。今のまま少子化の現象が続きますと、将来、労働力不足という問題が必ず起きてくる、というふうにいろんな論調で言われているわけであります。そうすると、今ボランティアを担っていらっしゃる40代、50代の主婦層が、これは重要な労働力として企業に組み込まれてい

くということも、これは目に見えているわけであります。ですから、今のうちに若者や働き盛りの男性などが、ボランティア活動ができるという、こういう環境整備をしていくということが非常に重要だということを、私は思っているわけであります。

これにつけ加えて、ボランティア活動をある程度した人については、これは市の職員については、昇給等にも評価していくというようなシステムを導入してもいいのではないか。また、職員採用のときにも、ボランティア活動を評価する工夫も必要ではないか。こういう、市が全体がそういう方向に、教育の分野から始まってやっていくという、こんなことがこれからますます、ある意味では、環境づくりということでは、必要ではないかと。我々市会議員も、ボランティアの活動がどうかということも問われるかもしれません。そんな意味で、教育から採用、昇給等について、そんなこともしっかりとこれから考えていかなければいけない社会システムをつくっていくという時代が来るんじゃないかなと思っているところであります。

次の質問に移ります。これはそういう例として、そういう要望も含めてお願いしたいと思いますが、次に、今、福祉事業団でやっておられる在宅老人ケアサービス事業、供給会員、需要会員として、１時間900円の報酬を支払って、家事援助事業を行っているわけでありますが、この制度は、ボランティア意識を強く持った家事援助者ということで理解しておりますが、しかし、ボランティア活動をしたことに対して、たとえ謝礼金のたぐいだとしても、金銭を受け取ることにはなお抵抗感がある層があります。

そこで、今のこの在宅サービスを時間預託制というものに今後移行していくということも一つの方法ではないのかなというふうに思っているところであります。やはり、ボランティアというのは、厳格に定義すれば、そういう報酬をいただくということではないというふうに、厳格に考えておられる方は、したくても、そういう事業ということで、やっていくと、なかなか抵抗感があるという話も聞いているわけであります。そんな意味での今後のことを考えると、時間預託制というものをどうかと。これは皆様も御存じのとおり、老人介護など、ボランティアに従事した期間を、時間や点数単位で団体に貯蓄して、将来、病気になったり、年老いた場合、積み立てた時間を引きおろして、無料でサービスを受ける制度を言うわけでありますが、これは10年前に、香川県高松市の民間福祉団体が実施したのが始まりと言われております。平成７年１月時点では、約663の在宅福祉サービス団体の中で、184の団体がこの制度を採用していると言われております。これまでのボランティア活動はどちらかというと、慈善的あるいは一方通行的な傾向にある。参加の幅をある意味では狭めていた傾向もあったということ

も否めない。そういうことを考えますと、この預託制度というものは、困ったときはお互いさまという相互扶助の精神の観点から、比較的気楽に参加できるという雰囲気があります。そういう意味で、この時間預託制度を導入してはどうかと。御提言ということでお話をさせていただきました。この辺はどういふうにお考えでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　女性センターが、その事業を開発するという形で、日野市社会事業協会という、ちょっとかたい名前ではございますが、団体が活動しております。その制度が本来は、その仕組みを開発をする役目だったということでございますので、バンク制と申しましょうか、預託制と申しましょうか、そういうことは、ある意味では、入り口程度の仕事を始めておるというふうには言えると思いますし、これからその関係を一つ拡大していきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　在宅老人ケアの事業は、1988年（昭和63年）から日野市の福祉事業団で開始いたしまして、現在の会員数も、A会員が276名、またB会員が305名というような状況でございます。

この御質問の時間預託制でございますが、現在、かなりの市町村や社会福祉協議会等で実施されておるのは、今申されたとおりでございます。それぞれの事業規模や会員数、地域性などによって、うまく機能している部分と、いかない部分で悩んでいるというようなこともございます。これによりますメリット、またデメリットがあるわけでございまして、メリットの方で申し上げますと、直接の報酬がないことで、ボランティア意識の強い方には、自己実現の場として参加されて、今申されたとおりでございます。それから供給会員が将来的には需要会員になることが、時間預託制の前提となっているので、市民連携が強まってネットワークづくりがしやすい。参加意識が長期間継続して、行政への波及効果が期待されるとか、この制度は経済変動にも強いとか、そのときの財政負担が少なくて済むというようなメリットがございますが、また一方、デメリットの面では、金銭給付を求める人の参加が得られなくなる。特に若い人の参加が少なくなるという問題があります。それから供給会員が他市、他県に転出した場合には、補償問題ができないといいますか、横の連絡が全国的になされる場合は別ですけれど、そういう問題がある。また、その方がお亡くなりになった場合の問題とか、それから供給会員が需要会員になったときに、事情によっては、同質、同内容のサービスを得られる保証がないとか、ケアを受ける場合、供給会員には、活動実績による優先権が与えら

れるわけですけれども、活動してこなかった人との平等が図りずらいとか、いろいろの問題がございます。

また、この問題につきましても、私が読んだものの中では、堀田力さんという方が、この前も講演しました。この方は、このことに賛成の方で、やはりそのことをおっしゃっていました。また、樋口恵子さんという方は、今度はこの逆で、その反対をしているというようなことで、一概に言えないように、意見がそれぞれあるということも思っています。そういうようなことで、現在、福祉事業団では、供給会員についてボランティア意識を強く持った家事援助事業として位置づけておりまして、１時間900円の報酬を払っているわけでございます。この御質問の時間預託制がよいか、現在の方向がよいかの判断は、大変難しいところでございますが、事業団や現場の意見も聞きながら、一応検討はしてみたいと思っています。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　ありがとうございました。

いろいろとデメリット、メリット、両方あるということでお話があって、それを推進している方、また否定的な方、そういう文化人がいるということは知っています。デメリットも、当然先ほど申されたことも知っておるわけでありますが、やはり、今後のボランティア活動の充実を考えますと、先ほど申し上げたように、社会がだんだんそういう機運になってくれば、ちょっとした時間を利用して、家事援助事業的なボランティアの数がふえてくると思うんです。そうすると、同じ家事援助事業という、話し相手に行ったり、買い物に行ったり、御飯をつくってあげたりとかいう家事援助事業、同じことをしていながら、片や900円という報酬をもらっている現場がある。片やそういうのはない。こういうのは、社会現象として日野市においては同時に出てくるという現象があるわけです。そうすると、この現象というのは、非常にちぐはぐな感じを私は受けると思うんですね、第三者から見た場合。全く同じことをしている人が、片やは900円、それは本人は、言われたからもらっているといえばそれまでですけれども、でも、やっぱり、同じことをして、そういう現象が二つ出てきているというのは、どう見てもこれはちぐはぐであり、アンバランスということは否めないと思うんです。そんなことを考えると、こういったことを、本当にボランティアというものが機が熟してくれば、報酬をもらうというものに私、ならないのではないかという感じを強くしているわけであります。

ですから、一遍にはいかないにしても、先ほど市長は、そういう方向も一つの取っ

かかりをつくっているという話もありました。ですから、今後はそういった方向で、選択性とか、あくまでも過渡的なものとしては、両方選べますよということまで含めて検討される余地は十分あると思うんです。そんな意味での、実際にこれをやっている、確かに移転すればどうのこうのという問題あります。だけれど、実際にもう、かなりの団体でやっているということは、そういったものを何らかの形でクリアをできているはずですね。そんなことを実際に行っている団体等をまたしっかりと見て、調べていただきながら、このことを具体的のあるものとして私は検討していただきたいんです。このことをお願いしておきたいと思います。

最後に近いんですが、次に検討をお願いしたいのは、育児経験の豊かな女性、教員、保母など、こういった方々が、希望者の自宅に出向いて、育児の面倒を見るというようなボランティア・ママというようなことが、実際には、私はいろんな現場を見ていて、必要ではないかなと。これがボランティアの中に組み込まれる――組み込まれるというと語弊ありますけれども、自然的に出てくると、子育てという部分で、非常に援助事業としてはいい制度になるのかなと思っているんです。今確かに、児童福祉課を中心に子育て支援事業というのが行われているわけですが、これは相談が中心というふうに私理解しているんですが、実際に訪問して、そういったことをするということが、ボランティアの角度で出てくれば、かなり大きな子育て支援という具体的なものとしてなってくるんじゃないかなというふうに思っております。これが発展していけば、やがて市内の理容師や美容師等々、いろんな技術を持った方が、その技術を生かして、いろいろな形でボランティアをしていけるという、こんなことも思い描けるわけであります。取っかかりとして、そういったことの福祉の分野でのボランティア・ママというこんなことを一つ思いついたんですが、これについてはどんなふうにお考えですか。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　このエンゼルプランで吉冨議員さんからいろいろお話がありましたが、この中でも、この子育て支援のことをいろいろと今後の計画を詰めなきゃいけないという問題がありますが、ボランティアとの関連でございますが、これは広く市民から育児支援の要請が高まってくるということであれば、当然この乳幼児の育成を担当している関係団体といいましょうか、部署といいますか、そういうところとも連絡をとりながら、このボランティア制度のことについても調べ、検討してみたいというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　一つの例として、先ほどボランティア・ママということもお話ししましたが、一つの例であって、そういったものがどんどん出てくることを期待をしたいと思うんです。そんなところを市としてどのようにバックアップというか、またそれを条件整備できるのかということを思い描きながら、しっかりとまた検討していっていただきたいと思っております。

これは最後になりますけれども、拠点の問題であります。ボランティアセンターですね。この拠点の問題をちょっと最後に、検討ということでお願いしたいんですが、今中央福祉センターの２階を間借りをしてボランティアセンターがあるわけであります。先日、私もお邪魔をしてきましたけれども、やはり手狭であるとか、２階であるせいか、何か入りにくいとか、敷居が高いような感じを受けます。そんなことを強く思っているわけでありますが、これからのボランティア活動の条件整備、また基幹整備というものを考えますと、拠点というものをきちっとやっていかないと、私はまずいんじゃないかなというふうな観点から、今のボランティアセンター、ちょっと問題――問題というと語弊がありますけれども、もう少し何とかできないのかなと、こんなことを思っております。本庁の一角にそういったものを持ってきても、私はいいのかなということも踏まえて、その拠点という問題についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　中央福祉センターは、昭和41年につくられたもので、もう30年もたっているということで、非常に建物も老朽化している。そういう状況の中で、たしかボランティアセンターが２階にある。それから事務局は、手狭な状況で、下にあるというようなことで、これもできれば、同じフロアにあって、もっと密に連絡がとれればいいなというふうに思っているところでございますけれども、このセンターの中には、ほかに会議室とか、集会室等ございますので、そういうものもあわせて利用していただいて、手狭ではあるけれど、当面ここを活用していただく以外にないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　当面はいたし方ないにしても、やはりこれは別の機会できちっと練っていただく必要があるんじゃないかということを、問題提起を含めてお願いしておきたいと思っております。

本当に最後になりますけれども、市長にお聞きするわけですが、このボランティアセンターも含めて、日野市社会福祉協議会の強化充実というんでしょうか、こういったこ

とがないと、当然連動としてボランティアセンターとの連携強化というものを含めて、非常に条件整備として、この辺がやっぱり重要になってくるのかなというふうに思っているわけであります。事務局長を中心とした、がっちりと連携をとっていくというようなスタッフ体制というんでしょうか、今の日社協の自主事業も、まあ言葉は悪いですけれども、満足になかなかできていないという状況、またボランティア活動のコーディネートの仕事を初め、場合によっては、必要な場合には、人員もふやして条件整備していくというような体制を整えていくということがまたなされませんと、片手落ちというような感じがするわけであります。

議会の初日でも沢田議員が、その日社協の体制についてちょっと質問をされておりましたけれども、やはり事務局長の人事一つ見ても、１年や２年で交代しているわけです。ここ10年ぐらいというんでしょうか、ほとんど局長さんは当てにできないというような風潮があるようであります。局長を中心にして何かまとまってやるなんていうことは、今の段階ではなかなかできない。こんな状況が当然あるわけであります。そんな意味で、このボランティアセンターを含めて、日社協の体制の強化というんでしょうか、充実というんでしょうか、こんなことをやっぱり考えていかないといけないんじゃないでしょうか。市長、どうお考えになりますか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日社協の強化育成ということにつきましては、全く御指摘のとおりだというふうに考えております。確かに今まで、中央社会福祉センターという行政施設の場所なんですが、社会福祉協議会はそこで活躍をしていただくということが本来的な役割だというふうにも考えておりまして、事務所を現在の状況に提供しているわけであります。市によりましては、市長自身が社会福祉協議会の会長になっている市もかなり多いわけでありますけれど、私どもは、行政のいわゆる福祉事業は、これは福祉事業団という組織を設けて、まさに行政の執行機関として実務を担当する。それから社会福祉協議会は、いわゆる地域福祉というべき、まさにボランティア活動そのものを対象にして事業を組むべきだろうというふうな見解でおるわけでありまして、社会福祉協議会に対しましての特に人事配当ということにつきまして、配慮が不十分であったということはつくづく感じております。今後は、そういうことのないように、事務局長を中心に、具体的な仕事ができればいい、また先ほど御提言の基金のこともあわせ考えながら、充実強化を図っていきたい、こういうふうに考えております。

そして、社会福祉協議会の本来の性格は、まさにボランティアセンターそのものであ

ります。現在のボランティアセンターというのは、社会福祉協議会の一組織ではあるわけですが、何かちょっと内容が我々にも不明確な部分もあります。確かにボランティア事業には、プライバシーのこともありますので、ある意味では公表できない部分もあろうかと思っておりますけれど、全体といたしましては、日野市民も大いに参加をしていただく、そういうまさにセンターでなければならないと思っております。かつて佐藤議員さんも、日野市はボランティア都市宣言をしたらどうかというぐらいな御提案もいただいております。社会福祉協議会こそまさにボランティアセンターのまちの事務局であるべきだ、こういうふうに考えておりますので、今後は人事面できちんと育成強化を図って、制度の本来的な活動に十分たえられる、そういう努力をしていきたい、こう考えております。

○議長（福島盛之助君）　田原　茂君。

○12番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

前向きの御回答というふうに受けとめますけれども、ぜひ人事面を含めて、条件整備をしっかりとお願いをしたいというふうに思います。

以上、提言も含めて、いろいろとお話をさせていただきました。鉄は熱いうちに打てとも申します。ボランティア活動に関して、大きく機運が高まっている今こそ、大胆に条件整備をしていくチャンスであります。しっかりとした条件整備をお願いして、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって21の２、「ボランティア元年」日野市としての取り組みを問う！の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時49分　休憩

午後１時３分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の１、市長の市民相談についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　それでは、市長の市民相談について質問をいたします。

森田市長が市民から直接相談を受けて、市民の切実な要求や悩みについて、行政の長として直接市民から声を聞き、それを行政に反映をさせるということで、市民相談が行われてまいりました。1979年以降今日まで、足かけ17年にわたって実施をされてきております。２年前の1993年３月までに、965件の市民相談が受理をされてきておりますけれども、市長自身が毎週土曜日に相談窓口に立って、直接市民の相談に応じているというのは、全国でも日野市だけであります。全国唯一と言われる市政図書室や、広報活動による市民への積極的な情報提供、市長による市民相談などの公聴活動や、各種行政委員会への市民参加、全市域への地区センターなど、コミュニティー施設の適正配置による市民自治のまちづくりが積極的に取り組まれてきていることは多くの市民から高く評価をされているところであります。市民の声、市民の要求を行政に反映させていく上で、市長による市民相談の役割、意義は極めて大きなものがあろうと認識をいたしております。

二、三お伺いいたしますけれども、一つは、この機会に改めて伺っておきたいと思いますけれども、この数多く行われてきた市長自身による市民相談を通じて、その後の施策にどう生かされてきたのか、強いて二、三、こういう施策があるという点があれば、ぜひ伺っておきたいと思います。

それから２点目は、1993年、つまり２年前になりますけれども、その４月以降の市民相談の件数は、何件ぐらいになっているか、伺いたいと思います。市の広報を見ますと、昨年のたしか11月かと思いますけれども、土曜日の市民相談のお知らせが掲載されなくなってきております。多分、別の曜日にしているんだろうと思いますけれども、この長い間、20年近くにわたって行われてきた土曜日の市民相談が、こういう形で変更されているということについて、大変気になるところであります。その原因などについて３点目、伺っておきたいと思います。

それから４点目ですけれども、いろいろ事情があって、広報にお知らせが載らない。別の曜日に振りかえた形で実施されていることについて、私は、長い伝統を持つこの土曜日の市民相談は、従来どおり、土曜日に開設をしてやるべきだというふうに考えております。市長の職務のうちでも、大変重要な役割を持つ行政任務であります。万難を排してでも、従来どおりの実施、復活をすべきだというふうに考えておりますけれども、この点についても伺いたいと思います。

４点についてお伺いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部

長。

○企画財政部長（野中勝美君）　それでは第１点目の、市長相談の事例の中で、その後の施策に生かされたといいますか、実現された例としてということですが、もちろん、市長相談のみで実現したということばかりではありませんけれども、その他のいろいろな要望も通じて上がってきたものの中で、市長相談の中でもございました案件で実現しました例としましては、向川原市営住宅の居住者用の駐車場の設置の問題、それから高幡団地市営住宅建て替えの際の集会所、地区センター等の建設、それから自然体験のできるキャンプ場を桑園跡地に設置を、ということで、設置の実現を見たというふうな事例がございます。それから個別の案件としまして、市長相談を通じて解決をしたというものの例ですけれども、平山地区の用水路に鉄板でふたかけをして設置した歩道の騒音対策といいますか、鉄板のために騒音が発生するという御相談がございまして、アスファルト舗装を施すなどの解決策を講じたというものが事例としてあります。

第２点目でございますが、1993年、平成５年の４月以降の相談件数でございますが、1993年、平成５年度が31回、70件。1994年、平成６年度が23回、43件。それから1995年、今年度は５月までで１回行っておりまして、件数としては２件。合計55回、115件となっております。

それから第３点目の、土曜日の相談日が最近なくなっているということで、理由はということでございます。これにつきましては、従来、土曜日に行ってきたところなんですけれども、幾つかの理由はございますが、相談日程は毎月１日号といいますか、１日号の「広報ひの」に掲載をして、周知をしてきたところですが、行事等が重なり、毎週土曜日に市長の日程をとることが難しいというふうな状況もあったりもいたしました。広報紙の編集の都合等もありまして、最大限で１カ月半の予定となっているために、変更などをしなければならない事態も起き、相談者に迷惑をかけるというふうなこともございました。それから２点目としましては、週休２日制の導入に伴いまして、土曜日が閉庁日になってきたということがございまして、相談の際に、閉庁日でないときは、主管課等のその場での連携がすぐにとれ、比較的早く結論が出せるというふうなこともあったわけですけれども、そうしたこともちょっとありまして、後日の処理になってしまうことがあるというふうなこともあります。それから、そんなふうな理由で、土曜日の日程がとれないといいますか、ちょっと土曜日の日程をとらない形でしばらく実施をさせていただきました。

次に第４点目の御質問の、従来どおり土曜日の設定ができないかということでござい

ますが、ただいま申し上げました理由というのは、現在としてもそういう理由は存在しているわけですけれども、やはり一般的な市民の生活から考えれば、平日よりも土曜日の方が時間的に余裕があるというふうなことは確かにございます。そうしたこともございまして、土曜日の相談を復活すべく、来月７月からでも復活をしたいということで、土曜日の日程も含めて市長相談の日程を設定をしていく準備を進めているところです。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　今、ちょっと、市長のいわゆる不規則発言がされましたけれども、今４点にわたって部長の方から御答弁いただきました。今の市長の不規則発言も含めて、市長の方から一言答弁をいただきたい。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本来、私が答えるべきだと、こう思っております。私、市民相談を開いているということは、私の市民に対します基本姿勢でございますから、これは終始一貫して貫きたいということに全く変化はございません。由来を話しますと、旧庁舎は、市長室が２階にございました。それから新しい庁舎で４階になったものですから、市民の方から、市長室が遠くなったということを言われたことにヒントを得まして、そして週１回ではございますけれど、１階のフロアで市民相談をお受けをすると。予定日を公表し、また時間も公表して、ずっとやってまいりました。個人的な相談もございますし、また地域の提案、あるいはいろいろな市政全体に対しまして、有益な情報を得る機会であったというふうに感じております。

最近、つまり正常に行われていないという現実があるわけでございますが、これは、ある公務を妨害される事情がありまして、きちんとした予報、あるいは当日の正確な場所が維持できない、こういう事情であります。それを少し内容的に御説明いたしますと、御承知だと思いますが、いわゆる過去の遺跡調査の問題に絡んで、委託機関に雇用されていた人たちが、市側の委託機関のまた変更ということによって、仕事場を失ったという事情があります。我々は、遺跡労という言い方で呼んでいる、労働運動といいましょうか、運動団体であります。日野市との雇用関係は全くないわけでありますから、弁護士さんを通じ、いろいろな手だてを講じてみた結果、つまり応対をしないのが一番いい、という結論で今おるわけであります。かつては、地方労働委員会等にそのグループの側から提訴しようとしたりしたようでありましたが、結局、法的に全く成立しない、主張が根拠がないということで、どこからも相手にされない、こういう現実の事情のようでございます。

もう何年来のことですから、私も余り事情は正確には知らないわけでありますけれど、要するに遺跡調査は、行政自身が直営すべき文化行政である。多分、こういう理由で、行政による直接の遺跡調査として取り組めということと、それから自分たちの不当雇用について、復活の機会を与えてほしいと。言い分で言いますと、市長にすべて責任がある。市長室に１週間に１回ぐらいは、ある程度の威力を持って出向いてまいります。それから自宅にも時々来て、威力妨害の現実もないわけではありません。したがいまして、担当の立場からいたしますと、私自身の安全ということもありますし、それから相談に来られた方に対して、異様な風景をごらんに入れるということの懸念等がありまして、時刻を変えたり、場所を変えたりして、いろいろ対応はしておりますけれど、私をガードをするために、また職員の動員も必要だというようなことも伴っておるわけであります。私自身も早く正規の状態に復活をして、きちんとした対応によって、そういう不当な行為はおのずから排除されるべきことである。警察にもよく相談をして、いつでも応援をしていただけるという体制をつくっておきなさい、というふうには内部指導しておるわけであります。

以上のような予期しない事態が長期にわたって継続をしているために、私の一番基本姿勢といたしております市民相談が妨害をされるということは、本当に耐えがたい出来事だというふうには認識しておりますけれど、行政側の取り組みも大変弱くて、私は来たら、そのような事態が生じたら、すぐ警察に通報して、いわゆる公務の妨害ということで応援をしてもらえ、というふうに指導しておるわけですが、だれ一人そういう形で動いたのは今までおりません。まことに頼りない事務当局だと言われても仕方がないわけでありますが、一にこれは私自身のまた責任でもございますので、私は十分な体制をつくって、対応していきたい、このように考えております。市民に対してもまた、その事情をいずれ御報告しなきゃならない、こんなふうに思っておりました機会に、御質問をいただきまして、議会の方にも多少、事情を承知していただきたいと。このような機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

ただいまの森田市長の答弁によりまして、市長としての大変大事な公務が執行妨害されているという状況が明らかにされました。私はきょうこの場で、いわゆる遺跡労の不当行為、公務執行妨害そのものについて言及するつもりはありません。これは後日に譲りたいと思いますけれども、ただ、私が強調したいのは、大変大事な市長の公務が、

今のような答弁の中で明らかにされたような状況のもとで、実際執行できないという状況が何カ月にもわたって、実際は別の曜日に振りかえてやられている、そのために、広報でも事前のお知らせができない状況にあるというのは、極めて私は遺憾だし、重大な問題だというふうに認識をいたしております。

そこで、お伺いしますけれども、先ほど部長の答弁で、７月から従来どおりの土曜の市民相談を復活させたい、ということの御答弁がありました。ちょっと私、触れませんでしたけれども、森田市長はもちろんのこと、その主管課の職員の休みの日である土曜日に出張して対応するといいますか、仕事をするというその御苦労に対しては、本当にその努力といいますか、多としたいと思いますけれども、今市長の答弁の言明にも出ておりましたけれども、やはり大事な市長の公務が、従来どおり執行できないこの問題については、主管課としても、もっと積極的に対応すべきではなかったかと、私はこう思います。必要なら市役所その他市の公共施設をガードする会社への委託が既にされているわけで、そういういわゆる警備保障というんでしょうか、ガードマンを配置して、きちんと対応するとか、あるいは明らかに法を犯しての不当行為ということであれば、警察へもその対応を求めるという手段もあるわけでありまして、そういう点で、７月からの実施というのは、そういうことも踏まえての御答弁であったのか、確認の意味で伺っておきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　物理的な事態が発生するということは、まだ排除は保証の限りではありませんが、私としては、通常どおり行うことによって、処理をしていきたいと思っております。それに対応の仕方は、それぞれの組織において考えてもらうということで、やることだろうと思っております。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　市民こそ主人公の民主的な行政を推進していく上で、市長の積極的な市民への情報提供とあわせて、市民の切実な要求、悩み、生の声を行政に反映させていくという点で、大変重要な役割をこれまで担ってまいりました。市民参加の行政を進める市民相談の制度は大変大事な施策の一つであります。極めて重要な施策としてきちんと位置づけて、今後とも積極的に取り組んでいただきたいと思います。私ども与党議員として、声がかかればいつでも市長相談に同席をするということもやぶさかではありませんし、また16万市民の命と暮らしを守る施策を推進をしていくという立場で多くの市民団体もありますし、一声かければ、多くの皆さんが市長を支えるという立

場で駆けつけることは間違いございません。そういうことも含めて、今後とも、ともに民主的な行政を進める立場で頑張りたいということを付言して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　これをもって22の１、市長の市民相談についての質問を終わります。

一般質問22の２、交通安全対策についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　交通安全対策について質問をいたします。

南平の駅周辺の交通事情、交通安全対策については、例えばダイクマの出店に伴うさまざまな交通事情の変化といいますか、交通安全対策上の問題などいろいろありますけれども、きょうは二、三に絞って具体的にお伺いしますので、お答えをいただきたいと思います。

一つは、七生中学校通りの東光寺の小中学生の安全対策について、過去にも一般質問を通じて、その実情を訴え、対策を求めてきたところでありますけれども、現在、あの都市計画道路との関連もあると思います。どのような検討がされているのか、まず１点伺いたいと思います。

それから２点目は、それとの関連でありますけれども、七生中の南角の交差点、大変最近交通量もふまえして、児童生徒だけでなくて、市民の交通も、歩道がないということもありまして、大変時間的に危険な状況に置かれる一定期間があります。信号の設置について、地域住民からも要求が出されております。都市計画道路の計画の進捗ということもありますけれども、その道路の完成を待たずに、急いで信号機をとりあえず設置する必要があるのではないかと考えております。この点についてのお考えがあれば、伺いたいと思います。

それから、南平の霞堤から一番橋までの堤防道ですけれども、特に朝の出勤時の車のすれ違いが、道路幅が狭いということがあって、できません。どちらかがちょっと道路幅の広いところで待機しなければならないという状況が見られます。御存じのように今、河床――川底を掘り下げるというんでしょうか、一言で言えば、堤防の補強工事だろうと思いますけれども、その工事が進められております。その工事に合わせて建設省にかけ合って、道路幅を広げるということができないだろうかと、こう思っております。この霞堤から一番橋までの間、とりあえずこの間だけでも拡幅の可能性を考えてみたらどうだろうか、こう思っております。もしそれが不可能ならば、周辺住民の意見もも

ちろん集約しながらということになりますけれども、時間に限って、一方交通にするのも一つの方法ではないかと考えております。この問題についての主管課のお考えを伺っておきたいと思います。

それから４点目は、南平都営住宅の西側の取りつけ道路、出入り道路とも言ってますが、北野街道とのこの丁字路の安全対策でありますけれども、御存じかと思いますが、都営住宅側から北野街道へ出るあの丁字路、正面は朝日新聞の専売所ですけれども、あの信号は時差信号でありまして、赤信号になっても平山から南平方面には、まだ青信号になっているということから、丁字路を出る車から見て、信号は赤だけれども、直進の車はどんどん進行してくるということから、右折が大変難しい状況にあります。何回か事故も目撃したわけでありますけれども、あの交通事情といいますか、安全対策は急ぐ必要があるかというふうに私は思います。あるいは主管課で現地も見て、そういう状況は理解されたかどうかとも思いますけれども、この点についての安全対策について、お答えがあればいただきたいと思います。

以上、４点についてお伺いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。土木課長。

○土木課長（豊田好伸君）　七生中学校東側の道路でございますけれども、これは現況６メートルから８メートルございます。御承知のとおりこの道路は、都市計画道路として現在位置づけられておりまして、平成４年の12月に事業認可を得て、現在事業が進められております。

この道路の概要でございますが、一般道路の部分につきましては16メートル、これは車道部分が９メートルの歩道が両側３メートル50ずつということでございます。また、京王線との立体交差がございますので、その部分につきましては29メートル50の幅員が必要となってまいります。それで北野街道まで接続されるという事業計画でございます。現在、この事業地内の用地賠償を行っているところでございますが、平成６年度末で全体の13.8％が用地買収が完了しているということでございます。

そこで、御質問の、安全対策につきましては、もう少し用地買収が進んだ段階で、その用地買収した中に仮歩道をつくりまして、安全確保に努めていきたい、このように考えております。

それから３点目でございますが、堤防道の拡幅の件でございます。この件につきましては、七生中学校北側の堤防でございますが、平成６年度に建設省が堤防の築堤工事を完了いたしております。その工事の完了に伴いまして、日野市が占用してございます道

路部分の舗装改良工事を現在発注しておりまして、施行中でございます。

この概要を申し上げますけれども、七生中学校の北門から西へ、松風自治会の手前に民間に駐車場がございますけれども、そこまでの間、約330メートルありますけれども、この間の工事でございます。この工事に当たりまして、建設省の方と協議いたしました結果、舗装する場合には、この堤防の計画高まで盛り土をしなさいということで、平均30センチから60センチまでの堤防を上げるということと、それから遊歩道をつくりなさいというこの２点が、大きな指摘を受けたところでございます。

そこで、この拡幅の件でございますけれども、現状の道路の幅員が、これ有効幅員ですけれども、２メートル50から３メートルございます。これが整備が完了しますと、遊歩道の１メートルのカラー舗装を含めまして、４メートルから５メートル50が確保される。したがいまして、現状の道路幅員よりも１メートル50から２メートル50拡幅されるということになりますので、交通状況は大分改善されるのでないかと、このように思っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　管理課長。

○管理課長（堀江勝利君）　第２点目の、七生中学校南交差点の信号機につきましては、最近の交通量の増加に伴います通学路の安全確保を考えますと、信号機が必要であると思っております。したがいまして、交通管理者に対しまして、信号機の設置要望をいたしたいと考えております。

次の第３点目でございます。堤防上道路の一方交通規制でございますが、堤防上道路の規制につきましては、沿線居住者の御意見や、河川管理者との調整が必要となりますので、今後の検討課題とさせていただきます。

次の第４点目、南平都営西側道路の安全対策の件でございます。御指摘の道路につきましては、丁字交差点に近いことと、時差式信号機の影響を受けまして、平山方面への右折が困難で、また事故の原因となっている状況がよくわかりました。したがいまして、道路管理者であります東京都建設局並びに住宅局に対しまして、御要望の趣旨をお伝えし、早急に交通管理者と改善につきまして調整をしていただくよう要請をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　ありがとうございました。

なお、一、二伺って、あと最後に意見を述べて終わりたいと思いますが、過去にも質問したことで、一、二確認の意味で伺っておきたいと思いますが、一つは南平の霞堤に樋門が設置されまして、つまり切れた堤防がつながっている状況にあるわけです。この堤防道路の接続について、現状どんな見通しであるのか、1点伺いたい。

それからもう一つは、一方交通について今お答えいただきました。同じ条件だと思いますけれども、平山橋から滝合橋に抜けるあの堤防道路も大変狭くて、車が実際はすれ違えない状況で、大変危険な思いをして走るわけですけれども、あそこも拡幅ないしは一方交通という措置が必要ではないかというふうに感じております。この点について何らかお考えがあれば、この機会に伺っておきたいと思います。

以上、2点再質問いたします。

○議長（福島盛之助君）　土木課長。

○土木課長（豊田好伸君）　第1点目の霞堤部分の接続の件でございますが、工事につきましては今年度事業として計画されております。現在は、建設省等との交渉中でございまして、これらの点で合意というか、整えば発注していきたいということを考えております。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　管理課長。

○管理課長（堀江勝利君）　2点目の、平山橋から滝合橋間についての規制関係でございます。先ほどの霞堤から一番橋と状況が同じような状況でございます。したがいまして、平山橋、滝合橋間を含めて調整をしてまいりたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　それじゃあ最後に、1点要望を申し上げ、そして市長からも一言御答弁いただけたらと思います。

要望点は、今私が質問した堤防道路と一番橋の交差部分、それから七生中の南角、信号機設置を要望した箇所でありますけれども、この交差部分、それから京王線北側の側道、今踏切になっていますが、あの交差の部分、この都市計画道路の3・4・14号線の工事は、京王線とはアンダーで交差する格好になりますけれども、今申し上げた3点の交差の部分の安全対策は、この道路の工事の進捗の中で、当然完成後の安全対策について検討が求められるわけでありますけれども、今申し上げた3点については、近い将来、当然の検討が求められるわけで、この道路の工事進捗の中で、少し早目にこの交通安全対策、あるいは環境対策について鋭意検討していただく必要があろうと、こう

考えております。ぜひ、この点については先送りせずに、計画の進捗の中で、あわせて対策を検討していただきたいということを、これは要望しておきたいと思います。

質問全般にわたって、市長から一言お答えがあればいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の中央を流れる浅川の、地形上からいいましても、ちょうど中央部分、南北の言うなれば日野の一番へそに当たる部分であります。今、一番橋通りというイメージでお考えいただくとわかりがいいと思うわけでありますが、道路整備を行って、そして日野市内の市民生活並びに交通条件の大きな解決の役割を果たしたいということで、市事業として取り組みを進めております。南平のこの今まで堤防上の何といいましょうか、連絡の途切れた部分につきましては、一応建設省との協議によって、現在のようなところまで工事を進めておるわけでありますが、まだ未完成なものですから、堤防の高さということでまだ工事が十分整っていないわけでありますから、これらの点につきましても、将来像を当局とともに十分御相談をし、豊田と南平をつなぐ一番要衝の部分として、大きな解決に向かっての見通しをつけていきたい、このような過程にあるわけであります。いろいろ地元にも御不便をかけたり、あるいは見られる方に、どうなるだろうかという御心配をいただいている面もあると思っておりますので、十分将来像を見きわめる、そういう手順を経て、発表のできる機会をなるべく早くし、また実施のできる状態を早く導きたい、こう考えておりますので、そのようなひとつ御理解もお願いをしながら、地元のまた御提言もお願いをしたい、こんなふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　どうもありがとうございました。

これをもってこの質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって22の２、交通安全対策についての質問を終わります。

一般質問22の３、重度知的障害者の生活施設を日野市内に設置することについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　それでは３点目の質問として、重度知的障害者の生活施設を日野市内に設置することについて質問をいたします。

御承知のように、昨年６月に重度知的障害者の厚生施設をつくる会、榎本昌子さんが代表でありますけれども、この会の皆さんから、「日野市に重度知的障害者が主に入所

できる厚生施設の建設に関する請願」が市議会に提出をされました。約5,500名の署名が集約されているわけでありますけれども、この請願の要旨は、重度の知的障害者の場合、現在の生活寮では適用することができません。親として地域で子供を見守っていくことが大きな願いであります。養護学校を卒業した後の日常生活の問題、保護者の高齢化、老後の暮らしの問題、重度知的障害者を抱えた家族の悩みなど、極めて深刻であります。ぜひ、日野市内に厚生施設を設置してほしいという内容であります。極めて切実な要求であります。

この請願は、その後厚生委員会に付託をされ、継続審査となっているわけでありますけれども、請願審査の過程で、事務当局からいろいろ説明がなされました。精神薄弱者福祉法に基づく厚生施設の場合、建物については、入所の場合の定員は30名以上、面積は１人当たり26.6平方メートル、これに人数、定数の30名を掛けますと、建物の面積は、設置基準でいきますと798平方メートルになると。用地は、建物面積の３倍が設置基準ということですから、約2,400平方メートルの敷地が必要と、こういう設置基準であることが明らかにされたわけであります。補助率は、建物については国が２分の１、都が４分の１、実際の単価からすればかなり低い補助率になるわけでありますけれども、用地については公設の場合、補助の対象にならない。入所の地元の割り当ては２割ということですので、30名定員の場合、６名の枠しかない、このような説明がされたわけであります。つまり一つには、用地確保の問題があります。二つには、建物の建設費の問題。３点目は、国・都の低いレベルの補助基準。４点目は、入所できる市民の対象者がわずか２割、こういう状況が説明をされ、施策として、大変困難な条件だということが明らかにされているわけであります。

そこで、何点か質問をするわけでありますけれども、一つは、重度の知的障害者の現状についてでありますけれども、重度の知的障害者は市内に何名いるのか、そのうち親がいる障害者は何名、親がいない障害者は何名、そして施設に現に入所している障害者は何名、在宅の者何名、この知的障害者の実態について、数字的にまず明らかにしていただきたいと思います。

２点目の問題は、当面、市の施策としてどういうことが可能性として引き出せるんだろうか。一つは、都立の施設を要求をしていく。二つには、国・都に積極的に補助を要求する。低いレベルの補助基準の引き上げを要求しながら、市立として市内に設置をしていく。３点目は、社会福祉法人の施設として、その可能性を探っていくのか。強いて挙げればこの３点に集約できるかと思います。今この時点で、福祉部としてどのよ

うな可能性を探ってこの切実な要求にこたえようとされているのか、伺いたいと思います。

まず、２点とりあえずお答えいただいて、その後続けたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　現在、日野の市内に知的障害者は487名でございます。その中で、重度知的障害者は150名、男性91名、女性59名でございます。また18歳未満につきましては、そのうち35名でございます。親または親権を行使する者がいる方でございますが、145名、いない方は５名で、施設入所は42名、在宅が108名となっています。

この重度知的障害者を取り巻く大きな問題でございますが、非常に親の高齢化が早く進んでいるということで、一つ問題があります。また、近くに入所する施設がないということで、遠くに入っているという不便さ、そういう問題がございます。また、通所訓練の施設につきましても、もう手いっぱいというか、手狭になっているというような問題がございます。

それから、市の福祉部ではどうするかということでございます。今議員さんの方でる説明がありましたように、市がこの厚生施設をつくるということになりますと、土地代は全部、また補助率が国の２分の１、都の４分の１といっても、実際のお金になりますと、これはそういう率じゃないということはあるわけです。そしてなおかつでき上がったものが20％というような問題があって、非常にこの市立でつくるということの困難性があります。今、私ども福祉部としては、東京都に積極的にお願いをしまして、ぜひ、市内、少なくともこの日野の近くにこの施設をつくっていただけるように働きかけてみたいと、このように思っています。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

今、部長の答弁は、積極的に都に働きかけていきたい、という御答弁でした。さらに、ちょっと詰めてみたいと思いますが、市長のお考えももちろん、この機会に改めて伺っておきたいと思いますけれども、市の保健福祉計画というのがございます。福祉全般にわたって、保健行政も含めての計画がされているわけですけれども、ただ、通所についてはきちんと位置づけられています。しかし、入所、つまり施設をつくり、そこに入所するということでいいますと、重度の知的障害者のための施設計画、これは計画の中では位置づけられておりません。私は、困難は、先ほど申し上げましたよう

に、いろいろあります。大変財政的にも負担の重い施策でありますから、本来は国や東京都がもっと積極的に施策としてきちんと真正面に位置づけて取り組むべきだというのが基本であります。なかなか市の単独の事業としては、すぐに実施に踏み切れないという状況も十分理解はしておりますけれども、しかし、だからといって、この重度知的障害者の暮らしの問題、高齢化が進む保護者の暮らしの問題等々、私は少なくとも、保健福祉計画の中に、今申し上げたような課題をきちんと当面の政策課題に位置づけていくべきではないかと思います。市としてすぐに実施が困難だ。本来、国や都がやるべきだという課題であっても、私は計画そのものにはきちんと位置づけるべきだ、こう思います。そして、行政側としても、市民とともに運動を進めながら、可能性を追求していく、こういう姿勢が大事だろうと私は思います。その点について、少なくとも私は、保健福祉計画の中に当面の福祉の政策課題としてきちんと位置づける必要がある、こう思います。この点について、市長から伺いたいと思います。

それから、東京都にこれからさまざまな努力を傾注して働きかけていくわけですが、その場合、都立を求めるのか、積極的な用地確保も含めて東京都に、あるいは国に積極的な補助をしてもらって、市立として施設を設置をしていく、積極的に要求にこたえていくということなのか、あるいは社会福祉法人という形で、もちろん、国・都・市も含めての積極的な助成が当然伴うわけでありますけれども、今後の努力目標はどこに置くのか、この点をこの機会にはっきり伺っておきたい、こう思います。

この２点について、市長から伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私も、市民相談その他の機会、当事者の保護者の方々から、たびたび要請をいただいておることでありますので、ぜひ積極的な解決へ向かいたいというふうには日ごろ願っております。制度的にかなりまだおくれといいましょうか、不十分さがございますし、それから何かこの、多数を収容するような形の施設でこの種の事業が果たしていいのかということを、いつも疑問に思っております。いろいろ障害の程度のこともありますし、それから一つのおつき合いといいましょうか、相性がおのずからやっぱりあるわけでありますから、むしろグループグループで、単位は小さいが、全体の能力としては、自治体としてかなり対応ができているという状態が一番適当ではないかと思っております。今、国の施設、あるいは都の施設といっても、なかなか容易ではございませんので、日野市自身で対応したいというふうに考えております。用地の当てはないわけではございませんし、今までその当事者の方々にも、何かこう法人核

をつくる手段はないでしょうか、ということをいろいろと提言をしてみておりますけれど、なかなかその方々の努力だけでは、見通しが明るくなるということも難しいことだと思っております。年齢も進みますし、それから将来に対して一番不安があるというお気持ちがよくわかりますので、できるだけ早い期間のうちに、一定の見通しをつけて、そして今ちょっと申し上げました、なるべく市が土地は提供する、それからいろいろな支援の経費も、国や都にも働きかけまして、具体的な実像を描いていきたい、こう考えておりますので、今担当部長もお答えしておりますとおり、具体的な方向づけをしてまいりたい、というふうにきょうはお答えを申し上げておきます。

○議長（福島盛之助君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　大変積極的な姿勢の答弁をいただきました。実は私、先日の一斉地方選挙の後半戦を他市の応援に出向いてまいりました。その際に、どこへ行っても私は、日野の福祉行政を、日野ではこうやっているぞという話をしました。御存じのように、日野には「人間のまち日野」という歌があります。冒頭に私はこの一節を紹介したんです。「子供たちからお年寄りまで、心豊かに羽ばたけるまち、たとえ体が動かなくとも、人間らしく生きられるまち」、この一小節を紹介しながら、日野市のまちづくりの進んだ状況をお話をしました。そのときに常に頭をかすめたのは、重度知的障害者の入所施設と、高齢化する保護者の暮らしの問題、これがきちんと今後の福祉政策に真正面から位置づけられて取り組まれようとしていない、このことが常に話をしながら頭をよぎったわけであります。今、市長の答弁で、これからの取り組みの中で、日野市内に施設をつくるという方向で可能性を探るという姿勢がお答えとしてありました。で、会の皆さんもそうですけれども、私どもも、積極的に東京都に対し、あるいは国に対して、実現の方向で大いに努力をしていきたいと思いますし、市長もそういう立場から、ぜひ行政の長として、一層努力をしていただきたいということを改めて強く求めておきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、市の財政力からいって、今の設置基準、あるいは補助基準等を見ますと、許容範囲を超える課題のような気がします。だからといって、この課題を棚上げにする、先送りにする、こういう姿勢であっては、福祉のまちづくりの看板が泣くだろうと思います。たとえ直接的には、国や都の施策としてきちんと位置づけて、責任を持って取り組むべきだ、こういう要求を掲げながらも、市としてこの政策課題をきちんと位置づけて取り組んでいく、こういうことが大事だろうと思います。このことを最後に強調し、これからの市長を初めとした市当局の積極的な取り組み

に期待を寄せながら、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（福島盛之助君）　これをもって22の３、重度知的障害者の生活施設を日野市内に設置することについての質問を終わります。

一般質問23の１、ごみとどう付き合うか？の通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○３番（菅原直志君）　通告に従いまして質問させていただきます。無会派の菅原直志です。

今、私たちが直面している当面の課題に、ごみ対策が挙げられます。日野市を含む多摩地区のごみが、27市町が加盟する広域処分組合で管理されていることは、皆さん周知のことだと思います。しかし、この広域処分組合の最終処分場が受け入れられるのはあとわずかです。計画では、97年３月で終了の予定ですので、あと22カ月後には新しい受け入れ先を用意しなければならない、そんな事態になっております。

先日、「包装物のリサイクル法案」が国会を通過し、従来のリサイクル運動にますます新しい考え方が示されてきておりますし、このリサイクルの取り組みには、行政、事業者、市民が一体となった施策の充実が必要になってきております。包装物のリサイクルについての件は、今後別の機会に質問させていただきたいと思います。

今回は、ごみとどう付き合うか？という通告をさせていただいたわけですが、ポイントを絞って質問させていただこうと思っております。

昨日、共産党の竹ノ上議員からの質問の中でも触れられておりますが、日の出町の第１処分場の地下集水管のデータ開示の問題が新聞紙上でも取り上げられております。処分組合は、裁判所の仮処分の決定を拒否し、間接強制金の支払いを続けております。今回は、この処分組合の対応についても含めて考えていきたいと思います。

このデータ開示の問題は、日野市議会でも請願が提出され、現在継続審査中ですし、何より日野市民16万5,000人の関心事だと思います。また、日野市だけではなく、多摩地域全体の問題であり、同じような問題を抱える自治体は全国どこにでもあると思うんです。そんな状況の中で、日野市としても、民主主義の原則に従ってこの問題にかかわっていくべきだと思いますし、日野市の長として森田市長の見解をお伺いしたいと思います。

日野市議会が平成５年３月25日に、「ごみ減量・再資源化、日の出町第２処分場計画促進などに関する決議」を決議されたことは尊重されるべきだと思いますし、第１処分

場の受け入れリミットが迫ってきている現状で、ほかの処分方法を見つけることが困難なのも理解できます。自区内処理の考えもありますが、その実現のためには、法律を初め、経済のシステム、市民の意識変革など、社会のもろもろのシステムの大変革が必要だと思います。簡単にできることではないと思います。現実的な路線としては、現在の行政と議会の目指す方向性しかないかもしれない、そんな考えも出てきます。

しかし、行政の事業は、市民の理解のもとになされなければいけない。「行政の事業は、行政のものではなく、市民のものだ」という大原則もあるわけで、その点から考えると、現在の処分組合を取り巻く現状は果たして正しいのだろうか、という疑問もわいてきます。今回はその点に絞って質問をしていきます。

まず、処分組合とは一体何なのか、ということについて、確認の意味で質問いたします。いわゆる処分組合とは、「三多摩地域廃棄物広域処分組合」というのが正式名称ですが、この処分組合の設立についてです。処分組合の法的な設立・運営についての前提があると思います。それを御説明願いたいと思います。

また、日野市からは、財政的にも人材的にも処分組合と相互に協力していると思います。最近の負担金の推移を教えてください。

また、処分組合の組織を説明していただき、日野市からの人材の派遣についてもお答えいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君の質問についての答弁を求めます。環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　三つにわたって御説明申し上げます。

まず、処分組合の法的な前提ということでございますが、東京都三多摩地域広域処分組合、これは組合を組織する地方公共団体が処理すべき一般廃棄物の最終処分を、行政区域を超えて広域的に最終処分場の設置・建設、それから管理・運営の事務を共同処理するために、地方自治法第284条に基づきまして、都知事の許可を得て設立した一部事務組合でございます。当処分組合は、多摩地域26市１町で構成されておりますけれども、日野市は昭和55年11月１日、設立当初からこの中の一団体でございます。当処分組合は、地方自治法の中で、普通地方公共団体に準ずる団体として位置づけられております。処分組合を構成する各構成団体とは別個の法人格を持つものでございまして、なお住民は擁しないものの、固有の区域、事務、機能を有しております独立した団体である、こういうことでございます。

それから、３点目の組織と関連しますので、一緒に１点目と３点目、御説明させていただきますけれども、この処分組合は、各構成団体の議会から選出されました議員で

構成されます組合議会、それと構成団体の長のうちから互選されます管理者、副管理者、それから構成団体の長で構成します理事会、さらに収入役、事務局、監査委員などを執行機関により組織されております。それから、市の派遣でございますけれども、事務局職員は、合計で26名でございます。うち東京都からは12名、各構成団体から14名、合計26名ということになります。日野市からは現在、技術職員、主査でございますが、１名を派遣いたしております。

それから、負担金でございますけれども、平成６年度には２億2,571万2,000円、それから７年度につきましては３億3,713万円、これが負担金となっております。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　ちょっとだけ確認をさせていただきます。今、地方自治法287条という御説明もあったかと思いますが、この中を読んでいきますと、組合の管理者は、地方公共団体の長が兼ねられる、こういう御説明もありました。解釈の本などを読みますと、「組合の管理者は、地方公共団体の長が兼ねられる」という条文、これは解釈として、一部事務組合、今回の場合は、処分組合と構成団体の関係は密接であるからして、長が兼ねられる、こういう解釈のことも載っていたんですけれども、それはそれで確認してよろしいですか。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　公務員には兼職禁止事項がございます。そういう中で、市長の兼職禁止の規定もある中で、これらの処分組合の管理者になることを認めたという規定でございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。

それでは、今回の流れについて簡単に振り返っていこうと思っております。まず去年の秋、94年11月の22日、市民グループが裁判所にデータの証拠保全の申し立てがなされました。その後29日には、市民団体が仮処分の申請をしております。12月に入りまして16日、裁判所が証拠保全を認め、組合へ保全の執行に赴くが、組合側はこれを拒否をしました。そして、年が改まりまして95年３月の８日、仮処分の決定がなされております。翌日の９日、今度は組合側が、仮処分の決定に対する異議申し立てと執行停止の申請、こういうものをしております。同日９日、市民団体が間接強制の申し立

てをしております。４月の12日になりまして、組合が仮処分の申立人に対して、閲覧、コピーの権利はないという確認の提訴を行っております。５月８日、このときに間接強制の決定がなされました。12日、日の出町の役場におきまして、市民団体が赴いたところ、データの開示、これが拒否された、そのような事実があります。それとともに、同日、組合が東京高裁へ間接強制の決定不服として、執行抗告と執行停止の申し立て、こういったことを行っております。翌日なんですが、５月の13日、この日から間接強制金１日当たり15万円の支払いが開始されました。

この件について、この後の流れ、５月の26日、東村山市議より、組合監査委員へ監査請求が行われております。また６月に入りまして２日、市民団体より、間接強制金の増額申し立て、これは15万円から100万円に増額しなさいと、こういう申し立てがなされました。６月の８日、また市民団体より、組合監査委員への監査請求、これがなされております。12日になりますと、府中市の市民団体が府中市議会へ陳情をしております。処分組合に対して、間接強制金の支払いをやめ、データ開示せよと、こういう内容の陳情であります。また、きのうなんですが、新聞紙上では、調布の市長がデータ開示に理解を示す発言、こういったものが載っております。また、匿名の市長が、データ開示に理解を示す発言、こういったことも新聞紙上で報道されております。きょうの新聞によりますと、町田の市議会議員が組合に対し、同じく監査請求をしている。これが昨年の秋からきょうまでの話の流れだと思います。

そして、これらで一つ確認していかなければいけないことがありまして、ちょっとお伺いしたいと思います。今回、仮処分の決定を拒否、そして間接強制15万円の支払い、こういったことが行われておりますが、今回の処分組合の意思決定ですね。間接強制については15万円支払いましょう、仮処分については拒否しましょう、こういう意思決定はどこで、どの機関で、だれがしたのか、こういったことについてお伺いしたいと思います。

まず第１番目として、ちょっと振り返りますと、今回の処分組合の対応ですが、裁判所の仮処分の決定を拒否して、そして同じくデータ開示を拒否しているわけです。その理由について、処分組合の方で公式にお話させているものでも結構ですし、また日野市環境部の方に何らかの通告があったかと思いますが、なければないということも言っていただきたいんですが、そういうところについて教えてください。

２点目については、仮処分の決定を拒否したために、間接強制金として１日15万円の支払いがなされておりますが、この意思決定はどこでなされたのか、環境部の知り得

るところでお答えください。

また、市長が理事者でありますが、その決定の場に理事者である市長はかかわっていたのでしょうか。また、かかわっていない場合、かかわらなくてもよい、何か専決事項、そういったものがあるのかどうか。規則なりの法的な根拠を示していただきたいと思います。

また、かかわっていない場合、処分組合から何らかの連絡があってもいいかと思います。そのような連絡はありましたか。あったのならば、その内容について教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　まず１点目の、15万円の意思決定、これをどこでなされたかということでございますが、先ほど御説明いたしましたように、処分組合は独立した機関でございまして、そちらの管理者の方での意思決定ということになります。この意思決定ということは、裁判所が15万円を支払えという決定をしたことに対する支払いの意思決定でございますので、それらにつきましては、現在、先ほど御質問の中にもございましたように、間接強制、あるいは仮処分の決定につきましては、高裁の方へ異議の申し立て、あるいは執行抗告を行っており、現在係争中でありますので、余り詳しい説明は私どもは伺っておりません。

それから、15万円ということでございますが、この15万円の内容につきましては、請求者が申し出た金額ということに承っております。

データ開示の拒否の理由ということでございますが、私どもは、この環境汚染に事実はない。自然環境に影響を及ぼしていないということ、それから公害協定を締結する当事者間の信頼関係を損なうということで拒否をした、というふうに承っております。

今御質問の中にちょっとございませんでしたけれども、私の方で一つつけ加えさせていただきますと、いま一本訴訟がございます。それは処分場建設差しとめ訴訟というのがございます。これは平成７年の２月の20日に提訴されておりまして、この主張のまず１点目は、直ちにシートの破損の確認をしなさい。掘り起こして確認をしなさい、これが１点でございます。それから２点目でございますが、２点目につきましては、直ちに各組織団体からの搬入を停止しなさい。そしてその確認をしなさい、こういう意味になります。それから３点目は、第２処分場建設差しとめということで、この３点で別に民事訴訟、この差しとめ訴訟が起きているという前提がございます。これが先ほど菅原議員さんの方からるる今までの経過の御説明がありましたけれども、その訴訟が

まだ一つ別にあるということの前提をお話をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　環境部長の方からはお話しいただいたので、ちょっとすみません。私の質問の仕方が悪かったんですが、間接強制金の支払いの意思決定は、それは裁判所の方の決定によると思うんですが、仮処分の決定の拒否、これの意思決定については、何か連絡とか、受けておりますか。確認だけお願いします。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　具体的な理由については受けておりません。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。

ちょっと市長に確認させていただきたいと思いますが、一応市長、この処分組合の理事でもあろうかと思うんですが、その点だけまずお伺いします。確認だけお願いします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　管理組合の構成市、管理者並びに副管理者、理事という構成になっておりまして、私は理事であります。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。

それでは、この仮処分の決定拒否、これについて理事である市長はかかわっていたのか、かかわっていないのか、まずここ１点。で、かかわっていなければ、何らかの連絡等受けているのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

また、どちらの部になるかわかりませんけれども、こういう意思決定をしてもいいみたいな専決事項があれば、なければ地方自治法の方の適用になるかと思うんですけれども、そのあたりも教えていただければありがたいと思います。お願いします。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　お答えいたします。

この55万円の支払いの意思決定の場に――場といいましょうか、これは理事会で決定ということではないように伺っております。したがいまして、管理者会で緊急を要するものですから決定をした、というふうに、確認ではございませんが、そのように私どもは認識をいたしております。

それから、専決処分ということでございますけれども、やはり組合にはそれぞれ条例

もございます、規定もございます。ただ、私の不勉強で、詳しい部分は承知しておりませんが、地方自治法に基づいての意思決定というふうに承知しているところでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　ありがとうございます。

ある程度、理事会を通っていないので、それ以上わからないと。通っていないかもしれない。ちょっとそのあたりも不明なのかなあというぐらいで、お受けしているんですけれども、市長は何か御存じですか。教えていただけますでしょうか、そのあたりの情報について。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　一部事務組合の広域処分地組合ですが、多摩のほとんどすべての自治体が共同設置をしておるという組織であります。年間に数度の理事会という現状の報告、あるいは予算、決算、それから現在の課題というふうな報告は受けております。そして、開示に伴って、今のところ、開示ができていないということでありまして、これはすべて連帯責任という立場であります。その責任は共同で負担をしておると、こういうのが一部事務組合の性格であります。したがって、どこで決まろうと、連帯責任は連帯責任として共同の責任だということであります。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　ありがとうございます。

それで、もう一つ、今までのことを確認したいと思います。通常、理事会というのが処分組合の中で、規定を設けて開催されているわけですけれども、この理事会には市長は何度ぐらい出席されてきたのか。また、代理人の方を立てられる、お忙しいでしょうから、そういう場合もあると思うんです。その割合ですよね、どのぐらい、まあ半々であるとか、いろいろあると思うんですけれども、そのあたり、確認したいと思います。じゃあ、それをとりあえずお伺いします。お願いします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の記憶する限り、すべての自治会に出席をいたしております。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　5月に何か処分組合の方で招集がかけられているかと思うんで

すが、多分、18日前後だったと思うんですけれども、それはどういう内容の招集だったのか、確認したいんですけれど。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　理事会の開催ということでございますので、定例の開催でございます。議案につきましては、特に隠すものではなくて、専決処分の確認。専決処分と申しますのは、条例等の給与改定、あるいは定数の改正、このようなものがございました。特に大きな議題というものはございません。市長会の後、開催がされた、というふうに承っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　すみません。その日付を確認したいんですが。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　正確に今、突然ですので、手元に資料がないんですが、ここにあれば５月25日ということに、市長会の後でございますので。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　わかりました。正確には出ないけれども、というお話なんですけれども。すみません。通告、それ漏れていまして、申しわけないと思います。今回の問題というのは、非常に大きな事件だと思うんですけれども、それがなかなか報告が、一応上告――上告というんですか、まだ提訴中なので、報告できないことであるかもしれないんですけれども、果たしてそれでいいのかなというちょっと思いもしたりいたしますけれども、市長、お伺いします。処分組合の条例の中で、報酬を市長はいただいていると思うんですけれども、その点について確認したいと思います。報酬は幾らでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　規定に基づいていただいております。幾らか記憶しておりません。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　ということは、やはりそれなりの責任というか、を持ってしかるべきだと思うんです。ここに専決事項について述べた規定があります。これは東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合事務専決事項というのがありますけれども、この中で専決事項の制限というものがあって、例えば「政治性を伴う事項に関することは専決で

きない」であるとか、「紛議または論争がある事項に関することも、事務方の方では専決できない」ということになっているんですね。となると、じゃあ、だれがそれについて考え、そして意思決定をしていくのか。そしてまた、今回は、もう既にかなりの額の間接強制金が支払われている現実もあるわけですから、そのあたりについて市長の今の、理事会というか、ほかの公共団体のことなので、限界があるかとは思うんですけれども、所感だけお伺いできればなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　環境部長。

○環境部長（山口正夫君）　ただいまの専決の規定でございますが、これは管理者の権限に属する事項を事務局長あるいは担当課長に専決の権限を与えましょう、という規定でございまして、ここに規定があるものは、管理者が決裁をする、こういうことになるわけでございます。つまり、ここに制限というのがございます。第４条でございますが、これは、管理者が持っている権限は、管理者の権限ですよ、こういう意味でございまして、ここにある規定以外のものは事務局長あるいは課長に権限を持たせましょう、こういうことでございますので、その辺の専決の御認識をいただきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　これは処分組合の内部での御判断だと思っておりますので、ここではどこがというのは、細かく話し合いはできないかもしれませんけれども、組合規約というものがありますよね。この中に、確かに管理者の権限はある程度あるかもしれませんけれども、理事会というところ、第11条に「理事会は、議会に提案すべき議案、その他組合の運営にかかわる基本的事項について審議する」ということもあるので、今現在、きょうの日になって、理事会または理事の方に連絡がない云々のことが、決して悪いことではないという思いはしますけれども、果たしてこれだけ大きな問題になっている中で、何というんですか、市民に対してわかりやすい方法なのかなという思いもしているんですけれども、そのあたり、何かコメントがあれば市長の方からお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　本来ならば、できるだけいろんな立場の側も理解をして、そして紛争という形でなくて、理解のできる解決ということで持っていくのがベストだと。ベストというか、ベターだというふうに思うわけでありまして、裁判所は多分、

和解の調停という立場でまた一定の提案が行われてきているんではなかろうかと思っております。私も過去、大分古い話でありますが、９市という処分地組合の時代がありました。当時のことは、法廷にしばしば出ましたので、記憶をしておりますが、全く法廷では、時間外の五時を過ぎてから、和解という形で法廷から外れた場所で相互の調停が図られた、ということを記憶しております。裁判という形式は、当然また紛争解決の一つの手段でありますから、あり得ることだと思っておりますが、このケースの場合、これは地方自治体の責任上大きな課題でもございます。余り管理者の決定の手続については多くを知りませんけれど、すべて連帯責任だという立場で理事会は運営をされておるということであります。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　日野市には、これは日野市の例をそのまま処分組合に当てはめることはなじまないかもしれないんですけれども、でも、やはり、地方公共団体の一つの性格として、これから、そして今も大切な情報公開ということについて見解をお伺いしたいなと思っているんですけれども、日野市では昭和61年10月に、「日野市情報公開条例」、これを施行しております。この情報公開条例の考え方を基本として市長の見解をお伺いしたいと思っております。

情報公開条例には、その第１条の中で、行政情報について「市民の知る権利を保障し、あわせて地方自治の発展に寄与することを目的とする」と書かれています。行政の持つ情報についてすべて公開することには、さまざまな論議があるとは思いますが、何せ一番の基本となるのは、市民の知る権利ではないかと思います。また、同じく「日野市情報公開条例」では、その第14条の中でも次のようにうたっております。「市長は、市が出資又は事業運営費を助成している公共的団体及び市が加入している一部事務組合に対し、その条例の趣旨に基づき、公共的活動団体等が保有する情報を公開するよう協力を要請するものとする」と。これは施行した当時は、非常に評価されたと聞いておりますが、私の認識が間違えていたら御指導いただきたいと思いますが、この二つの条文を読めば、情報公開は当たり前のことであり、それは日野市がかかわるほかの特別地方公共団体に対しても、その呼びかけはしていきましょうという読み取り方ができると思っております。

今回は正式な形での情報公開の申請はまだ行われてはおりませんが、もし申請が行われた場合、市長はこの情報公開のために、何か御協力というか、この条例の規則に、条例の中に従って行動されるのか、またはその情報公開条例との絡みの中で、今回の問

題をどのように考えるのか、見解をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　きのうもどなたかの御質問で、情報は公開が原則だという御提案もございましたので、地方公共団体が持ち得ている情報については、原則としてであります。公開することは適当である、というふうにお答えはいたしました。日野市が今、情報を持ち得ておりませんので、公開するわけにはまいりません。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　もう一度お話しさせていただきますと、この14条の中で、一部事務組合に対しても、「条例の趣旨に基づき、保有する情報を公開するよう協力を要請するものとする」と書いているんですが、その件についてはいかがですか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　検討してみたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　もう一つお伺いします。

今回の一連の流れなんですが、近代憲法の一番の基本の中に、三権分立という考えがあります。これは御存じのことと思いますので、あえて説明はいたしませんけれども、今回の処分組合の対応が、この三権分立の考えに対して、どうなのか。私もちょっと考えていかなければいけないなあと思っております。司法の決定を行政が拒否しているのが今の現状でして、そのための賠償金が支払われている現状、これをどのように理解したらいいのか、市長にその見解をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政の立場は、先ほども、連帯責任という関係の組合のこれもまた事務組合の行政ということでありまして、それぞれの判断があるわけでありましょうし、我々は管理者の、あるいは事務局の決定に連帯責任を持って沿っていくと、そういう立場であります。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　わかりました。最後に一つ質問させていただきます。市長は、二つになるでしょうか、今回の一連のこのデータ開示についての問題がありますが、それについてどのような見解を持っているのでしょうか。もう一つ、同じようなことになるんですけれども、今の処分組合の対応について、理事者である市長は、どのような考えを持って見詰められているか、この件、お伺いしたいんですが、お願いします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まずい動向だというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　もう少し詳しくお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。もう少し何か言葉をわかりやすいような形で……。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　行政の立場としての感想を求めておられるというふうに伺いましたので、まずい動向だというふうに感じておる、というふうに申し上げておるところであります。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　これ以上やると、本当にまずいような事態になるかもしれませんので、この件についてはまた別の立場で、別の場でお伺いしていきたいと思います。これでこの質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって23の１、ごみとどう付き合うか？の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時51分　休憩

午後３時22分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問23の２、駅前で住民票がとれる！そんな市民サービスをの通告質問者、菅原直志君の質問を許します。

○３番（菅原直志君）　通告に従いまして質問をさせていただきます。

駅前で住民票がとれる！そんな市民サービスをと題しまして、市民が求める、本当の市民サービスって何なのだろうかというところを含めて考えていきたいと思います。

住民票をとるので、会社におくれます。または会社を休みます。会社勤めのサラリーマンが一度は口にした言葉かもしれません。私自身も、以前、会社勤めをしていた時期には、そんなことがありました。何年かに一度は必要になってくる、行政の手続書類の交付が会社の勤務時間外にとれるとしたら、どんなにうれしいことでしょう。また、

今例として挙げたサラリーマン層のほかにも、住民票をとるのに、市役所まで自転車をこいでいらっしゃる方々、または交通手段がなくて、タクシーで市役所に来る市民もいらっしゃることと思います。そんな市民の方々のためにサービスを提供する時代になってきています。今回は、行政サービスの充実を図るために質問をさせていただきます。

まず、平成６年度の住民票の交付状況についてお伺いいたします。交付の総数は幾らか。そのうち、窓口での交付や郵便での交付などがあると思いますが、それぞれの実数をお教えください。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（田村丞子君）　ただいま菅原議員からの、窓口での住民票の交付状況の御質問がございました。それにつきまして答弁をさせていただきます。

市民課、七生支所、多摩平支所が取り扱います数多くの行政証明のうち、住民票の写しの交付状況は、平成６年度の交付総数でございますが、12万6,258件でございます。そのうち窓口での交付が11万2,417件でございます。郵送によるものが１万3,841件でございます。なお、郵送によるもののうち、市内の郵便局窓口制度を利用したものが、その中に114件含まれております。また、電話の予約によります閉庁時の交付制度の分でございますが、27件になっております。

以上が窓口業務の交付状況でございます。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○３番（菅原直志君）　ありがとうございます。

大まかに言って、大体約13万件、１年間に住民票の写しの交付があるということだと思います。これは16万5,000人日野市民、また例えば必要としているであろう、よく自分で住民票をとりにくるであろうという人々を、例えば13万人ぐらいがそういう方、住民票を欲しいという人だと思うんですが、単純計算で１年間に１人の市民の方が１件の住民票の交付を行っている、というふうな計算もできると思います。また、13万件の交付を行政の窓口開設日数で割ってみますと、大体年間260日の窓口が開設されているという前提として、１日に500通の住民票の写し、これが交付されていると。この通知は本当に大きなものであると思います。そのほかにもさまざまな業務を確実に行っているのが、市民部の窓口業務だと思います。実際の窓口業務に当たっている市民部長を初め、職員の皆様の日ごろの御尽力に敬意を表したいと思います。

しかし、市役所の窓口は一般的に８時半から５時までという開設であり、いわゆるサラリーマン層は会社を休まなければ、住民票がとれないのが現実です。また、日野市

には本庁舎のほか、七生支所、多摩平支所などがありますが、交通の便が悪く、手軽に窓口に来れないのも現実です。これらの問題の解決には、今後さまざまな論議がなされるとは思いますが、今回は私なりの提案をさせていただきます。

それは、電話予約・委託交付制度です。これは、市役所に電話で住民票の写しの交付の予約をすれば、翌日以降には駅前などの委託された商店などで住民票が受けられるという制度です。既に多摩地区の自治体では、小平市、小金井市のほか、複数の自治体で採用しております。それぞれ自治体ごとにやり方は少しずつ違っておりますが、基本は、市民が電話で予約した住民票を駅前で交付するという点です。これによって、先ほど述べた問題点がかなりクリアされるのではないでしょうか。この電話予約・委託交付の制度について、イメージできるよう説明させていただきたいと思います。

まず、住民票交付の申し込みを市民課窓口に電話をします。電話を受けた職員は、必要事項を申請した市民から聞き取り、専門の用紙に書き写し、住民票を作成します。例えば、当日の4時を暫定の電話予約締切時間として、4時30分には当日受け付け分の電話予約の分の住民票がそろうとしましょう。それを、それぞれの委託交付の場所へ持っていきます。この場所というのは、基本的に駅前の委託された商店というふうに前提したいと思います。委託交付の場所では、預かった住民票を保管し、申請した市民がその交付先で手数料と引きかえに住民票をもらう、というのが概略です。駅前の商店というのは、例えば本屋さんであったり、クリーニング屋さん、そういったところでよろしいかと考えております。

委託する上で、それなりの謝礼金というものが必要になると思います。他市の状況から考えて、2本立て、固定の謝礼金として1カ月3,000円ぐらい。そして扱った住民票の数によって、例えば50円の歩合で謝礼を払っていく、こういう2本立てが考えられるかと思います。また、委託商店の宣伝も兼ねてステッカーのようなものを作成し、「日野市委託窓口協力店」という宣伝をしてもよろしいかと思います。また、住民票の本庁舎からの輸送方法としては、市民部の方にお任せする、または小平市のように専門の業者に委託してもよいかと思います。

これらの制度を導入していただきたい、または前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。これが第1点の質問になります。

また、この制度を導入する場合、さまざまな問題が出てくると思います。委託窓口での交付の際、本人確認の問題が出てくると思います。また手数料徴収の問題、どういった方法でやっていくか、これが出てくると思います。また、公共の事務を民間に

任せてもいいのか、という問題も出てくるかと思います。その点についての見解も示していただきたいと思います。これが第２点です。お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　田村丞子君。

○市民部長（田村丞子君）　ただいま、市民サービスの観点から、通常の住民票の交付の方法のほかに、電話予約、あるいは委託店交付制度の創設はできないかという御質問でございました。それで、１点目と２点目をあわせまして答弁をさせていただきます。

ただいま、住民票の交付に当たりましては、大変議員の方から、きめ細かな具体例を挙げていただきまして御提案を承ったわけでございますが、多摩地区の自治体の中で、市民サービスの向上の面から、電話予約とか委託制度を実施していることは既に、私も承知しているところでございます。

住民票の写しの交付でございますが、個人のプライバシーにかかわる記載が含まれております。その交付に際しましては、特段の配慮が必要でございます。情報化社会の進展の中で、一般社会のプライバシー意識が高くなってまいりまして、保護の要請が強まってまいりました。

そうした背景の中から、昭和61年６月１日から施行されました住民基本台帳法の改正では、住民票の写しの交付や、また閲覧におきまして、その請求事由、請求する者の氏名、住所等を明らかにするなどの個人情報の適正な管理の面からも、その条件が厳しくなっているところでございます。

市民の個人情報・プライバシー保護と、また行政証明の発行に伴いまして、請求受領等の業務を進めている中では、窓口サービスの向上は常に表裏一体となっているものと思っております。

議員さんの御指摘にもありましたように、電話予約・委託制度のさまざまな問題として、委託窓口での交付の際の、まず議員さんがおっしゃっておりましたように、本人確認の問題がございます。それから公共の事務を民間への委託業務化の問題でございますが、これは住民基本台帳法の第36条に「住民に関する記録の保護」というものがございます。そしてまた、35条の「守秘義務」もあるわけでございますが、住民基本台帳の事務の委託を受けた者に関する住民の記録保護と、それに対します守秘義務の規定があるわけでございます。そうした規定に抵触するかどうか、そこらを含めまして、この制度の運用におけます多くの課題に対しまして、自治省または東京都の見解との整合など、慎重な研究・調査が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　ありがとうございます。

今回のこの提案、電話予約・委託交付制度の事業化の上で、まだまだ検討しなければいけない、ということも理解できますし、ただ、前向きな答弁と受けとめて、うれしく思っております。ぜひ、それらの問題を乗り越えて、事業化に踏み切っていただきたいと思います。

さて、今のお話の中で、やはり最終的に、民間の方々に委託するのには検討の余地がある、こういう問題が出てきます。ならば、例えば図書館などの公共施設での委託交付、こういったことは検討できないでしょうか。図書館の職員の方々は、まさに行政の職員の方ですし、そのあたり、検討の余地があると思います。幸い、今年度からは中央図書館に限って夜間開設も始まっておりますし、市民サービスの拡大になるんではないかと思います。また、公民館や生活・保健センターなど、そういった公共施設での委託交付の可能性も御検討願えればと思っております。市役所の本庁での警備員室、こちらの夜間交付の方法もあると思います。これらの方法での電話予約・委託交付制度の可能性はいかがでしょうか、もう一度お願いします。

○議長（福島盛之助君）　市民部長。

○市民部長（田村丞子君）　ただいま、公共施設での交付の御質問がございましたが、先ほど答弁させていただきました中に、郵送での請求制度の活用もございます。御提案の電話予約に関する公共施設での職員による交付の方法も、市民サービスの拡大になろうかとは思います。いずれにしましても、市民部は、窓口業務を担当する部署でございます。そういう部署でございますので、御提案に対しまして、制度の可能性につきまして、関係部課との協議事項にもなりますので、今後、市民サービスの観点から検討をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　ありがとうございます。

可能性について検討したいということですので、まずは第1点、可能性だと思うんですけれども、事業化に向けて具体的な検討をしていただければと思っております。

最近のこの窓口教務の拡大、市民サービスの拡大の動きについて触れてみたいと思います。有名なところでは、島根県出雲市の土・日の開庁があると思います。また、先日厚生委員会の行政視察で行きました大分市でも、集合文化施設・コンパルホールの中

で、休日の窓口業務を行っておりました。鹿児島市では、市役所の玄関に専門の申請用紙とポストを置いて、住民票を市民に郵送しております。多摩地区では、調布市が夜間窓口の開設を先駆けました。７月からは、町田市が夜間窓口を開設いたします。

調布市の例でいきますと、午後５時15分から７時までの開庁ですか、１日平均15人、多い日には約20人の利用があるということです。今回取り上げました電話予約・委託交付の制度は、多摩地区の幾つかの自治体で施行されているのは、先ほども述べたとおりです。私の調査した小金井市や小平市でも、年間1,800件前後の交付がなされております。１年間、これを例えば260日で割り込んでいくと、１日当たり６件以上の交付がされている計算になります。

もはや窓口の拡大、そして市民が使いやすい市役所を目指すのは、世の中全体の動きだと思います。あとはいつから、どのような方法で市民サービスを拡大するか、の問題だと思います。工夫次第では、どんなイメージもつくれると思っております。今回の提案は住民票についてでしたが、この市民サービスの拡大は、住民票のみにとどまらず、さまざまな市民サービス、市民ニーズに対応していくことが望まれます。住民票のほか、母子健康手帳の交付、外国人登録済み証明書の交付、年金受給者現況届けの証明などにも広げていければと考えております。印鑑証明については、電算化システムとの相談もあると思いますが、前向きな検討をお願いしたいと思います。

今日、就業人口構成の変化は注目すべきことであり、現状の窓口サービスだけでは市民ニーズにこたえられていないのではないか。そのようなところをぜひ理解してほしいと思います。朝早く７時には電車に乗って仕事に行き、夜になって日野に戻ってくるサラリーマン層は日野市内にたくさんいます。彼らも市民税を払っております。日野市民なんです。彼らが何を求めているのか、どんなサービスを提供したら喜ばれるのか、一緒に考えていこうではありませんか。

ここで最後に、市長に今回の提案についての御見解、御感想をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日ごろ申し上げておりますとおり、市役所は市民生活の一つの事務所の役割であります。正確で迅速果敢なサービスということが本来的な役割でございますので、いろいろ工夫を加えて、その趣旨に沿うシステムを開発していくことが、またその視点が大切だと、こう思っておりますので、今後もよその例等も十分学びながら、御指摘のようなサービスのできる開発に向かっていきたいと。職員一同勉強

させていただきます。

○議長（福島盛之助君）　菅原直志君。

○3番（菅原直志君）　これについては、やっぱり、法制面、法解釈の問題、こういうところから始まって、さまざまな壁があることは十分承知です。しかし、その壁を吹き飛ばす強い味方があります。それは時代の要請であり、市民の要望だと思います。先ほども、自治省または東京都の見解との調整が必要、というお話もありましたけれども、しかし、そこにぜひぜひ、市民が今何を求めているのか、そういったところを考えていただいて、事業化に向けて前進していってほしいと思います。これで質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって23の2、駅前で住民票がとれる！そんな市民サービスをの質問を終わります。

お諮りいたします。ただいま理事者より発言したい旨の申し出がありましたので、これを許すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって発言を許します。市長。

○市長（森田喜美男君）　……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

……

○議長（福島盛之助君）　一般質問24の1、「子供たちのために、余裕ある教育活動の実現をめざして」の通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。（「議事進行」「休憩だ」と呼ぶ者あり）

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後3時47分　休憩

午後４時50分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。先ほどの市長の発言は、議事録より削除することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会議録より削除することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

一般質問24の１、「子供たちのために、余裕ある教育活動の実現をめざして」の通告質問者、佐瀬昭二郎君の質問を許します。

〔９番議員　登壇〕

○９番（佐瀬昭二郎君）　それでは「子供たちのために、余裕ある教育活動の実現をめざして」という表題で三つの問題について質問をし、意見を申し述べ、また要望したいと思います。

最初に、いじめ・登校拒否克服のために教育現場にもっと自由と余裕を、ということで質問いたします。

いじめの問題、登校拒否の問題については、３月議会で同じ会派の森田議員が、さまざまな悲惨な実態を示しながら質問しました。今議会でも、森田議員と鈴木議員が、さまざまな実態を引きながら質問しておりますので、私は、いじめや登校拒否の実態がどうなっているのかということについては、改めて触れることはしません。

いじめ・登校拒否の原因は一体どこにあるのか。いじめ・登校拒否の問題は、教育現場その他で、克服のための真剣な取り組みが行われているにもかかわらず、一向におさまる気配を見せていません。登校拒否は依然としてふえ続けていますし、いじめを原因とする子供たちの自殺も続発しています。

いじめ・登校拒否の原因は一体どこにあるのか。1970代の初めに、コインロッカーベビー事件というのがありました。それ以来、さまざまなタイプの社会病理現象が続発し、噴出してきている。皆さんも御存じのとおりだと思います。いじめ・登校拒否の

問題も、このような現代社会の社会病理現象の一環であることは間違いのないところです。また、地域社会や家庭のあり方、さらに、加熱する一方の受験競争などを無視するわけにはいきませんけれども、大変残念なことは、公教育のあり方そのものが、子供たちをめぐる否定的な出来事の原因になっていると指摘せざるを得ないことです。例えば教育形態、これだけ社会が多様化し、家庭が個性化し、子供たちもまた多様な個性を持ち、教育への要求も多様化してきております。それにもかかわらず、１人の教師が多数の子供に教えるという教育の形は、1882年に日本に学制がしかれて以来、113年間、全く変わっていない。子供たちのありようが多様になり、教育への要求が多様になればなるほど、学校教育は総体的に画一的なものになっていかざるを得ない。また、教室では一対多数、学校全体としても、教員の定員がぎりぎりのところに押さえ込まれている現状では、しばしば管理主義的な手法に頼らざるを得ない、そういうことになるのではないかと思います。

いじめ・登校拒否は、今日の公教育の画一性、管理主義への子供たちの反乱だと指摘する専門家も少なくありません。子供たちの個性、発達の都合に丁寧につき合う教育を実現するためには、１クラス当たりの人数を抜本的に減らす必要がある。多くの現場で苦悩している先生たちが、そう主張しています。また、必要があればいつでも、複数の教師が子供たちとつき合う、そういう体制を整える必要がある。こういう意見もよく聞く意見です。ごく当たり前の、しかも緊急性を持った要求だと思うんですけれども、文部省を初めとする教育行政の取り組みは、この面では完全に立ちおくれていると言わなければなりません。

クラス定員や、複数担任制などと並んで大事な問題は、時間の問題だと思います。どの学校でも、いじめ・登校拒否の問題に心を痛め、その克服のための取り組みが行われています。腰を据えた克服の取り組みには、時間的余裕が絶対に必要だと思いますが、今の教育現場にその余裕が一体あるでしょうか。

そこで、まず、教育現場で、教育活動のための時間がどのように使われているのか、そのことを質問いたします。４点質問いたします。

１点目は、小中学校の総授業日数と総授業時数がどうなっているのか。

２点目は、それぞれの言葉の意味についても説明していただきたいと思いますが、総授業時数というのは一体何をするための時間なのか。

３点目は、入学式、卒業式、運動会など、学校では年間さまざまな学校行事と言われるものが行われていますが、現在は、学校５日制が導入されておりますが、学校が

まだ６日制だった時代に、このようなルーチンな学校行事を実施するための年間必要日数はおよそ何日ぐらいだったのか、何週ぐらいだったのか。

４点目は、総授業時数は年間何週間、何日でこなすものとされているのか。この点についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（園田　匠君）　御質問が４点ございまして、４点についてお答えをさせていただきます。

学校の５日制ということで、週２日間の土曜日が休業になるということで、学校のいわゆる週時程が苦しくなっているんではないか、こういうことに起因するものだと思います。御存じのように、学校が土曜日２回、１カ月のうちにお休みになります。したがって、児童生徒も教職員も、お休みになるわけです。休業日になるわけです。そうしますと、文部省の、現在のところでは、総時数は変えない。現在の学習指導要領の総時数でやっていくということになりますから、当然、その中で５日間でやるということですから、時間数はふえるという計算になります。

そこで、御質問でございますけれども、現在、小学校で大体220日ぐらいが妥当かと、こう思っております。小中学校ですね。そこで、日野市の実情で、ちょっと調べてみましたのをお答えにさせていただきたいと思います。大まかな平均でございますが、小学校で１年から３年まで223日、それから五、六年生で224日、それから中学校では、これも大まかな計算でございますけれど、１年生で223日、２年生で224日、３年生て222日と、こういうぐあいの日数で、授業日数はやっております。

それから授業時数でございますけれども、総授業時数というのは、１年間で学校で行う授業時数でございます。その内容は、各教科、領域――領域といいますと、道徳と特別活動でございます。これの総計の時間が総時数でございます。そこで、総時数は、１年生で大体およそ、学校によって違いがございますけれども、851時間から872時間ぐらいでございます。それから２年生で910時間から940時間。それから３年生で980時間から1,007時間。４年生で1,015時間から1,039時間ぐらい。５年生で1,015時間から1,042時間ぐらい。６年生で1,015時間から1,044時間ぐらい。これはおおよそでございますが、これくらいの時数をやっている。中学校でございますけれど、１年生で1,006時間から1,036時間程度。２年生で1,012時間から1,027時間。３年生は、卒業式がちょっと早くございますので、授業時数が減りますけれど、931時間から977時間程度行っているという調査でございます。

さて、次に、入学式や卒業式、運動会、遠足、そういう時間にどれくらいの授業時数を行っているかといいますと、これは中学校でございますけれども、中学校では95時間。これは配当時間数ですから、95時間ですね。それから２年生が83時間、３年生が102時間。これは中学校の例でございます。それから小学校の……（「小学校６年生だけでいいです」と呼ぶ者あり）今、資料あるんですけれども、じゃあ、後ほど追加させていただけますか。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　言葉の意味について確認しておきたいと思います。総授業日数というのは、子供たちが学校に登校する日数ですね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）それが年間223日から224日、週に直すと41週弱ということになりますね。一方、総授業時数というのは、国語、社会、数学など教科を教える時間、それから道徳と特別教育活動というんですか、クラブ活動の一部と学級活動。ですから、学校行事はこの時間の中には入らない。それからゆとりの時間というのも、この総授業日数の中には入っていない、こう理解してよろしいですね。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　学級指導というのは、もうちょっと説明しますと、特別活動の中に入る学級指導と、いわゆる朝の出席をとったりする10分間ぐらい、それからお帰りのときに会合をやる10分間ぐらい、これは入っていないと、こういうぐあいに御理解いただければありがたい、こう思います。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　一つ答えていただいてないんですが、総授業数は年間何週間、何日でこなすものとされているのか。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えします。

学習指導要領によりますと、35週ということになっております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　35週以上で計画するということになっているんですね。学校における時間の大まかな実態が見えてきたわけですが、子供たちが学校に登校してい

る時間は、年間で41週弱、教科その他総授業週が35週以上。そうすると、学校５日制に移行してきているわけですから、35週でこなすことは到底無理で、それがどんどん36週、37週というふうに広がりかねない。現行の学習指導要領というのは1989年、学校５日制導入の前に策定されたものです。だから、週当たりの授業日数は６日で計算されています。今年度の週授業日数は5.5日になるんですね。月に２回土曜日休みになりますから。年間授業日数は35週で計算すると、210日ということになるわけですが、これを確保しようとすると、学習指導要領の記述、授業は年間35週以上にわたって計画し、従来と同じテンポで授業を組んでいくと、38週ないし39週ということになってしまう。そうすると、残りが２週しか残らないんです。これではとても学校行事その他を行うことはできない。それから子供たちとゆっくりと遊んだり、語り合ったりという時間がとれなくなってしまうから、各学校では大変な苦労をして、時間のやりくりをしているという話を聞いています。

そこで、それぞれの学校で教育方法に創意工夫を凝らして時間を短縮しようとしたり、時間そのものをやりくりをしたりしているその苦労の実態を教えていただきたい。小中学校では、学校教育法施行規則が示す「標準年間総授業時数を確保する」。この年間総授業時数というのは、法律によると標準ですから、必ずこれを守らなければならないという性格のものじゃないんですね。そういう授業時数を確保するとともに、欠かすことのできない学校行事のための時間を確保するために、どのような工夫をしているのか。その実態を、例を挙げて話をしていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　御指摘のとおり学校では、標準時間数を確保するために、いろいろな創意工夫をしております。一つは時間割りの編成でございます。といいますのは、今議員さんがおっしゃられたように、35週以上となっておりますから、それから、わかりやすく言うと40週やったと仮にしますと、５週１年間では浮くわけでございます。そういうようなものを各教科１週ごとにとかというようなことで、飛び飛びに入れるという工夫をやっている学校もございます。それからまた、学校行事の中で一つねらいを定めて、例えば高尾山に遠足に行くとすれば、そこのところで植物の学習を意図的に計画的に組み込んで、その中で、行事の中で例えば２時間なら２時間、理科の授業をやるとかというようなことで組み込んだりしております。また、行事の練習時間を少し減らしたり、また、学校では学期末に短縮授業といって、午前中授業をやっている学校が多かったんですけれども、それを５校時までやるとか、こういったような非

常に工夫をして、そして時間数の確保、教育水準の維持ということに努めているのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　教育長に言わせると、工夫ということになるんですが、私が調べた限りでは、工夫している部分もあるんだけれども、むしろやりくりをしていると言わざるを得ないと思うんです。そこで、私が現場の先生から話を聞いたり、調査をしたりした結果を、今から御紹介したいと思うんですが、もし間違いがあったら指摘してください。

まず、週当たりの授業日数をふやす。土曜日２日なくなるわけですから、１年生に５時限目を設ける。100年以上日本で学校教育が行われてきていて、１年生は午前中でおしまいというのは、いわば教育論上、教育の経験上、それは当たり前のことだとされてきたんだけれども、この間の時間が窮屈なために、５時限目を設けるというやりくりをする。それから小学校３年生に６時間目をつくる。そういう学校が日野の中に２学期からですが、あらわれてきています。水曜日、これはたしか午後は職員会議の日で、午後はカットするというのが普通だったと思います。この日にも５時限目を設ける。当然、職員会議の時間が短くなるんですね。つまり教師たちが子供たちのことをめぐって語り合い、話し合う、討議をする時間が短くなる。中学校に７時間目をつくる。７時間目の授業というのは一体、教育として成り立つのかどうか。私は、そのあたりは、例えば学級活動は夜だとか、工夫はされているとは思うんですが、大変なことになってきているんじゃないかと思うんです。それから始業式・終業式の日にも授業を行うという学校が出てきている。さらに、ゆとりの時間で、学校が自由に使えるはずの、正式には学校裁量時間というらしいですが、この学校裁量時間を教科の授業に振り向ける。本来、いじめや登校拒否が起きないように、教師と子供たちがゆっくりと遊んだり語り合ったりするはずの時間を教科に振り向けざるを得ないということになる。これが一つのパターンです。

二つ目は、今、教育長からも御紹介がありましたが、学校行事を教科授業時間とみなす。遠足に行きます。５時間のうち２時間は理科の授業をやったことにする。さらに２時間を社会科の授業をやったことにする。確かに工夫をされていると思うんです。高尾山に行く。珍しい植物なら、それを観察するということを計画するなどということで、いろいろ工夫はされるんでしょうけれども、基本的に遠足というのは、子供たち

にとっては楽しみの時間のはずですから、実態はやりくりなんじゃないかと思うんです。社会科見学は、低学年は生活、高学年は社会科の授業をやったことにする。音楽鑑賞教室は、大変わかりやすいですが、音楽の授業をやったことにする。もともと学校5日制移行以前は、これらの学校行事は、教科とは全く別の枠として行われていたわけです。演劇鑑賞教室があると、これが何だと思いますか。国語の授業をやったことになるということなんです。移動教室はもっとすごくて、理科の授業と社会科の授業と音楽の授業と体育の授業をやったことになる、というふうにみなすんです。市の水泳記録会に参加すると、体育の授業をやったこととみなす。運動会の練習は体育の授業をやったものとみなす、というふうに、時間をやりくりしなければ、小学校6年生だと1,015時間という総授業時数をこなすことができない。中学生だと1050時間という総授業時数をこなすことができないというのが、今の学校教育現場の実態となっている。

さらに、それでもやりくりができなければ、学校行事をカットする。五、六年生の遠足、春・秋両方なのか片一方だけなのか、いろいろタイプがあるみたいです。遠足をやめる。家庭訪問を取りやめて、地域訪問に切りかえる。地域訪問というのは、子供たちがどんなところに住んでいるかをずうっと行って見てくるという、観察をしてくるというもののようです。1軒1軒を訪ねるんじゃなくて。それから保護者会を、これまでは午後の授業をカットして行っていたものを5校時の後にやる、という大変苦しいやりくり算段をしているのが実態だろうと思います。

以前から、学校に余裕がない。学校が持っている時間のほとんどは、教科の指導と学校行事に占められていて、それぞれの学校で自由に教育プログラムを、子供たちの様子に合わせて組んで実施をする余裕がない、という話は聞いていました。しかし、学校5日制の導入によって、状況はまさに極限まで来ている。総授業時数の確保を最優先として、なぜそうなのかよく私には理解できないんですが、小学校6年が1,015時間、中学が1,050時間という目標に何とか近づけようとして努力がされているわけです。

しかし、これは本当に切なくも悲しい努力だと言わなければならないんじゃないでしょうか。学校教育法施行規則が示す標準総授業時数は、学校5日制導入のもとで、標準としての意味をもはや失っている。最も大きな問題は、教育現場が自由裁量できる余裕の時間がほとんどなくなってしまっているということです。これだけいじめ・登校拒否が大きな社会問題になっています。問題克服のために、教育現場の意欲的な取り組みが大いに期待されるところですけれども、日々つき合っている子供たちの様子に柔軟に対応できる。じっくりと腰を据えた独自の教育プログラムをつくり、それを実施する時間

的余裕が教育現場になくなってしまっている。自主的に考え、行動する子供たちをつくる、生きる力や、ごく当たり前の人間関係を取り結ぶ力を持った子供たちを育てる、この緊急性を持った課題に取り組む余裕が教育現場に時間の面からほどんどなくなってしまっている。そして、多くの教師が、言うまでもなく、この課題は、日々の教科の指導をどうしても追求されるべき課題だ、これは言うまでもないことだと思います。そして多くの先生たちが、そのためにさまざまの工夫、研さんを重ねていることも知っております。そのことについては心から敬意を表するものですけれども、教師やあるいは教師集団の工夫、研さんが生かされるためにも、今、学校に自由裁量できる時間の余裕が大幅に求められているんじゃないでしょうか。

以上、申し上げたことについて、これを別の言い方をすれば、自治的な教育の力を発揮する条件が、時間の面から学校現場から奪われている。教育現場における教育の自由が圧縮されてしまっている。そのように私には見えます。この問題は、現在の公教育が抱えている深刻な矛盾の一つだと思いますが、教育行政を預かる立場から見ても、大いに悩ましさを感じておられるに違いないと思うんです。そこで、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　御質問にお答えする前に、先ほど学校行事で、６年生で、これはある小学校の例ですけれども、平成４年が59.5時間であったのが、平成７年51.5時間になっている、ということをつけ足していただきます。

それでは、御質問のところでございますけれども、少し振り返って学習指導要領の時間の変遷を見てみますと、小学校の学習指導要領でいきますと、昭和43年に出ましたものでは、６年生の総時間が1,085時間でございました。このときには、社会の中で何といいますか、「新幹線」「見切り発車」「詰め込み教育」という、盛んに社会の中で話題になったキャッチフレーズが流行した時期でございます。それからずっと来まして、もう１回改訂をして、今度の改訂でございます。平成元年の改訂では、1,015時間と、６年生の時間数が大幅に前回の改訂から減らされております。

こういったことで、文部省も総時間についてはいろいろと検討を重ね、教育課程審議会等でも検討を重ねてきたところでございます。しかし、ここで月２回の土曜日の休業日ということが出てきまして、文部省でも時間というものについて、またこれは教育の、どういうことを教えたら、教育水準が下がらないで、子供たちが生き生きと学習できるかという、いわゆる教育内容の検討と時間とは、これは切り離して考えられない。両

方の検討が必要だと、こう思います。そういった意味で、文部省も、現在それに取りかかって、答申をしているところでございますけれども、現段階で教育委員会といたしましては、授業数の確保ということはしていかなければいけないと思っております。土曜日が休みになることによって、大丈夫ですか、学力は落ちませんか、と不安に思っていらっしゃる保護者の方もいらっしゃるという話も一方では聞いております。一方では、今議員さんの御指摘のように、時間が窮屈になった、大変だという御意見もございます。こういった中で、教育委員会としましては、学習指導要領で示すますところの標準時数というものは尊重してまいる、こういう姿勢でございます。

しかし、教育課程の編成については、学習指導要領でも、ちょっと読み上げさせていただきたいと思いますけれども、総則の部分で、「各学校においては、法令及びこの章以下に示すところに従い、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態、及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮して、適切な教育課程を編成するもの」、こういうぐあいに書いてございます。こういったことを踏まえながら、教育委員会では、学校の創意工夫、標準時数に近づける、または標準時数を達成する、そういった御努力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　今、学習指導要領の最初の部分を読み上げていただきましたけれども、「子供たちの様子や地域の特性に合わせて教育課程を編成する」。しかし、1950年代の半ば以降、文部省が、これは後でも述べたいと思っていますが、学習指導要領には公的拘束力がある、こう主張して以降、改訂されるたびに学習指導要領の中身がふえてきました。学習指導要領の中身がふえるだけではなくて、それに応じて、教科書がどんどん厚くなってくる。学習指導要領や教科書というのは、全国どの地域においても、北海道の子供たちも沖縄の子供たちも、学ぶべき基本的なことが書かれていると私は理解しております。また文部省もそのように説明しているんだと思いますが、その部分がどんどん膨らんでくれば、子供たちの様子や地域の特性に柔軟に対応するというものがどんどん圧縮されざるを得ない。これは1日の時間は24時間と決まっているわけですから、そういうことにならざるを得ない。現場で先生たちが大変な苦労をして、いろいろな工夫をしていることはわかるんです。

しかし、その苦労や工夫の限界を超えてしまっているというのが、今の教育現場の実態なのではないかと、私は率直に申し上げたいと思います。今、1989年の改訂の一つ

前の改訂で、総授業時数がかなり大幅に減らされた。そして一方で余裕の時間というのが創設されました。これなども学校がほとんど、いわば学習指導要領によって時間が支配されている。そういう状況がどんどん広がってきて、その結果、学校に余裕がなくなって、いじめや登校拒否の問題が起こってきているのかもしれない。そのことについて文部省といえども、対応せざるを得なかった、そういう側面を持っていると思いますが、今やその余裕の時間すら、学校５日制の移行の中で、教科の時間に振り向かざるを得ない、そういうことになってきているわけであります。これはしかし、どう解決するのかというのは、私の貧弱な頭で幾ら考えてもなかなかいい出口が出てこない。学校教育の問題、質問するのはいいんですが、なかなか出口が見えないというのは悩ましいところなんですが、どうしたらいいのかということについて二つばかり質問をして、教育長の考え方を伺いたいと思います。

一つは、学習内容を学校それぞれの教育現場で精選をして、さらに教育方法を工夫することによって、総授業時数を減らすことは可能かどうか。もし可能ならば、それぞれの教育現場でそのための努力をする。教育委員会としてもその努力を奨励し、必要な援助を提供する。このことを通して、教育現場が抱えている矛盾を少しでも緩和するための取り組みができるかできないか、このことが１点です。

二つ目は、問題の根本的な解決のためには、学習指導要領の早期改訂が必要です。全く現実に合っていない。現行の指導要領が学校５日制導入後の現実に見合っていないことは明らかです。それだけでなく、子供たちを取り巻く否定的状況を克服するためには、学習指導要領の中身を思い切って圧縮する。また、学習指導要領に準拠して作成されている教科書の分量を圧縮する。そのことによって、教育現場に自己裁量できる時間を大幅に保障することが必要だと思いますけれども、この点についても教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　お答えをさせていただきます。

この教育内容につきましては、学習指導要領は非常に大綱的なものを示しております。したがいまして、学校の先生がその中で、精選をし、そして重点化をしていくという余地はあるわけでございます。その中で先生方が、子供たちに、できることならば考える時間とか、作業をする時間とか、そういったことを精選をして、集約をして御指導いただけるということは、これは今までもお願いをしてきているところでございますが、この機会に一層そういったようなことが進む、そして行くということが一つ大事だ

と、こう考えます。これは何も、内容を省くということではございません。子供に練習時間を、例えば算数であれば、練習時間を何回もとって定着するようにしていく、こう意味でございます。そういう時間を生み出して、内容の精選で生み出していくということは、これは教育の方法上、非常に大事だと考えております。

それから2番目の、それじゃあ、そのためにどんどん時間数を減らしていっていいかと。これは日野市の公立学校も、日本の学校の一つでございますので、日野市だけ減らしていくというわけにはまいりません。やはり、教育の水準というものを維持していかなければいけないということで、学校の方には標準時数の確保ということで御努力をいただいているところでございます。しかし、御努力をいただいた結果、先ほども申し上げましたように、文部省の規定しておりますところの、それぞれの総時間数を満たしていない学校も出ていることも事実でございます。

学習指導要領の改訂は、私どもも、早く文部省が取りかかって、そして抜本的にひとつ検討をして、いいものをつくって私どもの方へ出してくれるということを、心から期待をいたしております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　二つ目の質問の後半の中身についてはお答えいただけなかった。答えがなかなか難しいということなのかもしれません。ただ、1問目の質問については、ちょっと申し上げたいことがあります。一方では、教育現場の努力によって、内容を精選し、工夫をして、時間を短縮することを奨励している。余裕時間を生み出すことを努力しなさいと奨励している。一方で、教育長はそうおっしゃりながら、他方では、総授業時数というのは尊重すべきものだ。そして、各学校に対しても、総授業時数を確保するように努めることを求めていると、こうおっしゃっている。大変何か苦渋に満ちたというか、実際に教育現場とつき合っておられるわけですから、非常に悩ましい部分だと思うんですが、私としては、それぞれの教育現場の工夫を通じて、総授業時数を減らす努力を促すというふうに力点をぜひ置いていただきたい。立場上、総授業時数の確保をするための努力を求めるというのはわかります。立場上、尊重するとおっしゃるのはわかるんですが、実際に日野の学校の子供たちは、もっと豊かにゆったりと学校で時間を過ごすことができるように、そして多くの先生たちは、もっと自由な時間をもって多いに研究をする。子供たちのためのプログラムをつくる。そういう時間を生み出すために、ぜひ教育長が最初に言ったことで努力をしていただきたい、これ

は最後に要望をしておきたいと思います。

それでは二つ目のテーマですが、子供たちの生きる力を豊かに育てるための新たな取り組みを、ということで質問いたします。

学校５日制の導入をきっかけに、主体的に考え、行動できる子供を育てるという課題をめぐって、学校と地域とが、それぞれどのような役割を果たすのか。また、学校と地域が新たにどのような協力関係を築くべきなのかということに、新たにまた再び注目が集まっていると思います。学校教育の立場からすれば、地域社会において、子供たちがさまざまな生活体験、社会体験、自然体験をする機会を保障されることを期待するということでしょうし、また学校も、地域社会の取り組みに連動して、みずからのあり方を変えていくという課題が生まれてくるということではないかと考えております。

地域に開かれた学校という言い方があります。問題を子供に限定しなければ、日野市では既にそのための取り組みが始まっています。スポーツ開放は以前からやられておりますし、今年度から、南北２校で特別教室などの施設開放が間もなく始まります。きょうから始まったんですね。また昨年から、公民館が、移動公民館事業を始めました。昨年度は、市内の中学校を会場にして、それぞれの中学校の教師が講師役を引き受けて実施されました。この試みは、学校の持つ専門的な力量を地域づくりに活用するということで、とても大事な意味合いを持っていると思います。逆も言えると思います。地域が蓄積している専門的力量を学校教育が活用する。社会人講師制度というのを日野市は持っておりますけれども、もっともっと中身を充実させる必要があると思います。そんなことも今後検討すべき課題となってきているのではないでしょうか。

そこで、質問いたします。教育委員会は、学校５日制の意味合いについて、どのように考えているか。特に地域社会との協力関係という面に絞ってお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　学校５日制が実施されるということでございます。それで、諸外国の方も少し当たってみたんですけれども、多くの国が学校５日制であるということを、私も知りました。学校を５日にして、そして子供たちが地域で活動をするということが原則でございます。これは、子供の人間性、発達ということを考えた上では、私は大事なことはではないかなと思っております。学校がすべてであるという明治以来の学校教育への考え方がございました、教育の中で。しかし、現在のこういった社会の仕組みや情勢を見たときに、やはり子供たちは地域で生活する経験というものも大事

だと、こう考えております。朝から晩まで学校だけというんではなくて、地域でも生活をするという実感を持っていく。そして地域で体験的な活動、または奉仕的な活動、いろいろ家族との語らい、こういったことをやっていくことも、人間形成の上で非常に大事なことだ、こう考えております。それに対して、学校も地域も家庭も一緒になって子供を、その学校という枠組み、地域という枠組み、家庭という枠組み、そういうような垣根をなるべく低くして、お互いに協力し合って、子供の全人格を育てていくというような考え方に立って、これからいろいろと教育委員会としましても、その学校5日制の完全実施に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

具体的な事例につきましては、二、三議員さんの方から御紹介いただきました、さような事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　子供たちに生活体験、社会体験、そして自然体験の機会を豊かに保障しようというときに、責任を負っているのは、まず地域社会と家庭ということになるのかもしれません。しかし、そこで問題になるのは、地域社会がその力を今十分に持っているのかということです。地域の教育力が低下をしてきていると言われ始めてから、もうかなりの時間がたっています。家庭もまた、現代の社会変動の中で、さまざまな問題を抱えています。子供会、育成会、ＰＴＡの活動にも期待するところが大きいわけでありますが、そこだけに任せる、地域や家庭にお任せしますと言って済ますことができないのが現状であることも事実だと思います。地域が豊かな教育力を取り戻すためにも、教育現場からの支援、行政サイドの公的支援がどうしても必要だと思います。幸いなことに、日野市ではさまざまな部局が、子供たちのためのプログラムを組み、事業を実施しております。学校5日制に対応する事業も積極的に実施されているようです。

そこで、質問いたします。各部局における取り組みの実態を教えていただきたい。とりあえずは学校5日制に対応する事業に限定をして、生活課、社会教育課、ふるさと博物館、児童館の取り組みを、そして学校教育部でも独自の取り組みがあれば、その内容を教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　生活文化部の生活課のレクリエーション係でありますけれど、学校週5日制に対応いたしまして、第2、第4土曜日、各小学校へ出向きま

して、みんなで遊ぼう、こういう事業を実施しておるところであります。この事業は、各小学校の父母組織と協力し合いまして実施するものでございます。かつての路地遊び、また異年齢で、かつ父母も交えまして、思い切り楽しむものでございます。今後はこうした事業を、中学校、あるいはまた幼稚園にも広げまして、内容も地域のリクエストにこたえ、子供たちの生活体験を広げるために、遊び以外にも多様なプログラムを用意していきたい、こういうふうに考えております。また、草笛教室、緑の財宝探しなど自然との触れ合い事業、それから手づくり楽器、手づくりおもちゃなどの工作事業など親子で参加いただく事業、これを年10回程度実施もしております。これらの事業も、毎年内容を変えまして、その折々の市民要望に柔軟にこたえながら、対応していきたい、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　社会教育部長。

○社会教育部長（加藤侃一郎君）　私の方からは、社会教育課とふるさと博物館の学校５日制に対応する事業についてお答えをいたします。

初めに、社会教育課でございますが、社会教育課では、子供に直接働きかける事業というものは特段実施しておりませんけれども、月１回、５日制が始まりましたときに、日野市公立学校週５日制推進委員会というものを設置してございます。この委員会は、子供会、育成会、ＰＴＡ、青少年委員、体育指導員、あるいは校長会といった団体で活動されている人によりまして、行政も含めまして全部で15人で構成をされております。平成６年度におきましては、年２回会議が開かれまして、その会議では、各委員さんによる情報交換を中心に、その会議が進められております。

次に、ふるさと博物館の関係でございますけれども、博物館では、月１回の休みが始まりましたときに、第２土曜日の午前中につきまして、入館料を無料にするということを行っております。また、この第２土曜日の午前中に合わせまして、体験学習の会というのを実施しております。昨年度は、工作教室、あるいは「鳩笛をつくろう」、こういったような体験学習会を全部で９回実施しているところでございます。７年度につきましても、現在の予定でございますけれども、一応入館料につきましては、第２、第４を無料にしていこうということで、実際、そういう取り扱いをしておりますけれども、体験学習会につきましては、第４土曜日はちょっとできませんので、第２土曜日だけ前年度と同じように実施をしていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　児童館の取り組みについて御回答申し上げます。

児童館では、観劇、映画、製作、クッキング、レクリエーション、移動児童館など多岐にわたる事業を実施しております。大きなイベントの一つであります「子供祭り」は、本年の５月に各児童館で実施をいたしました。子供、大人合わせて1,200名の参加があった児童館もございました。それから1992年、平成４年の９月から、この学校５日制に伴いまして、従来の事業を、曜日や時間帯を変更するなどして実施をしてまいりました。また、本年の４月から、第４土曜日も学校休業日となることから、新規の事業も計画しております。今後も学校５日制の慣例をも含めまして、地域での児童館の役割を検討しつつ、児童等の需要もまた把握するとともに、事業実績を勘案しながら、児童館運営に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　学校５日制導入に対応して、学校教育部局だけではなくて、さまざまな部局が、それぞれ創意性を発揮して、いろいろな子供たちのプログラムをつくり、それが広がってきています。ぜひ、この流れを、さらに強めていただきたいというふうにお願いしたいと思います。

事柄を学校５日制に対応するということに限定しなければ、もっとたくさんの子供のための企画が実施されます。一つ、社会教育部長、私が持っている資料は、1993年のデータなんですが、これによりますと、社会教育部はちゃんと事業をやっているんですね。実施期間、６月に「つくってみよう、縄文ペンダント」、第２土曜日対応企画ということになっておりますので、やっていると思います。もっとたくさんの子供たちの企画が実施されています。今、手元にあるこの資料は、1993年、２年前の資料です。これは日野市余暇関連事業資料というもので、この年１年間に日野市のさまざまな部局が、大人も子供もお年寄りも全部、対象はさまざまですけれども、行った社会教育事業、余暇事業、スポーツ事業、こういうものを全部網羅したものです。膨大なので、全部を数えていないんですが、責任上、子供の分だけは一つひとつ数えました。そうしたら、この1993年１年間で、日野市の各部局がやった子供のための事業は303です。303の事業が企画され、実施されております。さらに日野の場合は、社会教育センターという、子供とのつき合いでは本当に定評のある、長い経験を持った機関があって、ここがまたさまざまな子供のための企画を実施している。さらにまちの中では、子供劇場

のような、自主的な子供のためのさまざまな取り組みが行われている。

日野の場合はですから、全体としてみると、子供のためのプログラムというのは非常に豊かに実施されていると言ってもいいのかもしれません。もちろん、この303のうち、かなりの部分を占めているのは児童館なんですが、児童館以外にも、生活課、水路清流課、環境緑化協会、社会教育課、体育課、図書館、ふるさと博物館、中央公民館、企画課が、子供のための事業を多様に展開しているというのが、今の日野市の実情、実態であります。

地域で子供たちのさまざまな体験の機会を保障することを考えるとき大事なことは、お仕着せのプログラムを与えるのではなくて、少なくても多様なメニューを用意して、子供たちが自主的に選択できるようにする、そのことが大切だと思います。その意味では、日野市ではそのベースが既に形成されてきている、こう言ってもいいのではないかと思います。

しかし、これだけ多くの部局がかかわっているわけですから、子供をテーマとした関係部局の連絡調整のシステムがあってもしかるべきだと思うわけですが、まだそれはないようです。しかし、この、市の各部局が取り組んでいる社会教育事業、余暇事業全体については、余暇の環境整備に関する庁内連絡会議というのが行われていると聞いております。その経緯と、一体幾つぐらいの部局がそこにかかわっているのかを教えていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　庁内連絡会議について答弁をさせていただきます。

今もお話がございましたとおり、子供のための企画だけ取り上げても、数多くあるということで、市の行政の中では、余暇関連事業、社会教育事業、スポーツ関係の事業、非常に数多くの事業をさせていただいております。各行政部門において、こうしたさまざまな事業を展開しております。こうした事業が、それぞれ効果を上げるためには、重複を避け、あるいは補い合って、連絡調整をとって、全体の仕組みとして、より一層の効果を上げていかなければならないというふうに考えておりまして、こうした余暇行政にかかわっている各課が情報を交換をしながら、事業の組み立てをしていきたいということで、そうした組織の横の協力関係を築いて、さらに時代にふさわしい行政サービスを提供していきたいというふうに考えておりまして、昨年の8月に、ただいまちょっとお話のありました、かたい表現なんですけれども、余暇の環境整備に関する庁内連絡会議というものを庁内に設けて、連絡調整を進めてまいっております。ここには、六

つの部と16の課が現在のところ関係をしておりまして、調整をとっております。それぞれ日常の中でも調整はとってはおりますけれども、全体を集めた連絡調整会議も開く中で、調整をとらしていただいております。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　どうもありがとうございます。

16の課がこの会議にかかわっていると。文字どおり実務者レベルの連絡調整の会議が昨年から始まっている。これは非常に日野市の大きな特徴だと思います。普通、社会教育というと、社会教育部教育委員会部門が専らやっているという場合が多いわけですが、日野市の場合は、多様な部局が市民に対して、スポーツの機会や、学習の機会や、体験の機会を提供している。これはある意味では大変な強みだというふうに私は思います。これをぜひ、その強みをさらに積極的に生かして仕事をしていただきたいと思いますが、しかもこの連絡会議というのは、今後のことを考えると、いろいろな可能性をはらんでいるんじゃないでしょうか。この会議を通じて、例えば生涯学習計画などということをさらに超えた、生涯学習余暇計画みたいなことを日野市でつくっていくだとか、さらにさまざまなテーマに関する連絡調整を必要に応じてやっていくだとかいうような、いろいろな可能性を秘めていて、話を聞くだけで楽しくなるわけでありますが、とりあえず今後の事業の対象に、例えば子供、高齢者、障害者、外国籍住民などというふうに、対象別の連絡調整会議を分科会のように開くことができたらいいなと思うんですが、そのことを検討していただけるかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　お尋ねの分科会の考え方でございますけれども、当然、既に、この連絡調整会議をもって検討を進めてまいりますと、そうした部分的な業務の中で、それぞれ個別の打ち合わせをしていかなければならないという、これも実際に必要性として、そういうふうになってきております。したがいまして、今、それぞれ名称のついた分科会というのをここで、というふうには御答弁できないんですけれども、そうした必要性を既に感じてきてもおりますし、個別のそうした打ち合わせも行っている中ですので、そうした組織の設置についても検討はしてまいりたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○9番（佐瀬昭二郎君）　そこで、きょうの私の質問の対象は子供ですから、子供にまた引き戻して質問しますが、子供を対象とするその事業の連絡調整のための組織を、ぜひ、この既に始まっている庁内連絡会議と連動させながらつくっていただきたいと思

います。教育長ともいろいろとやりとりしたわけですけれども、その場合には、ぜひとも学校教育部門が参加する必要があると思います。さらに、現場で子供たちとつき合っている先生たちがそこに参加する必要がぜひあると思います。また、庁内連絡会議ということでは枠からはみ出るかもしれませんけれども、豊かな子供たちのつき合いを蓄積している社会教育センターがそこに参加する。そんなことも考えていいんじゃないかと思うんですけれども、そのようなことについて教育長はどんなお考えを持っているか、伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　教育長。

○教育長（園田　匠君）　教育委員会の中でも、この横の連絡というのを、例えば図書館だとか、ふるさと博物館だとか、社会教育課だとか、社会体育課だとか、学校教育関係だとか、それから学校、幼稚園、こういうものの実際に事業をやっているものを一応集約をしてみて、どういうものをやって、そしてお互いにそれを情報交換し合い、子供たちが希望しているものに、それぞれの会にどうやって参加できるかというあたりを検討しようということで、現在、その基礎データを集めている段階でございますけれども、そういった意味から考えますと、こういう子供を対象としたいろいろな５日制だけでなくて、子供の学校外での生活、こういったものに子供たちが参画でき、そしてそこで活動の喜びを見出せるようなものにつきましては、極力、いろいろな方々と協力をし、行政のいろいろな部、課ともお力をいただいてまいりたい、こう考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　基礎的なデータの収集を始められたところだと。ぜひ、それを急いでいただいて、準備ができたら、私も加えていただきたいと企画財政部長の方に申し入れていただきたい、そういうふうに思います。本当に子供たちのことを、子供にかかわっているさまざまな立場の部局が、みんなで知恵を出し合う、そのことが今本当に求められていると思いますので、ぜひ協力関係を広げる方向で、急いで仕事を進めていただきたいと思います。

ところで、ちょっと本題からずれるんですが、社会教育センターのことを言いましたので、そのことについて関連して一、二部質問をしたいと思うんですが、社会教育センターというのは皆さんも御存じのように、運営委員会というのがあって、市長もその委員の一員です。議会からも、議長初め、委員が出ております。地域の代表も、財団

法人社会教育協会の方からも委員が出ている。この運営委員会で事業計画が承認される。館長の人事が承認される。そして日野市は、社会教育センターの建物の維持管理のために補助金を支出し、あるいは生活・保健センターのプール、東部会館のプール、市民プールというふうな体育施設の管理運営を委託している、そういう非常に深い関係がある。で、市が社会教育センターの事業計画について承認をする立場に、その席を占めているということですから、むしろもっと積極的に社会教育センターに市のさまざまな事業計画の立案過程に参加してもらうという必要があると思うんです。

昨日あたりも話題になっていた福祉の方のサービス調整チームには、当然のこととして、福祉事業団からも人が参加して、事業に参加しているわけです。ですから、例えば児童福祉の方で子育て相談ネットワークの事業を始めていて、それこそ市立病院までそこに参加をして、討論していますね。ところが不思議なことに、この28年間、日野で最も長い時間、子供たちとつき合ってきた、また幼児から社会教育センター育ちの高校生、大学生まで、あそこほど子供たちが日常的にに出入りしている場所は、日野のまちの中にほかにないと思うんです。学校は別にして。ないと思うんですが、そこのノウハウを蓄積している社会教育センターを利用しない手はないと思うんですが、不思議なことに、子育てネットワークには社会教育センターは参加していない。これはぜひ検討していただきたいと思います。

同じようにきょう申し上げた、その庁内連絡会議がさらに発展していく中で、社会教育センターもそこに参加してもらうというようなことを含めて、福祉部長の方からお考えを伺いたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　福祉部長。

○福祉部長（藤本享一君）　今お話のありました、子育て相談ネットワークの事業でございますけれども、この事業につきましては、国のエンゼルプランにもかかわってくるわけですが、連絡会議を持っているわけでございます。メンバーは今御指摘がありましたように、社会福祉課、健康課、それから社会教育課、指導室、それから教育相談室、公立の保育園の代表、また希望の家、それから保健所、また保健所の母子担当の方、それから八王子児童相談所、それから七生養護学校とか、それから市立病院、または民生委員さんの代表、また民生委員の中の主任児童委員の代表の方、それから医師会、また私立の保育園の連合会の代表、そういうようなメンバーが入っているところでございます。たしか社会教育センターが今、御指摘のように入っていないということで、また今このメンバーの検討もしているところでございます。検討させていただきたいと

いうふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　よろしくお願いします。

この点、最後の質問というか、要望ですが、ここに持ってきたのは、レクリエーションイベントカレンダー、生活課のレクリエーション係が700部ずつ毎月つくっている。これは６月号ですが、これを見ると、６月の１日から30日まで、日野市内で行われるさまざまな大人向け、子供向け、老人向け、障害者向け、そういうイベントが網羅的に載っています。ごらんになった方も当然いらっしゃると思いますが、そこで、提案なんですが、303からの子供向けの事業を日野市の各部局がやったと。それがどれだけ子供たちに伝わっているのかな。これは700部ですからね。これ、形状から見て、職員の方々が大変な苦労をして、手づくりしているんです。予算がないから、手づくりしているわけです。各学校にも配っているというけれども、とてもすべての子供に渡るようにはならない。ここにも見ると、かなりの部分、子供のための企画が占めているわけですが、そこで、広報が月に２回発行されています。月に一度でいいから、今月の子供のイベントというのを全部載せたそれを１枚広報に差し込むとか、いろいろな工夫があろうかと思うけれども、一人ひとりの子供に子供のためのイベントを、行政側が企画したもの、市民が企画して、これをぜひ伝えたいというものもそこで載せて、子供に届ける、そんないわば、どこがやるのがいいのか、広報課が仕事をすることになるのか、よくわからないんですが、ぜひこの検討をお願いしたいと思いますが、どなたに伺えばよろしいんでしょうか。

○議長（福島盛之助君）　企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　そうした要望もあるということで承りをさせていただきたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　佐瀬昭二郎君。

○９番（佐瀬昭二郎君）　ぜひよろしくお願いいたしたいと思います。

では最後のテーマですが、３月議会でも、この６月定例会でも、学校教育部長、そして教育長とのやりとりの中で、学習指導要領に拘束性はあるのかどうかということが問題になりました。そのことについて取り上げたいと思います。３月定例会における学校教育部長の答弁、ここに持ってきましたが、こんなふうに答弁されています。「学習指導要領でございますが、学習指導要領というのは、学校教育法施行規則第25条において、小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準と

して、文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする、と示しているように、法令上、根拠に基づいて定めたものであります。したがって、学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって、基準として従わなければならないものである。つまり学習指導要領は、法律等に基づく学校教育法施行規則（政令）の委任を受けて制定される告示の形式をとることから、法規を補完するものとして、法規命令の性格を持つもので、法的拘束性がある」というふうに答えています。文部省が1958年以来言ってきた言い方そのままの答弁だった。

さらに、今定例会では、森田議員の質問に答えて教育長が、この問題に答えております。教育長の答弁は、3月定例会の学校教育部長の答弁とはかなり違っていまして、まず、指導要領は法令上の根拠を持っている。学校教育法20条が、学習指導要領は監督庁がこれを定めるとしており、そして106条が、その監督庁とは文部大臣のことだと書いてある。だから、法令上の根拠を持っているということが一つ。それからもう一つは、指導要領というのは大綱的な基準である。そして法的拘束力があるか否かには言及されませんでした。教育長の答弁は、さまざまな法令、規則、通達、指導によって、かなりがんじがらめという言い方をすると、ちょっときつ過ぎるかもしれませんが、されている教育行政の担当者としては、ぎりぎりの答弁なのかなという感じがします。既に2回の議会にわたってやりとりがあったことですから、私は、これを質問の形で教育長とやりとりしようとは思いません。この問題についての私の意見を述べるにとどめたいと思います。

まず、戦後教育の出発点に当たって、教育と国家との関係、教育と教育行政との関係がどのように位置づけられていたのかを、事実に基づいて見てみたいと思います。1946年に文部省が「新教育指針」という書物を出しました。これは、新しい戦後の日本の教育がどういう道筋で進むべきかということについてを取りまとめた指針です。この指針のはしがきに、何と書いてあるか。ですから、これは学習指導要領と銘打っていませんが、事実上、戦後最初の学習指導要領だと言ってもいいものです。その前書きに、「本省は、（つまり文部省は）ここに盛られている内容を教育者に押しつけようとするものではない。したがって、教育者は、これを教科書として覚え込む必要もなく、また、生徒に教科書として教える必要もない。むしろ教育者がこれを手がかりとして、自由に考え、批判しつつ、みずから新教育の目当てを見出し、重点をとらえ、方法を工夫せられることを期待する」。あるいは「本書を共同研究の材料とし、自由に論議して、一層適切な教育指針をつくられるならば、それは何よりも望ましいことである」。

教育の方針を決め、教育課程を編成し、内容、方法を決定するのは、まさに現場の教師だ、ということがはっきりとうたわれているわけであります。

次に、1947年３月に策定された戦後最初の学習指導要領、この指導要領には、試案という文字がついています。これは有名な話です。試みる案、たたき台という意味です。これを読んでいきますと、やはり序論のところで、「この書は、学習の指導について述べるのが目的であるが、これまでの教師用教科書のように、一つの動かすことのできない道を決めて、それを示そうとするような目的でつくられたものではない。新しく児童の要求と社会の要求とに応じて生まれた教科課程を、どんなふうにして生かしていくかを、教師自身が自分で研究していく手引として書かれたものである。この書を読まれる人々が、これが全くの試みとしてつくられたことを念頭に置かれ」というふうに書いてあるわけです。これをたたき台として、それぞれの教育現場で大いに工夫をしてもらいたい、そう書いてあります。

さらに、1951年、学習指導要領が最初に改訂されました。ここにも試案の文字が書いてあります。たたき台だ。この学習指導要領でも、「学習指導要領はどこまでも教師に対してよい示唆を与えようとするものであって、決してこれによって、教育を画一的なものにしようとするものではない。教師は、学習指導要領を手引としながら、地域社会のいろいろな事情、その地域の児童や生徒の生活、あるいは学校の設備の状況などに照らして、それらに応じて、どうしたら最も適切な教育を進めることができるかについて創意を生かす」。そういうことなんだ、と書いてあります。

さらにもう一つ、紹介しておきます。1947年につくられた教科書です。紙がなかったために、この最初の教科書だけは文部省がつくっています。文部省著作教科書と言われているものらしいですが、６年生の社会科の教科書の末尾に、「教師及び父兄の方へ」というあとがきに似た文章が載っています。ここには何と書いてあるか。「この本は、児童たちに社会科学習の手がかりとなる若干の資料を与え、あわせてその学習の仕方を暗示している。その資料は、第６学年の児童にぜひ与えなくてはならない知識を精選して、配列したものではない。それは範囲から言っても、深さから言っても偏っている。だから、従来の教科書と同じように、考えてはいけない。むしろ児童用の参考書の一種として取り扱っていただきたい。したがって、この本に書いてあることを順々に説明したり、暗記させたりしては困る」ということが書いてあるわけであります。

このように、戦後の出発点に当たって策定されたさまざまな学習指導要領にかかわる文書、教科書は、教育行政が、教育内容や方法、教育課程の編成に介入し、そのあり

方を統制するようなことは決してしない、という決意にあふれているわけです。なぜ、このような決意が表明されなければならなかったのか。言うまでもないことですが、戦前の日本において、教育が国民強化の道具として使われた。戦争に国民を動員するための道具として使われた。そのことの深刻な反省があり、その反省の上に立って、憲法がつくられ、そして教育基本法がつくられた。憲法、教育基本法は明確に国家の教育への介入を否定しています。教育基本法は明確に教育行政の教育内容への介入を否定しています。言わずもがなのことかもしれませんが、憲法26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」というふうに明記をして、教育権は国民のものである。ここで明確に国家の教育権は否定されているわけであります。国家は教育権を失った。

さらに、これを受けて、教育基本法第10条はどう言っているか。「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行う」べきものだ。つまり教育は、直接、教師と子供と父母が関係を取り合う中で行われるものだ。教育行政を経由して行われるんじゃないんだ、ということが明確に言われているわけであります。そして、第２項で、「教育行政は、この自覚のもとに、（つまり教育行政は、教育内容にかかわらないんだよ、ということをしっかり自覚して）教育の目的を遂行するに必要な諸条件の、教育条件の整備確立を目標として行わなければならない」とはっきりと教育に内的な事柄、教育内容、教育方法、教育課程の編成については、まさに学校現場、教育現場にその決定権がある。教育の外的な事柄、学校を建設する、教育機器を購入する、整備をする、これを教育の外的な事柄について教育行政は責任を負っているんだと、こう言っているわけであります。

しかし、このような理解に対して、文部省は、教育の内的な事柄と外的な事柄とは、密接に結びついていて、相互に重なり合っている。だから区別することは難しいんだ、というふうに言ってきたわけです。しかし、この文部省の言い分は、全く何も言っていないに等しい。私はそう思います。教育の内的事柄と外的事柄というのは、密接不可分に結びついている。だから区別するのが難しい。だから心して、教育行政が教育の内的事柄に踏み込まないように注意しろ、というのが教育基本法の立場なんです。

このように、憲法、教育基本法は定められました。だから、戦後最初の教育学習指導要領、教科書は繰り返し繰り返し、教育行政は決して教育内容には介入しない、その決意を表明していたわけであります。

そこで、さらに、学習指導要領というものが、戦後の学校教育法など関連法令の中

でどのように位置づけられていたのか、そのことについても触れたいと思います。時間がなくなってまいりましたので、急ぎますが、学校教育法第20条「小学校の教科に関する事項は、監督庁がこれを定める」。これは、この議会で教育長が紹介した部分です。そして106条で「20条が言う監督庁は、当分の間、これを文部大臣とする」と書いてあります。教育長は読み上げるときに、「当分の間」という言葉を読み落としておられるんですが、当分の間ということに、つまり暫定的だということに意味があるんだろうと思います。

さらに、学校教育法施行規則第25条、現行の施行規則はどうなっているか。「小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として、文部大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする」、こうなっておりますが、もともと1947年5月に制定されたときに、この文はどうなっていたか。「小学校の教育課程、教科内容及びその取り扱いについては、学習指導要領の基準による」と書いてあるわけで、文部大臣が告示するとも何とも書いていない。前に戻りますが、学校教育法第20条の監督庁、ほかの部分では、文部大臣の権限に属するのは全部文部大臣と書いてあるんです。ところが、わざわざ監督庁と言っていますね。そして当分の間、文部大臣と。なぜか、理由は明らかで、1947年にはまだ教育委員会がないんです。都道府県教育委員会ができるのは1948年です。市町村教育委員会が発足するのは1951年ですから、担い手がない。教育行政、担い手がないから、当分の間、文部大臣だということになっていた。だから、施行規則にも、当初は文部大臣が告示をする、公示をするなんていうことは一切書いてませんでした。

さらに、文部省設置法という法律があります。現行は、その付則の6で「初等・中等教育局及び体育局においては、その所掌事務にかかわる初等・中等学教育に関し、当分の間――ここでも当分の間という言葉がありますが――学習指導要領を作成するものとする」となっています。これが元の1949年に制定されたものではどうなっていたか。「初等・中等教育局においては、当分の間、学習指導要領を作成するものとする。ただし、教育委員会において学習指導要領を作成することを妨げるものではない」。学習指導要領というのは文部大臣もつくるんだけれども、都道府県教育委員会が独自につくったって、ちっとも構わないんだよということがはっきりと言われていたわけです。

憲法、教育基本法、学校教育法などの制定時の立法の趣旨は明らかだろうと思います。教育行政が教育内容、憲法、教育基本法の原則に立つならば、教育行政が教育内容に介入できる余地は全くないと言わなければなりません。しかし、文部省は1958年以来、

学習指導要領が告示されているから、法的拘束力を持つ、こう主張して、教育内容への介入を始めたわけです。ここで、３月議会に学校教育部長が、同じような答弁をされているわけですが、そのことについても触れておきたいと思ったんですが、時間がないので省略します。

しかし、先ほど来も言っているように、1950年代半ば以降、文部省は戦後教育の原則を踏みにじって、教育内容への介入を始めました。教科書検定制度が悪用され、教科書の内容への介入が始まり、公選制教育委員会が任命制に切りかえられ、勤務評定が導入される。全国一斉学力テストが実施され、そして1958年に学習指導要領は法的拘束力を持つと、文部省は主張を始めるわけです。この過程で学習指導要領が介入のための最大の手段として使われてきたことは否定できない事実であります。その結果、一体何が起こっているのか。学校の時間のほとんどすべてが、学習指導要領によって管理的に支配をされている。学校現場、教育現場には、自分たちの子供たちのために、豊かな教育プログラムをつくり実施する時間的な余裕がほとんどない。そこまで来てしまっている。で、教育の画一化、管理主義化が進んで、校内暴力、登校拒否、いじめなどの病理現象が続発することになりました。

学習指導要領を手段として進められてきた1950年代半ば以降の文部省による教育路線は、憲法、教育基本法が定める戦後教育の原則を踏みにじっているだけでなく、今や完全に破綻しようとしている。子供たちが学校で悩んでいる。いじめ・登校拒否などの問題が多発する。そういうことを解決していくための時間的余裕を学校現場から奪ってきたのが、まさに文部省の路線だとすれば、それは今や破綻しているとしか言いようがないのではないでしょうか。教育長、ぜひ教育委員会としては、憲法、教育基本法が保障する教育の自由を守るために、今こそ体を張っても守るんだと。そのために努力をしていただきたいと思います。

例えば、総授業時数は標準に過ぎない。授業の一単位時間も常例に過ぎない。にもかかわらず、それが何を置いても守るべき目標として設定されている、機能しているのが現実の姿になっている。弾力的に運用すれば、教育現場に現状でも自由裁量できる時間を生み出すことも可能だと思います。そのような努力が教育の自由を守ることにつながり、子供たちをいじめや登校拒否など、聞くに耐えないような事件が続発するわけですが、そこから救い上げることにもつながっていくだろうと思います。

日野の教育行政は、これまでも積極的に子供たちのために、あるいは子供たちのための教育を行っている教師たちのために、さまざまな独自性のある施策を実施してきまし

た。臨時講師の独自派遣、給食の自校方式、中学校給食への食堂導入、残念ながら実現しませんでしたけれども、日野独自の40人学級実現への取り組み、学校図書館への嘱託職員の配置、これはすべて、子供たちが豊かに学び、そして教師が子供たちと豊かな教育の時間を取り結ぶために、必要な条件の整備だったと言ってもいいだろうと思います。このような伝統をしっかり踏まえて、教育委員会は今後も頑張って仕事をしてやっていただきたい、そのこと要望して質問を終わりにします。

○議長（福島盛之助君）　これをもって24の１、「子どもたちのために、余裕ある教育活動の実現をめざして」の質問を終わります。

一般質問25の１、犬・猫糞公害防止条例の制定を求める通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔27番議員　登壇〕

○27番（小山良悟君）　今定例会のトリを受け持つことになりましたが、私の質問に対する皆さんの期待は、その内容というよりも、時間の方にあるんではないかと、そういうふうに顔を見ると推察されます。実際、時間というのは、自分が自由にできる時間と、お互いに共有する時間とがあります。この場は、お互いに時間を共有する時間というふうに思います。したがって、予算の共有する時間を余り侵害しないように、短い時間で質問を終わりたいというふうに考えます。

ところで、企画財政部長、突然の質問でびっくりするでしょうが、新任の部長として今定例会に臨んでおりますが、今日まで来て、その仕事が充実しておられるかどうか、感想をまずお聞かせいただきたい。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（野中勝美君）　職務としてやらせていただいているだけで、特にここで申し上げることはございません。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　議会のやりとりというのは、こういうケースが多いわけですね。もう少し率直に、お互いの気持ちをフォローしながら議論するという、そういう場にしたいというふうに思うわけでありまして、私がなぜこんな質問をしたかということは、わかる人はわかる。こういうことでございます。

さて、本題に入ります。この犬・猫のふん公害といテーマですが、これは極めて日常生活、ありふれた問題であります。この問題については、13年ぐらい前にも取り上

げたことがございまして、昔からこの問題については、市民の苦情が多いということであります。思わずこのテーマを申し上げましたら、議席からも笑いが出ましたけれども、テーマそのものは本当に笑いたくなるようなテーマかもしれませんが、しかし、こういう小さな公害といいますか、こういったことは日常生活に結構苦痛がありまして、見逃せる公害でもない。やっぱりまじめに、真剣に取り上げるべきテーマではないか。佐瀬議員ほどの高邁な論戦を張ることはできませんが、能力的に太刀打ちできるかどうかわかりませんが、私はまず、とにかく足元からしっかり見ていこうというふうに考えて、このテーマを取り上げた次第であります。

この問題については、都条例とか、国の法律とか、既にあるわけでありますが、国の法律では、昭和48年に動物の保護及び管理に関する法律第４条第１項に「適正な使用及び保管」ということで規定されております。そして、東京都の条例が昭和55年に施行されておりますが、東京都動物の保護及び管理に関する条例、これも第７条第３項及び第４項で「動物飼養――飼養というのは、飼い養うという意味ですね――飼養の基本事項」として制定されております。

このように、既に国の法律、あるいは都の条例でこの啓蒙・啓発をされているわけでありますが、しかし、今日、なかなかその効果が上がらないという状況にあろうかと思います。犬の飼い方について、国の基準ということで、総理府の告示されたものが昭和50年に出ておりますが、「犬・猫の飼養及び保管に関する基準」ということで、ここの第２項の３で「犬の所有者または占有者は、犬の種類、発育状況、健康状態等に応じて、適正な運動をさせるよう努めること」というふうに基準で規定されておりますが、このように、犬の習性ということからいって、散歩をしないわけにはいかないという現実があるわけでございます。私も犬を飼っておりまして、たまには散歩もいたしますが、議員の中にも犬を飼っていらっしゃって、みずから散歩されている方もあるわけであります。私どもは、その散歩の際には、ふんの処理ができるように、道具をちゃんと持って散歩しているわけでございますが、こういう犬を飼っている者の立場からしても、無神経なふん公害をまき散らす方には、ぜひとも警告を発し、そういうことのないようにしてもらいたいというふうにも思うわであります。愛犬家だからこそ、こういったことをぜひ取り上げたいというふうに思ったわけであります。

そこで、質問に入りますが、13年前に質問しましたけれども、その後、とにかくこの問題について、実際にどれだけ数字として苦情が出ているのか。平成５年、平成６年のこの２年間の犬・猫のふん公害の苦情が、日野市内でどのぐらい出ているか、数字

上で示していただきたいというふうに思います。

それから、その後、この問題についてはどのように市側としては啓蒙・啓発に努めてまいったか、その内容について御報告をいただきたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　犬の汚物の無責任な処理ということは、これは軽犯罪法にも触れる行為だというふうに思われます。まさにこれは、飼い主の責務が問われる問題であります。「ルールを守ってマナーよく」という飼い主の責務姿勢の徹底にあるというふうに考えております。

東京都でこの関係につきましての事務文書を持っておるわけでございますけれど、先ほどもお話がありました、東京都動物の保護及び管理に関する条例というものに基づきまして、犬の登録から飼い主の責任徹底まで、公衆衛生の保持の関係から、一連の業務を負っておるというところであります。

現在といいますか、平成６年度の中では、登録犬は、市内に5,143頭であります。猫につきましては、不明であります。そうした中で、日野保健所での犬・猫のふん害等によります苦情処理、これは平成５年度で犬が33件、猫が106件の合計139件。それから平成６年度では、犬が48件、猫が47件と、合計95件であります。

特に犬に関しましては、毎年一度の登録の義務がございます。これは平成７年度から、毎年ではなく、犬の一生涯ということに変更にはなっております。その登録の段階でその都度、「犬の飼い主の皆様へ」という立派なパンフレットをお渡しいたしまして、飼養上の飼い主のマナー等の遵守を訴えております。また「保健所だより」というのを保健所では毎月一度発行しております。これは各自治会にお願いをいたしまして、回覧等でＰＲをしておる状況にもございます。市でも、東京都の一方的な業務だということではなく、こうした東京都の業務を補完するというような中からも、市の広報でＰＲ、あるいは動物祭りというのを実施しておりますけれども、そうした中でも、この徹底についてのＰＲをしておるというのが現状、そして対策でございます。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　ただいま数字と対応について答弁をいただきましたが、実際、数字にあらわれない苦情が実はもっと多いということは、これは言わなくてもわかると思います。近隣の関係を損ないたくないということで、我慢に我慢をしているというケースも多いわけでありまして、この問題は、これまでとにかく国の法律、都の条例、そ

して市の広報という形で啓蒙・啓発をやってきたけれども、実際にはなかなか効果が上がっていないという現状だろうというふうに思います。したがって、ここで提案することは、この国の法律、都の条例の効果を実際に高めるためにも、日野市の独自の条例の制定というものを求めたいというふうに思うわけであります。あえて猫も入れましたけれども、猫については登録されていないから、その把握は無理だというふうなことでありますけれども、しかし、できる限りにおいて飼い主が近隣に迷惑をかけないように心がけていただくということは、猫も同様だという考え方に立って、犬・猫という形での公害防止条例の制定を求めたいというふうに思うわけであります。

自治体でも、何市か既に、条例を求めているところがあります。順番で行きますと、昭和57年に、愛知県の津島市で、飼い犬を伴う散歩に関する条例ということで、この条例の場合には、禁止区域を設けて位置づけしております。それからその次に埼玉県の草加市で、昭和62年に、草加市飼い犬ふん害等防止条例ということで、条例の制定をしております。さらに、昭和63年に、群馬県の伊勢崎市でも、伊勢崎市飼い犬のふん公害の防止に関する条例施行規則ということで制定しております。幾つかの自治体で制定しておりますが、いわゆるペナルティーを科しているところはありません。この条例では。この条例を制定することによって、精神的な啓発を図り、少しでも飼い主にその意識を持ってもらって、公害を少なくしようというのが目的だろうというふうに思います。

私はあえて、もう一つつけ加えたいんですが、このペナルティーについても、思い切って設けたらどうかということも申し上げたいというふうに思うんです。条例の目的は違いますが、川崎市の飲料容器等の散乱防止に関する条例というのが制定されまして、ことしの来月の１日から施行されるということで、これの条例の中に、罰則が設けられているんです。この条例に違反しますと、２万円以下の罰金に処する、というふうに具体的なペナルティーを科する条項を盛り込んでおるわけでありますけれども、このぐらいの意気込みといいますか、実際の場で罰金を徴収するというのは、実際の場面でなかなか難しいかもしれませんが、しかしこれはやっぱり、精神的に自覚を迫るということの目的が多いわけですから、単にただ啓発というだけじゃなくて、もう違反したら、罰金とりますよというぐらいの意気込みで条例の制定をしていただけないだろうかということを提案するわけであります。この考え方についていかがですか。やる気があるかないか、御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　生活文化部長。

○生活文化部長（小野宗市君）　ただいまお話ありましたように、近辺、東京都内では、独自の条例は持っていないというのが実態であります。近々のところでは、お話にありました草加市であるとか、伊勢崎市、精神条例を持っておる。この件につきましては、東京都が主体的な業務を実施しておるわけございますけれど、東京都と改めて防止策について協議したい、こういうふうに思っております。そうした中で、提案の条例の制定について、検討の課題とさせていただきたい、こういふうに考えます。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　もう一つ食い足りないというか、担当助役、どうですか。決意のほどをお伺いしたい。検討の課題という程度じゃ、ちょっと食い足りない。担当助役のひとつ意気込みを。

○議長（福島盛之助君）　助役。

○助役（坂口泰雄君）　最近、特にペットブームということで、非常に飼い犬のふえているような現状でございます。また、飼い主のマナーの悪さというのも非常に目立っております。マナーの徹底につきましては、今部長から申し上げましたとおり、あらゆる機会をとらえてＰＲをしているところでございますが、なかなか抜本的な対策がなく、実効が上がっていないというのが現状ではないかというふうに思っております。ただいまの議員さんの方から御提案ございました条例の制定、また内容についても罰則規定ということでございますが、罰則規定につきましては、散歩する方が大人からお年寄りから子供までということで、非常に年齢的にも幅が広いということで、どのような罰則ができるのか、なかなか難しい面があろうかと思いますが、この提案については検討させていただきたい。今、どうこうという結論は持ち合わせておりませんけれども、提案に対しましては、これから検討をちょっとさせていただきたいと思っております。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　罰則を加えるかどうかについては、それが特にそうでなきゃだめだということは申し上げませんが、条例の制定の必要性は、本当に強く求めたいと思うんです。東京都にも相談してなんていうことで、上手に市ではよく使い分けするんですが、都合の悪いときは、国や都に相談する、都合のいいときは、市独自のあれで対応します、というようなことよくあるわけですが、東京都に相談すれば、都条例ができているんだから、もう都としてはそれで十分だというふうに思っているわけです。だから、日野市は日野市独自で、日野市民のそういうふん公害を守るために、そして

とにかく清潔で衛生的な環境を実現するために、日野市独自でこれを、条例を制定してつくっていこう、そういう意気込みを持ってもらいたい。だから部長、東京都なんかへ行く必要ありませんから、助役とよく相談して、日野市独自の対応をぜひやってもらいたいということです。

それからもう一つは、広報での啓発ですけれども、記事が小さくて、その効果が薄いんです。一度思い切って、トップにでかく書いて啓発するというぐらいの意気込みが欲しいと思うんです。これは総務部長、ぜひ耳に入れておいてください。記事の片隅に書く程度じゃ効果がないですから、ひとつそれは、場合によっては、市長がよくやるでしょう。「市長室」からということで、それを取り上げて、市長、書かれたらどうですか。市長の声も一声聞いておきます。お願いします。

○議長（福島盛之助君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　犬に関しましては、人間に大変な重症になる狂犬病が、その病原を犬がキャリアとして運ぶということがあったものですから、かなり厳しいペット条例と言われるものが設けられておるわけでありまして、それからふん公害という、いわゆるペットの散歩に伴って、確かに路傍でありますとか、植え込みでありますとか、あるいは草の中に潜んでいるとかいう形で、非常に不快感を与えるということでは、市民の方々に大変御迷惑が多いだろうと思っております。一方に、よく理解をされて、わさわざシャベルと袋を持って必ず後始末をしておいでになる方もだんだんとふえておるのも現状でありまして、こういう課題は、市民同士といたしましては、マナーとして、あるいは自治の能力として本来は解決すべき課題であるというふうに私は思っております。広報等のＰＲも使いまして、また私もそのような主張を唱えまして、市民一般の生活の中で「ルールを守ってマナーよく」ということを、自治の一番の原点ということでお願いをしてまいりたいと思っております。

条例につきましては、今担当者がお答えをしておりますとおり、慎重に構えていきたい、こう思っております。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　要するに行政のいろいろな施策の実効を上げるために、いろいろな手を打つわけですけれど、現に今まで、広報での取り組みは再三やってきているわけでしょう、市側も。国の法律もあれば、都の条例もある。にもかかわらず、苦情が非常に多い。実際、一々そういった苦情を市長のところには言う人はいないと思うんですけれども、私、今回、佐瀬議員にはめられて、順番で自治会長になったわけです

が、大変な名誉ですけれども、この犬・猫のふん公害のことの要望は物すごく強い。自治会からずうっと引き継ぎでそれが課題になってきた。できれば佐瀬自治会長のころに解決してほしかったんだけれども、積み残しがあってきたんで、私がここで取り上げて、何とかしたい、こう思っているわけであります。

いずれにしても、この犬・猫のふん公害というのは、皆さんが本当に心から、早く何とかしてほしいという気持ちでおることを、ひとつ行政がしっかりと受けとめてもらいたい。大きな声でどなれば通ずるとか、そういうことでもないでしょう。淡々と申し上げている中に、私は真実を訴えているつもりでありますので、その辺のところをよく酌み取っていただきたい。このことを強く要望して、この質問を終わります。

○議長（福島盛之助君）　これをもって25の１、犬・猫糞公害防止条例の制定を求めるの質問を終わります。

一般質問25の２、生コンプラント規模拡大に伴う公害対策についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

○27番（小山良悟君）　大分和やかになってきました。お互い共有する時間ですから、和やかなことはまことに結構なことであります。

さて、この公害の問題、きょうは公害の問題二つ出ましたが、これも日常生活にありふれた問題でありまして、関係ない地域してみれば小さな問題のように思えるかもしれませんが、当事者にとっては深刻な問題ということにもなろうかと思います。

南平一丁目に所在する生コンの工場ですか、年々、経営者の経営努力の成果ということも一面では言えるかと思いますが、そのプラントの規模が拡大してきた。その拡大に伴って、いろんな問題が出てきているわけであります。騒音といいますか、工場の操業する騒音、あるいは振動、あるいは交通公害とか、そういういろんな問題が出ているわけであります。夜も安心して眠れないというようなケースもあるみたいなんですけれども、あるいは道路が非常に狭くて、非常に怖いといいますか、いつ交通事故が起きてもおかしくないというような状況にもあるという、そういうところの問題であります。

この問題については、平成２年に市議会に請願が出されまして、「生コン工場資材置き場の公害に関する請願」というのが出ておりまして、３月に厚生委員会に付託され、９月に本会議でこの請願が採択されております。この粉じんの公害とか、交通の公害、振動の公害、こういったものに対して、市の強力な対策と指導等最大限の努力をお願いします、ということで採択されているわけであります。

そしてその後、平成４年の12月に、業者と近隣の住民との協定書が結ばれました。これには、立会人として日野市の環境防災課長、そして日野市議会議員が１名立会人になったわけでありますが、この問題では、私がまず市側にただしたいことは、この厚生委員会の請願の採択を受けた後に、この問題についてどのように対応してきたか。というのは、どうも対応の成果が見られないということで、先般、６月４日、南平の下組自治会の呼びかけによりまして、南平下組自治会、そして南平中組自治会、鹿島台自治会の三つの自治会の役員が合同でこの問題について協議をし、そして業者に要望書を出すことになりました。６月４日に提出しております、要望書は。

この要望書の内容は、協定書を守ってほしいということであります。こういう事態になってきているわけでありまして、市側が果たしてどんな取り組みをしてきたのかということが、厚生委員会のとにかく請願の採択というそういうこともありますし、それからこの協定書にも、立会人として市側も判こを押している。まあ、立会人はどういうつもりで立ち会いしているか、本人に確かめておりませんが、判こを押している以上は、やっぱり立会人としての責務もあるわけでありまして、市側も判こを押しているわけですから、この協定を守るようにチェックしたり、あるいは指導したりとかという立場でもあろうかと思います。そういう観点から見て、どのようにこの問題について対応してきたか、その経過を説明いただきたいということと、それからあそこ、鹿島台の入り口の道路は、３トン車以上は進入ができないことになっておりますが、その辺のところはどのように指導してきたか。

それから、管理課長が出席していますから、せっかくおいでいただいていますから、工場に通ずる道路、お地蔵さんのところの隅切りのところですね。あそこの路肩が崩れている。大型車両が頻繁に出入りするものですから、路肩が崩れている。あれの対応をどのように考えているか。あわせて御答弁をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　御質問の生コンプラントの公害問題に対しましては、御質問にありましたように、平成２年に請願が出されております。市当局といたしましても、平成２年６月に会社に対しまして、改善計画の提出を求めました。その結果、平成２年の６月には、会社側から騒音対策工事、または粉じん対策工事などを行うという回答書を得ております。そして翌年、平成３年８月には、その回答書に基づく公害防止対策が完了した、というような報告もなされておりまして、これの確認も行っておる

ところでございます。その時点では、一定の成果はあったというふうに理解しております。しかし、その後平成９年に、プラントの全面的な改築がされております。（「平成４年」と呼ぶ者あり）平成４年でございます。失礼いたしました。平成４年９月には全面的な改築がされております。そして、お話にありましたように、会社側と地元との公害防止のための協定がなされております。これには、公害防災課長が立ち会っておるところございます。

その内容は、公害防止、あるいは環境保全に関して、十分誠意をもって行う。それから、地元の苦情処理等も同じように誠意をもって解決してほしい、というような内容でございます。一方、生コンのプラントがございます場所は、都市計画的には、１種住居専用地域でございまして、用途地域からしますと、本来的な施設ではございません。そんな中で、東京都の建築指導課にもお願いいたしまして、このプラントについての指導をお願いしております。東京都の建築指導課では、平成６年の５月に、工場側に対しまして、その場所が本来の用途地域ではないということを申しまして、できれば工場を移転してほしいというような申し入れを行っておるところでございますが、現状では、まだ移転には至ってはおらないわけでございます。

ことしに入りまして、御質問にもありました、かなり騒音、あるいは自動車の公害というのがあるというようなことで、地元の人たちから私どもの方にも苦情が入ってございます。市といたしましては、その地元の苦情に対して、会社側で誠意をもって対応するように、ということを指示しております。また、その際、工場の移転について、移転先の候補地を紹介したりして、東京都の建築指導課の移転の申し出と同じように、その移転について督促をいたしておるところでございます。

最終的な近時の状況でございますけれども、やはり御質問にありましたように、ことしの６月になりまして地元の方から、６月20日までの期限つきで公害防止についての回答を求めるというようなことが会社に出ております。会社側がどんな対応をし、どんな回答して、どんな是正をするかというような推移を見ることももちろんでございますが、今後、従前の協定が十分果たしていけるように、続けて指導していくつもりでございます。

○議長（福島盛之助君）　管理課長。

○管理課長（堀江勝利君）　道路の関係でございますが、該当路線といたしまして、高幡橋交差点から鹿島台方面へ通じます幹線市道Ⅰ－５号線と、進入路となっております市道12号線の２路線が該当いたしております。このうち、幹線市道１－５号線につ

きましては、御指摘がございましたとおり、交通管理者によりまして、３トンの重量規制がかかっているところでございます。したがいまして、この３トン以上の車両が通行する場合には、交通管理者の通行許可を受けていただきまして、また道路管理者に対しましても、市道反復通行許可申請を提出いただきまして、その許可によって通行が可能となっております。

それから２点目の、進入路M12号線でございます。そちらの路肩の崩れでございますが、これは市道反復通行許可申請に基づきます許可条件の中に、破損に対します維持・補修を義務づけております。したがいまして、この路肩補修につきましては、早速業者の方に指示をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　道路の方は、許可条件として工場側に義務づけているということですから、市民の立場からすれば、市道ですから、とにかく市側で、その業者に直してもらうかどうかは、私はとやかく言いませんが、早く対応していただきたいということです。

で、協定書については、現実を埋めなけりゃならない部分もあるわけでして、このことはしっかり認識していただきたいんですが、私も自治会長として、その協定書を守るように、という形の要望書に判こを押しております。しかし、その中で、当時であれば守れるような協定の内容であったのが、今日に至っては、ある程度の規模が拡大したという段階になりますと、実際にこの協定書を守れと言われても、現実の問題として、守れない物理的な問題もあるわけです。例えば生コン車の出入りを１日七、八台にしてほしいというのが、当時は七、八台ということ。ところが、現状では、もうその10倍ぐらいになっているということでして、そうしますと、現実に当時の台数に戻すとなると、いわゆる企業側の立場になれば、商売として全然成り立たなくなっちゃう。できる相談じゃない。死活問題だというふうにも、企業側から言わせれば、そういうことになろうかと思うんです。そういうとにかく協定書を守ってもらいたいというのに変わりはないわけですが、できない相談もやっぱり中にあるだろうな。多分、回答の中には、そういうふうな回答も出てくるんじゃないかなというふうに予想はしております。

ですから、そういった現実も見据えた中で、市側の対応というものも考えてもらわなきゃいけない。そういう意味で、先ほど総務部長が、用地のあっせんもしますということで、私が言わんとすることを先取りして答えてくれましたからいいんですが、この

ことが実は、私はきょうの質問の大きな目的だったわけです。用途地域として不適格な場所だから、移転しなさいよと言っても、現実にやっぱり、その移転するべき用地の確保、見通しがなければ、できない問題ですし、これは、とにかく近隣の住民にしてみれば、早く何とかしてほしい。いろんな要望書に書かれていることは、いわば対症療法的なことですから、一時しのぎの対応しかできないわけで、抜本的な問題解決ということになれば、工場の移転しかないわけです。企業の経営者にしても、せっかく企業努力で経営規模を拡大してきたということは、これは企業の経営者としては、称賛されるべき、褒められるべきことなんですね。だからそれを、立地条件が悪いために、逆に地域住民から白い目で見られるというんでは不幸ですから、地域住民からも、立派な経営者として称賛されるためにも、工場を適地に移転するということが、お互いにいい姿だというふうに思うわけです。

したがって、工場の用地あっせんについては、市側はこの問題を抜本的に解決するために、本格的に取り組んでいただきたい、ということを強く申し上げたいわけであります。その決意といいますか、だけをもう一度お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　先ほどもお答えいたしましたけれども、東京都の建築指導課とあわせて、その移転について、さらに会社側に強く申し入れを続けていきたいというふうに思っております。

○議長（福島盛之助君）　小山良悟君。

○27番（小山良悟君）　くどいようで申しわけありませんが、移転せよせよというのを、東京都も市も口をそろえて会社側に迫るというだけじゃなくて、その移転できる条件をもって、そして迫ってもらいたいということを念を押して、この質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（福島盛之助君）　これをもって25の２、生コンプラント規模拡大に伴う公害対策についての質問を終わります。

これより議案第41号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第42号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第41号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定。

本議案は、地方税法、結核予防法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の改正により、日野市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第42号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）。

本議案は、平成７年度日野市の国民健康保険特別会計補正予算の第１号であります。歳入歳出予算の総額に変更ございませんが、歳出予算の補正は、項の区分、結核・精神医療給付金を新設し、200万円を療養諸費から組み替えたものであります。

以上、２議案の詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（田村丞子君）　それでは、ただいま御提案がございました議案第41号、それから議案第42号について御説明をさせていただきます。

まず議案第41号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

新旧対照表で御説明をいたします前に、まず、今回の改正の要旨を説明を申し上げます。今回の一部改正の内容は２点ございます。まず、第１点目でございますが、結核・精神医療給付金の規定を設けることでございます。７月１日に施行による結核予防法と、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改まりました。そして、この精神保健法が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律へと名称が改まりました。この２法の改正に伴いまして、自己の負担分を任意給付として、結核・精神医療給付金を支給する規定を第５条の７に設け、これまで一部負担を要しないとしておりました５条の３及び５条の４を削除するものでございます。この改正によりまして、負担の仕組みが、公費負担から保険者優先となりました。実質的には、患者には負担をさせないように、この給付金の支給に変えるというものでございます。

それから２点目でございますが、保険税の減額規定第17条と付則第５条の文言の追加の改正でございます。御存じのように、国民健康保険税は、地方税の規定を受けまして、国民健康保険法に連動しております。そしてまた、いろいろな規定がございまして、低所得者に対しまして、減額制度がとられております。その地方税法第735条を受けまして、総所得金額33万円以下は均等割及び世帯平等割額を６割に軽減、そしてま

た33万円に被保険者１人当たり23万5,000円を超えない金額のときは、４割軽減となっております。この法の730条の５の次に、703条の５第２項といたしまして、新たに２割の軽減の規定が設けられました。それに伴いまして、現行の６割、４割の軽減額の法的根拠が、703条の５第１項と改まりましたので、現行730条の５とあるのを、730条の５第１項と規定を改正するものでございます。

それでは新旧対照表によりまして御説明を申し上げます。

６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。ここでは、結核・精神医療給付金の条例が新設されました。５条の３、５条の４の一部負担金の支払いを要しないという規定を削除するものでございます。

次の５条の７でございますが、結核・精神医療給付金の条文が新たに加わったものでございます。まず第１項でございますが、次の８ページの上段にかかわりますが、結核予防法による一般患者の医療34条、それから従業禁止命令による患者の医療35条と、精神保健法及び精神障害者に関する法律による措置入院30条と、通院医療32条の医療対照を規定しているものでございます。

次、第２項でございますが、結核医療・精神医療費の支給額は、法関係に規定する自己負担相当であること、そしてまた、入院時の食事療養費の標準負担額は含まない。本人負担になるということでございます。

それから第３項でございますが、給付金の支払い方法を言っております。保険者と世帯主が直接のやりとりではなく、一般療養と同様に、国保連合会経由で保険医療機関または保険薬局に支払うということができる、というものでございます。

第４項でございますが、前項の支払いがあったときは、世帯主に対して支給があったものとみなす、という規定でございます。

次の10、11ページをお開きいただきたいと思います。17条でございますが、これは保険税の減額の規定でございます。第１号、第２号は、地方税法の改正によりまして、703条の５に第１項と文言の追加改正でございます。

次に12、13ページ、付則でございます。付則の５項でございますが、これもやはり、703条の５に第１項と文言の追加改正でございます。

改正趣旨につきましては、最初に説明をさせていただきましたので、新旧対照表をもちまして、御参照願いますようお願い申し上げます。

それでは３ページをお開きいただきたいと思います。施行期日を定めております。

次の４ページ、５ページになりますが、付則第１項では、保険税の減額規定は、平

成７年４月１日から適用、それから精神保険及び精神障害者福祉に関する法律の規定は、平成７年７月１日から施行するものでございます。

第２項は、経過措置となっております。

以上、改正の内容は２点でございますが、条例事項は、国保運営協議会の協議事項でございますので、去る６月１日に開会をお願いいたしまして、既に御承認をされておりますことを申し添えまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議案第42号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の御説明を申し上げさせていただきます。

追加議案で今お願いいたしましたように、国保条例の改正に伴う補正の予算でございます。

それでは６ページ、７ページをお開きいただきたいと思います。結核・精神医療給付金を任意給付として支給することになりましたので、その所要額について予算科目の新設に合わせまして計上するものでございます。それで、保険給付費、それから療養諸費の一般保険者療養給付費から200万円を、35項の結核・精神医療給付金へ組み替え措置をするものでございます。総額的には変わりございません。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　それではこれより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第41号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第42号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第43号、浅川右岸第六処理分区（７－２）工事請負契約の締結の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第43号、浅川右岸第六処理分区（７－２）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、浅川右岸第六処理分区（７－２）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、提案するものであります。

入札の結果、１億6,634万5,000円で株式会社清水組が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　それでは議案第43号、浅川右岸第六処理分区（７－２）工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約金額は、１億6,634万5,000円でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から平成８年３月18日までででございます。契約の相手方でございますが、日野市大字石田410番地の６、株式会社清水組代表取締役・清水保雄さんでございます。

恐れ入りますが、２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。入札の経過でございますが、５月26日に指名業者に設計図書を渡しまして、入札を６月12日に執行いたしました。入札の結果、株式会社清水組が１億6,150万円で落札いたしました。

工事の概要でございますが、３ページでございます。口径250ミリの下水管を951.2メートル、開削により布設するものでございます。マンホールは45カ所でございます。工事の場所につきましては、下記の図のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第43号、浅川右岸第六処理分区（７－２）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第44号、浅川左岸第四処理分区（７－１）工事請負契約の締結の件を議題といたます。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第44号、浅川左岸第四処理分区（７－１）工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、浅川左岸第四処理分区（７－１）工事の請負契約を締結するもので、地方自治法第96条第１項第５号の規定及び日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、提案するものであります。

入札の結果、４億479万円で株式会社福田組が落札いたしました。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大崎　茂君）　議案第44号、浅川左岸第四処理分区（７－１）工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

契約金額は、４億479万円でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。工期は、契約の翌日から平成９年３月３日まででございまして、２カ年にわたるものでございます。契約の相手方でございますが、新潟県新潟市一番堀通町３番地10、株式会社福田組代表取締役・福田実さんでございます。

次の２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。入札の経過でございますが、５月26日に指名業者に設計図書を渡しまして、入札を６月12日に執行いたしました。入札の結果、株式会社福田組が３億9,300万円で落札いたしました。

工事の概要でございますが、口径900ミリの下水道管を449.1メートル、推進工法によって布設するものでございます。マンホール設置は２カ所でございます。工事の場所につきましては、下に図面で示すとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。土方尚功君。

○15番（土方尚功君）　今の説明の中で、マンホールの設置の関係は、推測するところによれば、一番最上流の部分と最下流の部分の２カ所かなというふうに思いますけれども、特にこの路線、先ほどの案件と同じように、503号線ではありますが、大変ここの道は混雑をする場所ということで、推進工法をとられたというふうに推測をいたしますが、特段にそういった状況の中で、マンホールの設置の関係が、そこら辺が現実には立て坑という形で起こりますね。交通の障害その他については、どのように市側は考えられているのか。

そしてまた、特に私、ちょうどまだ区画整理との整合の関係等もあって、特段に中央道に突き当たるところまで出していますが、前に一部、路線を変更し、要するに新設される都道に流入させるというようなことで、ちょうどこの図面でいうと503の３あたりのところから南へ持っていくというような計画もあったやに記憶をしている部分がございます。そこら辺がどのようになっているか。私の記憶が間違いであれば結構なんてすけれども、特に側道に沿ったところには、上水道の管の埋設等があって、若干そこら辺、技術的な問題等も残っているというふうには推測をしているんですけれども、ここら辺、どのような対応をされているか、お伺いしたいと思います。

○議長（福島盛之助君）　御答弁願います。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、マンホール２カ所、これは今議員さんの方の御指摘のとおり、この図面で最上流と最下流の箇所に立て坑のマンホールを２箇所つけるということでございます。それで、これは推進でございますので、この最上流のところに松林がございます。そこの空き地を借りまして、そこから作業する。それで道路の真ん中に立て坑、これはその立て坑の期間だけは、夜間工事でやらせてもうらう、こういう考え方でございます。下流の方の立て坑もそういうことでございます。それで、その立て坑を将来的にはマンホールとして使っていく、こういう計画でございます。

それから、一部変更ということでございます。御指摘のとおり、当初は手前、503号線と書いたこの近くに、区画整理で新しく道路を計画されておる路線がございました。ところが、この曲がりの区画整理、この事業を待っていますと、ずっとおくれてくるということで、できるたけ早くやるということで、この高速道路の縁に変更しておる、こういうことでございます。したがって、今議員さんの言われているように、当初、計画では手前の方から入っております。ただ、これは時間的に非常に先になるので、この地域の供用開始を早めるということで一応変更しておりますと、こういうことでございます。

○議長（福島盛之助君）　　これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　　御異議ないものと認めます。よって議案第44号、浅川左岸第四処理分区（７－１）工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第７－９号、大震災害発生時に直ちに緊急出動し得るよう、飛行基地及び部隊周辺地区にこれら部隊の基幹要員の待機宿舎又は借上宿舎を早期に設置することに関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第７－９号の常任委員会への付託は、会議規則第134条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）一ノ瀬　隆君。

○28番（一ノ瀬　隆君）　　議事進行で発言させていただきます。

去る６月13日の一般質問で、内田勲議員の発言の中で、紹介議員への謝礼金を増額させるために建設反対の請願を出す、というようなものがあったと記憶します。この発言は、紹介議員たり得る日野市議会議員で構成する日野市議会の名誉を著しく傷つけるものであると考えます。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）この発言の会議録削除などを求めるべきだと思いますが、より正確を期し、慎重を期したいと思いますので、この発言の速記録を早急に作成し、提示していただきたくお願いいたします。議長の確約を求めます。

○議長（福島盛之助君）　　それでは議長におきまして検討いたしたいと思います。一ノ瀬　隆君。

○28番（一ノ瀬　隆君）　　検討ではなくて、速記録を早急に欲しいということですから、その点を約束していただきたいということであります。

○議長（福島盛之助君）　　検討させていただきます。（「異議なし」「議長」と呼ぶ者あ

り）一ノ瀬　隆君。

○28番（一ノ瀬　隆君）　検討ではなく、はっきり約束していただきたいということをお願いしているんです。

○議長（福島盛之助君）　それでは議長といたしましては、よく調査いたしまして、検討いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

明日から始まります常任・特別委員会は、お手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき御参集願います。

次回本会議は６月22日、木曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後７時24分　散会

6月22日　木曜日　（第7日）

平成7年
第2回定例会

日野市議会会議録　（第16号）

6月22日　木曜日　（第7日）

出席議員　（30名）

1番	江口和雄君	2番	佐藤洋二君
3番	菅原直志君	4番	渡邉馨鴻君
5番	吉冨正敏君	6番	小島　久君
7番	小川友一君	8番	森田美津雄君
9番	佐瀬昭二郎君	10番	中谷好幸君
11番	沢田研二君	12番	田原　茂君
13番	宮沢清子君	14番	執印真智子君
15番	土方尚功君	16番	天野輝男君
17番	奥住日出男君	18番	橋本文子君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	内田　勲君	22番	馬場繁夫君
23番	夏井明男君	24番	黒川重憲君
25番	福島盛之助君	26番	簇野行雄君
27番	小山良悟君	28番	一ノ瀬　隆君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
助役	坂口泰雄君	企画財政部長	野中勝美君
総務部長	大崎茂男君	市民部長	田村丕子君
生活文化部長	小野宗市君	環境部長	山口正夫君
都市整備部長	鈴木栄弘君	福祉部長	藤本享一君
水道部長	土方重男君	病院事務長	高野英男君
教育長	園田匠君	学校教育部長	谷正幸君
社会教育部長	加藤侃一郎君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	小俣雅義君	副主幹	濃沼哲夫君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君
書記	立川智君	書記	堀辺美子君
書記	永野裕子君		

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成7年6月22日（木）
午前10時開議

（議案審査報告）　（総務委員会）

日程第1　議案　第1号　日野市環境基本条例について

日程第2　議案　第36号　日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3　議案　第37号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

（厚生委員会）

日程第4　議案　第38号　日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の

制定について

日程第　5　議案　第 41 号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　6　議案　第 42 号　平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

（建設委員会）

日程第　7　議案　第 39 号　市道路線の認定について

（取り下げ）　（総務委員会）

日程第　8　請願　第６－９号　南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情

（厚生委員会）

日程第　9　請願　第６－７号　多摩平五丁目地区センター設立に関する請願

（建設委員会）

日程第　10　請願　第６－56号　日野市大坂上四丁目二十に計画されている分譲マンション「（仮称）クリオ日野弐番館」建築については、周辺居住者が同意するまで、建築を認めない行政指導を求める請願

（請願審査報告）　（総務委員会）

日程第　11　請願　第６－27号　消費税率の引き上げ反対を求める請願

日程第　12　請願　第６－42号　消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情

日程第　13　請願　第７－５号　日野市の震災対策に関する請願

日程第　14　請願　第７－６号　衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情

日程第　15　請願　第７－８号　日野市消防団第７分団第１部器具置場、詰め所移転に関する請願

（厚生委員会）

日程第　16　請願　第６－45号　安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情

（継続審査）　（総務委員会）

日程第　17　請願　第６－12号　真に国民のための公共事業推進を求める陳情

日程第　18　請願　第６－13号　真に国民のための公共事業を求める陳情

日程第　19　請願　第６－34号　日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情

日程第 20	請 願	第6－51号	永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情
日程第 21	請 願	第7－7号	定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情
日程第 22	請 願	第7－9号	大震災害発生時に直ちに緊急出動し得るよう、飛行基地及び部隊周辺地区にこれら部隊の基幹要員の待機宿舎又は借上宿舎を早期に設置することに関する請願 （文教委員会）
日程第 23	請 願	第6－46号	学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願 （厚生委員会）
日程第 24	請 願	第6－22号	日野市に重度知的障害者が主に入所出来る更生施設の建設に関する請願
日程第 25	請 願	第6－37号	犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情
日程第 26	請 願	第6－44号	保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情
日程第 27	請 願	第6－54号	診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の経営基盤安定化のための陳情
日程第 28	請 願	第6－63号	日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願
日程第 29	請 願	第7－1号	障害者小規模作業所に対する国庫補助制度の改善と充実を求めての意見書提出等に関する陳情
日程第 30	請 願	第7－2号	お年寄りの入院時給食代の助成を求める請願
日程第 31	請 願	第7－3号	トレーニング室設置に関する請願 （建設委員会）
日程第 32	請 願	第6－15号	程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願
日程第 33	請 願	第6－47号	豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願
日程第 34	請 願	第6－57号	減歩の諸点について見直して下さいの陳情

日程第　35　請 願　第6－58号　住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情

日程第　36　請 願　第6－59号　3・3・2道路幅を他地区並に28mとし保留地を確保してつけ換地に充当してくださいの陳情

日程第　37　請 願　第6－61号　多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願

日程第　38　請 願　第6－64号　清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願

（継続審査議決）

日程第　39　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　40　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　41　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　42　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　43　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（議案上程）

日程第　44　議員提出議案第 3 号　戦後五十年に際して平和を誓う日野市議会決議

日程第　45　議員提出議案第 4 号　都市博中止を支持し、臨海開発の徹底的見直し、2信組への融資とりやめを求める意見書

日程第　46　議員提出議案第 5 号　オウム真理教の宗教法人解散を求める意見書

日程第　47　議員提出議案第 6 号　日の出町谷戸沢処分場に関する意見書

日程第　48　議員提出議案第 7 号　保健所・保健相談所の統廃合に反対し日野保健所の存続を求める意見書

日程第　49　議員提出議案第 8 号　安心して働ける看護婦制度の拡充を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第1から第49まで

午後４時52分　開議

○議長（福島盛之助君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時54分　休憩

午後８時38分　再開

○議長（福島盛之助君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第１号、日野市環境基本条例の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第36号、日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第37号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（田原　茂君）　総務委員会の審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

議案第36号、議案第37号についてでございます。

まず、議案第36号、日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この改正は、育児休業手当金に関する地方公務員共済組合法改正に伴うものでございます。質疑、意見なく、全会一致、可決すべきものと決しました。

議案第37号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この改正は、阪神・淡路大震災に関し負担軽減を趣旨とするものでございます。質疑、意見なく、全会一致可決すべきものと決しました。

以上、２議案の御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第36号、日野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第37号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　議案第38号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本件は、落川都営住宅の中にトイレ無償借用した場所に鉄筋コンクリート平屋の団地

集会所の新設をするもので、28畳の和室及び集会室、身障者用トイレ等を擁する地区センターが本年９月１日開館する予定なので、日野市立地区センター条例に書き加えられるものです。

さらに、これまでの条例中にあった日野市立上田地区センターにつきましては、40年間、地元の方々に使用され親しまれてきたものですが、土地の貸借契約満了のため地主さんから返還の請求があり、７月７日、期限切れということでもあるので、本条例から削除する旨、提案がなされておりました。ところが、上田地区センターにつきましては、自治会長のお骨折りもあって12月までは使ってもいいという話になり、更地にするのは１月で結構という事実が、質疑応答の中で判明してまいりました。そこで、上田地区センターの条例からの削除については、本定例会では見送ろうということになりました。

その後、この議案に対し、奥住日出男さんほか４名から修正案が提出されました。提案理由に対し質疑、意見が述べられた後採決に入り、全会一致、修正案を可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は修正可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第38号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は修正可決されました。

これより議案第41号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第42号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　議案第41号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げま

す。

改正の一つは、結核・精神医療給付金の創設でございます。これは結核医療及び精神医療の公費負担の見直しが行われて保険優先になることに伴い、国民健康保険条例の所要の修正が必要となったものでございます。

内容といたしましては、法律名の変更、負担の仕組みが、公費優先から保険優先に変更されること、さらには自己負担の負担率の変更が行われるものです。

改正の二つ目は、保険税減額条項の規程改正が行われるものでございまして、本年７月１日施行となっております。

厚生委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第42号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本議案は、国保条例の改正に伴う補正予算でございます。結核・精神医療給付金を任意給付として支給することになりましたので、その所要額について、予算科目の新設にあわせて計上するもので、財源の総額については変わりございません。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費から200万円を、結核・精神医療給付金へ組みかえ措置をするものでございます。

厚生委員会としましては、慎重審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第41号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定、議案第42号、平成７年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号、市道路線の認定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（沢田研二君）　議案第39号の建設委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本議案は、市道路線の認定についてのものです。道路用地の寄付利用による新設道路ですが、現地確認も行い慎重審議審議の結果、全会一致、可決すべきものと決した次第です。

なお、幅員5.01メートルといった下二けたまでの表示方法については、これまでも小数点第２位まで表示していましたが、今後はポイント００の表示に改めたいとの答弁がありました。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議案第39号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第６－９号、南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、総務委員長より報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（田原　茂君）　それでは、御報告申し上げます。

請願第６－９号、南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情につきましては、去る５月22日、都合により取り下げをしたい旨の書類が提出されました。６月19日の総務委員会におきましてそれを確認し、承認した次第でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６－９号、南平一丁目～二丁目住宅地内への路線ミニバス導入計画の見直しについての陳情の件は取り下げることに決しました。

これより請願第６－７号、多摩平五丁目地区センター設立に関する請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、厚生委員長より報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　請願第６－７号、多摩平五丁目地区センター設立に関する請願につきましては、去る６月16日、都合により取り下げをしたい旨の書類が提出されました。６月16日の厚生委員会におきまして、それを確認いたしました。承認をした次第でございます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６－７号、多摩平五丁目地区センター設立に関する請願の権は取り下げることに決しました。

これより請願第６－56号、日野市大坂上四丁目20に計画されている分譲マンション「（仮称）クリオ日野弐番館」建築については、周辺居住者が同意するまで、建築を認めない行政指導を求める請願の件を議題といたします。

本件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、建設委員長より報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（沢田研二君）　請願第６－56号、日野市大坂上四丁目20に計画されている分譲マンション「（仮称）クリオ日野弐番館」建築については、周辺居住者が同意するまで建築を認めない行政指導を求める請願でございます。

本請願は、平成６年12月６日に受け付けされた、多摩平六丁目にお住まいで暁自治会会長をお務めの増田武様ほか830名の方から出された請願でございます。平成６年12月議会におきまして建設委員会に付託され、以降、慎重審議を行ってきたところですが、平成７年４月14日、請願者代表の増田武様より、議長あてに取り下げ願いが提出されました。

当委員会としは、この取り下げを承認することに決定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　ただいまの委員長の報告のとおりこれを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６－56号、日野市大坂上四丁目20に計画されている分譲マンション「（仮称）クリオ日野弐番館」建設については、周辺居住者が同意するまで、建築を認めない行政指導を求める請願の権は取り下げることに決しました。

これより請願第６－27号、消費税率の引き上げ反対を求める請願、請願第６－42号、消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（田原　茂君）　請願第６－27号、消費税率の引き上げ反対を求める請願及び請願第６－42号、消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情についての総務委員会での審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

質疑はありませんでしたが、意見としては、公約をした政党もあるわけだから採択すべしというものと、今、政府としては減税を先行し1997年には５％にアップという方針も示されているので、今、消費税を廃止するわけにはいかないということで不採択という両意見があったわけですが、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ただいまの委員長の報告は、請願の６－27号及び６－42号、多数で不採択という結果になったことが御報告されました。私は、委員会の審査にも加わったわけでありますが、採択すべきとの意見を申し上げたわけでございます。請願の６－27号で申し上げますと、その要旨は「消費税が実施されて５年目に入りました。

課税当局は消費税は完全に定着したと宣伝していますが、とんでもないことです。国民はやむを得ず法に従っているだけです。４人家族でこの５年間、約50万円も負担させられました。生活保護世帯、年金生活者に容赦なく課税される最もひどい不公平税制です」ということを述べ、したがって、税率の引き上げを行わないこと等、消費税に反対する旨の意見書を政府に提出してほしいという内容のものでございます。

委員会の中でも不採択にすべきとの意見の中で、もはや消費税は定着している、このような意見もあったわけでありますが、この請願要旨の中にも述べてありますように、国民の大部分は、定着しているという認識にはないと考えるものでございます。

さらに、減税先行論というものもありますけれど、これは消費税の大幅な引き上げの前提の上に立った減税であったということは、御承知のとおりであります。例えば、低率減税、これは時限立法でございました。いわゆる制度減税といわれるものもありましたが、これによる減税額は３兆5,000億円と見込まれております。しかし、税率を２％引き上げるだけで４兆8,000億円の増収になります。差し引き１兆3,000億円の増収になるということでありますから、減税を行ったとしても消費税の税率アップ分の増税がはるかに上回るということになるわけであります。

さらに、福祉を充実させるとか、あるいは高齢者の対策のためにとの口実もあるわけでありますが、これも事実、成り立たない口実でしかないということも明らかでございます。昨年の11月22日の参議院の審査の中で、日本共産党の有働議員が明らかにしておりますけれど、厚生省がゴールドプランに基づきます財源の消費税をどの程度ゴールドプランに回すかという試算が出ているわけでございますが、それによりますと、1990年度、消費税が導入されて以降の高齢者福祉対策、いわゆるゴールドプランへの国庫負担分は、消費税収入の平均2.6％にしかすぎないということが明らかにされております。さらに、手直しをされた新しいゴールドプランでも、増収分の国庫負担割合はわずか3.1％のみという程度にとどまっているわけでありますから、これは福祉のための財源を得るということは全く詭弁でしかないということになるわけでございます。97年度の２％減税によって、４兆8,000億円のうちゴールドプランに回す分は1,500億円でしかないわけでございまして、福祉対策の口実は成り立たないということが明らかになっているわけでございます。

３点目に指摘しておきたいことは、いわゆる公約を守る政治にかかわる問題でございます。さきの青島都知事の都市博中止問題でも明らかになりましたように、今、都民、国民は、公約を守る政治を行ってほしいと強く願っていることが明らかになりました。

２年前の総選挙の際に各党が発表いたしました、この消費税にかかわる政策で、朝日新聞が７月７日付で各党のアンケートを発表しておりますけれど、ここで紹介されているものは、社会党は「税率を上げるべきではない」、さきがけが「税率は現状のままとすべきだ」、自民党は「税制を全般的に見直す」というのが公約でございましたが、これら３党の掲げた公約の中で「消費税率を引き上げる」と公約した政党は、一つもありません。選挙も行わずに税制だけを大きく変え、消費税率をアップするなどというようなことは、まさに公約違反そのものだと指摘されてまいったわけでございます。

この二つの請願趣旨は、全く市民の皆さんの意思、そしてその願いを議会に託して提出されたものだと判断したわけでございます。速やかに採択をして、政府に意見書を上げるというのが、日野市議会としてのとるべき態度ではないかと思いますので、本請願２件の採択を強く主張いたしまして、意見といたします。

○議長（福島盛之助君）　　小島　久君。

○６番（小島　久君）　　私は、本２件の請願について、民主クラブを代表して意見を申し上げます。

まず、本請願の内容は、消費税率の引き上げを行わないこと、つまり３％を具体的に７から10％というような、請願の内容になっております。つまり、引き上げることはいかぬということであります。また、食料品を初めとする生活必需品を非課税とすること、等であります。

平成２年に消費税が導入されて依頼、徐々にではありますけれども、市民、国民の理解が得られつつあります。特に平成６年９月に税制調査会が打ち出しました、いわゆる行政改革プロジェクトチームによるところの税制改革大綱、これらが定められました。これによりますと、増減税一体処理の方針が打ち出されまして、既に減税先行で平成５年、低率20％の減税を実施しておるところであります。

さらに、平成６年、平成７年、所得税、住民税、合わせまして５兆5,000億、内訳は、恒久減税が３兆5,000億、低率減税２兆円、いわゆる２階建て方式と称して、これらの減税先行が実施されております。

これと並行いたしまして、消費税率の引き上げ、まだパーセンテージは定かではありませんけれども、おおよそ委員長が報告になりました３％を、最小限の５％にとどめようという方針であります。したがって、これは将来の高齢化社会に備えた、いわゆる福祉財源捻出のための必要な財源であると説明がなされております。

またさらに、消費税率の引き上げ時期等、あるいは消費税の減免事業者の取り扱い、

あるいは簡易課税制度の取り扱い、こういったものが、まだ確定がなされていない状況でございます。平成９年度に向かってこの結論を出すように努力しているというふうに伺っております。

したがいまして、以上のことを申し上げまして、委員長報告のとおり原案不採択に賛成し、意見といたします。

○議長（福島盛之助君）　これをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　挙手多数であります。よって請願第６－27号、消費税率の引き上げ反対を求める請願、請願第６－42号、消費税の税率引き上げ反対、廃止を要求する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第７－５号、日野市の震災対策に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（田原　茂君）　請願第７－５号、日野市の震災対策に関する請願についての総務委員会での審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

質疑、意見なく、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって請願第７－５号、日野市の震災対策に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第７－６号、衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（田原　茂君）　請願第７－６号、衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情についての、総務委員会での審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

質疑としては、ことしの３月議会で不採択になった同趣旨の請願と内容的にも同じものかどうか、というものがございました。

その質問に対し、全く同じものであるという答弁があり、全会一致、不採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって請願第７－６号、衆議院議員選挙小選挙区の定数不平等配分是正に関する陳情の件は委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第７－８号、日野市消防団第７分団第１部器具置場、詰め所移転に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（田原　茂君）　請願第７－８号、日野市消防団第７分団第１部器具置場、詰め所移転に関する請願について、総務委員会での審査経過及び審査結果を御報告申し上げます。

主な質疑といたしましては、四、五年前からこの移転の話は出ていたのに、なぜもっと早く対応できなかったのか、高幡区画整理地内にいい場所はないのか、市が提示した旧七生支所跡地と市営住宅西隣接地についてはいつ提示があったのか、市営住宅西隣接地については、もしここに移転した場合、消防活動はできないのかどうか、土地開発公社等で持っている土地と交換できるところはないのか、等の質疑がなされました。

慎重審査の結果、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終

結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって請願第７－８号、日野市消防団第７分団第１部器具置場、詰め所移転に関する請願の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６－45号、安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（橋本文子君）　請願第６－45号、安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情について、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成６年９月14日の定例会におきまして、本委員会に付託されたものであります。

請願は、日野労働組合総連合議長、細田伊三様ほか４名の方から提案されたものです。医療従事者が患者に対して適切な医療、看護が提供できるように、看護婦の確保と処遇、労働条件の改善を求める意見書を国に対して上げていくためのものでございます。

意見といたしましては、今後の課題として、准看護婦制度の廃止、小規模病院での看護婦不足の解消等への対応をしっかりと考えてほしいというふうな意見が出されまして、要望は、次の３項目を認めてまいりました。

一つ、准看護婦制度を廃止し公的責任による看護教育のレベルアップを図ること

二つ、看護婦を大幅にふやし労働条件と確保対策の充実を図ること

三つ、ＩＬＯ看護職員条約を批准し関係国内法を改正すること

以上、３点につきまして、厚生委員会といたしましては慎重審査の結果、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。

本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって請願第６－45号、安心して働ける看護婦制度の拡充を求める陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第６－12号、真に国民のための公共事業推進を求める陳情、請願第６－13号、真に国民のための公共事業を求める陳情、請願第６－34号、日野市東平山二丁目消防署建設に関する陳情、請願第６－51号、永住する在日韓国人への地方参政権の付与を求める陳情、請願第７－７号、定住外国人に対する地方選挙への参政権に関する議会決議を求める陳情、請願第７－９号、大震災害発生時に直ちに緊急出動し得るよう、飛行基地及び部隊周辺地区にこれら部隊の基幹要員の待機宿舎または借上宿舎を早期に設置することに関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本６件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－46号、学校図書館事務嘱託員の雇用の継続を求める請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－22号、日野市重度知的障害者が主に入所できる更生施設の建設に関する請願、請願第６－37号、犬の不妊・去勢手術の委託事業の改善及び猫に対する助成金制度の確立のための陳情、請願第６－44号、保健所・市町村の公衆衛生機能の拡充強化をもとめる陳情、請願第６－54号、診療報酬の引き上げ・改善および民間医療機関の経営基盤安定化のための陳情、請願第６－63号、日の出町谷戸沢処分場に関する情報公開を求める請願、請願第７－１号、障害者小規模作業所に対する国庫補助制度の改善と充実を求めての意見書提出に関する陳情、請願第７－２号、お年寄りの入院時給食代の助成を求める請願、請願第７－３号、トレーニング室設置に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本８件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第６－15号、程久保一丁目下程久保自治会私道を公道移管に関する請願、請願第６－47号、豊田南地区の区画整理に伴うまちづくりに関する請願、請願第６－57号、減歩の諸点について見直して下さいの陳情、請願第６－58号、住居移転補償費は曳家補償を主とせず再築工法補償を主とするようにして下さいの陳情、請願第６－59号、３・３・２道路幅を他地区並に28メートルとし保留地を確保してつけ換地に充当し

てくださいの陳情、請願第６－61号、多摩平団地の建て替えに伴い、住民意見を日野市「調整部会」に反映させるための請願、請願第６－64号、清水ビル建設に伴う環境保全に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本７件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第39、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より議会の効率的運営に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第40、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第41、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長よりスポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第42、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第43、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

一ノ瀬　隆君。

○28番（一ノ瀬　隆君）　議事進行で発言させていただきます。

去る15日の私の発言に沿って、早速、内田議員の一般質問での発言の速記録を提示していただき、ありがとうございました。

この速記録を読ませていただき、改めてこの発言が日野市議会史上かつてなかったような問題発言だと感じたところであります。「和解金や補償金を引き上げるために請願を出す」という発言は、請願者の意向を無視し、これらの市民を愚弄するものだと言わざるを得ません。この「建設反対の請願の筆頭紹介議員が謝礼金目当てに必要以上に住民をあおったりしたらどうなりますか」という発言に至っては、こんな事実があるはずはないし、この発言は紹介議員たり得る日野市議会の議員を冒涜し日野市議会の名誉を著しく傷つけるものだと考えます。これら一連の発言の全面撤回と、市民と議会への陳謝を要求いたします。議長の権威ある対処をお願いしておきます。

以上です。(「議事進行」「議事進行にならないよ」「議事を遅延しているんだ。おかしいぞ」等発言する者多し)

○議長(福島盛之助君)　米沢照男君。

○30番(米沢照男君)　ただいま、一ノ瀬議員から、先日の内田議員発言に対しての発言がありました。この問題は、大変大事な問題でありますので、私も一言、意見を述べておきたいと思います。(「意見なんか述べる場じゃないよ」等発言する者多し)

○議長(福島盛之助君)　米沢照男君に申し上げます。議事進行が出たためで、意見を述べる機会ではございませんので……

○30番(米沢照男君)　私の指摘したいのは、今、一ノ瀬議員から指摘がありましたように……(発言する者多し)

○議長(福島盛之助君)　米沢照男君に申し上げます。意見は中止してください。

○30番(米沢照男君)　これは不穏当発言の最たるものであります。これまでもそうでしたけれども……(発言する者多し)

○議長(福島盛之助君)　米沢照男君、即発言を中止してください。

○30番(米沢照男君)　今後も提出されるかと思いますけれども、したがって、議員である以上……(発言する者多し)

○議長(福島盛之助君)　米沢照男君、意見の場ではございませんので発言を中止してください。

○30番(米沢照男君)　……発言については陳謝をして直ちに撤回すべきだと思います。

以上、一言意見を述べておきます。(発言する者多し)

○議長（福島盛之助君）　これより議員提出議案第３号、戦後五十年に際して平和を誓う日野市議会決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○10番（中谷好幸君）　議員提出議案第３号、戦後五十年に際して平和を誓う日野市議会決議についてでございます。

内容につきましては、お手元に配付しました文案のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第３号、戦後五十年に際して平和を誓う日野市議会決議の件は否決されました。

これより議員提出議案第４号、都市博中止を支持し、臨海開発の徹底的見直し、２信組への融資とりやめを求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第４号、都市博中止を支持し、臨海開発の徹底的見直し、２信組への融資とりやめを求める意見書であります。

案文については、お手元に配付したとおりでございますので、よろしく御審議をいただき、全会一致、可決できますようお願いします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第４号、都市博中止を支持し、臨海開発の徹底的見直し、２信組への融資とりやめを求める意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第５号、オウム真理教の宗教法人解散を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○29番（竹ノ上武俊君）　オウム真理教の宗教法人解散を求める意見書の案でございます。

案文については、お手元に配付してございますとおりでございますので、ひとつ全会

一致で可決していただきたいということをお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第５号、オウム真理教の宗教法人解散を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第６号、日の出町谷戸沢処分場に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○30番（米沢照男君）　議員提出議案第６号、日の出町谷戸沢処分場に関する意見書案でございます。

文案については、お手元に配付したとおりであります。人の命と人権にかかわる重要な問題でありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第６号、日の出町谷戸沢処分場に関する意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第７号、保健所・保健相談所の統廃合に反対し日野保健所の存続を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○20番（鈴木美奈子君）　議員提出議案第７号、保健所・保健相談所の統廃合に反対し日野保健所の存続を求める意見書でございます。

案文につきましては、皆様のところに配付されておりますので、これも全会一致、可決できますようによろしくお願いいたします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（福島盛之助君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第７号、保健所・保健相談所の統廃合に反対し日野保健所の存続を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第８号、安心して働ける看護婦制度の拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○18番（橋本文子君）　議員提出議案第８号、安心して働ける看護婦制度の拡充を求める意見書案でございます。

案文につきましては、お手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議の上、全会一致、可決いただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（福島盛之助君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福島盛之助君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第８号、安心して働ける看護婦制度の拡充を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成７年第２回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後９時37分　閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　福　島　盛之助

署名議員　　宮　沢　清　子

署名議員　　執　印　真智子